金 融 庁 の 1 年

（平成 28 事務年度版）

平成 29 年 11 月

金　　融　　庁

本冊子の記載内容について

１．　本冊子は、平成 28 年７月１日から 29 年６月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。

２．　証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照）、本冊子には記載していません。

本 編 ・ 目 次

第１部　金融庁の組織及び行政運営
第１章　金融庁の組織
第１節　金融庁の組織
Ⅰ　概要 ・・・２
Ⅱ　特命担当大臣 ・・・２
Ⅲ　所掌事務 ・・・２
第２節　平成29年度の体制整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　金融庁の行政運営
第１節　「金融行政方針」・「金融レポート」の策定・公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・４
第２節　財務局との連携 ・・・５
第３節　職員の任用等
Ⅰ　高度な専門知識を有する職員の確保・育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
Ⅱ　服務規律の確保 ・・・９
Ⅲ　法令等遵守調査室における情報受付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第４節　研究
Ⅰ　金融庁における研究 ・・10
Ⅱ　金融行政の参考となる調査研究の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
Ⅲ　産・官・学の連携強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第５節　研修
Ⅰ　金融庁における研修 ・・12
Ⅱ　研修の実績 ・・・12
第６節　行政情報化の推進
Ⅰ　概要 ・・・14
Ⅱ　取組実績 ・・14
第７節　報道・広報
Ⅰ　報道対応 ・・17
Ⅱ　広報活動 ・・17
第８節　情報公開等
Ⅰ　開示請求の動向 ・・18
Ⅱ　文書管理等の状況 ・・・20
第９節　金融機関等との意見交換 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
第10節　パブリック・コメント手続の実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
第11節　金融行政アドバイザリー制度
Ⅰ　制度の概要 ・・・22
Ⅱ　平成28事務年度における取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
第12節　金融行政モニター制度
Ⅰ　制度の概要 ・・・23
Ⅱ　提出された意見等に対する金融庁の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
第13節　金融サービス利用者相談室
Ⅰ　概要 ・・・25
Ⅱ　相談等の受付状況 ・・・25
Ⅲ　その他の活動状況 ・・・26
第14節　政策評価への取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

第15節　金融庁業務継続計画の策定 ……30
第16節　英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み ……31

第２部　金融に関する制度の企画及び立案
第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第１節　金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）（取引の高速化への対応、取引所グループの業務範囲の柔軟化、上場会社による公平な情報開示）
Ⅰ　経緯 ……33
Ⅱ　概要 ……33
第２節　顧客本位の業務運営に関する原則
Ⅰ　経緯 ……36
Ⅱ　概要 ……36
第３節　情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み
Ⅰ　開示諸制度の整備 ……37
Ⅱ　開示諸制度の運用 ……38
Ⅲ　ＥＤＩＮＥＴ（電子開示システム）の開発状況等 ……39
Ⅳ　会計基準の品質向上に向けた取組み ……40
Ⅴ　会計監査の信頼性確保に向けた取組み ……41
Ⅵ　公認会計士・監査法人等に対する監督 ……43
Ⅶ　公認会計士の魅力向上に向けた取組み ……44
Ⅷ　海外監査監督当局との連携強化 ……44
第４節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等
Ⅰ　金融商品取引業等に関する諸制度の整備 ……46
Ⅱ　金融商品取引所をめぐる動き ……48
Ⅲ　証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き ……49
Ⅳ　「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催 ……49

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
第１節　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備
Ⅰ　経緯 ……51
Ⅱ　概要 ……51
第２節　金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第98号）
Ⅰ　経緯 ……55
Ⅱ　概要 ……55
Ⅲ　その他 ……56
第３節　銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）
Ⅰ　経緯 ……57
Ⅱ　概要 ……57
Ⅲ　その他 ……57
第４節　フィンテックへの対応
Ⅰ　ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスク ……59
Ⅱ　決済高度化官民推進会議の開催 ……59
Ⅲ　フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議の開催 ……60
Ⅳ　ＦｉｎＴｅｃｈ時代のオンライン取引研究会の設置 ……61

Ⅴ　国際的なネットワークの強化 ……61
第５節　振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について
Ⅰ　振り込め詐欺救済法の概要 ……62
Ⅱ　預保納付金事業について ……62
Ⅲ　預保納付金事業の見直しについて ……63
第６節　休眠預金等活用法について
Ⅰ　経緯 ……64
Ⅱ　概要 ……64
第７節　金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等
及び監督指針等の改正 ……65

第５章　審議会等の活動状況
第１節　金融審議会
Ⅰ　金融審議会の構成 ……66
Ⅱ　平成28事務年度の開催実績 ……66
第２節　自動車損害賠償責任保険審議会
Ⅰ　設置 ……68
Ⅱ　自動車損害賠償責任保険審議会の組織 ……68
Ⅲ　自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況 ……68
第３節　企業会計審議会
Ⅰ　企業会計審議会の構成 ……69
Ⅱ　平成28事務年度の審議状況 ……69
第４節　金融トラブル連絡調整協議会
Ⅰ　経緯 ……70
Ⅱ　議論の状況 ……70

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み
第１節　政府の経済対策等における金融庁の取組み
Ⅰ　経緯等 ……71
Ⅱ　金融庁関連の施策 ……71
第２節　政府の成長戦略等における金融庁の取組み
Ⅰ　「未来投資戦略2017」（平成29年６月９日閣議決定） ……73
Ⅱ　「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年６月９日閣議決定） ‥75
Ⅲ　「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）」
（平成28年12月22日閣議決定） ……76
Ⅳ　「世界最先端ＩＴ国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」
（平成29年５月30日閣議決定） ……77
第３節　金融に関する税制
Ⅰ　つみたてＮＩＳＡの創設を含むＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）制度の
普及・定着に向けた取組みについて ……80
Ⅱ　平成29年度税制改正について ……80

第４節　規制・制度改革等に関する取組み
Ⅰ　規制・制度改革に関する取組み ……83
Ⅱ　産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応 ……84
Ⅲ　地域再生に関する取組み ……85

第５節　コーポレートガバナンスの実効性の向上について
Ⅰ　コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み　……86
Ⅱ　スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議について　……86
Ⅲ　スチュワードシップ・コードの改訂について　……87
第６節　中小企業等の経営改善・体質強化の支援
Ⅰ　背景　……88
Ⅱ　主な取組み　……88
第７節　東日本大震災への対応
Ⅰ　二重債務問題に係る金融庁関連の施策　……89
Ⅱ　金融機能強化法（震災特例）の運用状況　……90
Ⅲ　その他　……91
第８節　平成28年熊本地震への対応　……92
第９節　消費者行政に関する取組み
Ⅰ　経緯等　……93
Ⅱ　工程表の作成等　……93
Ⅲ　消費者基本計画における金融庁関連の施策　……93
第10節　障害者施策への対応
Ⅰ　概要　……95
Ⅱ　対応要領の周知及びアンケート調査等の実施　……95
第11節　金融経済教育の取組み
Ⅰ　概要　……96
Ⅱ　金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況　……96
第12節　家計の安定的な資産形成に関する取組み　……98
第13節　金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み　……99

第７章　銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り　……101

第３部　金融検査・監督等
第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き
第１節　検査・監督のあり方の見直し
Ⅰ　金融モニタリング有識者会議の設置　……103
Ⅱ　有識者会議報告書について　……103
Ⅲ　今後の取組み　……104
第２節　金融行政方針に基づく金融モニタリング
Ⅰ　経緯等　……105
Ⅱ　金融行政方針に基づく28事務年度のモニタリング　……105
第３節　業態横断的な金融モニタリング
Ⅰ　マクロプルーデンス　……107
Ⅱ　金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング　……107
第４節　早期是正措置・社外流出制限措置について
Ⅰ　早期是正措置の概要及び運用　……108
Ⅱ　社外流出制限措置の概要及び運用　……110
第５節　金融上の行政処分について
Ⅰ　行政処分の趣旨　……113
Ⅱ　行政処分の業態別発動状況　……113
第６節　反社会的勢力への対応について
Ⅰ　経緯　……114

Ⅱ　これまでの対応 ……114
第７節　指定紛争解決機関 ……116

第９章　預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き
第１節　監督指針等
Ⅰ　主要行等向けの総合的な監督指針等 ……117
Ⅱ　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等 ……118
第２節　預金取扱等金融機関の概況
Ⅰ　主要行等の平成28年度決算概況 ……120
Ⅱ　地域銀行の平成28年度決算概況 ……120
Ⅲ　再編等の状況 ……120
Ⅳ　不良債権処理等の推移 ……122
Ⅴ　預金保険料率の変更 ……123
第３節　預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング
Ⅰ　主要行等に対する金融モニタリング ……124
Ⅱ　地域銀行に対する金融モニタリング ……124
Ⅲ　外国銀行に対する金融モニタリング ……124
Ⅳ　協同組織金融機関に対する金融モニタリング ……125
第４節　預金等取扱金融機関に対する行政処分について
Ⅰ　日本振興銀行の破綻処理について ……128
第５節　自己資本比率規制
Ⅰ　概要 ……131
Ⅱ　関連告示等の整備 ……131
Ⅲ　要承認手法の承認実績（28事務年度） ……132
第６節　資本増強制度の運用状況
Ⅰ　旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法 ……133
Ⅱ　金融機能強化法 ……133
第７節　中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化
Ⅰ　対応 ……134
Ⅱ　現状 ……135
第８節　金融仲介機能の質の改善に向けた取組み
Ⅰ　リレーションシップバンキング（地域密着型金融）の推進 ……136
Ⅱ　金融仲介の改善に向けた検討会議 ……136
Ⅲ　企業アンケート調査 ……137
Ⅳ　「金融仲介機能のベンチマーク」 ……138
Ⅴ　経営者保証に関するガイドラインの活用促進 ……138
Ⅵ　金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム ……139
第９節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応
Ⅰ　被害及び補償の状況 ……140
Ⅱ　金融機関における対応状況 ……140
第10節　振り込め詐欺等への対応
Ⅰ　金融庁における取組状況 ……141
Ⅱ　金融機関における取組状況 ……141

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き
第１節　信託会社等に関する総合的な監督指針 ……142
第２節　信託会社等の新規参入 ……143
第３節　信託会社等に対する金融モニタリング ……143

第４節　類似商号への対応 ……144

第11章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き
第１節　保険会社向けの総合的な監督指針 ……145
第２節　保険会社の概況
Ⅰ　平成29年３月期決算状況 ……146
Ⅱ　再編等の状況 ……146
第３節　保険会社に対する金融モニタリング ……148
第４節　ソルベンシー・マージン比率の見直しについて ……149
第５節　保険商品審査態勢について ……149
第６節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き ……150
第７節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き ……151

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き
第１節　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ……152
第２節　金融商品取引業者等に対する金融モニタリング ……153
第３節　第一種金融商品取引業
Ⅰ　第一種金融商品取引業者の概況 ……154
Ⅱ　第一種金融商品取引業者に対する行政処分 ……156
Ⅲ　投資者保護基金について ……156
第４節　第二種金融商品取引業
Ⅰ　第二種金融商品取引業者の概況 ……158
Ⅱ　第二種金融商品取引業者に対する行政処分 ……158
第５節　投資助言・代理業
Ⅰ　投資助言・代理業者の概況 ……158
Ⅱ　投資助言・代理業者に対する行政処分 ……158
第６節　投資運用業
Ⅰ　投資運用業者の推移 ……159
Ⅱ　投資法人の推移 ……159
Ⅲ　運用資産の推移 ……159
第７節　登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者
Ⅰ　登録金融機関の概況 ……160
Ⅱ　取引所取引許可業者の概況 ……160
Ⅲ　金融商品仲介業者の概況 ……160
第８節　信用格付業者
Ⅰ　信用格付業者の概況 ……161
Ⅱ　信用格付業者の特定関係法人 ……161
第９節　適格機関投資家等特例業務届出者
Ⅰ　適格機関投資家等特例業務届出者の概況 ……162
Ⅱ　適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分等について ……162
第10節　認定投資者保護団体 ……163
第11節　詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について
Ⅰ　相談件数の状況等 ……164
Ⅱ　対応 ……164

第13章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き
第１節　事務ガイドライン第三分冊 ……165
第２節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

Ⅰ　貸金業者向けの総合的な監督指針 ……165
Ⅱ　貸金業者の数の推移 ……165
Ⅲ　貸金業者に対する金融モニタリング ……165
Ⅳ　貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況 ……165
Ⅴ　貸金業務取扱主任者の登録状況 ……166
Ⅵ　登録講習機関の講習実施状況 ……166
Ⅶ　指定信用情報機関の概況 ……166
第３節　前払式支払手段発行者・資金移動業者・仮想通貨交換業者の検査・監督をめぐる動き
Ⅰ　前払式支払手段発行者の概況 ……167
Ⅱ　前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング ……167
Ⅲ　前払式支払手段の払戻手続 ……167
Ⅳ　前払式支払手段の発行保証金の還付手続 ……168
Ⅴ　資金移動業者の概況 ……168
Ⅵ　資金移動業者に対する金融モニタリング ……169
Ⅶ　仮想通貨交換業者の概況 ……169
第４節　ＳＰＣ等の監督をめぐる動き
Ⅰ　ＳＰＣ等の概況 ……170
Ⅱ　資産の流動化の状況 ……170
第５節　不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き ……171
第６節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き ……172
第７節　電子債権記録機関の監督をめぐる動き ……173
第８節　金融コングロマリットの監督をめぐる動き ……174
第９節　その他の金融機関等に対する金融モニタリング
Ⅰ　信用保証協会に対する金融モニタリング ……175
Ⅱ　政策金融機関等に対する金融モニタリング ……175

第14章　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）
Ⅰ　本制度導入の経緯 ……176
Ⅱ　回答実績 ……176
Ⅲ　利用上の留意点 ……176

第15章　一般的な法令解釈に係る書面照会手続
Ⅰ　本照会手続導入の経緯 ……177
Ⅱ　回答実績 ……177
Ⅲ　利用上の留意点 ……177

第16章　疑わしい取引の届出制度
Ⅰ　疑わしい取引の届出制度 ……178
Ⅱ　疑わしい取引の届出に関する概況 ……178

第17章　課徴金納付命令
Ⅰ　課徴金制度について ……179
Ⅱ　課徴金納付命令等の状況 ……180

第18章　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策
第１節　検査モニター制度 ……183
第２節　意見申出制度 ……183

第３節　金融モニタリング情報の収集について
Ⅰ　概要 ……184
Ⅱ　情報の収集状況 ……184

第４部　国際関係の動き
第19章　概括
第１節　金融規制・監督のあり方についての国際的な提言 ……185
第２節　国際的なネットワーク・協力の強化 ……187
Ⅰ　テクノロジーの進化も踏まえた監督協力の強化 ……187
Ⅱ　新興国との技術協力・交流の強化 ……187

第20章　金融に関する国際的な議論 ……190
第１節　G20
Ⅰ　沿革 ……191
Ⅱ　主な議論 ……191
第２節　金融安定理事会（ＦＳＢ）
Ⅰ　沿革 ……194
Ⅱ　組織 ……194
Ⅲ　主な議論 ……195
第３節　バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）
Ⅰ　沿革 ……200
Ⅱ　組織 ……200
Ⅲ　主な議論 ……201
第４節　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）
Ⅰ　沿革 ……206
Ⅱ　組織 ……207
Ⅲ　主な議論 ……208
第５節　決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ）等〔店頭デリバティブ市場改革〕
Ⅰ　沿革 ……212
Ⅱ　主な議論 ……212
第６節　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）
Ⅰ　沿革 ……216
Ⅱ　組織 ……216
Ⅲ　主な議論 ……217
第７節　金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）
Ⅰ　沿革 ……219
Ⅱ　主な議論 ……219
第８節　その他の主体
Ⅰ　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）コーポレートガバナンス委員会 ……221
Ⅱ　金融サービス利用者保護国際組織（ＦｉｎＣｏＮｅｔ） ……222
Ⅲ　国際通貨基金（ＩＭＦ）〔金融部門評価プログラム（ＦＳＡＰ）〕 ……223

第21章　当局間の連携・協力等
第１節　経済連携協定 ……225
Ⅰ　環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定 ……226
Ⅱ　経済連携協定（ＥＰＡ）交渉等 ……226
Ⅲ　世界貿易機関（ＷＴＯ）による貿易政策検討制度（ＴＰＲＢ）審査 ……227
第２節　アジア地域ファンドパスポート（ＡＲＦＰ） ……228

第３節　当局間協議
Ⅰ　欧州委員会（ＥＣ）　……229
Ⅱ　スイス　……229
Ⅲ　インド　……229
Ⅳ　台湾　……230
Ⅴ　韓国　……230
Ⅵ　日中韓　……230
第４節　金融技術協力
Ⅰ　概要　……231
Ⅱ　活動実績　……231
第５節　グローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ）
Ⅰ　概要　……232
Ⅱ　活動実績　……232

第22章　その他の課題
第１節　新たな課題に関する国際的な動き
Ⅰ　サイバーセキュリティ　……234
Ⅱ　金融包摂　……235
Ⅲ　グリーンファイナンス　……235
Ⅳ　フィンテック　……235
第２節　米国政権の交代　……236
第３節　英国のＥＵ離脱（Ｂｒｅｘｉｔ）　……236

資料編・目次

第１部　金融庁の組織及び行政運営
第１章　金融庁の組織
第１節　金融庁の組織
資料１－１－１　金融庁の組織（平成28年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・238
資料１－１－２　金融担当大臣(内閣府設置法抜粋)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・239
資料１－１－３　金融庁の各局等の所掌事務（平成28年度）　・・・・・・・・・・・・・・240
第２節　平成28年度の体制整備
資料１－２－１　金融庁の組織（平成29年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・241
資料１－２－２　金融庁の各局等の所掌事務（平成29年度）　・・・・・・・・・・・・・・242

第２章　金融庁の行政運営
第１節　「金融行政方針」・「金融レポート」の策定・公表
資料２－１－１　平成27事務年度　金融レポート 主なポイント　・・・・・・・・・・・243
資料２－１－２　平成28事務年度　金融行政方針 主なポイント　・・・・・・・・・・・254
第４節　研究
資料２－４－１　金融研究センター　研究官・特別研究員　・・・・・・・・・・・・・・・・・266
資料２－４－２　平成28事務年度に公表したディスカッションペーパー　・・・・267
資料２－４－３　フィンテック・サミット（プログラム）　・・・・・・・・・・・・・・・・・268
資料２－４－４　平成28事務年度　金曜ランチョン　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・269
第５節　研修
資料２－５－１　平成28年度金融庁研修体系図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・272
資料２－５－２　平成28事務年度研修実施状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・273
資料２－５－３　平成28事務年度金融モニタリングに係る追加研修等
実施状況　・・・277
第７節　報道・広報
資料２－７－１　金融庁ウェブサイトのトピックスについて　・・・・・・・・・・・・・・278
資料２－７－２　平成28事務年度政府広報実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・279
第10節　パブリック・コメント手続の実績
資料２－10－１　意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）
実施一覧　・・280
第12節　金融行政モニター制度
資料２－12－１　金融行政モニターについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・282
資料２－12－２　「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び
金融庁の対応について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・284
第13節　金融サービス利用者相談室
資料２－13－１　相談室パンフレット　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・300
資料２－13－２　金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
（平成28年４月１日～29年３月31日）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・302

第14節　政策評価への取組み
資料２－14－１　実績評価における基本政策・施策等一覧
（平成24～28年度）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・304
資料２－14－２　金融庁における政策評価への取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・305
資料２－14－３　金融庁における平成28年度実績評価（概要）　・・・・・・・・・・・・308
第15節　金融庁業務継続計画の策定
資料２－15－１　金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）＜概要＞　・・・・309

第２部　金融に関する制度の企画及び立案
第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第１節　金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）（取引の高速化への対応、取引所グループの業務範囲の柔軟化、上場会社による公平な情報開示）
資料３－１－１　金融商品取引法の一部を改正する法律の概要　・・・・・・・・・・・・315
第２節　顧客本位の業務運営に関する原則
資料３－２－１　顧客本位の業務運営に関する原則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・322
資料３－２－２　「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み　・・329
第３節　情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み
資料３－３－１　金融審議会　ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要　・・333
資料３－３－２　日本におけるＩＦＲＳ適用状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・334
資料３－３－３　「会計監査の在り方に関する懇談会」提言
―会計監査の信頼性確保に向けて―　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・335
資料３－３－４　監査法人の組織的な運営に関する原則
《監査法人のガバナンス・コード》　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・336
資料３－３－５　監査法人のガバナンス・コードのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・349
資料３－３－６　「監査報告書の透明化」について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・350
資料３－３－７　外国監査法人等に対する検査監督の考え方　・・・・・・・・・・・・・・352
資料３－３－８　諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス　・・355
資料３－３－９　ＩＦＩＡＲ組織構成及び加盟国　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・359
資料３－３－10　日本ＩＦＩＡＲネットワーク　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・360
資料３－３－11　日本ＩＦＩＡＲネットワーク　会員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・361
第４節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等
資料３－４－１　「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正（案）」に対する意見募集の結果等　・・・・362
資料３－４－２　「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案の公表　・・・・・・・・・・・・・・364

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
第１節　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備
資料４－１－１　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の概要　……366
第２節　金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第98号）
資料４－２－１　金融機能の安定を確保するための金融機能強化法等の改正法の概要　……374
第３節　銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）
資料４－３－１　銀行法等の一部を改正する法律の概要　……375
第４節　フィンテックへの対応
資料４－４－１　ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスクの活動状況　……377
資料４－４－２　決済高度化官民推進会議について　……378
資料４－４－３　「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」メンバー名簿　……379
資料４－４－４　フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議について　……380
資料４－４－５　フィンテックに対応した効率的な本人確認方法　……381
資料４－４－６　フィンテック・サミットの開催　……382
資料４－４－７　国際的な研究機関等と連携した共同研究　……383
資料４－４－８　英国・シンガポール・豪州とのフィンテックに係る協力枠組みの構築　……384
第５節　振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について
資料４－５－１　振り込め詐欺救済法の制度概要　……385
資料４－５－２　「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要　……386
第６節　休眠預金等活用法について
資料４－６－１　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律　概要　……387

第５章　審議会等の活動状況
第１節　金融審議会
資料５－１－１　金融審議会の構成　……388
資料５－１－２　金融審議会委員名簿　……389
資料５－１－３　「市場ワーキング・グループ」メンバー名簿　……390
資料５－１－４　金融審議会　市場ワーキング・グループ報告の概要　……391
資料５－１－５　「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」メンバー名簿　……392
資料５－１－６　フェア・ディスクロージャー・ルールの導入　……393
資料５－１－７　「金融制度ワーキング・グループ」メンバー名簿　……394
資料５－１－８　金融審議会・金融制度ワーキング・グループ報告の概要　……395

第２節　自動車損害賠償責任保険審議会
資料５－２－１　自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・396
資料５－２－２　第136回・第137回自動車損害賠償責任保険審議会の
開催結果について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・397
第３節　企業会計審議会
資料５－３－１　企業会計審議会の組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・398
第４節　金融トラブル連絡調整協議会
資料５－４－１　金融トラブル連絡調整協議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・399
資料５－４－２　第52回 金融トラブル連絡調整協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・400
資料５－４－３　第53回 金融トラブル連絡調整協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・403

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み
第２節　政府の成長戦略等における金融庁の取組み
資料６－２－１　「未来投資戦略2017」における金融庁関連の主要施策　・・・・406
第３節　金融に関する税制
資料６－３－１　平成29年度税制改正について
－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－　・・・・・・・・・409
第４節　規制・制度改革等に関する取組み
資料６－４－１　地域再生に関する取組み（当庁関連項目抜粋）　・・・・・・・・・・・423
第５節　コーポレートガバナンスの実効性の向上について
資料６－５－１　コーポレートガバナンス改革の進捗状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・424
資料６－５－２　機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動
のあり方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・425
資料６－５－３　「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワード
シップ・コード》（改訂前からの変更点）・・・・・・・・・・・・・・・・431
資料６－５－４　スチュワードシップ・コード改訂の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・450
第７節　東日本大震災への対応
資料６－７－１　二重債務問題への対応方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・451
資料６－７－２　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」
（平成23年７月15日策定）の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・452
資料６－７－３　個人債務者の私的整理に関するガイドライン
手続の流れ（概要）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・455
資料６－７－４　個人版私的整理ガイドライン運営委員会について　・・・・・・・・456
資料６－７－５　個人債務者の私的整理に関するガイドライン　・・・・・・・・・・・・457
資料６－７－６　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」
の運用の見直しについて（平成23年10月26日）　・・・・・・・・・・・468
資料６－７－７　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」
の運用の見直しについて（平成24年１月25日）　・・・・・・・・・・・469
資料６－７－８　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」
の運用における決定事項～震災後に購入した
不動産の取扱いについて～（平成24年12月19日）　・・・・・・・・470
資料６－７－９　平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に
対する金融上の措置について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・471

第８節　平成28年熊本地震への対応
資料６－８－１　自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（概要）　……473
資料６－８－２　自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン　…474
資料６－８－３　「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の債務整理成立までの流れ　……486
第９節　消費者行政に関する取組み
資料６－９－１　消費者基本計画工程表（抄）　……487
第10節　障害者施策への対応
資料６－10－１　金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領　……513
資料６－10－２　金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針　……520
第11節　金融経済教育の取組み
資料６－11－１　金融庁における金融経済教育への取組み　……529
資料６－11－２　大学における連携講義について　……534
資料６－11－３　各種ガイドブック　……535
資料６－11－４　消費者被害防止のための啓発チラシ　……537
資料６－11－５　2016年度金融知識普及功績者一覧　……538
資料６－11－６　金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況　……541
第12節　家計の安定的な資産形成に関する取組み
資料６－12－１　「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」の設置について　……543
第13節　金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み
資料６－13－１　金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の概要　……544
資料６－13－２　金融ＩＳＡＣへの加盟状況　……545

第３部　金融検査・監督等
第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き
第４節　早期是正措置・早期警戒制度・社外流出制限措置について
資料８－４－１　早期是正措置の概念図　……546
資料８－４－２　「最低所要自己資本比率」と「資本バッファー」　……547
第５節　金融上の行政処分について
資料８－５－１　金融上の行政処分について　……548
資料８－５－２　行政処分の件数（平成14年４月～平成28事務年度）　……552

第９章　預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き
第２節　預金取扱等金融機関の概況
資料９－２－１　主要行等の平成29年３月期決算の概要　……553
資料９－２－２　地域銀行の平成29年３月期決算の概要　……554
資料９－２－３　地銀の再編等の状況①　……555
資料９－２－４　地銀の再編等の状況②　……556

資料９－２－５　リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、
自己査定の違い　……557
資料９－２－６　リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係　……558
資料９－２－７　自己査定における債権分類基準　……559
資料９－２－８　平成29年３月期における金融再生法開示債権の状況等
（ポイント）　……560
資料９－２－９　金融再生法開示債権等の推移　……562
資料９－２－10　全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因　……565
資料９－２－11　金融再生法開示債権の保全状況の推移　……566
資料９－２－12　担保不動産の評価額（処分可能見込額）と
売却実績額の推移　……569
資料９－２－13　不良債権処分損等の推移（全国銀行）　……570
資料９－２－14　リスク管理債権額等の推移　……573
資料９－２－15　自己査定による債務者区分の推移　……576
資料９－２－16　金融再生プログラム　……577
資料９－２－17　不良債権比率の推移（主要行）　……578
第３節　預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング
資料９－３－１　平成28事務年度における金融モニタリングの実施状況
（業態別・地域別）　……579
第５節　自己資本比率規制等への対応
資料９－５－１　バーゼル３の全体像　……580
資料９－５－２　「主要行等向けの総合的な監督指針」等（案）に対する
パブリック・コメントの回答等について（カウンター・
シクリカル・バッファー関連）　……584
資料９－５－３　自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の
一部改正（案）の公表について　……585
資料９－５－４　金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第３の柱に
関する告示及び監督指針の一部改正（案）の公表について‥588
資料９－５－５　自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先
（平成28事務年度）　……592
第６節　資本増強制度の運用状況
資料９－６―１　経営健全化計画履行状況報告（平成28年12月）　……593
資料９－６－２　経営健全化計画履行状況報告（平成29年６月）　……597
資料９－６－３　金融機能強化法に基づく全国信用協同組合連合会
に対する資本参加の概要　……601
資料９－６－４　金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関
（平成28年３月期）　……602
資料９－６－５　（本則）経営強化計画の履行状況（平成28年３月期）
の概要　……603
資料９－６－６　協同組織金融機能強化方針（平成28年３月期）の
実施状況の概要　……607
資料９－６－７　金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った
金融機関（平成28年３月期）　……608

資料９－６－８　（震災特例・地銀）経営強化計画の履行状況（平成28年３月期）の概要 ・・609
資料９－６－９　（震災特例・信金）経営強化計画の履行状況（平成28年３月期）の概要 ・・610
資料９－６－10　（震災特例・信組）経営強化計画の履行状況（平成28年３月期）の概要 ・・611
資料９－６－11　金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関（平成28年９月期） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・612
資料９－６－12　（本則）経営強化計画の履行状況（平成28年９月期）の概要 ・・613
資料９－６－13　協同組織金融機能強化方針（平成28年９月期）の実施状況の概要 ・・・617
資料９－６－14　金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関（平成28年９月期） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・618
資料９－６－15　（震災特例・地銀）経営強化計画の履行状況（平成28年９月期）の概要 ・・619
資料９－６－16　（震災特例・信金）経営強化計画の履行状況（平成28年９月期）の概要 ・・620
資料９－６－17　（震災特例・信組）経営強化計画の履行状況（平成28年９月期）の概要 ・・621
資料９－６－18　新たな「経営強化計画」の概要（平成28年9月公表） ・・・・・622
第７節　中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化
資料９－７－１　金融機関における貸付条件の変更等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・628
資料９－７－２　日銀短観Ｄ．Ｉ．の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・629
資料９－７－３　法人向け貸出残高の推移（国内銀行）表 ・・・・・・・・・・・・・・・・630
資料９－７－４　不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達 ・・・・・・631
第８節　金融仲介機能の質の改善に向けた取組み
資料９－８－１　民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績 ・・・632
資料９－８－２　「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について ・・・633
資料９－８－３　年末・年度末における中小企業・小規模業者に対する金融の円滑化について ・・634
第９節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応
資料９－９－１　偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・638
資料９－９－２　偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況 ・・・・・・・・・・644

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き
第２節　信託会社等の新規参入
資料10－２－１　信託会社等の新規参入状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・647

第11章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き
第２節　保険会社の概況
資料11－２－１　生命保険会社の平成29年３月期決算の概要　・・・・・・・・・・・・・・648
資料11－２－２　損害保険会社の平成29年３月期決算の概要　・・・・・・・・・・・・・649
資料11－２－３　生命保険会社一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・650
資料11－２－４　損害保険会社一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・651
資料11－２－５　保険持株会社一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・652
資料11－２－６　生命保険会社の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・653
資料11－２－７　損害保険会社の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・654
第４節　ソルベンシー・マージン比率の見直しについて
資料11－４－１　経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関する
フィールドテストの結果概要について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・655
第６節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き
資料11－６－１　少額短期保険業者登録一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・664
第７節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き
資料11－７－１　認可特定保険業者一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・667

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き
第３節　第一種金融商品取引業
資料12－３－１　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移　・・・・668
資料12－３－２　国内証券会社の平成28年度決算概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・669
資料12－３－３　株式市況と証券会社の損益の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・670
資料12－３－４　投資者保護基金の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・671
第４節　第二種金融商品取引業
資料12－４－１　金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移　・・・・672
第５節　投資助言・代理業
資料12－５－１　金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移　・・・・・・・・・673
第６節　投資運用業
資料12－６－１　金融商品取引業者（投資運用業）数の推移　・・・・・・・・・・・・・・674
資料12－６－２　投資法人の新規上場について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・675
資料12－６－３　投資信託の純資産総額の推移　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・676
第７節　登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者
資料12－７－１　登録金融機関数の推移、金融商品仲介業者数の推移　・・・・・・677
資料12－７－２　取引所取引許可業者一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・678
第８節　信用格付業者
資料12－８－１　信用格付業者登録一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・679

第13章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き
第２節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き
資料13－２－１　貸金業務取扱主任者資格試験実施状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・680
第６節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き
資料13－６－１　確定拠出年金運営管理機関登録数の推移　・・・・・・・・・・・・・・・681

第16章　疑わしい取引の届出制度
資料16－１　疑わしい取引の届出制度の概念図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・682

第17章　課徴金納付命令
資料17－１　調査から課徴金納付命令までの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・683
課徴金制度に係る手続等の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・684
資料17－２　課徴金納付命令の実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・685

第18章　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策
第２節　意見申出制度
資料18－２－１　意見申出実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・689
第３節　金融モニタリング情報の収集について
資料18－３－１　金融モニタリング情報収集窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・690

巻末資料１　この１年の主な出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・691
巻末資料２　最近の主な金融関連立法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・715
巻末資料３　この１年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等
（平成28事務年度） ・・716
金融庁の所在地等 ・・723

本　編

第１部　金融庁の組織及び行政運営

第１章　金融庁の組織

第１節　金融庁の組織（資料１－１－１～３参照）

Ⅰ　概要

金融庁は、平成 12 年７月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13 年１月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第 53 条第２項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の３局のほか、同法第 54 条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、28 年度末現在、全体で一般職 1,571 名及び特別職５名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員２名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員１名）の体制となっている。

Ⅱ　特命担当大臣

内閣府設置法第 11 条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

Ⅲ　所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

第２節　平成 29 年度の体制整備（資料１－２－１～２参照）

現下の政策課題に的確に対応すべく、18 人の増員、▲14 人の定員合理化減等と合わせ、４人の純増並びに参事官（資産運用担当）及び参事官（地域生産性向上支援担当）の設置等の体制整備を行うこととした。

１．国民の安定的資産形成の支援、市場環境の整備等〔５人〕
・国民の金融リテラシー向上に向けた施策（金融・投資教育）等の推進のための体制整備
・アルゴリズムを用いた高速な取引への対応に係る体制整備　等

２．金融仲介機能の質の改善に向けた対応等〔６人〕
・地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための体制整備　等

３．フィンテック等新たな動きへの対応、サイバーセキュリティ対策等〔７人〕
・仮想通貨交換業者に対する検査・監督体制の整備
・サイバーセキュリティに関する国際的な連携、金融業界横断的な演習実施のための体制整備　等

【定員の推移】

定員の推移	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
増　員（A）	33	25	22	19	18
定員合理化減等（B）	▲34	▲16	▲12	▲14	▲14
純　増（A-B）	▲１	9	10	５	４
年度末定員	1,547	1,556	1,566	1,571	1,575

第２章　金融庁の行政運営

第１節　「金融行政方針」・「金融レポート」の策定・公表（資料２－１－１、２－１－２参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（平成25事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、26事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、27事務年度以降においては、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を目指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかについて、「金融行政方針」として公表することとしている。また、「金融行政方針」については、PDCA サイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価し、毎年、「金融レポート」として公表するとともに、その評価を翌事務年度の「金融行政方針」に反映させることとしている。

そのため、28事務年度においては、「平成27事務年度金融行政方針」の進捗状況や実績等の評価について、28年９月に「平成27事務年度金融レポート」として公表するとともに、これを踏まえ、28年10月に「平成28事務年度金融行政方針」を公表した。

「平成28事務年度金融行政方針」においては、金融庁は、引き続き、

① 金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、
② 利用者保護/利用者利便、
③ 市場の公正性・透明性/市場の活力

を確保することにより、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指すこととした。

第２節　財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部等が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換を行っている。

１．財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年４回（平成28 事務年度は８、10、１、４月）、定例的に開催している。会議には、関東及び近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

２．理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年２回（28 事務年度は 11、３月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

３．地方における業務説明会

金融庁幹部等が各地域に赴き、年１回（28 事務年度は 10～11 月）、地域金融機関の役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

28 事務年度は、地域金融機関と「金融行政方針」等についてフリーディスカッションを行ったほか、中小企業に対して、企業ヒアリングの結果や金融仲介の改善に向けた取組み等の説明を行った。

第３節　職員の任用等

Ⅰ　高度な専門知識を有する職員の確保・育成

金融庁が組織として高い成果を出していくためには、組織として不断に自己改革を行い、職員一人ひとりが省益ではなく真の国益を絶えず追求し、困難な課題にも主体的（プロアクティブ）に取り組んでいくことが必要である。

こうした観点から、以下のとおり、組織として力を発揮できる体制に向けた取組みや金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組みを行った。

１．組織として力を発揮できる体制に向けた取組み

金融庁職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、各種研修等の機会をとらえて職員へ周知・徹底したほか、庁内ポータルサイトのトップページに掲載する等、様々な機会を捉えて職員への浸透を図った。

また、全職員を対象とした組織活性化アンケート調査等を通じ明らかになった組織運営上の課題解決に向けて、出来るものから順次取り組みを開始した。

（１）人事評価・人材育成

人材育成文化の醸成と職員の主体的な取組みを促すために、人材育成のための人事評価制度の位置付けの明確化・職員への周知や、部下を持つ職員を対象としたマネジメントに係る業績目標設定の必須化等により、上司による職員の人材育成・マネジメント意識の向上を図るとともに、困難な課題に主体的・積極的に取組む職員を適切に評価するための仕組みを職員に周知するなど、人事評価の運用の見直しを行った。

また、職員の専門性を向上させるための取組みの一環として、中長期的なキャリアパスに関する希望や進路の悩み等について、職員と人事当局が直接面談する機会（キャリア面談）を設けた。

（２）職場環境の改革

事務の効率化をはじめ、テレワークの実施拡大、フレックスタイム制の活用を推進するとともに、超過勤務の縮減やリフレッシュ休暇の取得促進といった職場環境改革を進め、斬新な発想が湧き出るためのワークライフバランスの実現に取り組んだ。

２．金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく取組み

金融行政を担う人材の確保と資質向上について、幹部クラスで議論を行った上で整理した以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき人事配置等を行った。

（１）各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示及び官房）に振り当てるとともに、各専門分野において特に重要なポストを洗い出し、それらのポストを中心に、各職員の専門分野及び関連分野を軸とした計画的な人事・任用を行った。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進しており、採用形態・年齢等にとらわれず、管理職への登用や課長補佐への早期登用を引き続き行った。

（２）民間専門家の採用・登用等

高い専門的知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。

また、より適切な人事配置や育成に活用するため、民間専門家の詳細なスキル等の把握に努めるとともに、中期的に金融行政に必要とされる専門知識・スキルを洗い出し、それらを担う人材の採用・育成方針について検討を行い、当該方針に基づき人事・任用を行った。

【民間専門家の登用状況】　（単位：人）

	28 年３月１日現在	29 年３月１日現在
弁　護　士	28	33
公 認 会 計 士	63	67
不動産鑑定士	4	5
アクチュアリー	8	8
研　究　者	1	1
情報処理技術者	34	36
金融実務経験者	222	218
計	360	368

（３）官民人材交流等の促進

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図る等の取組みを行った。

【出向の状況】　（単位：人）

	28年３月１日現在	29年３月１日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	25	24
民間企業等	17	15
地方自治体	３	５
大学教授	２	２
計	47	46

（国内新規派遣先）ＮＲＩセキュアテクノロジーズ㈱、和歌山市、養父市

（４）職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上が必要であることから、国際機関等への出向や海外の大学院への留学を積極的に行うとともに、職員の国際面での対応力を更に強化するため、①海外留学経験者については、帰国後概ね５年以内を目途に国際機関等への出向を行うこととし、そのための出向先の拡大を図る、②若手職員（入庁３年目～４年目）を対象とした「英語研修（リーディングコース）」の充実、③国際会議への随行や海外セミナーへの出席などにより経験を積ませる等の取組みを実施した。

（５）大学院への留学等

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っている。

【大学院への留学等の状況】　（単位：人）

	27年度	28年度
国内大学院（法科、会計、ＩＴ、金融等）	7	11
海外大学・大学院（法科、ＭＢＡ等）	19	18
計	26	29

３．幹部候補育成課程に基づく職員の育成

将来において幹部職員の候補となり得る管理職員としての職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員を総合的かつ計画的に育成するため、国家公務員法及び当庁の実施規程等に基づき、幹部候補育成課程の対象者を選定し、多様な勤務経験の機会の付与や、育成課程対象者向けの研修を実施する等、課程の運用に取り組んだ。

Ⅱ　服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

（１）非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（28 年 12 月、29 年６月）。

（２）課長補佐級以上の職員を対象に、倫理監督官（長官）が金融庁職員としての心構えやその考え方などについて講話を実施したほか、再就職等規制に関する特別研修を実施した（29 年２月）。

（３）全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・服務・セクハラ研修を実施した（全 22 回）。

（28 事務年度における懲戒処分等の件数）

懲戒処分	矯正措置
１件	１件

Ⅲ　法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、15 年６月 13 日に法律の専門家４名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けている。

公益通報保護法（平成 16 年法律第 122 号）の施行（18 年４月１日）等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」を設置している（なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更）。

〇法令等遵守調査室のメンバー（29 年６月１日現在）

室長　田中　豊　　（総務企画局参事）
　　飯田　龍太　　（監督局保険課）
　　石田　哲也　　（検査局総務課）
　　岩井　宏樹　　（監督局証券課）
　　昆野　明子　　（検査局総務課）
　　鈴木　俊裕　　（総務企画局市場課）
　　髙橋　瑛輝　　（監督局総務課）
　　中馬　慎子　　（審判官）
　　松本　恵理子　（検査局総務課）
　　渡部　孝彦　　（総務企画局企業開示課）
顧問　久保利　英明　（総務企画局参事）

第４節　研究

Ⅰ　金融庁における研究

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年７月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22年９月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター（以下「センター」という。）、英語名Financial Services Agency Institute(略称：ＦＳＡ Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

Ⅱ　金融行政の参考となる調査研究の実施

センターでは、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っており、その実施にあたっては、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用している。

29年６月末現在における研究官・特別研究員については、資料２－４－１参照。

28 事務年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「地域金融市場では、寡占度が高まると貸出金利は上がるのか」、「長崎県における地域銀行の経営統合効果について」等がある。前者においては、地域金融の寡占度の上昇が貸出市場に与える影響を見るために、寡占度（市場集中度）の代理変数であるハーフィンダール指数(ＨＨＩ)が上昇することで貸出金利及び貸出残高がどのように変化するのかを分析した。分析結果より、地域金融機関の統合等による寡占度の上昇は、規模の経済性や効率性仮説に示される金融機関の貸出供給の効率化をもたらし、貸出金利を引き下げる効果があり、その効果は、寡占による価格支配力の強まりから引き起こされる貸出金利引き上げ効果よりも大きいことが示された。後者においては、銀行業における規模拡大による効率化の余地は、顧客の利益に適うのか、あるいは供給者の利得を増やすだけなのかについて、長崎県を例に検証がなされた。

28事務年度の調査研究の成果は、計３本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「ＤＰ」という。）にまとめられ、ウェブサイト上で公表した。なお、各ＤＰの公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行った。28事務年度に公表されたＤＰについては、資料２－４－２参照。

Ⅲ　産・官・学の連携強化

１．シンポジウムの開催（資料２－４－３参照）

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、シンポジウム等を開催している。

28 事務年度は、28 年９月に、日本経済新聞社との共催により、国際シンポジウム「フィンテック・サミット」を開催した。本シンポジウムでは、Fintech の現状と潜在力をグローバルに発信し、Fintech エコシステムの整備を加速していくこと等を目的として、欧米等の有識者や当局者等を招聘し、各国の取組みや新たな金融技術がもたらす影響、既存の金融機関の戦略や公的セクターの課題等について活発な議論が行われた。

２．研究会等の開催

主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また庁内の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする「金融経済学勉強会」を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て開催している。28 事務年度は合計 12 回開催した。

３．昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催（資料２－４－４参照）

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催している。28 事務年度は合計 31 回開催した。

第５節　研修

Ⅰ　金融庁における研修

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

Ⅱ　研修の実績

１．概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の３区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

２．平成 28 年度の研修方針及び研修計画（資料２－５－１参照）

28 年度の研修についても、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを基本的な方針とし、研修計画を策定した。

３．28 事務年度の研修実施状況（資料２－５－２参照）

（１）概況

28 事務年度については、計 89 コースの研修を実施した。研修の実施に当たっては、実務研修について、業務に合わせた研修スケジュールの弾力化を図ったほか、引続き受講科目を選択できるような仕組みとするなど、研修生がより参加しやすい環境とした。また、従来の金融検査課程及び監督課程については、実務研修のモニタリング課程に整理・統合した。さらに、Fintech をはじめとするＩＴ系の分野については、受講機会の拡大や研修内容の充実・強化を図った。

（２）研修区分ごとの研修実施状況

ア．一般研修

金融の一層のグローバル化に対応するため、実践的な語学力の維持・向上等を目的とした「英語研修」、「中国語研修」を実施したほか、職員のＩＴリテラシーの向上を目的とした「ＩＴ・セキュリティ研修」を新たに必修化し実施した。また、管理職員のマネジメント能力向上を目的に「管理者向けマネジメント研修」を新たに実施した。

イ．実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、モニタリング課程の「金融モニタリング基礎研修」、「金融

モニタリング総合研修」を実施した。また、ファイナンスにかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「ファイナンス研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

さらに、ＩＴ・セキュリティ人材の育成に向け、職員のＩＴに関するさらなる知識向上を目的とした「情報セキュリティマネジメント研修」を新たに実施した。

ウ．通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、職員のグローバルな観点でのスキル向上を目的とした「国際人材育成研修」、公認内部監査人資格の取得を目的とした「通信研修（公認内部監査人コース）」などを実施した。

（３）モニタリング担当職員の一層の資質向上に向けた取組み

検査局、監督局に所属するモニタリング担当職員に対して、必要な知識等の習得を目的に、資料２－５－２に記載した、モニタリング課程の「金融モニタリング基礎研修」、「金融モニタリング総合研修」を実施したほか、新しい検査・監督のあり方に機動的かつ柔軟に対応するため、以下の研修等を実施した。（資料２－５－３参照）

ア．モニタリングの質的向上やモニタリング業務内容に適した専門人材の継続的な育成を目的として、外部有識者を積極的に活用し、業界の最新動向や、事業性評価、金融仲介等に関する知見の習得に取り組んだ。その際には、実際のモニタリングを模擬的に体験するロールプレイ方式や、参加者間で議論を行うワークショップなど、より実践的な研修方式に取り組んだ。

イ．モニタリングで蓄積した事例や、モニタリング手法等の共有を目的とした説明会、ワークショップ等を実施した。

ウ．金融行政方針の一層の浸透を図ることを目的として、各財務（支）局等において説明会等を実施した。

エ．検査局では、管理職等のさらなるマネジメント力向上を図ることを目的として、検査局幹部を交えたワークショップを実施した。

オ．基礎能力の向上を目的とした通信研修を実施した。

第６節　行政情報化の推進

Ⅰ　概要

「官民データ活用推進基本法」に基づき、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として、平成29年５月、「世界最先端ＩＴ国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定されている。

金融庁においても、情報化統括責任者（ＣＩＯ：Chief Information Officer)、専門的な知識を有するＣＩＯ補佐官等を構成員とする金融庁ＰＭＯの統括のもと、以下の取組みを行っている。

① 情報システムの調達の適正化及びコスト削減の取組み
② セキュリティ・ＩＴ人材の確保・育成
③ 情報セキュリティ対策の推進

Ⅱ　取組実績

１．情報システム調達の適正化及びコスト削減の取組み

（１）情報システム調達の適正化

情報システムの調達にあたっては、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証することが重要である。

そのため、情報化統括責任者（ＣＩＯ）である総括審議官、各局総務課長及びＣＩＯ補佐官等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、政府調達に該当する情報システム調達案件について、

①システムの仕様が使途・目的に照らして適切なものとなっているか、
②調達予定価格が過去のＳＥ単価や工数などの実績に照らして適切なものとなっているか

を審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んでいる。

（２）コスト削減への取組み

「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、金融庁においても、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行に取り組んでいる。

また、一定条件の調達案件については、情報システム投資計画書を策定のうえ、投資による効果を明らかにし、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。

２．セキュリティ・ＩＴ人材の確保・育成

政府機関においてセキュリティ対策や情報化を進めるために必要な人材を確保していくための方策として、「政府機関におけるセキュリティ・ＩＴ人材育成総合強化方針」が28年３月に策定された。

同方針に基づき、各省庁は「セキュリティ・ＩＴ人材確保・育成計画」を策定する必要があり、当庁においても、

① 体制の整備
② 人材の育成・確保
③ キャリアパスの明確化
④ 一般職員の情報リテラシーの向上

を骨子とする「金融庁セキュリティ・ＩＴ人材育成・確保計画」を同年８月に策定した。

３．情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるためには、情報セキュリティに係るリスク評価の結果等を踏まえ、計画的に対策を実施することが重要である。

当庁では、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年８月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、金融庁情報セキュリティポリシーを定め、同ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための「情報セキュリティ対策推進計画」を毎年度策定しており、28 事務年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

（１）教育・訓練

全職員を対象として、情報セキュリティに関する知識や最近のサイバー攻撃の手法及び対処方法を盛り込んだ情報セキュリティ研修を実施したほか、幹部職員を対象としたセキュリティ研修を実施した。

また、職員が標的型メール攻撃に対して適切な対応ができるか、不審メール訓練を実施した。

（２）情報セキュリティポリシー

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改定を踏まえ、金融庁情報セキュリティポリシーを改定し、研修や自己点検の実施によりその運用の徹底を図った。

（３）情報セキュリティ監査

各情報システムのインフラ・ネットワーク、アプリケーションの脆弱性について、外部の第三者による監査を実施したほか、ＮＩＳＣが実施するペネトレーションテスト（模擬攻撃訓練）を活用し、セキュリティ対策の実効性を確認した。

（４）技術的な対策

情報セキュリティ監査の結果や昨今のウェブサイトシステムへの攻撃を踏まえ、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の導入を実施した。

（５）情報セキュリティに関する対処能力の向上等

ＮＩＳＣが主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練に参加し、セキュリティ

インシデント発生時における事態の早期把握及び被害の発生・拡大防止に向けて迅速かつ的確に対処するための庁内横断的な組織である金融庁ＣＳＩＲＴ（Computer Security Incidents Response Team）の対処能力の向上を図るとともに対応態勢の有効性の確認を行った。

第７節　報道・広報

Ⅰ　報道対応

１．報道発表及び記者会見等の実施

毎週２回の閣議後に実施している大臣記者会見（81 回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（18 回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：421 件）。

Ⅱ　広報活動

１．金融庁ウェブサイト等による広報の充実（資料２－７－１参照）

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス（ＨＰのトップページ上段）への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取組みを行っている。

平成 28 事務年度は、ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）について、制度のさらなる普及・定着と金融リテラシー向上のための取組みの１つとして、ＮＩＳＡ特設ウェブサイトにて、ＮＩＳＡ、ジュニアＮＩＳＡ及びつみたてＮＩＳＡに関する情報の拡充を行ったほか、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行った。

また、平成 28 年熊本地震に関して、特設サイト「平成 28 年熊本地震関連情報」を設け、被災者に有益と思われる情報の提供を行った。

このほか、29 年５月には、政務三役が地域に赴き、重要政策について説明し、現場の方々と意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施した。

２．海外に対する情報発信の強化

英語版ウェブサイトについて、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的として、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週１回発行するとともに、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議に係る意見募集など海外からも関心が高い公表物については、、ウェブサイトのトップページに掲載するなどの取組みを行った。

３．政府広報の活用（資料２－７－２参照）

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、資料２－７－２のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第８節　情報公開等

Ⅰ　開示請求の動向

１．行政文書の開示

（１）開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年４月１日施行）に基づく、28年度の開示請求の受付件数は299件となっている。

（２）主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

① 行政処分等に関する文書
② 金融機関等所管する法人に関する文書
③ 調査・検査先に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（28年度）

部　局	前年度繰越	開示請求の受付	開示決定等				請求の取下げ	翌年度繰越
			開示決定			不開示決定		
			全面開示	一部開示	小計			
総務企画局	1	123	15	28	43	25	7	7
検査局	0	19	0	7	7	2	0	0
監督局	3	98	4	28	32	11	5	9
小　計	4	240	19	63	82	38	12	16
証券取引等監視委員会	1	26	0	7	7	12	0	9
公認会計士・監査審査会	0	33	7	0	7	0	0	26
合　計	5	299	26	70	96	50	12	51

（注１）本表は、28年４月から29年３月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注２）29年度における６月末までの開示請求の受付件数は42件である。

（３）不服申立等

平成28年度における不服申立受理件数は52件、前年度繰越分と併せて９件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、平成28年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は３件であり、同年度中に裁決・決定を行っている。

２．行政機関の保有する個人情報の開示

（１）開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年４月１日施行）に基づく、28年度の開示請求の受付件数は1,183件となっている。

（２）主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案

② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（28年度）

部　局	前年度繰越	開示請求の受付	開示決定等				請求の取下げ	翌年度繰越
			開示決定			不開示決定		
			全面開示	一部開示	小計			
総務企画局	16	213	28	9	37	6	0	22
検査局	2	0	2	0	2	0	0	0
監督局	3	10	0	10	10	0	0	1
小　計	21	223	30	19	49	6	0	23
証券取引等監視委員会	0	1	0	1	1	0	0	0
公認会計士・監査審査会	7	968	951	0	951	0	0	24
合　計	28	1,183	981	20	1,001	6	0	47

（注１）本表は、28年４月から29年３月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注２）29年度における６月末の開示請求の受付件数は86件である。

（３）不服申立等

平成28年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は18件となっており、うち４件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

平成28年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は４件であり、同年度中に裁決・決定を行っている。

Ⅱ　文書管理等の状況

１．内部管理体制

（１）研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、情報管理研修を実施（合計 14 回）。

（２）自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、28 年 10 月～11 月に自主点検を実施。
また、自主点検後、28 年 12 月～29 年１月にかけて監査を実施。
さらに、29 年５月にフォローアップ監査を実施。

２．文書管理の状況

（１）概要

金融庁においては、１．内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、28 事務年度（28 年７月～29 年６月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が 11 件発生した（メール誤送信、ファックスの誤送付、行政文書の紛失など）。

ただし、誤送信は相手方にメール削除を依頼し、対応いただいており、誤送付は文書を後日回収している。行政文書の紛失についても、外部に漏えいした可能性は極めて低く、いずれも２次被害は確認されていない。

（２）再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

① メールの外部送信の手順マニュアルを始めとしたルールの見直し及び職員への周知徹底

② 情報管理研修の事務年度早期の受講の励行

⇒ 文書管理・情報管理の重要性を認識させるため、可能な限り全職員が夏季期間中に研修を受講するよう、励行する。

第９節　金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、平成 29 年１月以降、金融機関との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとした。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（平成 28 年７月～29 年６月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11 回	11 回	11 回	４回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
４回	３回	５回	５回
証券会社	投資信託会社	投資顧問業者	金融先物取引業者
７回	２回	２回	１回
信託	外資系事業者団体	貸金業者	監査法人
３回	１回	２回	２回

第 10 節　パブリック・コメント手続の実績（資料２－10－１参照）

行政手続法において、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低 30 日以上の意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられている。

当庁においては、28 年７月から 29 年６月末までの１年間に、行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続 29 件のほか、任意の意見公募手続 3 件、計 32 件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第11節　金融行政アドバイザリー制度

Ⅰ　制度の概要

金融行政アドバイザリー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に収集・把握することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に５名配置された金融行政アドバイザリーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

（参考１）金融行政アドバイザリーの委嘱状況

委嘱者数は各財務（支）局５名、合計55名。内訳は次のとおり。

① 金融機関の利用者（中小企業経営者等）：15名
② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等：18名
③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等：６名
④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等：16名

（参考２）金融行政アドバイザリーの選定基準

① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
② 財務（支）局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

Ⅱ　平成28事務年度における取組み

１．金融行政に関する意見等を報告

28年７月～29年６月、財務（支）局において「金融行政アドバイザリー連絡会議」を開催し、アドバイザリーから金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられたご意見等は、今後の金融行政の企画・立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務において重要な情報として活用することとしている。

２．金融行政に関する広報に参画

財務（支）局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、アドバイザリーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第 12 節　金融行政モニター制度

Ⅰ　制度の概要（資料２－12－１参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判などを伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、平成 28 年１月 29 日より運用を開始した。

また、引き続き、金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的反映させることにより、よりよい金融行政の遂行を目指している。

Ⅱ　提出された意見等に対する金融庁の対応（資料２－12－２参照）

１．金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、平成 28 事務年度には 24 件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」 においては、平成 28 事務年度には 733 件のご意見等が寄せられた。

２．金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

このうち、寄せられた意見等を踏まえ制度の見直し等を行ったものは以下のとおりである。

（1） 外国銀行支店に係る事業年度の弾力化

銀行法においては、事業年度について一律に4月1日から翌年3月 31 日と定められているが、母国本国の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討した結果、外国銀行支店に係る事業年度については、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した。

（2） 現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃

銀行法施行規則等においては、現金等の紛失に係る不祥事件届出の金額基準が、一件当たり 100 万円以上と定められていた。今般、100 万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、形式的な金額基準を廃止し、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀

行法施行規則等を改正した。

（3） 法令の解釈の明確化等

信託業法及び関連法令では、忠実義務の一類型として、信託銀行による銀行勘定と信託勘定との間の取引（自己取引）が原則として禁止されているが、信託契約において、自己取引を行う旨を記載した上で、通常の取引条件よりも受益者が不利とならない取引条件による取引であること等の条件を満たす場合には日本円の当座貸越を行うことができる旨、法令の解釈の明確化等を行った。

第13節　金融サービス利用者相談室

Ⅰ　概要（資料２－13－１参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

１．金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。

２．「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。

３．金融機関と利用者の間の個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。

４．相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。

５．相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

Ⅱ　相談等の受付状況（資料２－13－２参照）

平成28年４月１日から29年３月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

１．総受付件数は35,037件となっている。１日当たりの平均受付件数は144件となっており27年度（148件）と、ほぼ同水準なっている。そのうち、事前相談の受付件数は950件となっている。

２．分野別では、預金・融資等が11,042件（32%）、保険商品等が9,215件（26%）、投資商品等が9,750件（28%）、貸金等が3,303件（９%）、金融行政一般・その他が1,727件（5%）となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が94件（10%）、保険商品等が27

件（3%）、投資商品等が657件（69%）、貸金等が151件（16%）、金融行政一般・その他が21件（2%）となっている。

３．各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

（１）預金・融資等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したものの、行政に対する要望等が増加したことなどから、受付件数は27年度（10,868件）と、ほぼ同水準なっている。

（２）保険商品等については、個別取引・契約の結果に関する相談等が減少したことなどから、受付件数は27年度（10,465件）に比べて減少している。

（３）投資商品等については、不適正な行為に関する相談等が減少したものの、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は27年度（9,969件）と、ほぼ同水準なっている。このうち、詐欺的な投資勧誘に関する情報は1,108件あり、そのうち632件が何らかの被害があったものである。

（４）貸金等については、行政に対する要望等が減少したものの、個別取引・契約の結果に関する相談等が増加したことなどから、受付件数は27年度（3,298件）と、ほぼ同水準なっている。

４．寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

（参考）「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
28年４月１日～６月30日・・・28年７月29日公表（第44回）
28年７月１日～９月30日・・・28年10月31日公表（第45回）
28年10月１日～12月31日・・・ 29年1月31日公表（第46回）
29年１月１日～３月31日・・・29年４月28日公表（第47回）

Ⅲ　その他の活動状況

１．地域住民を対象に、札幌市、金沢市、福岡市、熊本市の計４箇所で開催した「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」において、講演及び会場での出張相談会を開催。

第14節　政策評価への取組み（資料２－14－１～３参照）

金融庁においては、平成14年４月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：５ヵ年）

② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：４月～翌年３月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、29年４月から34年３月を計画期間とする案を作成し、政策評価に関する有識者会議（29年６月26日開催）に諮ったところ。

当該基本計画には、「「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、24年度までは、３～５月頃に新年度の実施計画を定め、８月頃に前年度の評価を実施していたが、ＰＤＣＡサイクルを有効に機能させるため、25年度からは、５～６月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、25年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、25年度実績評価から、従来３段階の区分で評価していたものを、各府省共通の５段階区分で評価を実施することとした。

（参考１）　「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

○ 平成29年度からの５年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の３つを「基本政策」として定めることとした。

・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
・「利用者の保護と利用者利便の向上」
・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

（注）金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の３つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、
・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
・「利用者保護と利用者利便の両立」
・「市場の公正性・透明性と活力の両立」
の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

○　また、上記の３つの「基本政策」のほかに、
・３つの「基本政策」に関係する横断的な課題への対応
（「ＩＴ技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応」「業務継続体制の確立と災害への対応」等）
を「横断的施策」とするほか、
・３つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

（参考２）　評価の実施状況

年度	実績評価	事前事業評価	事後事業評価	総合評価	規制の事前評価（ＲＩＡ）	租税特別措置等に係る政策評価
14 年度	26 件 (13 年度計画に掲げた政策)	－	－	－		
15 年度	27 件 (14 年度計画に掲げた政策)	６件	－	－		
16 年度	36 件 (15 年度計画に掲げた政策)	５件	－	－		
17 年度	43 件 (16 年度計画に掲げた政策)	７件	－	１件		
18 年度	28 件 (17 年度計画に掲げた政策)	４件	５件	－		
19 年度	26 件 (18 年度計画に掲げた政策)	３件	３件	－	11 件	
20 年度	25 件 (19 年度計画に掲げた政策)	１件	６件	１件	23 件	

21 年度	24 件 (20 年度計画に掲げた政策)	１件	４件	―	25 件	
22 年度	24 件 (21 年度計画に掲げた政策)	―	３件	―	19 件	７件
23 年度	24 件 (22 年度計画に掲げた政策)	―	２件	―	15 件	７件
24 年度	24 件 (23 年度計画に掲げた政策)	１件	２件	―	６件	９件
25 年度	20 件 (24 年度計画に掲げた政策)	―	１件	―	31 件	９件
26 年度	20 件 (25 年度計画に掲げた政策)	―	―	―	６件	８件
27 年度	20 件 (26 年度計画に掲げた政策)	―	２件	―	20 件	10 件
28 年度	20 件 (27 年度計画に掲げた政策)	―	１件	―	13 件	５件

（備考）

〇実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。（例：金融機関の健全性確保）

〇事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。（例：金融庁業務支援統合システムの開発）

〇総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。（例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」）

〇規制の事前評価（ＲＩＡ：Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より評価の実施が義務化された。

〇租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22 年５月より評価の実施が義務化された。

第15節　金融庁業務継続計画の策定

１．金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年９月策定、22年１月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年６月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（資料２－15－１参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年８月に策定している。

２．災害等発生時に備えた訓練

（１）災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

（２）新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を行った。

第16節　英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」（平成25年６月14日閣議決定）、「『日本再興戦略』改訂2014」（26年６月24日閣議決定）、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日公表）、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26年６月12日公表）において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、26年４月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

（１）ＦＳＡ Weekly Review

26年４月22日に公表されたＦＳＡ Weekly Reviewより、庁内の各部署が日々ホームページに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でＦＳＡ Weekly Review として公表。また、定期的に公表される事案については、日英同時公表を行った。

（２）英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）

英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を設置し、一元的な対応を実施している。28年７月から29年６月末までに、482件の照会が寄せられ、そのうち当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が183件であった。その他に、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が182件、その他の照会が117件寄せられ、それぞれ金融庁内の関係部署との共有を図った。

（３）法令やガイドライン等の主要な公表物の英語版の作成・公表

28事務年度において、以下の法令や各種ガイドラインのほか、金融レポート及び金融行政方針の概要、並びに改訂版スチュワードシップ・コード、金融審議会ワーキング・グループ報告書等の英語版の作成・公表を行った。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」及び「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」の資料・意見書・議事録の英語版を会議と並行して公表するとともに、内外に意見を募集し、英文でのコメントも多数受け付けた。

このほか、行政の透明性・効率性の確保等の観点を踏まえ、「金融行政方針で掲げた『金融行政の再点検』に係る具体的な取組み」を28年12月に公表しており、同取組みに係る英語版の公表を行った。

【英語版を作成した主な法令】

・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第七十四号

による改正まで反映）
・金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
・証券金融会社に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
・投資者保護基金に関する命令（平成二十七年内閣府・財務省令第三号による改正まで反映）
・金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第六十三号による改正まで反映）
・金融商品取引所等に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第一号による改正まで反映）
・金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十九号による改正まで反映）
・店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号による改正まで反映）
・上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十七号による改正まで反映）
・金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十九号による改正まで反映）
・投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百九十四号による改正まで反映）

また、「日本再興戦略 2016」（28 年６月２日閣議決定）において、東京国際金融センター構想推進の観点から「日本拠点の設置を検討している海外のアセット・マネージャー／オーナーに対する一元的な窓口を金融庁内に設置し、相談を受け付ける」との方針が示された。

上記方針を踏まえ、29 年４月に、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設した。このデスクでは、日本への拠点開設を検討中の海外金融事業者から、日本拠点開設に係る金融法令の手続き等に関する相談を受け付けているほか、東京都が 29 年４月に開設した金融法令以外の手続き等に関する相談窓口（「金融ワンストップ支援サービス」）とも連携し、一元的な対応を実施している。

第２部　金融に関する制度の企画及び立案

第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第１節　金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 37 号）（取引の高速化への対応、取引所グループの業務範囲の柔軟化、上場会社による公平な情報開示）

Ⅰ　経緯

情報通信技術の進展等の我が国の金融･資本市場をめぐる環境変化に対応するため、①株式等の高速取引に関する法制の整備、②金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化、③上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備等の措置を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 37 号）」が、平成 29 年５月 17 日に成立し、同月 24 日に公布された。

Ⅱ　概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料３―１―１参照）

１．金融商品取引法の一部改正

（１）株式等の高速取引に関する法制の整備

ア．登録制の導入

①「高速取引行為」の定義を定めることとする。

②　高速取引行為を行う者（金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者等を除く。）は、内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととし、高速取引行為に係る業務の内容及び方法を記載した書類の提出、登録拒否事由その他の登録手続に関する規定を整備することとする。

③　高速取引行為者（②の登録を受けた者をいう。以下同じ。）について、業務管理体制の整備、禁止行為、業務の運営に関する規制、業務に関する帳簿書類の作成及び保存その他の業務及び経理に関する規定を整備することとする。

④　高速取引行為に係る業務開始の届出、高速取引行為者に対する報告徴取及び検査、業務改善命令、業務停止命令、登録取消しその他の監督に関する規定を整備することとする。

イ．金融商品取引業者等に関する規定の整備

金融商品取引業者等が高速取引行為を行う場合における内閣総理大臣への届出等に関する規定を整備することとする。

ウ．無登録者による取引の受託の禁止

金融商品取引業者等は、高速取引行為者（金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者等を含む。）以外の者が行う高速取引行為に係る取引を受託してはならないこととする。

エ．金融商品取引所による調査等

金融商品取引所は、取引を公正にし、投資者を保護するため、高速取引行為を行う者の調査その他の必要な措置を講ずるものとすることとする。

（２）金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化

ア．グループ内の共通・重複業務の集約

金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けて、その属するグループ内の二以上の会社（金融商品取引所を含む場合に限る。）に共通する業務であって、当該業務を当該金融商品取引所において行うことが当該グループの業務の一体的かつ効率的な運営に特に資するものを、当該会社に代わって行うことができることとする。

イ．外国取引所等への出資の柔軟化

金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、現に子会社の範囲を超える外国会社を子会社としている外国取引所等を子会社とすることにより当該外国会社を子会社とする場合には、原則５年間、子会社の範囲に係る規制を適用しないこととする。

ウ．グループにおける経営管理の充実

金融商品取引所持株会社（金融商品取引所持株会社を有さないグループの場合は、グループ頂点の金融商品取引所）は、その属するグループの経営の基本方針の策定及びその適正な実施の確保等、当該グループの経営管理を行わなければならないこととする。

（３）上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備

上場会社が公表されていない重要な情報を金融商品取引業者、投資家等に伝達する場合、インターネット等を利用した当該情報の公表を求めることとする。

（４）その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

２．　その他

（１）施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

（２）経過措置等

①　所要の経過措置等を定めることとする。

②　金融商品取引法の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。

第２節　顧客本位の業務運営に関する原則

Ⅰ　経緯

平成 28 年４月 19 日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと」との諮問が行われた。この諮問を受けて、金融審議会に市場ワーキング・グループが設置され、国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー ）等について審議が行われた。

市場ワーキング・グループでは、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等（以下「金融事業者」）が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要との観点から審議が行われ、28 年 12 月 22 日に報告書が公表された。

報告書の提言等を踏まえ、29 年３月 30 日に「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に向けた取組み」を公表した。（資料３―２―１～２参照）

Ⅱ　概要

１．顧客本位の業務運営に関する原則

顧客本位の業務運営に関する原則（以下「本原則」）は、金融事業者が顧客本位の業務運営におけるベスト･プラクティスを目指す上で有用と考えられる原則を定めるものである。

本原則は、「顧客の最善の利益の追求」やその構成要素として重要なもの等の７つの原則を掲げており、金融事業者が各々の置かれた状況に応じて、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営を実現することができるよう、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用している。

２．「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み

本原則の策定を踏まえ、今後、その定着に向けて各金融事業者が実効的な取組方針を策定し、実践していくよう、当庁として取組みを進めていく必要がある。その際、金融事業者による取組みが形式的なものに止まることなく、金融事業者がより良い金融商品・サービスの提供を競い合うといった、実質を伴う形での定着が重要である。

こうした観点から、金融事業者の取組みの「見える化」や当局によるモニタリング、顧客の主体的な行動の促進等の施策を進めていく。

第３節　情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

Ⅰ　開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

１．企業と投資家との建設的な対話を促進する等の観点からの制度整備

平成 28 年４月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（資料３－３－１参照）を踏まえ、以下の取組みを行った。

（１）上場企業による公平な情報開示を確保するため、金融審議会市場ワーキング・グループに「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」を設置し、諸外国で長く適用されているフェア・ディスクロージャー・ルール（注）の導入について審議を行った。29 年3月には、同タスクフォースの報告（28 年 12 月）を踏まえ、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入を含む金融商品取引法の一部改正案を国会に提出し、国会での審議を経て、29 年5月に成立した。

（注）公表前の内部情報を発行者が第三者に提供する場合に当該情報が他の投資家にも同時に提供されることを確保するルール。

（２）ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、「経営方針」については、従来の決算短信ではなく有価証券報告書において開示すべきことが提言された。これを踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等を改正し、有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加した。併せて、28 年６月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、国内募集と並行して海外募集が行われる場合に、海外募集に係る臨時報告書に記載すべき情報が国内募集に係る有価証券届出書に全て記載されているときには、当該臨時報告書の提出を不要とする改正を行った（29 年２月 14 日公布・施行）。

２．株式報酬付与時の届出義務に係る制度整備

「『日本再興戦略』改訂 2015」において、コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう、株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図ることとされた。

（１）このような取組みの一環として、「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、株式報酬として一定期間の譲渡制限が付された現物株式（いわゆるリストリクテッド・ストック）の割り当てをする場合に、役員等に対する報酬の支

給の一種であることに鑑み、ストックオプションの付与と同様に、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とした（28 年８月 19 日公布・施行）。

（２）28 事務年度に整備した譲渡制限付株式に加え、パフォーマンスシェア等により株式の割り当てを行う場合についても、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正を行うこととし、29 年５月、改正案に関する意見募集（パブリック・コメント）を行った（コメント募集期間は６月 16 日まで）。

Ⅱ　開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局と連携して、開示書類の審査及び違反行為への対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

１．有価証券報告書等の審査

（１）有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①法令改正に関する事項についての審査（「企業結合に関する会計基準」等の改正を受けて改正された連結財務諸表規則等に基づく適切な記載がなされているかどうか）、②特定の重点テーマ（工事契約に関する会計処理・開示、棚卸資産に関する会計処理・開示等、包括利益計算書及び１株当たり情報）に着目して対象企業を抽出して行う審査、③適時開示や金融庁に提供された情報等を活用した審査を行った。

また、上記の有価証券報告書レビューにおいて把握された事象等を踏まえ、29 年３月期以降の「有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項」及び「有価証券報告書レビューの実施について」を公表した（29 年３月）。

（２）その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

２．課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付

命令に係る審判手続開始決定を行った。

28 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	３件
有価証券届出書の不提出	１件

３．無届けで募集を行っている者に対する対応

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の慫慂や警告書の発出を行うとともに、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、投資者に対して注意を呼びかけている。

Ⅲ　ＥＤＩＮＥＴ（電子開示システム）の開発状況等

ＥＤＩＮＥＴについては、ＸＢＲＬ（注）データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたＸＢＲＬの対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等の開発を順次行っている。28 事務年度の状況は次のとおりである。

（注）ＸＢＲＬ（eXtensible Business Reporting Language）：財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

１．ＥＤＩＮＥＴの稼動状況

ＥＤＩＮＥＴは、目標である稼働率 99.9%以上（年度ベース）を維持するとともに、アクセス（検索）件数は年間２億５千万件を超えるなど、ＥＤＩＮＥＴにより提出された企業情報等は、安定的に多くの投資家等に利用されている。

２．情報セキュリティ対策の強化

昨今のサイバー攻撃事例を踏まえ、システム機器の更改に合わせ、外部からの情報セキュリティ侵害に対抗するために各種の情報セキュリティ対策の強化を行った。新システムは 29 年３月から稼動している。

３．ＸＢＲＬのタクソノミ（注）の詳細タグの検討

財務情報の利用者利便の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス情報や国際会計基準財務諸表に対応した詳細タグをＸＢＲＬタクソノミに付加することを検討し、タグ付けの方針・範囲等について「コーポレート・ガバナンス関連情報

及び国際会計基準財務諸表の詳細タグ付けに対応するためのＥＤＩＮＥＴタクソノミのタクソノミ要素リスト（案）」としてパブリックコメントを募集した（29年３月３日から４月３日まで）。

パブリックコメントの結果を受けて、29年度からＸＢＲＬタクソノミの詳細な検討に着手している。

（注）タクソノミ：ＸＢＲＬにより記述される個々の財務情報の「要素」に当る部分。勘定科目名称（「売上高」など。）などが該当する。なお、金額、通貨単位などは「インスタンス」と称している。

Ⅳ　会計基準の品質向上に向けた取組み

我が国の上場企業等において用いられる会計基準の品質をより高水準なものとしていくため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

１．会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

（１）国際会計基準（ＩＦＲＳ）の任意適用企業の拡大促進

関係者によるこれまでの取組みの結果、ＩＦＲＳ任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、29年６月末時点で156社、全上場企業の時価総額の25%まで増加した。（資料３－３－２参照）

こうした動きを更に後押しするべく、28 年７月、「ＩＦＲＳに基づく四半期連結財務諸表の開示例」の公表やＩＦＲＳへ移行した企業の経験を共有するためのセミナーの開催（主催：会計教育研修機構）等の取組みを実施した。

（２）ＩＦＲＳに関する国際的な意見発信の強化（※）

企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）において、海外の基準設定主体と連携し、のれんの会計処理やリサイクリング（その他の包括利益に計上した項目を、純利益に振り替える会計処理）について国際会議の場で意見発信等を行うなど、関係者が連携して、あるべきＩＦＲＳの内容についての我が国の考え方の発信を行った。

※　「２．国際的な会計基準設定プロセスへの関与」も参照。

（３）日本基準の高品質化

ＡＳＢＪにおける収益認識基準の開発に向けた検討が加速されるように支援を行った。

（４）国際会計人材の育成

ＩＦＲＳに関して国際的な場で意見発信できる人材を育成することなどを目的として、財務会計基準機構において、企業、公認会計士、証券アナリスト等それぞれの分野で国際的な会計実務に精通した人材を、「国際会計人材ネットワーク」として公表した（29年４月）。

２．国際的な会計基準設定プロセスへの関与

ＩＦＲＳは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるＩＦＲＳ財団により策定されており、本財団は国際会計基準審議会（ＩＡＳＢ）、ＩＦＲＳ財団評議員会等で構成されている。ＩＡＳＢは、ＩＦＲＳを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、14 名の構成メンバーのうち１名が日本人となっている。一方、ＩＦＲＳ財団評議員会は、ＩＡＳＢの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22 名の構成メンバーのうち２名が日本人となっている。さらに、ＩＡＳＢと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザリー・フォーラム（ＡＳＡＦ）には、当初より日本からＡＳＢＪがメンバーとして参加しており、ＡＳＢＪは、海外当局と共同でＡＳＡＦ会合においてディスカッション・ペーパーを公表する等、基準開発に積極的に参画している。

また、ＩＦＲＳ財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるＩＦＲＳ財団モニタリング・ボード（ＭＢ）が設置され、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している。ＭＢは活動の透明性向上の観点から、28 年８月に初めてＭＢの作業計画を策定・公表したほか、ＩＦＲＳ財団のガバナンス改善について議論を行った。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。

Ⅴ　会計監査の信頼性確保に向けた取組み

１．会計監査の質の向上

近年の不正会計事案などを受けて設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」においては、28 年３月、

- 監査法人のマネジメントの強化のための監査法人のガバナンス・コードの策定
- 監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリット等に関する調査・分析の実施
- 株主等に対する情報提供を充実させる観点から、「監査報告書の透明化」に関する検討

などの取組みが提言された。（資料３－３－３参照）

同提言を踏まえ、有効なガバナンスとマネジメントの下で高品質な会計監査を提供する監査法人が、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立し、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保を図るため、以下の取組みを進めた。

（１）監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）

大手上場企業等の監査を担う監査法人に対して、組織としての監査の品質確保に向けた取組みを求めるとともに、監査法人の経営陣によるマネジメント改革の取組みをサポートする観点から、28 年７月に「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」を設置し、監査法人のガバナンス・コードの策定に向けた検討を行った。29 年３月には、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が策定・公表された。（資料３－３－４～５参照）

同コードにおいては、

① 監査法人のトップがリーダーシップを発揮すること、

② 監督・評価機関等の機能を強化すること、

③ コードの適用状況等について、監査法人が分かりやすく情報開示すること、

など、実効的な組織運営を実現するための原則が示されている。

29 年５月時点で、大手監査法人を含む計 13 の監査法人がコードを採用しており、今後は、コードを踏まえた各監査法人の改革の実施状況のフォローアップを行い、各監査法人によるコードの実効的な実施を確保していく必要がある。

（２）監査法人のローテーション制度

欧州では、監査法人の独立性を確保する手段として、28 年６月から、いわゆる監査法人のローテーション制度（注）が導入された。

我が国において同様の制度を導入した場合のメリット・デメリット等を把握する観点から、我が国の監査市場の動向や、欧州における同制度導入後の状況等について調査を実施した。

（注）企業に対し、監査を行う監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

（３）監査報告書の透明化

現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明以外の監査人の見解の記載は限定的となっている。一方、イギリスでは、監査人が着目した虚偽表示リスク及びそれらに対してとられた監査手続の内容等を監査報告書に記載する制度が導入されている（注）。

このような「監査報告書の透明化」について、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、株主等への情報提供を充実させる観点から、我が国でも検討を進めるべきとされたことを踏まえ、28 年９月より関係者（日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会、金融庁）の間で意見交換を実施し、関係者の意見を取りまとめ、29 年６月に公表した。（資料３－３－６参照）

今般の取りまとめを踏まえ、今後、企業会計審議会において具体的な検討を進めていく必要がある。

（注）こうした制度は、国際監査・保証基準審議会（ＩＡＡＳＢ）の定める国際監査基準に導入されたことなどを受けて、欧州やアジアの主要国等において導入が進められており、米国でも、公開会社会計監査委員会（ＰＣＡＯＢ）が導入のための監査基準を公表した。

２．国際監査基準（ＩＳＡ）への対応

金融庁は、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うとともに、ＩＯＳＣＯ、監査監督機関国際フォーラム（ＩＦＩＡＲ）を通じて、ＩＡＡＳＢの基準設定プロセスに参画している。

Ⅵ　公認会計士・監査法人等に対する監督

１．公認会計士・監査法人等に対する処分

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

28 事務年度においては、運営が著しく不当であるとして、公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた２監査法人に対し業務改善命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
28 年８月	ＫＤＡ監査法人	業務改善命令	著しく不当な業務運営
29 年２月	監査法人 よつば綜合事務所	業務改善命令	著しく不当な業務運営
29 年４月	公認会計士１名	業務停止４月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
29 年４月	公認会計士１名	業務停止２月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
29 年４月	公認会計士１名	業務停止１月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)

（参考）

	25 年 ６月末	26 年 ６月末	27 年 ６月末	28 年 ６月末	29 年 ６月末
公認会計士の登録数（人）	24,965	26,274	27,360	28,353	29,681
監査法人の数（法人）	216	220	218	217	223

２．外国監査法人等の検査監督

金融庁及び公認会計士・監査審査会では、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」を公表し、外国監査法人等の所属する国の①監査制度や監査人監督体制の同等性が確認され、②情報交換等の監査監督上の協力に関する書簡などが交換され、③相互主義が担保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしている（相互依拠）。（資料３－３－７～８参照）

金融庁及び公認会計士・監査審査会は、引き続き、相互依拠に向けた外国監査法人等に対する検査監督体制の整備のため、諸外国の当局との情報交換等の取組みを進めていく。

Ⅶ　公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、21 年以降、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融４団体による意見交換会を開催してきたところ。金融庁においては、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、組織内会計士のネットワークの強化、会計大学院協会との連携及び若年層を対象とした広報活動などの施策を盛り込んでいる。

28 事務年度は、引き続き、アクションプランに基づき、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

Ⅷ　海外監査監督当局との連携強化

ＩＦＩＡＲは監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される、監査の質をグローバルに向上させることを目的とした国際機関であり、日本からは設立時から金融庁と公認会計士・監査審査会が参加している。近年、当局間の意見交換フォーラムから国際組織としての実質的な活動を伴う組織へと急速に成長するとともに、金融安定理事会（ＦＳＢ）、証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）、バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）等、他の国際組織との関係強化の必要性も高まっている。このような背景から、26 年４月、ワシントン本会合において常設事務局設立

が議論され、ＩＦＩＡＲメンバー当局に対し事務局の立地国に係る募集が行われた。

国際的なプレゼンスの強化、東京の国際金融センターとしての地位向上及び監査の品質の向上の重要性の観点等から、金融庁及び公認会計士・監査審査会はＩＦＩＡＲ常設事務局の東京誘致に立候補。28 年４月のロンドン本会合において、常設事務局を東京に設置することが決定され、29 年４月、大手町に開設された。４月３日には金融庁・ＩＦＩＡＲ共催で事務局開所式を開催し、麻生副総理兼金融担当大臣から祝辞、安倍総理からメッセージが示された。また、４月４日～６日、ＩＦＩＡＲ東京総会が開催され、我が国をはじめとする 22 の国・地域の加盟当局が、監査分野での加盟当局間の協力の深化を図る観点から、ＩＦＩＡＲにおける「監査監督情報交換に関する多国間覚書（ＭＭＯＵ）」へ署名した。これにより、署名当局の間で、監査監督上必要な情報を相互に交換することが可能となった。（資料３－３－９参照）

なお、ＩＦＩＡＲ事務局の東京における活動を支援するために、27 年 12 月、国内の監査に関するステークホルダーから成る日本ＩＦＩＡＲネットワークを設立した。（資料３－３－10～11 参照）

第４節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等

Ⅰ　金融商品取引業等に関する諸制度の整備

１．私設取引システム（ＰＴＳ）等による取引所金融商品市場外での取引に係る価格公表制度の見直し

取引所金融商品市場外での売買等に関する報告を行うＰＴＳ業務の認可を受けた金融商品取引業者（ＰＴＳ業者）及び当該報告を受けて売買等に関する公表を行う日本証券業協会の負担軽減のため、ＰＴＳ業者による個別銘柄のリアルタイム報告（５分以内）を不要とする等の金融商品取引業協会等に関する内閣府令の改正を行った（注）（平成 26 年７月 14 日公布、28 年９月５日施行）。

（注）本件に関して、日本証券業協会においても取引所金融商品市場外での売買等に関する自主規制規則を見直し、ＰＴＳ業者が日本証券業協会のシステムを利用して個別銘柄のリアルタイム公表（５分以内）を行う等の改正が行われた。このため、取引所金融商品市場外での売買等に関する情報については、従来と同様に日本証券業協会のウェブサイトを通じてリアルタイムで取得することができる。

２．金融商品取引業者の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正

28 年９月から中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制が施行されることを踏まえ、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の自己資本規制比率の算出にあたり、同規制に基づく証拠金について、①受け入れた場合に自己資本額の控除対象から除外し、②差し入れた場合にリスク相当額の計算対象から除外するよう、金融商品取引業等に関する内閣府令及び告示の改正を行った（28 年８月 31 日公布、同年９月１日施行）。（資料３－４－１参照）

３．株式新規上場時の主幹事就任に関するルールのあり方についての検討

発行会社の株式を保有している証券会社による株式新規上場時における主幹事証券会社への就任に関するルールのあり方について検討を行うため、日本証券業協会、東京証券取引所と共同で、28 年 11 月に「株式新規上場引受に関する検討会」を設置し、29 年３月 30 日に以下の内容の報告書をとりまとめた。

① 株式新規上場時の主幹事証券会社就任のあり方：

証券会社グループが発行会社の議決権の 15%以上を保有する場合、当該グループ内の証券会社がその主幹事を務める際には、当該グループから独立した「独立引受幹事会社」の適切な関与等を求める。

② 公的再生支援下にある発行会社の再上場における主幹事証券会社就任のあり方：

証券会社グループが公的資金による支援を受けている発行会社の株券等（株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券）を保有している場合、その取得後２年間は、当該グループ内の証券会社が、当該発行会社の再上場に際して主幹事に就任しないことを求める。

同報告書を受け、日本証券業協会は、「有価証券の引受け等に関する規則」等の改正を行った（29 年７月施行予定。改正規則のうち、上記①にあたる規定は 30 年７月より適用）。

４．法人顧客を相手方とするＦＸ取引に関する制度整備

法人顧客を相手方とする店頭ＦＸ取引について、店頭ＦＸ業者の適切なリスク管理を確保する観点から証拠金規制を導入するため、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を行った（28 年６月 14 日公布、29 年２月 27 日施行）。

また、こうした動きにあわせ、東京金融取引所においても取引所規則を改正し、29 年２月に店頭ＦＸ取引と同様の証拠金制度を導入した。

５．証拠金の一体管理に関する制度整備

取引所取引におけるＦＸ口座と有価証券関連デリバティブ口座の証拠金を一体で管理することで、一方の証拠金不足分を他方の証拠金余剰分でカバーできるようにするため、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を行った（29 年３月 31 日公布・施行）。

６．株式による報酬等の柔軟な活用に関する制度整備

「『日本再興戦略』改訂 2015」において、コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図ることとされた。

このような取組みの一環として、①特定譲渡制限付株式、②パフォーマンスシェア、③株式報酬（所定の時期に確定した数の株式を報酬として付与するもの）等による株式の割り当てを行う場合に、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、ストックオプションの付与と同様に、売買報告書の提出制度及び短期売買利益の返還請求制度の適用除外とする改正を行うこととし、29 年５月、改正案に関する意見募集（パブリック・コメント）を行った（コメント募集期間は６月 16 日まで）。（資料３－４－２参照）

Ⅱ　金融商品取引所をめぐる動き

１．ＪＰＸ日経インデックス 400 について

日本取引所グループ及び東京証券取引所は、日本経済新聞社と共同で、収益性やコーポレートガバナンス等、グローバルな投資要件を満たした、「投資者にとって投資魅力の高い会社」で構成される株価指数「ＪＰＸ日経インデックス 400」を 26 年１月から算出している。

その算出当初から、本インデックスに連動したＥＴＦの上場や公募投信の運用がなされ、現在は、東京証券取引所に６商品のＥＴＦが上場し、50 以上の公募投信が運用されている。海外でも、26 年９月にロンドン証券取引所等にＥＴＦが上場され、29 年６月末では７カ国でＥＴＦが上場されている。また、大阪取引所において、26 年 11 月からは本インデックスの先物取引が、28 年７月からは本インデックスのオプション取引が、それぞれ開始されている。

２．ＪＰＸ日経中小型株指数について

中小型株の動向を示す日本株指数は、時価総額や売買代金などの流動性指標によるものに限られており、資本の効率性や財務状況などの観点で銘柄選定を行う指標はこれまで算出されていなかった。

東京証券取引所は、日本経済新聞社と共同で、ＪＰＸ日経インデックス 400 で導入した「投資者にとって投資魅力の高い会社」を構成銘柄とするとのコンセプトを中小型株に適用することで、資本の効率的活用や投資者を意識した経営を行っている企業を選定する株価指数「ＪＰＸ日経中小型株指数」を 29 年３月から算出している。

その算出当初から、本インデックスに連動したＥＴＦの上場や公募投信の運用がなされ、29 年６月末では、東京証券取引所に２商品のＥＴＦが上場し、４本の公募投信が運用されている。

３．業務継続計画（BCP）の見直しについて

日本取引所グループは、政府における首都直下地震等の広域災害の被災想定の見直し、市場環境を巡る大きな環境変化等を踏まえ、取引所におけるBCPの課題と対応策について市場関係者との間で検討を行い（金融庁はオブザーバー参加）、29年4月に報告書を公表した。

東京証券取引所は、当該報告を踏まえ、売買代金シェア２割超の取引参加者が売買に参加できない場合には売買を停止するとしていた基準を売買代金シェア５割超に引き上げるといったコンティンジェンシー・プランの見直しを行った。

また、日本取引所グループは、メインデータセンターと同じ関東圏にあるバックアップデータセンターについて、電力供給不足等に備え、社会インフラの異なる遠隔地に移転する等の措置をとることとしている。

Ⅲ　証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

１．デリバティブ取引の決済の安定性の向上

店頭デリバティブ取引におけるカウンターパーティ・リスクの低減に向けて、清算機関での清算を義務付ける対象商品及びその対象者の拡大を順次進めてきている。28 年 12 月には、本規制の対象者として保険会社を追加するとともに、信託勘定に係る取引を対象取引に追加した。

また、清算機関で清算されない店頭デリバティブ取引に対しては、28 年９月、取引当事者間で変動証拠金及び当初証拠金の授受を行うこと等を求める規制を開始している。本規制は対象とする金融機関を段階的に拡大することとしており、29 年３月には店頭デリバティブ取引を行う全ての金融機関に変動証拠金授受の義務を拡大した。

規制の開始にあたっては、海外金融機関との取引等に対して国際的に調和の取れた形で規制を実施するため、28 年７月、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正を行った（28 年７月 25 日公布、28 年９月１日施行）。また、規制の重複等を調整するために各外国当局との間で規制の同等性評価を進め、28 年 10 月には米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）等の証拠金規制に対して同等性を認める告示を公布した（28 年 10 月 21 日公布、同日適用）。

市場デリバティブ取引については、その取引証拠金に関して、日本銀行での預け入れを可能とするため、28 年７月、金融商品取引所等に関する内閣府令の改正を行った（28 年７月７日公布・施行）。

２．国債取引等の証券決済・清算態勢の強化

国債については、「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者において、22 年６月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、30 年５月１日に国債の決済期間を短縮化（Ｔ＋１）することを目指し、その実現に向けた課題等について議論が進められている。

株式等についても、市場関係者において、検討が進められており、28 年６月に最終報告書がとりまとめられ、31 年の４月又は５月を目標に株式等の決済期間の短縮化（Ｔ＋２）を実施することが決定された。

金融庁は、こうした検討に積極的に参加するとともに、定期的に更新される工程表を、金融庁ウェブサイトで公表し広く周知する（28 年７月、29 年６月）ことなどにより、市場関係者の取組みを支援してきた。

Ⅳ　「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催

地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、証券取引所、証券会社、政府系金融機関、地元自治体、行政当局等の関係者が一堂に会し、資本市場をめぐる現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マ

ネー供給に係る取組事例の紹介・共有等を図るため、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を、29 年３月 22 日に札幌、同年６月８日に広島で開催した。

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第１節　情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備

Ⅰ　経緯

情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図ることが、喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、①金融グループにおける経営管理の充実、②共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化、③ＩＴの進展等に伴う技術革新への対応、④仮想通貨への対応等に係る施策を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号）」が、平成 28 年５月 25 日に成立し、同年６月３日に公布された。

これを受け、関係政令及び内閣府令等の整備を行った（29 年３月 24 日公布、同年４月１日施行）。

Ⅱ　概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料４－１－１参照）

１．金融グループにおける経営管理の充実に係る関係政府令等の改正の概要

（１）金融グループの経営管理の充実

法改正により、銀行持株会社（銀行持株会社が存在しない場合はそのグループの頂点にある銀行）が、グループの経営の基本方針等を策定し、それらを適正に実施するなど、経営管理として果たすべき機能を法令上明確化した。

これに伴い、関係内閣府令等において、グループの経営の基本方針のほか、銀行グループの収支、資本の分配、自己資本の充実その他のリスク管理に係る方針、災害等発生時における銀行グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針及び銀行グループの再建計画の策定など、グループの経営管理として策定すべき具体的な内容を規定した。

２．共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化に係る関係政府令等の改正の概要

（１）金融グループ内の共通・重複業務の集約等

法改正により、金融グループ内におけるシステム管理業務や資金運用業務などの共通・重複業務を持株会社で実施することを、当局の認可を前提に可能とするための制度の整備等を行った。

これに伴い、関係内閣府令において、持株会社で実施することが可能な共通・重複業務等として、システム管理義務や資金運用業務のほか、コールセンター業務、バックオフィス業務、商品開発業務、福利厚生に関する業務、融資審査業務

等を規定するなどした。

（２）グループ内の資金融通の容易化

法改正により、同一持株会社グループ内の銀行間取引について、銀行の経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たすとして当局の承認を受けた場合には、アームズ・レングス・ルールに基づかずに社内レート等を使用して取引又は行為を行うことを容認する規定の整備を行った。

これに伴い、関係内閣府令において、当局の承認を受ける際の具体的な要件として、アームズ・レングス・ルールによらない取引または行為の条件を明確に定めていること及び銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことを規定した。

３．ＩＴの進展等に伴う技術革新への対応に係る関係政府令等の改正の概要

（１）金融関連ＩＴ企業等への出資の柔軟化

法改正により、銀行業の高度化・利用者利便の向上に資すると見込まれる業務を営む金融関連ＩＴ企業等への出資を、当局の認可を前提に柔軟化する措置を講じた。

これに伴い、関係内閣府令において、出資元の銀行の財務の健全性及び出資元の業務内容と銀行業務との関係といった観点から、当該企業等への出資に際しての認可審査事項について具体的な内容を規定した。

（２）決済関連事務等の受託の容易化

法改正により、システム管理などの業務の受託を容易にするため、従属業務を営む会社に求められる親銀行グループ等からの収入依存度の緩和の措置を講じた。

これに伴い、関係告示において、既存の従属業務のうち、ＡＴＭの保守点検業務、他の事業者の事務に係る計算を行う業務、システム・プログラムの設計・保守等業務を緩和の対象としたほか、これらの業務と併せて営まれる場合には、文書作成業務、現金等輸送・集配業務、事務取次業務についても広く緩和の対象とした。

（３）ＩＴの進展に対応した決済関連サービス提供の容易化と利用者保護の確保

法改正により、ＩＴの進展に伴う多様な決済サービスの登場に対応するため、決済関連サービス提供の容易化と利用者保護を確保するための措置を講じた。

これに伴い、関係政府令において、ＩＴ 機器を利用した前払式支払手段に対応した情報提供の方法や払戻し時の公告方法、資金移動業の一部廃止の際の履行保証金の取戻しの手続等について、具体的な内容を規定した。

（４）キャッシュアウトサービス

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告（27年12月22日）において、キャッシュアウトサービスについては、銀行法令上の「預金の払出し」に係る外部委託として整理し、キャッシュアウトサービスを行

う場合には、銀行に対し、監督上、必要に応じ、然るべき体制の整備等を求めていくことが考えられるとされた。

これに伴い、関係内閣府令において、キャッシュアウトサービスがＡＴＭサービス等の外部委託と同様に適切な業務がなされるよう、情報漏洩の防止や誤認防止等の預金者保護のために必要な措置の内容を規定した。

（５）電子記録債権の利便性向上

法改正により、複数設立されている電子債権記録機関間で電子記録債権の移動を可能とし、電子記録債権の流動化による利用者利便の向上を図るため、電子記録の類型に「記録機関変更記録」の新設を行った。

これに伴い、関係政府令において、記録機関の変更請求に必要な情報等、記録機関変更記録の手続きにおいて必要となる事項を規定した。

（６）ホールセール分野の決済高度化

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告（27 年 12 月 22 日）において、企業グループのキャッシュ・マネジメントに係る貸金業規制の適用を見直すことが考えられるとされた。

これに伴い、貸金業法施行令において、企業グループの戦略的な事業編成及び資産管理の効率化に資することを目的として、企業グループに属する会社等が行う当該企業グループに属さないこととなってから一年以内の会社等への貸付け及びその親会社等が共同出資する会社への貸付けを貸金業の範囲から除外する改正を実施した。

４．仮想通貨に関する法制度の整備に係る関係政府令等の改正の概要

（１）利用者保護のための規定の整備

法改正により、仮想通貨と法定通貨の交換等を業として行う業者（仮想通貨交換業者）に対し、登録制の導入及び利用者保護のための規定を整備した。

これに伴い、関係政府令を改正するとともに、「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」を新設し、

- 利用者に対する情報提供（法定通貨との誤認防止に関する説明、手数料等契約内容に係る情報提供、仮想通貨の特性（価格変動等）を踏まえた情報提供）
- システムの安全管理体制の構築
- 最低資本金・純資産に係るルール（資本金 1000 万円以上、純資産額が負の値でない）
- 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
- 分別管理及び財務諸表についての外部監査
- 当局による報告徴求・検査・業務改善命令等

等を規定した。

（２）マネロン・テロ資金供与規制

マネロン・テロ資金供与対策という国際的な要請に対応する観点から、法改正により、犯罪による収益の移転防止に関する法律上の特定事業者に仮想通貨交換業者を追加し、取引時確認、記録の作成・保存、疑わしい取引の当局への届出等の義務を課すこととした。

また、関係政省令の改正により、取引時確認が必要となる取引として、

- 仮想通貨の交換等を反復・継続して行うこと等を内容とする契約の締結
- 200 万円を超える仮想通貨の交換等、現金取引
- 10 万円を超える仮想通貨の移転

を規定した。

５．その他

（１）現金紛失時の不祥事件届出の金額基準の見直し

銀行法施行規則等においては、現金等の紛失に係る不祥事件届出の金額基準が、一件当たり 100 万円以上と定められていたが、今般、金融行政モニターに対して、当該金額基準の見直しに関する意見が寄せられた。

これに伴い、関係内閣府令において、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえ、金額基準を廃止し、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とする改正を実施した。

第２節　金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 98 号）

Ⅰ　経緯

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、その目的に重要な役割を有する時限措置である、①金融機能強化法に基づく金融機関等の資本の増強に関する措置、②銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律に基づく銀行等保有株式取得機構による銀行等からの株式等の買取りに関する措置及び③保険業法に基づく生命保険契約者保護機構に対する政府補助に関する措置等について、当該措置の期限を５年間延長することを内容とする「金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」が、平成 28 年 11 月 25 日に成立し、同年 12 月２日に公布された。

Ⅱ　概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料４－２－１参照）

１．金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正等

（１）金融機関等による国の資本参加申込み期限の延長

金融機能の強化のための特別措置に関する法律を一部改正し、金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を 34 年３月 31 日まで延長することとした。

（２）金融機関等の経営基盤強化に関する計画の主務大臣への提出期限の延長

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法を一部改正し、金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を 34 年３月 31 日まで延長することとした。

２．銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正

（１）会員等からの株式等の買取り等の期限の延長

銀行等保有株式取得機構が行う会員等からの株式等の買取り等の期限を 34 年３月 31 日まで延長することとした。

（２）銀行等保有株式取得機構の存続期限の延長

銀行等保有株式取得機構の存続期限を 44 年３月 31 日まで延長することとした。

３．保険業法の一部改正

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を 34 年３月 31 日まで延長することとした。

Ⅲ　その他

１．施行期日

この法律は、公布の日から施行された。

第３節　銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）

Ⅰ　経緯

情報通信技術の進展等の我が国の金融サービス業をめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連ＩＴ企業等との適切な連携・協働（オープン・イノベーション）を推進するとともに利用者保護を確保することが、喫緊の課題となっている。このような状況を踏まえ、①電子決済等代行業者に登録制を導入し、利用者に関する情報の安全管理や、電子決済等代行業を営むに際しての金融機関との契約締結等を求めること、②金融機関に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の作成・公表等を求めること等を内容とする「銀行法等の一部を改正する法律」が、平成 29 年５月 26 日に成立し、同年６月２日に公布された。

Ⅱ　概要

主な改正内容は、以下のとおりである。（資料４－３－１参照）

１．電子決済等代行業者の登録制導入とルール整備

電子決済等代行業者に対して登録制を導入するとともに、体制整備・安全管理に係る措置として、電子決済等代行業者に対し、利用者保護のための体制整備や、情報の安全管理義務、財産的基礎の確保等を求めている。また、電子決済等代行業者に対し、サービスの提供にあたり、利用者の損害に係る賠償責任の分担や、利用者に関する情報の安全管理を含む契約を金融機関と締結することを求めている。

２．金融機関におけるオープン・イノベーションの推進に係る措置の整備

電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表や、電子決済等代行業者との接続に係る基準の策定・公表、オープンＡＰＩと呼ばれる、フィンテック企業が金融機関のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式を幅広く開放することに係る努力義務等を求めている。

３．外国銀行支店に係る事業年度の弾力化

一律に４月１日から翌年３月 31 日までの事業年度となっていたところ、外国銀行本店の事業年度を選択することを可能とする。

Ⅲ　その他

１．施行期日

この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、下記２．（４）、（５）については、公布の日から施行することとする。

２．経過措置等

（１）この法律の施行の際現に電子決済等代行業等を行っている者は、施行日から起算して６ヶ月間は、登録を受けなくても当該電子決済等代行業等を行うことができることとする。

（２）施行日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日までは、この法律の施行の際現に銀行等の口座情報を取得し、これを預金者等に提供することのみを行っている電子決済等代行業者等は、銀行等との間の契約締結義務を猶予することとする。

（３）銀行法等の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。

（４）銀行等は公布の日から起算して、９ヶ月を経過する日までに電子決済等代行業者等との連携及び協働に係る方針を決定し、公表しなければならないこととする。なお、29 年６月 27 日に「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令」等が公布・施行された。

（５）電子決済等代行業者等との間で電子決済等代行業者等に係る契約を締結しようとする銀行等は、施行日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日までに、当該電子決済等代行業等が、利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく電子決済等代行業等を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならないこととする。

（６）その他所要の経過措置等を定めることとする。

第４節　フィンテックへの対応

Ⅰ　ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスク

１．経緯

平成27年９月に公表した「平成27事務年度 金融行政方針」において、金融庁としては、フィンテックの動きに速やかに対応し、将来の金融ビジネスにおける優位性を確保するため、民間部門と協働しつつ、フィンテックの動向を出来る限り先取りして把握していくこととしている。

これを受け、同年12月、フィンテックに関する一元的な相談・情報交換窓口として「ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスク」を金融庁に設置し、IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促している。

２．概要

「ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスク」においては、事業者からの相談に応じて、事業実施の支援を行うとともに、フィンテックに関するビジネスや事業者のニーズ把握を進めている。

平成28事務年度においては、計131件の問い合わせが寄せられている。月平均では11件の問い合わせが寄せられており、そのうちの多く（８割強）は事業計画に基づいた、法令解釈に係る具体的な相談が占めている。法令解釈に係る相談のうち、仮想通貨関連の相談が最も多く（３割強）、電子マネーやポイント等の前払式支払手段や送金等の他の決済関連サービスとあわせると５割弱を占める。(資料４－４－１参照)

法令解釈に係る相談（109件）のうち、既に対応が終了した案件（69件）については、平均して５営業日弱で対応している。

Ⅱ　決済高度化官民推進会議の開催

１．経緯・背景等

決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ＩＴイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要である。

27年12月に、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。

同ワーキング・グループ報告書で示された課題（アクションプラン）の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、金融界・産業界・個人利用者・行政など決済に関する幅広いメンバーが官民連携してフォロー・意見交換することを目的

として、28 年６月３日に「決済高度化官民推進会議」（座長:森下哲朗 上智大学法科大学院教授）が設置された。（資料４－４－２参照）

２．議論の状況

〇第２回（29 年１月 11 日開催）

アクションプランの進捗状況について、各説明者より報告が行われ、討議を実施。

・全国銀行協会： 決済高度化に向けた全銀協の取組状況
・経済産業省：ＸＭＬ等に関する経済産業省の取組み
・金融情報システムセンター（ＦＩＳＣ）：情報セキュリティに関する取組み

〇第３回（29 年６月 21 日開催）

アクションプランの進捗状況について、各説明者より報告が行われ、討議を実施。

・金融庁：決済高度化・ＦｉｎＴｅｃｈを巡る取組み
・全国銀行協会：決済高度化に向けた全銀協の取組状況
・日本商工会議所：中小企業のフィンテック対応・活用に関する提言
・ＦＩＳＣ：情報セキュリティに関する取組み
・経済産業省：ＦｉｎＴｅｃｈビジョン
・財務省：外為報告及び非居住者円送金の見直し

Ⅲ　フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議の開催

１．経緯・背景等

欧米等に比べ、我が国では、先進的なフィンテック・ベンチャー企業やベンチャーキャピタルの登場が未だ必ずしも実現していないとの指摘がある。

我が国の強みを生かしつつ、海外展開も視野に入れたフィンテック・ベンチャー企業の創出を図っていくためには、技術の担い手（研究所、技術者等）とビジネスの担い手（企業、資金供給者、法律・会計実務家等）など、幅広い分野の人材が集積し、これらの連携の中で、フィンテック・ベンチャー企業の登場・成長が進んでいく環境（エコシステム）を整備していくことが重要である。

こうした観点から、「フィンテックエコシステム」の実現に向けた方策を検討するとともに、こうした動きが金融業に与える影響について議論することを目的として、28 年４月 27 日に「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」（座長：福田慎一　東京大学大学院経済学研究科教授）を設置した。（資料４－４－３～４参照）

２．議論の状況

〇第３回（28 年 10 月５日開催）

ＮＴＴデータ経営研究所研究理事・山上聰氏より海外を中心としたデジタルイノベーションの潮流、Ａ．Ｔ．カーニーパートナー佐藤勇樹氏・矢吹大介氏より金融機関における革新的な事業創造についてヒアリングを実施した。

Ⅳ　ＦｉｎＴｅｃｈ時代のオンライン取引研究会の設置

フィンテックに代表される金融・ＩＴ融合の動きが世界的規模で進展し、金融業・市場に変革をもたらしつつある中で、例えば、犯罪収益移転防止法上の顧客の本人確認がオンラインで完結せず課題となっているとの指摘がある。

こうした指摘等を受け、フィンテックに対応した効率的な本人確認方法など、フィンテック時代のオンライン取引に係る諸課題について、議論・検討を行うことを目的として、29 年６月 21 日に「ＦｉｎＴｅｃｈ時代のオンライン取引研究会」（ＦｉｎＴｅｃｈ協会・新経済連盟・金融庁の共催）を設置し、同月 23 日に第１回会合を開催した。（資料４－４－５参照）

Ⅴ　国際的なネットワークの強化

１．背景

フィンテックの進展に伴い金融サービス分野において構造的変化が起こりつつある中、こうした変化に適切に対応するためには、国内外の多様な分野の専門家等の知見を活用して、フィンテックに係る動向を先取的に把握し、フォワードルッキングな対応を図っていくことが求められている。

特に、フィンテックの進展はグローバルに展開しているため、海外当局や研究者等との連携を図っていく必要があるため、フィンテックに関する国際的なネットワークの強化に向けた取組みを実施した。

２．取組み実績

フィンテックに関する国際的な連携・協働、ネットワーク形成等を目的として、各国のフィンテック関係者が参加するフィンテック・サミット（金融庁・日本経済新聞社の共催）を 28 年９月 20 日・21 日に開催した。（資料４－４－６参照）

また、ブロックチェーン技術に関して、我が国が国際的な研究を主導するため、MITメディアラボ等との間で、ブロックチェーン技術に関する国際的な共同研究を立ち上げることとしており、28 年3月に、準備会合を東京で開催した。（資料４－４－７参照）

さらに、29 年3月以降、フィンテック企業の海外展開やイノベーションに向けたチャレンジのサポートを目的として、英国・シンガポール・オーストラリアの金融監督当局との間でフィンテックに係る協力枠組みの構築に関する書簡の交換を行った。（資料４－４－８参照）

（注）ＭＩＴメディアラボとは、ＭＩＴ（マサチューセッツ工科大学）の School of Architecture + Planning 内に設置された研究所であり、ビットコイン等の暗号通貨やその基礎となる技術について研究を行っている。

第５節　振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

Ⅰ　振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年６月に施行されている。

同法に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の２段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下「預保納付金」という。）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている。（資料４－５－１参照）

Ⅱ　預保納付金事業について

預保納付金の具体的使途については、22年10月以降、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームにおいて議論がなされた。その結果、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業に活用することとされた（内閣府・財務省令で規定）。

預保納付金事業は、公募を通じて選定された公益財団法人日本財団を事業の担い手として25年度より開始されている。

（参考）事業の概要（後述の通り、28年より事業内容の見直しがなされている）

①　奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした無利子貸与、返済期間は30年以内）

- 大学生：月額８万円、大学院生：月額10万円
- 高校生：月額５万円（私立）、３万円（国公立）
- 入学時に一時金を貸与（大学生は30万円）

②　団体助成事業

犯罪被害者等を支援する団体を対象に、当該団体の財政基盤を支える仕組み

を作る事業や犯罪被害者等への支援拡充のための資機材を整備する事業等について、助成を行っている。

Ⅲ　預保納付金事業の見直しについて

１．預保納付金事業の見直し

預保納付金事業について、政府の第３次犯罪被害者等基本計画（計画期間：28～32 年度）の策定に向けた議論を通じて、その見直しを求める意見が寄せられてきた。27 年 11 月に、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームを設置し、議論が行われ、28 年３月に報告書が取りまとめられた。同報告書で示された見直しの主な内容は、以下のとおり。（資料４－５－２参照）

① 奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした給付）

貸与制から給付制に移行する。

- 大学生：月額５万円、大学院生：月額５万円
- 高校生：月額 2.5 万円（私立）、1.7 万円（国公立）
- 入学時に一時金を支給（大学生は 30 万円）

② 団体助成事業

団体助成事業において、原則として人件費は対象となっていなかったところ、犯罪被害者等支援団体への定着が見込まれる人材について、相談員としての要件を満たすまでの必要な育成費（雇用経費）を助成対象に追加。

２．担い手の再選定

今般の事業内容の変更に伴い、担い手の再選定を公募により実施。28 年 10 月、公益財団法人日本財団を担い手に選定した。

３．新事業の開始

28 年 12 月から新事業を開始している。

第６節　休眠預金等活用法について

Ⅰ　経緯

現状、金融機関においては、長期（10 年）にわたって入出金等の異動がない預金（休眠預金）が毎年 1,200 億円程度発生しており、金融機関は、休眠預金を利益として計上するが、預金者から請求があれば払戻しを行っている（毎年 500 億円程度が返還）。

休眠預金を民間の公益活動に活用するとの観点から、平成 28 年５月に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）案」（議員立法）が国会に提出され、同年 12 月２日に成立、同月９日に公布された（施行は 30 年１月１日）。

Ⅱ　概要

１．法律の概要（資料４－６－１参照）

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から 10 年経過した預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

２．政省令の概要

休眠預金等活用法の実施に必要な政省令を整備した。

（１）休眠預金等活用法施行令（29 年２月 17 日公布）

預金保険機構が休眠預金の管理業務を行うために金融機関から資金の借入れを行う場合の限度額等を定めている。

（２）休眠預金等活用法に係る内閣府令・財務省令（29 年２月 17 日公布）

預金保険機構が預金者への払戻しのために積み立てなければならない準備金の計算方法等を定めている。

（３）休眠預金等活用法施行規則（29 年３月３日公布）

法の対象から除かれる預金、異動事由の具体的内容、公告の方法・期間、通知の対象・方法・通知事項、金融機関から預金保険機構への休眠預金の納期限、金融機関から預金者への払戻しの申請方法・受領方法等を定めている。

第７節　金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正

金融機関が金融庁へ提出する書類の中で、役員等の氏名の記載が求められている場合、氏名の真正性・同一性を確認するため、女性役員等が婚姻前の氏名のみを記載することは認められていなかった。

もっとも、婚姻前の氏名を併記した役員選任届等が既に提出されていれば、氏名の真正性・同一性の確認が可能である。このため、これらの確認が可能な場合に、金融庁への提出書類上、役員等の氏名記載の際に婚姻前の氏名のみの記載を可能とする旨の内閣府令及び監督指針等の改正を行った（平成 29 年３月 23 日公布、同年４月１日施行）。

第５章　審議会等の活動状況

第１節　金融審議会

Ⅰ　金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第６条、第７条）、傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。（資料５－１－１～２参照）

Ⅱ　平成 28 事務年度の開催実績

１．総会・金融分科会合同会合

（１）第 38 回総会・第 26 回金融分科会合同会合（29 年３月３日開催）

「市場ワーキング･グループ」及び「金融制度ワーキング・グループ」の審議結果及びその背景となる問題意識や関連する動向、今後の課題等について事務局より説明がなされ、議論が行われた。

その後、「金融モニタリング有識者会議」において議論が進められていた「検査・監督のあり方の見直し」について事務局より説明がなされた。

２．ワーキング・グループ等

（１）市場ワーキング･グループ

28 年４月の第 37 回金融審議会総会・第 25 回金融分科会合同会合における諮問を受けて、「市場ワーキング・グループ」が設置された。28 年５月以降、全 12 回にわたり、日本の市場・取引所を巡る諸問題（国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営、国民の安定的な資産形成におけるＥＴＦの活用とインデックス運用の位置付け、取引の高速化、市場間競争と取引所外の取引、取引所の業務範囲）について審議を重ね、同年 12 月 22 日、報告書がとりまとめられた。（資料５－１－３～４参照）

（２）フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース

フェア・ディスクロージャー・ルール導入に係る検討を行うため、28 年 10 月に「市場ワーキング・グループ」の下に設置された。同月以降、３回にわたり審議を重ね、同年 12 月の第 11 回市場ワーキング・グループにおいて検討結果が報告された。（資料５－１－５～６参照）

（３）金融制度ワーキング・グループ

「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」及び「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」の報告書で継続的な検討課

題として挙げられた決済業務に係る横断的法制の整備や、フィンテックの進展等に対応した制度面での対応に係る機動的な検討をしていくため、両ワーキング・グループを統合する形で、「金融制度ワーキング・グループ」が設置された。28 年７月以降、５回にわたり、オープン・イノベーションに関連して、電子決済等代行業者の取扱い等について審議を重ね、同年 12 月 27 日、報告書がとりまとめられた。（資料５－１－７～８参照）

第２節　自動車損害賠償責任保険審議会

Ⅰ　設置

自動車損害賠償責任保険審議会（以下、「自賠審」という。）は、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」という。）第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣（金融庁長官）の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）諮問事項

① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
② 自賠責保険にかかる普通保険約款等の変更認可又は変更命令
③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令　等

Ⅱ　自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料５－２－１参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（７名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（３名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（３名）から内閣総理大臣によって任命される。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命される。

会長は委員のうちから互選により決定され、現会長は落合誠一氏（東京大学名誉教授）である。

Ⅲ　自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況（資料５－２－２参照）

平成29年１月12日・19日に、それぞれ第136回・第137回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果を踏まえた料率改定の必要性等について審議が行われた。

第136回自賠審においては、損害保険料率算出機構から28年度の料率検証結果の報告が行われ、この報告では、２年度連続で、損害率（注）が予定損害率を下回る水準となり、保険収支が黒字傾向であること、予定損害率と損害率との乖離幅が昨年度の料率検証結果よりも拡大していることなどが示された。そして、これをもとに審議が行われた結果、今後の料率のあり方については、29年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示された。

第137回自賠審においては、第136回自賠審で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われ、新たな基準料率を29年４月１日より適用することなどについて了承された。

変更後の基準料率は、全車種等の平均で 6.9%の引下げ（変更前の基準料率との対比）となり、例えば自家用乗用自動車２年契約の保険料（離島以外の地域（沖縄県を除く））は、2万5,830円となった（変更前の基準料率における同契約の保険料

は2万7,840円で、変更前との対比で7.2%の引下げとなった)。

そのほか、第136回自賠審においては、自動車安全特別会計、民間保険会社、ＪＡ共済それぞれにおける 29 年度の自賠責保険運用益の使途について報告がなされた。

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

第３節　企業会計審議会

Ⅰ　企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：平松一夫　関西学院大学名誉教授）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料５－３－１参照）

Ⅱ　平成28事務年度の審議状況

〇第４回・会計部会（28年７月22日開催）

大手監査法人からＩＦＲＳに基づく会計監査の実務を担える人材の育成・確保に向けた取組状況について説明が行われ、審議が行われた。審議の結果、各監査法人においては、こうした人材の育成・確保の状況について引き続き検証していくことが必要とされた。また、ＩＦＲＳに関する意見発信を含め、国際会計人材を育成・確保していくためには、人材の「見える化」の観点から、財務会計基準機構が構築する「国際会計人材ネットワーク」を公表することの検討が必要とされた。

〇第５回・会計部会（29年２月14日開催）

ＩＦＲＳの任意適用企業の拡大促進、ＩＦＲＳに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成について関係者から取組みの説明が行われ、審議が行われた。審議の結果、ＩＦＲＳに関して国際的な場で意見発信できる人材等を育成することを目的として財務会計基準機構が構築を進めている「国際会計人材ネットワーク」について、関係者がその趣旨・目的を十分に理解し積極的に登録するとともに、その有効な活用に向けて取り組むことが必要とされた。また、ＡＳＢＪにおいて開発が進められている収益認識基準について、国際的な会計基準の高品質化に遅れをとることのないよう、関係者による不断の取組みが必要とされた。

第４節　金融トラブル連絡調整協議会

Ⅰ　経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）は、金融審議会答申（平成 12 年６月）を踏まえ、同答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度を改善するため、消費者団体、業界団体・自主規制機関及び関係行政機関等の担当者が参画する協議会として同年９月に設置されたものである。（資料５－４－１参照）

（参考）早期に実施すべきとされた項目は、以下のとおり。

① 個別紛争処理における機関間連携の強化
② 苦情・紛争処理手続の透明化
③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善

Ⅱ　議論の状況

12 年９月７日の第１回会合以降、これまで 53 回の協議会を開催してきた。

１．第 52 回金融トラブル連絡調整協議会

29 年２月 22 日、第 52 回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（28 年度上半期）及び「トラブルの未然防止のためのフィードバック」等について報告・意見交換等を行った。（資料５－４－２参照）

２．第 53 回金融トラブル連絡調整協議会

29 年６月 19 日、第 53 回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（28 年度）及び「より柔軟な紛争解決に向けた取組み（特に不受理・不成立事案から見える課題点）」等について報告・意見交換等を行った。（資料５－４－３参照）

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み

第１節　政府の経済対策等における金融庁の取組み

Ⅰ　経緯等

「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年８月２日閣議決定。以下「経済対策」という。）は、産業構造改革、働き方や労働市場の改革、人材育成の一体改革に取り組み、社会保障改革等の構造改革を加速化するとともに、未来への投資の加速を目的とする総合的かつ大胆な経済対策として策定された。

「経済対策」では、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策が重点的に盛り込まれている。

Ⅱ　金融庁関連の施策

「経済対策」においては、金融分野の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

○　家計の「貯蓄から資産形成へ」という流れを政策的に後押しすべく、少額からの積立・分散投資の促進のためのＮＩＳＡの改善・普及や、金融機関における顧客本位の行動の徹底等を進める。

- 少額からの積立・分散投資の促進のためのＮＩＳＡの更なる改善・普及
- 投資初心者を主な対象とした実践的な投資教育の促進
- 個人型確定拠出年金の普及促進
- 金融商品の組成・運用・販売の全ての場面において、金融機関が「顧客の最善の利益を考えて行動すべき」という原則（フィデューシャリー・デューティー）の確立及び金融商品の販売手数料等の開示の促進
- 資産保有者による運用機関への関与を通じたコーポレートガバナンス改革

○　企業の生産性向上を支援するため、省庁横断的な取組を推進する。

- 「ローカルベンチマーク」の活用
- 官民の金融関係機関による債権放棄等の促進
- 地域金融機能の強化
- 地域経済活性化支援機構等の活用の促進

○　金融の機能の安定を確保するため、金融機能強化法に基づく資本

増強制度等の期限を延長する。

・　金融機能強化法に基づく資本増強制度や銀行等保有株式取得機構による株式等の買取制度等の期限の延長

（参考：「未来への投資を実現する経済対策」の構成）

第１章 景気の現状と経済対策の基本的な考え方

第２章 取り組む施策

２．成長戦略の加速等

Ⅰ．　一億総活躍社会の実現の加速

（３）社会全体の所得と消費の底上げ

Ⅱ．　21 世紀型のインフラ整備

（５）生産性向上へ向けた取組の加速

Ⅲ．　英国の EU 離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援

Ⅳ．　熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化

Ⅴ．　成長と分配の好循環を強化するための構造改革等の推進

第３章 各項目の主な具体的措置

第４章 本対策の規模と効果

第２節　政府の成長戦略等における金融庁の取組み

Ⅰ　「未来投資戦略 2017」（平成 29 年６月９日閣議決定）

１．経緯

第４次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携して進め、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略と構造改革の加速を図るため、産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した成長戦略の司令塔として、28 年９月、未来投資会議の開催が決定された。

未来投資会議の議論を経て、29 年６月、近年急激に起きている第４次産業革命のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会問題を解決する「Society5.0」を実現するため、「未来投資戦略 2017」が策定された（同年６月９日閣議決定）。

２．金融庁関連の施策（資料６－２－１参照）

「未来投資戦略 2017」においては、金融庁関連の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

（１）FinTech の推進等

○　イノベーションのための環境整備等

・　FinTech を活用したイノベーションに向けたチャレンジの加速

－　実証実験の際のコンプライアンスや監督対応上の躊躇・懸念を払拭する観点から、関係省庁と連携・協力し、金融法令以外の障害の解決を含め、実証実験の容易化を図る（FinTech 実証実験ハブ（仮称））

－　電子記録債権取引・本人確認等に係るブロックチェーン技術の実証実験の推進や、国際共同研究の実施

・　オープン・イノベーション（FinTech 企業と金融機関等との連携・協働）の推進

－　改正銀行法等を施行するとともに、オープンＡＰＩの推進や銀行代理業に係る課題について検討

－　金融業における新たな技術の活用や、金融機関が IT 等によりサービス・能力を機動的に開発・展開していく必要性等を十分に踏まえ、決済業務等をめぐる横断的な法制の整備等について検討

－　FinTech に対応した効率的な本人確認の方法について検討

－　ＩＴ技術を活用して、官民が効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行う「RegTech」の推進に向けて検討

○　国際的な人材や海外当局との連携・協働

・　海外当局との協力枠組みの活用・拡大による FinTech 企業の海外展開の支援や、フィンテック・サミットの開催

○　企業の成長力強化のための FinTech アクションプラン

・　金融ＥＤＩ活用を起点として企業の財務・決済プロセス全体を高度化（企業会計のＩＴ・クラウド化、ＸＭＬ新システム等のデータを活用した融資サービス・税務対応支援の容易化、電子手形・小切手への移行等）

（２）中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

○　コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

・　アベノミクスのトップアジェンダであるコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へ深化させていくため、引き続き、「フォローアップ会議」における議論・検討等を通じ、以下のような取組みの強化を促進

－　機関投資家による、スチュワードシップ・コードの改訂を踏まえた、実効性あるスチュワードシップ活動等

－　上場企業と投資家との間でのより実効的な対話等の実施

－　客観性・適時性・透明性ある形でのＣＥＯの選解任や、必要な資質・多様性を備えた取締役会の構成、戦略等を重視した取締役会の運営、これらに対する適切な評価

－　株式の政策保有に関する方針の分かりやすい開示、保有の合理性のない政策保有株式の縮減

○　企業の情報開示、会計・監査の質の向上

・　投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ公平な提供を確保するため、幅広い関係者の意見を聞きつつ、以下の取組みを実施

－　金融審議会において、上場企業の情報開示のあり方について、四半期開示のあり方を含め、総合的に検討

－　事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化に係る検討を加速

・　会計基準の品質向上、適正な会計監査の確保により、企業の情報開示の信頼性を確保

（３）活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

○　家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等

・　積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と金融・投資教育の充実等

－　つみたてＮＩＳＡを含むＮＩＳＡ制度全体の更なる普及・促進

－　家計に対する実践的な投資教育・情報提供の推進

－　投資家における投資信託の比較・選択に資する情報提供の在り方の検討

・　「顧客本位の業務運営」の定着

－　金融機関等の取組みの実態把握や、顧客本位の業務運営の定着度合いを評価できる指標の公表を働きかけ

・　日本のアセットオーナーからの運用受託が見込まれる海外資産運用業者等の「ファストエントリー」の実現

－　金融業の拠点開設サポートデスクを通じ、東京都と連携の上、海外金融事業者による日本拠点の開設を促進

○　金融仲介機能の質の向上

・　経済・市場の環境変化に適時適切に対応し、金融仲介機能の安定的な発揮を通じて我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等を金融面から支援

・　金融機関による、企業の生産性向上等を支援し、その結果金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保する取組み(顧客との「共通価値の創造」)を通じた、地域経済の活性化

－　金融機関による事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依存しない融資による成長資金の供給の加速

－　地域企業に対する成長資金の供給や人材・ノウハウを含む経営支援等に関し、地域金融機関の関係機関との連携による取組みの促進

(参考:「未来投資戦略 2017」の構成)

第１ ポイント

第２ 具体的施策

Ⅰ Society 5.0に向けた戦略分野

５．FinTechの推進等

Ⅱ Society 5.0に向けた横割課題

３．「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅰ）　中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

ⅱ）　活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

１．中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅱ）　金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進

Ⅳ 海外の成長市場の取り込み

Ⅱ　「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年６月９日閣議決定)

１．経緯

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と 30 年度予算編成に向けた考え方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(29 年６月９日閣議決定）が取りまとめられた（骨太の方針)。

２．金融庁関連の施策

（１）FinTech

金融関連サービスの利用者にとっての利便性を向上させるとともに、企業の

資金調達力や生産性・収益力の向上につなげる。

（２）コーポレート・ガバナンスの強化

経営利益が過去最高水準となるなど日本企業の「稼ぐ力」は確実に改善しているが、まだ欧米企業に水をあけられている。このため、コーポレート・ガバナンス改革を粘り強く進め、過度に短期的・投機的取引に陥ることなく、その収益が研究開発投資、設備投資、人材投資等に振り向けられるようにしていく。また、ＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）投資等により、中長期的に成長力や収益力を強化することも重要である。

（３）ストックの有効活用

空き家等の流通・利活用を図るとともに、住宅ストックの良質化・省エネ化、既存住宅の適正な評価、安心できる取引環境整備等により既存住宅流通・リフォーム市場を活性化する。また、若者・子育て世帯等の円滑な入居の確保を図るため、空き家や民間賃貸住宅、ＵＲ賃貸住宅を活用した取組みを支援する。

長期的かつ効率的な資産形成のため、つみたてＮＩＳＡを含むＮＩＳＡ制度や個人型確定拠出年金（ｉＤｅＣｏ）等の活用を促進する。

（参考：「経済財政運営と改革の基本方針 2017」の構成）

第１章 現下の日本経済の課題と考え方

第２章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

２．成長戦略の加速等

（１）Society5.0 の実現を目指した取組

① 戦略分野

v) FinTech

（２）生産性の向上に向けた施策

② コーポレート・ガバナンスの強化

３．消費の活性化

（２）新しい需要の喚起

⑤ ストックの有効活用

第３章 経済・財政一体改革の進捗・推進

第４章 当面の経済財政運営と平成 30 年度予算編成に向けた考え方

Ⅲ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）」（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）

１．経緯

まち・ひと・しごと創生本部において、26 年 12 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂版である「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂 2015」（27 年 12 月 24 日閣議決定）が策定されていたところ、その改訂版として、28 年 12 月に「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』改訂 2016」（28 年 12

月 22 日閣議決定）が策定された。また、既存の取組みを加速化するための新たな施策により、地方創生の新展開を図るため、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」（29 年６月９日閣議決定）が策定された。

２．金融庁関連の施策

「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂 2016」における金融庁関連の主な施策は以下のとおり。

- ローカルベンチマーク等の活用
- 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等
- 円滑な事業整理のための支援
- 地域の未来につながる地域未来牽引事業への投資の促進
- 民間金融機関と政府系金融機関との連携強化
- 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

（参考：「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）」の構成）

Ⅰ．基本的な考え方

Ⅱ．政策の企画・実行に当たっての基本方針

Ⅲ．今後の施策の方向性

３．政策パッケージ

（１）地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

（ア）生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組み

Ｄ 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

（４）時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

（ア）まちづくり・地域連携

Ａまちづくりにおける地域連携の推進

Ⅳ．地方創生に向けた多様な支援 －「地方創生版・三本の矢」－

Ⅳ 「世界最先端ＩＴ 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年５月 30 日閣議決定）

１．経緯

「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築する観点から、我が国全体のＩＴ戦略の新たなフェーズに向け、「世界最先端ＩＴ 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（29 年５月 30 日閣議決定）が取りまとめられた。

２．金融庁関連の施策

（１）金融分野におけるデータの利活用の推進

○ 金融サービスをめぐる環境が変化する中にあって、金融分野におけるオープンイノベーション（外部との連携・協働による革新）を進めていくことが重要。

○　このため、29 年度から 30 年度にかけて、金融分野におけるデータ利活用に関する実態を踏まえた上で、預金者等の信頼・安全の確保に留意しつつ、適切なデータの利活用の方策について検討を行うよう促し、順次データの利活用を促進。同時に、データ利活用の活性化の観点から、金融機関による官民データの利活用も推進。

（２）住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

○　住宅ローン契約等における利用者の利便性向上及び銀行等の事務効率化の観点からは、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要。

○　このため、29 年度中に銀行等において課題等を整理するよう促すとともに、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認手続を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組みを進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。

○　これにより、利用者の手続簡略化等による銀行等における事務の効率化、利用者利便の向上を目指す。

（３）銀行システムのＡＰＩ（外部接続口）の公開の促進（オープンＡＰＩ の導入）

○　多くの FinTech 事業者は、「スクレイピング」による方法で銀行システムにアクセスして入手したデータを用いてサービスを提供。

○　安心・安全を確保しつつ、データ連携を実現するため、オープンＡＰＩの推進に係る更なる課題について検討するとともに、32 年までにオープンＡＰＩ の導入銀行数 80 行程度以上を目指す。

○　これにより、金融機関と FinTech 企業によるオープンイノベーションを実現。

（４）事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融ＥＤＩにおける商流情報活用の促進

○　事業者における財務や決済処理の効率化・高度化に向けては、商流情報が電子的に授受できることが重要。

○　産業界の実態を踏まえ、29 年中に金融ＥＤＩ情報として格納すべき商流情報の標準化項目の普及に向けた課題を整理するとともに、金融機関におけるＸＭＬ電文化について、30 年中のＸＭＬ新システム稼動と、32 年までのＸＭＬ電文への全面的移行について、着実に取り組む。

（参考：「世界最先端ＩＴ 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の構成）

第１部 総論

第２部 官民データ活用推進基本計画

Ⅰ．官民データ活用推進基本計画に基づく推進の施策

Ⅱ．施策集

Ⅱ－１－（３）データ利活用のルール整備【基本法第 12 条関係】

Ⅱ－１－（４）マイナンバーカードの普及・活用【基本法第 13 条関係】

Ⅱ－１－（７）データ連携のためのプラットフォーム整備

【基本法第 15 条第２項関係】

第３節　金融に関する税制

Ⅰ　つみたてＮＩＳＡの創設を含むＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）の普及・定着に向けた取組みについて

１．つみたてＮＩＳＡの導入等について

平成 29 年度税制改正において、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの長期・積立・分散投資を促進するための「つみたてＮＩＳＡ」を創設することが盛り込まれた（資料６－３－１参照）。同制度は、年間 40 万円を上限として行う積立投資について、配当･譲渡所得を 20 年間非課税とする制度であり、30 年１月１日より開始される（口座開設の受付は 29 年 10 月１日開始）。

	つみたてＮＩＳＡ	一般ＮＩＳＡ
年間投資上限額	40 万円	120 万円 （平成 26・27 年は 100 万円）
非課税保有期間	20 年間	５年間
投資可能期間	20 年間 （平成 30 年～平成 49 年）	10 年間 （平成 26 年～平成 35 年）
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 （金融庁への届出が必要）	上場株式・公募株式投資信託・ＲＥＩＴ等
投資方法	積立投資	制限なし
つみたて NISA と一般 NISA の関係	いずれか選択して開設可能	

２．周知・広報活動等の実施

つみたてＮＩＳＡを通じ、投資未経験者層を含む幅広い家計に安定的な資産形成を実現していただけるよう、関係業界と連携して、制度の周知・広報を展開していくとともに、家計の投資に対する理解・リテラシーを深めるための実践的な投資教育等の取組みも促進している。

Ⅱ　平成 29 年度税制改正について

平成29年度税制改正要望にあたり、

- 活力ある資本市場と家計の安定的な資産形成の実現
- 金融のグローバル化への対応
- その他の重要項目

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、平成 29 年度税制改正大綱（28 年 12 月 22 日閣議決定）において以下の内容が盛り込まれた（資料６－３－１参照）。主要な項目は以下のとおり。

１．少額からの積立・分散投資の促進のためのＮＩＳＡの改善

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「つみたてＮＩＳＡ」を新たに創設することが盛り込まれた（前述（第２部第６章第３節Ｉ）参照）。

２．金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

28 年に一部の金融商品間の損益通算が認められたところ、デリバティブ取引については損益通算が認められていなかったため、デリバティブ取引等の金融所得課税の一体化を要望。投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、平成 29 年度与党税制改正大綱においては、以下の内容が盛り込まれた。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

３．上場株式等の相続税評価の見直し等

相続財産となった上場株式等は、相続税評価上、原則として相続時点の時価で評価されており、相続時から納付までの価格変動リスクを考慮されていない。このため、上場株式等は、価格変動リスクの低い資産と比べ不利になっており、投資家の株式離れを助長させるという指摘がある。そこで、

① 上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとすること。

② 相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。

③ 上場株式等の物納順位について、第一順位（国債・地方債・不動産・船舶）の資産と同等となるよう、見直しを行うこと。

につき要望したところ、平成 29 年度税制改正大綱にて、以下のとおり③の措置が盛り込まれた。

「上場株式等の物納順位を国債及び不動産と同順位（第一順位）とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらも第一順位とする。」

４．外国子会社合算税制（ＣＦＣ税制）の抜本的見直し

現行ＣＦＣ税制については、アイルランドで行う航空機リース業など、租税回避目的ではない事業まで合算対象になる等の問題が指摘されていた。

このため、ＣＦＣ税制の抜本的見直しにあたっては、租税回避目的がない事業が合算対象とならないよう、ビジネスの実態に配慮することを要望したところ、以下の措置が盛り込まれた。

・　海外で実体のある事業を行っている航空機リース業が合算対象外とならないよう、適用基準の見直しを行う。
・　金融機関がその業として得る金融所得（利子・配当等）を合算対象外とする。
・　海外で免許を受けて保険業を営む子会社について、現地のビジネスの実体に合わせた所要の措置を講じる。

５．クロスボーダーの債券現先取引に係る非課税措置（レポ特例）の拡充

クロスボーダーのレポ取引については、外国金融機関等が国内金融機関等から受け取るレポ差額を非課税とする措置（レポ特例）が講じられていた。しかし、上記特例は、金融機関等同士のレポ取引のみを対象としていたため、国内金融機関等による円滑な資金調達を可能とするために対象の拡充を要望したところ、以下の措置が盛り込まれた。

・　レポ特例の対象に、短資会社及び国内外の清算機関も含める。
・　国内金融機関と一定の外国法人（海外ファンド）との間で行うレポ取引についても、一定の要件のもと非課税の対象とする（２年間の時限措置）。

６．企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税の停止措置の適用期限の延長

勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図る観点から、以下の措置が盛り込まれた。

・　企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を３年間延長する。

７．投資法人（インフラファンド）に係る税制優遇措置の延長

金融資本市場の競争力強化等の観点から、以下の措置が盛り込まれた。

・　投資法人に係るペイスルー課税の特例について、29 年３月末までとなっている再生可能エネルギー発電設備（及び主に当該設備に投資する匿名組合出資持分）の取得期限を３年間延長する。

８．「仮想通貨」に係る消費税の課税関係に関する整理

支払い・決済手段としての機能を有する仮想通貨について、外為法上の支払手段等との比較や国際的な課税上の取扱いの状況等を踏まえ、以下の措置が盛り込まれた。

・　資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする。

第４節　規制・制度改革等に関する取組み

Ⅰ　規制・制度改革に関する取組み

１．概要

平成 28 年９月、「規制改革会議」（内閣総理大臣の諮問機関、25 年１月設置）同様、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議するため、「規制改革推進会議」が内閣総理大臣の諮問機関として設置された。

「規制改革推進会議」やその下に設置された行政手続部会・４つのＷＧにおいて、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、例年同様、これを踏まえた政府の方針である「規制改革実施計画」が取りまとめられ、閣議決定された（29 年６月９日）。

なお、この間、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で、25 年３月より開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、当該提案の是非についても随時検討を行っている。

２．25 年６月、26 年６月、27 年６月、28 年６月に閣議決定された「規制改革実施計画」や規制改革ホットラインに寄せられた提案を踏まえた金融庁の本事務年度における主な対応

（１）「規制改革実施計画」（25 年６月 14 日閣議決定、26 年６月 24 日閣議決定、27 年６月 30 日閣議決定、28 年６月２日閣議決定）に盛り込まれた規制の見直し

・　適切な管理体制の下、銀行によるデビットカード等を活用したキャッシュアウトサービスが可能であることを明確化するため、必要な体制整備の内容等を定める銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成 29 年内閣府令第８号）を制定した（29 年３月 24 日公布、同年４月１日施行）

・　国内募集と並行して海外募集が行われる場合に、海外募集に係る臨時報告書に記載すべき情報が国内募集に係る有価証券届出書等に全て記載されているときには、当該臨時報告書の提出を不要とする、企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成 29 年内閣府令第２号）を制定した（平成 29 年２月 14 日公布・施行）。

（２）「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し

・　金融機関の所有不動産について、地方自治体等の公的要請に基づき賃貸を行う場合に、監督指針上の要件を柔軟に解釈できる旨を監督指針で明確化

・　金融機関のリース子会社における不動産オペレーティング・リースについては、公共施設等の整備に係るものに限って取扱いを解禁

（３）「規制レビュー」への対応

・　「規制レビュー」とは、規制を所管する府省が主体的に規制の見直しを行うための取組み。

・　「規制レビュー」の一環として本年実施した取組みとして、見直し時期が到来した規制等について、規制シートを作成した。

３．29 年６月９日に新たに閣議決定された「規制改革実施計画」における金融庁関連の施策

規制改革推進会議では、行政手続コストの削減や分野ごとの規制改革に取り組み、その結果が「規制改革推進に関する第１次答申～明日への扉を開く～」として公表された（29 年５月 23 日）。それを踏まえて、「行政手続コストの削減」、「農林水産」、「人材」、「医療・介護・保育」、及び「投資等」の５つの分野から構成される「規制改革実施計画」が閣議決定された（29 年６月９日）。「規制改革実施計画」に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

金融庁所管の主な施策として盛り込まれているものは下記のとおり。

【医療・介護・保育分野】

・金融機関が設置する保育所におけるグループ企業役職員以外の子どもの受入れについての周知

【投資等分野】

・銀行グループへのＩＦＲＳの任意適用の解禁

・銀行単体に対する自己資本比率の開示規制の緩和

・外国口座管理機関に係る手続の負担軽減

４．行政手続コスト削減に向けた基本計画

規制改革推進会議行政手続部会では、行政手続コストの削減に向けた議論が行われ、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（29 年３月 29 日行政手続部会決定）、「基本計画策定のための作業方針」（29 年４月 21 日行政手続部会）が策定された。

それを踏まえて、「営業の許可・認可に係る手続」について、金融庁の行政手続コスト削減に向けた基本計画を策定・公表した（29 年６月 30 日）。

Ⅱ　産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

１．本制度の概要

産業競争力強化法（26 年１月 20 日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「企業実証特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「企業実証特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。

２．本制度の実績

28 事務年度においては、グレーゾーン解消制度に基づく照会、企業実証特例制度に基づく要望はいずれも寄せられなかった。

Ⅲ　地域再生に関する取組み

１．概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第４条第１項の規定に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域再生基本方針（平成 17 年４月 22 日閣議決定。最終変更：29 年３月 31 日）を定めている。

当該基本方針においては、地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が記載されており、内閣府地方創生推進事務局が、当該再生計画と連動する施策及び各府省庁が実施する地域再生に資する施策を集約し、ウェブサイトに掲載している。（資料６－４－１参照）

２．地域再生計画の認定

28 事務年度において、内閣府地方創生推進事務局が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請（第 40 回＜28 年９月１日～９月 14 日＞、第 41 回＜29 年１月４日～１月６日＞、第 42 回＜29 年１月 16 日～１月 20 日＞、第 43 回及び第 44 回＜29 年３月８日～３月 24 日＞）には、当庁関連の地域再生計画は含まれていなかった。

第５節　コーポレートガバナンスの実効性の向上について

Ⅰ　コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み

１．スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの策定
金融庁においては、成長戦略の一環として、

①　平成 26 年２月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定し、機関投資家に対して、企業と建設的な対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すよう働きかけるとともに、

②　27 年６月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定し、上場企業に対して、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な資本効率等の改善を図るよう促す取組みを進めてきている。

２．コーポレートガバナンス改革の進捗状況

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進捗が見られる。（資料６－５－１参照）

①　上場企業の８割超が、コーポレートガバナンス・コードの原則の９割以上を実施する中、独立社外取締役を選任する上場企業が大きく増加している。また、同コードの導入当初は実施率の低かった取締役会の実効性評価についても、実施する企業が増加している。

②　政策保有株式について、３メガバンクグループをはじめ、主要企業において縮減に向けた動きが見られる。

③　機関投資家についても、200 を超える機関投資家がスチュワードシップ・コード受入れを表明し、企業側からは、投資家の行動に変化があったとの声がある。

Ⅱ　スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議について

１．設置の経緯等

両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、同年８月、東京証券取引所とともに「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置した。

２．フォローアップ会議意見書「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」について

フォローアップ会議では、28 年２月より、「企業と機関投資家の間の建設的な対話」について議論を深め、同年 11 月 30 日に、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書を公表した。意見書においては、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深

化させていくためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが重要であるとされ、スチュワードシップ・コードの改訂が提言された。（資料６－５－２参照）

Ⅲ　スチュワードシップ・コードの改訂について

１．経緯

「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」に関する意見書を受け、29 年１月より、スチュワードシップ・コードを改訂することを目的として、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、「有識者検討会」という）を開催した。

有識者検討会は、同年３月 28 日にコード改訂案を公表し、同年４月 27 日（英訳版は同年５月８日）にかけてパブリックコメント手続を実施した。寄せられた意見を踏まえ、同年５月 29 日、有識者検討会は、スチュワードシップ・コードの改訂版を確定・公表した。（資料６－５－３～４参照）

２．スチュワードシップ・コードの改訂の概要

改訂により明確にされた主な内容は以下のとおり。

＜アセットオーナー（年金基金等）＞

・年金基金等のアセットオーナーが、最終受益者の利益の確保のため、可能な限り、自らスチュワードシップ活動を行うこと。また、自ら直接的にスチュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めること。

・スチュワードシップ活動に関して求める事項・原則を運用機関に対して明示すること。

＜運用機関＞

・運用機関が、議決権行使等に際して、顧客・受益者の利益を確保するため、具体的な局面を特定した実効的な利益相反管理方針を策定・公表するとともに、独立した取締役会や第三者委員会などのガバナンス体制を整備すること。

・株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いパッシブ運用において、より積極的な対話等に取り組むこと。

＜機関投資家全体（アセットオーナー及び運用機関）＞

・機関投資家の経営陣が、スチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えること。

・議決権行使についての可視性を高め、利益相反の懸念を払拭する等のため、原則として、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権行使結果を公表すること。

・運用機関が、自らのガバナンス体制等の持続的な改善に向けて、スチュワードシップ・コードの実施状況を定期的に自己評価し、公表すること。また、アセットオーナーが、こうした自己評価等も活用し、運用機関に対する実効的なモニタリングを行うこと。

＜議決権行使助言会社＞

・議決権行使助言会社が、企業の状況の的確な把握等のために十分な経営資源を投入すること。また、業務の体制や利益相反管理、助言の策定プロセス等に関し、自らの取組みを公表すること。

第６節　中小企業等の経営改善・体質強化の支援

Ⅰ　背景

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年12月成立・施行。以下、「中小企業金融円滑化法」という。）の期限到来（25年３月末）に際して、金融機関に対し、引き続き、貸付条件の変更等に努めるよう促すとともに、中小企業の経営改善につながる支援に軸足を移していくとの方針を明確化した。こうした方針に基づき、中小企業庁等と連携して、① 政府全体として中小企業金融円滑化法終了に対応する体制の構築、② 金融機関による円滑な資金供給の促進、③ 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化、④ 個々の借り手への説明・周知等を柱とする総合的な対策を策定・推進してきた。

Ⅱ　主な取組み

１．金融行政方針等に基づく検査・監督

従来より、金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）するよう促してきた。本事務年度においては、金融機関において「事業性評価」に基づく融資や経営支援等の取組みがより一層進むよう、企業アンケート等により金融機関の融資姿勢の実態を把握し、当該実態把握の結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標も活用して、金融機関と深度ある対話を行うとともに、金融機関の優れた取組みを公表・表彰する仕組みについて検討を開始した。

２．認定支援機関による経営支援

24年８月末に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下、「新促法」という。）（中小企業庁と共管）が改正され（中小企業経営力強化支援法施行に伴うもの）、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士、金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）は、中小企業・小規模事業者に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を実施してきた。

また、28年５月24日に新促法が改正され、名称を中小企業等経営強化法とするとともに、中小企業の経営力向上の支援が法目的に追加され、認定支援機関の支援対象が経営力向上に取り組む中小企業等に拡大された（28年７月１日施行）。

なお、29年６月30日現在、26,488件の認定支援機関を認定している（うち金融機関488件）。

認定支援機関について、機関ごとの支援状況、知識・支援能力の差や他の支援機関との連携不足といった指摘を踏まえ、中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会において、金融関係団体も参加した見直しの議論が行われ、①能力確保に

向けた取組み、②制度の普及促進、等の検討を内容とする「中間整理」が 29 年６月にまとめられた。

３．地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）の積極的な活用

地域金融機関に対して、取引先企業への経営課題の解決策の提案及び実行支援に際し、ＲＥＶＩＣが有する機能（専門家の派遣、企業に対する直接の再生支援、事業再生・地域活性化ファンドへの出資・運営、経営者保証付債権等の買取り・整理業務等）を積極的に活用するよう、各種ヒアリング等の機会を通じて促した。

４．中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化については、第３部第９章第７節「中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化」を参照。

第７節　東日本大震災への対応

Ⅰ　二重債務問題に係る金融庁関連の施策

１．個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（平成 23 年６月 17 日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界及び学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年７月 15 日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「個人版私的整理ガイドライン」という。）」が取りまとめられた。（資料６－７－１～５参照）同年８月１日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、同月 22 日よりガイドラインの適用が開始された。同年 10 月 26 日、24 年１月 25 日、同年 12 月 19 日には、同委員会によりガイドラインの運用の改善が図られている。（資料６－７－６～８参照）

28 事務年度においても、引き続き、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、マスメディアを通じた広報（新聞折込チラシ、新聞広告、テレビＣＭ等）、住宅再建ワンストップ相談会の開催など、より効果的な周知広報となるよう、様々な施策を実施した。

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況

・個別の相談件数：5,804 件

・債務整理に向けて準備中：８件
・成立件数：1,357 件

２．東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

さらに、28 年 10 月 21 日に公表した「平成 28 事務年度金融行政方針」においても、金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構等の活用を含めた、被災事業者等にとって最適な解決策の提案・実行支援を行うよう促した。

加えて、28 年 12 月、東日本大震災事業者再生支援機構における被災事業者に対する支援決定期間の１年延長を受けて、金融機関に対し、同機構の積極的な活用を検討することや、被災事業者の事業再生計画の遂行について、主体的かつ継続的に支援を行うことを要請した。

（参考）　（29 年６月 30 日時点）

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設　立	23 年 11 月 11 日	23 年 12 月 27 日	23 年 12 月 28 日	23 年 11 月 30 日	24 年３月 28 日
買取決定	110 先	142 先	47 先	20 先	16 先

	東日本大震災事業者再生支援機構
設　立	24 年２月 22 日
支援決定	728 先

Ⅱ　金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、28 年３月期（11 金融機関）については同年９月 16 日に、同年９月期（11 金融機関）については 29 年３月 17 日に、報告内容を公表した。

また、金融機能強化法の震災特例に基づき国の資本参加を行った筑波銀行、東北銀行、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫、相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合の新しい経営強化計画等については、28 年９月 16 日に公表した。

Ⅲ　その他

28 年７月以降においても、震災発生当日の金融上の措置の要請（資料６－７－９参照）を含め、今般の震災を受けて実施した施策について、金融庁ウェブサイトへの掲載等により周知を図った。

第８節　平成 28 年熊本地震への対応

平成 28 年熊本地震への対応として、金融庁は、平成 28 年4月 15 日に、熊本県内の関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請した。これを受け、銀行・信用金庫・信用組合においては、通帳等紛失時の預金払戻しに係る本人確認の便宜扱い、定期預金等の期限前払戻し等を行ったほか、保険会社においては、保険料の払込み猶予、保険金支払いの迅速化等の措置が採られた。

また、上記以外にも、以下のような対応を行い、被災者や被災企業の支援を行っている。

- 自然災害の影響により既往債務の弁済が困難となった被災者（個人債務者）の債務整理を円滑に進めるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下この節において「ガイドライン」という。）（注）の運用支援として、被災者がガイドラインに基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を実施するとともに、ガイドラインの周知広報を実施
- 28 年７月に、ＲＥＶＩＣと地域金融機関等が連携して設立した、被災事業者の復旧・復興支援等を目的とした「熊本地震事業再生支援ファンド」及び「九州広域復興支援ファンド」の活用の促進を通じて、震災からの復旧・復興支援を実施

金融庁としては、引き続き、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。

（注）自然災害の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、信用情報への登録などを回避しつつ、債務免除等を受けることを可能とすることを定めた民間の自主的なルール（28 年 4 月より適用開始）。（資料６－８－１～３）

（参考）１．ガイドラインの運用状況（29 年６月 30 日時点）

・登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数：686 件
　うち、手続き中の件数：495 件
　　うち、特定調停の申立てに至っている件数：28 件
・債務整理成立件数：83 件

２．ＲＥＶＩＣの熊本地震対応ファンドの取組状況（29 年６月 30 日時点）

・熊本地震事業再生支援ファンドの実行件数：４件
・九州広域復興支援ファンドの実行件数：２件

第９節　消費者行政に関する取組み

Ⅰ　経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」こととされていることを踏まえ、平成 27 年３月 24 日、27 年度から 31 年度までの５年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された。

消費者基本計画には、５年間で取り組むべき施策として、①消費者の安全の確保、②表示の充実と信頼の確保、③適正な取引の実現、④消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成、⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備、⑥国や地方の消費者行政の体制整備が挙げられている。

Ⅱ　工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。

工程表においては、各府省庁等の間で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したＫＰＩ（重要業績評価指標）を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。具体的には、各施策の 28 年度の実施状況について、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、29 年６月９日、「平成 28 年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。また、消費者政策会議（閣僚級会議）において、消費者委員会の意見を聴取した上で、29 年６月 21 日、工程表が改定された。

Ⅲ　消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。（資料６－９－１参照）

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

３　適正な取引の実現

⑵　商品・サービスに応じた取引の適正化

③　詐欺的な事案に対する対応

④　投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備

⑤　金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に

関する制度の見直し

⑥　不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用

⑦　サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備

⑧　仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備

⑷　詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

①　特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

④　偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

４　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

⑵　消費者教育の推進

①　消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進

⑥　学校における消費者教育の推進

⑦　地域における消費者教育の推進

⑪　金融経済教育の推進

５　消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

⑴　被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

⑤　金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営

⑧　「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等

⑨　多重債務問題改善プログラムの実施

６　国や地方の消費者行政の体制整備

⑴　国の組織体制の充実・強化

⑧　消費者からの情報・相談の受付体制の充実

第10節　障害者施策への対応

Ⅰ　概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、平成27年２月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（28年４月１日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した。（28 年４月１日施行）（資料６－10－１～２参照）

Ⅱ　対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定された金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、全職員を対象とした研修において周知を行った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（28年４月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促してきた。保険の契約や請求手続きについても、障害者から利便性向上の要望が寄せられていること等を踏まえ、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取組み状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取組みを促した。

第11節　金融経済教育の取組み

Ⅰ　概要

金融経済教育については、以下の報告書や提言等において、その重要性が述べられており、金融庁としても様々な機会を活用しながら金融経済教育を推進している。（資料６－11－１参照）

・多重債務問題改善プログラム（平成19年４月20日、多重債務者対策本部決定）
・金融・資本市場競争力強化プラン（19年12月21日、金融庁）
・金融経済教育研究会報告書（25年４月30日、金融庁）
・金融・資本市場活性化に向けての提言（25年12月13日、金融庁・財務省）
・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）
　（26年６月12日、金融庁・財務省）
・消費者基本計画（27年３月24日、閣議決定）
・日本再興戦略2016（28年６月２日、閣議決定）
・未来投資戦略2017（29年６月９日、閣議決定）

Ⅱ　金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況

１．金融経済教育推進会議

金融経済教育を推進するため、25年６月、金融広報中央委員会に「金融経済教育推進会議」が設置され（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省が参画）、その後、26事務年度には、第４回推進会議（26年12月２日開催）で「金融リテラシー・マップ」（注）（高校生以下の部分）の改訂案等について、第５回推進会議（27年６月１日開催）で「金融リテラシー・マップ」（大学生以上の部分）の改訂案等について議論された。27事務年度には、第６回推進会議（27年12月７日開催）で、社会人向け金融経済教育の基本的考え方や関係団体内部研修への相互参加・相互講師派遣について議論されたほか、当庁から「土曜学習」について紹介することなどにより、その取組みの充実に向けた議論が行われた。

28事務年度に開催された第７回推進会議（28年７月11日開催）では、「金融リテラシー調査」の結果概要等に関する報告等が行われた。第８回推進会議（28年12月６日開催）では、新たな連携強化に向けた取組み等について議論された。第９回推進会議（29年６月１日開催）では金融経済教育の効果測定のための取組み等について議論された。

（注）金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（４分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化したもの（金融経済教育推進会議において26年６月に策定、27年６月に改訂）。

２．大学における金融経済教育

大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、26 年４月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施（資料６－11－２参照）。また、その取組みを拡大するため、大学に対する働きかけも行った。

27 年度：５大学で実施

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学、神戸国際大学）

28 年度：８大学で実施

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、神戸国際大学、東北学院大学）

29 年度：10 大学で実施

（前期：東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学）

（後期：武蔵野大学、金沢星稜大学、東北学院大学、椙山女学園大学、大学コンソーシアム大阪）

３．ガイドブックの改定・配布

「金融リテラシー・マップ」の内容を反映したガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」を全国の高校・大学・地方公共団体等へ配布した。（資料６－11－３参照）

４．事前相談業務等の実施

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー（４分野・15 項目）」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、26 年５月から、金融庁金融サービス利用者相談室において「事前相談（予防的なガイド）」を開設し、28 事務年度は 823 件の相談を受け付けた。

５．電子マネーに関する消費者被害の未然防止に向けた対応

プリペイドカードに関する消費者被害が 26 年以降増加していることから、金融庁としても被害防止に向けて様々な手段を用いて取り組んでいる。例えば、電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」を金融庁等のウェブサイトに掲載するとともに全国の高校・大学・地方公共団体等に配布するなど、様々な手段で注意喚起を行っている。（資料６－11－４参照）

６．シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的とした「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を、札幌市、金沢市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市の計６箇所で開催した。

７．金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（28 年度　16 件）。（資料６－11－５参照）

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

８．後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（28 事務年度　後援 20 件、共催２件）。（資料６－11－６参照）

第 12 節　家計の安定的な資産形成に関する取組み

１．家計の安定的な資産形成に関する有識者会議

長期・積立・分散投資の促進や、実践的な投資教育・情報提供などについて議論・検討を行うことを目的に、金融庁に「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」を設置した（平成 29 年２月）。（資料６－12－１参照）

第 1 回有識者会議では、平成 29 年２月３日に開催し、「長期・積立・分散投資に資する投資信託のあり方」や「商品比較情報等の提供のあり方」についてワーキング・グループを設置して検討することが了承された。

第 2 回有識者会議では、平成 29 年３月 30 日に開催し、「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」の報告書について報告されたほか、我が国の投資信託の現状について議論が行われた。

２．長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ

「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」の下に設置され、つみたて NISA の対象としてどのような投資信託が適しているか議論が行われた（平成 29 年２月から３月まで計３回開催）。

第13節　金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」（平成27年７月２日公表）に基づき、官民が一体となって金融機関のサイバーセキュリティ向上のための取組みを推進しているところ。

28事務年度は、主に以下について重点的に取り組んだ。

１．サイバーセキュリティ対策に係る建設的な対話と一斉把握

27事務年度以降、地域銀行を中心に、証券会社、生損保等の幅広い業態について、サイバーセキュリティ対策に係る建設的な対話と実態把握を進めており、28事務年度までに、地銀、第二地銀については、全行の実態把握を実施した。

28事務年度の実態把握においては、地域銀行や証券会社の態勢整備が進んでいる様子が見られたものの、以下のような課題も残っていることが判明した。

① これまでの実態把握結果のフィードバック等により、経営陣が陣頭指揮を執って取組みを推進している先が多く見られた一方、経営陣の関与が希薄で取組みが停滞している先も見られ、金融機関のサイバーセキュリティ対策の二極化が進んでいる。

② サイバーセキュリティに着眼したリスク評価の必要性は認識されているものの、未定着であり、未だ脅威（攻撃手口）と脆弱性から自行の残存リスクを評価できておらず、管理態勢の整備や技術的な対策が限定的になっている先が見られる。

③ コンティンジェンシープランの策定や演習への参加など、侵入されることを前提とした対策の強化が停滞している。

④ 金融ＩＳＡＣのほかにも共同システム利用行や親密銀行間の検討会、グループ主導といった多様な共助態勢の構築が進行しており、取組みが進んでいる先では、こうした共助態勢を有効活用している。一方で、取組みが進んでいる先との繋がりがなく孤立している先は対策に苦慮している。

実態把握の結果については、個別あるいは業界団体を通じて各金融機関に還元し、サイバーセキュリティ対策の改善を促した。また、27事務年度の実態把握の結果、経営陣の意識改革と早急な態勢整備が必要であると認められた金融機関について、改めて取組みの進捗状況を確認したところ、経営陣が陣頭指揮を執る態勢が整備され、サイバーセキュリティ管理態勢強化にかかる取組みが急速に進展していた。

２．金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施

金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的に、28年10月、当庁主催の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」（通称：Delta Wall）をはじめて実施し、77の金融機関、延べ約900名が参加した。うち約7割の金融機関で経営層が参加している。（資料６－13－１参照）

演習への参加を通じて、効果的にサイバーセキュリティ対策の向上が図られるよう、以下の点を重視した。

① 民間コンサル等の演習を利用しにくい中小地域金融機関が多数参加することを踏まえ、演習実施までに自主的なインシデント対応能力の向上に取り組めるよう、事前にシナリオのうち骨子部分のみを開示（オープンシナリオ方式）

② 多くの関係部署（経営層、システム部門、広報、企画部門等）が参加できるよう、自職場参加方式で実施（⇔会場集合方式）

③ 民間の専門家の知見や攻撃の実例分析等を参考にしつつ、演習シナリオを作成

④ 参加金融機関が「つつがなく演習をクリア」したことで良しとしないよう、「とり得た他の選択肢」等を提示するなど事後評価に力点

⑤ 本演習の結果は、参加金融機関以外にも業界全体にフィードバック

サイバーセキュリティ演習は継続的に実施する予定であり、今回の演習に参加した金融機関からの意見等を踏まえ、より実効的な演習とすることにより、官民が一体となってインシデント対応の向上に努めていく。

３．情報共有の取組み

金融ＩＳＡＣ をはじめとした情報共有機関等を活用して、情報収集・提供及びこれを踏まえた取組みの高度化（脆弱性情報の迅速な把握・防御技術の導入等）を進めていくことの意義について、金融機関に対して周知してきたところであり、金融ＩＳＡＣへの加盟状況は、着実に進捗しており、金融機関同士の情報共有の有効性が金融機関に浸透してきている（29 年５月 30 日時点で正会員 316 社）。（資料６－13－２参照）

（注）28 年８月にサイバーセキュリティ戦略本部が決定した「サイバーセキュリティ 2016」においても、「金融庁が金融機関に対し、『金融ＩＳＡＣ』を含む情報共有機関等を通じた情報共有網の拡充を進める。」こととされている。

４．国際的なサイバーセキュリティに関する取組み

金融分野へのサイバー攻撃は、我が国のみならず世界各国にとっても重大な脅威となっており、各国が連携・協調して対応していくことが求められている。

こうした中、Ｇ７においては、27 年、「Ｇ７サイバーエキスパートグループ」が設置され、28 年 10 月、「金融セクターのサイバーセキュリティに関するＧ７の基礎的要素」が公表された。

現在、同エキスパートグループでは、サイバーセキュリティの効果的な評価手法、サードパーティリスクや他の重要なセクターとの協調に関して議論を進めているほか、G20 においても国際的な協力を強化するための作業を進めており、これまでの国内の取組みから得られた知見を共有するなど、各国当局とともにこうした取組みに貢献していく。

第７章　銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成 13 年法律第 131 号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有を Tier１以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成 14 年に設立された認可法人である。

機構の設立後、18 年９月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20 年 10 月 15 日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結していた。その後、機構は、29 年６月 30 日、市場の状況等を踏まえつつ、当面の間、株式等の新たな買取りの範囲内において保有株式等の処分を行うこともありえる旨の方針を公表している。

また、20 年９月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

①　株式買取再開等（21 年３月９日公布、同年３月 10 日施行）

18 年９月末までとされていた機構による株式買取期限を 24 年３月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「２兆円」から「20 兆円」に拡大した（20 年度第２次補正予算で手当て、21 年度以降も継続）。

②　買取対象の拡大（21 年７月３日公布、同年７月６日施行）

上記株式買取再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ＥＴＦ、Ｊ－ＲＥＩＴ及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取対象に追加した。

③　買取期限の延長（24 年３月 31 日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取期限を、29 年３月末まで５年間延長した。

④　買取期限の延長（28 年 12 月２日公布、同日施行）

少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因も背景に、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあるほか、世界経済の需要の低迷、成長の減速リスクが存在するなどの金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応し、金融機関が株価変動リスクを縮減し、金融仲介機能を安定的に発揮することができるよう、機構による株式等の買取

期限を、34 年３月末まで５年間延長した。

これらの措置を受け、28 事務年度（28 年７月～29 年６月末）において、機構は、1,179 億円（買取再開後の累計 13,175 億円）の株式等の買取りを行っている。

第３部　金融検査・監督等

第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第１節　検査・監督のあり方の見直し

Ⅰ　金融モニタリング有識者会議の設置

金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった金融危機の時代の優先課題に対応するため、法令遵守状況の事後的なチェックや資産査定を中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。

金融庁はこれまでも、個別資産査定については金融機関の判断を尊重して事業を見た融資への転換を促進すること等に取り組み、その考え方を金融行政方針等で逐次示してきたが、一方で、見直しの全体像を十分に整理された形では提示できていない状態にある。

このため、新しい金融モニタリングの基本的な考え方や手法等について、有識者を交えて議論・整理するため、2016 年８月、「金融モニタリング有識者会議」を設置した。

Ⅱ　有識者会議報告書について

本会議では、平成 28 事務年度（全６回）にわたって、新しい検査・監督の目指すべき方向や、そのために対応すべき課題について議論が行われ、その結果は、2017 年３月に「検査・監督改革の方向と課題　ー金融モニタリング有識者会議報告書ー」として整理・公表された。本報告書は、以下の３点を今後の目指すべき方向とした上で、検査・監督手法の見直し、組織・人材・情報インフラの整備、検査マニュアル・監督指針等の抜本的見直し等の課題に対応すべきであるとしている。

１．金融行政の目標との整合性確保

金融行政の究極的な目標を、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大に寄与すること」と位置づけ、①金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立、②利用者保護と利用者利便の両立、③市場の公正性・透明性と市場の活力の両立を実現することを通じて、その実現を目指す。

２．検査・監督の重点領域のシフト

金融機関の最低限の健全性確保や法令遵守等の最低基準の充足が概ね実現するとともに、人口減少や高齢化等の進行、国内市場の縮小、世界的な低金利環境の継続等、金融機関を取り巻く環境は変化している。金融行政の目標を達成するには、「金融仲介機能の発揮」や「利用者利便」という目標につ

いても重点を置く必要がある。このため、「金融機関が多様で主体的な創意工夫を通じてより高い水準を目指す努力を行うよう促すための対話（ベスト・プラクティスの追求に向けた対話）」や、「金融機関が将来的に最低基準に抵触する蓋然性の度合いに応じて、ビジネスモデルの持続可能性や経済・市場の状況に大きな変化があった場合の健全性への影響等についての対話（動的な監督）」が重要となっている。

３．「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へ

従来の検査・監督手法を機械的に継続する場合には、「形式への集中」、「過去への集中」、「部分への集中」といった副作用が発生するおそれがある。「形式・過去・部分」なしには「実質・未来・全体」は把握できないが、金融行政の目標を達成するためには、「形式から実質へ」、「過去から未来へ」、「部分から全体へ」と、検査・監督の視野を広げていくべきである。

Ⅲ　今後の取組み

金融庁としては、当該報告書を踏まえ、新しい検査・監督の考え方や進め方等について整理していくとともに、検査・監督手法、検査マニュアル・監督指針、組織のあり方等について、幅広い関係者との議論・対話を進め、今後具体的な施策を検討していく。

第２節　金融行政方針に基づく金融モニタリング

Ⅰ　経緯等

金融庁では、検査・監督両局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。平成 28 事務年度は、27 事務年度に引き続き、検査局・監督局に加えて企画部門や国際部門等を含めた金融庁全体の方針として、「平成 28 事務年度 金融行政方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

Ⅱ　金融行政方針に基づく 28 事務年度のモニタリング

第１部第２章第１節で記載した通り、金融行政方針では、

① 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立
② 利用者保護と利用者利便の両立
③ 市場の公正性・透明性と市場の活力の確保の両立

を図ることにより、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大がもたらされることを目指して金融行政を行うこととしている。

これを踏まえ、金融仲介機能の質の向上や金融システムの健全性維持といった観点から、金融モニタリングにおいては、具体的に以下の重点施策を実施した。

１．預金取扱金融機関

（１）金融仲介機能の質の向上

○ 「金融仲介機能のベンチマーク」（平成 28 年９月 15 日公表）等の客観的指標を活用しつつ、経営陣との深度ある対話を実施。こうした対話を通じて、事業性評価に基づく融資といった金融仲介機能の質の向上に向けた金融機関の取組みについて、ガバナンスや業績目標・評価、融資審査態勢等を含めその実態を把握。

○ 金融機関の取組みが顧客企業からどのような評価を受けているかについて、企業アンケート調査により実態把握。

○ 良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争を実現する観点から、優良な取組みを組織的・継続的に行っている金融機関に対する表彰制度の検討を開始。

（２）金融システムの健全性維持

○ マクロプルーデンスの観点から、市場分析とオン・オフ一体によるモニタリングを通じて、金融セクターに内在するリスクをフォワードルッキングに分析し、金融庁全体としてモニターすべきリスクの所在を特定。

○ 国内で活動する金融機関については、人口の減少や低金利環境の継続等

により経営環境が厳しさを増す中、特にビジネスモデルの持続可能性に大きな課題が認められる場合に、社外取締役を含む経営陣と深度ある対話を行い、課題解決に向けた対応を促す。

○　グローバルに活動する金融機関については、経済・市場環境の変化に対応した、より機動的な海外与信の管理や、より安定的な外貨調達の実現に向けての対話を実施。

２．　保険会社

○　少子高齢化の進展、貯蓄・投資手段の多様化、低金利環境の継続等、保険業を取り巻く経営環境が大きく変化しつつある中、こうした環境変化が生命保険会社の経営にどのような影響を与えるか、ビジネスモデルが顧客のニーズに応えつつ持続可能なものになっているか実態を把握。

○　保険会社がその収益構造やリスク特性等を変化させる中で、高度なリスク管理に支えられたリターンの向上等を通じてビジネスの持続可能性をどのように確保しているか、統合的リスク管理の状況について実態を把握。

○　昨事務年度に実施した M&A 事例を題材とした大手生損保各社のガバナンスの発揮状況の検証のフォローアップを実施。

○　顧客本位の業務運営の浸透・実践の観点から、代理店チャネルによる保険販売等の実態を把握。

○　平成 28 年５月に施行された改正保険業法を踏まえ、保険募集人における顧客本位の取組みが行われているか確認。

３．　金融商品取引業者等

○　大手証券会社グループについて、ビジネスモデルの持続可能性を確保するため、自社の強みと弱みを的確に分析した上で、市場・景気変動や経営環境の変化を捉えた重要なビジネス戦略の機動的な見直しや、それらに対応したリスク管理ができているかについて、深度ある対話を実施。

○　大手証券会社以外の証券会社について、経営環境の不確実性が高まる中、収益構造等の分析を深め、将来の経営状況や投資者保護のための態勢整備の取組みについて対話を実施。

第３節　業態横断的な金融モニタリング

Ⅰ　マクロプルーデンス

金融機関の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける。他方、個々の金融機関の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。このため、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析することが重要である。

金融システム健全性維持の観点から、マクロ経済・市場動向や金融機関を含む市場参加者の動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析した。加えて、当該分析結果を基にしたオンサイト・オフサイトのモニタリングを通じて金融機関と対話を行い、金融機関自身によるリスク管理態勢の高度化等を促し、金融システムの健全性強化に向けた取組みを行った。

Ⅱ　金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

金融行政方針に基づく金融行政上の重要テーマについて、業態横断的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

市場業務に関しては、家計の安定的な資産形成を促進するためには、金融機関等においても顧客本位の業務運営が行われることが重要である。すなわち、金融機関等が、当局に目を向けるのではなく、顧客と向き合い、各社横並びではない主体的で多様な創意工夫を通じて、顧客に各種の情報を判りやすく提供するなど、顧客の利益に適う金融商品・サービスを提供するためのベスト・プラクティスを不断に追及することが求められる。これを踏まえ、金融庁では、運用商品の販売状況について、銀行の営業店におけるヒアリングも含め実態の検証を行った。

また、フィデューシャリー・デューティーの実践に関し、英米にて実地調査を行い、日本における業務運営との比較分析を行った。

法令等遵守に関しては、平成 28 年 10 月に施行された改正「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行状況について、各業態に対する水平的レビューを実施した。

とりわけ重視したのは、同法で導入されたリスクベース・アプローチの運用状況である。リスクベース・アプローチとは、マネー･ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下、「AML/CFT」という。）に割くことが出来る資源に限りがある中、リスクの程度に応じて、投入する資源、講じるべき措置の内容を変化させ、最適化することにより、より効率的で実効的な対策を講じようとする手法である。そこで、各金融機関が自金融機関のリスクを適切に評価し、それに基づく各対策や、業務への活用がなされているかなどにつきモニタリングを行った。

（注）上記のモニタリングの結果に関しては、平成 29 年 10 月 25 日に公表された「平成 28 事務年度金融レポート」を参照。

第４節　早期是正措置・社外流出制限措置について

Ⅰ　早期是正措置の概要及び運用

１．早期是正措置の趣旨（資料８－４－１参照）

平成 10 年４月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、

② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、

③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

２．発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第 26 条第１項等）の１形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第２項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$（注）自己資本比率＝\frac{自己資本額（資本金等）}{リスクアセット額}$$

３．措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第１から第３までの３段階であったが、10 年 10 月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は４段階となっている。

また、同年 12 月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際統一基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14 年 12 月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を３年から１年へ短縮するなどの厳格化を行った。

24 年８月の省令等の改正で、国際統一基準行に対して 25 年３月 31 日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制（バーゼル３）を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等 Tier１比率」及び「Tier１比率」を追加した（同年３月 31 日施行）。

	自己資本比率		措　置　の　内　容
	国際統一基準行	国内基準行	
第１区分	【普通株式等 Tier1 比率】 : 4.5%未満 2.25%以上 【Tier1 比率】 : ６%未満３%以上 【総自己資本比率】 : ８%未満４%以上	４%未満 ２%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第２区分	【普通株式等 Tier1 比率】 : 2.25%未満 1.13%以上 【Tier1 比率】 : ３%未満 1.5%以上 【総自己資本比率】 : ４%未満２%以上	２%未満 １%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第２区分の２	【普通株式等 Tier1 比率】 : 1.13%未満０%以上 【Tier1 比率】 : 1.5%未満０%以上 【総自己資本比率】 : ２%未満０%以上	１%未満 ０%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施

第３区分	【普通株式等Tier1 比率】 ：０%未満 【Tier1 比率】 ：０%未満 【総自己資本比率】 ：０%未満	０%未満	業務の全部又は一部の停止

（注）普通株式等Tier1 比率及びTier1 比率については25 年３月31 日より段階的に適用し、27 年３月31 日より完全実施。

４．発動実績

28 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※　早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	０件
信用組合	69 件
系統金融機関	３件
保険会社	１件

（注）労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

Ⅱ　社外流出制限措置の概要及び運用

１．社外流出制限措置の趣旨（資料８－４－２参照）

社外流出制限措置は、リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行等について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファーの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意されたことを受けて、「資本バッファー比率」が一定の水準を下回った場合、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである。

２．発動基準

社外流出制限措置は、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（銀行法第 26 条第２項等）。

社外流出制限措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的に統一的なルールとして認められた「資本バッファー比率」という基準を用いることとしている。

この資本バッファー比率は、資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の総額から最低所要自己資本比率を充足するのに必要な普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額を除いた額）を分子として、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

（注）資本バッファー比率＝

$$\frac{\text{資本バッファーに係る 普通株式等Ｔｉｅｒ１ 資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$$

３．措置区分

社外流出制限措置の措置区分は、資本バッファー比率の状況に応じて４段階定められている。

<table>
<tr><th rowspan="2">資本バッファーの充実の状況に係る区分</th><th rowspan="2">資本バッファー比率</th><th colspan="2">措置の内容</th></tr>
<tr><th>社外流出制限割合</th><th></th></tr>
<tr><td>資本バッファー第１区分</td><td>2.5%未満</td><td>40%</td><td rowspan="4">社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令</td></tr>
<tr><td>資本バッファー第２区分</td><td>1.875%未満</td><td>60%</td></tr>
<tr><td>資本バッファー第３区分</td><td>1.25%未満</td><td>80%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本バッファー第４区分</td><td>0.625%未満</td><td>100%</td></tr>
<tr><td colspan="3">※早期是正措置における第１区分～第３区分に該当する場合、同時に資本バッファー第４区分にも該当する。</td></tr>
</table>

	この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む１つの命令を発出することが想定される。

（注１）上記の数値は、資本保全バッファー2.5%分のみを勘案した例示であり、カウンター・シクリカル・バッファーおよびＧ－ＳＩＢｓ/Ｄ－ＳＩＢｓバッファーは含んでいない。

（注２）28 年３月 31 日より段階的に適用し、31 年３月 31 日より完全実施。

４．発動実績

28 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

第５節　金融上の行政処分について

Ⅰ　行政処分の趣旨（資料８－５－１参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注１）を行っているところである。

平成19年３月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年４月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

Ⅱ　行政処分の業態別発動状況（資料８－５－２参照）

28事務年度における行政処分の業態別発動件数（注２）は、以下の通り。

①	銀行等	:	０件	【０件】（注３）
②	協同組織金融機関	:	０件	【０件】
③	政府系金融機関	:	１件	【０件】
④	金融商品取引業者等	:	1184件	【 582件】
⑤	保険会社等	:	０件	【０件】
⑥	貸金業者	:	０件	【０件】
⑦	特定目的会社	:	０件	【０件】
⑧	前払式支払手段発行者	:	０件	【０件】
⑨	資金移動業者	:	０件	【０件】
⑩	仮想通貨交換業者	:	０件	【０件】

（注１）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注２）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言･代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命を含む。）、損害保険会社、保険持株会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）、保険仲立人）、である。

（注３）【　】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

第６節　反社会的勢力への対応について

Ⅰ　経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18年７月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

Ⅱ　これまでの対応

１．暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18年６月20日、第７回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年７月21日、関係省庁の申し合わせにより設置された（19年７月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

２．企業活動からの暴力団排除

（１）暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。19年６月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年７月３日、第９回犯罪対策閣僚会議において報告された。

（２）金融庁では、19年７月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、20年３月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。25年12月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、26年６月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

（３）金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策

協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの協議会での検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した（融資取引：20 年 11 月、普通預金規定等：21 年９月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23 年６月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22 年４月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼動を開始したほか、25 年 11 月、会員各行が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。

（４）金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの連絡会や協議会での検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21 年３月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22 年５月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年４月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年５月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、25 年１月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年２月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

（５）生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、23 年６月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、24 年１月に公表した。また、25 年 11 月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ同年４月、７月に策定・公表した。また、同年 11 月、日本損害保険協会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

第７節　指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ＡＤＲ制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ＡＤＲ制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「金融行政方針」及び「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（平成25年８月２日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うことで、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っている。

29年６月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

（29年６月30日現在）

指定日 （業務開始日）	機関名	業務の種別
22.９.15 （22.10.１）	一般社団法人全国銀行協会	・　銀行業務 ・　農林中央金庫業務
22.９.15 （22.10.１）	一般社団法人信託協会	・　手続対象信託業務 ・　特定兼営業務
22.９.15 （22.10.１）	一般社団法人生命保険協会	・　生命保険業務 ・　外国生命保険業務
22.９.15 （22.10.１）	一般社団法人日本損害保険協会	・　損害保険業務 ・　外国損害保険業務 ・　特定損害保険業務
22.９.15 （22.10.１）	一般社団法人保険オンブズマン	・　損害保険業務 ・　外国損害保険業務 ・　特定損害保険業務 ・　保険仲立人保険募集
22.９.15 （22.10.１）	一般社団法人日本少額短期保険協会	・　少額短期保険業務
22.９.15 （22.10.１）	日本貸金業協会	・　貸金業務
23.２.15 （23.４.１）	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	・　特定第一種金融商品取引業務

第９章　預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第１節　監督指針等

Ⅰ　主要行等向けの総合的な監督指針等

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成17年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、28事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

（１）「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年７月27日）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月１日より適用）。

（２）秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正（28年８月８日）

秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての監督上の着眼点等を明確化する観点から、所要の改正を行ったもの（29年４月１日より適用）。

（３）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28年９月９日）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年９月９日より適用）。

（４）金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年３月23日）

28年３月１日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融機関が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年４月１日より適用）。

（５）「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正（29年３月24日）

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に伴う所要の改正を行った

もの（29 年４月１日より適用）。

（６）「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（29 年３月 31 日）
「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29 年５月 30 日より適用）。

（７）カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正（29 年３月 31 日）
国際合意に基づき、カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みを整備する観点から改正を行ったもの（29 年４月１日より適用）。

（注）上記のうち、（６）について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

Ⅱ　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正
本監督指針については、16 年５月 31 日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、28 事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

（１）「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28 年７月 27 日）
「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28 年 10 月１日より適用）。

（２）秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正（28 年８月８日）
秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての監督上の着眼点等を明確化する観点から、所要の改正を行ったもの（29 年４月１日より適用）。

（３）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28 年９月９日）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28 年９月９日より適用）。

（４）金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29 年３月 23 日）

28 年３月１日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融機関が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29 年４月１日より適用）。

（５）「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正（29 年３月 24 日）

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（29 年４月１日より適用）。

（６）「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（29 年３月 31 日）

「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29 年５月 30 日より適用）。

（注）上記のうち、（６）について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

第２節　預金取扱等金融機関の概況

Ⅰ　主要行等の平成28年度決算概況（資料９－２－１参照）

主要行等の 28 年度決算の概況（グループ連結ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

１．当期純利益は、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや債券等関係損益が減少したことなどにより、前期に比べ1,102億円減少の２兆6,140億円となった。
２．不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.2兆円減少の2.9兆円、不良債権比率は前期に比べ0.1%ポイント低下の0.87%となった。
３．国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.12%ポイント上昇の16.29%、Ｔｉｅｒ１比率は前期に比べ0.34%ポイント上昇の13.55%、普通株式等Ｔｉｅｒ１比率は前期に比べ0.35%ポイント上昇の11.73%となった。
　国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ1.42%ポイント低下の11.88%となった。

Ⅱ　地域銀行の平成28年度決算概況（資料９－２－２参照）

地域銀行の 28 年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

１．当期純利益は、株式等関係損益が増加したものの、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや役務取引等利益、債券等関係損益が減少したことなどにより、前期に比べ 1,727 億円減少の１兆 0,002 億円となった。
２．不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ 0.4 兆円減少の 4.8 兆円、不良債権比率は前期に比べ 0.24%ポイント低下の 1.89%となった。
３．国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ 0.16%ポイント低下の 13.94%、Ｔｉｅｒ１比率は前期に比べ 0.15%ポイント上昇の 13.34%、普通株式等Ｔｉｅｒ１比率は前期に比べ 0.18%ポイント上昇の 13.34%となった。
　国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ 0.34%ポイント低下の 9.86%となった。

Ⅲ　再編等の状況

１．主要行等の再編等
　28 年７月以降、主要行等における再編等は、行われていない。

２．地域銀行の再編等（資料９－２－３～４参照）

28 年７月以降に行われた地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

① 常陽銀行、足利ホールディングス

(内容)28 年 10 月１日に足利ホールディングスが株式交換により常陽銀行を子会社化及び「めぶきフィナンシャルグループ」へ商号を変更

② 西日本シティ銀行、長崎銀行

(内容)28 年 10 月３日に持株会社による経営統合

持株会社名：西日本フィナンシャルホールディングス

３．外国銀行の参入

28 年７月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した。(29 年６月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は 55 行)。

	免許付与日	営業開始日
シティバンク、エヌ・エイ（米）東京支店	29 年３月 10 日	29 年４月１日
玉山銀行（台）東京支店	29 年６月 19 日	29 年 10 月予定
台湾中小企業銀行（台）東京支店	29 年６月 19 日	29 年下半期予定

４．外国銀行の退出

28 年７月以降、以下のとおり、外国銀行等において銀行業の廃止等があった。

	営業廃止日
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(英)東京支店	29 年３月 14 日
シティバンク銀行（注）	29 年３月 31 日

（注）29 年３月 31 日付でシティバンク、エヌ・エイ東京支店へ事業の全部譲渡を行い銀行業の免許が失効した。

Ⅳ　不良債権処理等の推移

１．不良債権の概念（資料９－２－５～７参照）

（１）金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の４つの区分に分けて開示するものである（主要行については 11 年３月期より、地域銀行については 11 年９月期より、協同組織金融機関については 12 年３月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の３つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

（２）リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、３ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）と同様の基準に基づくものであり、10 年３月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11 年３月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

２．金融再生法開示債権等の現状（資料９－２－８～15 参照）

（１）金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位:%、兆円)	14 年 3月期	22 年 3月期	23 年 3月期	24 年 3月期	25 年 3月期	26 年 3月期	27 年 3月期	28 年 3月期	28 年 9 月期	29 年 3 月期
不良債権比率	8.4	2.5	2.4	2.4	2.3	1.9	1.6	1.5	1.4	1.3
総与信	512.1	478.3	475.0	486.6	508.9	530.2	556.7	569.7	566.6	585.8
金融再生法開示債権	43.2	11.7	11.5	11.8	11.9	10.2	9.1	8.4	7.9	7.7
破産更生債権	7.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.2
危険債権	19.3	6.7	6.6	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.6	4.5
要管理債権	16.5	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.1	2.0
正常債権	468.9	466.6	463.5	474.8	497.0	520.0	547.6	561.3	558.7	578.1

（２）リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

（単位:兆円）

22 年 ３月期	23 年 ３月期	24 年 ３月期	25 年 ３月期	26 年 ３月期	27 年 ３月期	28 年 ３月期	29 年 ３月期
11.4	11.3	11.5	11.7	10.0	9.0	8.2	7.6

３．不良債権問題への取組み（資料９－２－16～17 参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13 年４月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「２年・３年ルール」「５割・８割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

（注１）さらに、14 年 10 月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を 16 年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定の厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約２年半の間、強力に推進してきた結果、17 年３月期には主要行の不良債権比率は 2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

（注２）なお、17 年 10 月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「２年・３年ルール」、「５割・８割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

Ⅴ　預金保険料率の変更

29 年度の預金保険料率については、預金保険機構より、実効料率 0.037%を前提として、決済用預金 0.049%、一般預金等 0.036%、に変更する認可申請がなされ、29 年３月 31 日、預金保険法に基づき、これを認可した。

（注）27 年１月 30 日、「預金保険料率に関する検討会」が報告書（中長期的な預金保険料率のあり方等について）を公表した。預金保険機構は、同報告書を踏まえ、33 年度末に責任準備金が５兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標としており、この積立目標を確実に達成できる水準として、29 年度の預金保険料率を「0.037%」（▲0.005%引下げ）とした。

第３節　預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（資料９－３－１参照）

Ⅰ　主要行等に対する金融モニタリング

28 事務年度の主要行等に対するモニタリングにおいては、海外向け貸出や外債投資の拡大を踏まえ、市場環境の変化を捉えた機動的なポートフォリオ管理や、安定的な外貨調達手段の確保等に向けた対話を行ったほか、指名委員会等設置会社への移行や社外取締役の増員・多様化など統治体制が進展する中でのガバナンスの実効性について対話を行った。

また、銀行、信託、証券等のグループ連携ビジネスに係る優越的地位の濫用防止や利益相反管理に加え、ハイブリッド・ファイナンスなど低金利環境下におけるビジネスの持続可能性についても対話を行った。

Ⅱ　地域銀行に対する金融モニタリング

28 事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、質の高い金融仲介機能の発揮を促すため、「金融仲介の改善に向けた検討会議」での議論を踏まえ、企業アンケート等による実態把握結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を実施した。

取引先企業の事業内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援（事業性評価）については、25 事務年度からモニタリングを実施しており、28 事務年度も、引き続き金融機関における取組状況を把握した。

近年、地域銀行において増加傾向にあるアパート・マンションローン等不動産賃貸業向け貸出については、営業推進・融資審査など業務運営の状況について、アンケート調査やヒアリングによる実態把握を実施した。

低金利環境の継続による貸出利鞘の悪化等を背景に拡大している有価証券運用については、リスクテイクに見合った運用・リスク管理態勢が必要との観点から、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

また、検査局・監督局・財務局が緊密に連携しつつ、継続的な情報収集と分析、定期的なヒアリングでの実態確認といったプロファイリング作業を中心として、オフサイト・モニタリングを実施した。

こうしたプロファイリングを踏まえつつ、ビジネスモデルやリスク管理面での課題を有する金融機関については、必要に応じてオンサイト・モニタリングを実施した。

Ⅲ　外国銀行に対する金融モニタリング

我が国に進出している多くの外国銀行は、金融危機以降の国際的な規制動向やビジネス環境変化を踏まえてビジネスモデルの整理を行う中、在日拠点についても業務やリソースの選択と集中を行ってきた。

こうした中、28 事務年度の外国銀行に対するモニタリングについては、銀証一体でのモニタリングを強化し、業務運営や収益構造、リスク管理の状況等をヒアリングしたほか、年次アンケート、決算ヒアリング、監督カレッジ等への参加、本部・本店・地域本部幹部との面談などにより把握したビジネス戦略及びリスク特性を踏まえた個別行のリスクプロファイリングを行い、深度あるモニタリングを実施した。

Ⅳ　協同組織金融機関に対する金融モニタリング

１．信用金庫・信用組合に対する金融モニタリング

28 事務年度の信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、早期に経営課題等を把握し、その改善を図るため、財務局の検査・監督部門が一体となった切れ目のないモニタリングを実施した。

具体的には、各財務局が、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、所管する信用金庫・信用組合の経営上重要な課題やリスク等を整理するなどのモニタリングを充実させるとともに、リスクプロファイリングを踏まえて、ビジネスモデルや経営管理など、検証項目を絞り込んだ、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

（１）信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（信金中央金庫は、金融庁が検査を実施）している。28 事務年度は、60 金庫に対して検査を実施した。

（２）信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（全国信用協同組合連合会は、金融庁が実施）している。28 事務年度は、27 組合に対して検査を実施した。

（注）上記Ⅰ～Ⅳ１．のモニタリングの結果に関しては、平成 29 年 10 月 25 日に公表された「平成 28 事務年度金融レポート」を参照。

２．労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となっており、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施している（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、１の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。28 事務年度は、２金庫に対して検査を実施した。

労働金庫の検査を行う行政庁

地 区 種 類	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
労働金庫	主務大臣	主務大臣 都道府県知事

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

３．信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。28 事務年度は、７連合会（内訳は、信用農業協同組合連合会３連合会、信用漁業協同組合連合会４連合会）に対して検査を実施した。

４．農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

22 年６月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、23 年５月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の３者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

28 事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状況等を踏まえつつ、20 組合に対して立入検査を実施した。

信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

地 区 種 類	都道府県の 区域を超える	都道府県の 区域と同じ	都道府県の 区域の一部

信用農業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
農　業　協　同　組　合	主務大臣	都道府県知事 （注２）	都道府県知事 （注２）
漁　業　協　同　組　合	主務大臣	都道府県知事 （注２）	都道府県知事 （注２）

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

（注２）都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

第４節　預金等取扱金融機関に対する行政処分について

Ⅰ　日本振興銀行の破綻処理について

１．これまでの経緯

（１）日本振興銀行については、平成 22 年９月 10 日、同行より「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出がなされた。当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同日、預金保険法第 74 条第１項の規定に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、預金保険機構を金融整理管財人に選任した。

（２）一方、日本振興銀行は、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い、13 日に同裁判所より再生手続開始の決定が行われた。

（３）日本振興銀行の預金については、預金保険制度に基づき、預金者一人当たり元本 1,000 万円までとその利息が保護され、預金者一人当たり元本 1,000 万円を超える部分とその利息については、同行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成される再生計画に従って弁済が行われることとなった。

（４）23 年４月 25 日、日本振興銀行から第二日本承継銀行に事業の一部譲渡が行われた。この事業譲渡にあわせ、同日、預金保険機構による第二日本承継銀行への 1,041 億円の金銭の贈与及び日本振興銀行への 656 億円の金銭の贈与並びに日本振興銀行から 529 億円の資産の買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（資金援助の実施後、付保預金の払戻しや貸出金の回収等が進んだことにより、同年 10 月７日、預金保険機構より、第二日本承継銀行に対する 581 億円の金銭の贈与の減額（減額後の金銭の贈与額 460 億円）及び日本振興銀行に対する 95 億円の金銭の贈与の増額（増額後の金銭の贈与額 751 億円）が行われた）。

（５）同年８月 23 日、日本振興銀行の損害賠償債権の譲渡を受けた整理回収機構において、株式会社ＳＦＣＧの貸付債権の買取りに係る承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役７名に対する損害賠償請求訴訟等が提起された。

（６）預金保険機構において、最終受皿候補から提出された事業計画及び譲受条件等の審査が行われた結果、同年９月 30 日、イオン銀行が日本振興銀行の最終受皿に選定された。

（７）同年 11 月 15 日、債権者集会において再生計画案が賛成多数により可決され、東京地方裁判所より、再生計画の認可決定が行われた（認可決定の確定は同年

12 月 14 日)。

（８）同年 11 月 28 日及び 12 月 19 日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、それぞれ 14 百万円及び 10 百万円)。また、同年 12 月 26 日、第二日本承継銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は 429 千円)。

（９）同年 12 月 26 日、預金保険機構より、イオン銀行に対し、第二日本承継銀行の全株式の譲渡（再承継）が行われた。この譲渡により、同機構による第二日本承継銀行の経営管理が終了した。

(10) 24 年３月 23 日から同年４月２日までの間、再生計画に基づき、元本 1,000 万円を超える預金者等債権者への第１回弁済が実施され、債権額の 39%相当額の弁済金の支払いが行われた。

(11) 同年７月 23 日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、63 百万円)。

(12)同年８月 21 日、整理回収機構において、中小企業保証機構への融資の承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役４名に対する損害賠償請求訴訟が提起された。

(13) 同年９月 10 日、日本振興銀行に対して、銀行法第 37 条第１項の規定に基づき解散認可が行われた。同行は同日解散し、清算法人（日本振興清算）に移行するとともに、清算人が選任された。同行の民事再生手続及び清算手続は、裁判所の監督下、上記清算人のもとで遂行されることとなった。また、同日、預金保険法第 75 条第１項の規定に基づき、同行に対して金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分の取消しが行われた。

(14) 26 年９月 30 日以降、清算法人から再生計画に基づき、元本 1,000 万円を超える預金者等債権者に対して、中間弁済（弁済率 19%）が実施された。第１回弁済と今回の中間弁済を合計すると、債権額に対する弁済率は、58%となった。

(15) 同年 12 月 15 日、清算法人が、東京地方裁判所から再生手続の終結決定を受けた。

２．再生計画に基づく最終弁済（第３回弁済）について

28 年９月 20 日以降、清算法人から再生計画に基づき、元本 1,000 万円を超える預金者等債権者に対して、最終弁済（弁済率 2.95686%）が実施された。

第１回弁済、中間弁済、そして今回の最終弁済を合計すると、債権額に対する弁済率は、60.95686%となった。

３．清算法人の清算結了について

29 年５月２日、清算法人は清算業務を終え、清算手続を結了した。

第５節　自己資本比率規制

Ⅰ　概要（資料９－５－１参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第 1 の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第２の柱）、「市場規律の活用」（第３の柱）という３つの柱から構成される。

我が国では、銀行法 14 条の 2 に基づき、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等（国際統一基準）に対し、平成 25 年３月期から、バーゼル３ベースの自己資本比率規制（規制上の最低水準）の段階的な適用が開始された（33 年３月期までの経過措置が設けられている）。

海外営業拠点を有しない銀行・信金等（国内基準）に対する新しい基準（新国内基準）では、我が国の実情を十分踏まえるとともに、金融機関の健全性を確保しつつ、金融仲介機能が発揮されることを念頭に置き、①従来の最低自己資本比率（４%）を維持しつつ、②自己資本の質の向上（自己資本の中心は普通株式・内部留保）を図る一方、③地域経済への影響（導入に際し、原則 10 年間の経過措置を導入）や業態の特性も勘案（協同組織金融機関については、発行した優先出資についても自己資本として算入）している（26 年 3 月期から適用開始）。

Ⅱ　関連告示等の整備

〇カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正（資料９－５－２参照）

国際合意に基づき、カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みを整備する観点から監督指針の改正を行った（29 年４月より適用開始）。

〇自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）の公表（資料９－５－３参照）

27 年１月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第３の柱）の改訂」を踏まえ、国際統一基準に対し、告示等の改正を行うため、29 年６月にパブリックコメントを実施した（30 年３月期より適用開始予定）。

〇銀行勘定の金利リスクに係る告示等の一部改正（案）の公表（資料９－５－４参照）

28 年４月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、第３の柱に関する告示及び監督指針について所要の改正を行うため、29 年６月にパブリックコメントを実施（開示に係る、第３の柱に関する告示及び監督指針は、国際統一基準について 30 年３月期より適用開始予定。モニタリングに係る監督指針は、30 年３月期より適用開始予定（一部の国内基準については 31 年３月期よ

り適用開始予定))。

Ⅲ　要承認手法の承認実績（28 事務年度）（資料９－５－５参照）

・信用リスク

（先進的内部格付手法）…１金庫

（基礎的内部格付手法）…４持株会社及び４行

（期待エクスポージャー方式）…１持株会社及び２行

・オペレーショナル・リスク

（粗利益配分手法）…１持株会社

第６節　資本増強制度の運用状況

Ⅰ　旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

１．資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成 28 年９月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年 12 月 22 日に、29 年３月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年６月 30 日に、報告内容を公表した。（資料９－６－１～２参照）

２．公的資金の返済状況

28 事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、27 事務年度と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額（約 12.3 兆円）に対して、29 年６月末時点で約 12.1 兆円が返済されており、残額は約 0.2 兆円となっている（金額はいずれも額面ベース）。なお、すでに返済されている約 12.1 兆円に対し、約 1.5 兆円の利益（キャピタルゲイン）が発生している。

Ⅱ　金融機能強化法

１．資本参加の決定

28 事務年度においては、金融機能強化法の本則に基づき、以下の金融機関に対して国の資本参加を決定し、公表した。（資料９－６－３参照）

28 年 12 月実施：全国信用協同組合連合会（62.4 億円）

２．資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき国が資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、28 年３月期(27 金融機関)については、同年９月 16 日に、同年９月期（27 金融機関）については、29 年３月 17 日に公表した。（資料９－６－４～17 参照）

３．経営強化計画等の公表

金融機能強化法の本則に基づき国が資本参加を行った、豊和銀行、東京厚生信用組合及び横浜中央信用組合並びに同法の震災特例に基づき国が資本参加を行った筑波銀行、東北銀行、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫、相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合の新しい経営強化計画等については、28 年９月 16 日に公表した。（資料９－６－18 参照）

４．公的資金の返済状況

28 事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,793.4 億円）に対して、29 年６月末時点で残額は 4,988.4 億円となっている。

第７節　中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

Ⅰ　対応

中小企業等の業況は、一部業種に足踏みが見られるものの、持ち直しの動きを示している。地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を積極的に講じてきた。

１．中小企業金融等のきめ細かな実態把握

（１）中小企業等へのヒアリング

平成 28 年 10 月から 11 月にかけて、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、企業経営者等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

（２）「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

２．金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

（１）金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、28 年 12 月６日及び 29 年２月 27 日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

（２）文書による要請

28 年 12 月６日及び 29 年２月 27 日に、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。

Ⅱ　現状

１．貸付条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日（21 年 12 月４日）から 29 年３月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業者向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件等を除き、９割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等の取組みは着実に行われていると考えている。（資料９－７－１参照）

２．金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断Ｄ．Ｉ．」（Ｄ．Ｉ．＝「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）をみると、29 年６月期では＋21（対前年同月比＋２）となっている。（資料９－７－２参照）

３．融資残高等

29 年６月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比 5.2%の増加、中堅・大企業向けが同 2.3%の増加となっている。（資料９－７－３参照）

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き、ＡＢＬ等を推進している。（資料９－７－４参照）

第８節　金融仲介機能の質の改善に向けた取組み

Ⅰ　リレーションシップバンキング（地域密着型金融）の推進

金融庁は、平成 15 年以降、リレーションシップバンキング（地域密着型金融）の推進を地域金融行政の重点施策として位置付け、地域金融機関が、顧客企業に対し資金供給のみならず、顧客企業の課題解決に向けた取組みを行うよう促してきた。

特に、23 年には監督指針を抜本的に改正し、地域金融機関が、経営理念・戦略の中で地域密着型金融をビジネスモデルとして明確に位置づけ、顧客企業の成長や経営改善・事業再生、地域経済の活性化に資する取組みを組織全体として継続的に推進することにより、自身の顧客基盤の維持・拡大や健全性・収益性の向上に繋げていくことを促してきており、現在進めている金融仲介機能の質の改善に向けた取組みに繋がっているところである。

Ⅱ　金融仲介の改善に向けた検討会議

金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判を継続的に反映させる取組みの一環として「金融仲介の改善に向けた検討会議」を 27 年 12 月 18 日に設置し、同会議において、産業・企業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、金融当局に求められる役割など金融仲介のあるべき姿等について、継続して議論を行っている。

平成 28 事務年度における開催状況と主なテーマは以下のとおり、

① 第６回（28 年 11 月 18 日開催）
- 「金融仲介の質の向上に向けた施策」の今後の進め方

② 第７回（29 年２月８日開催）
- 金融仲介の取組みに関する実態把握の方法
- 企業アンケート調査の質問項目

③ 第８回（29 年４月 24 日開催）
- 表彰制度の基本的枠組み
- 金融仲介の質の向上に向けた対話の結果

④ 第９回（29 年５月 31 日開催）
- 企業アンケート調査の結果
- 信用金庫・信用組合における金融仲介機能の質の向上に向けた組織的・継続的な取組み事例

Ⅲ　企業アンケート調査

金融サービスの利用者の声を金融行政に反映するため、金融庁では、27 事務年度より、企業アンケート調査等を継続的に実施してきている。

28 事務年度は、取引金融機関に対する企業の評価を把握するため、地域銀行をメインバンクとする中小企業を中心に約３万社のアンケート調査を実施し、8,901 社から回答（回答率約３割、地域銀行１行あたりの平均回答社数は 126 社）を得た。

【参考】アンケート調査結果の概要

①　金融機関の融資に関する評価

ⅰ）メインバンクが担保や保証がないと融資に応じてくれないと感じている企業は全体の４割（要注意先以下で約５割、正常先上位でも約２割）。信用保証協会の保証を利用していると回答した企業は約６割　（正常先上位では約３割）。

ⅱ）「経営者保証に関するガイドライン」については、適用開始後３年余りが経過しているが、個人保証を提供した者の約６割はガイドラインの活用について説明を受けていない。

ⅲ）過去１年以内に資金繰りに困った企業が約２割（要注意先以下では約半数）存在し、そのうち特段支援を受けていない企業は約３割（要注意先以下では約４割）。

②　金融機関のサービスに対する評価

ⅰ）メインバンクによる企業への訪問は、債務者区分が下位になるほど減少。

ⅱ）金融機関が提供するサービスは、経営課題を抱えている債務者区分下位の企業には役立っている。提供されたサービスが非常に役に立ったと回答した企業の約７割が金融機関との取引を拡大。

ⅲ）貸出金利回りの低下幅が緩やかな銀行上位 30 行は、経営上の課題や悩みの把握、提供するサービス効果の双方において、利回り低下幅の大きい銀行下位 30 行よりも、顧客企業から比較的高い評価を得ている。特に、メイン先の企業や要注意先以下の企業からの評価に大きな差が存在。

③　その他

ⅰ）政府系金融機関と取引を行っていると回答した企業は全体の約５割、正常先上位でも４割。政府系金融機関と取引を選択した理由については、「民間金融機関も支援してくれたが、政府系金融機関の方が借入条件が良かったから」と回答した企業は約６割。一方、「民間金融機関では支援してくれなかったから」と回答した企業は１割弱。

ⅱ）金融機関との取引に満足の理由は、民間金融機関は、「事業への理解」、「相談・要望への迅速な対応」との回答がいずれも２割強と高く、「融資条件が良い」との回答の約３倍。他方、政府系金融機関は、「融資条件が良い」との回答が約２割と、民間金融機関に比べ高い。

Ⅳ　「金融仲介機能のベンチマーク」

金融機関が、金融仲介の質を一層高めていくためには、自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に評価し顧客に開示していくことが重要である。こうした考えの下、「金融仲介の改善に向けた検討会議」での議論等も踏まえ、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定し、28 年９月 15 日に公表した。

当該ベンチマークについては、29 年８月末までに、全ての地域銀行がベンチマーク 55 項目のうちいずれかの指標を開示しており、開示の内容を見ると、自行の経営戦略に沿って取組状況を具体的に分かりやすく開示している事例がある一方、自行が用いている指標の定義が示されていないなど、顧客等が指標の意義を理解することが難しい開示となっている事例も確認された。

また、一部の地域銀行との間でのベンチマーク等の客観的な指標の活用状況に係る対話や、地域銀行から提出されたベンチマークの指標の分析を通じて、当該ベンチマーク等の指標は個々の金融機関における金融仲介の取組みに関する客観的な指標と課題の特定に有用であり、また、指標の定義が金融機関間で統一されることにより、顧客から見て金融機関毎の比較が可能となること、金融機関の自己評価において自行の位置づけの把握が可能となることが明らかとなった。

Ⅴ　経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

①　民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表（29 年１月、６月）。29 年６月の公表においては、28 年度下期の「事業承継時（代表者の交代時）における対応」の実績も公表（資料９－８－１参照）

②　ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集について、取組事例を追加した改訂版を公表（29 年４月）（資料９－８－２参照）

③　ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのＱ＆Ａの一部を改定（29 年６月）

④　ガイドライン及びその活用状況をより広く周知するために、金融機関による開示を更に促す旨を「平成 28 事務年度金融行政方針」に明記（平成 28 年 10 月）

⑤　金融業界団体との意見交換会において、ガイドラインの活用促進に向けた組

織的な取組み事例を共有（29 年１月～３月）

⑥　政府広報によるガイドラインの広報の実施（29 年２月）

⑦　金融機関に、中小企業等の顧客に対し、積極的にガイドラインの周知を行うとともに、ガイドラインの更なる活用に努めること等を要請（28 年 12 月、29 年２月）（資料９－８－３参照）

⑧　地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、26 年 10 月の業務開始以降、29 年６月末までに、50 件の支援を実施

Ⅵ　金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム

各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む。）において、「顧客との「共通価値の創造」の構築）」をテーマとして「金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム」を開催（29 年３月）した。本シンポジウムでは、有識者や専門家による講演及び、有識者と地域関係者（地元企業経営者等）によるパネルディスカッションを通じて、地域の企業や金融関係者等に対して「共通価値の創造」の考え方の普及・啓発を図った。

第９節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

Ⅰ　被害及び補償の状況（資料９－９－１参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年３月（18年12月末時点）より公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、26年度は301件、27年度は382件、28年度は261件となっている。28年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、98.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。

② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、26年度は3,057件、27年度は2,857件、28年度は3,622件となっている。28年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、44.8%（件数ベース）を金融機関が補償している。

③ 盗難通帳による被害発生件数は、26年度は101件、27年度は103件、28年度は52件となっている。28年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、67.6%（件数ベース）を金融機関が補償している。

④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、26年度は1,408件、27年度は1,542件、28年度は748件となっている。28年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、84.5%（件数ベース）を金融機関が補償している。

Ⅱ　金融機関における対応状況（資料９－９－２参照）

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、18年２月（17年12月末時点）から、各年度に一度公表している。28年度は、各預金取扱金融機関の28年３月末時点でのＡＴＭ及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した（28年８月31日に概要を公表）。

また、インターネットバンキングにおける被害件数が、引き続き高水準で推移していることを踏まえ、業界団体を通じて、有効なセキュリティ対策の継続的な取組みを促すとともに、被害が多かった預金取扱金融機関等に対しては、個別にヒアリングを実施するなどして、セキュリティ対策の向上等の対応を促した。

第10節　振り込め詐欺等への対応

Ⅰ　金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、26年度は1,076件、27年度は695件、28年度は492件であり、調査を開始した15年９月以降29年３月末までの累計は43,586件となっている。

Ⅱ　金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、26年度は466件、27年度は353件、28年度は236件、強制解約等をしたのは、26年度は364件、27年度は218件、28年度は208件であり、調査を開始した15年９月以降29年３月末までの累計は、利用停止が23,745件、強制解約等が15,507件となっている。

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第１節　信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであり、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものであり、28事務年度においては、以下のとおり本監督指針の改正を行っている。

１．「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年７月27日）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月１日より適用）。

２．「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28年９月９日）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年９月９日より適用）。

３．金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年３月23日）

28年３月１日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融機関が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年４月１日より適用）。

４．「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（29年３月31日）

「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年５月30日より適用）。

第２節　信託会社等の新規参入（資料 10－２－１参照）

平成 16 年 12 月 30 日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、29 年６月 30 日現在、運用型信託会社７社、管理型信託会社 13 社及び特定信託業者８社（24 件）、自己信託１社、信託契約代理店 226 社（注）が参入している。28 年７月１日から 29 年６月 30 日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

① 運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）

運用型信託会社については、新たな免許は行っていない。管理型信託会社の登録は１社、廃業等による登録抹消は行っていない。

② 信託契約代理店（登録制）

信託契約代理業の登録は 68 社、廃業等による登録抹消は２社となっている。

（注）信託契約代理店 226 社のうち 131 社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第３節　信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、28 事務年度は、２社に対して検査を実施した。

第４節　類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第 14 条第２項）、違反者には 30 万円以下の罰金が課せられる（信託業法第 97 条第３号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取るとともに、金融庁ホームページ等において注意喚起を行っている。

① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。

② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載する。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載する。

第11章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第１節　保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成17年８月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、28事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

（１）「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年７月27日）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月１日より適用）。

（２）秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正（28年８月８日）

秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての監督上の着眼点等を明確化する観点から、所要の改正を行ったもの（29年４月１日より適用）。

（３）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に係る改正（28年９月９日）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年９月９日より適用）。

（４）金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年３月23日）

28年３月１日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融機関が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年４月１日より適用）。

（５）「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（28年３月31日）

「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年５月30日より適用）。

第２節　保険会社の概況

Ⅰ　平成 29 年３月期決算状況

１．生命保険会社（資料 11－２－１参照）

（１）損益の状況

生命保険会社の本業における基礎的な収益を示す基礎利益をみると、変額年金等の最低保証に係る費用が減少したことなどから、３兆 3,927 億円（27 年度は３兆 3,342 億円）と 585 億円増加した。

上記に加え、27 年度の法人税率引下げに伴う繰延税金資産の取崩しの影響が剥落したことなどから、当期純利益（純剰余）は１兆 3,968 億円（27 年度は１兆 3,438 億円）と 530 億円増加した。

（２）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、一部の保険会社における株式残高の増加に伴い資産運用リスクが増加したことなどから、27 年度末と比較して低下した（全社平均 965.5%（27 年度比▲24.1%ポイント））。

２．損害保険会社（資料 11－２－２参照）

（１）損益の状況

正味収入保険料は 27 年度の火災保険販売が好調であった影響の剥落等により８兆 5,145 億円（27 年度は８兆 6,366 億円）と 1,220 億円減少したが、自然災害による保険金の支払いが減少したことを主因に、経常利益は 8,919 億円（27 年度は 8,209 億円）と 710 億円増加し、当期純利益も 6,538 億円（27 年度は 5,777 億円）と 761 億円増加した。

（２）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、業績好調に伴いソルベンシー・マージンが増加したことなどから、27 年度末と比較して上昇した（全社平均 742.3%（27 年度比＋46.6%ポイント））。

Ⅱ　再編等の状況（資料 11－２－３～７参照）

１．概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、生・損保会社において業務提携・統合・合併等の動きがみられる。

なお、29 年６月末現在における会社数は、生命保険会社 38 社、外国生命保険会社３社、損害保険会社 30 社、外国損害保険会社 21 社、免許特定法人１社、保険持株会社 11 社である。

２．主要会社の再編等

28 年７月以降、以下のような再編が行われた。

再編前保険会社名	再編後保険会社名	再編日
・エース損害保険株式会社 ・フェデラル・インシュアランス・カンパニー	・Chubb 損害保険株式会社	28 年９月 30 日

第３節　保険会社に対する金融モニタリング（資料９－３－１参照）

28 事務年度の保険会社に対するモニタリングについては、少子高齢化の進展や貯蓄･投資手段の多様化等、将来的に国内生命保険市場の縮小が予想される中で、こうした環境変化が生命保険会社の経営にどのような影響を与えるか、コスト面を踏まえた事業の在り方や収益構造等の分析を行ったほか、ビジネスモデルが顧客のニーズに応えつつ持続可能なものになっているか、実態把握を行った。

また、低金利環境が継続する中で、生命保険会社がリスク管理と一体となった資産運用の最適化の観点からどのような取組みを行っているかについて実態把握を行うとともに、保険会社がその収益構造やリスク特性等を変化させる中で、高度なリスク管理に支えられたリターンの向上等を通じてビジネスの持続可能性をどのように確保しているか、統合的リスク管理（ＥＲＭ）の状況をモニタリングした。

さらに、27 事務年度に把握した大手生命保険会社４社（日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命）及び大手損害保険会社３グループ（東京海上グループ、MS&AD グループ、損保ジャパン日本興亜グループ）における M&A 実施後における買収先の管理・監督に関するガバナンスの発揮状況についてフォローアップを行った。

加えて、顧客本位の業務運営の浸透・実践の観点から、保険会社による金融機関代理店における外貨建保険等の販売の実態を確認したほか、乗合代理店を主な販売チャネルとする生命保険会社と大手乗合代理店を対象としたヒアリングを通じて、乗合代理店が保険会社から得ている報酬である募集手数料と、キャンペーン手数料やボーナス手数料などといったインセンティブ報酬について、『質』と『量』の両面から実態把握を行った。

また、平成 28 年５月の改正保険業法の施行を踏まえた保険代理店の業務運営面に関して、顧客本位の取組みが行われているか、全国各地に所在する様々な規模や業務特性を有する保険代理店（100 先）に対して、①顧客の意向把握・確認にかかる実務上の創意工夫の事例や、②保険代理店の規模や業務特性を踏まえた体制整備の状況に関して、ヒアリングを通じて確認し、その結果を 29 年２月に公表した。

（注）上記のモニタリングの結果に関しては、平成 29 年 10 月 25 日に公表された「平成 28 事務年度金融レポート」を参照。

第４節　ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

ソルベンシー・マージン比率の計算の適正化を図るため、所要の改正を行った。具体的には、デリバティブ取引リスクに係る相当額の算定対象となる取引から、日々の値洗いによる証拠金が必要な取引であって、清算機関等が債務を負担して行う取引に係るものを除くこととする告示の改正を行った（平成 29 年３月 28 日公布、同月 31 日施行）。

なお、資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討の一環として、28 年６月、全保険会社を対象にしたフィールドテストを実施し、29 年３月、当該フィールドテストの結果を公表した。（資料 11－４－１参照）

第５節　保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡素で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査に当たっては、保険会社等との間で双方向の協議を十分に行ったほか、保険会社の商品部長との意見交換（平成 28 年９月、29 年４月）、公益社団法人日本アクチュアリー会との意見交換（29 年３月）を行った。また、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」の策定（29 年３月、６月）及び業界周知を行い、審査の予見性、効率性、迅速性等の向上を図った。

第６節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11－６－１参照）

少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が18年４月１日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

「少額短期保険業者向けの監督指針」については、18年４月１日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、28 事務年度においても、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年７月27日改正、同年10月１日適用）、少額短期保険業者または保険募集人に係る不祥事件等に関する監督上の対応に係る改正（28年８月12日改正、同日適用）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28 年９月９日改正、同日適用）、金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29 年３月 23 日改正、同年４月１日適用）、「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（28年３月31日改正、29年５月30日適用）を行った。

少額短期保険業者に対する検査・監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されている。28事務年度においては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心に注意深くモニタリングを行った。

また、同事務年度においては、少額短期保険業者４業者に対して検査を実施した。

なお、同事務年度においては、５業者を新規に登録したことから、29年６月末現在の業者数は、90業者となった。

第７節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料11－７－１参照）

認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで20年３月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、20 年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25 年 11 月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 51 号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23 年５月 13 日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、25 年 11 月に申請期限を迎え、財務局所管業者は７法人となった。28 事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行った。

なお、同事務年度においては、財務局所管の認可特定保険業者に対する検査は実施していない。

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第１節　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年９月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、28事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

１.「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年7月27日）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月1日より適用）。

２．秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正（28年８月８日）

秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての監督上の着眼点等を明確化する観点から、所要の改正を行ったもの（29年４月１日より適用）。

３.「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28年９月９日）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年９月９日より適用）。

４．金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年３月23日）

28年３月１日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融商品取引業者等が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年４月１日より適用）。

５．カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正（29年３月31日）

国際合意に基づき、カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みを整備する観点から改正を行ったもの（29年４月１日より適用）。

６.「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（29年３月31日）

「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年５月30日より適用）。

７．適格機関投資家等特例業務届出者に係る改正（29 年６月 16 日）

28 年３月１日施行の改正金融商品取引法により、新たに適格機関投資家特例業務届出者による事業報告書の提出や適格機関投資家等特例業務届出者に係る届出事項の内閣総理大臣による公衆縦覧が開始された。

これにより、ファンドモニタリング調査が廃止となり、金融庁ウェブサイトにおける公衆縦覧が開始されたため、所要の改正を行った（29 年６月 16 日より適用）。

第２節　金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

例えば、平成 27 事務年度において、複数の証券会社が、私募債（レセプト債等を裏づけとするもの）の取扱いにあたり、その発行体の財務状況等について実態と異なる説明を行っていた事例が発覚したが、平成 28 事務年度に、上記モニタリングの一環として改善状況のフォローを進めた結果、投資者保護のための態勢整備は進展しつつある。

また、適格機関投資家等特例業務届出者に係る制度の見直しに基づき、同届出者に対し追加届出書の提出義務が課せられたところ、連絡の取れない者を含め追加届出書を提出しない者が多数判明したことから、所要の行政対応を進めてきた。

第３節　第一種金融商品取引業

Ⅰ　第一種金融商品取引業者の概況

１．第一種金融商品取引業者の数の推移（資料12－３－１参照）

（１）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成28年７月以降、13社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者１社が、第一種金融商品取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者４社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、29年６月末現在における第一種金融商品取引業者数は289社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第１項第１号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、260社となっている。

①　新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券関連業	登録の状況	登録年月日
ヴァンテージ・キャピタル・マーケッツ・ジャパン株式会社	○	新規登録	28年７月７日
ぐんぎん証券株式会社	○	新規登録	28年７月15日
ＤＢＳ証券株式会社	○	新規登録	28年７月21日
オービス・インベストメンツ株式会社	○	新規登録	28年８月９日
Ｂinary株式会社	―	新規登録	28年９月１日
ＦＰＬ証券株式会社	○	新規登録	28年10月３日
株式会社日本クラウドキャピタル(※)	○	新規登録	28年10月13日
ほくほくＴＴ証券株式会社	○	新規登録	28年10月18日
七十七証券株式会社	○	新規登録	29年１月11日
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	○	変更登録	29年１月19日
京銀証券株式会社	○	新規登録	29年３月９日

株式会社ＦＯＬＩＯ	○	新規登録	29 年４月４日
株式会社アルフィックス	―	新規登録	29 年５月９日
トロント・ドミニオン日本証券株式会社	○	新規登録	29 年６月１日

※第一種少額電子募集取扱業者。

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券関連業	廃止等の状況	廃止等年月日
中泉証券株式会社	○	合併消滅	28 年 12 月 26 日
六和証券株式会社	○	廃止	29 年１月１日
ストラテジック証券株式会社	○	解散	29 年２月 28 日
オリックス・ホールセール証券株式会社	○	廃止	29 年３月 10 日

（２）特別金融商品取引業者

29 年６月末現在、金融商品取引法第 57 条の２第１項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、21 社となっている。

特別金融商品取引業者

ＳＭＢＣ日興証券㈱	クレディ・スイス証券㈱
ゴールドマン・サックス証券㈱	ＪＰモルガン証券㈱
シティグループ証券㈱	大和証券㈱
ドイツ証券㈱	日本相互証券㈱
野村證券㈱	バークレイズ証券㈱
ＢＮＰパリバ証券㈱	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券㈱
みずほ証券㈱	モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券㈱
メリルリンチ日本証券㈱	ＵＢＳ証券㈱
㈱ＳＢＩ証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ㈱
ナティクシス日本証券㈱	ソシエテ・ジェネラル証券㈱
楽天証券㈱	

（３）指定親会社

29 年６月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法

第57条の12第１項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス㈱及び㈱大和証券グループ本社の２社となっている。

２．国内証券会社の28年度決算概要（資料12－３－２～３参照）

国内証券会社242社の28年度決算（単体）は、市場環境が不安定となることの多い中、株式売買委託手数料収入や投信関連手数料収入が減少したことなどから、前年同期比で、多くの会社が減収・減益となった。

営業収益は、前年同期比469億円減の３兆9,182億円（同１％減）、販売費・一般管理費は、同402億円増の２兆8,035億円（同２％増）、経常損益は、同1,425億円減の7,347億円（同16％減）、当期損益は、一部の社におけるグループ内再編に伴う特別利益の計上等により、同590億円増の6,626億円（同10％増）となった。

なお、投資信託関連手数料をみると、販売手数料を重視した営業から、預り資産残高重視の営業へ移行している証券会社は増加しているものの、市場環境の影響等により、投資信託代行手数料（信託報酬）は、前年同期比159億円減の2,309億円（同７％減）、投資信託販売手数料は、同567億円減の2,735億円（同17％減）となった。

Ⅱ　第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

28年７月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、１社（１件）に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

①　登録の取消及び業務改善命令　０件
②　業務停止命令及び業務改善命令　０件
③　業務改善命令　１件
④　資産の国内保有命令及び業務改善命令　０件
⑤　資産の国内保有命令　０件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為」となっている。

Ⅲ　投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10年12月１日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとし

て、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14 年７月１日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（29 年６月末時点 258 社、同年３月末時点基金規模約 574 億円）。（資料 12－３－４参照）

第４節　第二種金融商品取引業

Ⅰ　第二種金融商品取引業者の概況（資料12－４－１参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成29年６月末現在における第二種金融商品取引業者は1,165社となっている。

Ⅱ　第二種金融商品取引業者に対する行政処分

28 年７月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、７社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが４件（うち３件は業務改善命令を含む。）、業務改善命令が３件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「出資金の流用を知りながら匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況」、「金融商品取引契約の締結又は勧誘において重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」等となっている。

第５節　投資助言・代理業

Ⅰ　投資助言・代理業者の概況（資料 12－５－１参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成 29 年６月末時点では、投資助言・代理業者数は 985 社となっている。

Ⅱ　投資助言・代理業者に対する行政処分

28 年７月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、３社に対して行政処分を行っており、その内訳は、業務停止命令（業務改善命令を含む。）が３件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為」等となっている。

第６節　投資運用業

Ⅰ　投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の４類型に分類される。

平成 29 年６月末現在の投資運用業者数は 355 社（投資信託委託業者 100 社、投資法人資産運用業者 84 社、投資一任業者 273 社、自己運用業者 30 社）となっている。（資料 12－６－１参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

Ⅱ　投資法人の推移

29 年６月末現在の登録投資法人は 89 社（不動産系 83 社、インフラ系４社、証券系２社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるＪ－ＲＥＩＴ）58 社の運用資産残高の合計は、29 年５月末で 116 兆 8,104 億円（前年比 10.7%増）となっている。

28 年７月以降、18 件のＩＰＯを伴う新規上場があった。（資料 12－６－２参照）

Ⅲ　運用資産の推移

28 年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は 29 年６月末で公募投信 101 兆 4,152 億円（前年比 17.8%増）（株式投信 88 兆 0,474 億円（同 18.8%増）、公社債投信 13 兆 3,679 億円（同 12.1%増））、私募投信 76 兆 8,726 億円（同 16.2%増）（株式投信 72 兆 6,633 億円（同 15.9%増）、公社債投信 4 兆 2,093 億円（同 21.5%増））となっている。（資料 12－６－３参照）

投資一任契約資産残高については、29 年３月末で 222 兆 774 億円（同 11.4%増、一般社団法人日本投資顧問業協会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、3,402 億円となっている（28 事務年度に提出された事業報告書を基に集計）。

第７節　登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者

Ⅰ　登録金融機関の概況

平成 29 年６月末現在における登録金融機関数は、1055 社となっている。（資料 12－７－１参照）

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処している。

なお、28 年７月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

Ⅱ　取引所取引許可業者の概況

取引所取引許可業者は、国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法第 60 条第１項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる者であり、金融庁が監督している。

29 年６月末現在における取引所取引許可業者は１社となっている。（資料 12－７－２参照）

Ⅲ　金融商品仲介業者の概況

平成 29 年６月末現在における金融商品仲介業者数は、862 業者となっている。（資料 12－７－１参照）

なお、28 年７月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

第８節　信用格付業者

Ⅰ　信用格付業者の概況（資料 12－８－１参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

平成 29 年６月末現在における信用格付業者は７社となっている。

Ⅱ　信用格付業者の特定関係法人

29 年６月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条の３第２項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、44 法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（29 年６月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	14 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	13 法人

第９節　適格機関投資家等特例業務届出者

Ⅰ　適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が１名以上及びそれ以外の者 49 名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

平成 29 年３月末現在、これらの届出業者は 2,264 者（業務廃止命令発出先 500 者を除く）である。

Ⅱ　適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分等について

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号）による届出事項の拡充に伴い、同法施行前に当局に届出を行い、引き続き特例業務を行う業者について、施行日（平成 28 年３月１日）から起算して６か月以内に、金商法第 63 条第２項各号に掲げる事項等を記載した書面等（以下「追加届出書」という。）の提出義務が課せられた。

しかしながら、法定提出期限経過後において、連絡が取れない業者や追加届出書を提出しなかった業者が 565 者認められたことから、それらの業者に対して行政処分（業務廃止命令及び業務改善命令）を実施した。

なお、追加届出書を法定提出期限経過後に提出した業者 12 者に対しても、行政処分（業務改善命令）を実施した。

上記のほか、28 年７月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、14 者に対して行政処分を行っており、その内訳は業務廃止命令が９件（全て業務改善命令を含む。）、業務改善命令が５件となっている。

行政処分に至った違法行為等の内容は、「無登録で投資運用業を行っている状況」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

また、28 年７月以降、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、適格機関投資家等特例業務届出者１者（無登録金融商品取引業及び虚偽の告知等を行った者）に対して警告を行っている。

第10節　認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の７の規定に基づき、平成29年６月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

（29年６月30日現在）

認定日	団 体 名	所 在 地
22年１月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	東京都中央区日本橋茅場町２－１－１

第11節　詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

Ⅰ　相談件数の状況等

平成28事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室では、詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は、861件となっており、その年齢別内訳は60代以上が半数以上（約60%）を占める傾向は変わらないが、20代から40代の相談割合が増加しており、その半数以上が被害後の相談となっている。これらの相談には、インターネットを通じた海外の無登録FX業者との取引などが多く含まれる。

商品別では、最近は集団投資スキーム（ファンド）の取引に関する相談件数が減少してきている（26事務年度654件→27事務年度514件→28事務年度362件）。一方、FX取引に関する相談件数が多く認められており（28事務年度878件）、海外所在の無登録業者のインターネット広告を見て取引を開始したが、返金に応じてもらえない、といった相談が目立つ。

なお、相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等も発生している。

Ⅱ　対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起

② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応

③ 無登録業者及び届出業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者等に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

第13章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第１節　事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関、仮想通貨交換業者等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第２節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

Ⅰ　貸金業者向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年11月７日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時改正を行ってきたところであり、28事務年度においては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の改正に伴う改正（28年10月１日より適用）及び金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年４月１日より適用）等を行った。

Ⅱ　貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、29年３月末現在、1,865業者（うち財務（支）局長登録285業者、都道府県知事登録1,580業者）となり、28年３月末から61業者減少した。

Ⅲ　貸金業者に対する金融モニタリング

財務（支）局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、28事務年度は、32業者に対して検査を実施した。

（注）上記のモニタリングの結果に関しては、平成29年10月25日に公表された「平成28事務年度金融レポート」を参照。

Ⅳ　貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（資料13－２－１参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、21年６月18日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも１回行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の34第１項）、28事務年度においては、28年11月20日に実施した。

Ⅴ　貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、21 年 10 月５日より登録申請の受付を開始している。

なお、29 年５月末現在、27,437 人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

Ⅵ　登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、22 年９月 30 日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、23 年１月から登録講習を実施している。

同講習は毎年１回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第 26 条の 63 第１号）、28 事務年度は、計 18 回実施している。

Ⅶ　指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第３段階施行（21 年６月 18 日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、29 年６月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
22 年３月 11 日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番７号
	株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田東松下町 41－１

第３節　前払式支払手段発行者・資金移動業者・仮想通貨交換業者の検査・監督をめぐる動き

Ⅰ　前払式支払手段発行者の概況

平成22年４月１日に施行された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下、「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・ＩＣ型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされている。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　５　前払式支払手段発行者関係」については、サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応等に係る改正（28 年８月４日より適用）等を行った。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	27年３月末	28年３月末	29年３月末
自家型発行者	805	828	880
第三者型発行者	1,024	1,002	1,000
合計	1,829	1,830	1,880

Ⅱ　前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、28 事務年度は、94 業者に対して検査を実施した。

Ⅲ　前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や 60 日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周

知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務（支）局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトに払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、事務ガイドラインにおいては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60 日よりも可能な限り長い払戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、資金決済法施行日から 29 年６月末までに 1,106 件実施されている。

Ⅳ　前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（３月末と９月末）における未使用残高が 1,000 万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の２分の１以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（２年 10 月１日）から 29 年６月末までに 51 件実施されている。

（27 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
(株)フラワーカードビューロー	近畿財務局	27 事務年度
(有)万作石油	東北財務局	28 事務年度
(協)やよいデパート	中国財務局	28 事務年度

（28 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
宇治田(株)	近畿財務局	28 事務年度

Ⅴ　資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（21 年１月 14 日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、こ

のための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされている。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみに認められてきた為替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設されている。

資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）については、政令において100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定められている。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の改正(28年10月１日より適用)、資金決済法の改正（資金移動業の一部廃止に係る手続の整備・29年４月１日より適用）等に伴い、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　14　資金移動業者関係」の改正を行った。

29年６月末現在の資金移動業者数は49業者となっている。

Ⅵ　資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、28事務年度は、４業者に対して検査を実施した。

Ⅶ　仮想通貨交換業者の概況

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する制度の在り方について審議・検討が行われ、平成27年12月に報告書が取りまとめられた。

これを受け、仮想通貨と法定通貨の交換業者について登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が第190回国会で成立（平成28年６月公布、29年４月１日施行）。

同法の施行に向け、仮想通貨交換業者の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　16　仮想通貨交換業者関係」について、パブリックコメント手続きを行い、新設した。

29年６月末現在、みなし仮想通貨交換業者や、新たに仮想通貨交換業を営もうとする事業者から、登録に係る相談・申請を受け付けて審査を行っている。

第４節　ＳＰＣ等の監督をめぐる動き

Ⅰ　ＳＰＣ等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成９年６月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、10年６月に成立し、同年９月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「ＳＰＣ」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年５月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。18年５月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。23年５月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（ＳＰＣの登録・届出件数）

	27年３月末	28年３月末	29年３月末	29年６月末
新法ＳＰＣ	774社	722社	696社	694社
旧法ＳＰＣ	２社	１社	－	－

（注１）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。
（注２）新法ＳＰＣとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたＳＰＣをいい、旧法ＳＰＣとは、特例旧特定目的会社をいう。

Ⅱ　資産の流動化の状況

（億円）

	26年９月末	27年９月末	28年９月末
資産対応証券の発行残高等	87,061	82,195	79,301
(1) 新法ＳＰＣ	86,899	82,135	79,240
(2) 旧法ＳＰＣ	162	61	61
① 不動産	41,991	34,117	31,513
② 不動産の信託受益権	35,119	34,119	35,363
③ 指名金銭債権	6,461	7,237	6,353
④ 指名金銭債権の信託受益権	3,077	3,412	2,656
⑤ その他	413	3,310	3,416

（注１）毎年９月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。
（注２）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

第５節　不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、平成３年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

25年12月には倒産隔離が図られたＳＰＣスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

29年６月には、小口資金による空き家・空き店舗等の再生を通じた地方創生の推進、観光等の成長分野における良質な不動産ストックの形成の促進を図るため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、③プロ投資家向け事業の規制の見直し等の改正が行われた。（29年12月施行予定）。

平成28年７月、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　７　不動産特定共同事業関係」については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の改正に伴う改正を行った（28年10月１日より適用）。

不動産特定共同事業者の数は、29年６月30日現在101社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が50社、国土交通大臣許可業者が１社、都道府県知事許可業者が50社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は５社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は29年６月30日現在52件である。

第６節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、平成 13 年６月に確定拠出年金法が成立し、同年 10 月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、29 年６月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は 208 法人となっている。（資料 13－６－１参照）

第７節　電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、平成19年６月20日に成立し、20年12月１日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　12　電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

29年４月、金融審議会「決済業務の高度化に関するワーキンググループ」報告書（27年12月）において、「記録機関の間での電子記録債権の移動を可能とするための制度整備を行うこと」と提言されたことを受け、記録機関間で電子記録債権を移動するための手続等を規定した改正法が施行された。

28年７月、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　12　電子債権記録機関関係」については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の改正に伴う改正を行った（28年10月１日より適用）。

電子債権記録機関は、28年７月に新たに１社を指定し、29年６月末現在５社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	21年６月24日
ＳＭＢＣ電子債権記録株式会社	22年６月30日
みずほ電子債権記録株式会社	22年９月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	25年１月25日
株式会社Densaiサービス	28年７月７日

第８節　金融コングロマリットの監督をめぐる動き

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者）のうち、２以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう。

平成 29 年３月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、129 グループ存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

第９節　その他の金融機関等に対する金融モニタリング

Ⅰ　信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。28 事務年度は、５協会に対して検査を実施した。

信用保証協会の検査を行う行政庁

区 域 種 類	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。
（注２）都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（29 年３月末現在）。

Ⅱ　政策金融機関等に対する金融モニタリング（資料９－３－１参照）

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、15 事務年度から検査を実施している。27 年 10 月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

28 事務年度は、２機関に対して検査を実施した。

第14章　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

Ⅰ　本制度導入の経緯

政府は、平成13年３月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、ＩＴ・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした。

金融庁では、当該閣議決定を受けて、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、13年７月16日より、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度（ノーアクションレター制度）の運用を開始し、その後、数度に渡る細則の改正を通じて、本制度の改善を図っている。

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室の長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

Ⅱ　回答実績

金融庁では、28事務年度においては回答実績はなかった。制度導入からの回答の累計は61件となっている。

Ⅲ　利用上の留意点

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

第15章　一般的な法令解釈に係る書面照会手続

Ⅰ　本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）を補完するものとして、平成17年３月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年４月１日より運用を開始した。

本手続きは、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則２ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

Ⅱ　回答実績

制度導入からの累計は６件（28事務年度における照会は０件）。

Ⅲ　利用上の留意点

１．ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

２．回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第16章　疑わしい取引の届出制度

Ⅰ　疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関等は、顧客から収受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。（資料16－１参照）

Ⅱ　疑わしい取引の届出に関する概況

１．届出の状況

平成28年１月から12月までの１年間に、金融機関等から387,399件（前年比1,760件増）※の疑わしい取引の届出が行われた。

※「平成28年 警察庁 犯罪収益移転防止対策室 犯罪収益移転防止に関する年次報告書」より

２．研修会の開催

警察庁との共催により、28年10月から11月にかけて、各財務（支）局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため研修会を開催した。

３．疑わしい取引の届出等の徹底の要請

ＦＡＴＦ声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

第17章　課徴金納付命令

Ⅰ　課徴金制度について

１．経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年４月（公認会計士法については20年４月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

（注）制度の対象とする違反行為

（１）金融商品取引法

①　不公正取引
（インサイダー取引、相場操縦（仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等）、風説の流布・偽計）

②　情報伝達・取引推奨行為

③　有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

④　有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

⑤　公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑥　大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑦　プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑧　虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

（２）公認会計士法

ア．公認会計士

①　公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽錯誤及び脱漏のないものとして証明

②　公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

イ．監査法人

①　監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

②　監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年４月１日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

２．課徴金納付命令までの手続（資料 17－１参照）

（１）金融商品取引法

① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。

② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。

③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

（２）公認会計士法

① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。

② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

Ⅱ 課徴金納付命令等の状況（資料 17－２参照）

１．課徴金納付命令の実績

28 事務年度においては、不公正取引事件 47 件及び開示書類の虚偽記載等事件 4 件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

（１）金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
17 事務年度～ 23 事務年度	141 件	71 件	212 件
24 事務年度	29 件	９件	38 件
25 事務年度	40 件	８件	48 件
26 事務年度	40 件	８件	48 件
27 事務年度	32 件	６件	38 件
28 事務年度	47 件	４件	51 件

（２）公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
27 事務年度	０件	１件	１件

２．審判期日等の実績

（１）株式会社ウェッジホールディングス株式に係る偽計（平成 25（判）25）

25 年 11 月　１日　開始決定
27 年　３月 16 日　第１回審判期日
28 年　９月　６日　第２回審判期日
29 年　４月 11 日　課徴金納付命令

（２）日本海洋掘削株式会社株式ほか 44 銘柄に係る相場操縦（平成 27（判）１）

27 年　４月　７日　開始決定
28 年　７月　６日　審判期日
29 年　３月 14 日　課徴金納付命令

（３）株式会社琉球銀行株式に係る相場操縦（平成 27（判）24）

27 年 12 月 17 日　開始決定
28 年　９月 15 日　審判期日
28 年 12 月 15 日　課徴金納付命令

（４）インスペック株式会社株式に係る偽計（平成 27（判）35）

28 年　３月　９日　開始決定
28 年 11 月 25 日　審判期日
29 年　３月 14 日　課徴金納付命令

（５）株式会社 SHIFT 役員による重要事実に係る伝達（平成 27（判）39）

28 年 ３月 28 日　開始決定
29 年 １月 27 日　審判期日
29 年 ４月 11 日　課徴金納付命令

（６）日本マニュファクチャリングサービス株式会社との契約締結交渉者の社員による内部者取引（平成 27（判）40）

28 年 ３月 28 日　開始決定
28 年 11 月 ２日　審判期日
28 年 12 月 28 日　課徴金納付命令

（７）海外に居住する公開買付者の従業員による株式会社ゲームオン株式に係る内部者取引（平成 28（判）７）

28 年 ６月 16 日　開始決定
28 年 11 月 24 日　審判期日
28 年 12 月 12 日　課徴金納付命令

（８）公開買付者との契約締結交渉者による株式会社京王ズホールディングス株式に係る内部者取引（平成 28（判）14）

28 年 ９月 23 日　開始決定
28 年 11 月 ９日　第１回審判期日
28 年 11 月 28 日　第２回審判期日
28 年 12 月 16 日　第３回審判期日
29 年 ３月 30 日　課徴金納付命令

（９）株式会社クロス・マーケティンググループ株式外１銘柄に係る相場操縦（平成 28（判）27）

28 年 11 月 24 日　開始決定
29 年 ２月 ３日　審判期日
29 年 ３月 13 日　課徴金納付命令

(10) 株式会社デジタルデザイン株式に係る相場操縦（平成 28（判）48）

29 年 ３月 27 日　開始決定
29 年 ６月 ９日　審判期日

（注）これまでに審判期日が開催され、28 事務年度中に審判手続（審判期日）が終結したもの。

第18章　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

第１節　検査モニター制度

立入検査中又は立入検査終了後に、金融庁や財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）の幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、経営陣から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、適正な検査の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

なお、28事務年度においては、オンサイト検査モニター96件、オフサイト検査モニター131件実施し、モニター結果については、項目全体として、「妥当」と「概ね妥当」を合わせた回答の割合が98.7%となっている。

第２節　意見申出制度（資料18－２－１参照）

本制度は、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年１月から実施されている。

なお、28事務年度において、被検査金融機関からの意見申出はなかった。

第３節　金融モニタリング情報の収集について

Ⅰ　概要（資料 18－３－１参照）

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集している。

現在の検査・監督一体での切れ目ない総合的な金融モニタリングの下では、有益な情報は、立入検査の有無に関わらず全ての金融機関について常時収集することが望ましいことから、平成 28 年 11 月より、従来行っていた「情報を募集している金融機関」の掲載は中止した。

Ⅱ　情報の収集状況

１．収集件数

平成 28 事務年度の総収集件数は、390 件となっており、そのうち、預金取扱等金融機関に関する情報が 192 件（49%）、保険会社に関する情報が 185 件（47%）、金融機関名や情報内容が不明なもの等が 13 件（４%）となっている。

２．業態別の主な情報

（１）預金取扱等金融機関については、法令等の遵守等に関するもの、預金・投資信託及び保険等の説明等に関するもの、経営管理に関するもの、融資の申込みや貸付条件の相談等に関するもの、リスク管理に関するもの、苦情対応等に関するもの、顧客情報の漏えい等に関するものなど、多様な情報が寄せられている。

（２）保険会社については、法令等の遵守等に関するもの、保険金や給付金の支払い等に関するもの、保険商品の説明及び告知の取扱い等に関するもの、苦情対応等に関するもの、契約の変更や解約処理等に関するもの、経営管理に関するもの、顧客情報の漏えい等に関するもの、リスク管理に関するものなど、保険募集代理店での対応を含めた情報が寄せられている。

第４部　国際関係の動き

第19章　概括

第１節　金融規制・監督のあり方についての国際的な提言

2008年の世界的な金融危機以来、G20や金融安定理事会（ＦＳＢ）などの場において包括的な規制改革が進められてきた。規制改革は金融システムの強靭性を高める上で一定の成果を上げたと考えられる一方、近年に至ってもなお新規制の策定が続けられており、成長資金の供給や市場の流動性への影響も懸念される状況にあった。

このような状況を踏まえ、金融庁は国際的な規制改革に関して以下の点をG20やＦＳＢの場で主張するとともに、国際コンファレンスにおける講演や海外メディアへの寄稿を通じて問題提起してきた（※）。

① 経済の持続的成長と金融システムの安定を両立できる規制とすべき
② 新たな規制を際限なく策定し続けるような状況は終わりにすべき
③ 規制の複合的な効果と副作用について検証すべき

※　金融庁長官の英文講演について2016事務年度の主なものは、2017年５月「Will FinTech create shared values?」（於 コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所東京コンファレンス）、同「A brake pedal alone cannot guarantee safety」（於 国際金融協会（ＩＩＦ）春季総会）、2016年11月「Between the past and the future」（於 国際銀行協会（ＩＢＡ）年次総会）等。（金融庁ホームページ参照（http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/index_kouen.html）。）なお、2017年５月26日にフィナンシャル・タイムズ紙に「A holistic approach to future-proofing the financial system」を寄稿した。

最近ではこうした問題提起に沿った動きが国際的にも見られている。例えば、G20首脳声明は、成長と安定の両立の必要性について指摘しており、ＦＳＢは、今後は規制の影響評価に活動の焦点を移していく旨を公表している。

一方、以下の点についての意見発信も進めているところ、支持も見られるものの、国際的な共通認識となるには至っていない。

④ 議論の重点を、新たな規制の策定から監督のあり方に移すべき（「静的な規制から動的な監督へ」）
⑤ 特に、共通価値の創造や金融仲介の質の向上につながるような監督のあり方を模索すべき

今後も、こうした課題に関する国内の議論も踏まえつつ、金融規制・監督のあり方に関する国際的な提言を続けていく。

また、残された具体的な改革項目については、バーゼルⅢ（銀行の自己資本比率規制に関する国際的枠組み）に関して、規制の不透明性を払拭するため、銀行セクターの資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなく早期に適切な形で最終化が図られるよう、継続的に交渉している。現在策定中の保険会社の「国際資本基準（ＩＣＳ）」に関しては、保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）に意見書を提出し、保険会社の健全性や社会的な役割、金融市場の安定に意図せざる影響を与える可能性に留意するよう提言した。

なお、2016 事務年度においては、ＩＭＦによる金融セクターの評価（ＦＳＡＰ）を受け、対日４条協議において少子高齢化・低金利環境が我が国金融システムにもたらす課題への対応につき様々な提言を受けている（※）。今後、これらの提言を国内金融行政の改善に活用していく。

※　主な提言としては、金融機関の新たな課題・リスクに対応するための金融監督の枠組みの強化（リスク・ベースの健全性監督の体制整備等）、マクロ経済や人口動態が金融機関に与える影響についての金融機関との深度ある対話、金融機関の存続可能性に関する懸念が見いだされた場合の迅速な対応、危機管理・破綻処理の枠組みの更なる強化がある。

金融規制改革に関する金融庁の問題提起と国際的な動向

金融庁の問題提起	国際的な動向の例
①経済の持続的成長と金融システムの安定を両立できる規制とすべき	○G20 首脳声明は「開かれた強靭な金融システムは、持続可能な成長を支えるために極めて重要である」として、成長が目的であり金融システムの安定は手段である旨を明示
②新たな規制を際限なく策定し続けるような状況は終わりにすべき	○G20 首脳声明は「合意されたG20 金融セクター改革の課題の最終化」を行う旨を明示
③規制の複合的な効果と副作用について検証すべき（一般均衡的な分析を含む包括的な影響評価）	○ＦＳＢは、一般均衡的な分析を含む規制改革全体の包括的な影響評価の枠組みを公表 ○G20 首脳声明は「金融規制改革の影響を評価するためのＦＳＢの作業及び実施後の影響の評価のための構造的な枠組みを支持する」旨を明示
④議論の重点を、新たな規制の策定から監督のあり方に移すべき（「静的な規制から動的な監督へ」） ⑤特に、共通価値の創造や金融仲介の質の向上に繋がるような監督のあり方を模索すべき	○欧州議会決議は、静的な規制は動的な監督に補われなければならない旨言及 ○バーゼル銀行監督委員会議長は、「規制改革作業を終え、前に進み、実施と監督に注力すべき」旨を発言

第２節　国際的なネットワーク・協力の強化

金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、当局間の国際的なネットワーク・協力をさらに強化する必要性が高まっている。金融庁は、テクノロジーの進化や世界経済における新興国の存在感の高まりなども踏まえ、2016 事務年度において以下の取組みを行った。

Ⅰ　テクノロジーの進化も踏まえた監督協力の強化

フィンテックについての取組みに関する当局間の連携をさらに強化する目的から、前述のとおり、英国金融行為規制機構（2017 年３月）、シンガポール金融管理局（同年３月）及びオーストラリア証券投資委員会（同年６月）との間で、新たな書簡交換（ＥＯＬ）を実施した。今後、この枠組みに基づき、相手国市場への進出を希望するフィンテック企業を当局間で相互に紹介する取組みや、それぞれの市場における金融サービスのイノベーションに係る情報を当局間で共有する取組みを推進していく。

加えて、オーストラリア健全性規制庁（2016 年８月）、米国ニュージャージー州銀行・保険局（同年 10 月）、イラン・イスラム共和国中央銀行（2017 年２月）、フランス健全性監督破綻処理機構（同年３月）、ベルギー国立銀行（同年３月）との間で監督協力に係る書簡交換を行い、当局間の連携をさらに拡大した。

金融庁は、こうした新しい協力枠組みの構築のほか、二国間協議や個別金融機関に係る監督カレッジの開催などを通じ、最新の金融規制・監督の動向や、個別金融機関の経営内容・監督上注視すべき点などについて当局間で情報・意見交換を行っている。

Ⅱ　新興国との技術協力・交流の強化

金融庁は、アジア諸国の当局との間で金融技術協力に係る書簡交換（ＥＯＬ）を行って長期的な協力枠組みを構築し、本邦金融機関等の意見を幅広く聴取しつつ、ミャンマー、タイ、インドネシア、ベトナム等に対して技術協力を実施してきた。

例えばミャンマーに関しては、現地の証券市場整備を支援するために金融庁職員を長期専門家として派遣しており、2016 年３月にはヤンゴン証券取引所において実際に取引が開始された。2016 事務年度においては、同取引所における上場企業数の増加や、不公正取引への対策のための取組みを行った。

また、金融庁は、中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成を目的として、金融連携センター（※）の運営も行っている。

※　2014 年４月に「アジア金融連携センター」（ＡＦＰＡＣ）として設置。2016 年４月に「グローバル金融連携センター」（ＧＬＯＰＡＣ）に改組し、支援対象地域

を拡大（中東・アフリカ・中南米も追加）。

金融連携センターにおいては、新興国の銀行・証券・保険当局などの職員を研究員として日本に招聘し、招聘期間（通常２～３ヶ月）中、他省庁や民間金融機関等とも連携して、各研究員の関心分野に応じたオーダーメイド型の研修プログラムを提供している。金融連携センターでは、2014 年４月の設置以降 2017 年５月末までの間に、22 の国と地域から累計 77 名を受け入れた。

この間、金融連携センターの運営業務の改善を重ね、現在では渡航・滞在サポートなどの面において、研究員からの改善要望はほとんど聞かれなくなり、同センターの立上げ段階は完了したと考えられる。

金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況

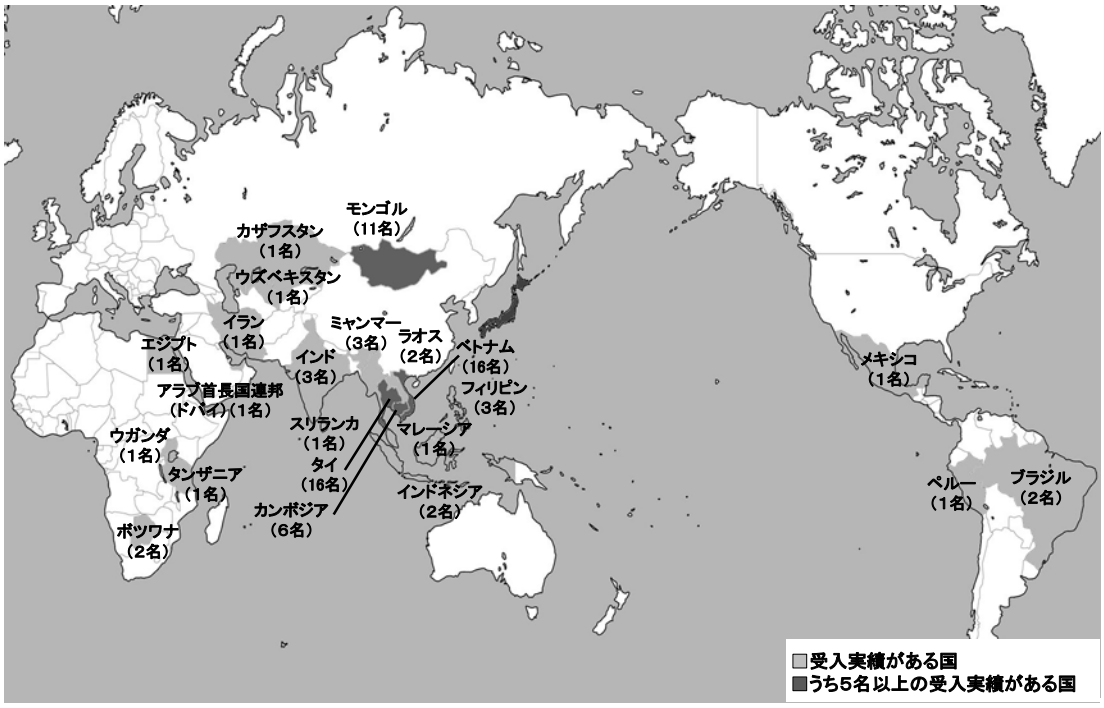

金融連携センターにおける参加者の出身国・地域の数

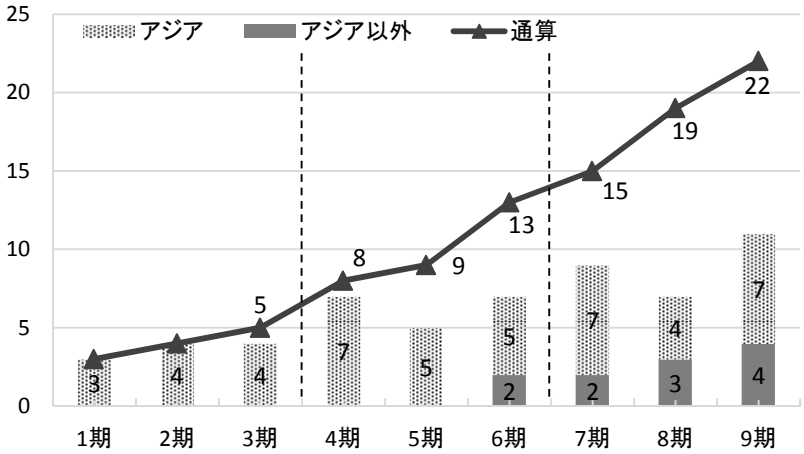

一方で、研修プログラムの内容はさらに強化していく必要がある。すなわち、各研究員の関心分野にきめ細やかに応じた金融庁職員との対話の充実や、過去に受け入れた研究員（卒業生）のネットワークの維持・強化が課題であり、2016 事務年度においては、新たに、卒業生を再招聘して当庁職員や現役生との面談（ホームカミングプログラム）を実施するとともに、現地における卒業生同窓会を開催した。今後もこうした課題の改善に一層注力し、新興国における知日派の育成を推進していく。

第 20 章　金融に関する国際的な議論

2008 年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008 年 11 月に第１回Ｇ20 首脳会合がワシントンで開催された。その後、Ｇ20 やＦＳＢをはじめとする国際的な基準設定主体において、危機の再発防止に向けた規制改革が議論されてきた。金融庁は、こうした金融に関する国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み

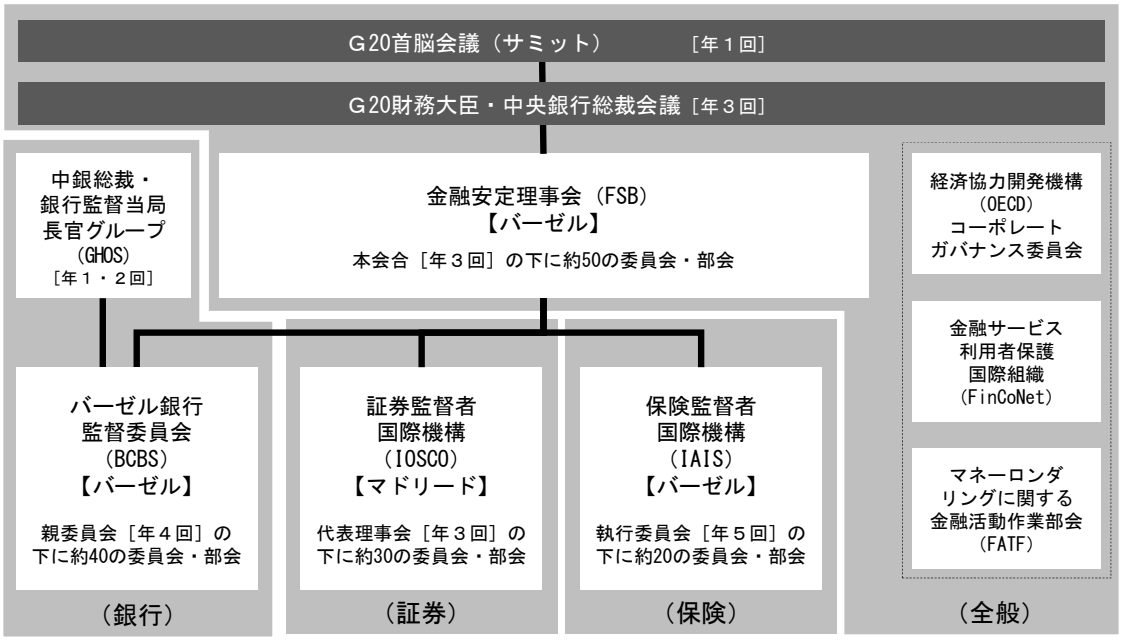

G20・金融安定理事会（FSB）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア				アルゼンチン	○	○	○	サウジアラビア	○	○	○
日本	⑦	○	○	欧州				南アフリカ	○	○	○
中国	○	○	○	英国	⑦	○	○	基準設定主体			
韓国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）		○	―
オーストラリア	○	○	○	フランス	⑦	○	○	証券監督者国際機構（IOSCO）		○	
インドネシア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	保険監督者国際機構（IAIS）		○	
インド	○	○	○	ロシア	○	○	○	国際会計基準審議会（IASB）		○	
トルコ	○	○	○	スイス		○	○	グローバル金融システム委員会		○	
香港		○	○	オランダ		○	○	支払・決済システム委員会（CPSS）		○	
シンガポール		○	○	スペイン		○	○	国際機関			
米州				ベルギー			○	国際決済銀行（BIS）		○	
米国	⑦	○	○	ルクセンブルク			○	欧州中央銀行（ECB）		○	
カナダ	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際通貨基金（IMF）		○	
ブラジル	○	○	○	欧州委員会（EC）	○	○		世界銀行（WB）		○	
メキシコ	○	○	○	中東・アフリカ				経済協力開発機構（OECD）		○	

（※１）G20 メンバーのうち、「⑦」としているのはＧ７メンバー。
（※２）証券監督者国際機構（IOSCO）・保険監督者国際機構（IAIS）には、それぞれ、上記のほか 100 以上のメンバーが参加。

第１節　G20

Ⅰ　沿革

2008 年９月のリーマン・ショックに代表される金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等を議論するため、Ｇ７を超えた新興国を含む首脳レベルによる会合として同年 11 月に第１回G20 首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20 は、国際経済協力に関する「第１のフォーラム」として定例化されており、金融規制は引き続き主要議題とされている。近年は年１回の首脳会議（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されている。

Ⅱ　主な議論

2016 年９月に杭州（中国）で開催されたG20 首脳会議においては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

① 開かれた強靭な金融システムの構築は、持続可能な成長と発展を支える上で極めて重要であることを確認。
② これまでに合意された金融セクター改革の課題の適時、完全かつ整合的な実施に引き続きコミット。
③ 公平な競争条件を促進しつつ、銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引上げることなくバーゼルⅢの枠組みを最終化することを再確認。
④ 改革の実施及び影響に関するＦＳＢの第２回年次報告を歓迎するとともに、重大で意図せざる影響にも対処することも含め、改革の実施と影響に対する監視を引き続向上させる。
⑤ 保険セクターにおけるシステミック・リスクの問題に引き続き対処する。
⑥ 店頭デリバティブ改革の完全かつ適時な実施にコミットし、取引情報蓄積機関への店頭デリバティブ取引の報告と、当局のデータへのアクセスの法的障壁を除去。
⑦ 各国のＦＭＩ原則の実施のギャップ縮小を奨励するとともに、中央清算機関の強靭性、再建計画、破綻処理可能性を向上させる作業を支持。
⑧ 資産運用業の活動がもたらす構造的な脆弱性に対応するための政策提言案を歓迎。シャドーバンキングを含む、金融システムに生じつつありリスク及び脆弱性を引き続き監視し、必要に応じて対処する。
⑨ コルレス銀行サービスの減少に引き続き対処。
⑩ 金融包摂のための具体的な行動をとることを奨励。

また、2017 年３月にバーデン・バーデン（ドイツ）で開催されたG20 財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

① 開かれた強靭な金融システムは、持続可能な成長と発展を支えるために極めて重要であることを確認。

② 合意されたG20 金融セクター改革の課題の、適時、完全かつ整合的な実施及び最終化を支持するというコミットメントを再確認。

③ 資産運用業の活動がもたらす構造的な脆弱性に対応する政策提言を支持するとともに、ＩＯＳＣＯに対して、提言を運用に移すための具体的な措置を策定することを求める。

④ 金融システムにおいて生じつつあるシャドーバンキングリスク及び脆弱性を引き続きしっかりと監視し、必要に応じ対処する。

⑤ 店頭デリバティブ市場に対する改革の実施と影響に関するＦＳＢによる包括的なレビューを期待するとともに、店頭デリバティブ改革の完全、適時かつ整合的な実施の完了を要請。

⑥ 公平な競争条件を促進しつつ、銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなくバーゼルⅢの枠組みを最終化することを確認。

⑦ ＦＳＢの第３回年次報告を期待するとともに、重大で意図せざるいかなる結果にも対処すること等により、改革の実施と影響に対する監視を引き続き向上させる。

⑧ G20 金融規制改革の実施後の影響の評価のための構造的な枠組みを策定するためのＦＳＢによる作業を歓迎。

⑨ 「G20／ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則の実施を評価するためのＯＥＣＤメソドロジー」を歓迎。

⑩ ＦＳＢや他の国際機関や基準設定主体と協力し、デジタル金融の状況をしっかりと監視することを奨励。

⑪ ＩＣＴの悪意ある利用に対するG20 メンバー国における金融サービスと金融機関の強靭性を向上させる。

⑫ 送金、金融包摂、貿易及び開放性を支えるため、コルレス銀行の減少を評価し対処するための、ＦＳＢの進捗報告書及び 2017 年の作業計画を歓迎。

⑬ 「G20／ＯＥＣＤコーポレート・ガナバンス原則」の効果的な実施を支持。

参考：Ｇ７

Ⅰ　沿革

日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダの７ヵ国間で、経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として 1986 年に設立が合意された。同年９月に第１回Ｇ７首脳会合（サミット）が開催され、近年は年１回の首脳会議（サミット）と年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されている。マクロ経済政策のサーベイランス、国際通貨システムに関する議論のほか、開発や新興市場国など幅広い政策課題について議論が行われている。

Ⅱ　主な議論

2017 年５月にバーリ（イタリア）で開催されたＧ７財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

①　代理業者も含めた資金移動業者の監督と監視を引き続き改善。

②　Ｇ７サイバー専門家グループに対し、サイバーセキュリティの効果的な評価のための基礎的な要素を策定するよう指示。

③　サイバー攻撃が我々の経済に対して増大する脅威を与えており、経済全体にわたる適切な政策対応が必要。

第２節　金融安定理事会（ＦＳＢ）

Ⅰ　沿革

1997 年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝染（contagion）した経験を踏まえ、1999 年２月のＧ７における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（ＦＳＦ: Financial Stability Forum）が設立された。

その後、リーマン・ショックを契機に、ＦＳＦのメンバーをG20 メンバーの財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、2009 年に金融安定理事会（ＦＳＢ: Financial Stability Board）が設立された。

ＦＳＢの任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融安定に係る国際的な課題を議論することである。

Ⅱ　組織

すべてのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（ＳＣ: Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ１～３の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。

図表　金融安定理事会（FSB）の組織

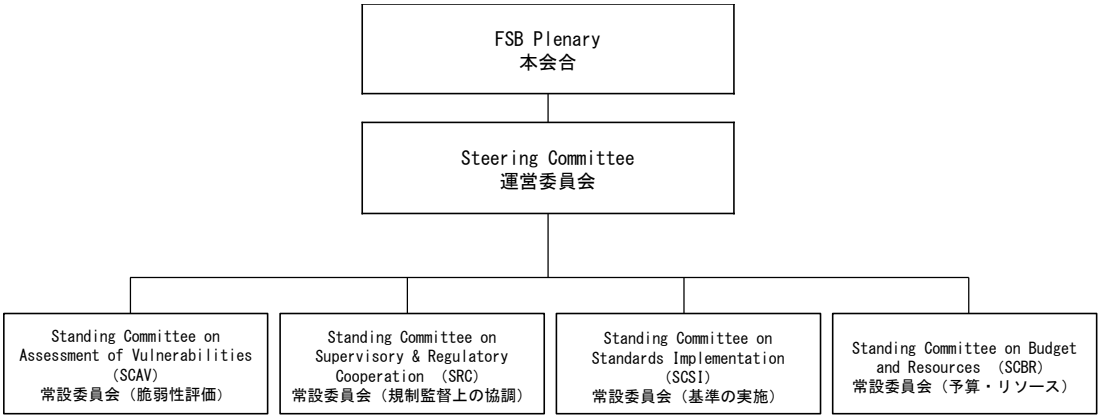

また、ＦＳＢは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥ＣＩＳ諸国、の６つの地域諮問グループ（ＲＣＧ）を設置している。

ＦＳＢは、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（ＢＩＳ）内に事務局を有している。2013 年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ　主な議論

１．金融規制改革の影響評価

ＦＳＢは、金融危機後に合意された一連の金融規制改革がどのような影響をもたらしているかを評価するため、2015 年以降、毎年、G20 首脳会合に向けて、「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」を公表している。本年度においても、７月のG20 首脳会合に向け、第３次年次報告書が公表された。

加えて、ＦＳＢでは、金融規制改革が意図していた成果を達成できているか、また、対処すべき意図せざる影響をもたらしていないかについて分析する際に参照するべき基準点を提示するため、「G20 金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」の策定作業を行っている。当該枠組みは７月のG20 首脳会合に向けて公表され、今後、枠組みに沿って、ＦＳＢにおける規制の影響評価作業が進められていく予定。

２．金融機関の実効的な破綻処理

ＦＳＢでは、傘下の破綻処理運営グループ（ＲｅＳＧ: Resolution Steering Group）において、2011 年 11 月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。その一環として、国際通貨基金（ＩＭＦ）金融部門評価プログラム（ＦＳＡＰ）やピアレビュー等において銀行部門の Key Attributes の実施・遵守状況を評価するための基準（Key Attributes Assessment Methodology）が策定され、2016 年 10 月に公表された。

また、ReSG 傘下のクロスボーダー危機管理グループ（ＣＢＣＭ: Cross Border Crisis Management Group）において、銀行の破綻処理の実効性を向上するための検討作業が進められており、2017 年７月に内部 TLAC 要件の実施に係るガイダンス及び、金融機関破綻時の金融市場インフラへのアクセスの継続に係るガイダンスが公表された。なお、保険会社や FMI についても、ＲｅＳＧの傘下部会であるｉＣＢＣＭやｆｍｉＣＢＣＭにおいて、Key Attributes に沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

３．破綻時の損失吸収能力（ＴＬＡＣ）

破綻時の損失吸収能力（ＴＬＡＣ: Total Loss Absorbing Capacity）とは、巨大銀行に対して破綻時に備えた損失吸収力を確保させる取組みであり、「大き過ぎて潰せない」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするものである。

2013 年９月のG20 サンクトペテルブルク・サミットの要請を受け、金融安定理

事会（ＦＳＢ）は2014年11月にＴＬＡＣに関する市中協議文書を公表し、同月のG20ブリスベン・サミットに提出した。

市中協議の結果やバーゼル銀行監督委員会と共同で実施された影響度調査の結果を踏まえ、ＦＳＢは、2015年11月９日、ＴＬＡＣに関する最終合意文書を公表した。最終合意は、同月15・16日のG20アンタルヤ・サミットに提出された。

（１）ＴＬＡＣに関する国際合意の概要

・規制対象：グローバルなシステム上重要な銀行（Ｇ－ＳＩＢｓ：日本では３メガ）。
・適 格 性：バーゼルⅢ上の規制資本及び持株会社が発行する普通社債等
・最低水準（邦銀には主に①が影響）

	2019年１月	2022年１月
①連結ベースRWA（リスクアセット）比 〔預金保険基金の算入可能額〕	16% 〔2.5%〕	18% 〔3.5%〕
②レバレッジ比率規制の分母比 ※	6%	6.75%

（※）①と同額の預金保険基金を分子に算入可能。

・内部ＴＬＡＣ：処理対象の持株会社に海外の主要子会社グループの損失を吸収するため、海外の主要子会社グループから持株会社に対し内部ＴＬＡＣの発行を義務付け

（２）2019年の規制の適用開始に向け、主に次のような作業が進められている。

	責任主体	完了期限
バーゼル3の下でのTLACの開示要件を特定	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	2016年10月
TLAC保有者規制	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	2016年10月
内部TLAC要件の実施に係るガイダンスの策定	金融安定理事会（ＦＳＢ）	2017年７月

４．ＴＬＡＣ保有者規制

Ｇ－ＳＩＢの破綻時にＴＬＡＣが損失を吸収することで、金融システム内で危機の伝播が起きることを防ぐために、Ｇ－ＳＩＢ及びＮｏｎ－Ｇ－ＳＩＢがＴＬＡＣに対して投資を行っている場合に適用される規制。

2015年11月のＴＬＡＣ最終合意文書の公表と同時にバーゼル委が開始した市中協議の結果を踏まえ、ＴＬＡＣ債への投資を投資者自らのTier2から控除する

ことをベースとして、控除対象に係る閾値等についての規制を 2016 年 10 月に公表した。

５．金利指標改革

ＬＩＢＯＲ等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、2013 年７月にＩＯＳＣＯより、金融指標全般について指標決定過程の透明性や経済実態の反映を求める「金融指標に関する原則」の最終報告書が公表された。また、G20 の要請を受け、2014 年７月にＦＳＢ報告書「主要な金利指標の改革」が公表され、ＴＩＢＯＲ・ＬＩＢＯＲ・ＥＵＲＩＢＯＲの３指標を主な対象として、より実取引に裏打ちされた形で指標の算出が行われるようにするための改革（ＩＢＯＲｓ改革）が求められている。

上記の報告書を踏まえ、全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関はＴＩＢＯＲの改革に係る検討を進め、2014 年 12 月から 2016 年 12 月にかけて３回の市中協議を実施した。2017 年２月、改革案を最終化し、各リファレンス・バンクがレート呈示を行う際のウォーターフォール構造（優先順位）を定め、実取引に依拠した呈示プロセスを統一・明確化し、2017 年７月 24 日、改革を実施した。

なお、ＦＳＢ報告書においては、ＩＢＯＲｓ改革のほか、銀行の信用リスクを含まないリスク・フリーに近い指標（リスク・フリー・レート）の構築が提言されている。我が国では、日本銀行が事務局を務める「リスク・フリー・レートに関する勉強会」において検討が行われ、2016 年 12 月、日本円のリスク・フリー・レートとして、日本銀行が算出・公表している無担保コールＯ／Ｎ物レートが特定された。

こうした金利指標改革の進捗状況について、ＦＳＢ傘下の指標に関する公的部門運営グループ（ＯＳＳＧ）がモニタリングを行っており、2017 年中に最終報告書が公表される予定となっている。

６．ミスコンダクト対応

金融機関の市場におけるミスコンダクト（不正行為）が、システミック・リスクにつながり得るほか、市場に対する信頼を低下させているとして、ＦＳＢ等においてその対応について議論が実施されている。G20 との関係では、ガバナンス・フレームワークに関するワーキング・グループ（ＷＧＧＦ）、報酬に係るワーキング・グループ（ＣＭＣＧ）、ＩＯＳＣＯによる市場に係るミスコンダクト分析等につき、ＦＳＢによる金融セクターにおけるミスコンダクトリスク低減の取組むこととし、定期的に進捗報告されている。

2015 年９月にミスコンダクトのリスクに関するラウンドテーブルが実施され、ミスコンダクトに係る作業を進めていくことが重要との認識が共有されたことを踏まえ、2016 年５月にＷＧＧＦが立ち上がった。

ＷＧＧＦでは、民間セクターとの対話・当局間の意見交換等を通じ、コンダク

ト向上に資するガバナンスの枠組強化、個人の説明責任等について議論するとともに、監督のためのツールの充実や既存の指針の強化、新たな指針の策定が必要となるかどうかについて検討が行われている。2016 年～2017 年にかけて、各国で取られているミスコンダクト対応の取組みのストックテイクを行い、その結果を 2017 年５月に公表。今後、企業文化等の３テーマに論点を絞って作業を進め、2018 年春めどでガイダンス策定の要否を決定する予定。

７．レポ・証券貸借

レポ・証券貸借取引に関する最低ヘアカット規制（担保に水準以上の掛け目の設定を義務付け）、現金担保の再投資規制、市場の透明性を高めるための国際的なデータ収集や情報開示等のあり方等について、ＦＳＢは、2013 年８月に政策提言を公表。その後、バンク・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制の細目、ノンバンク・ノンバンク間の最低ヘアカット規制の細目について、2014 年 10 月、2015 年 11 月に政策提言を公表。これらの提言は、2017 年以降各国における実施が求められている。

また、レポ・証券貸借取引の国際的なデータ収集と集計に関してもその細目について、政策提言を 2015 年 11 月に公表。各国において 2017 年末までの実施が求められている。

８．気候変動が金融に与える影響

2015 年９月に開催されたＦＳＢ主催「気候変動が金融の安定与える影響に関する官民会合」での議論を踏まえ、ＦＳＢのイニシアチブにより、同年 12 月ＴＣＦＤ（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。ＴＣＦＤは業界主導の取組みであり、金融機関や上場企業を対象とした自主的な開示原則等の策定を目的としている。本邦金融機関からは東京海上グループの長村ＣＳＲ室長が参加しており、2017 年７月のサミットに向けて、最終報告書の公表が予定されている。

９．ＦＳＢピアレビュー

（１）対日ピアレビュー

ＦＳＢ・ＳＣＳＩ（基準の実施に関する常設委）では、ＦＳＢメンバー国を対象に順次国別レビューを実施。国別ピアレビューでは、ＩＭＦ・世銀が行うＦＳＡＰの指摘事項（勧告）に焦点を当ててレビューが行われ、ＦＳＡＰの終了後２～３年後を目処に実施される。

2015 年から 2016 年にかけて、①マクロプルーデンス政策と②金融機関の破綻処理をテーマに、日本に対する最初のピアレビューが行われた。ピアレビュ

ーの結果はＦＳＢメンバーの承認を受け、2016 年 12 月に公表された。報告書では以下のような勧告がなされている。

① 金融庁の金融安定に係る制度的枠組みをさらに強化すべき

② 破綻処理制度の透明性を確保するためのガイダンスを策定すべき

（２）テーマ別ピアレビュー

ＦＳＢ・ＳＣＳＩでは、毎年複数のテーマを選定し、全ＦＳＢメンバー国における当該テーマに係る取組み状況のレビューを行っているところ。2016 年後半から 2017 年にかけては、コーポレート･ガバナンスに関するピアレビューを実施。各国のG20／ＯＥＣＤコーポレートガバナンス原則の実施状況のストックテイクを行い、2017 年４月にその結果が公表された。

10. コルレス銀行業務からの撤退の問題について

ＡＭＬ／ＣＦＴ対策に係るコスト負担への懸念等から、国際的な銀行が途上国等の銀行とのコルレス契約を解消する動きが、金融包摂上の観点から問題化しているところ。

ＦＳＢは､2015 年のG20 サミットにおいて承認されたコルレス銀行業務からの撤退問題に係るＦＳＢのアクションプランの実施に向け､2016 年２月にコルレス銀行調整グループ（ＣＢＣＧ: Correspondent Banking Coordination Group）を設置。本グループでは、コルレス銀行業務の縮小の問題に対応し、ＢＣＢＳ、ＣＰＭＩ、ＦＡＴＦ等と連携しながら、データの収集及び分析、当局による規制期待の明確化等のトピックについて、それぞれの作業部会を設置して検討を行っている。これに加え、2017 年においては、送金業者の銀行サービスへのアクセスについて検討を行うタスクフォースが設置される予定である。ＣＢＣＧのそれぞれの作業部会の取り組みについては､同年７月のG20 サミットに向けて進捗報告書が公表された。

第３節　バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）

Ⅰ　沿革

バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ: Basel Committee on Banking Supervision）（以下「バーゼル委員会」という）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974 年に、G10 の中央銀行総裁の合意によって発足した。1975 年２月に第１回会合を開催。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。

バーゼル委員会の会合は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（ＢＩＳ）本部において年４回程度開催されており、日本から金融庁・日本銀行が参加している。バーゼル委員会の議長は、2011 年７月からスウェーデン中央銀行のイングベス議長が務めている。

Ⅱ　組織

バーゼル委員会は、現在、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、ＥＵ、フランス、ドイツ、香港、インド、インドネシア、イタリア、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の 28 の国・地域の 45 の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されている。

バーゼル委員会は、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（ＢＩＳ）内に事務局を有しているが、ＢＩＳとは独立した存在として位置付けられている。

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（ＰＤＧ: Policy Development Group）、監督・基準実施部会（ＳＩＧ: Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（ＡＥＧ：Accounting Expert Group）、マクロ健全性監督部会（ＭＰＧ：Macroprudential Supervision Group）などが設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（ＧＨＯＳ：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、

世界各国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の規約（チャーター）で定められている。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織

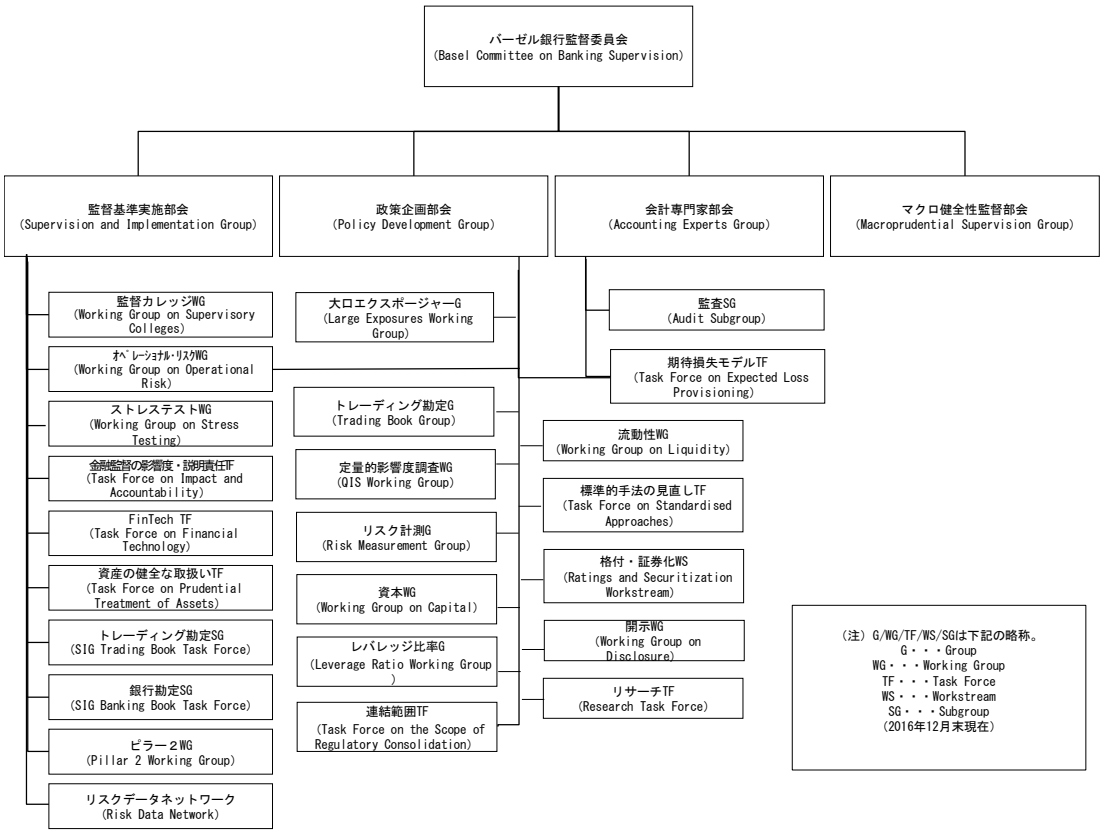

Ⅲ　主な議論

2008 年９月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革はG20首脳レベルでの主要な課題となり、中でも、国際的に活動する銀行の自己資本及び流動性に係る新たな基準の設定は、中核的課題とされた。こうした新たな基準の大枠は、2010 年 11 月のソウル・サミットに報告・了承され、その詳細が、同年 12 月、「バーゼルⅢ」の最終規則文書として公表された。

そのうち、自己資本比率については、国際的に活動する銀行の健全性を測るリスクベースの指標として機能しているものであるが、バーゼルⅢを踏まえ、従来の普通株式等 Tier１比率２%から、最低水準とバッファーを加えて、同比率７%と大幅に水準が引き上げられたほか、資本の算入要件についても厳格化が図られている。また、その実施については、新規制への円滑な移行を確保する観点から、2013 年１月から段階的に実施し、2019 年より完全実施するスケジュールが国際的に合意されている。

また、こうしたリスクベースの指標である自己資本比率を補完するものとして、

２つの流動性基準（流動性カバレッジ比率、安定調達比率）及びレバレッジ比率の導入が定められている。流動性基準については、2013 年１月に流動性カバレッジ比率の最終規則文書が公表され、2015 年から段階的に実施する（比率の最低水準を当初 60%とし、翌年から 10%ずつ引き上げ 2019 年に 100%とする）こととなった。2014 年 10 月には、安定調達比率の最終規則文書が公表され、2018 年から実施することとされている。

現在は、自己資本比率の計算におけるリスクアセット（分母）のばらつきを抑制するための議論が行われている。バーゼルⅢの最終化にあたっては、資本賦課の全体水準を大きく引き上げることなく、2016 年末までに見直し作業を完了することとされていたが、資本賦課の最終的な水準調整を含め、いくつかの作業を終わらせるため更なる時間が必要であるとして 2017 年１月に予定されていたＧＨＯＳ会合の開催が延期され、引き続き最終化に向けた議論を継続している。

（バーゼルⅢの最終化に係る主要項目）

１．信用リスクに関する標準的手法の見直し

バーゼル委員会は、リスク感応度及び比較可能性の向上等の観点から信用リスクに関する標準的手法の見直し作業を行っており、2015 年 12 月に信用リスクに関する標準的手法の見直しについての第２次市中協議文書を公表している。

２．信用リスクに関する内部モデル手法の見直し

大手行は、一般に銀行独自の内部モデルを用いたリスク計測結果に基づき自己資本比率を算出しているが（内部モデル手法）、その結果にはばらつきが見られるところ、バーゼル委員会は、G20 の指示を受けて、銀行の自己資本比率規制の簡素さや比較可能性を向上させるべく検討を行っている。

2016 年３月には、内部モデル手法の利用を制約する方向の市中協議文書を公表しており、市中からのコメント及び包括的な定量的影響度調査の結果を踏まえて検討を進めている。

３．オペレーショナルリスクの計測手法

バーゼル委員会は、オペレーショナルリスクの計測手法に関し、従来のＢＩＡ（基礎的手法）・ＴＳＡ（粗利益配分手法）を統合し、新しい標準的手法の導入を検討しており、2016 年３月にオペレーショナルリスクに関する新しい標準的手法についての第２次市中協議文書を公表している。なお、モデル手法である先進的計測手法（ＡＭＡ）の廃止も提案されている。

４．資本フロア

バーゼル委員会は、リスクアセットの比較可能性を高めることを目的として、2014 年 12 月に資本フロア（所要自己資本額の下限）の見直しに関する市中協議文書を公表している。具体的には、資本フロアの参照基準を、現行のバーゼルⅠから標準的手法に変更することを提案している。2016 年３月に公表された内部モデル手法に係る市中協議文書において、リスクアセット全体を対象に、標準的手法対比 60～90%の資本フロアを導入することが提案されているほか、代替案として、リスクカテゴリー毎等のより粒度の細かいフロアとすることも提案されている。

５．レバレッジ比率規制

銀行の抱えるリスクに応じて資本を求める（リスク・ベースの）自己資本比率を補完する簡易な指標として、銀行システムにおける過大なレバレッジの積み上がりを抑制するためのレバレッジ比率規制の導入が進められている（開示は 2015 年１月から開始）。

2016 年１月のＧＨＯＳ会合において、全ての銀行に対するレバレッジ比率の最低水準を Tier1 比３%とすることで合意された。現在は、Ｇ－ＳＩＢｓに対する上乗せを含め、規制のデザイン及び水準について最終的な調整を行っている。

（上記以外の主要項目）

６．ソブリンリスクの取扱い

現行の自己資本比率規制上、自国通貨建ての国債は、格付にかかわらず、信用リスクをゼロにすることが各国の裁量により可能となっている。また、国債は、大口信用供与規制（銀行が保有する特定の債務者グループ向け債権を、基準自己資本（Tier1）の 25%（Ｇ－ＳＩＢｓ間取引は 15%）までとする規制）の適用対象外となっている。

これに対し、一部のユーロ圏諸国は、こうした取扱いが自国銀行による欧州周縁国の国債の保有を容易にし、ユーロ圏の債務・銀行危機を深刻化させたとして、規制の見直しを主張している。

こうした議論を踏まえ、2015 年１月のＧＨＯＳ会合において、バーゼル委員会が、ソブリンリスクの自己資本比率規制上の取扱いについて、予断を持たず、「注意深く、包括的に、時間をかけて（careful, holistic and gradual）」検討を進めることとなった。

７．システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたＦＳＢ報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関（Ｇ－ＳＩＦＩｓ：Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（Ｇ－ＳＩＢｓ：Global Systemically Important Banks）の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された（2013年７月、本規則文書を更新した文書が公表）。

これに基づき、ＦＳＢからＧ－ＳＩＢｓのリストが毎年公表され、本リストに基づいたＧ－ＳＩＢｓに対する追加的資本上乗せが適用されている（資本上乗せは2016年から段階的に実施されており、2019 年から完全実施される予定）。

Ｇ－ＳＩＢｓの選定手法は、国際的な銀行システムや銀行のビジネスモデルの構造的な変化を踏まえて、３年ごとに見直すこととされており、2017年３月、見直し提案に係る市中協議文書が、制度導入後初めて公表された。

また、2012年10月、バーゼル委員会より、国内のシステム上重要な銀行（Ｄ－ＳＩＢｓ：Domestic Systemically Important Banks）の取扱いに関する12の原則を示した枠組み文書が公表された。

日本では、2015年12月に３メガバンク（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ）をＧ－ＳＩＢｓに指定するとともに、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、大和証券グループ本社、野村ホールディングスをＤ－ＳＩＢｓに指定した。

（最終化された主要項目）

８．銀行勘定の金利リスク

バーゼル委員会は、銀行勘定の金利リスクに関する規制・監督の枠組みに関して、2013年４月から検討を開始し、2015年６月に市中協議文書を公表した。同文書においては、①リスク量の計測を定式化し、自己資本比率の分母に勘案する案（第１の柱案）と、②現行の監督枠組みは維持しつつ監督対応の深化を図る案（第２の柱案）の２案が併記されたが、市中からのコメントを踏まえ、各市場における金利リスクの多様性や個々の金融機関のリスク特性等を踏まえた柔軟な監督対応を可能とする②第２の柱案を採用した最終規則文書が 2016 年４月に公表された。

９．マーケットリスク規制の抜本的見直し

2009年に公表されたマーケットリスク規制の見直し（いわゆるバーゼル2.5）が応急措置に止まっていたとの問題意識から、バーゼル委員会は、①トレーディング勘定と銀行勘定の境界の見直しと勘定間の規制裁定の防止措置、②内部モデ

ルの精緻化とより厳格なモデル承認プロセス、③内部モデルのフォールバックとして標準的方式のリスク感応度の向上、の３点からなるマーケット規制の抜本的な見直しを行った。見直し後の規制枠組みは、2016 年１月のＧＨＯＳ会合において最終合意された。

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（ＥＭＥＡＰ）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（ＥＭＥＡＰ：Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991 年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの 11 か国（現在の議長国はインドネシア）である。

1996 年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、IT の各分野の実務家会合が定期的に開催されており、銀行監督部会（ＥＭＥＡＰ－ＷＧＢＳ）には金融庁も参加している。また、2012 年より、監督当局の長が参加する総裁・長官会議（ＥＭＥＡＰ－ＧＨＯＳ）も年１回開催されている。

銀行監督分野の実務家によって構成されるＥＭＥＡＰ－ＷＧＢＳは年２回開催されており、現在、２年間の任期でフィリピン中央銀行議長の下、日本（金融庁・日本銀行）及びマレーシア中央銀行が共同副議長を務めている。

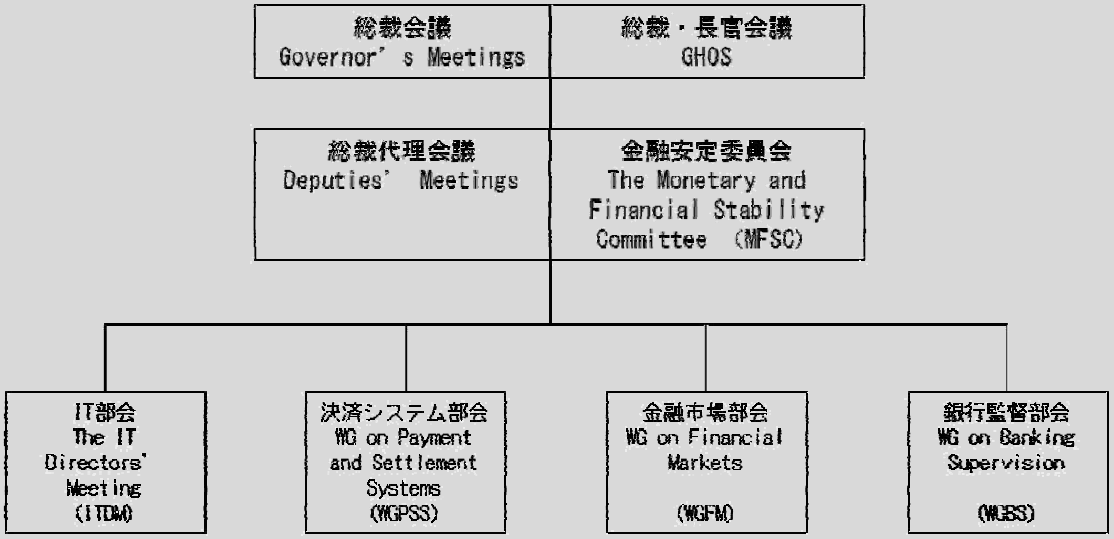

第４節　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）

Ⅰ　沿革

証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて217機関（2016年６月現在）となっている。ＩＯＳＣＯの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員としてＩＯＳＣＯに加盟した。現在は、金融庁が、2000年７月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継するかたちで、普通会員となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

ＩＯＳＣＯは毎年１回年次総会を開催しており、2016年５月にリマ、2017年５月にモンテゴベイ（ジャマイカ）で開催された。次回は、2018年にブダペスト（ハンガリー）で開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

ＩＯＳＣＯは、以下の３つを目的としている。

① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと

② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと

③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

ＩＯＳＣＯは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたＩＯＳＣＯ多国間情報交換枠組み（以下「ＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵ」という。）については、2010年６月の代表委員会決議により、2013年１月までにすべてのメンバーがＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている。（なお、当庁は、2008年２月にＩＯＳ

ＣＯ・ＭＭＯＵに署名。）

Ⅱ　組織

図表　証券監督者国際機構（IOSCO）の組織

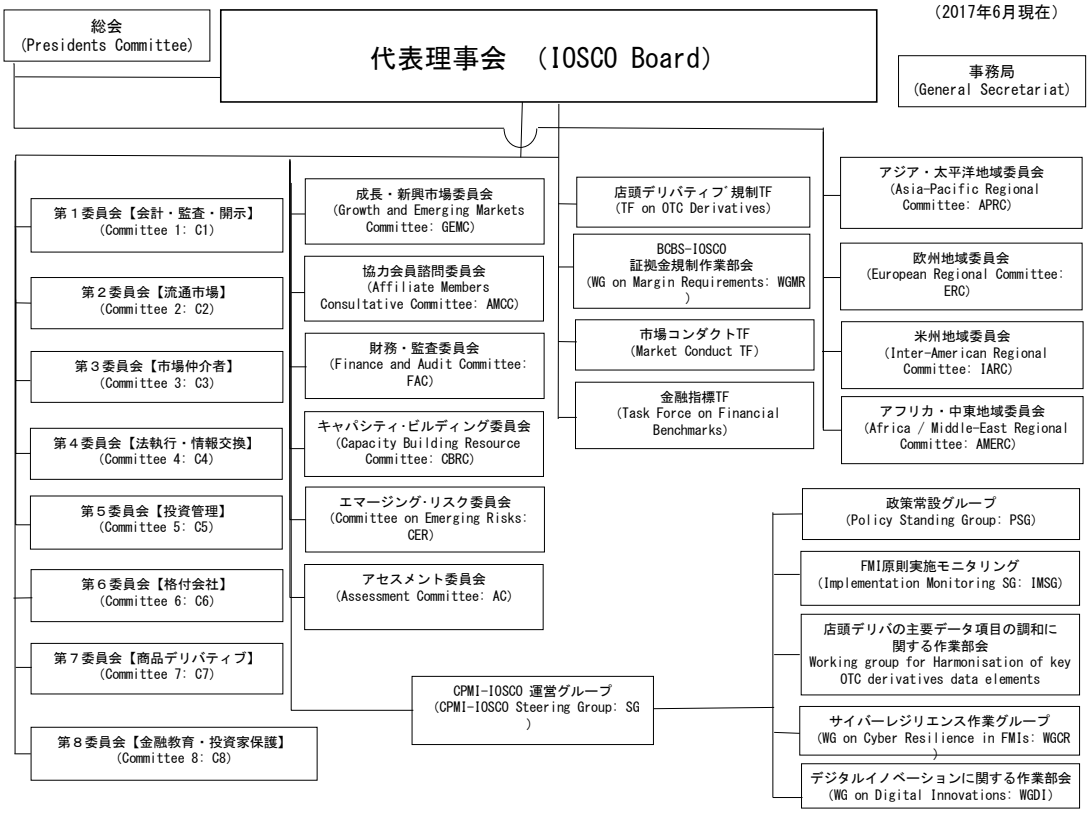

１．総会（Presidents Committee）

総会は、すべての普通会員の代表者で構成され、年１回、年次総会時に開催される。

２．代表理事会（ＩＯＳＣＯ Board）

代表理事会は、2012 年５月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、ＩＯＳＣＯのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅢ参照）。

代表理事会は、当庁を含む 34 当局で構成されている。現在の議長は、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）のオルダーＣＥＯである。副議長は、ベルギー金融サービス市場局（ＦＳＭＡ）のセルベー委員長と、マレーシア証券委員会（ＳＣ）シン委員長の２名が務めている。いずれの任期も、2018 年の総会までとされている。

３．地域委員会（Regional Committee）

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の４つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会（ＡＰＲＣ：Asia Pacific Regional Committee）に属しており、同委員会は、年２回程度開催されている。ＡＰＲＣは29当局から構成されており、現在の議長は、当庁の氷見野金融国際審議官が務めている。

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

Ⅲ　主な議論

１．概要

ＩＯＳＣＯは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善（ＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵの推進）に取り組んでおり、G20首脳会合のマンデートを受け、シャドーバンキング、店頭デリバティブ規制、システミック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、ＩＯＳＣＯメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

２．会計・監査・開示に関する委員会（Committee １）

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（ＩＦＲＳ）及び国際監査基準（ＩＳＡ）等の開発の過程で、新たな基準の公開草案が公表される毎に各々の基準設定主体に対してコメント・レターを発出している。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から、議論を行っている。2015年11月に「公開企業の監査を行う監査法人の透明性」と題する最終報告書、2016年５月に「監査委員会による監査人の監視に関する調査報告書」、同年６月には「会計基準で求められていない財務数値に関する提言」と題する最終報告書を公表した。

３．流通市場に関する委員会（Committee ２）

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2017 年３月には、「社債市場の流動性に係る調査」と題する最終報告書を公表した。

４．市場仲介者に関する委員会（Committee ３）

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2016 年 12 月には、「リテール向けＯＴＣ レバレッジ商品に係るサーベイ報告書」及び「自動化された助言ツールに関するサーベイ報告書のアップデート」と題する報告書、また 2017 年６月には、「注文回送上のインセンティブに係る報告書」と題する最終報告書を公表した。

５．法執行・情報交換に関する委員会（Committee ４）

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、効果的な不公正取引の抑止の手段などについて議論を行っている。

また、Committee ４と同時に開催されるＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵの審査グループ（ＳＧ）において、ＭＭＯＵ署名申請当局の審査を行っている。

６．投資管理に関する委員会（Committee ５）

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。

７．格付会社に関する委員会（Committee ６）

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。

８．商品デリバティブ市場に関する委員会（Committee ７）

商品デリバティブ市場に関する委員会は、商品デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。

９．金融教育及び投資家保護に関する委員会（Committee ８）

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013 年６月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上に係るＩＯＳＣＯの役割や戦略的取

組み等について検討を行っている。

10. エマージング・リスク委員会（ＣＥＲ）

エマージング・リスク委員会（ＣＥＲ）は、証券当局がシステミック・リスクをモニターし軽減するための方法や、エマージング・リスクの特定手法等について検討している。2017 年２月には、「ＩＯＳＣＯ Ｆｉｎｔｅｃｈに関するリサーチ報告書」を公表した。

11. アセスメント委員会（Assessment Committee）

アセスメント委員会はＩＯＳＣＯにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。2017 年５月には、「証券規制の目的と原則」及び「証券規制の目的と原則　実施の評価に関するメソドロジー」の改訂版を公表した。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（ＣＳＲＣ）（1997 年）、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）（2001 年）、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）（2002 年）、オーストラリア証券投資委員会（ＡＳＩＣ）（2004 年）、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）（2005 年）並びにニュージーランド証券委員会（2006 年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006 年１月には米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局（ＥＳＭＡ）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011 年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015 年）、欧州の証券監督当局 29 当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013 年）、米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014 年）をそれぞれ行った。

13. 多国間情報交換枠組み

これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006 年５月、ＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵに署名するための申請を行い、ＩＯＳＣＯによる審査を経て、2008 年２月に署名当局となった。2017 年５月末現在、114 の証券当局がＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012 年以降、ＩＯＳＣＯ・ＭＭＯＵを強化するための改訂が議論され、2017 年３月に「強化されたＭＭｏＵ（Enhanced ＭＭＯＵ：ＥＭＭｏＵ）」が策定された。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

第５節　決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

Ⅰ　沿革

2009 年のピッツバーグ・サミット首脳宣言においては、以下の事項を行うことについて合意がなされた。

① 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ＥＴＰ）を通じた取引、②中央清算機関（ＣＣＰ）を通じた決済

② 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関（ＴＲ）への報告

また、2011 年のカンヌ・サミットにおいては、ＢＣＢＳ−ＩＯＳＣＯに対して、2012 年６月までに清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を市中協議用に策定することが求められた。

これらを受けて、ＩＯＳＣＯ等の国際基準設定主体で国際原則の策定等がなされ、各国においても規制が整備・実施されている最中であるが、米国・欧州による規制の域外適用を背景に市場分断のリスクが顕在化していることから、各国規制の調和や実施の調整等が課題となっている。

また、ＦＳＢ ＳＲＣ／ＲｅＳＧ、ＢＣＢＳ、ＣＰＭＩ、ＩＯＳＣＯは、2015 年４月のＧ20 財務大臣・中央銀行総裁会合にＣＣＰに関する作業計画を共同で提出。当該計画に基づいて、ＣＣＰの強靭性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われている。

Ⅱ　主な議論

１．決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ−ＩＯＳＣＯ）

Ｇ20 の提言を踏まえ、ＩＯＳＣＯとＢＩＳの決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014 年９月に支払・決済システム委員会（ＣＰＳＳ：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012 年４月にこれらを１つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（ＦＭＩ原則）を公表した。その後ＣＰＭＩ−ＩＯＳＣＯは、 ＦＭＩ原則の実施状況のモニタリングやＦＭＩに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。

なお、2017 年６〜７月に、ＣＣＰの強靭性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する追加ガイダンス、並びに当局によるＣＣＰのストレステストの枠組みに係る市中協議案が公表された。

２．ＦＳＢ店頭デリバティブ作業グループ（ＯＤＷＧ）

2009 年のサミットにおける合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバテ

ィブ市場改革の進捗を管理する目的で設立。定期的に改革の進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表している。

直近では第 12 次報告書を 2017 年６月に公表。同報告書では、規制改革は全体として、各国において進捗しており、特に、第 11 次報告書からは、証拠金規制の導入が、11 法域から 14 法域へと拡大（2017 年６月末時点）し、その他の分野においても、緩慢なペースではあるが、改革が進行中としている。

３．店頭デリバティブ主要当局者会合（ＯＤＲＧ）

規制の実施に関する各国相互理解及び国際協調に向けた共通理解の促進を目的に、米証券取引委員会（ＳＥＣ）・商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）の呼びかけにより設置された公式会合。主にクロスボーダー規制に係る議論を行っており、2015 年 11 月、G20 アンタルヤサミット向けに、これまでのＯＤＲＧでの議論の概要に関する報告書を提出した。

４．ＢＣＢＳ−ＩＯＳＣＯ 証拠金規制作業部会（WGMR）

ＣＣＰで清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、ＣＣＰへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてＣＣＰの利用を促進するという観点から、ＢＣＢＳとＩＯＳＣＯが共同作業部会（WGMR）を設置して、規制の在り方を検討している。これまで 2012 年７月（第１次）及び 2013 年２月（第２次）の２度にわたり市中協議文書を公表し、2013 年９月に最終報告書を公表、2015 年３月に最終報告書の改訂を公表した。現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

５．その他

（１）清算集中に係る相互依存性分析グループ（ＳＧＣＣＩ）

ＦＳＢ ＳＲＣ、ＦＳＢ ＲｅＳＧ、ＢＣＢＳ、ＣＰＭＩ、ＩＯＳＣＯが策定したＣＣＰに関する作業計画に基づいて、清算集中に係る相互依存性の分析作業を行っている。

（２）取引主体識別子（ＬＥＩ）

ＬＥＩとは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011 年のG20 カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

2013 年１月、当局からなる規制監視委員会（ＲＯＣ）が発足。2014 年６月には中央業務機関（ＣＯＵ）を運営する組織としてグローバルＬＥＩ財団が設立され（グローバルＬＥＩ財団の設立者はＦＳＢ、設立準拠法はスイス法）、その後は、ＬＥＩ財団とＬＥＩの付番、データ管理等を担う地域業務機関（ＬＯＵ）の間の基本契約の締結など実務的な議論が進展している。

参考：２国間における取組み

Ⅰ　米国の店頭デリバティブ規制（ＣＦＴＣ規則）

2012 年７月、米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）は、ドッド・フランク法（2010 年７月）に基づき、非証券店頭デリバティブ取引（スワップ取引：金利スワップ及び index 型を含む 10 銘柄以上を対象としたＣＤＳ等）に係る具体的なクロスボーダー規則案を公表した。

当該規制案によると、非米国金融機関が、米国人と一定額以上の店頭デリバティブ取引を行う場合には、ＣＦＴＣにスワップ・ディーラーとして登録し、米国の規制に服さなければならないとされていたため、日欧等の当局が当該規制案に対する懸念を表明。

上記を踏まえ、2013 年７月にＣＦＴＣのクロスボーダー規制の最終版が公表された。ＣＦＴＣは、外国規制が米国規制と同等であることを条件として、外国規制の遵守をもって、米国規制を遵守したとみなす「代替的コンプライアンス措置」を設けており、一定の企業及び取引に当該措置が適用される。

2013 年 12 月、ＣＦＴＣは、日本を含む６カ国・地域（日本、香港、豪州、欧州、スイス、カナダ）の店頭デリバティブ規制に係る米国規制との同等性評価の結果を公表。日本の店頭デリバティブ規制に関する法令・監督制度については、ＣＦＴＣと議論を重ねてきた結果、概ね同等との評価がなされた。しかしながら、米国で活動する、又は将来的に活動を予定している本邦の金融機関等については、代替的コンプライアンス措置あるいは米国での活動の法的位置づけがなお未確定・不明確なケースがあり、今後も、ＣＦＴＣと継続的に調整・検討する予定である。

Ⅱ　欧州の店頭デリバティブ規制（域外適用）

2012 年８月 16 日に、欧州委員会（ＥＣ）より、店頭デリバティブ取引の清算集中・取引情報報告に関するＥＵ規則（ＥＭＩＲ）が施行された。また、2013 年３月 15 日に、欧州証券市場監督局（ＥＳＭＡ）より、ＥＭＩＲの技術的細則にあたるテクニカルスタンダードが公表され、同日施行された。

ＥＭＩＲでは、ＥＵ域外の中央清算機関（ＣＣＰ）が EU 域内の金融機関に対して清算サービスを提供するためには、ＥＳＭＡから認証を受ける必要があると規定されており、その前提として、ＣＣＰに関する欧州域外国の法令及び監督・執行の枠組みが欧州のそれらと同等であるとＥＣが判断する必要がある。

ＥＳＭＡは、2013 年９月１日の欧州域外国ＣＣＰの同等性評価に関する技術的助言をＥＣに提出し、９月３日に公表。2014 年 10 月、わが国の清算機関に係る法令及び監督・執行制度は、欧州規制と同等であると評価された。

2015 年２月、ＥＳＭＡとの間でＣＣＰに関する監督協力に関する覚書を締結し、2015 年４月、当庁管轄のＣＣＰは、ＥＳＭＡから外国ＣＣＰとして認証を受けた。

第６節　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）

Ⅰ　沿革

保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ: International Association of Insurance Supervisors）は、1994 年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約 200 機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998 年よりメンバーとして参加している。

ＩＡＩＳは、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献、を目的に設立された。事務局はバーゼル（スイス）の国際決済銀行（ＢＩＳ）内にある。

Ⅱ　組織

図表　保険監督者国際機構（IAIS）の組織

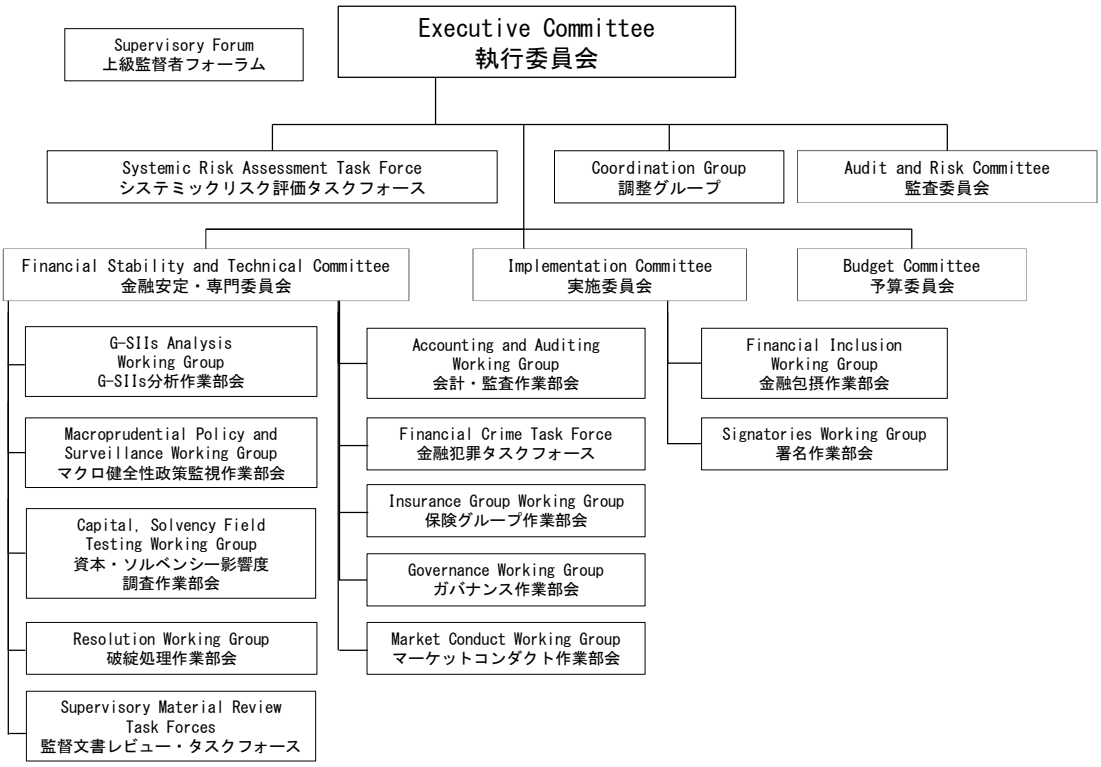

１．総会

総会はＩＡＩＳの全てのメンバーで構成されており、毎年１回、年次総会が開催される。

２．執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関である。地域構成のバランスを考慮した24の国・地域（北米：５、西欧：５、アジア：５、オセアニア：１、ラテンアメリカ：２、アフリカ南部：１、北アフリカ・中東：２、中東欧：１、オフショア：２）から構成されている。日本は1998年よりメンバーとして参加している。

３．金融安定・専門委員会

執行委員会の下で金融安定に関する基準や監督基準の策定等を所掌している。金融安定・専門委員会の下には、Ｇ－ＳＩＩｓ分析作業、資本規制検討作業、破綻処理作業、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに小委員会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

４．その他の委員会等

監督基準の実施に関する議論を行う実施委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

Ⅲ　主な議論

１．グローバルなシステム上重要な保険会社（Ｇ－ＳＩＩｓ：Global Systemically Important Insurers）の選定

ＦＳＢ及びＩＡＩＳは、2013年７月にグローバルなシステム上重要な保険会社（Ｇ－ＳＩＩｓ）の選定手法及び政策措置を公表するときに、保険会社９社をＧ－ＳＩＩｓに選定した。それ以降、毎年11月に更新リストが公表されている（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。

ＩＡＩＳでは、Ｇ－ＳＩＩｓ選定手法について、保険や再保険、その他の金融活動など国際的な保険会社の全ての業務を適切に選定に反映するため、2016年６月に選定手法を改訂している。

また、従来の機関別の評価手法（ＥＢＡ：Entity-Based Approach）を補完しうるものとして、保険会社の「活動」に着目したシステミックリスクの評価手法（ＡＢＡ：Activity-Based Approach）の検討が開始されている。次回のＧ－ＳＩＩ選定手法の見直しは、2019年に行われる。

２．ＩＡＩＧｓの監督のための共通枠組み（ＣｏｍＦｒａｍｅ）の検討

ＩＡＩＳでは、金融危機を踏まえた対応として、2010年より「国際的に活動する保険グループ（ＩＡＩＧｓ）」の監督のための共通枠組み（ＣｏｍＦｒａｍｅ：

Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）を検討している(注)。

ＣｏｍＦｒａｍｅは、①適用範囲（ＩＡＩＧｓの選定基準等）、②ＩＡＩＧが満たすべき基準（ソルベンシー、ＥＲＭ、ガバナンス等）、③監督当局が満たすべき基準（クロスボーダーでの監督上の協力等）、３つの柱から構成される。

ＩＡＩＳではＣｏｍＦｒａｍｅの検討と並行して、全保険会社向けの要件である保険基本原則（ＩＣＰ: Insurance Core Principles）の改訂作業も行っているところであり、両者をトピック毎に統合した上で、2019 年の年次総会で承認される見込み。なお、一部の項目については、2017 年３月に市中協議が実施された。

（注）ＩＡＩＧｓを判断するベンチマークとして、「国際拠点数３か国以上、かつ海外保険料収入 10%以上を前提に、総資産 500 億ドル以上、または、保険料収入 100 億ドル以上の規模を有する国際的に活動する保険グループ」という基準が示されている。

３．ＩＡＩＧｓに適用される「国際資本基準」（ＩＣＳ）の検討

ＣｏｍＦｒａｍｅのうちソルベンシー基準（上記②）については、ＩＡＩＳは 2013 年 12 月より、ＩＡＩＧｓに適用するリスクベースの国際資本基準（ＩＣＳ：Insurance Capital Standard）の検討を開始した。これまで２回の市中協議（2014 年、2016 年）と影響度調査（2015 年、2016 年）を実施しており、本年７月にはＩＣＳ Version 1.0（拡大フィールドテストのための国際資本基準）を公表した。今後、2019 年に監督に用いる基準としてのＩＣＳ Version2.0 の策定を予定しており、Ｃｏｍｒａｄｅとともに、2020 年よりＩＡＩＧへの適用を開始予定。

なお、本件については、日本国内の実情や課題を踏まえて国際交渉を行うための、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者との連携強化の一環として、内外一体での検討を踏まえて、第２次市中協議等で金融庁として提言を行っている。

第７節　金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）

Ⅰ　沿革

金融活動作業部会（ＦＡＴＦ：Financial Action Task Force）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989 年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのＯＥＣＤ内に置かれている。2001 年の米国同時多発テロ事件以降は、Ｇ７財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

ＦＡＴＦのメンバーはＯＥＣＤ加盟国を中心に現在 35 か国・２地域機関。ＦＡＴＦは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は 2012 年４月のＦＡＴＦ大臣会合での承認により、2020 年までの活動期間延長が決定されている。

ＦＡＴＦの主な役割は、以下のとおりである。

① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（ＦＡＴＦ勧告）の策定及び見直し
② ＦＡＴＦメンバー間におけるＦＡＴＦ勧告の遵守状況の監視及び相互審査
③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
④ ＦＡＴＦ非メンバー国・地域におけるＦＡＴＦ勧告遵守の慫慂
⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

ＦＡＴＦは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるＦＡＴＦ勧告は、①マネー・ローンダリング対策等の基本的枠組みである「40 の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「９の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、第４次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、双方をカバーする新「40 の勧告」が 2012 年２月のＦＡＴＦ全体会合において採択・公表された。

「総会」に相当するＦＡＴＦ全体会合は通常年３回（２月、６月、10 月）開催され、ＦＡＴＦ勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。

Ⅱ　主な議論

１．ＦＡＴＦ第３次対日相互審査フォローアップ（2016 年 10 月終了）

ＦＡＴＦ勧告（旧勧告）の遵守状況に関する日本の第３次相互審査は、2008 年に実施され、全 49 勧告中 25 勧告において履行の不備（Non-compliant または Partially compliant）が指摘された。

これを受けて、日本は 2010 年 10 月からフォローアップ報告を行ってきたものの、2014 年６月にはＦＡＴＦから、我が国に迅速な対応を促す声明が発出された。

その後、2014 年 10 月に策定したアクションプランに沿ってＦＡＴＦから指摘された不備事項の改善に取り組んできた。具体的には、

① テロ行為への資金支援だけでなく、土地、建物、物品、役務の提供等の物質的支援についても処罰の対象とする「改正テロ資金提供処罰法」が 2014 年秋の臨時国会において可決･成立し、同年 12 月に施行されたこと、

② 国際テロリストによるクロスボーダーの取引（外為法の対象）に加え、国内取引を規制する「国際テロリスト財産凍結法」が 2014 年秋の臨時国会において可決・成立し、同法政省令とともに 2015 年 10 月に施行されたこと、

③ 疑わしい取引の届出に係る判断方法に関する規定の整備や、事業者の体制整備等の努力義務の拡充等を内容とする「改正犯罪収益移転防止法」が 2014 年秋の臨時国会において可決・成立し、同法政省令とともに 2016 年 10 月に施行されたこと、

によってそれぞれ対応済みである。

これらの進捗を受け、日本は 2016 年 10 月のＦＡＴＦ全体会合において、フォローアッププロセスからの卒業が満場一致で承認された。

第８節　その他の主体

Ⅰ　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）コーポレート・ガバナンス委員会

１．沿革

ＯＥＣＤ加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20／ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016 年 11 月より、同委員会の議長を金融庁の神田国際担当参事官（2017 年６月現在）が務めている。

２．主な議論

ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則（1999 年制定、2004 年、2015 年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、ＦＳＢが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の一つに位置付けられる。

本原則は、ＯＥＣＤのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、ＯＥＣＤ非加盟国の参加も得ながら、2013 年秋より、約 10 年ぶりとなるＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則の改訂作業を開始。2015 年 11 月のG20 首脳会談に提出され、「G20／ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

主な改訂内容は以下のとおりである。

① 機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。

② 金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。

③ 近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

改訂原則の普及・実施のため、同原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）（2006 年策定）も、2017 年 3 月に改訂・公表された。また、ＯＥＣＤによるテーマ別ピアレビューのテーマとして、“Flexibility and Proportionality”（比例性と柔軟性）が決定され、今後実施見込み。

Ⅱ　金融サービス利用者保護国際組織（ＦｉｎＣｏＮｅｔ）

１．沿革

ＦｉｎＣｏＮｅｔは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003 年に設立。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など 22 ヵ国及び６機関（ＩＡＩＳ、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、ＯＥＣＤ、ＯＧＡＰ、世銀）が加盟。議長は、Lucie Tedesco 氏（加金融サービス利用者保護庁長官）が、事務局はＯＥＣＤが務める。当庁からは、金融庁幹部が組織の予算や政策等の重要な意思決定を行う執行評議会メンバーに選任されている。

2013 年 11 月の年次総会（於：リスボン）において、金融サービス利用者保護の監督当局による国際組織として設立された。その後、定款を定め、仏法人格を取得し、2014 年 5 月に事務局（ＯＥＣＤ）との協約を締結するなど、組織作りの作業を進めてきた。2014 年 11 月の年次総会（於：上海）では、こうした国際機関創設に関わる作業が一段落し、今後の活動方針として、メンバーによるサブスタンス面での参画・貢献に一層の比重を置いていくことが再確認された。

ＦｉｎＣｏＮｅｔの目的は、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することである。

２．主な議論

現在、執行評議会の下に、以下の４つの常設委員会（ＳＣ：Standing Committee）が設置されており、金融庁はＳＣ３及びＳＣ４のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第１常設委員会（SC1） 監督ツールボックス	加（議長）、葡、南阿、諾、蘭	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「道具箱」をメンバーズサイト上に構築。
第２常設委員会（SC2） Short Term and High Cost Lending	愛（議長）、豪、伯、加、中、独、尼、葡、英	短期かつ高金利の消費者金融やペイデイローンに対する金融サービス利用者保護上のリスク・問題認識及び監督上の対処。各国の現状及び監督上の対応をサーベイで収集し、今後、報告書として取りまとめる予定。
第３常設委員会（SC3） モバイル技術・技術革新	葡（議長）、日、伯、加、中、英、南阿、豪、尼、モーリシャス	オンライン・モバイル送金等に係るセキュリティ・リスクに係る課題への規制・監督上の対処。2016 年に公表した報告書（Online and mobile payments: supervisory challenges to mitigate security risks）に基づき、「Check List」を作成し、各国の監督上のベストプラクティス等を収集する予定。
第４常設委員会（SC4） FinTech への対応	西（議長）、日、豪、伯、独、加、尼、葡、南阿、モーリシャス	IT 技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。今後、各国が認識するリスク・監督上の課題及び対応状況についてサーベイで収集し、最終的な成果物として報告書を取りまとめる予定。

Ⅲ　国際通貨基金（ＩＭＦ）〔金融部門評価プログラム（ＦＳＡＰ）〕

金融部門評価プログラム（ＦＳＡＰ：Financial Sector Assessment Program）は、ＩＭＦが加盟国の金融部門の安定性を評価するプログラム。①ストレステスト等による金融部門の安定性の評価、②金融規制・監督等に係る国際基準の遵守状況の評価、③金融危機対応能力の評価の三本柱で構成。2016 年後半から 2017 年前半にかけて第３回ＦＳＡＰが行われ、報告書はＩＭＦ理事会の議論を経て公表される予定。日本の第１回ＦＳＡＰ報告書は 2003 年、第２回は 2012 年に公表された。

（※１）2010 年 9 月、ＩＭＦ理事会は、重要な金融部門を有する国（日本等 25 ヶ国）につきＦＳＡＰを５年毎に実施することを決定。2013 年には対象を 29 ヶ国に拡大。

（※２）前回のＦＳＡＰ報告書は、「2003 年の前回ＦＳＡＰ以降、金融システムの強化に向け重要な進展（具体例：資本状況の改善、不良債権比率の低下）。他方、多額の国債残高や経済の低成長といった要因が、中期的には金融の安定性への試練になり得る」と指摘。

（※３）2017 年ＩＭＦ・対日４条協議コンクルーディングステートメントの概要（金融関連）

背景：最近の経済動向と政策

○　マクロ金融面の課題は続く。金融機関は、低金利環境が収益性を圧迫しているため、より高い利回りの追求を余儀なくされる厳しい環境に直面しており、多くの銀行や保険会社は新しく、理解が浅いリスクに手を伸ばしている。信用の伸びは 2016 年第４四半期に加速し、海外投資や不動産関連の貸出は増加した。一方、国 - 金融間のつながりは依然として強い。

先行き：見通しとリスク

○　低成長と低金利、及びその根底にある人口動態から来る逆風に由来する銀行の慢性的な収益性低下は、地方銀行や信用金庫のソルベンシー問題を引き起こす可能性がある。低金利が継続すれば生命保険会社もソルベンシー圧力に直面する可能性がある。

先行き：経済政策の優先課題

○　ミッションは、構造改革の加速、協調のとれた金融・財政支援、金融セクターにおける政策の強化からなる、包括的で相互に強化し合うパッケージを提言する。…こうした措置には、労働市場における賃金などの格差解消、より包括的な労働力活用の推進、民間投資の促進、財政政策策定の向上、金融監督・コーポレート・ガバナンス強化を通じたマクロ金融面の脆弱性への対応が含まれる。…低金利環境に伴うリスクに対応するための金融セクターに

おける政策の強化と、人口動態の逆風への金融セクターの適応は中心的な政策分野である。…

構造改革

第二優先課題：民間投資と長期的成長力を増大させる改革。…より踏み込んだ社外取締役に関する規定、株式持ち合いの明確な制限などのコーポレート・ガバナンス改革の更なる推進は、保有する現金の活用と投資拡大に資する。…金融セクターにおける政策は、中小企業の資金調達の制約を軽減し、生産性と投資を促進することを目指すべきであり、銀行がリスクベースの貸出へ移行するよう促すことや、公的信用保証の範囲を縮小することが含まれる。

金融安定性を守るための政策

金融監督の強化はリスクの抑制につながる。完全にリスクに基づくプルーデンス監督を支援するため内部プロセスを一層強化し、銀行・保険業界でもコーポレート・ガバナンスを強化する必要がある。更に、資本要件は各銀行のリスク特性をさらに反映した内容にすべきである。保険業界に経済価値に基づいたソルベンシー評価制度を導入するため追加的な取り組みが必要であり、将来導入される制度に確実性を有することは、各企業の事業や投資戦略の調整に資する。金融庁・日本銀行連絡会（ＣＣＦＳ）のマンデートを更に明確化し、マクロ・プルーデンスの政策手段を積極的に拡充することで、マクロ・プルーデンスの枠組みを一層強化しうる。

マクロ経済や人口動態のトレンドの影響について引き続き金融機関とエンゲージし、存続可能性に関する懸念が見つかった場合には迅速に対応しなければならない。当局は、①銀行の取締役会や経営幹部との連携を一層強め、経済や人口動態が将来の経営状況に与える意味合いを完全に理解するとともに、存続不能に陥った企業が円滑に市場を撤退できるよう迅速に行動することを促し、②地方銀行が手数料収入を増やすよう促すべきである。 地方金融機関の再編は規模の経済を向上させるであろうが、一連の課題に対応する上では再編だけでは不十分であろう。

危機管理・破綻処理の枠組みはさらに強化できる。枠組みの複雑さや、状況次第で異なる制度が活用されるといった曖昧さによって、破綻処理の実施が困難となる可能性があり、公的支援への期待に拍車をかけかねない。監督権限が遅滞なく行使されることを可能とする更なる取り組みが、当局の早期介入のための枠組みに組み込まれるべきである。破綻処理手段の拡充や法的枠組みの強化と明確化（中央清算機関への適用拡大を含む）、運営面の改善は当局の準備態勢を向上させ、市場の期待とインセンティブを誘導することに貢献する。

第21章　当局間の連携・協力等

第１節　経済連携協定

経済連携協定（ＥＰＡ: Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い２国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（ＷＴＯ:World Trade Organization）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の２国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

図表　経済連携協定（EPA）等の締結・交渉状況

相手先国	締結・交渉の状況
（発効済）	
シンガポール	2001年1月交渉開始／2002年1月署名／2002年11月発効 2006年6月再交渉開始／2007年9月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年9月署名／2005年4月発効 2008年9月再交渉開始／2012年4月発効
マレーシア	2004年1月交渉開始／2005年12月署名／2006年7月発効
チリ	2006年2月交渉開始／2006年9月大筋合意／2007年3月署名／2007年9月発効
タイ	2004年2月交渉開始／2005年2月大筋合意／2007年4月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年7月交渉開始／2006年11月大筋合意／2007年8月署名／2008年7月発効
ブルネイ	2006年6月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年6月署名／2008年7月発効
ASEAN（包括）	2005年4月交渉開始／2007年8月大筋合意／2008年4月署名／2008年12月発効
フィリピン	2004年2月交渉開始／2004年11月大筋合意／2006年9月署名／2008年12月発効
スイス	2007年5月交渉開始／2008年9月大筋合意／2009年2月署名／2009年9月発効
ベトナム	2007年1月交渉開始／2008年9月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年1月交渉開始／2010年9月大筋合意／2011年2月署名／2011年8月発効
ペルー	2009年5月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年5月署名／2012年3月発効
オーストラリア	2007年4月交渉開始／2014年4月大筋合意／2014年7月署名／2015年1月発効
モンゴル	2012年6月交渉開始／2014年7月大筋合意／2015年2月署名／2016年6月発効
（交渉中）	
ASEAN（投資・サービス）	2010年10月交渉開始
環太平洋パートナーシップ（TPP）協定	2010年3月交渉開始（日本は2013年7月の交渉から参加）／2015年10月大筋合意／2016年2月署名
コロンビア	2012年7月交渉開始
カナダ	2012年11月交渉開始
日中韓	2013年3月交渉開始
EU	2013年4月交渉開始
東アジア地域包括的経済連携（RCEP）	2013年5月交渉開始
サービスの貿易に関する新たな協定(TiSA)	2013年6月交渉開始
トルコ	2014年12月交渉開始
（交渉中断）	
韓国	2003年12月交渉開始／2004年11月以降交渉中断
湾岸協力理事会（GCC）	2006年9月交渉開始／2009年3月以降交渉中断

Ⅰ　環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定である。金融サービスについても１章が割かれている。2010年３月に交渉開始。日本（2013 年７月に交渉参加）、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの 12 か国が参加し 2016 年２月に署名。

協定の発効には、全ての署名国による批准若しくは署名が行われた 2016 年２月から２年が経過した時点又はそれ以降に署名国全体のＧＤＰの 85%以上を占める少なくとも６か国が批准を終えていることが必要となる（うちＧＤＰ85%以上との要件を満たすには日本と米国の批准が必須）。

2017 年１月、米国がＴＰＰを離脱する大統領令に署名した中、米国を除く 11 か国は、協定の早期発効に向けて５月にベトナム（ハノイ）においてＴＰＰ閣僚会合を開催。会合後の閣僚声明には、米国の参加を促進する方策も含めた今後の選択肢の検討を 11 月のＡＰＥＣ首脳会合までに完了させること等が盛り込まれた。

Ⅱ　経済連携協定（ＥＰＡ）交渉等

現在、８つの協定交渉が進行している。交渉状況はそれぞれ以下のとおりである。

１．日ＥＵ経済連携協定

2013 年４月に交渉開始。

２．サービスの貿易に関する新たな協定（ＴｉＳＡ：Trade in Services Agreement）

1995 年のＷＴＯの発足に伴い、「サービス貿易に関する一般協定（ＧＡＴＳ：General Agreement on Trade in Services」が発効されたが、発行から長期間が経ち、さらなる自由化の必要性が増していることから、22（現在は 23）カ国・地域が 2013 年６月に交渉開始。

３．東アジア地域包括的経済連携
（ＲＣＥＰ: Regional Comprehensive Economic Partnership）

2013 年 5 月に交渉開始。現在の交渉参加国は、日本、ＡＳＥＡＮ、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド。

４．日中韓ＦＴＡ　2013 年３月に交渉開始。

５．日トルコＥＰＡ　2014 年 12 月に交渉開始。

６．日カナダＥＰＡ　2012 年 11 月に交渉開始。

７．日コロンビアＥＰＡ　2012 年７月に交渉開始。

８．日ＡＳＥＡＮ ＥＰＡ
（ＡＪＣＥＰ:ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership）

物品貿易等については 2008 年 12 月から順次発効。2010 年 10 月から、投資・サービスの交渉を行っており、サービス交渉については、2015 年 11 月に交渉を終了している。

Ⅲ　世界貿易機関（ＷＴＯ）による貿易政策検討制度（ＴＰＲＢ）審査

ＷＴＯ加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として実施されており、金融サービスも対象に含まれる。二年に一度対日審査が行われており、2017 年３月に対面会合が行われた。

第２節　アジア地域ファンドパスポート（ＡＲＦＰ）

2010 年以降、ＡＰＥＣにおいて、アジア地域ファンドパスポート（ＡＲＦＰ）についての検討が行われてきた。ＡＲＦＰは、ＡＰＥＣ加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にするため、規制の共通化を図るための枠組みである。

ＡＲＦＰのルールの検討に当たっては、当庁も関与して具体的な検討を行ってきたところ、ルール案における投資者保護のための措置も明確となったことから、2015 年９月のＡＰＥＣ財務大臣会合において、日本、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、タイ及びフィリピンの６カ国が参加表明文書に署名を行った。その後、2016 年４月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの４カ国が、同年６月、タイが、ＡＲＦＰの協力覚書（ＭＯＣ）に署名を行い、同月 30 日に同ＭＯＣが発効した。

2016 年６月、ＡＲＦＰの円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint Committee）が設置され、当庁の三輪国際証券規制調整官が、2017 年６月 30 日までを任期として初代議長に就任、2016 年 11 月にクアラルンプール、2017 年４月に東京において合同委員会対面会合を行った。

第３節　当局間協議

金融庁は、2016 事務年度においては、台湾、インド等多くの国・地域の金融当局との間で２国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。また、イラン中銀との間で、監督協力に関する書簡交換を実施した。

Ⅰ　欧州委員会（ＥＣ）

金融庁と欧州委員会（ＥＣ）の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（ＦＩＳＭＡ）との間で、1985 年以来、１～２年に１回程度のペースで日ＥＵハイレベル金融協議を開催。ホストは通例、日本・ＥＵが交互に務める。金融規制等について定期的な意見交換を行う。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016 年１月 20 日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2014 年３月 28 日	ブリュッセル	国際政策統括官	域内市場・サービス総局長

Ⅱ　スイス

経済・金融に係る幅広いテーマについて、スイス当局と財務省・金融庁との間で２年に１回のペースで日スイス財務金融協議を開催。1988 年に、スイスでの銀行免許取得等の個別案件についての非公式協議という位置づけで発足したが、最近では財政及び金融規制等についての意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2015 年 12 月１日	ベルン	金融国際審議官	スイス財務省国際金融局次長
2014 年２月 28 日	東京	国際政策統括官	スイス財務省次官補

Ⅲ　インド

2014 年 11 月にインドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的とした枠組みとして実施した「日印金融協力に関する協議」を、定期的に開催する協議として拡充し、2016 年１月以来日印金融協力対話として実施している。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関が参加。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016 年９月 15 日	東京	金融庁参事官	インド財務省経済局長
2016 年１月 28 日	ニューデリー	金融庁参事官	インド財務省経済局長

Ⅳ　台湾

2014 年 11 月、台湾金融監督管理委員会（ＦＳＣ）の黄副主任委員より、金融庁に対し、両国の銀行監督等について意見交換を定期的に行いたいとの提案があり、日台金融協議を設置。年に１～２回のペースで開催予定。第１回を 2015 年 12 月に台北にて、第２回を 2016 年 11 月に東京にて開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016 年 11 月 10 日	東京	総務企画局審議官	銀行局長
2015 年 12 月 22 日	台北	総務企画局参事官	銀行局長

Ⅴ　韓国

韓国金融監督院（ＦＳＳ）クォン院長と畑中長官（当時）の面会を契機として、2012 年 10 月より年に２回のペースで、日韓の金融機関を取り巻く経済情勢や両当局間の協力等について議論する日韓金融協議を開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016 年６月３日	東京	長官	韓国金融監督院長
2015 年 11 月 23 日～24 日	ソウル	長官	金融委員会委員長・金融監督院長

Ⅵ　日中韓

2005 年３月、韓国の提案により、北東アジア域内の金融市場安定及び金融監督についての意見交換の枠組として、第１回日中韓金融監督者セミナー（課長級）を開催。また、第３回金融監督者セミナーからは、金融監督者セミナーを高級位に格上げした日中韓ハイレベル会合（個室幹部級）を同セミナーに付随する形で開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2016 年８月 19 日	煙台市	総務企画局審議官	中国：銀監会副主席 韓国：金融委員会副委員長
2015 年３月 16 日	東京	金融国際審議官	中国：銀監会副主席 韓国：金融委員会副委員長

第４節　金融技術協力

Ⅰ　概要

金融庁は、アジア等の新興市場国に対し、各国の金融インフラの発展状況に応じて、①ソフト面のインフラ整備、②ハード面のインフラ整備、③行政運営の知見・経験の共有といった支援を行い、地域全体の市場機能の向上や成長に貢献している。

具体的には、アジア等の新興市場国の金融当局との間で金融技術協力の枠組を構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

Ⅱ　活動実績

金融庁はこれまでにミャンマー、ベトナム、インドネシア、タイ等の７か国 14 当局との間で金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）を実施し、金融技術協力の枠組を構築した上で、日系金融機関等の意見も幅広く聴取しつつ、長期専門家の派遣や先方関心事項に対応した現地金融当局職員対象の研修開催等、各国への技術支援を実施している。

2016 事務年度においては、例えば以下のような国を対象とし、対象国のニーズに応じた技術支援を実施。

① ミャンマーでは、証券分野において健全かつ公正な資本市場の育成のため、ミャンマー計画財務省に長期専門家を継続派遣し、2016 年３月に取引を開始したヤンゴン証券取引所（ＹＳＸ）の発展に向けた支援を継続。また、保険分野において 2017 事務年度より新たに長期専門家を派遣予定。

② ベトナムでは、ベトナム国家銀行（ＳＢＶ）への当庁職員派遣やセミナー開催を通じ、不良債権処理の促進を支援。証券分野においてはハノイ証券取引所のデリバティブ市場開設に向け、金融当局に対するキャパシティビルディングを実施。

③ インドネシアでは、継続的なトップ会談の実施により両金融当局間の信頼関係を強化。ＦｉｎＴｅｃｈやマクロプルーデンスポリシー等先方より関心が示された複数の分野における知見共有のためのセミナーを実施。

④ タイでは、証券及び保険当局とトップ会談を行い、ＦｉｎＴｅｃｈなど両国における金融行政の課題に係る意見交換を実施。

また、アジア等の新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招へいし、それぞれの分野における日本の規制・監督制度や取組み等の一般的な内容について幅広く講義を行う「銀行・証券・保険監督者セミナー」を実施している。

第５節　グローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ）

Ⅰ　概要

2014 年４月に設置したアジア金融連携センター（ＡＦＰＡＣ: Asian Financial Partnership Center）を、2016 年４月にグローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ: Global Financial Partnership Center）に改組した。支援地域については、アジアのみならず、中東やアフリカ、中南米等も対象に追加した。ＧＬＯＰＡＣでは、支援対象地域の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を通じて各国金融当局との関係を強化している。また、強固な協力関係を構築した上で、研修プログラムを終了した研究員とのネットワークを維持・強化している。

Ⅱ　活動実績

2014 年７月以降、22 の国・地域 (※) の金融当局者を招聘し、計 77 名の研究員・インターン生がＡＦＰＡＣ及びＧＬＯＰＡＣのプログラムを修了した（2017 年６月時点）。

長期滞在の研究員については、概ね２～３ヶ月間の滞在期間中、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を提供し、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、当庁職員によるテーマ別研修や意見交換等を行っている。さらに、研究員に対し、外部関係機関等を訪問する機会も提供している。

研究員は、母国の金融システムの現状や課題、ＧＬＯＰＡＣの研修プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、庁内で報告会を行う。一部の研究員については、国内で開催される国際シンポジウム等において発表することもある。

また、プログラムを修了した研究員（卒業生）との継続的なネットワーク構築・強化のため、以下、五つの施策を通じ、卒業生のフォローアップを行っている。

① 卒業生を日本に再招へいし、現役生や当庁職員との意見交換の実施
② 当庁職員が現地に出張し、卒業生との意見交換を行う同窓会の実施
③ 当庁職員が外国出張する際、卒業生とのフォローアップ面談の実施
④ ＧＬＯＰＡＣが発行するニュースレターの送付
⑤ 当庁等が主催する国際シンポジウムに卒業生をパネリストとして招へい

（※）イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、カザフスタン、カンボジア、スリランカ、タイ、タンザニア、ドバイ、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、ボツワナ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、モンゴル、ラオス。

	受入期間	人数	出身当局
第１期	2014 年７月 29 日 ～11 月 28 日	３	ベトナム中銀（１）モンゴル証券当局（２）
第２期	2014 年 10 月 21 日 ～2015 年２月６日	６	タイ中銀（２）ベトナム証券当局（１）モンゴル中銀（１）ミャンマー経済銀行（１）タイ証券当局（１）
第３期	2015 年３月３日 ～５月 29 日	７	カンボジア中銀（１）ベトナム中銀（１）ベトナム保険当局（２）モンゴル保険当局（２）タイ証券当局（１）
第４期	2015 年７月 28 日 ～10 月９日	８	カンボジア・インド・ラオス・スリランカ・タイ・ベトナム証券当局各１名、モンゴル証券当局（２）
第５期	2015 年 10 月 14 日 ～2016 年１月 15 日	６	タイ中銀（１）タイ財務省（１）カンボジア中銀（１）ベトナム中銀（１）モンゴル中銀（２）
第６期	2016 年２月 29 日 ～５月 31 日	９	タイ中銀（１）タイ財務省（１）カンボジア中銀（１）ベトナム中銀（１）モンゴル中銀（２）
第７期	2016 年７月 26 日 ～９月 30 日	８	イラン・カンボジア・タイ・ベトナム・ミャンマー中銀各１名、インド準備銀行（１）ペルー銀行保険監督庁（１）モンゴル金融規制委員会（１）
第８期	2016 年 10 月 13 日 ～2017 年１月 13 日	６	ベトナム・ブラジル・メキシコ保険当局各１名、インドネシア保険当局（２）ミャンマー財務省金融規制局（１）
第９期	2017 年２月 22 日 ～５月 19 日	９	インド・エジプト・カンボジア・タイ・タンザニア・ベトナム・ボツワナ・ラオス証券当局各１名、アスタナ国際金融センター当局（１）
インターン（数週間） 国内大学院に留学中の者		12	ウガンダ中銀（１）ウズベキスタン中銀（１）カンボジア中銀（１）タイ中銀（５）フィリピン中銀（１）フィリピン証券当局（１）ブラジル証券当局（１）ベトナム財政省（１）
短期研修（数日間）		３	ベトナム中銀（３）

第22章　その他の課題

第１節　新たな課題に関する国際的な動き

Ⅰ　サイバーセキュリティ

１．Ｇ７

Ｇ７は、金融機関に対するサイバー攻撃の脅威が増し、金融システムの安定にも影響を与えかねないことを踏まえ、米国、英国を共同議長として2015年６月にＧ７サイバーエキスパートグループを設置した。

エキスパートグループでは、金融セクターにおけるサイバーセキュリティの現状分析や、Ｇ７各国間の連携を模索することを目的として活動を行っており、2016年10月11日、金融機関がサイバーセキュリティ対策を講ずる上で、重要と考えられる「基礎的な要素」を策定し、公表した。

「基礎的な要素」では、金融機関がサイバーセキュリティ対策を講ずる上で重要なポイントとして、①サイバーセキュリティ・ストラテジーとフレームワーク、②ガバナンス、③リスク管理の評価、④モニタリング、⑤インシデント発生時の対応、⑥復旧、⑦情報共有、⑧継続的な学習、の８項目を示している。

現在、エキスパートグループでは、①サイバー対策の実効性評価の向上、②サードパーティリスク（金融機関の顧客等第三者との関係で生じるサイバーリスク）、③他の分野（エネルギー・通信）との協調などについての議論が行われている。

２．ＩＯＳＣＯ

各委員会の横断的な検討の結果として、2016年４月に「証券市場におけるサイバーセキュリティ」と題する報告書を公表した。本レポートにおいて、①サイバーセキュリティ及びフィンテックの注視、②情報共有プラットフォームの開発及び保守、③年次円卓会合開催及び④机上訓練の主導をマンデートとする、組織の設置が提言された。かかる提言を踏まえ、現在ＩＯＳＣＯでは、新たにサイバーリスクに係る組織の設置が検討されている。

３．ＣＰＭＩ－ＩＯＳＣＯ

2014年、ＣＰＭＩとＩＯＳＣＯは、清算機関等の金融市場インフラ（ＦＭＩ）に対するサイバー強靭性のガイダンスを策定することを主なマンデートとするサイバーセキュリティに関する作業部会（ＷＧＣＲ）を設置し、2016年６月に「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス（サイバーガイダンス）」を公表した。本ガイダンスは、サイバーリスク以外の他のオペレーショナル・リスク等を含むＦＭＩ原則を補完するものとされており、ガバナンス、リスクの

特定、サイバー攻撃の防御、対応及び復旧といった主要なリスク管理要素等を示している。今後、ＷＧＣＲの作業は、本ガイダンスの普及・啓蒙とＦＭＩにおけるサイバーセキュリティ強化に向けたベストプラクティスの共有へと移行する。

Ⅱ　金融包摂

2009 年９月のG20 ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20 金融包摂専門家グループの創設が決定。貧困層への金融アクセス支援と、中小企業のための官民連携による新たな資金支援スキームの検討を行うことが表明された。その後、G20 金融包摂専門家グループの活動を引き継ぐ形で、2010 年 12 月のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（ＧＰＦＩ: Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2014 年９月には金融包摂のための行動計画（ＦＩＡＰ: Financial Inclusion Action Plan）が策定された。行動計画は 2017 年が改訂年となっており、強制移住者、デジタル金融、持続可能な開発目標といった新たなテーマを盛り込み 2017 年５月のＧＰＦＩ総会で承認され、７月のG20 首脳会合に提出された。

Ⅲ　グリーンファイナンス

2015 年 12 月、2016 年G20 議長国である中国が主導し、民間資本を如何に環境に配慮した投資に向かわせるかを検討するための作業部会として、G20 の下に、Green Finance Study Group（ＧＦＳＧ）が立ち上げられた。ＧＦＳＧは 2016 年９月のＧ20 首脳会合に向けて報告書を公表し、グリーンファイナンス促進のための課題（環境リスク分析の能力やグリーンファイナンスの定義の不足など）を取り上げ、グリーンファイナンス促進のための７つのオプション（環境リスク分析の手法に関する情報共有や、グリーンファイナンスに係る指標や定義の策定など）を提示した。

2016 年、ＧＦＳＧは次の議長国ドイツに引き継がれ、環境リスク分析（Environmental Risk Analysis）と、公的に利用可能な環境情報（Publicly Available Environmental Data）の２つについて議論を行った。本年７月７日・８日のG20 首脳会合に向けて報告書が公表され、環境リスク分析手法及び環境情報の利用可能性の改善のためのオプションが提示された。

Ⅳ　フィンテック

2017 年のG20 議長国であるドイツは、G20 で取り組むべき優先分野の一つとして、技術革新がもたらす金融のデジタル化の影響を挙げている。これを受け、ＦＳＢに FinTech Issue Group（ＦＩＧ）が設置され、金融のデジタル化の影響と当局が注視すべき論点について検討を行っている。

ＦＩＧは、今年のG20 首脳会合に向けた報告書を作成しており、当該報告書では、ＦｉｎＴｅｃｈによって重大な金融安定リスクは生じていないと結論づける一方で、

各国の更なる協調が必要な分野として以下を挙げている。

① サードパーティーから生じるオペレーショナル・リスクの管理

② サイバーリスクの抑制

③ 金融システム上のリスクの監視

第２節　米国政権の交代

2016 年 11 月の大統領選挙で勝利したトランプ氏が 2017 年１月に米国大統領に就任した。金融規制関連では、2017 年２月に、米国の金融システムを規制するための主要原則についての大統領令を発出した。同大統領令を受けて、2017 年６月、金融規制の見直しに関する米国財務長官の報告がなされた。

第３節　英国のＥＵ離脱（Ｂｒｅｘｉｔ）

英国では 2016 年６月、ＥＵ離脱に関する国民投票が実施され、離脱支持が過半数を超えた。これを受け、2017 年３月には、英国はＥＵに対し正式に離脱を通知した。離脱交渉期限は 2019 年３月（通知の２年後）であることから、今後の離脱交渉の行方が注目されている。日本政府は、2016 年７月に「英国のＥＵ離脱に関する政府タスクフォース」を立ち上げ、各業界の状況、取組み等を踏まえて、同年９月に「英国及びＥＵへのメッセージ」を発出する等の対応を取っている。

資料編

資料１－１－１

金融庁の組織（平成28年度）

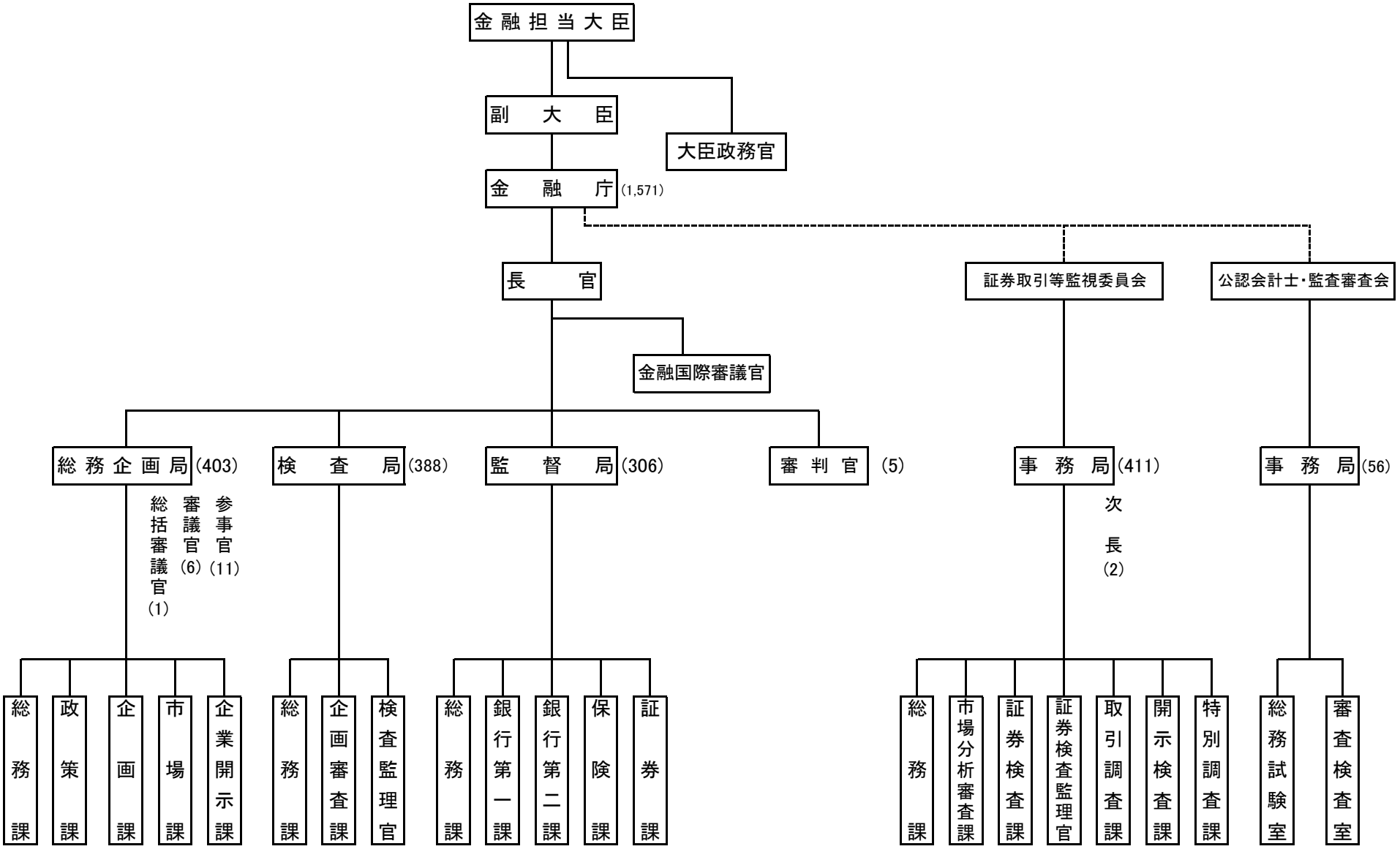

※ 数字は、平成28年度末定員。
※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

資料１－１－２

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

（特命担当大臣）

第九条　内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

２　特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第十一条　第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（所掌事務）

第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十五　（略）

二十六　金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七～三十　（略）

２　前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

３　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九の二　（略）

六十　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項に規定する事務

六十一・六十二　（略）

資料1－1－3

金融庁の各局等の所掌事務（平成28年度）

部局	課室等		所 掌 事 務
総務企画局			金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総 務 課		総務、人事、服務、研修、図書館の運営 等
		情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等
		管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生 等
		国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案 等
		国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務 等
	政 策 課		総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟 等
		金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
		サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 等
	企 画 課		金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案 等
		調査室	経済金融情勢に関する調査 等
		信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案 等
		保険企画室	保険制度に関する企画・立案 等
	市 場 課		金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案 等
	企業開示課		企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定 等
検 査 局			民間金融機関等の検査
	総 務 課		検査局の総括、金融検査の実施 等
		リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施 等
		情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
	企画審査課		金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知 等
	検査監理官		重要な金融検査の実施 等
監 督 局			民間金融機関等の監督
	総 務 課		監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括 等
		監督調査室	監督上の調査 等
		国際監督室	国際的な監督事務に関する企画・立案 等
		協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督 等
		信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応 等
		金融会社室	ノンバンクの監督 等
	銀行第一課		主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督 等
	銀行第二課		地銀、第二地銀の監督 等
	保 険 課		保険会社等の監督 等
		損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督 等
	証 券 課		金融商品取引業者等の監督 等
		資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督 等
審 判 官			課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局			市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査 等
	総務課		事務局の総合調整 等
		情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場分析審査課		日常的な市場監視、情報の収集・分析 等
	証券検査課		金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査 等
	証券検査監理官		重要な証券検査の実施 等
	取引調査課		不公正事案の調査 等
	開示検査課		開示事案の検査 等
	特別調査課		犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会 事務局			公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等
	総務試験室		事務局の総合調整、公認会計士試験の実施 等
	審査検査室		監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

（注）平成28年度末時点

資料１－２－１

金融庁の組織（平成29年度）

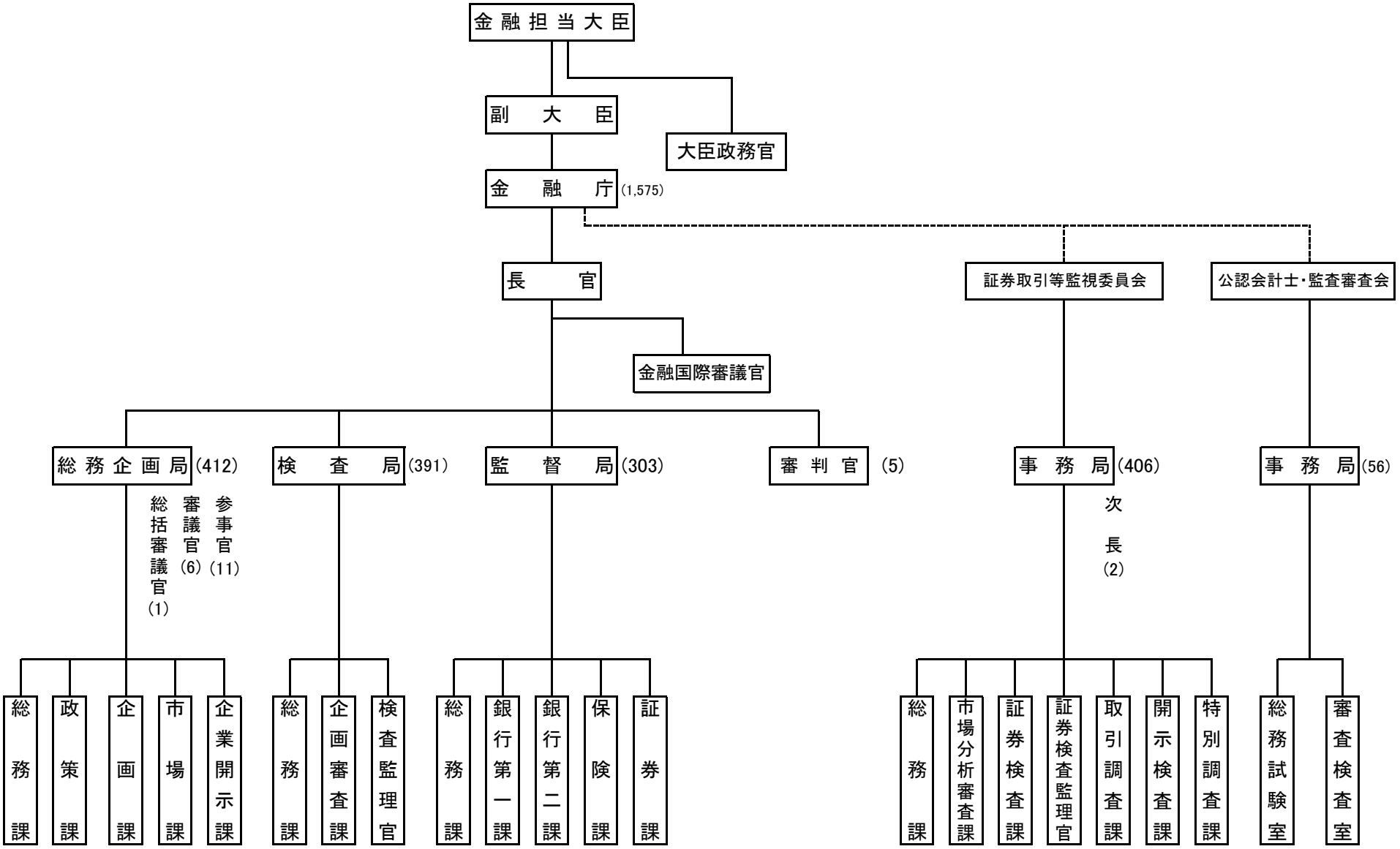

※ 数字は、平成29年度末定員。
※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

資料1－2－2

金融庁の各局等の所掌事務（平成29年度）

部局	課室等		所 掌 事 務
総務企画局			金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総 務 課		総務、人事、服務、研修、図書館の運営 等
		情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等
		管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生 等
		国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案 等
		国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務 等
	政 策 課		総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟 等
		金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
		サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 等
		資産運用支援室	国民の安定的な資産形成を促進するための基本的・総合的な政策の企画・立案 等
		地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上に必要な制度等の企画・立案 等
	企 画 課		金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案 等
		調査室	経済金融情勢に関する調査 等
		信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案 等
		保険企画室	保険制度に関する企画・立案 等
	市 場 課		金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案 等
	企業開示課		企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定 等
検 査 局			民間金融機関等の検査
	総 務 課		検査局の総括、金融検査の実施 等
		リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施 等
		情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
	企画審査課		金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知 等
	検査監理官		重要な金融検査の実施 等
監 督 局			民間金融機関等の監督
	総 務 課		監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括 等
		監督調査室	監督上の調査 等
		国際監督室	国際的な監督事務に関する企画・立案 等
		協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督 等
		信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応 等
		金融会社室	ノンバンクの監督 等
	銀行第一課		主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督 等
	銀行第二課		地銀、第二地銀の監督 等
	保 険 課		保険会社等の監督 等
		損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督 等
	証 券 課		金融商品取引業者等の監督 等
		資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督 等
審 判 官			課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局			市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査 等
	総務課		事務局の総合調整 等
		情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場分析審査課		日常的な市場監視、情報の収集・分析 等
	証券検査課		金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査 等
	証券検査監理官		重要な証券検査の実施 等
	取引調査課		不公正事案の調査 等
	開示検査課		開示事案の検査 等
	特別調査課		犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会 事務局			公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等
	総務試験室		事務局の総合調整、公認会計士試験の実施 等
	審査検査室		監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

資料２－１－１

平成27事務年度

金融レポート　主なポイント

平成28年９月

金融庁

Ⅰ．我が国の金融システムの現状(1/2)

1．世界経済・金融市場動向

- 世界経済においては、構造的な供給過剰やそれを背景としたデフレ圧力の高まりが懸念される
- デフレ圧力に対し、世界的な金融緩和が継続する中、より高い利回りを求める投資家の行動等により、世界的にリスク性資産の価格上昇が見られている
- 銀行によるマーケットメイク機能の低下、ノンバンク(シャドー・バンキング)資産の拡大といった市場構造の変化に加え、諸々の政治的な要因もあって、過去1年では、それ以前に比べて市場のボラティリティが頻繁に上昇

先進国の消費者物価指数と政策金利の推移

(注1)消費者物価指数は、日本、米国、英国の消費者物価指数(ただし、英国は小売物価指数)の単純平均。
(注2)政策金利は、日本、米国、英国の政策金利の単純平均。
(資料)Bloombergより、金融庁作成。

新興国ハイイールド債スプレッドの推移

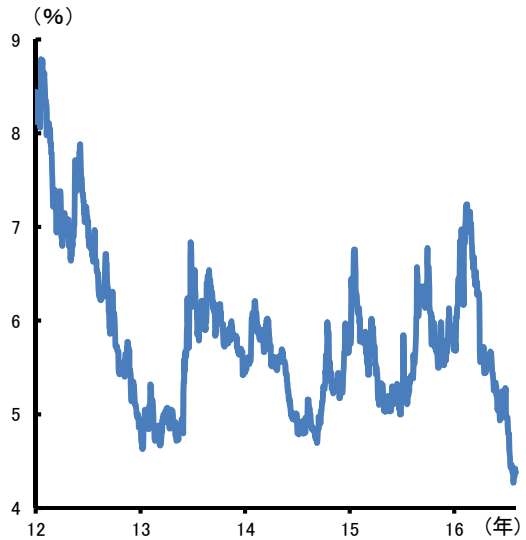

(注)バークレイズアジアハイイールドインデックスのOAS(Option Adjusted Spread)。
(資料)Bloombergより、金融庁作成。

2012年初来からの株価ボラティリティ指数の推移

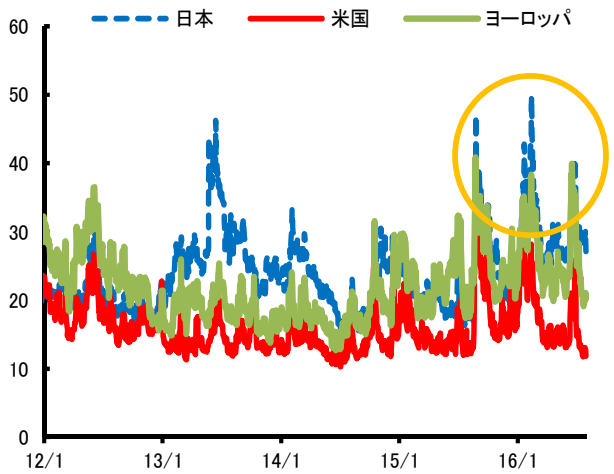

(資料)Bloombergより、金融庁作成。

Ⅰ．我が国の金融システムの現状(2/2)

2．我が国の金融システムの評価とその健全性に影響を及ぼしうるリスク

■ 我が国の金融システムは総体として健全で安定しているものの、特に以下の点には留意が必要

- ✓ 金利低下が継続する中、短期で調達し、中長期の貸出・証券運用を行うビジネスモデルの持続可能性
- ✓ 海外向けの与信や証券投資が拡大することに伴う外貨流動性管理
- ✓ 世界経済・市場の変化が信用コストに与える影響
- ✓ 国債市場の低流動性や異例に低いタームプレミアムの中での金利変動リスク
- ✓ 過去との比較において特に高い伸びではないが、不動産向け貸出(アパートローンを含む)を含めた与信の集中リスク

資金利益(株式除く)の増減要因

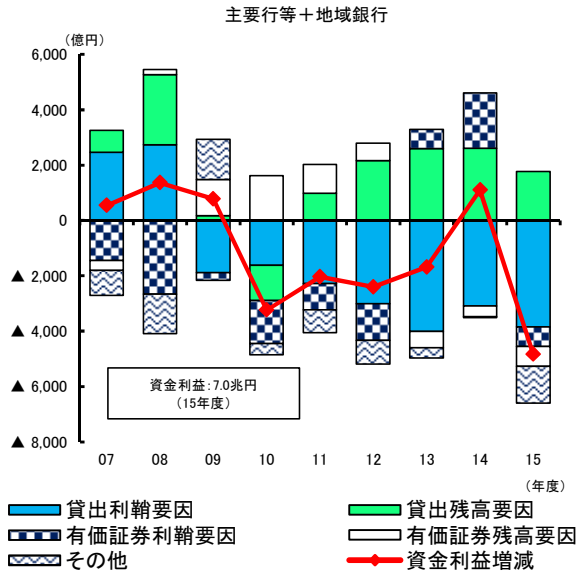

(資料)金融庁

円金利リスク量

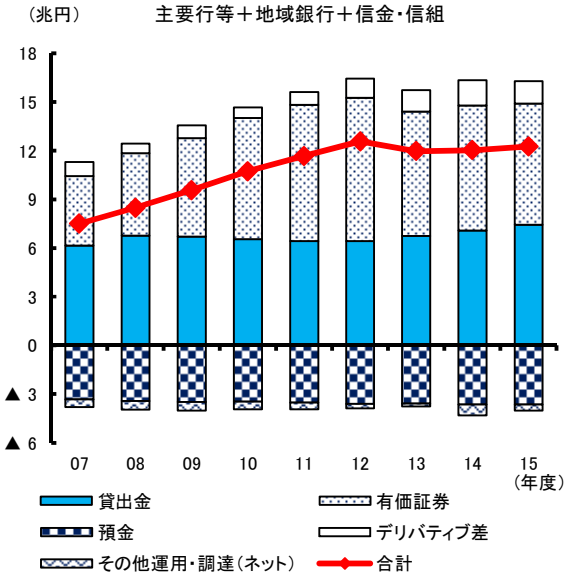

(資料)金融庁

不動産業向け貸出(業態別)の増減

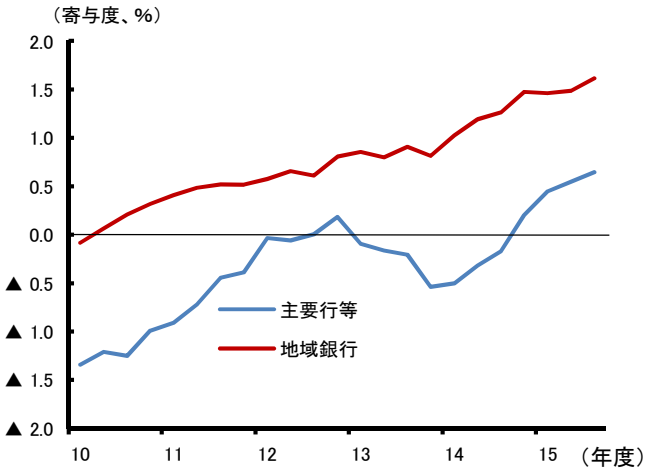

(注)総貸出額の変化率(前年同期比)に対する、不動産業の寄与度を表す。
(資料)日本銀行資料より、金融庁作成。

Ⅱ．金融行政の重点施策に関する進捗・評価（1/7）

1．　金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

グローバルに活動する金融機関

- ■ 主要行等の海外向け貸出が拡大する中、市場環境の変化を捉えた機動的な与信管理が必要
- ■ 外貨資金調達額が増加する一方、調達コストは上昇しており、安定的な外貨調達手段の確保等が課題
- ■ 預金を集めても、国内外の貸出利鞘が低下する中、貸出規模の拡大による収益確保がより困難に。また、国債等からの収益確保も難しい状況。国民の安定的な資産形成に資する良質な金融商品の販売等を通じて、資産規模をコントロールしつつ、より安定的な収益基盤を構築することが重要

主要行等の貸出利鞘と貸出金（国際業務部門）

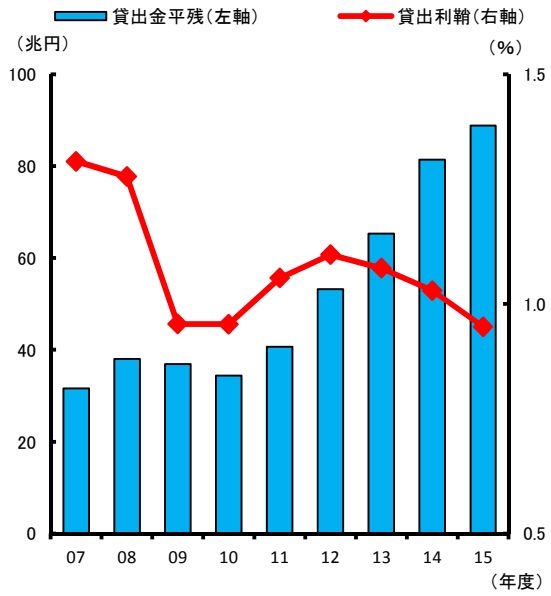

（資料）金融庁

ドル円通貨ベーシスの推移

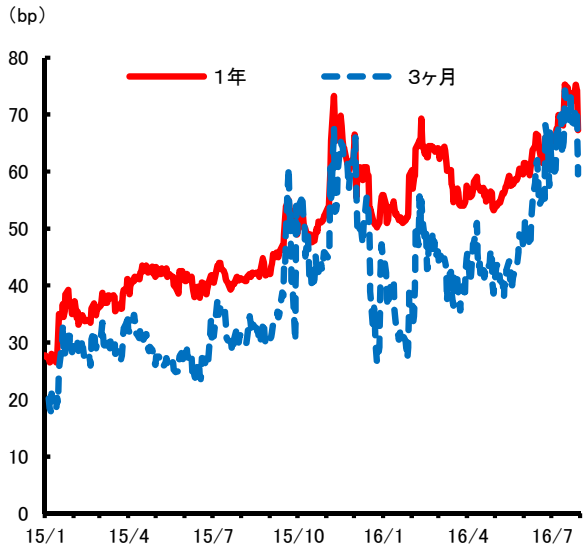

（資料）Bloombergより、金融庁作成。

ROAとその要因分解

	欧米主要銀行平均（15年12月末）	3メガバンクグループ平均（16年3月末）
ROA（総資産利益率）	0.45%	0.34%
総資産業務粗利益率	2.96%	1.36%
総資産資金利益率	1.27%	0.66%
総資産非金利利益率	1.69%	0.70%
総資産経費率	▲2.11%	▲0.83%
総資産信用コスト率	▲0.16%	▲0.05%

（注）上記欧米主要銀行は、G-SIBsから、中国の4行と3メガバンクグループを除いた23行。
（資料）各社公表資料等より、金融庁作成。

Ⅱ．金融行政の重点施策に関する進捗・評価（2/7）

地域金融機関

- 金利低下が継続する中、地域銀行全体として利鞘縮小を融資拡大でカバー出来ない状況。
  今後、人口減少等により借入需要の減少が予想される中、担保・保証などに依存した単純な貸出業務の収益性は更に低下するおそれ
- こうした中、顧客企業の事業の内容をよく理解し、そのニーズに応え、企業価値向上への貢献を通じて、収益を確保するビジネスモデルを構築している銀行が存在
- 顧客企業も、貸出金利の低さより、事業の理解に基づく融資や経営改善等に向けた支援を求める傾向

地域銀行の貸出利鞘と貸出金

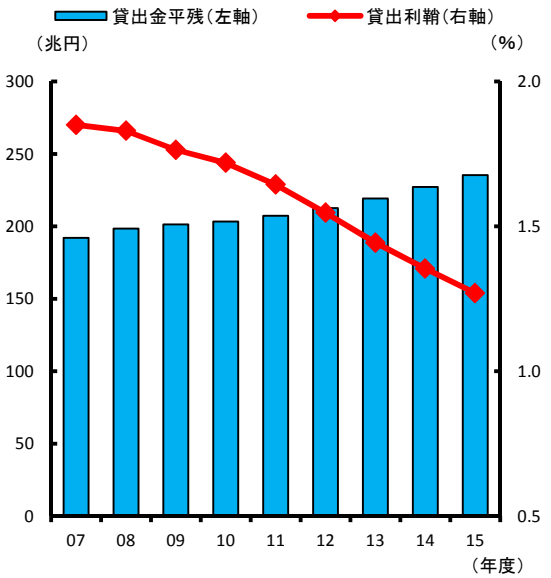

（資料）金融庁

2025年における顧客向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益率の試算

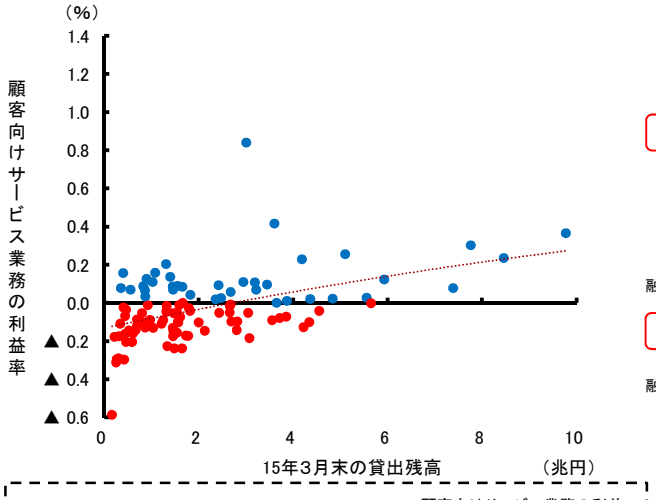

顧客向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益率＝$\frac{\text{顧客向けサービス業務の利益}}{\text{預金残高}}$

（注）銀行の収益性は、顧客向けサービス業務以外にも、有価証券運用による収益も勘案する必要。
（資料）金融庁

企業がメインバンクに求めるもの

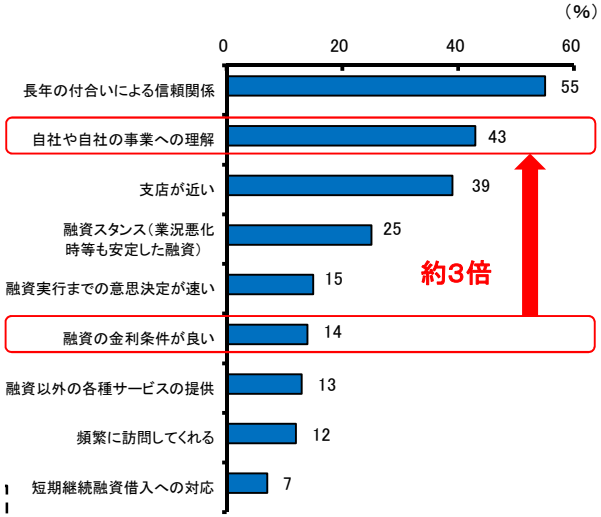

（資料）金融庁

Ⅱ．金融行政の重点施策に関する進捗・評価（3/7）

2．活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

国民の安定的な資産形成の促進：「貯蓄から資産形成へ」（1/2）

- ■ 我が国家計金融資産の52%が現預金。米英に比べ株式・投信等の割合が低い
- ■ 家計金融資産の構成の違いが、過去における我が国家計金融資産の伸びが米英に比べて低いことの一因に
- ■ 投資対象と投資時期の分散を行うことで、中長期的に安定的なリターンを実現することが可能
  - ✓ 投資対象をグローバルに分散させることで、世界経済の成長の果実を享受することが可能に
  - ✓ 投資時期の分散（積立投資）により、高値掴み等のリスクの軽減が可能に
  - ✓ 長期で保有することにより、リターンの安定化が可能に

各国の家計金融資産構成比

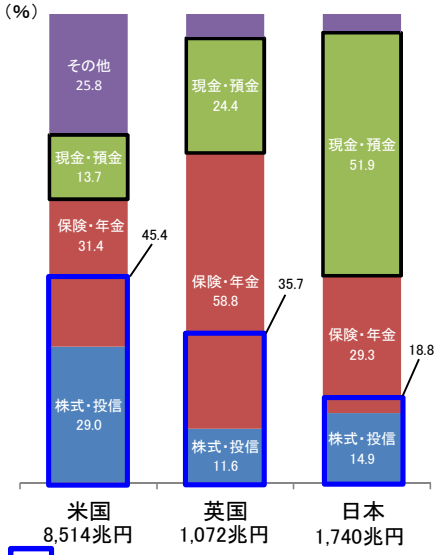

（注）15年12月末の為替レートにて換算。
（1ドル＝120.3円、1ポンド＝177.3円）
（資料）FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

各国の家計金融資産の推移

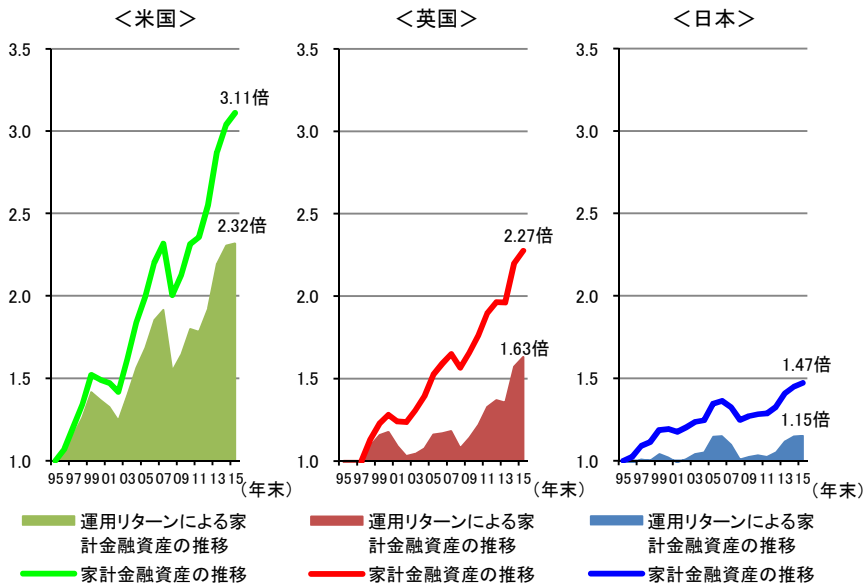

（注）95年＝1（英国のみ97年＝1）として指数化。
（資料）FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

長期・積立・分散投資の効果

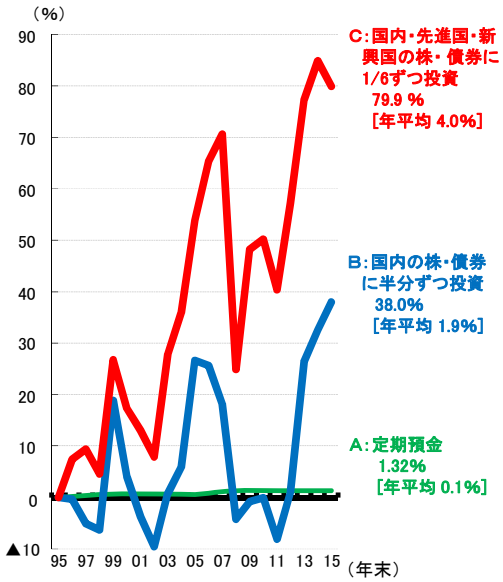

（資料）Bloombergより、金融庁作成。

Ⅱ．金融行政の重点施策に関する進捗・評価（4/7）

国民の安定的な資産形成の促進：「貯蓄から資産形成へ」（2/2）

■ 少額からの積立・分散投資促進のためのNISAの改善・普及や、効果的な投資教育の提供が必要

✓ NISAによる投資は増加しているものの、積立投資の割合は低い

✓ 投資教育を受けたことの無い者の割合が約7割。そのうち3分の2は、「そもそも投資の知識は不要」との考え

■ 商品開発や販売等に携わる金融機関に対する、真に顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）の徹底が必要

✓ 多くの金融機関は、手数料の稼げる商品を販売。銀行窓販の投信については、販売額や販売手数料等の収益は拡大を続けている一方、残高は伸びていない

規模の大きい投資信託の日米比較（純資産額上位5銘柄）

	規模（純資産）の平均（兆円）	販売手数料	信託報酬（年率）	収益率（年率）
		平均（税抜き）		過去10年平均
日本	1.1	3.20%	1.53%	▲0.11%
米国	22.6	0.59%	0.28%	5.20%

（注1）米国投信純資産額は1ドル＝112.43円にて換算。
（注2）日本の販売手数料は上限。米国投信でシェアクラスによって手数料が異なる場合は、各クラスの残高を基に加重平均。
（注3）収益率は、販売手数料を加味し、分配金を再投資しないベースで算出。
（資料）QUICK（日本）、運用会社公表資料（米国）より、金融庁作成。

投資信託の販売額・収益の推移

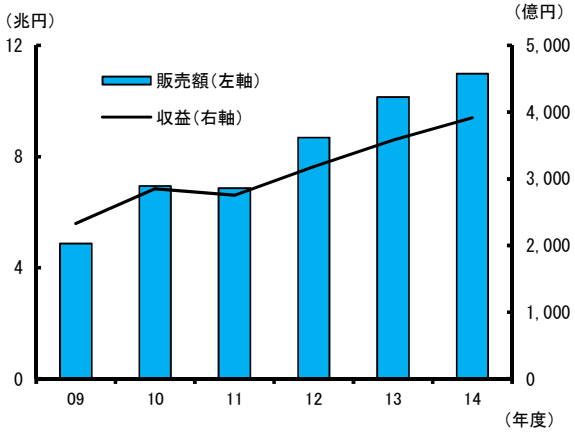

（注）主要行等及び地域銀行。
（資料）金融庁

投資信託窓販と預金の残高比較

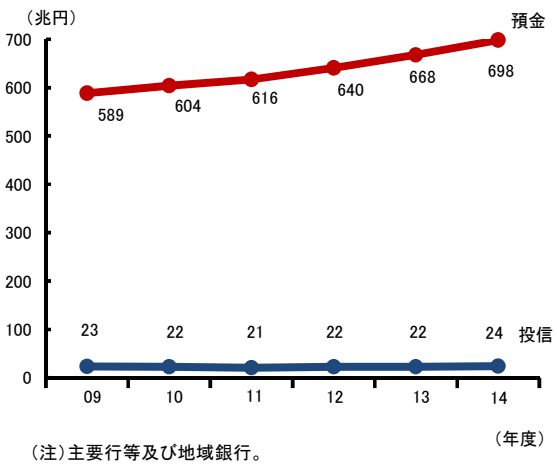

（注）主要行等及び地域銀行。
（資料）全国銀行協会、金融庁

Ⅱ．金融行政の重点施策に関する進捗・評価（5/7）

ガバナンス改革による企業価値の向上

- ■ 企業が、経営環境の変化に対応しつつ、株主のみならず、顧客・従業員・取引先・地域社会をはじめとする様々なステークホルダーと適切に協働しながら、中長期的に企業価値を向上させることが重要
- ■ 継続的な企業価値向上のため、コーポレートガバナンス・コード及びスチュワードシップ・コードを策定。両コードは、我が国の企業行動に変化をもたらしつつある
  - ✓ 上場企業において独立社外取締役の選任や政策保有株式の縮減に向けた動きが進展
  - ✓ 「物言わぬ株主」と見られてきた国内投資家にも変化の兆し
- ■ ガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させることが重要
- ■ 年金等の資産保有者から運用を受託する運用機関のガバナンスや利益相反管理の強化、資産保有者による運用機関へのスチュワードシップ活動強化に向けた働きかけ等について必要な取組みを促進

市場の公正性・透明性の確保に向けた取組みの強化

（会計監査の質の向上）

- ■ 監査法人が高品質な会計監査を提供し、企業や株主から適切に評価されることで、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立する必要

（その他の取組み）

- ■ その他市場の公正性・透明性の確保に向けて、以下の取組みを実施
  - ➢ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化
  - ➢ IPO及びエクイティ・ファイナンスの適切性の確保
  - ➢ 開示及び会計基準の質の向上
  - ➢ 市場のインフラ・システムの頑健性の確保

Ⅱ．金融行政の重点施策に関する進捗・評価（6/7）

３．　IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

FinTechへの対応

- 金融サービスのイノベーションを通じて、国民にとってより良いサービスの提供が図られることが重要であり、利用者保護や不正の防止、システムの安定性等の観点から必要な対応を図りつつ、FinTechの動きを、利用者利便や生産性の向上、コスト削減など、我が国金融・経済の発展につなげていくことが求められる
- 金融機関は、既存の組織・人材・システム等の見直しも含め、変革に向けた果断な意思決定を遅滞なく行う必要
- こうした観点から、以下のような取組みを推進
  - ✓ 銀行等による金融関連IT企業等への出資の容易化や、仮想通貨に関する対応等の法整備を実施
  - ✓ 「FinTechサポートデスク」を設置し、FinTech企業等の相談に一元的に対応
  - ✓ 我が国でFinTech企業が成長していく環境を整備するため、有識者会議を設置

サイバーセキュリティの強化

- リスクベース・アプローチに基づく対策を行う良好事例が認められる一方、経営陣の関与が受動的で態勢整備が遅れている金融機関も少なからず存在
- サイバー攻撃への対応能力向上に向け、業界横断的な演習等を通じて、金融業界全体のレベルを底上げしていく必要

アルゴリズム取引等への対応

- アルゴリズムを用いた高速な取引の影響力の増大が市場に及ぼす影響について、金融審議会で議論
- 欧米における規制等の動向も踏まえながら我が国における対応について検討

Ⅱ．金融行政の重点施策に関する進捗・評価（7/7）

4．　国際的な課題への対応

国際的な金融規制改革への対応

■ 世界金融危機以降の金融規制改革は、金融システムの強靭性を高める一方で、過度な規制には金融機関の規制回避行動等を通じた歪みの惹起や、成長資金の供給への悪影響等の懸念が存在。以下の点を国際的に意見発信

- ✓ 金融規制改革が経済の持続的な成長と金融システムの安定性の両立を実現できるものとなっているか
- ✓ 全体として最適な規制体系となっているか
- ✓ 金融システムの脅威にフォワードルッキングに取り組んでいるか

→ 同様の考え方は国際的にも広まりつつあり、監督当局等で構成される金融安定理事会（FSB）等において、規制の複合的効果の検証作業が始まっている

■ 我が国金融システムの課題と国際的な課題に関して、国内規制・監督担当者と国際交渉担当者が一体的なチームを編成し、課題ごとの考え方を整理した上で戦略的な対応を図るアプローチを推進

国際的なネットワーク・金融協力の強化

■ 金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、以下のような当局間の国際的な連携強化を推進

- ✓ 多国間の監督協力ネットワークの拠点として我が国の国際的なプレゼンスを高めるため、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）常設事務局の東京への設置が決定
- ✓ より広範な当局間との連携を強化するため、「アジア金融連携センター（AFPAC）」を「グローバル金融連携センター（GLOPAC）」に改組

Ⅲ. 金融庁の改革

金融庁のガバナンス

■ 内外の環境変化に行政対応が遅れることのないよう、外部からの意見や批判が常に入る「開かれた体制」を構築

- ✓ 外部の意見等が中立的な第三者を通じて金融庁に伝わるための「金融行政モニター」制度の構築
- ✓ 各種有識者会議の立ち上げ

■ 職員一人ひとりが「国益への貢献」を追及し、組織として高い成果を出していくよう、職員の意識改革の取組みを実施

- ✓ 組織の問題点を明確化するため、組織活性化アンケート調査を実施
- ✓ 管理職等について360度評価・研修を実施
- ✓ テレワークやフレックスタイム等ワークライフバランスを実現するための環境を整備

金融行政のあり方

■ 新しい検査・監督のあり方に関する以下のような方向性について、内外の関係者に対して問題提起

- ✓ **形式から実質へ**
  規制の形式的な遵守（ミニマム・スタンダード）のチェックから、実質的に良質な金融サービスの提供（ベスト・プラクティス）を重視
- ✓ **過去から将来へ**
  過去の一時点の健全性の確認より、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性等を重視
- ✓ **部分から全体へ**
  特定の個別問題への対応に集中するより、真に重要な問題への対応が出来ているかを重視

■ 平成28事務年度には、上記を踏まえた新しい検査・監督の基本的な考え方について、有識者会議を開催し、外部の有識者を交え議論、整理の上、とりまとめる予定

資料２－１－２

平成28事務年度　金融行政方針

主なポイント

平成28年10月

金融庁

Ⅰ．金融行政運営の基本方針

■ 金融庁は、昨年より、金融行政が何を目指し、いかなる方針で行政を行っていくかについて**「金融行政方針」**として明確化し公表。その進捗や実績を年次で評価し、**「金融レポート」**として公表（本年９月）

➡ 本事務年度の「金融行政方針」に反映（PDCAの実施）

■ 金融庁は、**①金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、②利用者保護/利用者利便、③市場の公正性・透明性/活力を確保**することにより、**企業・経済の持続的成長**と**安定的な資産形成**等による**国民の厚生の増大**を目指す

■ 金融を取り巻く環境が急激に変化する中、上記を実現するためには、以下の変革が必要

（1） 金融当局・金融行政運営の変革

（2） 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換

（3） 「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

Ⅱ．金融当局・金融行政運営の変革

(1) 検査・監督のあり方の見直し

問題意識

■ 従来の**厳格な個別資産査定や法令遵守確認**を中心とする検査・監督手法を機械的に継続すると、**副作用**を生むおそれ

■ 金融を巡る環境の変化への対応として、**金融機関自身による**主体的で多様な**創意工夫を促す**ためには、それに応じた**新しい検査・監督の手法を工夫**する必要

新しい検査・監督の基本的な考え方

➢ **形式から実質へ**
規制の形式的な遵守（ミニマム・スタンダード）のチェックより、**実質的に良質な金融サービスの提供（ベスト・プラクティス）**を重視

➢ **過去から将来へ**
過去の一時点の健全性の確認より、将来に向けた**ビジネスモデルの持続可能性**等を重視

➢ **部分から全体へ**
特定の個別問題への対応に集中するより、**真に重要な問題への対応**ができているかを重視

➡ 新しい検査・監督の基本的な考え方や手法等について、有識者会議を開催し、議論・整理の上、とりまとめる

Ⅱ．金融当局・金融行政運営の変革

(2) 良質な金融商品・サービスの提供に向けての競争実現（市場メカニズムの発揮）

- 金融機関が**顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競う環境**の整備

（具体的取組み）

- ✓ 金融商品・サービスに係る各種手数料等の開示を促進
- ✓ 金融機関による顧客本位の取組みの自主的な開示を促進
- ✓ 当局が検査・監督等で得た知見を積極的に公表、問題提起
- ✓ 優良金融機関の表彰制度を創設

➡ **「見える化」によって、金融機関の取組みが顧客から正当に評価されるメカニズムを実現**

(3) 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善）

（具体的取組み）

- **外部の意見**が行政に的確に反映される意思決定
- **行政の考え方を公表**すること等による関係者（金融機関・企業・家計等）との対話
- **「真の国益を絶えず追求する」組織**とするための改革
  - ✓ 職員の評価基準の変更（「国益」のためにチャレンジし改革する職員を評価）
  - ✓ 職員の専門性向上（専門分野毎に世界の最先端に遅れない人材を育成）
  - ✓ 職場環境の改革（斬新な発想が湧き出るためのワークライフバランスを実現）　等

Ⅲ．国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換

(1) 家計における長期・積立・分散投資の促進

（課題）

- ■ 金融資産の過半が現預金/資産運用のリターンが低い
- ■ 投資のリテラシー・成功体験が不足

（具体的施策）

- ➢ **少額からの長期・積立・分散投資促進のためのNISA**の改善・普及
- ➢ 投資初心者を主な対象とした**実践的な投資教育**
- ➢ 投資信託等の**商品の比較・選択に資する情報**について、**顧客が判り易いような形での提供**を検討

各国の家計金融資産構成比

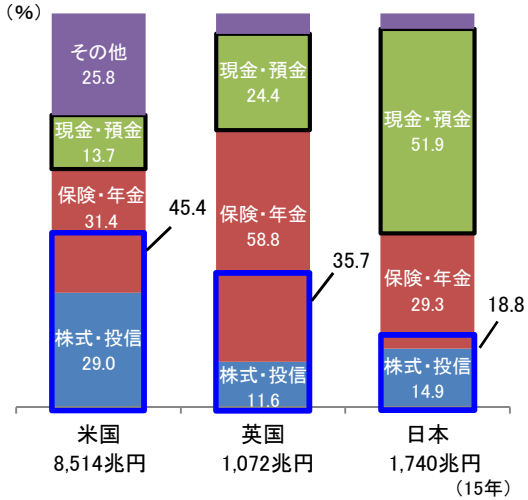

□ の部分は間接保有を含む株式・投信投資割合

（資料）FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

各国の家計金融資産の推移

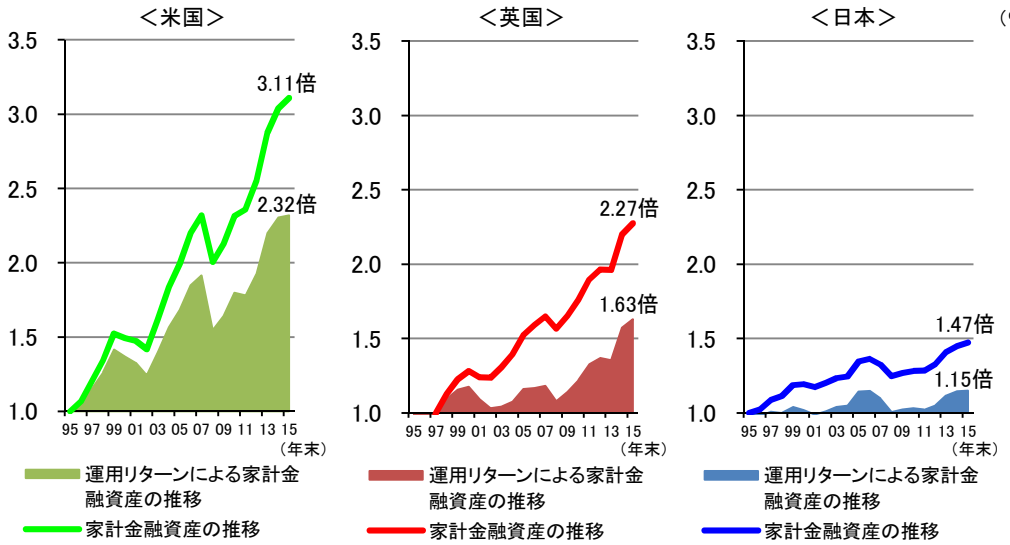

（注）1995年＝1（英国のみ1997年＝1）とする

（資料）FRB、BOE、日本銀行資料より、金融庁作成。

長期・積立・分散投資の効果

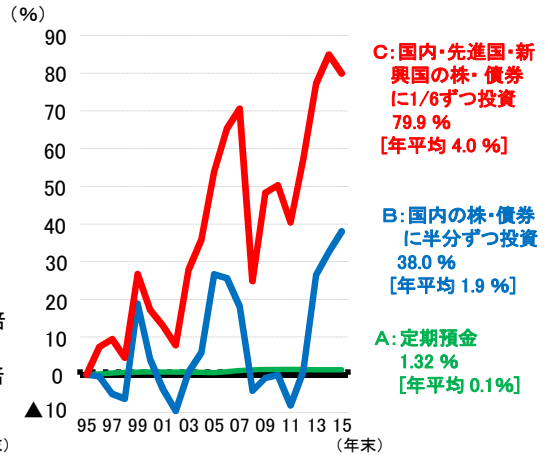

（資料）Bloombergより、金融庁作成。

Ⅲ．国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換

(2) 金融機関等による顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）の確立と定着

（課題）

- ■ 手数料稼ぎを目的とした顧客不在の金融商品販売
- ■ 商品・サービスの手数料水準やリスクの所在が顧客に分かりにくい

（具体的施策）

- ➢ **顧客本位の業務運営を行うべきとの原則（フィデューシャリー・デューティー）**の確立・定着
- ➢ **手数料の開示の促進**/商品の**リスクの所在等の説明（資料）の改善**
- ➢ 金融機関による**顧客本位の取組みの自主的な開示**の促進

規模の大きい投資信託の日米比較（純資産額上位5銘柄）

	規模（純資産）の平均（兆円）	販売手数料	信託報酬（年率）	収益率（年率）
		平均		過去10年平均
日本	1.1	3.20%	1.53%	▲0.11%
米国	22.6	0.59%	0.28%	5.20%

（資料）QUICK（日本）、運用会社公表資料（米国）より、金融庁作成。

銀行の投資信託販売額・収益の推移

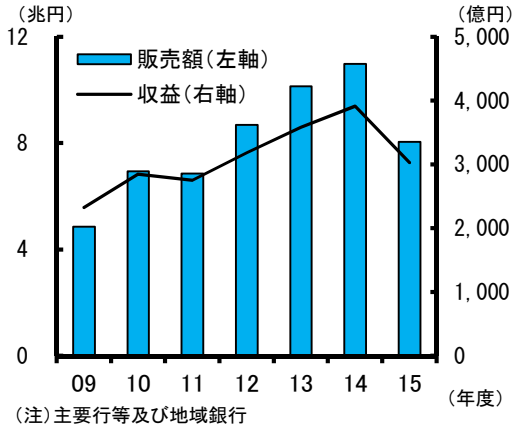

（注）主要行等及び地域銀行
（資料）金融庁

投資信託銀行窓販と預金の残高比較

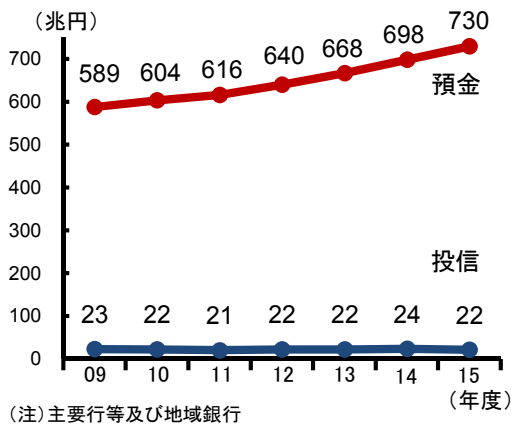

（注）主要行等及び地域銀行
（資料）全国銀行協会、金融庁

Ⅲ. 国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換

(3) 機関投資家による投資先企業との建設的な対話の促進とそれを通じた企業価値の向上

（課題）

- ■ 運用の高度化
- ■ 個別企業の価値を評価した長期視点の投資、投資先企業との建設的な対話が不十分

（具体的施策）

- ➢ 機関投資家（資産保有者・運用機関）が最終受益者の利益を第一に考え、企業と建設的な対話を行うことを促進するため、**スチュワードシップ・コードを改訂**
- ➢ 運用機関における顧客本位の活動を確保するため、系列親会社等との関係から生じ得る**利益相反の管理やガバナンスを強化**
- ➢ 最終受益者の利益を確保するため、**資産保有者（年金基金等）による運用機関への働きかけ・チェックを強化**

(4) 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

- ➢ 市場環境のマクロ的な視点での分析等を通じた**機動的な市場監視**

(5) 会計監査、開示及び会計基準の質の向上

- ➢ 質の高い会計監査の提供を促すため、**監査法人のガバナンス・コードの策定**等
- ➢ 開示の公正性・透明性の向上のため、企業が公表前の内部情報を第三者に提供する場合に、他の投資家にも同時に情報提供するルール（**フェア・ディスクロージャー・ルール**）**の導入に向けて検討**

Ⅳ.「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

- 世界的な長短金利の低下や、テクノロジーの進化など、**金融業を取り巻く環境は大きく変化**
- 横並びで単純な量的拡大競争に集中するような銀行のビジネスモデルは限界に近づいている。金融機関は、**現在のビジネスモデルが環境変化の下で持続可能か**検証が必要
- 金融機関が**顧客本位の良質な金融サービスを提供**し、企業の生産性向上や国民の資産形成を助け、**結果として、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保**するという好循環（**「共通価値の創造」**）を目指すことが望まれる

金利低下により、利鞘縮小を貸出増でカバーできない状態

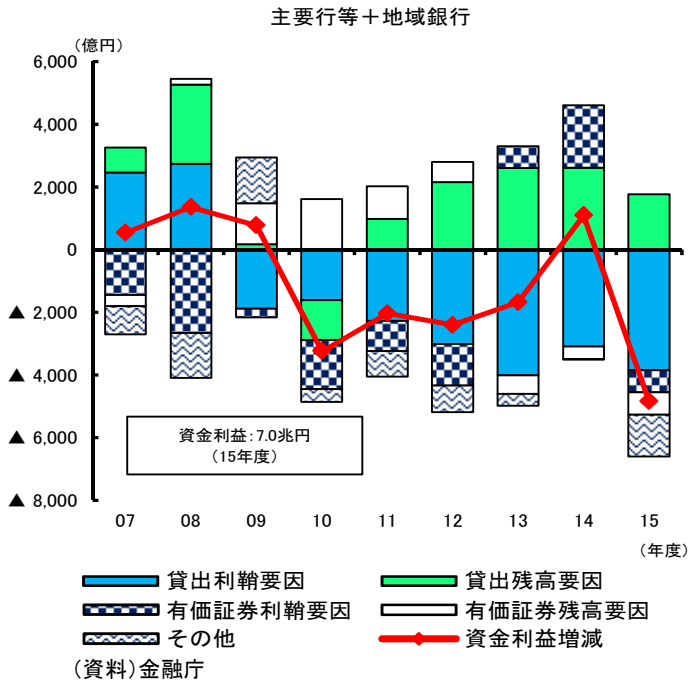

（資料）金融庁

生産年齢人口減少等により、2025年には、6割を超える地域銀行において、顧客向けサービス業務（貸出・手数料ビジネス）の利益率がマイナスになる可能性

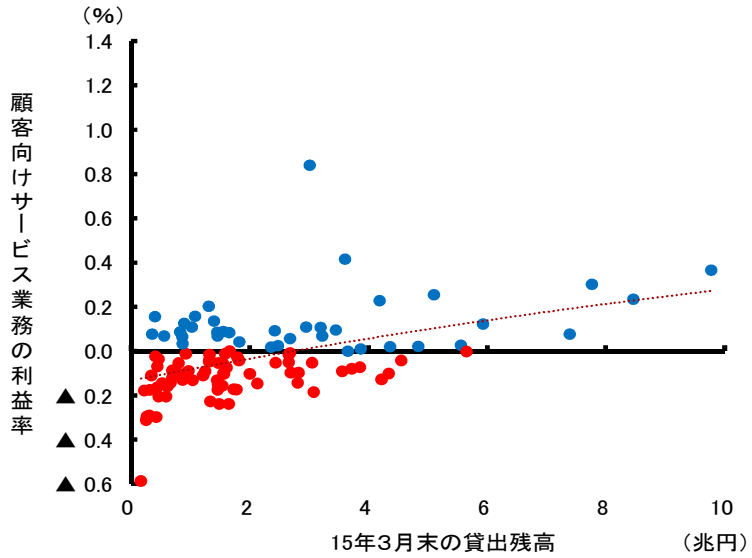

（資料）金融庁

Ⅳ.「共通価値の創造」を目指した金融機関のビジネスモデルの転換

(1) 金融仲介機能発揮に向けた取組みの実態把握

- 融資に関し、**金融機関と顧客の認識に相違**が存在
  - 銀行：融資可能な貸出先が少なく、銀行間の金利競争が激しい
  - 顧客：銀行は担保・保証が無いと貸してくれない

（参考）「日本型金融排除」のイメージ図

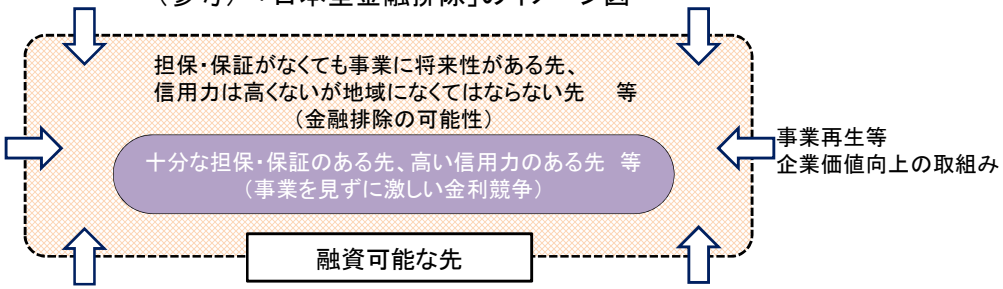

- 十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないため、企業価値の向上等が実現できていない状況（**「日本型金融排除」**）**が生じていないか、実態把握**

(2) 金融機関との深度ある対話

- 金融機関の取組みの実態把握、「金融仲介機能のベンチマーク」(注)等の**客観的な指標**を活用し、ガバナンス、業績目標・評価、融資審査態勢等を含め、**金融仲介の質の向上に向けて**、経営陣と**深度ある対話**を実施

（注）金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（55項目）を本年9月に公表
例：経営改善が見られた取引先数、金融機関が関与した創業件数、事業の評価に基づく融資先数　等

(3) 開示の促進等を通じた良質な金融サービスの提供に向けた競争の実現

- **自行の取組みを顧客に積極的に開示**するよう促し、また、**金融機関の優れた取組みを当局が公表・表彰**
- これらを通じ、**良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争を促す**

(4) 金融システムの健全性維持

- **世界的に各種資産価格が上昇**する中、国内外の経済や市場に混乱が生じた際にも、我が国の金融システムが健全性を保ち、金融仲介機能を発揮できるよう、**様々なストレスシナリオとその影響を分析し、健全性確保に向けた対話**を金融機関と実施

（グローバルに活動する金融機関）

✓ 経済・市場環境の変化に対応した、**より機動的な海外与信の管理**や、**より安定的な外貨調達**の実現に向けての対話を行う

（国内で活動する金融機関）

✓ 国内金利の低下に対応し、**長期債への投資や不動産向け与信**を増加させる動き等が見られる中、これらを含む各種のリスクテイクが、**経済・市場環境が変化した際に金融機関の健全性に与える影響等について検証**し、対話を行う

✓ **ビジネスモデルの持続可能性に大きな課題**が認められる金融機関に対しては、**課題解決に向けた対応**を促す

Ⅴ．IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

(1) FinTechへの対応

- FinTech（金融・IT融合）の動きが、**金融の姿を今後大きく変えていく**ことが見込まれる
- 金融サービスの**イノベーションを通じて、国民にとってより良いサービスの提供**が図られるよう、必要となる**制度面の対応について機動的に検討**するとともに、**決済インフラの高度化、新たな金融技術の活用**を推進
- 既存の金融機関は、組織・人材・システム等の見直しも含め、**変革に向けた果断な意思決定を遅滞なく行う必要**があり、**我が国金融機関のタイムリーな対応**を促進
- **FinTechベンチャーの登場・成長が進んでいく環境の形成**に向けた取組みを継続

(2) サイバーセキュリティの強化

- サイバー攻撃は**金融システム全体に対する最大の脅威**の一つ
- 金融分野のサイバーセキュリティの底上げを図るため、初の**金融業界横断的な演習**を実施

(3) アルゴリズム取引等への対応

- アルゴリズムを用いた高速な取引について、**欧米における規制等の動向も踏まえ、対応を検討**

Ⅵ. 国際的な課題への対応

(1) 金融規制・監督のあり方についての国際的な提言

- **世界金融危機後の規制改革**について、金融庁は**経済の持続的成長と金融システムの安定の両立の必要性等に関して問題提起**を行ってきた。今後、残された改革項目が、**こうした考え方を踏まえて最終化**されるよう努めるとともに、規制の複合的な影響のモニタリングを推進
- 世界的な長短金利の低下やテクノロジーの進化の下で、**金融機関が適切なビジネスモデルを構築**し、**経済の持続的成長に貢献**することが国内外で共通する課題。金融庁は、**こうした課題に対応した金融規制・監督のあり方**について、国内の検討も踏まえつつ、**国際的に意見発信**

(2) IFIARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

- **監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）常設事務局開設**（来年４月）と東京本会合開催、その後の円滑な運営に資する支援等を実施

(3) 国際的なネットワーク・協力の強化

- 金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、**「グローバル金融連携センター（GLOPAC）」における新興国の金融当局職員の受入れ**を含めた取組みにより、**当局間のネットワーク・協力を強化**

資料２－４－１

金融研究センター研究官・特別研究員一覧

（平成 29 年 6 月末現在）

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト（リエゾン）	氏名（任期）	所　属
研究官 （常勤）	市場リスク計測手法についての考察	磯部 昌吾	―
	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に向けた諸問題の調査・研究	花田 隆仁	―
特別研究員 （委嘱）	日本及び各国におけるクロスボーダーの金融サービス利用者保護案件に関する現状調査と今後の課題への提言等	北見 良嗣	帝京大学 法学部法律学科 教授
		首藤 優	帝京大学 法学部法律学科 講師
	地域金融機関による地方創生のあり方に関する研究	真鍋 雅史	嘉悦大学 ビジネス創造学部 准教授
		平賀 一希	東海大学 政治経済学部経済学科 准教授

資料２－４－２

平成28事務年度に公表したディスカッションペーパー

公表日	ディスカッションペーパー タイトル
29年1月	地域金融市場では、寡占度が高まると貸出金利は上がるのか
29年1月	長崎県における地域銀行の経営統合効果について
29年6月	Trading and Ordering Patterns of Market Participants in High Frequency Trading Environment -Empirical Study in the Japanese Stock Market-

（注）公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

資料２－４－３

フィンテック・サミット（プログラム）

日時：　平成 28 年 9 月 21 日（水）
場所：　東京丸の内　丸ビルホール
主催：　金融庁、日本経済新聞社

時間	プログラム	登壇者（予定）
9:00 −9:05	開会挨拶	麻生太郎　副総理・財務大臣・金融担当大臣
9:05 −9:10	共催者挨拶	岡田直敏　日経新聞社社長
9:10 −9:50	アジアの金融と フィンテック	ソプネンデュ・モハンティ　シンガポール MAS FTIG 長 ファリダ・ペランジナンジン　インドネシア中央銀行　決済システム制度課長 谷崎勝教　三井住友 FG 取締役 (モデレーター)田中正明　PwC　インターナショナルシニアグローバルアドバイザー
9:50 −10:35	ブロックチェーン 時代の夜明け	松尾真一郎　MIT メディア・ラボ研究員 リカルド・コレイア　R3 APAC Products and Lab 代表 ダイアナ・ビッグス　Proof of Purpose　CEO、UCL ブロックチェーン技術研究所産業連携統括部長 村林聡　MUFG 専務執行役員 (モデレーター)山岡浩巳日本銀行決済機構局局長
10:35 −16:00	（日経主催イベント、ランチブレイク）	
16:00 −16:45	伝統的金融機関の 戦略	アンシュ・ジェイン　前ドイツ銀行共同CEO 佐藤康博　みずほFG　CEO 岩下直行　日本銀行 FinTech センター長 (モデレーター)トム・ブライスワイト　FT社
16:45 −17:30	公的セクターの 役割と今後の課題	ショール・デイビッド　英国国際通商省 ピエール・グラメーニャ　ルクセンブルク財務大臣（ビデオレター出演） 森下哲朗　上智大学法科大学院教授 松尾元信　金融庁総務企画局参事官 (モデレーター)翁百合　日本総合研究所副理事長
17:30 −17:40	閉会挨拶	森信親　金融庁長官

資料２－４－４

平成 28 事務年度　金曜ランチョン

開催日	講 師	テーマ
平成 28 年 7 月 22 日	岩壷 健太郎 （神戸大学大学院経済学研究科 教授）	「FX 取引：気質効果とロスカット規制～口座別 FX 取引データを用いた分析～」
8 月 5 日	小出 哲也 （新日本監査法人 金融アドバイザリー部 シニアマネージャー）	「金融機関のサイバーセキュリティへの取り組みと現状」
8 月 26 日	岡田 克彦 （関西学院大学大学院経営戦略研究科 教授）	「AI とビッグデータによる資産運用の未来」
9 月 16 日	Mr. Bhartendu Kumar Das, Visiting Fellow, Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA	“Supervision of Banks, Japan and India”
	Ms. Undram Tod, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Study of the Japanese Regulatory Framework for Cooperative Financial Institutions and SME Finance”
9 月 23 日	Ms. Le Thi Bui Phuong, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Banking Supervision in Japan: Comparison and Application to Vietnam Situation”
	Ms. Rangsima Torpithakchol, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Supervisory Framework, Thailand and Japan in Comparison”
9 月 28 日	Mr. Men Pheakdey, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Cambodia Banking Regulation and Supervision”
	Ms. Farah Vilela Espinoza, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Effective Resolution Regimes: a Comparative Analysis for Bank Restructuring and Resolution in Japan and Peru”
9 月 29 日	Ms. May Thoung Htike Oo, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Banking Supervision in Japan & Myanmar”
	Mr. Hassan Kolamooei, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“A Comparative Study of Islamic Banking in Iran and Conventional (Normal) Banking in Japan, Differences and Similarities”
10 月 14 日	神田 潤一 （金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 企画官）	「FinTech の活性化に向けた金融庁の取り組みと FinTech 界隈の人々」
10 月 17 日	Mr. Govinda Fin, Senior Japan Analyst, the Global Strategy function of the Multi Asset Investing team, Standard Life Investments	“An Introduction to Standard Life Investments and a Guide to the Multi-Asset Investment Team’s Approach to Navigating Investment Opportunities in Japan”
10 月 28 日	須賀 美奈子 （金融庁総務企画局総務課国際室 国際協力専門官）	「グローバル金融連携センター（GLOPAC）について」
11 月 11 日	矢野 翔平 （金融庁総務企画局マクロプルーデンス総括参事官室 課長補佐）	「ミャンマー資本市場の支援　-国際協力の現場から-」
11 月 18 日	増島 雅和 （森・濱田松本法律事務所 弁護士）	「ブロックチェーン技術の金融実務へのインパクトと第四次産業革命」
12 月 9 日	土屋 大洋 （慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授）	「サイバーセキュリティと国際政治」

開催日	講師	テーマ
平成 29 年 1 月 10 日	Mr. Rossano Orsini Junior, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Best Practices in the Japan Insurance Market - How can SUSEP implement them?”
	Mr. Marino Hernandez Reyes, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Enterprise Risk Management”
1 月 11 日	Mr. Akhirul Bastian Salim, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Enhanced Indonesian earthquake insurance with Japanese experience”
	Ms. Nilar Hlaing, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“The Comparison of Insurance Supervisory Practices between Myanmar and Japan through Learning Outcomes from GLOPAC Program”
1 月 12 日	Mr. Luong Hong Thanh, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Developing insurance supervisory authority capacity in Vietnam after joined GLOPAC training course”
	Ms. Widya Ningsih, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of supervisory framework between Japan-Indonesia”
1 月 27 日	Mr. Richard Gabbert （米国証券取引委員会 市場課デリバティブ政策局上席弁護士）	「米国証券取引委員会（SEC）の現状とトランプ政権下での課題」
2 月 3 日	出口 治明 （ライフネット生命保険株式会社代表取締役 兼 CEO）	「わが国の将来展望と金融業界、生命保険業界の課題」
2 月 7 日	松村 真宏 （大阪大学大学院経済学研究科准教授）	「仕掛学：問題解決のための行動デザイン」
2 月 17 日	清水 功哉 （日本経済新聞社編集委員）	「トランプ円安か、トランプ円高か」
3 月 10 日	蔵本 雄一 （Microsoft 社マイクロソフトテクノロジーセンター セキュリティアーキテクト）	「サイバーセキュリティ対策 ～正しく怖がるために～ 」
4 月 14 日	チャールズ D. レイク Ⅱ 氏 （在日米国商工会議所（ACCJ）名誉会頭、アフラック日本における代表者・会長）	「トランプ政権の特質がもたらす課題とアフラックの CSV 経営」
4 月 28 日	神田 秀樹 （学習院大学法務研究科教授）	「研究者から見た金融規制」
5 月 10 日	Ms. Mariam Omari Mtunguja, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“GLOPAC Learning Experience”
	Mr. ELSayed Hussein AbuelMatte, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“A Visit to the Japanese Plant”
	Ms. Gorata Molojwane, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Lessons from Japan”
5 月 12 日	Ms. Phetsamai Inthiphanya, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Monitoring and inspection of Securities Company”
	Mr. Kep Samphy, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Japan’s Securities Market and New Trends of Development”

開催日	講師	テーマ
5 月 17 日	Mr. Assylbek Davletov, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Securities Markets in Japan: Best Practices and Key Learnings”
	Mr. Susanta Kumar Das, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Key Lessons from the Japanese Capital market”
5 月 18 日	Ms. Rangrong Wichitkraisorn, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Japan VS. Thailand Securities Business Supervisory Regimes”
	Mr. Nguyen Quang Long, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Vietnam Capital Market Opportunities and Challenges -Possible Future Changes from Japan Experience-”
5 月 29 日	小森 卓郎 （金融庁 総務企画局参事官）	「G20 金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み案」の概要」
6 月 2 日	丸山 崇 （産業医科大学医学部第 1 生理学教室 産業医）	「ストレスとの付き合い方 ～ストレスとは何か～」
6 月 9 日	翁 百合 （日本総合研究所副理事長）	「Fintech とこれからの金融監督－ブロックチェーンの発展可能性も踏まえて－」

（注）公表可能なもののみ本表に掲載している。

資料２－５－１

平成２８年度　金 融 庁 研 修 体 系 図

一　般　研　修

金融庁職員としての基本的、一般的知識及び服務・規律等を付与することを主な目的として実施する研修

共 通 研 修

- 情報管理研修
- ＩＴ・セキュリティ研修
- 公務員倫理研修
- 障がい者対応研修
- 特定秘密保護研修
- メンタルヘルス研修
- 転入職員研修
- 子育て支援研修
- ワークライフバランス研修
- 障がい理解研修

階 層 別 研 修

- 新規採用職員研修
- 教育官研修
- ＩＴ基礎知識研修
- 幹部候補育成課程者向け研修
- 管理者向けマネジメント研修
- 役職別研修（係員コース）
- 役職別研修（係長コース）
- 役職別研修（課長補佐コース）
- メディア対応研修
- グローバル経済と金融行政研修

語 学 研 修

- 英語研修（プライベートコース）
- 英語研修（グループコース）
- 英語研修（通学コース）
- 英語研修（ビギナーコース）
- 英語研修（特別コース）
- 英語研修（読解力増強コース）
- 英語研修（ビジネスライティングコース）
- 英語研修（リーディングコース）
- 中国語研修

実　務　研　修

金融庁の業務に特有な専門的知識、技能の習得及び向上を主な目的として実施する研修

企画課程

【基礎】
- 企画系統研修
- 開示審査基礎研修

【専科】
- 開示審査実務研修

モニタリング課程

【基礎】
- 金融モニタリング基礎研修
  - モニタリング（基礎）コース
  - 業態別モニタリング（基礎）コース
  - リスク管理（基礎）コース
  - 銀行業務コース
  - 保険数理Ⅰ・Ⅱコース

【専科】
- 金融モニタリング総合研修
  - モニタリング（実務）コース
  - 業態別モニタリング（実務）コース
  - リスク管理（応用）コース
  - リスク管理（市場リスク実務）コース

監視課程

【基礎】
- 市場監視基礎（共通）研修
- 証券検査基礎研修
- 犯則調査基礎研修
- 取引審査基礎研修
- 取引調査基礎研修
- 開示検査基礎研修
- 国際取引等調査基礎研修

【専科】
- 市場監視総合研修
- 市場監視専科（共通）研修
- 証券検査実務研修
- 犯則調査実務研修
- 取引審査実務研修
- 取引調査実務研修
- 開示検査実務研修
- 国際取引等調査実務研修

公認会計士等検査課程

【基礎】
- 公認会計士等検査事務研修

その他

- 総務系統事務研修
- 国会業務等基本動作研修
- Ｅｘcel研修
- 情報セキュリティマネジメント研修
- ＩＴ研修

専　門　課　程

業務遂行のために必要な専門的知識、技能等を習得させる研修

- デリバティブ研修
- 企業会計実務研修
- 国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）研修
- ファイナンス研修
- 先端金融商品研修
- テーマ別研修（民法、会社法、金融商品取引法、銀行法、財務諸表・経営分析、日本金融史、マーケット指標の見方・取引等、市場動向・分析、実証論文の読み方 コース）

通　信　研　修

業務運営に必要かつ基礎的な知識及び業務に特有な専門的知識・技能について、通信教材等を用いて習得させる研修

- 証券分析コース
- 公認内部監査コース
- 証券外務員コース
- ファイナンシャルプランニングコース
- 国際人材育成（ＦＳＩ　Connect）コース

資料２－５－２

平成28事務年度（平成28年７月～29年６月）研修実施状況

（H29.６.30現在）

区　分		研 修 名（ コース名 ）	目　　的	実　施　月
一般研修	共通研修	情報管理研修	・行政文書管理、個人情報管理、情報セキュリティに関する基本的知識の付与	７月・８月・10月・１月
		ＩＴ・セキュリティ研修	・職員のＩＴリテラシーの向上	７月・８月・10月・１月
		公務員倫理研修	・公務員倫理の涵養等	７月・８月・10月・１月
		障がい者対応研修	・金融庁職員に求められる合理的配慮の理解を深める	７月・８月・10月・１月
		特定秘密保護研修	・特定秘密の保護に関する理解を深める	７月・８月・10月・１月
		メンタルヘルス研修	・メンタルヘルス、セクシャルハラスメントの防止に関する基本的知識の付与	７月・８月・10月・１月
		転入職員研修	・金融庁で勤務していく上で必要な基本的・一般的知識の付与	７月・８月・10月・１月
		子育て支援研修	・仕事と育児の両立をイメージし、ワークライフバランスの充実を図る	８月・11月
		ワークライフバランス研修	・女性活躍、ワークライフバランス推進の必要性の理解を図る	３月
		障がい理解研修	・窓口等における障がい者に対する合理的配慮の提供等について理解を図る	３月
		教養講話	・組織の活性化、より良い組織風土の実現を図る	９月・10月・１月・３月
	階層別研修	新規採用職員研修（総合職）	・金融庁職員として必要最低限の基礎的知識及び金融知識の付与	４月
		新規採用職員研修（一般職）		４月～５月
		教育官研修	・新規採用職員研修（一般職）において研修生の教育訓練及び生活指導に当たる教育官の養成	２月
		役職別研修		
		中堅係員コース	・係長相当職に就くに当たっての基本的業務遂行能力（コミュニケーション能力など）の養成	５月～６月
		係長コース	・係長相当職に必要な課題対応力の習得及び基礎的マネジメント能力の養成	９月・10月
		課長補佐コース	・課長補佐相当職に必要な対外的な折衝能力の養成及びマネジメント能力の強化	９月
		ＩＴ基礎知識研修	・ＩＴに関する基礎的知識の付与	９月・10月
		幹部候補育成課程者向け研修	・管理職員に求められる能力の育成及び所管行政に係る専門性の向上	12月
		メディア対応研修	・危機管理対応能力等の更なる向上	９月
		グローバル経済と金融行政研修	・世界経済の全体像を理解した上で、金融行政がどのように関係しているかを理解する	12月
		個室幹部向けトップセミナー	・各局総務課長クラス以上の幹部職員に組織のトップマネジメント層として特に認識して頂きたい事項について、セミナーを実施する	11月
		チームビルディング研修	・若手職員のチームワークの強化、コミュニケーション能力の向上を通じた、組織の活性化、より良い組織風土の実現	６月

平成28事務年度（平成28年７月～29年６月）研修実施状況

（H29.６.30現在）

区分			研修名（コース名）	目的	実施月
一般研修	語学研修	英語	通学コース	・英語に関する語学力の維持・向上	９月期・１月期・４月期（各期３か月間）
			グループコース		
			プライベートコース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な英語力の維持･向上	
			特別コース	・英語に関する基礎的知識の付与、及び総合的な英語力のボトムアップ	９月期（３か月間）
			ビジネスライティングコース	・英語によるビジネスライティングスキルの向上	９月期・１月期・４月期（各期３か月間）
			読解力増強コース	・特に英文を要約するための読解力の向上	９月期・１月期・４月期（各期３か月間）
			リーディングコース	・特に金融分野に関する英文を理解するための読解力の向上	９月期・１月期・４月期（各期３か月間）
			ビギナーコース	・英語に関する日常的な学習方法を習得、語学力の向上	１月～３月末
		中国語	庁内コース	・海外監督当局との折衝などに必要な実践的な中国語力の維持･向上	９月期・１月期・４月期（各期３か月間）
実務研修	企画課程	企画部門全体研修		・企画部門担当者として必要な基礎的知識の付与	８月
		開示審査基礎研修		・企業内容開示審査事務に関する基礎的知識の付与	８月
		開示審査実務研修		・企業内容開示審査事務に関する専門的知識の付与	10月
	モニタリング課程	金融モニタリング基礎研修	モニタリング（基礎）コース	・金融検査業務に初めて従事する新任の検査官に対して、金融検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	７月
			リスク管理（基礎）コース	・金融機関等のリスク管理に関する基礎的な知識の付与	７月
			業態別モニタリング（基礎）コース【銀行】	・預金取扱金融機関の監督に関する基礎的知識の付与	８月
			業態別モニタリング（基礎）コース【保険】	・保険会社等の監督に関する基礎的知識の付与	８月
			業態別モニタリング（基礎）コース【証券】	・証券会社、取引所等の監督に関する基礎的知識の付与	７月
			保険数理Ⅰ・Ⅱコース	・保険数理に関する基礎及び専門的な知識の付与	９月～11月
			銀行業務コース	・銀行で実際に行われている業務について、銀行の内情や銀行における実例等を踏まえた基礎的な知識の付与	３月
		金融モニタリング総合研修	モニタリング（実務）コース	・金融検査に関する専門的知識・スキルの付与並びに金融機関の経営実態把握及び検査班のマネジメント等に必要な知識・スキルの付与	10月
			リスク管理（応用）コース	・金融機関等のリスク管理に関する専門的な知識の付与	２月
			リスク管理（市場リスク実務）コース	・市場リスク管理業務において、市場リスク検証能力向上に資する知識の付与	10月
			業態別モニタリング（実務）コース【銀行】	・預金取扱金融機関の監督に関する専門的知識の付与	10月
			業態別モニタリング（実務）コース【保険】	・保険会社等の監督に関する専門的知識の付与	10月
			業態別モニタリング（実務）コース【証券】	・証券会社、取引所等の監督に関する専門的知識の付与	10月
			業態別モニタリング（実務）コース【金融会社】	・金融会社の監督に関する専門的知識の付与	11月

平成28事務年度（平成28年７月～29年６月）研修実施状況

（H29.６.30現在）

区　分		研 修 名（ コース名 ）	目　　的	実　施　月
実務研修	監視課程	市場監視基礎（共通）研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な基礎的知識の付与	７月
		証券検査基礎研修	・証券検査に必要な基礎的知識・スキルの付与	７月
		犯則調査基礎研修	・犯則調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	７月
		取引審査基礎研修	・取引審査に必要な基礎的知識・スキルの付与	７月
		取引調査基礎研修	・取引調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	７月
		開示検査基礎研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	７月
		国際取引等調査基礎研修	・国際取引等調査に関して必要な基礎的知識・スキルの付与	８月
		市場監視総合研修	・市場監視事務を遂行するうえで必要な一般的知識の付与	１月
		市場監視専科（共通）研修	・市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識の付与	７月
		証券モニタリング実務研修	・証券検査に必要な専門的知識・スキルの付与	７月・12月
		犯則調査実務研修	・犯則調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	８月・１月
		取引審査実務研修	・取引審査に必要な専門的知識・スキルの付与	１月
	監視課程	取引調査実務研修	・取引調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	８月・１月
		開示検査実務研修	・有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	８月・12月
		国際取引等調査実務研修	・国際取引等調査に関して必要な専門的知識・スキルの付与	１月
	公認会計士等検査課程	公認会計士等検査事務研修	・公認会計士等検査に関して必要な専門的知識の付与	７月
	その他	総務系統事務研修	・総務・経理事務担当者として必要な基本的知識の付与	７月
		国会業務等基本動作研修	・想定問答作成及び幹部説明ペーパー作成等に関する知識の付与及び、国会業務に関しての基本的及び実践的な知識の付与	８月
		Excel研修	・エクセル操作に関する知識・技術等の付与	６月
		情報セキュリティマネジメント研修	・情報セキュリティマネジメント試験合格相当の知識の付与	１月～３月
		ＩＴ研修	・金融庁職員全体のＩＴ知識のボトムアップのため	１月
		メンター研修	・メンターとなる職員に対し、メンターとしての必要な知識やスキル等を付与することを目的	５月

平成28事務年度（平成28年７月～29年６月）研修実施状況

（H29.６.30現在）

区　分		研 修 名（ コース名 ）	目　　的	実　施　月
実務研修	専門課程	デリバティブ研修	・デリバティブに関する基礎及び専門的な知識の付与	９月～11月・12月～３月
		企業会計実務研修	・会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与	２月
		国際財務報告基準(IFRS)研修	・国際財務報告基準(IFRS)に関する基礎及び専門的な知識の付与	９月
		ファイナンス研修	・ファイナンスに関する基礎及び専門的な知識の付与	８月・９月～12月・２月～３月
		先端金融商品研修	・先端金融商品に関する基礎及び専門的な知識の付与	10月～12月
		テーマ別研修		
		民法コース	・各テーマに関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与	３月
		会社法コース		９月～10月
		金融商品取引法コース		11月～12月
		日本金融史コース		３月
		マーケット指標の見方・取引等コース		10月～11月
		市場動向・分析コース		11月～12月
		実証論文の読み方コース		１月～２月
		財務諸表・経営分析研修	・財務諸表・経営分析に関する基礎及び専門的な幅広い知識の付与	５月～６月
通信研修	通信・eラーニング	証券分析コース	・証券アナリスト（１次レベル）相当の知識の付与	９月～３月
		公認内部監査コース	・公認内部監査人相当の知識の付与	９月～３月
		証券外務員コース（１種・２種）	・証券外務員（１種・２種）相当の知識の付与	９月～３月
		ファイナンシャルプランニングコース（１級・２級）	・ファイナンシャルプランナー（１級・２級）相当の知識の付与	９月～３月
	eラーニング	国際人材育成（ＦＳＩConnect）	・国際事案に係る業務に対応できる知識の付与	８月～３月

資料２－５－３

平成28事務年度（平成28年７月～29年６月）金融モニタリングに係る追加研修等実施状況

（H29.６.30現在）

研 修　等	目　　的	実　施　月
ア．事業性評価研修	・事業性評価のモニタリングに必要となる知識の習得及び能力の向上	10月～11月
ア．金融仲介機能研修	・金融仲介機能のモニタリングに必要となる知識の習得及び能力の向上	11月～１月
イ．モニタリング事例説明会等	・モニタリング事例及びモニタリング手法等の共有	１月
ウ．金融行政方針等の説明会等	・財務（支）局等職員に対する金融行政方針等の一層の浸透	11月
エ．管理職等マネジメント能力向上に向けたワークショップ（検査局）	・マネジメント能力の一層の向上	11月～12月
オ．モニタリング担当補佐以上向け通信研修	・モニタリングに必要となる基礎能力の向上	８月～３月

資料２－７－１

【金融庁ウェブサイトのトピックスについて（トップページ上段）】

１．NISA 口座をお持ちの方へ：ご利用の金融機関にマイナンバーの告知をお願いします
２．“責任ある機関投資家”の諸原則～「日本版スチュワードシップ・コード」の改訂
３．講演等
４．金融事業者の原則～「顧客本位の業務運営に関する原則」
５．貯蓄から資産形成へ～NISA、積立 NISA 等について
６．検査監督の見直し～「金融モニタリング有識者会議」
７．金融サービス利用者相談室～皆様の「声」をお寄せください！
８．国会提出法案が成立しました
９．悪質な投資・預金の勧誘等にご注意ください！
10. FinTech サポートデスクの設置
11. 日本における初の金融関係国際機関～IFIAR 事務局開設
12. 『仮想通貨』に関する新しい制度
13. 「金融仲介機能のベンチマーク」について

（注）平成 29 年６月 30 日時点

資料２－７－２

平成28事務年度政府広報実績(H28.7.1～H29.6.30)

	媒　体（広報実施時期）		テーマ
テレビ	定時番組	霞が関からお知らせします　2016～振り込め詐欺救済法（BS日テレ　20：54～21：00　9月10日放送）	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続
ラジオ	政府広報ラジオ番組	「秋元才加のWeekly Japan！！」	日本初！金融関係の国際機関IFIAR（イフィアール）がやってきた！ ※4/22・23放送
新聞	突き出し	全国70紙（中央5紙、ブロック3紙、地方62紙、平成28年8月29日～9月4日）	自然災害債務整理ガイドライン
新聞	突き出し	全国70紙（中央5紙、ブロック3紙、地方62紙、平成29年2月20日～2月25日）	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
新聞	突き出し	日経新聞（平成29年2月19日）	経営者保証に関するガイドラインの利用促進
出版物	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol.51(H28.9発行)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続
出版物	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol.53(H29.1発行)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
インターネット	インターネット テキスト広告	朝日新聞デジタル（平成28年6月27日から7月3日）	プリペイドカードを悪用した架空請求等詐欺に注意
	インターネット テキスト広告	YOMIURI ONLINE（平成28年8月1日から7日）	自然災害債務整理ガイドライン
	インターネット テキスト広告	Yahoo!Japan（平成28年12月26日から平成29年1月1日）	ジュニアＮＩＳＡ制度創設のお知らせ
	インターネット テキスト広告	YOMIURI ONLINE（平成29年4月24日から4月30日）	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	政府インターネットテレビ	自然災害の影響で住宅ローンなどの返済にお困りの被災者の方へ　「債務整理に関するガイドライン」のご利用（平成28年７月22日掲載）	自然災害債務整理ガイドライン
モバイル	モバイル携帯端末	政府広報アプリ（平成28年12月16日配信開始）	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
その他	政府広報オンライン お役立ち情報	平成22年7月から掲載（平成25年5月24日更新）	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？　借入れのルール
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年7月から掲載（平成25年8月13日更新）	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年8月から掲載（平成29年3月14日更新）	「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成25年6月から掲載（平成28年1月12日更新）	新しい投資優遇制度「NISA(ニーサ)」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成25年9月から掲載（平成29年3月22日更新）	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ　個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成26年4月から掲載	知らないと損をする？　最低限身に付けておきたい「金融リテラシー(知識・判断力)」
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成27年3月から掲載	中小企業や小規模事業者の方へ　ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成27年10月から掲載（平成28年3月2日更新）	投資詐欺にご注意を　気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成28年7月から掲載	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった方へ　ご利用ください。「自然災害債務整理ガイドライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成29年５月から掲載	仮想通貨交換業に関する法制度の施行

資料２－10－１

意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧

平成28事務年度（平成28年７月～平成29年６月）　　（金融庁ウェブサイトより抜粋）

公表日	案件名	締切日
29.6.30	金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針の一部改正（案）の公表について	29.7.31
29.6.23	「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等の一部改正（案）」等の公表について	29.7.24
29.6.23	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について	29.7.24
29.6.8	「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成8年大蔵省告示第48号）の一部を改正する件（案）」の公表について	29.7.8
29.6.6	「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等（案）」の公表について	29.6.12
29.6.2	「仮想通貨交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項の規定に基づき金融庁長官が指定する規則を定める件（案）」の公表について	29.7.1
29.5.17	「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案の公表について	29.6.16
29.5.16	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」の公表について	29.6.15
29.5.12	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	29.6.12
29.4.25	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	29.5.25
29.3.28	「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（案）の公表について	29.4.27
29.3.2	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）の公表について	29.3.31
29.2.17	「主要行等向けの総合的な監督指針」等（案）の公表について	29.3.21
29.2.6	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	29.3.7
29.1.27	「信用金庫法施行令等の一部を改正する政令（案）」の公表について	29.2.25
29.1.25	「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成8年大蔵省告示第50号）等の一部を改正する件（案）」の公表について	29.2.24

公表日	案件名	締切日
29.1.19	顧客本位の業務運営に関する原則（案）の公表について	29.2.20
29.1.10	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について	29.2.8
29.1.4	「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」の公表について	29.2.2
28.12.28	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」の公表について	29.1.27
28.12.28	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案の公表について	29.1.27
28.12.28	「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」等の公表について	29.1.27
28.12.21	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	29.1.19
28.12.15	「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（案）の公表について	29.1.31
28.11.8	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について	28.12.8
28.11.7	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	28.12.6
28.11.1	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」の公表について	28.12.1
28.10.13	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）の公表について	28.11.11
28.8.12	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件（案）」の公表について	28.8.18
28.8.1	「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正（案）」の公表について	28.8.5
28.7.19	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」の公表について	28.8.17
28.7.7	「中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令（案）」の公表について	28.8.5

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

（敬称略）

井上　聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁　百合	㈱日本総合研究所　副理事長
神田　秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢　裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長
米山　高生	東京経済大学経営学部教授
和仁　亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

- 金融行政にご意見等をお持ちの方
- 事業会社
- 学識経験者 シンクタンク
- 金融機関及びその職員

ご意見等の提出

金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：
〒100-8967　東京都千代田区霞ヶ関3-2-1
金融庁金融サービス利用者相談室
「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター委員に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政モニター受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：
kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※　英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター

金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはございません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ

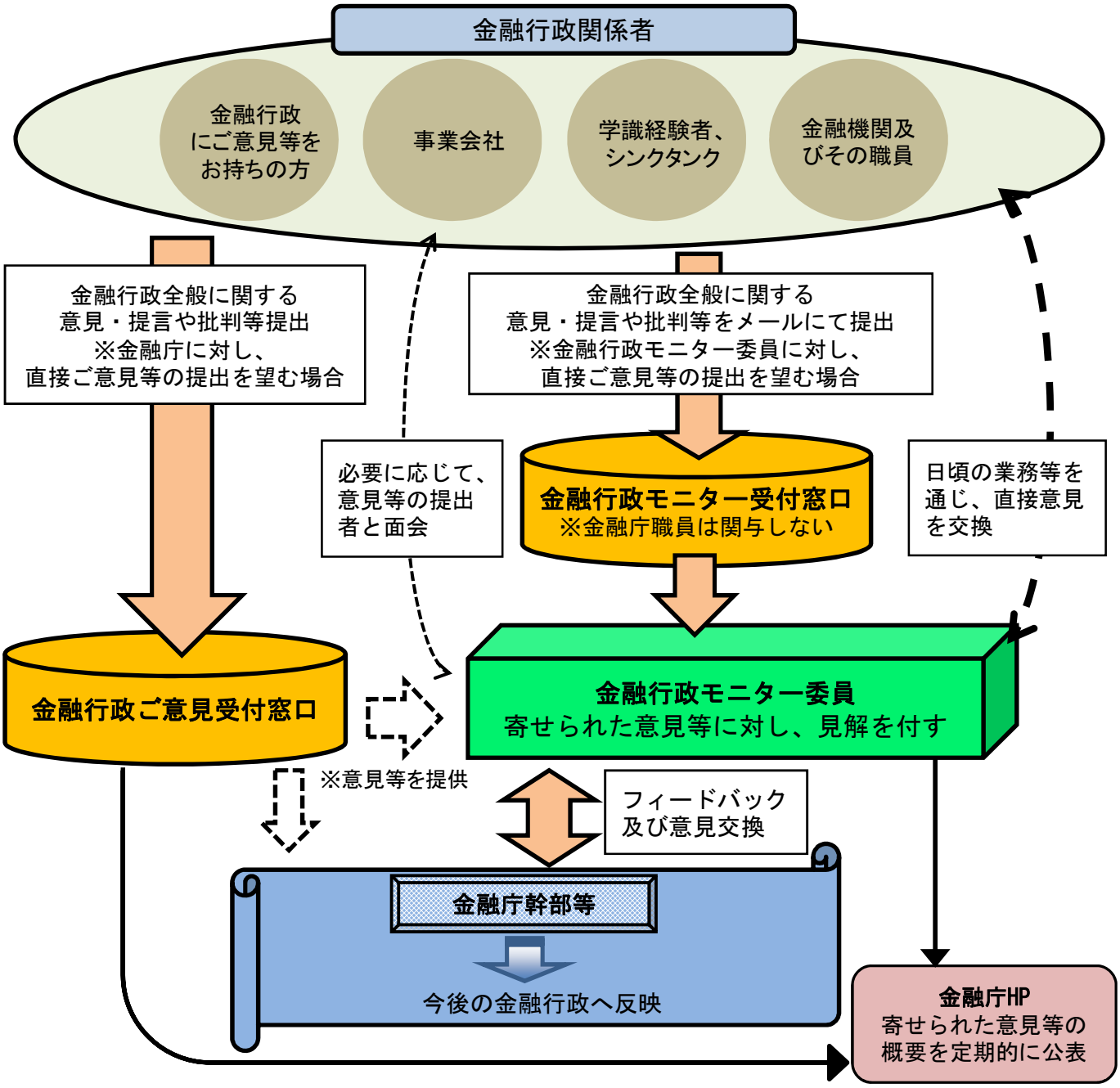

お問い合わせ先　金融庁総務企画局政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100（ナビダイヤル）（IP電話は、03-3501-2100）
Fax 03-3506-6699

資料２－12－２

金融庁
Financial Services Agency

平成 28 年 10 月 26 日
金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について

１．金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年１月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成 28 年３月から５月までの３か月間に寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

（注）このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口に寄せられた意見等は、平成 28 年３月１日から５月 31 日までの間に 205 件となっています。

２．金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○　平成 28 年３月１日から同年５月 31 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】
９件

【主なご意見等】
（別紙）をご覧ください。

※　公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)

・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ

総務企画局政策課調整係
・金融行政ご意見受付窓口に関するお問合わせ
総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

（別紙）【主なご意見等】

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	（１）外国銀行支店の決算時期 銀行法上、銀行の事業年度は、銀行法 17 条により、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になる。しかし、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、その場合には、外国銀行支店では 2 度の決算の作業が生じる。その事務負担は決して小さくなく、こういった負担は、外国銀行の日本進出見送り、あるいは日本市場撤退の一因ともなり得る。業界横断的なモニタリングの観点で、統一した決算期が必要との議論もあり得るものの、本店の決算時期と異なる規模の小さい支店の財務諸表の独自の開示が、預金者等にどの程度メリットがあるか疑問であること、外国銀行支店のビジネスモデルは多岐に亘り、そもそも財務諸表による「横比較」にあまり意味があるとは思えないことからも、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせることができるように手当てして頂きたい。	（１）外国銀行支店の決算時期 銀行については、統一的・横断的な監督を行う必要性などから、その事業年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までと銀行法で定めていますが、外国銀行支店に係る事業年度規制の見直しについては、母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ、検討することとします。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	（２）銀行法における不祥事件届出の廃止等 日本において金融機関が求められる報告がオフサイトモニタリングも含め多いため、見直して頂きたい。一例を挙げれば、金銭の「100 万円以上の紛失」等について不祥事件届出が必要とされているが、100 万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。また、為替取引のような市場取引では単純な入力ミスは日常的に生じてしまうが、こういったミスにより実行された取引の結果として100万円以上の損失は容易に生じる。そういった損失については、不祥事件届出には該当しないと考えるが、金融機関がとりあえず届出しておいた方が無難と考えて当局に提出し、当局もこれを受領しているのが実情である。これは、不必要な作業を双方に生じさせている慣行ではないかと考えられる。この点についての改善をお願いしたい。	（２）銀行法における不祥事件届出の廃止等 オフサイトモニタリングを含めた報告全般については、これまでも見直しを行ってきたところですが、引き続き、金融機関の業務負担にも十分留意し検討していきます。 銀行においては、預金者等の保護の観点から、適切な業務運営を行う必要がありますが、100 万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討することとします。 なお、市場取引における事務ミスによる損失は、「その他銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれがある行為」であって銀行法施行規則第 35 条第７項第１号から第４号までに掲げる行為に準ずるもの（同項第５号）に該当しない限り不祥事件届出は不要です。例えば、市場取引において、偶発的な事務ミスが発生したのみであり、その他にも態勢面での問題を窺わせる事情がない場合は、直ちに当該行為に該当するわけではなく、他方で、重大なオペレーションミスやミスの多発等の態勢面での問題が生じていると窺わせる事情がある場合には、当該行為に該当すると考えられます。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	（３）外国銀行の従たる支店の扱い 外国銀行の従たる支店の設置・廃止については認可事項となっている一方、邦銀の銀行支店の新設・廃止は届出事項となっている。特にリテール業務を行っている外国銀行にとっては、従たる支店の設置・廃止が認可事項となっていることは負担が重く、また、敢えて邦銀と区別して認可事項とする実質的な必要性は乏しいと考えられることから、外国銀行に関しても、届出事項として頂きたい。	（３）外国銀行の従たる支店の扱い 外国銀行の日本における支店の設置に関しては、外国銀行の監督権限が母国の当局にある関係で、当庁においても、母国当局の意向を確認しつつ、個別に判断する必要があります。よって、従たる支店の設置等についても認可制としています。 なお、欧州やアジアの諸国においても、外国銀行が従たる支店を設置する際には、当該国当局の認可を必要とする場合が多く見受けられます。 （参考） 日本の銀行については、国内の支店等については届出制となっていますが、海外に支店等を設置する場合には、進出先の母国当局の意向を確認しつつ、個別に判断する必要があるため、同一国に２店舗目以降の支店等を設置する場合でも、個々に認可を必要としております。 また、欧州やアジアの諸国においても、当地の銀行が、外国に従たる支店を設置する場合には、当該国当局の認可を必要とする場合が多く見受けられます。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	（４）銀行における現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引の仲介 登録金融機関は、証券会社の委託を受けて、顧客の行う株券の売買を仲介することができる（金商法 33 条 2 項 4 号ロ）。この点、銀行が、顧客の行う株券の売買を仲介した場合、当該顧客に対してヘッジ手段を提供することが必要となる場合がある。しかし、登録金融機関は、株式を原資産とする店頭デリバティブ取引又はその媒介・取次ぎ・代理については、差金決済によるものしか行うことができず（金商法 33 条 2 項 5 号ロ）、現物決済による店頭デリバティブ取引の媒介や代理を行うことができない。顧客は、ヘッジ手段として、現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引を求めているのであり（例えばオーナーによるオーナー株の処分の場合）、銀行が、そのような顧客のニーズに応えてヘッジ手段を提供することができないのは、株券の現物売買を仲介することができることに比して、バランスを欠いているのではないか。銀行が、現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引を仲介することができるように手当てして頂きたい。	（４）銀行における現物決済による有価証券店頭デリバティブ取引の仲介 証券会社等の委託を受けて有価証券等の売買の仲介等を行う業務（金融商品仲介業者として金融商品取引法に基づく登録が必要）を登録金融機関が行うことを可能とするとの観点から、登録金融機関の業務として、証券会社の委託を受けて行う株券の売買の媒介、株券の募集・売出しの取扱いの媒介が認められている。他方、店頭デリバティブ取引については、より高い知識・管理体制等が必要な業務であることを踏まえ、金融商品仲介業の業務範囲には含まれていません。 上記を踏まえると、登録金融機関が証券会社の委託を受けて現物決済によることができる店頭デリバティブ取引の媒介を行うことを直ちに認めることは困難であると考えられます。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	現在、金融機関の検査において、検査官は、金融機関の融資先企業を訪問し、金融機関の融資姿勢等についてヒアリングをするということに傾注しており、抽象的なヒアリング結果がたまっているだけで、具体的成果は期待できない実態になっている。 現在の検査では伝統的な資産査定等をしていないため、不良債権の隠ぺい等に関する金融機関の融資の実態把握が放置されている実態が生じている。 また、ウェブサイトについて、情報提供がワンクリックでできず、使いにくい。	金融庁では、従来、不良債権問題の解決やその再発防止が、金融システムの安定のための喫緊の課題であったことから、厳格な個別の資産査定を中心とする検査を行ってきました。 その後、不良債権処理が進展する中で、平成25事務年度以降は、個別の資産査定に関しては、引当等の管理態勢や統合的リスク管理態勢等の検証を前提として、金融機関の判断を尊重しており、当局は金融機関全体の健全性のチェックに重点を置いています。 また、金融機関が、融資先企業の生産性向上につながる本業支援に取組み、企業価値を向上させることは、結果として、金融機関自身の健全性や経営の持続可能性の確保につながります。 金融庁としては、金融機関がこのような顧客との「共通価値の創造」に根ざしたビジネスモデルを確立することが重要と考えており、こうした観点から、金融機関やその融資先企業との対話を進め、金融仲介機能の質の改善を目指しています。 金融行政モニター受付窓口に対するご意見等の提出は、情報セキュリティの観点から迷惑メール等の大量送付などを防止するため、ウェブサイトにおいてワンクリックで出来ない手続きとしています。

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年４月 13 日
金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について

１．金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年１月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成 28 年６月から 12 月までの６か月間に寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

（注）このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口に寄せられた意見等は、平成 28 年６月１日から 12 月 31 日までの間に 316 件となっています。

２．金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○　平成 28 年６月１日から同年 12 月 31 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】
11 件

【主なご意見等】
（別紙）をご覧ください。

※　公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)

・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ
総務企画局政策課調整係

・金融行政ご意見受付窓口に関するお問合わせ
　総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

（別紙）【主なご意見等】

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	（１）第一種金融商品取引業について 外資系運用会社が、同じグループの会社が海外で設立したファンド（第一項有価証券（外国投信）に該当する商品）への投資を日本国内の適格機関投資家を対象に募る場合、日本国内では第一種金商業の登録が必要であるが、①取得勧誘の前段階であって取得勧誘には分類できない紹介・説明行為のみの場合にまで第一種金商業としての登録を求めるのは過度な負担。なお、運用会社としては、ファンドの仕組みを説明し、ターム・シートの最終化までの作業を行いたい。 外資系運用会社がファンドの仕組みの説明等を行うに際し、②第一種金商業の規制緩和や③第二種金商業（自己募集）の登録で足りるよう、法改正等を行ってほしい。	（１）第一種金融商品取引業について ① 金融商品取引契約の締結に関し、他者が発行者である個別の第一項有価証券について投資家に対して説明を行うことは、一般的に金融商品取引契約の成立に向けて尽力する行為に該当し、こうした行為を行う場合には、第一種金商業の登録が必要であると考えられます。したがって、ご意見にあるような具体的商品の説明を、金融商品取引契約の締結に関し投資家に対して行う場合には、一般的に上記の登録が必要であると考えられます。 ② 金融商品取引法制上、他者が発行者である第一項有価証券の取得勧誘を行う者は、第一種金商業の登録を受けることが求められています。また、業登録の要否は、グループベースでなく法人格ごとに判断することとされています。 従って、ご意見のように、ある会社が発行した第一項有価証券（例：投信受益証券）の取得勧誘を、企業グループ内の別の会社が行う場合も、上記同様第一種金商業の登録が必要です。 また、ご意見は、自己資本比率規制等の財務基盤に係る規制の緩和に関するものと理解しますが、仮に顧客が適格機関投資家に限られる場合であっても、顧客からの預かり資産の保全等に必要な財務基盤は適切に確保されねばならないと考えます。 以上を踏まえると、グループ会社が発行者であることや販売対象の顧客が適格機関投資家であることをもって、直ちに第一種金商業に係る規制を緩和することは困難であると考えます。 ③ 金融商品取引法制上、投資信託の自己募集については、投資運用業の登録を受けた者等が「自ら運用する商品について取得勧誘を行う」ものであることから、別途投資運用について監督を受けていることに鑑み、その取得勧誘行為について第二種金商業の登録を受けることで足りることとされています。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1		これに関しては、金融商品取引法制上、業登録の要否は、グループベースでなく法人格ごとに判断することとされています。 従って、グループ内の会社といえども法人格の異なる会社が運用する有価証券の取得勧誘を行うことは、投資運用業の登録を受けた者等が「自ら運用する商品」を取得勧誘することと捉えることは困難であり、取得勧誘を行うものが第一項有価証券であれば、第一種金商業の登録が必要になります。 上記を踏まえれば、ご意見のようなグループ内の会社が運用する投資信託について取得勧誘を行う行為を自己募集とみなして第二種金商業の登録で足りるとすることは困難であると考えます。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	（２）信託銀行における運用について ①　投資信託のポートフォリオにおいて、外貨資産のみならず円貨資産の保管についても、日本の信託銀行での保管に限定せずに、グローバルカストディアンでの保管を認めるよう運用を変更してほしい。 ②　現在は、運用会社の海外オフィス（以下、「海外オフィス」）がトレードした為替について、カストディアンである国内信託銀行（以下、「信託銀行」）が海外オフィスから指示を受けた上で翌朝に決済指図を出す慣行となっている。 　海外オフィスから信託銀行への指示と、当該運用会社の日本オフィスから信託銀行への運用指図書とが異なる場合にのみ、信託銀行が、決済を行わない旨の指図を出し、当該指図がなければ海外オフィスの指示どおり決済が行われるという運用に変更してほしい。 ③　銀行勘定と信託勘定の取引は信託業法上原則禁止されているが、資産運用業務に関し、信託銀行による日本円の当座貸越を認める運用を行えるよう法改正等を行ってほしい。	（２）信託銀行における運用について ①及び②について、我が国の法制上、グローバルカストディアンに円価資産の保管を委託することや運用会社の海外拠点からグローバルカストディアンに決済指図をすることは可能であると考えられます。 ③について、信託業法及び関連法令では、忠実義務の一類型として、銀行勘定と信託勘定との間の取引（自己取引）について原則として禁止されていますが、信託契約において、自己取引を行う旨を記載した上で、通常の取引条件よりも受益者が不利とならない取引条件による取引であること等の条件を満たす場合には行うことができることとされています。 こうした法制上の観点や海外のプラクティス(注)も参考に、オペレーションの効率化による資産管理業務の質の向上を図るため、我が国におけるプラクティスの改善の必要性について、委託者・受託者を含めた関係当事者が議論することが望ましいと考えます。 （注）海外では、①運用に際して全ての資産がグローバルカストディアンに預託され、②ファンド・マネージャーからグローバルカストディアンに対して決済等の指図が行われる事例が多いものと承知しています。また、その際、③グローバルカストディアンにおいては、証券売買に関する代金の決済に関し「コントラクチュアル・セトルメント」(※1)が広く提供されており、コントラクチュアル・セトルメントによる場合ではなくとも、上限を設ける等のリスク管理の下で、いわゆる赤残(※2)を認めるプラクティスもあると承知しています。 （※１）売買相手方から送金指図を受け取った場合には、一定の要件を満たしていることを条件に、指図どおり顧客口座に入金するサービス。 （※２）保管資産に取引に充てる資金がなくても、グローバルカストディアン等の信用供与により当該取引の決済を許容すること。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	（３）投資信託の併合について 投信の併合について、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なもの以外は書面決議が必要であるが、理想的なポートフォリオを組むことが困難となる規模の小さい投信の併合を実行しやすくするため、この要件を緩和してほしい。	（３）投資信託の併合について 従前、投資信託の併合に当たっては常に双方の投資信託において書面決議を要することが、非効率な小規模投資信託を存続させ、ひいては経費率の上昇を通じて受益者の利益を害しているおそれがあるとの指摘があり、その点も含め、平成 24 年の金融審議会（投資信託・投資法人法制の見直しに関するWG）において議論がなされました。その結果、受益者保護に配慮しつつ、投資信託の併合を促進する観点から、商品としての基本的な性格に相違がない投資信託については書面決議を不要とすることが適当であるとの報告がなされました。 この報告を踏まえ、平成 25 年の投資信託及び投資法人に関する法律の改正により、併合の前後で商品としての基本的性格に相違がないこと等一定の要件を満たした場合には、受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして、書面決議を不要としました。 このような経緯を踏まえると、当該要件の更なる緩和については、受益者の利益を考慮すると影響が軽微とは言えないため、慎重に考える必要があります。 なお、投資信託の併合の実施に関しては、併合に対応する計理システムが存在しないなど、実務上の課題が指摘されているところであり、受益者保護に留意しつつ併合を機動的に行うことを可能とするための検討が、現在関係者間で行われているものと承知しています。
	（４）国際競争に関して 将来的に国内にアジア地域ファンドパスポートのハブを育成する場合、現在の本邦の信託スキームには諸外国では一般的ではないオペレーションが存在するため、上記（１.～３.）の問題を解決することがファンドビジネスの国際化に向けた基本的条件になる。	（４）国際競争に関して （１）～（３）のご意見等についての金融庁の対応は上記の回答のとおりです。海外のプラクティスと我が国のプラクティスが必ずしも一致しないものもありますが、委託者・受託者を含めた関係当事者が顧客（最終の受益者である投資家）本位の観点から我が国のプラクティスについて議論することが望ましいと考えます。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
２	銀行法には、貸金業法のような年収の三分の一を超える貸付を禁止する定めはなく、現在、銀行が、傘下の信販会社等に保証をさせて、年収の三分の一を超える貸付を行う例が頻発し、多重債務者が発生している。銀行は、債務整理等が行われても、保証人（信販会社等）から回収できるため、貸付審査においては十分な審査を行っていないようである。金融庁は、「主要行等向けの総合的な監督指針」（Ⅲ－６－３）に照らし、このような事態に対し、銀行法 26 条に基づく業務改善命令を発出すべきである。	銀行等による消費者向け貸付けに関しては、改正貸金業法第 13 条の 2 に規定するいわゆる総量規制等、同法の適用はなく、年収の 3 分の 1 を超過する貸付も制限されていませんが、銀行等には銀行法令により利用者保護や審査態勢の整備等を含む健全かつ適切な業務運営の確保が求められています。 さらに、監督指針においては、改正貸金業法における多重債務発生抑制の趣旨や利用者保護の観点を踏まえることが重要であることに鑑み、以下のような事項について所要の態勢整備を求めています。 ①　銀行等による貸付けが債務者にとって過剰とならないか等を確認する態勢を構築しているか。 ②　貸付けに保証を付す場合であっても、当該保証のみに頼ることなく、債務者の借入状況や返済計画など、銀行等自らがその返済能力等を適切に確認する審査態勢となっているか。 ③　保証会社の保証能力を確認する態勢となっているか。 ④　保証した貸金業者が代位弁済するケースも含め、厳しい取立てを防止する態勢となっているか。 ⑤　債務者からの相談・苦情について、銀行等において真摯に対応する等の態勢となっているか。 また、本年 3 月 16 日に全国銀行協会が公表した銀行カードローンに係る申し合わせにおいては、審査態勢等の整備として、 ・改正貸金業法を踏まえた年収証明書の徴求、 ・貸金業者や他行の貸付けを勘案した返済能力の確認、 ・年収に対する借入額の比率を意識した代位弁済率のコントロール といった取組みに努めることとされています。 金融庁としては、銀行等が、自らの社会的責任や改正貸金業法の趣旨を踏まえ、多重債務問題の発生を防止する観点から、適切に業務を行うことが重要と考えており、各行のカードローン業務の運営状況について、この申し合わせに係る取組状況も含め、引き続き、しっかりとモニタリングして参ります。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
3	振り込め詐欺被害は現在に至っても後を絶たず、加害者に対する民事・刑事の責任は十分に追及されていない状況にあるが、口座開設時に十分な本人確認を怠った金融機関にも責任があるのではないか。振り込め詐欺救済法もあるが同法に基づく被害者救済も不十分である。被害者に被害金全額が支払われるよう、金融機関が被害者に対して被害金全額を支払うことを義務化する制度や、加害者の刑事責任確定後に金融機関から当該加害者に対して損害賠償を請求できる制度等をご検討いただきたい。	金融機関は、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認や振り込め詐欺救済法に基づく口座の利用停止等を実施しています。しかしながら、犯罪に利用されたことのみをもって金融機関に責任を負わせることは困難であり、ご指摘の被害金全額の支払いを行う義務や被害者に代位して加害者に対する損害賠償請求を行う義務を金融機関に一律に課すことには慎重であるべきものと考えます。 一方で、振り込め詐欺の被害は後を絶たない状況であることはご指摘のとおりです。このため、金融庁としては、犯罪収益移転防止法や振り込め詐欺救済法に基づき、金融機関に適切な対応を促してまいります。 ① 本人確認の徹底 犯罪収益移転防止法においては、個人番号カードを本人確認書類に位置付ける（平成 28 年 1 月）とともに、本人確認を強化する観点から、従前はその提示のみで足りた顔写真のない本人確認書類が提出された場合、そのほかに他の本人確認書類の提示を求めるなどの追加的な対応が必要になりました（平成 28 年 10 月）。 金融庁としては、このような犯罪収益移転防止法の内容を踏まえて、金融機関に対し、引き続き適切な対応を求めてまいります。 ② 口座の利用停止等の適切な実施 金融機関は、捜査機関等から不正利用が疑われる口座の情報提供を受けた場合、当該口座の取引状況を調査した上で、利用停止や強制解約を行っています。被害防止の観点から迅速な対応が求められる一方、誤った口座凍結が行われないよう金融機関において一定の調査を要する事案もあると考えられます。 金融庁としては、金融機関が、情報受領後に迅速かつ適切に調査を行い、必要な措置を適切に講じる態勢を整備するよう、引き続き促していきたいと考えています。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
3		③　被害回復の申請を促す措置 　全国銀行協会等の各業界団体は、被害者への財産的被害の迅速な回復を図る観点から、以下の内容を含む事務取扱手続について傘下金融機関に周知しており、各金融機関においては当該手続に則った対応が行われていると認識しています。 ⅰ）被害を受けたことが疑われる者が行うべき手続き等を周知すること。 ⅱ）自行が振込元金融機関である場合には、被害申出人を振込先金融機関の担当窓口へ誘導するとともに、被害申出があった旨を連絡すること。 ⅲ）（申出がないものの）被害を受けたことが疑われる者に連絡を取るよう努めること。 　金融庁としては、預金保険機構による振り込め詐欺救済法に基づく検査のフォローアップ等を通じて、金融機関が支払い手続等に係る態勢を整備するよう、引き続き促していきたいと考えています。

資料２－13－１

金融庁

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する
「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◈ 相談室が提供する４つのサービス

ご意見・ご要望・情報提供の受付

- 金融行政に関するご意見・ご要望や貸し渋り・貸し剥がし、口座の不正利用等の各種情報提供を承ります。

ご質問・ご相談への対応

- 専門の相談員が、皆様のご質問・ご相談に電話にてお答えします。
- ウェブサイト・ファックス・郵送でいただいたご質問等にも、相談室からお電話をお返しします。

頂いたご意見の金融行政への活用

- 頂いたご意見は金融庁内で共有し、今後の金融行政に活用致します。

金融サービス利用者の皆様への情報提供

- 相談等の受付実績、よくあるご相談についてのＱ＆Ａ等を、３ヶ月ごとに金融庁ウェブサイトで公表します。

－ ご留意事項 －

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。

裏面もご覧下さい

◈ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受 付 時 間：平日１０：００～１７：００
- 電 話 番 号：0570-016811(ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ) IP 電話からは 03-5251-6811

（注）お電話は、応対内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。

- 受付の流れ：

➢上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

① 預金・融資等に関するご相談
② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
④ 貸金等に関するご相談
⑤ 金融行政一般・その他に関するご相談

➢相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

ウェブサイトでの受付

- 金融庁ウェブサイトのトップページから相談室 WEB 受付窓口へ (http://www.fsa.go.jp)
- ご意見･相談･情報提供等を 24 時間受付けます。
- ご質問･ご相談を頂いた場合には、相談室より平日１０：００～１７：００の間に、お電話をお返し致します。

（注１）ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。

（注２）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ファックスでの受付

- ファックス番号：０３－３５０６－６６９９
- ご意見･相談･情報提供等を２４時間受付けます。
- ご質問･ご相談を頂いた場合には、相談室より平日１０：００～１７：００の間に、お電話をお返し致します。
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けております。

〒100-8967　東京都千代田区霞が関 3－2－1　中央合同庁舎第７号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛

（注１）ご回答をお求めの場合には電話番号の記載をお忘れなく。

（注２）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

金融庁
総務企画局政策課 金融サービス利用者相談室

資料２－13－２

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
（平成28年４月１日～29年３月31日）

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

28年４月１日～６月30日・・・28年７月29日公表（第44回）

28年７月１日～９月30日・・・28年10月31日公表（第45回）

28年10月１日～12月31日・・・ 29年1月31日公表（第46回）

29年１月１日～３月31日・・・29年４月28日公表（第47回）

１．類型別受付件数

（単位：件）

区　　分	28/4～6	28/7～9	28/10～12	29/1～3	28年度合計
質問・相談	7,303	6,952	7,653	6,795	28,703
意見・要望	970	926	980	861	3,737
情報提供	777	536	569	409	2,291
その他	113	77	66	50	306
合　　計	9,163	8,491	9,268	8,115	35,037

２．受付方法別件数

（単位：件）

区　　分	28/4～6	28/7～9	28/10～12	29/1～3	28年度合計
電話	7,407	6,992	7,766	6,893	29,058
ウェブサイト	702	729	790	648	2,869
ファックス	526	287	241	181	1,235
手紙	381	337	279	308	1,305
その他	147	146	192	85	570
合　　計	9,163	8,491	9,268	8,115	35,037

３．分野別受付件数

（単位：件）

区　　分	28/4～6	28/7～9	28/10～12	29/1～3	28年度合計
預金・融資等	2,903	2,812	2,948	2,379	11,042
保険商品・保険制度等	2,482	2,329	2,231	2,173	9,215
投資商品・証券市場制度等	2,482	2,170	2,829	2,269	9,750
貸金等	865	779	801	858	3,303
金融行政一般・その他	431	401	459	436	1,727
合　　計	9,163	8,491	9,268	8,115	35,037

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

（単位：件、%）

区分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	886	30.5	1,214	41.8	803	27.7	2,903	100.0
7月～9月	894	31.8	938	33.4	980	34.9	2,812	100.0
10月～12月	1,279	43.4	837	28.4	832	28.2	2,948	100.0
1月～3月	933	39.2	828	34.8	618	26.0	2,379	100.0
28年度合計	3,992	36.2	3,817	34.6	3,233	29.3	11,042	100.0

○保険商品等

（単位：件、%）

区分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	588	23.7	1,150	46.3	744	30.0	2,482	100.0
7月～9月	612	26.3	1,030	44.2	687	29.5	2,329	100.0
10月～12月	560	25.1	890	39.9	781	35.0	2,231	100.0
1月～3月	559	25.7	889	40.9	725	33.4	2,173	100.0
28年度合計	2,319	25.2	3,959	43.0	2,937	31.9	9,215	100.0

○投資商品等

（単位：件、%）

区分	証券会社（第一種業）		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	901	36.3	1,581	63.7	2,482	100.0
7月～9月	629	29.0	1,541	71.0	2,170	100.0
10月～12月	1,156	40.9	1,673	59.1	2,829	100.0
1月～3月	718	31.6	1,551	68.4	2,269	100.0
28年度合計	3,404	34.9	6,346	65.1	9,750	100.0

○貸金等

（単位：件）

区分	件数
4月～6月	865
7月～9月	779
10月～12月	801
1月～3月	858
28年度合計	3,303

○金融行政一般・その他

（単位：件）

区分	件数
4月～6月	431
7月～9月	401
10月～12月	459
1月～3月	436
28年度合計	1,727

資料２－14－１

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成２４～２８年度）

基本政策	施策	平成28年度の主な事務事業の取組内容
Ⅰ 経済成長の礎となる金融システムの安定	１ 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施 ② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ③ 金融機能強化法等の適切な運用 ④ 金融機関の業務継続体制の検証 ⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み
	２ 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備
	３ 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応
Ⅱ 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上	１ 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 ② 当局における相談体制の充実 ③ 金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営 ④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 ⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応
	２ 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 質の高い金融仲介機能の発揮 ② 金融機能強化法の適切な運用
	３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 ② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備
Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築	１ 市場インフラの構築のための制度・環境整備	① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ② 証券決済期間の短縮化 ③ ＥＤＩＮＥＴの整備
	２ 市場機能の強化のための制度・環境整備	① 総合取引所の実現に向けた取組の促進 ② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進 ③ 不動産投資市場の持続的な成長の実現に向けた取組の促進 ④ 上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組み ⑤ より効果的・効率的な開示に向けた制度整備等の推進
	３ 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	① フォワードルッキングな観点からの監視活動の機能強化 ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 ③ 我が国において使用される会計基準の品質向上 ④ 包括的かつ機動的な市場監視 ⑤ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不公正取引への対応 ⑥ 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施 ⑦ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑧ 課徴金制度の適切な運用 ⑨ 犯則事件に対する厳正な調査の実施 ⑩ 自主規制機関との適切な連携 ⑪ 市場参加者の規律強化に向けた取組み
	４ 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施 ② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施 ③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携
	５ 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	① 適正な会計監査の確保のための態勢整備に向けた取組みの実施 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進
Ⅳ 横断的施策	１ 国際的な政策協調・連携強化	① 国際的な金融規制の策定や影響の評価に関する議論への戦略的な対応 ② 海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応
	２ アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	① アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備の促進等
	３ 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	① 金融サービスの提供者を対象とした金融行政のあり方・アプローチの見直し ② FinTech への対応 ③ 規制・制度改革等の推進 ④ 事前確認制度の適切な運用 ⑤ 官民による持続的な対話の実施
	４ 金融行政についての情報発信の強化	① 金融行政に関する広報の充実
	５ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	① 金融経済教育の推進

業務支援基盤の整備のための取組み（平成２４～２８年度）

分野	施策	平成28年度の主な事務事業の取組内容
１ 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上	① 職員の意識改革、組織として力を最大限に引き出すための人材育成及び組織活性化
２ 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学のネットワーク強化
３ その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用	① 最適化の早期実現、情報システムの見直しに伴う運用コストの削減 ② 情報セキュリティ対策の推進
	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保	① 災害等発生時における金融行政の継続確保 ② 災害等発生時に備えた訓練

資料２－14－２

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
25 年４月	・「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」の一部変更（25 年４月政策評価各府省連絡会議了承）	
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（25 年６月国会報告）	・「第 22 回政策評価に関する有識者会議」開催（25 年６月７日） ・「平成 23 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（25 年６月 21 日） ・「平成 25 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：25 年４月～26 年３月末）策定（25 年６月 28 日）
８月		・政策評価（平成 24 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（25 年８月 30 日）
12 月	・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」改正（25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）	
26 年５月		・「第 23 回政策評価に関する有識者会議」開催（26 年５月 30 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（26 年６月国会報告）	・「平成 24 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（26 年６月 13 日）
７月		・「平成 26 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：26 年４月～27 年３月末）策定（26 年７月１日公表）
８月		・政策評価（平成 25 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（26 年８月 29 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
27 年３月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（27 年３月閣議決定）	
４月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（27 年４月政策評価各府省連絡会議了承）	
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（27 年６月国会報告）	・「平成 25 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（27 年６月 12 日） ・「第 24 回政策評価に関する有識者会議」開催（27 年６月 29 日）
８月		・政策評価（平成 26 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（27 年８月 31 日公表） ・「平成 27 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：27 年４月～28 年３月末）策定（27 年８月 31 日公表）
28 年５月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（28 年５月国会報告）	・「平成 26 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（28 年５月 20 日）
６月		・「第 25 回政策評価に関する有識者会議」開催（28 年６月８日）
８月		・「平成 28 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：28 年４月～29 年３月末）策定（28 年８月 12 日公表） ・政策評価（平成 27 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（28 年８月 31 日公表）
29 年６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（29 年６月国会報告）	・「平成 27 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（29 年６月 23 日） ・「第 26 回政策評価に関する有識者会議」開催（29 年６月 26 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
７月	・「 規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（29 年７月政策評価各府省連絡会議了承）	
８月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：29 年４月～33 年３月末）策定（29 年８月１日公表） ・政策評価（平成 28 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（29 年８月 31 日公表）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

金融庁における平成２８年度実績評価（概要）

基本政策／施策	主な実績	測定結果
Ⅰ　経済成長の礎となる金融システムの安定		
１　金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備	・金融機関における中長期的に持続可能なﾋﾞｼﾞﾈｽﾓﾃﾞﾙの構築・維持に向け、ﾌｫﾜｰﾄﾞﾙｯｷﾝｸﾞなﾘｽｸ分析を行うとともに、課題が認められる先に対し課題解決に向けた具体的かつ有効な取組みを促進 ・金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施	A
２　我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備	・カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みに関する監督指針の整備を実施	B
３　金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応	・グローバルなマクロ経済・金融市場や市場参加者の動向、大手金融グループの市場への認識やリスク管理態勢を把握・分析することで、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析し、モニタリングに活用	A
Ⅱ　利用者の視点に立った金融サービスの質の向上		
１　利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・仮想通貨交換業者等に係る法制度の整備を図るため改正資金決済法・関係政府令を整備 ・利用者保護法制の適切な運用	A
２　資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ」）の策定・公表、金融仲介の質の向上に向けた取組みの実態把握の結果や「金融仲介機能のﾍﾞﾝﾁﾏｰｸ」等の客観的な指標を活用した深度ある対話の実施	B
３　資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備	・「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に向けた取組み」を策定・公表 ・少額からの長期・積立・分散投資に適した「積立 NISA」の創設	A
Ⅲ　公正・透明で活力ある市場の構築		
１　市場インフラの構築のための制度・環境整備	・中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかる証拠金規制の実施 ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）の整備（安定運用、改修対応等）	B
２　市場機能の強化のための制度・環境整備	・運用機関のｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ・利益相反管理の強化やｱｾｯﾄｵｰﾅｰの役割の明確化等を盛り込んだｽﾁｭﾜｰﾄﾞｼｯﾌﾟ・ｺｰﾄﾞの改訂案の公表 ・ﾌｪｱ・ﾃﾞｨｽｸﾛｰｼﾞｬｰ・ﾙｰﾙの導入に向けて、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会へ提出	A
３　市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備	・フォワード・ルッキングな観点からの市場監視を実施 ・適切に調査・検査を実施し、必要に応じて課徴金納付命令の勧告、悪質な事案については告発を実施	A
４　市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備	・金融商品取引業者等のリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果を踏まえてオンサイト・モニタリングを開始。その結果、重大な法令違反が認められた事案等に対しては、行政処分を求める勧告等を実施	B
５　市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備	・「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の策定・公表 ・東京にＩＦＩＡＲ事務局が開設	A
Ⅳ　横断的施策		
１　国際的な政策協調・連携強化	・経済の持続的成長と金融システムの安定の両立の必要性等に関して国際的に問題提起 ・G20 において金融庁によるこうした問題提起と整合的な内容を含む首脳宣言が採択されるなど、理解が広まりつつある	A
２　アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調	・「グローバル金融連携センター」において新興国の当局職員に対し研修を提供（26 年４月の設置以来、22 ヵ国から計 77 名を受入） ・ミャンマーにおいて証券取引所の適切な運営に向けた支援を行うなど、新興国に対する技術協力を推進	B
３　金融サービスの提供者に対する事業環境の整備	・利用者保護を確保しつつ、銀行等とﾌｨﾝﾃｯｸ企業とのｵｰﾌﾟﾝ・ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝを推進するため、「銀行法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出 ・「金融モニタリング有識者会議」を設置し、当該議論を取りまとめた「金融モニタリング有識者会議報告書」を公表	A
４　金融行政についての情報発信の強化	・幹部が講演等において金融庁の政策を積極的に発信。ウェブサイトを活用した重要施策の周知や英語での情報発信を強化	A
５　金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備	・大学や市民講座等への講師派遣、全国の高校・大学・地公体等へのガイドブック配布	B
業務支援基盤の整備のための取組み		
１（１）金融行政を担う人材の確保と資質の向上	・職員のキャリアパスに関する希望等を聴取するための直接面談の実施や、人事評価の運用の見直し等により、人材育成の取組みを推進するとともに、業務効率化・職場環境改善に向けた取組みを継続的に実施	B
２（１）学術的成果の金融行政への導入・活用	・庁内の要望に基づく研究テーマについて、調査研究を実施し、その成果を研究成果報告書として公表	B
３（１）金融行政における情報システムの活用	・情報システム見直しに伴う運用コスト削減、金融庁の情報セキュリティ対策の推進を実施	B
３（２）災害等発生時における金融行政の継続確保	・金融庁業務継続計画等の実効性の検証、各種訓練の実施（民間金融機関等とも連携）	B

（注）測定結果　　Ａ：「目標達成」⇒１０　　Ｂ：「相当程度進展あり」⇒１０

資料２－15－１

金融庁業務継続計画
（首都直下地震対応編）

＜ 概　要 ＞

金　融　庁

「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法（H25.12施行）
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画（H26.3策定）
  - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
  - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
  - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画（H26.3策定）

金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）

（H20.6策定、H27.12最終改定）

•首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。

•本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。

•東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し（H23.12）。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定（H26.7）。より実践的な記載とする観点から改定（H27.12）。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

- 想定災害：
  - 「都心南部直下地震」（M7.3、東京23区の最大震度6強）
- 周辺環境想定：
  - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
  - 電力：3日間程度は非常用発電で対応
  - 通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
  - 上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
➢災害対策本部の設置・運営 •災害対策本部の設置・運営に関する庶務 •庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 •外部関係者（政府災害対策本部、財務省、日本銀行等）との連絡・調整 •職員の参集・配置に関する総合調整 •災害対応に係る文書の記録・保存 •国会及び取材への対応 ➢金融市場等における状況の確認 ➢金融機関における状況の確認 ➢国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ➢金融機関に対する被災者支援の要請 ➢被災者等からの相談受付 ➢EDINETの管理・運用 ➢公認会計士試験の実施に係る業務（期間を限定する非常時優先業務）	➢行政資源の被災状況の確認 •職員の安否確認 •本庁舎の設備等の被災状況の確認 ➢庁内情報システムの管理等 •庁内情報システムの障害への対応 •金融庁行政情報化LANシステムの運用

＜金融庁と関係機関との概念図＞

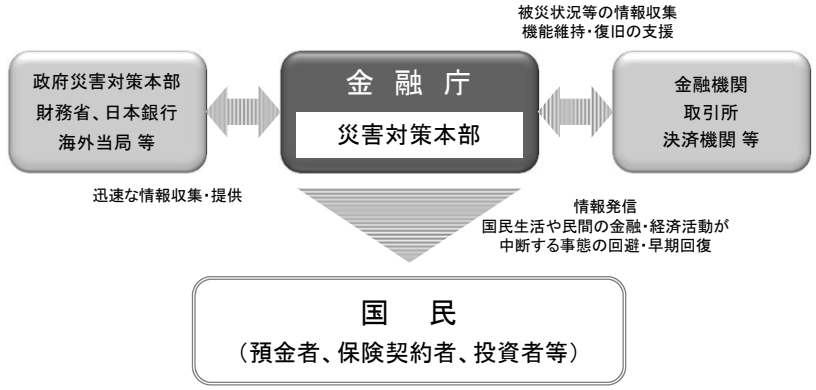

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員	災害発生時の対応
① 災害対策本部構成員 • 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定	• 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集 • 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡 • 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施
② 非常時参集者 • 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定 • 必要人員と同数以上の職員を指定	• 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集 • 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡 • 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事
③ 第一参集予備者 • 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定 • 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定	• とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始 • 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事
④ 第二参集予備者 • 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする	• 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機 • 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始 • 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

業務継続のための執務環境の整備

庁　舎	• 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。 • 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。
備　蓄	• 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。 • 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。
通　信	• 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。 • 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。
行政情報システム	• 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。 • EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。
広　報	• 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。 • ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

資料３－１－１

金融商品取引法の一部を改正する法律の概要

平成29年5月17日成立
5月24日公布

情報通信技術の進展等、金融・資本市場をめぐる環境変化を踏まえた制度面での手当てを行う

取引の高速化への対応

● 当局が株式等の高速取引（HFT）の実態などを確認できるよう、登録制を導入し、ルール整備を行う。

体制整備・リスク管理に係る措置

- 取引システムの適正な管理・運営
- 適切な業務運営体制の確保　等

当局への情報提供等に係る措置

- 高速取引を行うこと・取引戦略の届出
- 取引記録の作成・保存　等

取引所グループの業務範囲の柔軟化

● 取引所業務の多様化や国際化などの環境変化を踏まえ、取引所グループの業務範囲について以下の対応を行う。

グループ内の共通・重複業務の集約

システム開発業務などのグループ内の共通・重複業務について、取引所本体での実施を可能とする。

外国取引所等への出資の柔軟化

出資先の外国取引所等の子会社が業務範囲を超えるものであっても、一定期間（例えば５年間）、取引所グループが保有することを可能とする。

上場会社による公平な情報開示

● 投資家間の情報の公正性を確保するため、上場会社による公平な情報開示に係るルール（フェア・ディスクロージャー・ルール）の整備を行う。

上場会社等が公表前の重要な情報を投資家、証券会社等に提供した場合、

- 意図的な伝達の場合は、同時に
- 意図的でない伝達の場合は、速やかに、

当該情報をホームページ等で公表。

「金融商品取引法の一部を改正する法律」
（平成29年法律第37号）に係る説明資料

平成２９年５月

金融庁

取引の高速化への対応

■ 日本の証券市場において、高速取引の影響力が増大。

■ これについては、市場に流動性を供給しているとの指摘もある一方で、
- ➢ 市場におけるボラティリティの急激な上昇
- ➢ 中長期的な投資家の取引ニーズが先回りされることによる取引コストの増大
- ➢ 中長期的な企業価値に基づく価格形成を阻害
- ➢ システムの脆弱性

等の観点から、懸念が指摘されている。

■ 日本では、現状、高速取引を行う投資家から、直接情報を収集する枠組みはない。

（参考）欧州では、高速取引を行う者を登録制とし、体制整備・リスク管理義務や当局に対する情報提供義務を導入（2018年１月より実施予定）

東証の取引に占める、コロケーションエリア（注）からの取引の割合

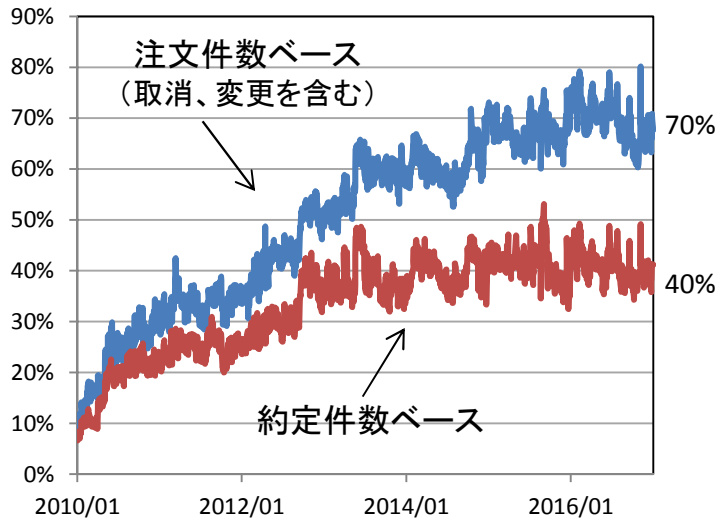

（注）証券会社のサーバを設置できるよう、取引所の売買システムに近接した場所に用意された施設。ここに置かれたサーバから取引の注文が可能であり、投資家は取引に要する時間の短縮が可能。

高速取引を行う者に対し、<u>登録制</u>を導入し、<u>体制整備・リスク管理</u>、<u>当局への情報提供</u>などの枠組みを整備

取引の高速化に関する法制度の整備

株式等の高速取引を行う者に対し、登録制を導入し、以下のルールを整備

1. 体制整備・リスク管理に係る措置

○ 取引システムの適正な管理・運営

○ 適切な業務運営体制・財産的基礎の確保

○ （外国法人の場合）国内における代表者又は代理人の設置

2. 当局に対する情報提供等に係る措置

○ 高速取引を行うこと・取引戦略の届出

○ 取引記録の作成・保存

○ 当局による報告徴求・検査・業務改善命令等

3. その他の規定

○ 無登録で高速取引を行う者等から証券会社が取引を受託することの禁止

○ 高速取引を行う者に対する取引所の調査

取引所グループの業務範囲の柔軟化

■ 取引所グループを巡る業務の多様化や国際化などの環境変化を踏まえ、取引所グループの業務範囲のあり方について以下の対応。

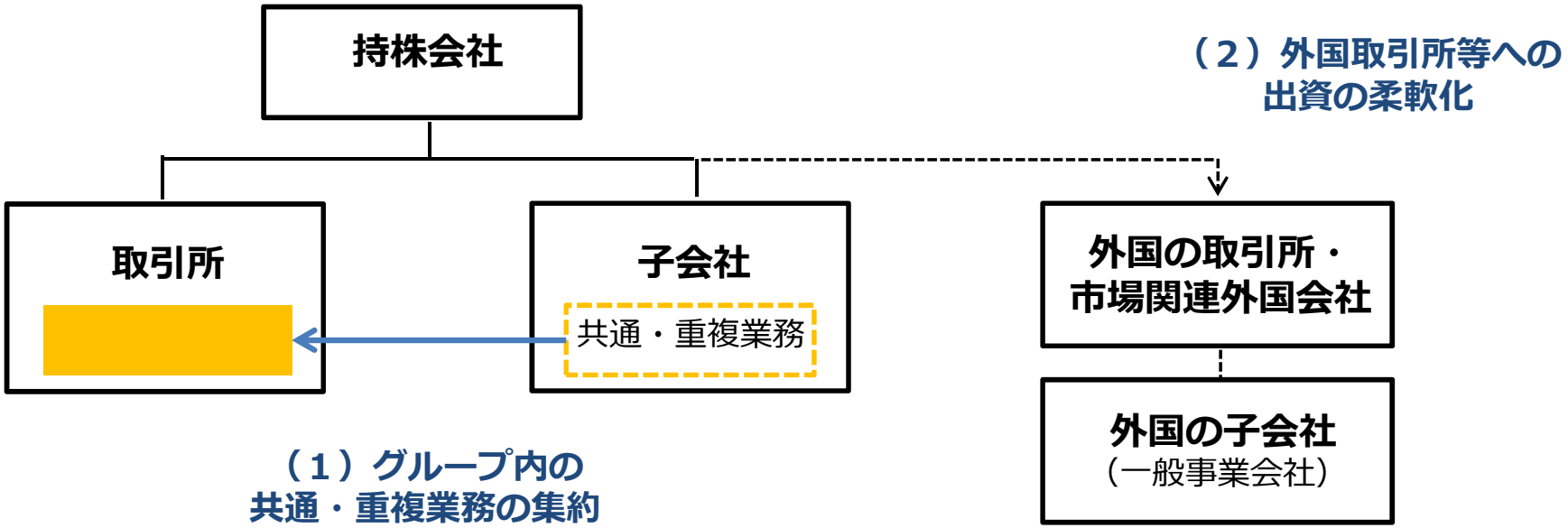

（1）グループ内の共通・重複業務の集約

システム開発業務などのグループ内の共通・重複業務について、認可を前提に、取引所本体での実施を可能とする。

（2）外国取引所等への出資の柔軟化

出資先の外国取引所等の子会社が業務範囲を超えるものであっても、原則5年間、取引所グループが保有することを可能とする。

上場会社による公平な情報開示（1）

フェア・ディスクロージャー・ルール

企業が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるもの

背景

■ 近年、上場企業が証券会社のアナリストに未公表の業績に関する情報を提供し、当該証券会社が当該情報を顧客に提供して株式の売買の勧誘を行っていた事例が複数発覚

■ 欧米やアジアの主要市場では、フェア・ディスクロージャー・ルールが既に導入済み

⇒ 我が国でもフェア・ディスクロージャー・ルールの導入が必要

- 全ての投資家が安心して取引できる市場環境を整備
- 「早耳情報」に基づく短期的な売買ではなく、公平に開示された情報に基づく中長期的な視点に立った投資を促す

上場会社による公平な情報開示（2）

フェア・ディスクロージャー・ ルールの概要

- 上場会社等が公表されていない重要な情報をその業務に関して証券会社、投資家等に伝達する場合、
  - ・意図的な伝達の場合は、同時に、
  - ・意図的でない伝達の場合は、速やかに、
  - 当該情報をホームページ等で公表。
- 情報受領者が上場会社等に対して守秘義務及び投資判断に利用しない義務を負う場合、当該情報の公表は不要。

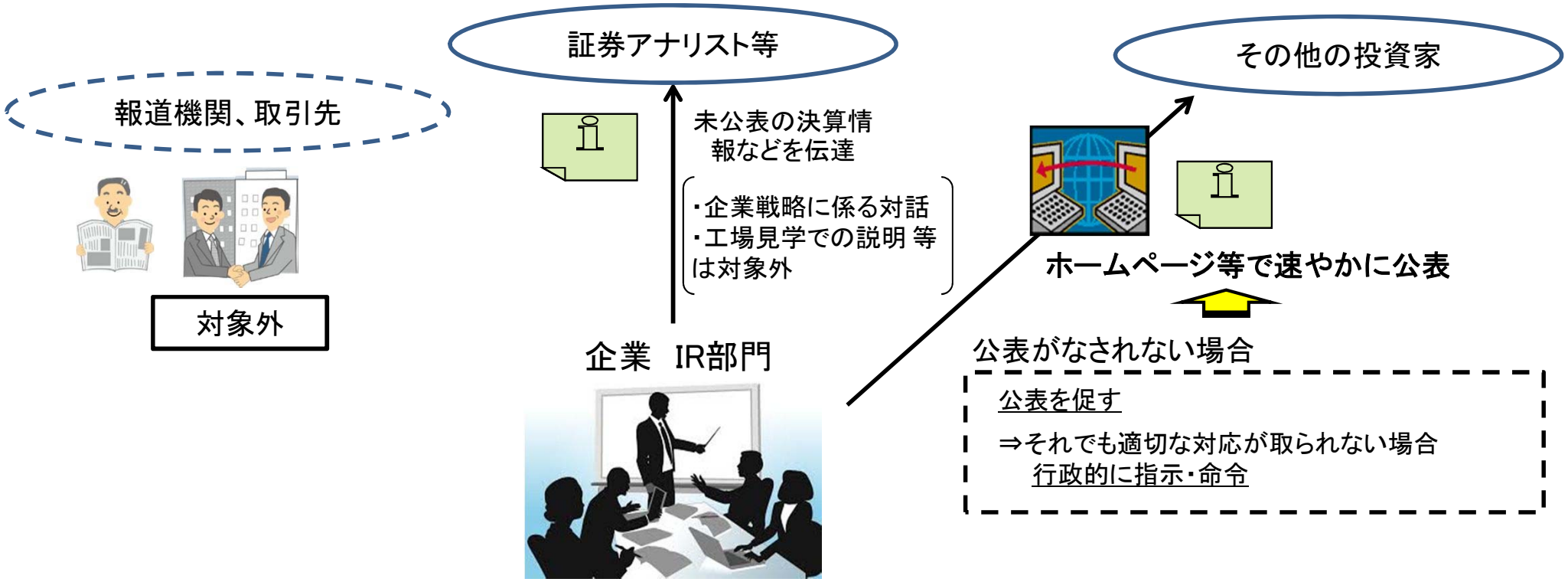

資料３－２－１

顧客本位の業務運営に関する原則

平成 29 年３月 30 日

金融庁

経緯及び背景

平成 28 年４月 19 日の金融審議会総会において、金融担当大臣より、「情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び国民の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと」との諮問が行われた。この諮問を受けて、金融審議会に市場ワーキング・グループが設置され、国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー[1]）等について審議が行われた。

市場ワーキング・グループでは、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等（以下「金融事業者」）が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要との観点から審議が行われ、12 月 22 日に報告書が公表された。その中で、以下のような内容が示された。

－ これまで、金融商品の分かりやすさの向上や、利益相反管理体制の整備といった目的で法令改正等が行われ、投資者保護のための取組みが進められてきたが、一方で、これらが最低基準（ミニマム･スタンダード）となり、金融事業者による形式的・画一的な対応を助長してきた面も指摘できる。

－ 本来、金融事業者が自ら主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムの実現が望ましい。

－ そのためには、従来型のルールベースでの対応のみを重ねるのではなく、プリンシプルベースのアプローチを用いることが有効であると考えられる。具体的には、当局において、顧客本位の業務運営に関する原則を策定し、金融事業者に受け入れを呼びかけ、金融事業者が、原則を踏まえて何が顧客のためになるかを真剣に考え、横並びに陥ることなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していくことが適当である。

また、報告書では、顧客本位の業務運営に関する原則に盛り込むべき事項につい

[1] フィデューシャリー・デューティーの概念は、しばしば、信託契約等に基づく受託者が負うべき義務を指すものとして用いられてきたが、欧米等でも近時ではより広く、他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割･責任の総称として用いる動きが広がっている。

ても提言がなされた。

本原則の目的

この顧客本位の業務運営に関する原則（以下「本原則」）は、上記市場ワーキング・グループの提言を踏まえ、金融事業者が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指す上で有用と考えられる原則を定めるものである。

本原則の対象

本原則では、「金融事業者」という用語を特に定義していない。顧客本位の業務運営を目指す金融事業者において幅広く採択されることを期待する。

本原則の採用するアプローチ

本原則は、金融事業者がとるべき行動について詳細に規定する「ルールベース・アプローチ」ではなく、金融事業者が各々の置かれた状況に応じて、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営を実現することができるよう、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用している。金融事業者は、本原則を外形的に遵守することに腐心するのではなく、その趣旨・精神を自ら咀嚼した上で、それを実践していくためにはどのような行動をとるべきかを適切に判断していくことが求められる。

金融事業者が本原則を採択する場合には、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定し、当該方針に基づいて業務運営を行うことが求められる。自らの状況等に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、一部の原則を実施しないことも想定しているが、その際には、それを「実施しない理由」等を十分に説明することが求められる。

具体的には、本原則を採択する場合、下記原則１に従って、

- 顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表した上で、
- 当該方針に係る取組状況を定期的に公表するとともに、
- 当該方針を定期的に見直す

ことが求められる。さらに、当該方針には、下記原則２～７に示されている内容に

ついて、

・　実施する場合には、原則に付されている（注）も含めてその対応方針を、

・　実施しない場合にはその理由や代替策を、

分かりやすい表現で盛り込むことが求められる。

本原則に関する留意事項

本原則については、金融事業者の取組状況や、本原則を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しの検討を行うものとする。

【顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等】

原則１．金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。

（注）金融事業者は、顧客本位の業務運営に関する方針を策定する際には、取引の直接の相手方としての顧客だけでなく、インベストメント・チェーンにおける最終受益者としての顧客をも念頭に置くべきである。

【顧客の最善の利益の追求】

原則２．金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。

（注）金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。

【利益相反の適切な管理】

原則３．金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。

（注）金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。

- 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合
- 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合
- 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合

【手数料等の明確化】

原則４．金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。

【重要な情報の分かりやすい提供】

原則５．金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則４に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。

（注１）重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。

- 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件
- 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む）
- 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響

（注２）金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである（（注２）～（注５）は手数料等の情報を提供する場合においても同じ）。

（注３）金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。

（注４）金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。

（注５）金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すとともに、顧客において同種の金融商品・サービスの内容と比較することが容易となるよう配慮すべきである。

【顧客にふさわしいサービスの提供】

原則６．金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。

（注１）金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。

（注２）金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。

（注３）金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。

（注４）金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。

【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】

原則７．金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。

資料３－２－２

「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み

平成29年３月

金融庁

「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組みの基本的考え方

「原則」の定着の重要性

- 「顧客本位の業務運営に関する原則」を確定したが、今後は「原則」の定着に向けて各金融事業者が実効的な取組方針を策定し、実践していくよう、取組みを進めていく必要
- その際、金融事業者による取組みが形式的なものに止まることなく、金融事業者がより良い金融商品・サービスの提供を競い合うといった、実質を伴う形での定着が重要

「原則」を踏まえた金融事業者の行動

- 各金融事業者においては、
  - 顧客本位の業務運営を確保するための経営トップのリーダーシップの発揮、
  - マネジメント層における業務計画等の策定・実施、フォローアップ、
  - 現場レベルでの実践を通じた浸透、フィードバック、

  など、それぞれの段階に応じた適切な行動が求められる
- その際、金融事業者は自らの取組みが実質を伴う形で定着しているか、仮に実質を伴っていないとすればどの段階でうまく機能していないのかを分析し、経営トップの責任において改善がなされるべき

顧客による主体的な行動、当局の役割等

- より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択され、これを踏まえて金融事業者が自らの業務運営を不断に見直していく、という好循環が生まれるためには、顧客が主体的に行動することが重要であり、金融事業者の取組みの「見える化」や顧客のリテラシーの向上が求められる
- また、顧客の主体的な行動を補完するものとして、当局による適切なモニタリングや第三者的な主体による評価、顧客にアドバイス等を行う担い手の多様化等も有効

金融事業者の業務運営に関する現状認識

フィデューシャリー宣言を行った先であっても顧客本位の業務運営の実現に向けて現状必ずしも大きな進展は見受けられない状況

- ■ 投資対象を特定の種類の資産に限定したテーマ型の商品が、依然販売額上位の銘柄の多くを占めている
- ■ 投資信託の販売額と解約・償還額は、ほぼ同額である状況が継続しており、残高の増加には貢献していない
- ■ 売れ筋投信の9割が毎月分配型であり、特に地銀では積立投信であっても販売額の半分以上を毎月分配型が占めている

Ⅰ．売れ筋投信（ファンド分類）の推移

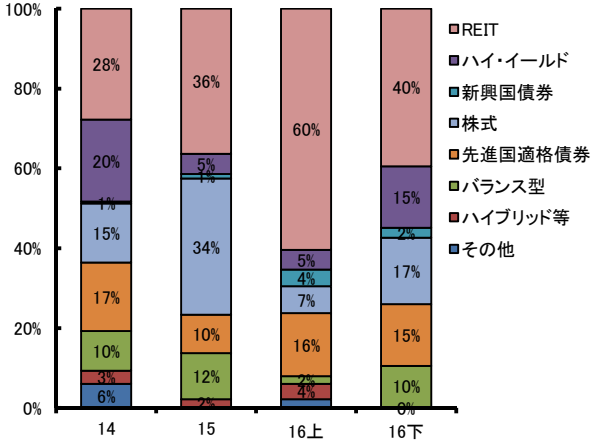

（注1）主要行等8行及び地域銀行10行
（注2）各行の販売額ベースの上位5銘柄による。
（注3）16下は2016年10-12月の販売実績

Ⅱ．投資信託の販売額・解約額・収益額の推移

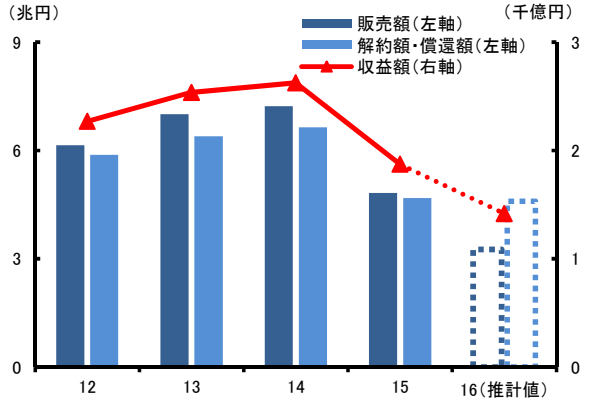

（注1）主要行等8行及び地域銀行10行
（注2）2016年度（点線部分）は、同年12月末時点の実績値を基に年率換算して推計。

Ⅲ．売れ筋投信における毎月分配比率の推移

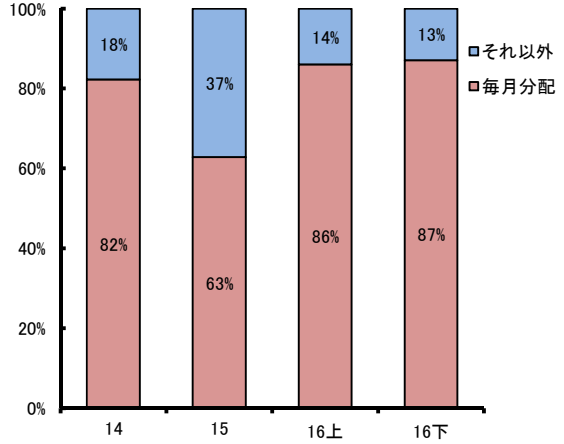

（注1）主要行等8行及び地域銀行10行
（注2）各行の販売額ベースの上位5銘柄による。
（注3）16下は2016年10-12月の販売実績

Ⅳ．積立投信における売れ筋商品の分配頻度

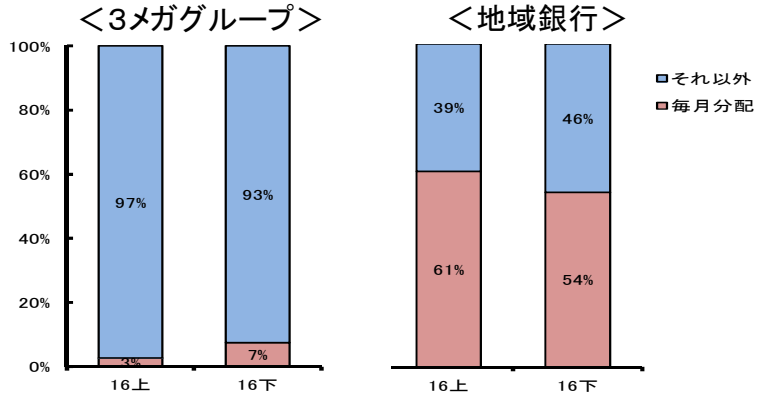

（注1）積立投信を取り扱っている3メガグループ4行及び地域銀行9行
（注2）各行の販売額ベースの上位5銘柄による。
（注3）16下は2016年10-12月の販売実績

「顧客本位の業務運営に関する原則」の定着に向けた取組み

1. 金融事業者の取組みの「見える化」

- 各金融事業者においては、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標（KPI）を、取組方針やその実施状況の中に盛り込んで公表するよう働きかけ
- 本年６月末から当面四半期ごとに、取組方針を策定した金融事業者の名称とそれぞれの取組方針のURLを集約し、金融庁ホームページにおいて公表

2. 当局によるモニタリング

- 金融事業者における業務運営の実態を把握し、ベスト・プラクティスを収集
- 収集されたベスト・プラクティスや各事業者が内部管理上用いている評価指標などを基に、金融事業者との対話を実施。「原則」を踏まえた取組みを働きかけ
- 各金融事業者の取組方針と、取組みの実態が乖離していることは無いか等について、当局がモニタリングを実施
- モニタリングを通じて把握した事例等については、様々な形での公表を検討

3. 顧客の主体的な行動の促進

- 実践的な投資教育・情報提供の促進
  - 投資初心者向けの教材を関係者で作成し、広く活用
  - 商品比較情報等の提供のあり方について、ワーキンググループを設置し、議論を整理
- 長期・積立・分散投資を促すためのインセンティブ
  - 積立NISA対象商品の商品性の基準の公表
  - 上記を踏まえ、長期・積立・分散投資に適した投資信託の提供促進

4. 顧客の主体的な行動を補う仕組み

- 第三者的な主体による金融事業者の業務運営の評価
  - 客観性、中立性、透明性が確保される形での、民間の自主的な取組みを引き続き促進
- 顧客にアドバイス等を行う担い手の多様化
  - 販売会社等とは独立した立場でアドバイスする者などに対する顧客のニーズに適切に対応できるよう必要な環境整備

資料３－３－１

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

（平成28年4月18日公表）

制度開示に係る自由度の向上と対話に資する情報の充実による、効果的・効率的で適時な開示 → 企業と株主・投資者との建設的な対話の促進 → 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上

○ 制度開示（決算短信、事業報告等、有価証券報告書）**の開示内容の整理・共通化・合理化**

開示内容の自由度を高め、例えば、事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や、欧米に見られるような両者の一体的な書類としての開示などをより容易に

○ 非財務情報の開示の充実

有価証券報告書の経営方針・経営成績等の分析等の記載を充実。任意開示も活用し、対話に資する情報の開示を促進

① 決算短信
- 監査・四半期レビューが不要であることの明確化
- 速報性に着目し記載内容を削減
- 記載を要請する事項をサマリー情報、業績概要、連結財務諸表等に限定

② 事業報告等
- 経団連ひな形に即している必要はない旨を明確化し、有価証券報告書との記載の共通化や一体化を容易に

③ 有価証券報告書
- 事業報告との共通化（大株主の状況の計算における自己株式の取扱い）
- 記載の重複排除のための開示内容の合理化（新株予約権等）
- 経営方針等や経営者による経営成績等の分析等の記載を充実

○ より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し

開示の日程、手続に係る自由度を高め、株主総会までに十分な期間を置いて情報が開示されるなど、対話に資する情報のより適時な開示を促進

① 株主総会日程の後ろ倒しを容易にする開示の見直し
- 大株主の状況の開示に関し、大株主判定の基準日設定を柔軟化

② 事業報告等の電子化の推進
- 議決権行使率への影響等に留意しつつ、個別の同意なしに電子化できる書類の範囲を拡大

○フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けた検討の実施　等

日本におけるIFRS適用状況

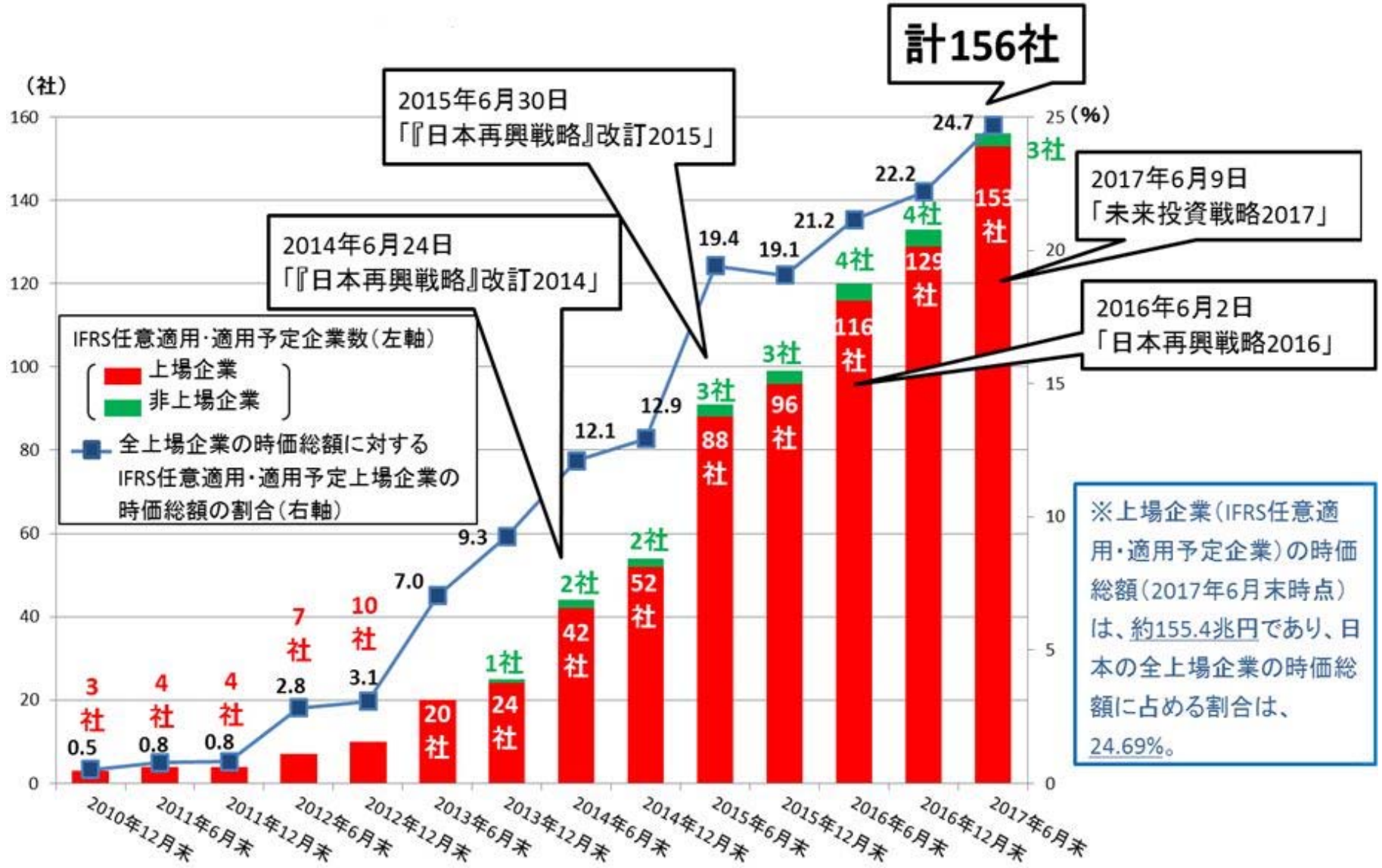

※上場企業（IFRS任意適用・適用予定企業）の時価総額（2017年6月末時点）は、約155.4兆円であり、日本の全上場企業の時価総額に占める割合は、24.69%。

※ 日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準（IFRS）の任意適用を開始。

会計監査の信頼性確保に向けて

資料３－３－３

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

平成28年3月

1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード
  （監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示）
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備
  （コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等）

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実
  （有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実）
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実
  （監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等）

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
  （監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等）
- 不正リスクに着眼した監査の実施
  （監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底）

4.「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保
  （監査法人のローテーション制度についての調査の実施）
- 当局の検査・監督態勢の強化
  （公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等）
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
  （品質管理レビュー等の見直し等）

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化
  （監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等）
- 実効的な内部統制の確保
  （内部統制報告制度の運用と実効性の検証）
- 監査におけるITの活用（協会において検討を継続）
- その他（試験制度・実務補習等の在り方の検討）

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立

⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

資料　３－３－４

監査法人の組織的な運営に関する原則
≪監査法人のガバナンス・コード≫

監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会

平成 29 年３月 31 日

「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の策定について

会計監査は資本市場を支える重要なインフラであり、今後の会計監査の在り方について幅広く検討するため、平成27年10月、「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置された。

平成 28 年 3 月にその提言が取りまとめられたが、そこでは、大手上場企業等の監査を担う監査法人の組織的な運営に関する原則を規定した「監査法人のガバナンス・コード」の策定が提言された。

これを受け、平成 28 年 7 月、本検討会が設置され、5 回に亘る審議を経て、同年 12 月、パブリックコメント案を策定・公表し、広く意見を求めた。本検討会では、寄せられた意見も参考にしつつ、今般、「監査法人の組織的な運営に関する原則」を取りまとめることとしたものである。

本原則は、組織としての監査の品質の確保に向けた 5 つの原則と、それを適切に履行するための指針から成っており、

- 監査法人がその公益的な役割を果たすため、トップがリーダーシップを発揮すること、
- 監査法人が、会計監査に対する社会の期待に応え、実効的な組織運営を行うため、経営陣の役割を明確化すること、
- 監査法人が、監督・評価機能を強化し、そこにおいて外部の第三者の知見を十分に活用すること、
- 監査法人の業務運営において、法人内外との積極的な意見交換や議論を行うとともに、構成員の職業的専門家としての能力が適切に発揮されるような人材育成や人事管理・評価を行うこと、
- さらに、これらの取組みについて、分かりやすい外部への説明と積極的な意見交換を行うこと、

などを規定している。

本原則は、大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されているが、それ以外の監査法人において自発的に適用されることも妨げるものではない。その上で、大手監査法人をはじめとする各監査法人が、本原則をいかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、それぞれの特性等を踏まえた自律的な対応が求められるところであり、本原則の適用については、コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する）の手法によることが想定されている。

各監査法人においては、会計監査を巡る状況の変化や、会計監査に対する社会の期待を踏まえ、それぞれの発意により、実効的な組織運営の実現のための改革が強力に進められていくことを期待したい。

【監査法人が果たすべき役割】

原則1　監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

考え方

資本市場の信頼性を確保し、企業の成長に向けた資金が円滑に供給されるためには、企業による適正な財務情報の開示が不可欠である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指す上でも、自らの財務情報を的確に把握し、市場の参加者等と共有することが必要である。

会計監査は、このような企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。

公認会計士法上、公認会計士とともに監査法人も、組織として、企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を担っている。資本市場の重要なインフラである会計監査の品質を持続的に向上させるため、監査法人の社員が公認会計士法に基づく業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップがリーダーシップを発揮し、法人の構成員の士気を高め、その能力を十分に発揮させることが重要である。また、その際には、被監査会社から報酬を得て行うとの会計監査の構造に起因して、法人の構成員による職業的懐疑心の発揮が十分に行われないということにならないよう留意すべきである。

指針

1－1.　監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

1－2.　監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。

1－3.　監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

１－４．　監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

１－５．　監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。

【組織体制】

原則２　監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

考え方

監査法人制度は、5 人以上の公認会計士で組織するパートナー制度を基本としているが、大規模な監査法人においては、社員の数が数百人、法人の構成員が数千人の規模となるものが存在するようになっており、監査の品質の確保の観点から、監査法人において、経営陣によるマネジメントが規模の拡大や組織運営の複雑化に的確に対応することが求められている。

このため、監査法人においては、法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすことができる経営機関を設け、法人の組織的な運営を確保することが重要である。

指針

２－１．　監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。

２－２．　監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与

- 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備

- 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備

- 監査に関する業務の効率化及び企業においても IT 化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備

２－３．　監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。

原則３　監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

考え方

監査法人において、組織的な運営を確保するため、経営機関の機能の強化に併せ、その実効性について監督・評価し、それを通じて、実効性の発揮を支援する機能を確保することが重要である。

さらに、監査法人が、組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、監督・評価機関において、例えば、企業における組織的な運営の経験や資本市場の参加者としての視点などを有する、外部の第三者の知見を活用すべきである。

指針

３－１．　監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。

３－２．　監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。

３－３．　監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

３－４．　監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

【業務運営】

原則４　監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

考え方

監査法人において、会計監査の品質を持続的に向上させるためには、経営機関が経営機能を発揮するとともに、経営機関の考え方を監査の現場まで浸透させる必要があり、そのための体制を整備する必要がある。

また、経営機関の考え方を、法人の構成員が受け止め、業務に反映するようにするためには、大局的かつ計画的な人材育成や人事管理・評価が極めて重要であり、これが十分に機能しなければ、監査品質の向上に向けた取組みは実効を伴わないものとなる。

さらに、経営機関から監査の現場への情報の流れだけではなく、監査の現場から経営機関等への情報の円滑な流れを確保することも重要である。

こうした取組みにより、法人の構成員の間で、より自由闊達な議論が行われ、縦割りに陥らない開放的な組織文化・風土が醸成されることが期待される。

指針

４－１．　監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

４－２．　監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

４－３．　監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

・　法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること

・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること

・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること

４－４． 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

４－５． 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。

【透明性の確保】

原則５　監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

考え方

会計監査の品質を持続的に向上させていくためには、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価して監査法人を選択し、それが監査法人において、監査品質の向上へのインセンティブの強化や監査報酬の向上につながるといった好循環を生むことが重要である。このため、監査法人は、資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する情報開示を充実すべきであり、それは資本市場の参加者等との意見交換の有効な手段となると考えられる。

また、監査法人内においても、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性について評価を行い、資本市場の参加者等との意見交換と合わせ、その結果を更なる改善に結びつけるべきである。

指針

５－１．　監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。

５－２．　監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。

- 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
- 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
- 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方
- 経営機関の構成や役割

・ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献

・ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価

５－３． 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

５－４． 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

５－５． 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）のポイント

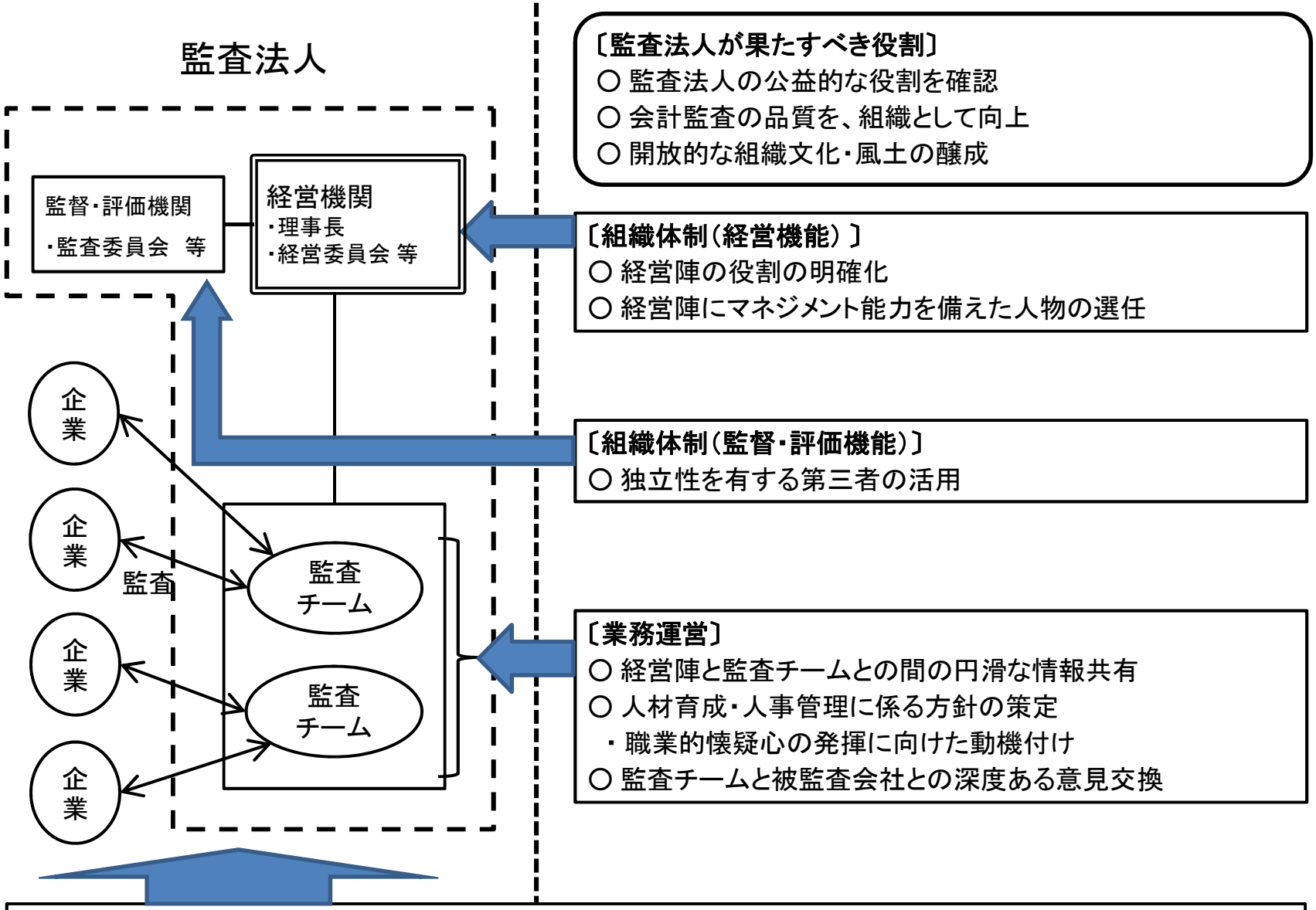

〔透明性の確保〕
○本原則の適用状況等についての分かりやすい開示
○開示内容について外部との積極的な意見交換
○監査法人内外からの意見を踏まえたマネジメントの改善（PDCAの実行）

平成 29 年６月 26 日

「監査報告書の透明化」について

１．経緯

監査報告書において、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、監査人が着目した会計監査上のリスクなどを記載する「監査報告書の透明化」（以下「透明化」）[1]については、監査報告書の情報価値の向上を目的として、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の定める国際監査基準に導入されたことなどを受けて、欧州やアジアの主要国等において導入が進められており、米国でも、公開会社会計監督委員会（PCAOB）が「透明化」のための監査基準を公表した。[2]

我が国においても、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、株主等に対する会計監査の内容等に関する情報提供を充実させる観点から検討を進めるべきとされたことを踏まえ、平成 28 年９月から５回にわたり、日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会、金融庁による意見交換を行った。

２．意見交換における議論の概要

「透明化」の導入について、意見交換の参加者からは、

- 監査報告書において監査人が着目した会計監査上のリスク等（「監査上の主要な事項（Key Audit Matters: KAM）[3]」）に関する情報が示されることが、監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深める意義がある
- また、上記のような監査報告書の情報価値の向上に加え、
  - 監査報告書における KAM の記載が、企業と財務諸表利用者の対話の充実を促すこと
  - 監査報告書における KAM の記載が監査計画の前提として組み込まれることが、企業と監査人のコミュニケーションの更なる充実、ひいては監査品質の向上につながること

  が期待される

といった意見が出された。

---

[1] 監査報告書における KAM 等の記載については、監査報告書の「拡張化（extended）」「長文化」等の呼称もみられるが、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（2016 年３月）では、株主等に対する情報提供を充実させる観点を挙げ、「透明化」としている。

[2] 2017 年６月１日に PCAOB により公表された監査基準は、今後、証券取引委員会（SEC）の承認を経て効力を発生することになる。

[3] KAM とは、監査人の職業的専門家としての判断において、当期の会計監査において最も重要な事項をいい、統治責任者にコミュニケーションした事項から選択するものとされている。

同時に、参加者からは、

- 財務諸表利用者にとって有用な情報とするためには、KAM として記載すべき項目をどのように選択し、どのような記載内容とすべきか。また、それらの情報はそもそも財務諸表利用者にとってどこまで有用な情報となり得るのか
- KAM を含む監査報告書が円滑に作成、開示されるためには、監査人と企業のそれぞれ、また、両者の間で、どのような手続が必要となるか。KAM に記載された事項について株主総会等で質問を受けた場合の説明責任をどのように果たすのか
- 監査報告書における KAM の開示と企業による開示との関係をどのように整理すべきか、仮に監査人と企業との間で調整が必要となる場合、どのような手続などが必要となるか[4]
- 上記のような手続を踏むことについて、どの程度の追加的な時間を要するのか

といった実務上の課題が提示された。また、「透明化」が各関係者にどのようなメリットをもたらしていくかについても考えていく必要があるとの意見が出された。

「透明化」が期待される意義・効果を十分に発揮するためには、より幅広い関係者の間で、上記のような課題について、今後、更に具体的な検討を行っていく必要があると考えられる。

３．意見交換を踏まえた今後の検討の方向

「透明化」の導入が国際的に進められる中で、我が国においても会計監査の透明性向上は重要な課題であり、今後、企業会計審議会において、上記の実務上の課題についての検討を含め、「透明化」について具体的な検討を進めていくことが期待される。

その際、実務上の課題を抽出するため、日本公認会計士協会が大手監査法人や監査先企業、その監査役等と必要な連携をして、直近の終了した会計監査を対象に、KAM を試行的に作成する取組みを行い、検討に当たっての参考とすることが有益であると考えられる。

以　上

[4] KAM の記載に当たっては、企業が既に開示している情報を参照することが想定されている。参照すべき情報が企業によって開示されていない場合であっても、監査人が KAM として記載することは否定されていないが、監査人はまずは企業に必要な開示を促すことが適切であるとされている。

資料３－３－７

平成 21 年 9 月 14 日
金　　融　　庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

Ⅰ　検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注 1）公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第 1 項の規定による届出をした者

（注 2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

Ⅱ　検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

１．報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等(注3)として提出された情報に加え、原則として、３年に１度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

① 全ての外国監査法人等:監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等(注4)による検査・レビュー結果の情報

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等:①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

（注 3）法第 34 条の 36 第１項及び第２項に規定する届出書（同法第 34 条の 37 第１項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

（注 4）外国監査法人等に関する内閣府令第５条第１項に規定する行政機関等

２．検査対象先の選定等

審査会は、１．において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、１．の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

３．検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類（注 5）に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

（注 5）公認会計士法施行令第 30 条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類（法第 34 条の 35 第１項）

４．検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

５．行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

（以上）

資料３－３－８

平成 24 年７月 10 日
金　　融　　庁

諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス

I.　前文

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、(1)外国監査法人等[1]の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、(2)情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、(3)相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないとしている。

金融庁及び審査会は、パブリックコメントの実施を経て、平成 21 年９月 14 日、上記の考え方を「外国監査法人等に対する検査・監督の考え方[2]」として公表した。この中で、金融庁は、同等性評価を行うに際して、その基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して行うとしていたところであるが、今般、監査制度及び監査監督体制の日本との同等性の評価に関する原則及びその評価の基準をとりまとめたので、これを公表するものである。

II.　同等性評価に際しての原則

諸外国の監査制度及び監査監督体制の同等性については、監督協力の実効性を確保する観点から、以下の５つの原則に基づき判断するものとする。なお、各国の同等性の判断に当たっては、制度の外観で判断するのではなく、制度全体の有効性について勘案し評価を行うこととする。

- 監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること
- 監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること
- 監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること
- 監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること
- 監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠をすることが許されており、それを行う意思があること

---

[1] 公認会計士法第34条の35第１項の規定による届出をした者

[2] http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20090914-2.html

これらの原則は、金融庁が自ら報告徴収や検査を行う代わりに、外国監督当局との相互依拠に向けた協力体制を構築できるかの観点から検証されるものであって、評価は国毎の監査の質の保証を意図するものではない。

III. 同等性評価の基準

金融庁は同等性評価に際しての原則の適合性を評価する際に参照する事項を明確化すべく、以下の基準を設ける。

1. 監督構造

原則：監査プロフェッションから独立した、公的な監査人監督制度を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

- 法的管轄域内において、例えば（1）登録制度、（2）基準の設定、（3）監査の質に関する検査やレビュー、（4）調査、改善及び処分措置といった、監査監督の制度があるか。
- 公益のために活動している監査監督当局はあるか。
- 監督当局は、適切な人員構成を有し、適切な責任と権限の綱領を持つか。
- 監督当局は、運営において監査プロフェッションから独立しているか。その意思決定機関の過半数は（適切な冷却期間を伴った）監査業務に従事していない者でなければならない。
- 監督当局は適切な財源を持っているか。財源は、監査プロフェッションによる不適切な影響を受けてはならない。
- 監督当局は登録の義務又はその他の手段を通じ、その法的管轄域で監査業務を提供している監査人又は監査法人等を適切に把握しているか。
- 監督当局は、日本の証券市場で上場又は取引する企業の財務諸表を監査する、自己の法的管轄域の監査法人等を監督しているか。
- 監督当局は、機密情報の保護のための適切な規定を持つか。
- 監督当局は自己の活動要領及び成果を適切に公表することにより透明性及び説明責任を確保しているか。

2. 検査

原則：監督当局は監査の質を確保するための有効な検査・レビュー制度を行っていること。

この原則は以下の基準により評価される。

・監督当局は、適用される専門職業基準、独立性要件及びその他法律、規則、規制の遵守を評価するために、品質管理の方針及び監査手続についての検査の仕組みを有するか。

・検査手続が、監査プロフェッションによる品質管理レビューと連携して行われている場合は、監督当局は、レビューの範囲及び監査調書やレビューに必要なその他の情報への閲覧等、並びにレビューの結果に対するフォローアップといった、主要事項を管理しているか。

・監督当局は検査を繰り返し実施しているか。

・検査は法人全体のレビュー及び調書のレビューのいずれについても効果的な手続が含まれることを確保しなければならない。

・監督当局は、監査プロフェッションから独立し適切な能力を備えた十分な検査官を有するか。

・検査で発見された事項を監査法人等に通知し、監査法人等が指摘された事項を改めることを確保する仕組みがあるか。

3. 調査、改善命令及び懲戒処分

原則：監督当局は問題を特定した場合に改善処置を定め、又は処分を執行する権限を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

・監督当局は、法令違反又は運営若しくは監査手続に重大な欠陥が見受けられる場合において、監査人又は監査法人に対する懲戒処分のための調査手続を実施する権限を有するか。

・監督当局は、監査法人等に対し業務改善命令を発出することができるか。

・監督当局は、業務停止命令、会計士資格又は登録の取消しといった、一連の処分を行う権限を有するか。

4. 監査人の資格及び監査基準

原則：監査人に対する適切な資格制度及び適切な監査基準を有していること。

この原則は以下の基準により評価される。

・監査人の資格を取得するために、適切な資質と職業的能力を要求されるか。

・適切な監査基準、品質管理基準、倫理規則、独立性要件はあるか。

5. 国際的な監査監督

原則：監督当局はそれぞれの法的管轄域における活動に関して相互に依拠することが許されており、それを行う意思があること。

この原則は以下の基準により評価される。

・外国監査法人等の監督に関して、監督当局は外国監査法人等に対する報告徴収又は検査を行う代わりに、外国監査法人等の所属する国の当局が行う監督行為に依拠することが許されているか。

・監督当局は、双方の法的管轄域の監査法人等について、日本の監督当局と連携し、情報共有することが可能か。

IV. 評価の手続き及び公表

同等性評価の手続きに当たっては、金融庁は外国監査法人等の母国当局に上記基準に関連する質問票を送付する。また、評価の際は外国当局のウェブサイトや IFIAR[3]のメンバーズアップデート等利用可能な情報も活用する。評価は順次行い、同等性が認められた国については、ウェブサイトでその旨を公表する。

（以上）

[3]International Forum of Independent Audit Regulators（監査監督機関国際フォーラム）

IFIAR組織構成及び加盟国

○ IFIAR組織図

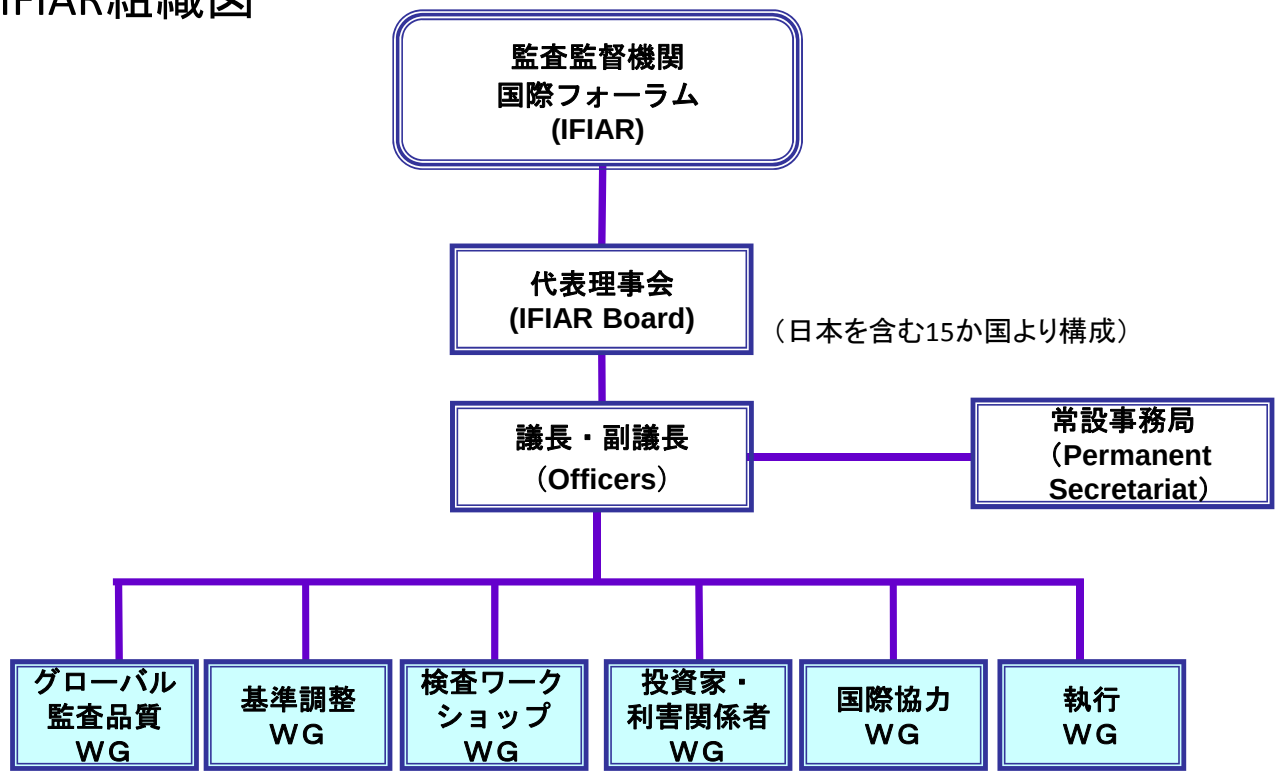

※　常設事務局の事務局長には、ｶｰﾙ･ﾚﾅｰ（Carl Renner）氏（NZ出身。前英国FRC財務報告ﾗﾎﾞ･ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾃﾞｨﾚｸﾀｰ）が就任している。

○ IFIAR加盟国(52か国・地域)

（平成29年６月末現在）

◆ 欧州（31）
アイルランド、アルバニア、
イギリス、イタリア、
オーストリア、オランダ、
キプロス、ギリシャ、クロアチア、
ジブラルタル、スイス、
スウェーデン、スロバキア、
スロベニア、スペイン、
チェコ、デンマーク、
ドイツ、ノルウェー、
ハンガリー、フィンランド、
フランス、ブルガリア、
ベルギー、ポーランド、
ポルトガル、リトアニア、
リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ
ジャージー、ロシア

◆ アジア（10）
インドネシア
韓国
シンガポール
スリランカ
タイ
チャイニーズタイペイ
日本
マレーシア
オーストラリア
ニュージーランド

◆ 中東（3）
アブダビ
ドバイ
トルコ

◆ アフリカ（4）
エジプト
ボツワナ
南アフリカ
モーリシャス

◆ 北米（3）
アメリカ
カナダ
ケイマン

◆ 南米（1）
ブラジル

※下線を引いてある22か国・地域は多国間情報交換枠組み（IFIAR MMOU）の署名国。

日本IFIARネットワーク　Japan Network for IFIAR

背景

○監査監督機関国際フォーラム（IFIAR　イフィアール）は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関となる。
○我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のため我が国産官学をあげた支援が必要。
○誘致過程で支援表明したステークホルダーより、IFIARとの関係強化に強い期待。

⇒　世界の主要な金融資本市場である我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係を強化し、IFIAR事務局の活動支援と我が国における監査品質に関する意識向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献する。

ネットワークの会員・活動内容

○会員　別紙の各団体
○活動内容
①IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
②我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
③IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じIFIARにおける取組みを紹介

日本 IFIAR ネットワーク　会員

【会計監査税務】

〇日本監査研究学会
〇日本監査役協会
〇日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
〇日本内部監査協会

【経済界】

経済同友会
〇日本経済団体連合会

【金融資本市場】

金融先物取引業協会
国際銀行協会（ＩＢＡ）
信託協会
生命保険協会
〇全国銀行協会
第二種金融商品取引業協会
投資信託協会
日本証券アナリスト協会
〇日本証券業協会
日本損害保険協会
日本投資顧問業協会
〇日本取引所グループ
〇日本ＩＲ協議会

【その他】

日本弁護士連合会

【オブザーバー】

東京都

計 22 団体

（注１）各分類内で 50 音順
（注２）〇印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計９会員。

金融庁
Financial Services Agency

平成 28 年８月 31 日
金融庁

「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正（案）」に対する意見募集の結果等について

１．パブリックコメントの結果

金融庁では、「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正（案）」につきまして、平成 28 年８月１日（月）から平成 28 年８月５日（金）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、２の個人及び団体より延べ２件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は（別紙１）を御覧ください。

２．改正の概要

中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の施行・適用に際し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の自己資本規制比率の算出にあたり、本規制に基づく当初証拠金について、①受け入れた場合に、自己資本額の控除対象から除外し、②差し入れた場合に、リスク相当額の計算対象から除外する等の措置を講じることとしました。具体的な内容については、（別紙2）～（別紙5）をご参照ください。

３．公布・施行日

本件の内閣府令及び告示は、本日付で公布され、平成 28 年９月１日から施行・適用されます。

（参考）

また、自己資本比率規制の適用対象となる銀行等については、「自己資本比率規制に関するＱ＆Ａ」に項目を追加していますので、こちらをご参照ください。

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
監督局証券課（内線 3255、3358）
総務企画局市場課（内線 3943）

（別紙１）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方
（別紙２）金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第二十五号）新旧対照表
（別紙３）金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）新旧対照表

（別紙４）金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）新旧対照表

（別紙５）特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）新旧対照表

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年５月 17 日
金融庁

「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案の公表について

金融庁では、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

１　主な改正内容

政府では、コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図る取組みを進めているところです。

本件は、このような取組みの一環として、①特定譲渡制限付株式、②パフォーマンスシェア③株式報酬（所定の時期に確定した数の株式を報酬として付与するもの）等による株式の割り当てを行う場合に、役員等に対する報酬の支給の一種であることに鑑み、ストックオプションの付与と同様に、（１）売買報告書の提出制度及び短期売買利益の返還請求制度の適用除外とする改正、（２）有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とする改正を行うものです。

具体的な改正内容については、別紙１、２をご参照ください。

２　施行期日（予定）

改正後の規定は、本年６月下旬以降に公布・施行する予定です。

これらの案について御意見がありましたら、平成 29 年６月 16 日（金）12 時 00 分（必着）までに、住所（法人・団体等の場合は主たる事業所の所在地）、氏名（法人・団体等の場合は法人・団体名及び意見提出者の氏名）、連絡先電話番号及び電子メールアドレスを記載の上、郵便又はファックスにより下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記 e-Gov ウェブサイトにお寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人・団体等の場合にあっては法人・団体名を含む）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、（１）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（２）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報は、御意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認さ

せていただく場合に利用します。
　なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov へリンク）

御意見の送付先

郵便 ： 〒100－8967
　東京都千代田区霞が関３－２－１　中央合同庁舎第７号館
　・（別紙１）金融庁総務企画局市場課
　・（別紙２）金融庁総務企画局企業開示課
ファックス ：
　・（別紙１）03－3506－6251
　・（別紙２）03－3506－6266
ＵＲＬ ： http://www.fsa.go.jp/

お問い合わせ先

金融庁　Tel 03-3506-6000（代表）
　・（別紙１）総務企画局市場課（内線 3609、2644）
　・（別紙２）総務企画局企業開示課（内線 3665、3802）
（別紙１）有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 59 号）新旧対照表（PDF：●KB）
（別紙２）企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第５号）新旧対照表（PDF：●KB）

資料４－１－１

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の概要

平成28年５月25日成立
６月３日公布

金融グループを巡る環境変化、ITの急速な進展等を踏まえた制度面での手当てを行う

金融グループにおける **経営管理の充実**

○ 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、持株会社等が果たすべき「機能」を明確化

- グループの経営方針の策定及びその適正な実施の確保
- グループ内の会社相互の利益相反の調整
- グループの法令遵守体制の整備

等

共通・重複業務の集約等を通じた金融仲介機能の強化

○ 各金融グループの効率的な業務運営と金融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通・重複業務の集約等を容易化

持株会社による共通・重複業務の執行

- システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

子会社への業務集約の容易化

- 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

- グループ内の銀行間取引について、経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たす場合は、アームズ・レングス・ルールの適用を柔軟化する

ITの進展に伴う **技術革新への対応**

○ ITの進展を戦略的に取り込み、金融グループ全体での柔軟な業務展開を可能とする

- 金融関連IT企業等への出資の容易化
- 決済関連事務等の受託の容易化

○ ITの進展に対応した、決済関連サービスの提供の容易化と利用者保護の確保

- ICチップを利用したプリペイドカードにおける表示義務の履行方法の合理化
- プリペイドカード発行者の苦情処理体制の整備

○ 電子記録債権の利便性向上

- 異なる記録機関間でも電子記録債権の移動が可能となるよう制度面の手当て

仮想通貨への対応

○ 仮想通貨について、G7サミットにおける国際的な要請等も踏まえ、マネロン・テロ資金対策及び利用者保護のためのルールを整備する

登録制の導入

- 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

マネロン・テロ資金供与対策規制

- 口座開設時における本人確認の義務付け　等

利用者保護のためのルールの整備

- 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルール整備

等

銀行法等政府令の改正（金融グループの経営管理の充実）

メガバンクグループ

金融グループの業務のうち、例えば、国内銀行本体による業務からの収益の比重は、低下の傾向

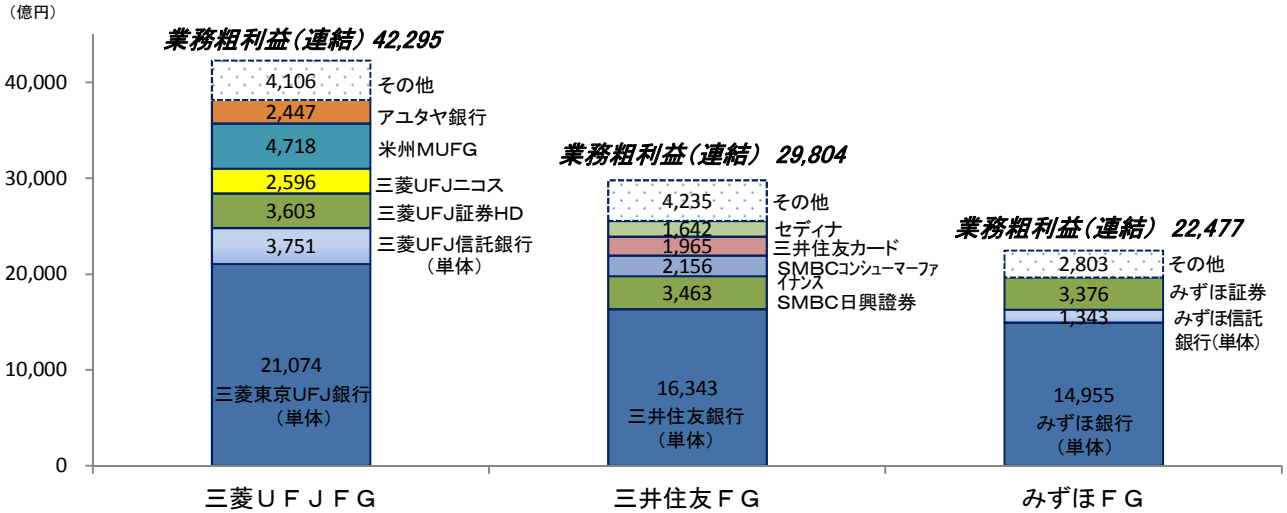

（注）「その他」には、上記以外のグループ会社（海外事業を含む）の業務粗利益のほか、内部取引の調整額を含む。（出典）各グループの平成27年3月期決算説明資料。

→ 持株会社を中心とした金融グループ全体の健全性等を、母国当局が責任を持って監督していくべきとの流れ。

地域銀行グループ

地域金融機関の経営統合では、持株会社の傘下に複数の銀行が存在する場合が増加

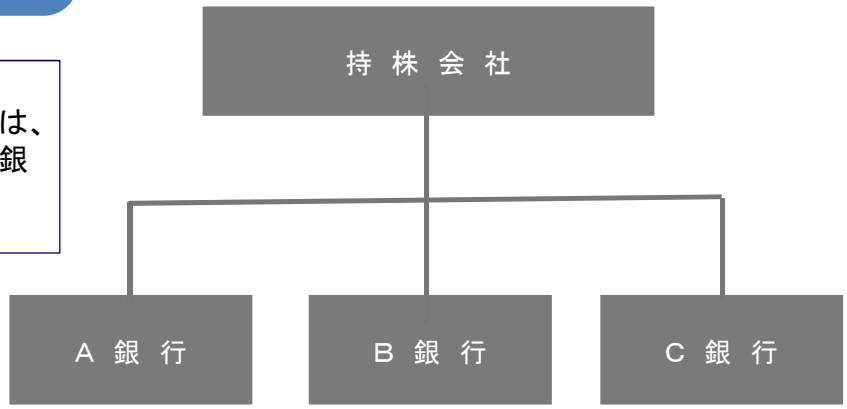

法改正の概要

○ 金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、銀行持株会社（銀行持株会社が存在しない場合はグループ頂点の銀行）が果たすべき「機能」を明確化

① グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

② グループ内の会社相互の利益相反の調整

③ グループのコンプライアンス体制の整備

④ その他グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

政府令の概要

○ 「その他これに準ずる方針」として以下を規定

- 銀行グループの収支、資本の分配、自己資本の充実、その他のリスク管理に係る方針
- 災害等発生時における、銀行グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

○ 「内閣府令で定めるもの」として以下を規定

- 銀行グループの再建計画（G-SIB等）

銀行法等政府令の改正（金融グループ内の共通・重複業務の集約等）

持株会社への集約

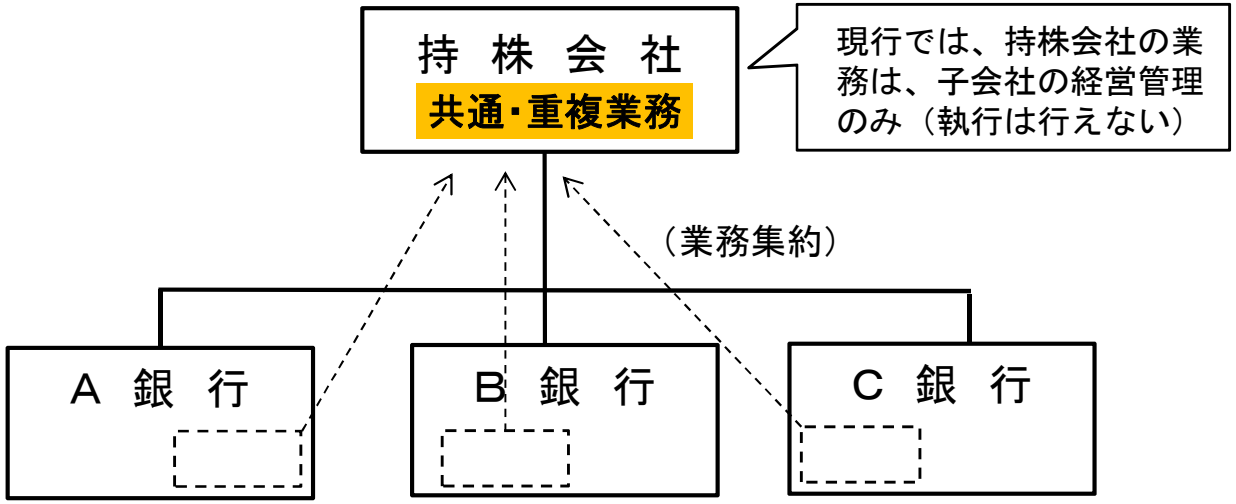

子会社への集約

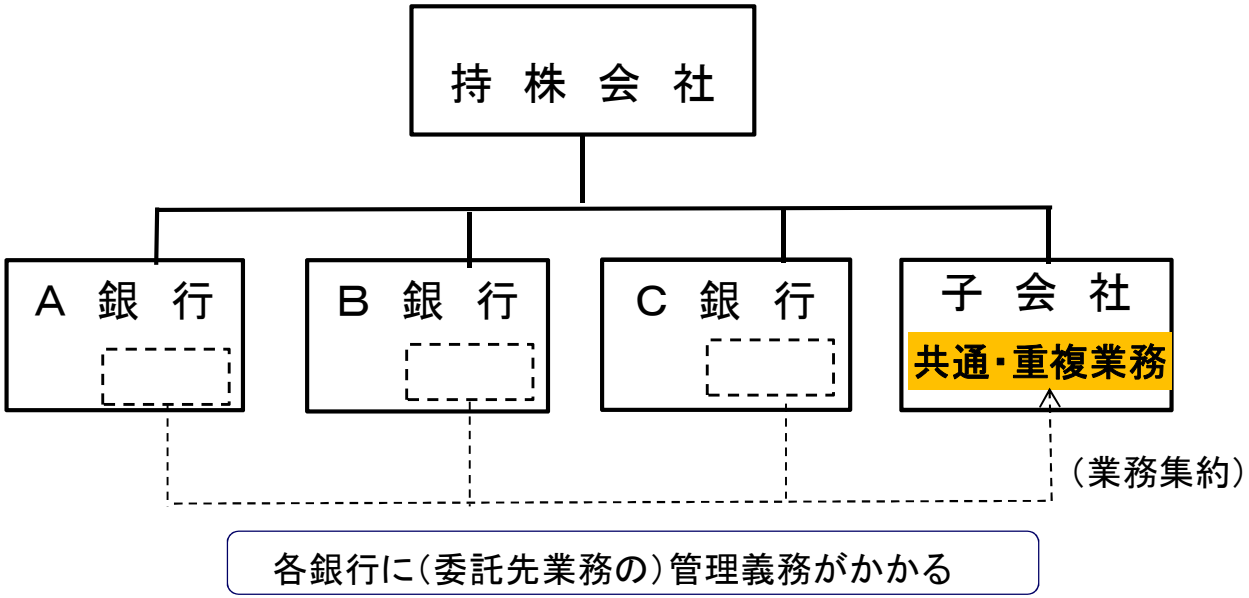

法改正の概要

○ システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする

○ 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

政府令の概要

○ 「システム管理義務」や「資金運用業務」のほか、共通・重複業務の集約が可能な業務として以下を規定

- コールセンター業務
- バックオフィス業務
- 商品開発業務
- 福利厚生に関する事務
- 融資審査業務　　等

銀行法等政府令の改正（グループ内の資金融通の容易化）

同一持株会社グループ内に、A銀行とB銀行が存在している場合、アームズ・レングス・ルール※に基づく利率とは異なる社内レートで、A銀行の余資をB銀行に融通することを許容してほしいとの声。

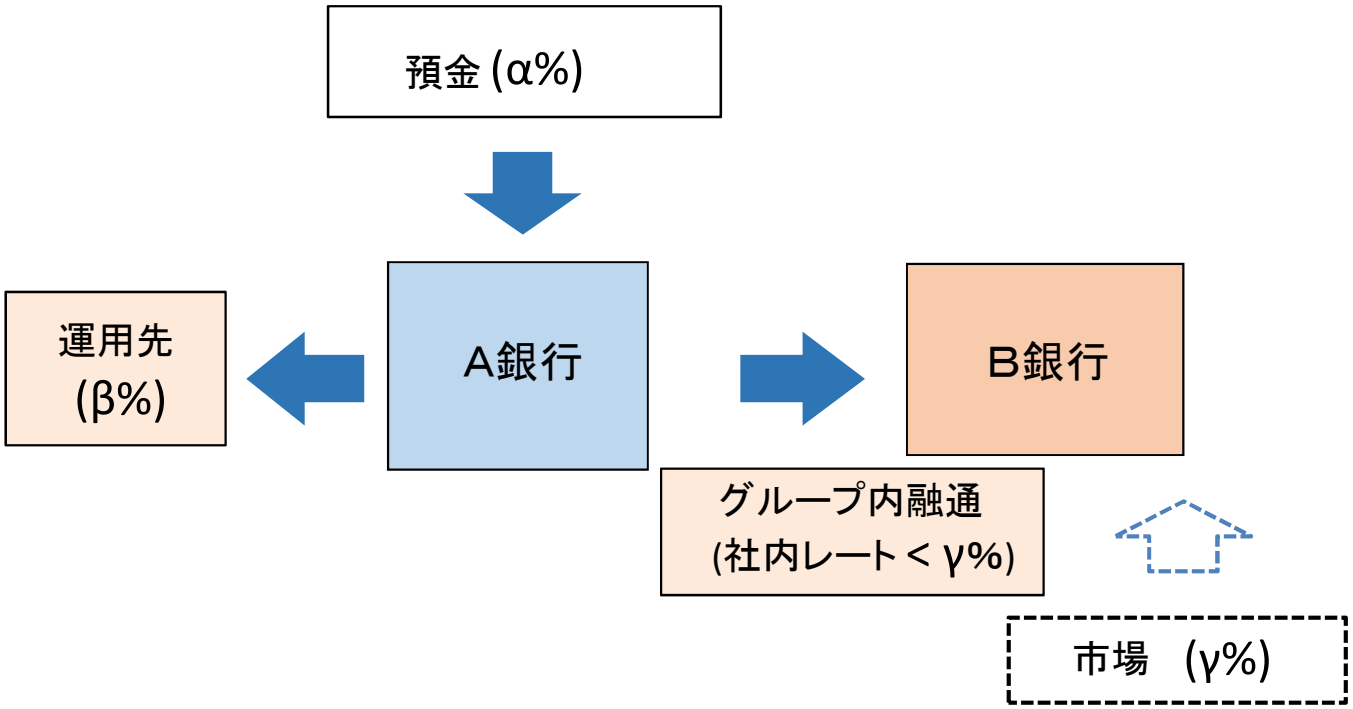

※　銀行がグループ内で取引を行う場合、グループ外の「同一の信用力を持つ者」との間で取引を行う場合の条件より有利な条件での取引を行うことを禁止するもの

法改正の概要

○　同一持株会社グループ内の銀行間取引について、銀行の経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たすとして当局の承認を受けた場合には、アームズ・レングス・ルールに基づく利率とは異なる社内レートの使用を容認

政府令の概要

○「経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件」の内容として、以下の要件を規定

①　アームズ・レングス・ルールによらない取引又は行為の<u>条件を明確に定めている</u>こと

②　アームズ・レングス・ルールによらない取引又は行為を行うことにより、当該銀行の<u>経営の健全性を損なうおそれがない</u>こと

銀行法等政府令の改正（金融関連IT企業等への出資の柔軟化）

IT分野のイノベーションを取り込む動き

米銀トップの問題意識

欧米銀行では、最近の環境変化が危機感を持って捉えられ、変化に対して戦略的に応じる動きが広がっている

われわれは、
グーグルやフェイスブック、
その他の企業と
競合することになるだろう
2014年5月6日
Euromoney（サウジアラビア）での発言

ジェイミー・ダイモン・JPモルガン・チェースCEO

Google
売上高　598億ドル
ユーザー数　5.4億人

売上高　1,709億ドル
ユーザー数　8億人

facebook
売上高　79億ドル
ユーザー数　12.3億人

所）決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第2回 野村参考人説明資料

オープン・イノベーション（外部連携による革新）の動き

欧米銀行では、ITイノベーションを取り込むことを目的とした、IT・ネット企業等との戦略的な連携・協働が活発化

usbank
・FSV Payment Systems：ﾌﾟﾘﾍﾟｲﾄﾞｶｰﾄﾞ・ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ開発・ｻｰﾋﾞｽ提供業者。

Capital One
・Level Money：複数口座の収支管理や資金計画策定をｻﾎﾟｰﾄするｽﾏｰﾄﾌｫﾝ用ｱﾌﾟﾘｹｰｼｮﾝ開発・提供業者。

BBVA Compass
・Simple：PCやｽﾏｰﾄﾌｫﾝ等専用の銀行ｻｰﾋﾞｽを提供する業者。

JPMORGAN CHASE & CO.
・Bloomspot：小売業者向けのﾎﾟｲﾝﾄﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの提供・管理ｼｽﾃﾑ開発業者。

citi
・PayQuik：金融機関等向けの送金ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ開発業者。
・Ecount：小売業者向けのﾌﾟﾘﾍﾟｲﾄﾞ・ｶｰﾄﾞ・ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ開発業者。

SOCIETE GENERALE（仏）
・OnVista：金融情報ﾎﾟｰﾀﾙｻｲﾄの提供業者。

CRÉDIT AGRICOLE S.A.（仏）
・Fianet SA：ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ決済に係るｾｷｭﾘﾃｨ・ｼｽﾃﾑの開発・提供会社。

Santander（ｽﾍﾟｲﾝ）
・Zed Group：ﾃﾞｼﾞﾀﾙ・ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞｼｽﾃﾑ、ﾓﾊﾞｲﾙ・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ決済ｼｽﾃﾑ等の開発・提供会社。
・iZettle：専用ｱﾌﾟﾘと端末を利用したｽﾏｰﾄﾌｫﾝによるｶｰﾄﾞ決済会社。

BARCLAYS（英）
・RS2 Software：銀行、ｶｰﾄﾞ会社、小売業者向けのｶｰﾄﾞ決済用ｿﾌﾄｳｪｱ開発業者。
・Analog Analytics：ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ業者や広告代理店向けのｸｰﾎﾟﾝ等の発行・管理ｼｽﾃﾑ開発業者。

BNP PARIBAS（仏）
・FLASHiZ：ｽﾏｰﾄﾌｫﾝによる決済ｱﾌﾟﾘ開発及びｻｰﾋﾞｽ提供会社。

（出所）決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第10回 翁委員説明資料

法改正の概要

○ 銀行業の高度化・利用者利便の向上に資すると見込まれる業務を営む会社に対して、当局の認可を得て出資することを可能に

政府令の概要

○ 金融関連IT企業等への出資に際しての認可審査事項に関して、多様な企業への出資について柔軟な審査を可能とする等の観点から、以下を規定

① 出資元の銀行の財務の健全性
- 業務・財務・損益の状況が良好か
- 出資に足る資本があるかどうか
- 出資額がすべて毀損した場合にも財産の状況が良好であると見込まれるか
- 出資後の連結収支が良好に推移すると見込まれるか

② 出資先の業務内容と銀行業務との関係
- 出資先が業務を的確かつ公正に遂行できるか
- 銀行業の高度化・利便の向上に資すると見込まれるか
- 銀行の業務の健全・適切な運営に支障をきたす著しいおそれがないか
- 優越的地位の濫用、利益相反の著しいおそれがないか

銀行法等告示の改正（決済関連事務等の受託の容易化）

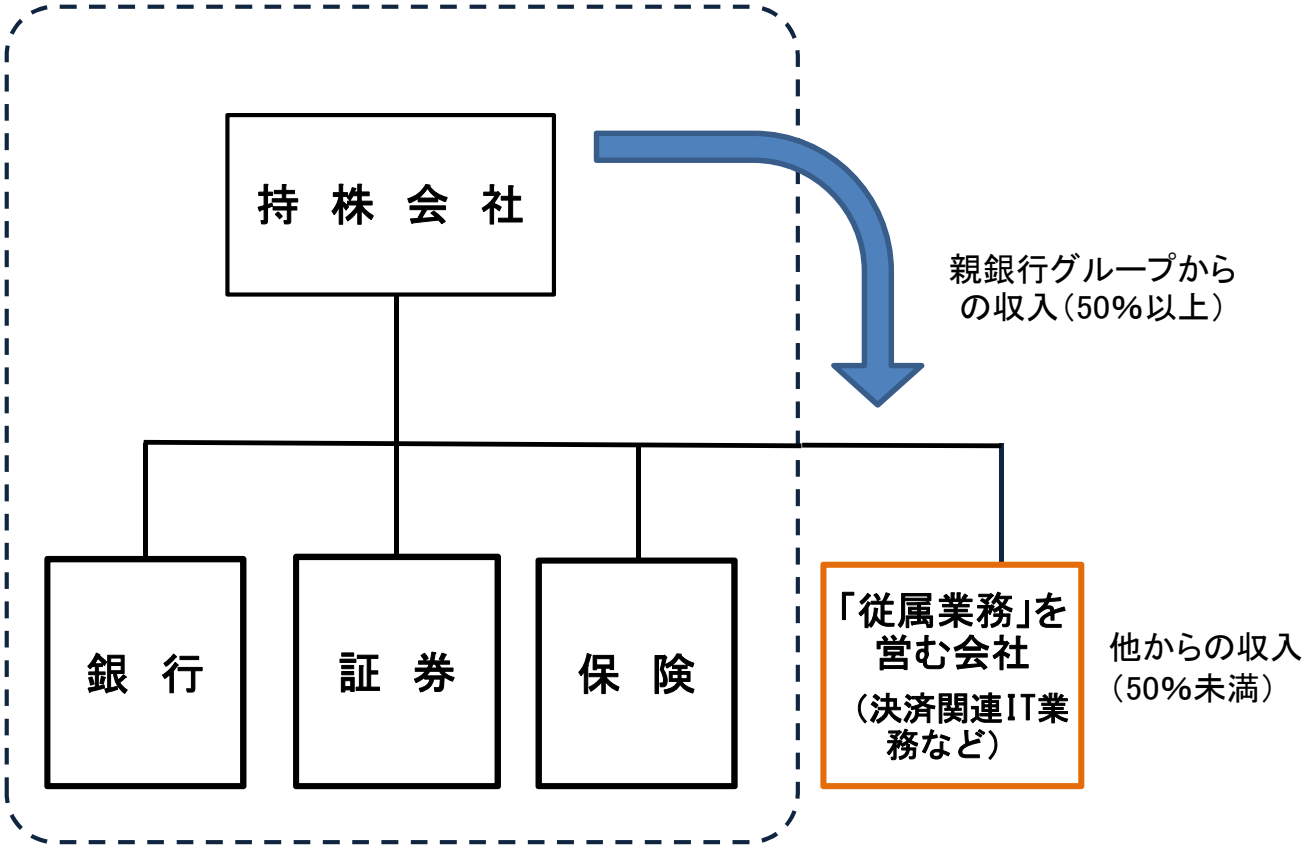

「従属業務」を営む会社は、「主として」銀行の営む業務のためにその業務を営むこととされ、親銀行グループからの収入が50%以上であること等が必要（いわゆる「収入依存度規制」）。

法改正の概要

○　システム管理などの業務の受託を容易にするため、従属業務を営む会社に求められる親銀行グループへの収入依存度（50%以上）を緩和

告示の概要

○　既存の従属業務のうち、以下の業務を収入依存度緩和の対象とする

- ATM保守点検業務
- 他の事業者の事務に係る計算を行う業務
- システム・プログラムの設計・保守等業務

○　加えて、以下の業務について、上記業務と併せて営まれる場合に、緩和の対象とする

- 文書作成業務
- 現金等輸送・集配業務
- 事務取次業務

○　上記各業務に係る緩和後の収入依存度の数値については「100分の40」とする

銀行法等政府令の改正（キャッシュアウト、不祥事件届出基準の見直し）

キャッシュアウト

○　キャッシュアウトサービスを「現金の払出し」に係る外部委託としてその実施が可能と整理。

○　その実施に必要な体制整備のための規定を設けているが、ATMサービス等の外部委託と同様、適切な業務がなされるよう、情報漏えいの防止や誤認防止等を求めている。

不祥事件届出基準の見直し

○　現金等の紛失時の不祥事件届出について、一律の金額基準（100万円以上）による届出を廃止。

○　各銀行が特性・規模等を勘案し、業務管理上重要であるものについて届出対象とする。

仮想通貨に係る法制度の整備

1．MT GOXの事案について

○ 平成26年、ビットコインの交換所であるMT GOX社が破産手続開始（破産手続開始時、約48億円の債務超過）

○ 同社代表者は、平成27年、業務上横領（ビットコイン売買のため顧客が預けた資金の着服等）等の容疑で逮捕

2．国際的な議論の状況

○ FATF（金融活動作業部会）ガイダンス（H27年6月）
「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。」

3．日本における法制度の整備状況

法制度の概要

○ 仮想通貨と法定通貨の交換業者について、登録制を導入

○ 利用者の信頼確保のため、利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理等のルールを整備

- ■利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
- ■最低資本金・純資産に係るルール
- ■当局による報告徴求・検査・業務改善命令、自主規制等
- ■利用者に対する情報提供
- ■分別管理及び財務諸表についての外部監査
- ■システムの安全管理

○ マネロン・テロ資金供与対策として、口座開設時における本人確認等を義務付け

- ■口座開設時における本人確認
- ■疑わしい取引に係る当局への届出
- ■本人確認記録、取引記録の作成・保存
- ■社内体制の整備

消費税の課税関係に関する整理

○ これまで、「仮想通貨」は、消費税法上、非課税対象取引と規定されていなかった（消費課税の対象）。

○ 消費税法施行令において、資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする改正を実施（平成29年７月１日施行）

資料４－２－１

金融機能の安定を確保するための金融機能強化法等の改正法の概要

平成28年11月25日成立
12月２日公布
施行

金融機能強化法
（金融機関等に対する国の資本参加）

地域経済活性化等の観点から、金融仲介機能の向上のため、金融機関等に国が資本参加

株式保有制限法
（銀行等保有株式取得機構（取得機構）による株式等の買取り）

政策保有株式の削減に伴う株式等の処分の円滑化のため、取得機構（銀行等の拠出で設立）が株式等を買取り

保険業法
（生命保険契約者保護機構に対する政府補助）

破綻時の資金援助に伴う業界負担により、生命保険会社の財務が著しく悪化し、保険業への信頼性の維持が困難となる場合に、政府補助を可能とするもの

いずれも、平成29年3月末までの時限措置であり、期限が到来

↓

時限措置を5年間延長（平成34年3月末まで）

（注１）前回は平成24年3月末から5年間延長

（注２）銀行等保有株式取得機構の存続期限（平成39年3月末まで）についても同様に5年間延長

銀行法等の一部を改正する法律の概要①

平成29年５月26日成立
６月２日公布

背景・問題意識等

フィンテック（金融×IT）の動きが世界的規模で加速

⇩

利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業との
オープン・イノベーション（連携・協働による革新）を進めていくための制度的枠組みを整備

現状

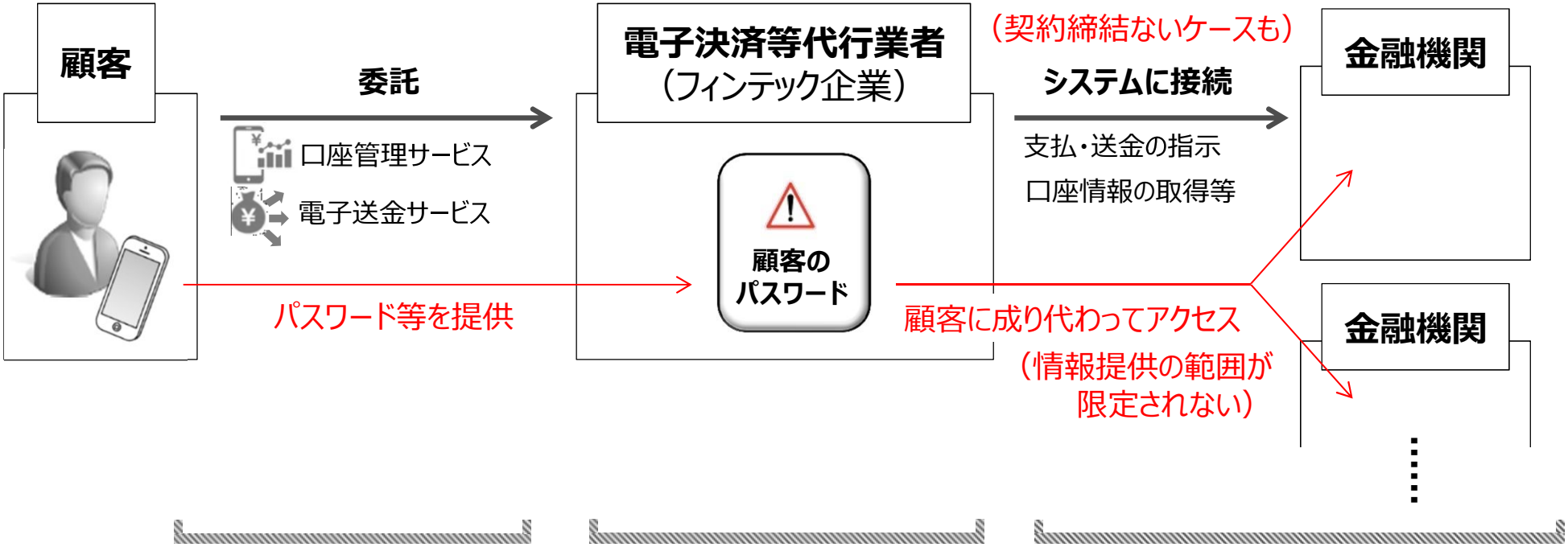

- 情報セキュリティ等、利用者保護上の懸念
- 法的位置付けが不安定
- 連携・協働が進みにくい

銀行法等の一部を改正する法律の概要②

平成29年５月26日成立
６月２日公布

制度的枠組みの整備

顧客が金融機関にサービスの**利用申請**

顧客

委託

口座管理サービス

電子送金サービス

（パスワード等は提供しない）

電子決済等代行業者
（フィンテック企業）

（顧客のパスワード等は用いず）

契約締結

接続方式の開放（オープンAPI）

安全にシステムに接続

支払・送金の指示

口座情報の取得等

（情報提供の範囲を限定）

金融機関

金融機関

⋮

- 登録制の導入
- 情報の適切な管理
- 業務管理体制の整備　等

- オープンAPIの体制整備に努めること
- 電子決済等代行業者との
  - 連携・協働に係る方針の策定・公表
  - 接続に係る基準の策定・公表

- 顧客に損失が生じた場合の両者間の責任分担ルールを策定・公表

API（Application Programming Interface）：他のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式

資料
４－４－１

FinTechサポートデスクの活動状況

17年6月30日時点

累計222件

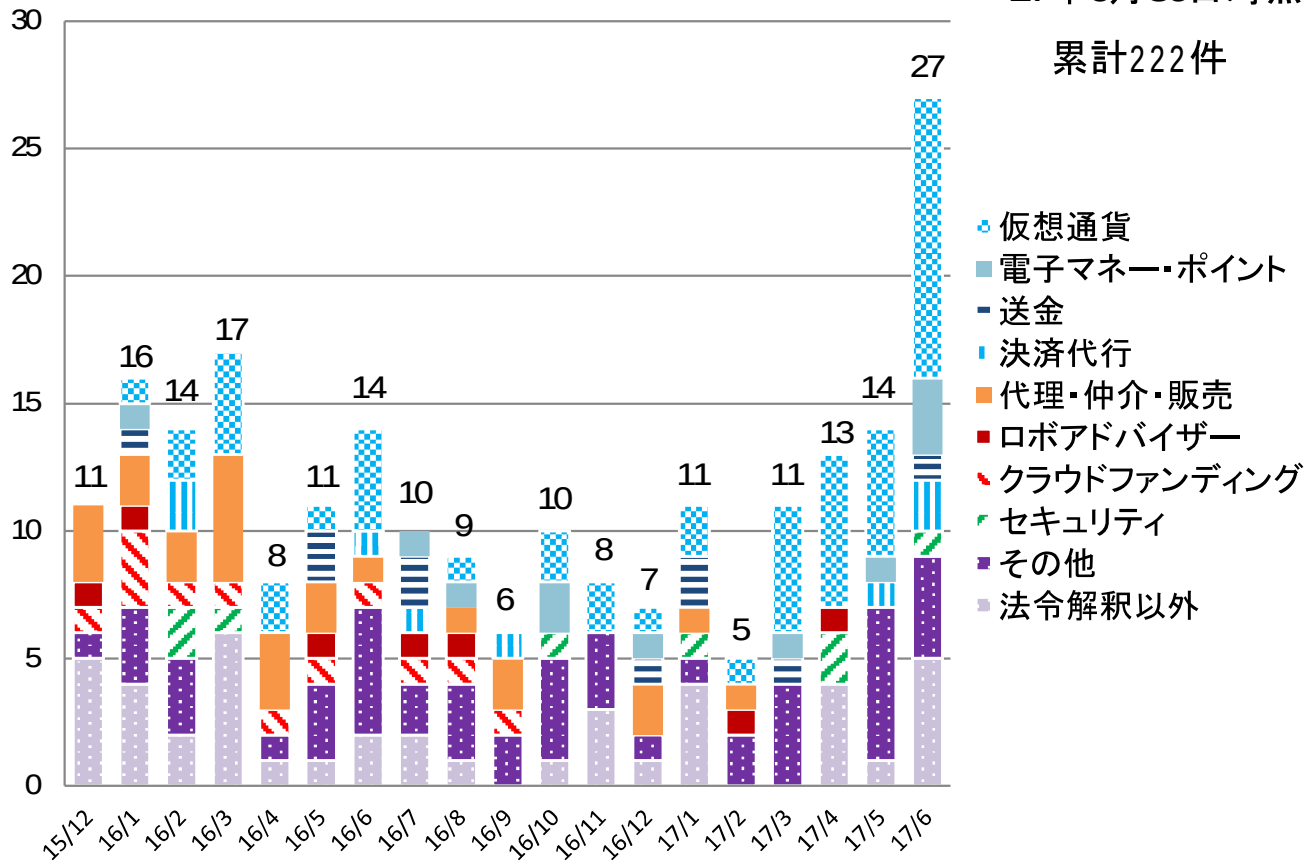

【平成28事務年度対応実績】

（問い合わせ内容別）

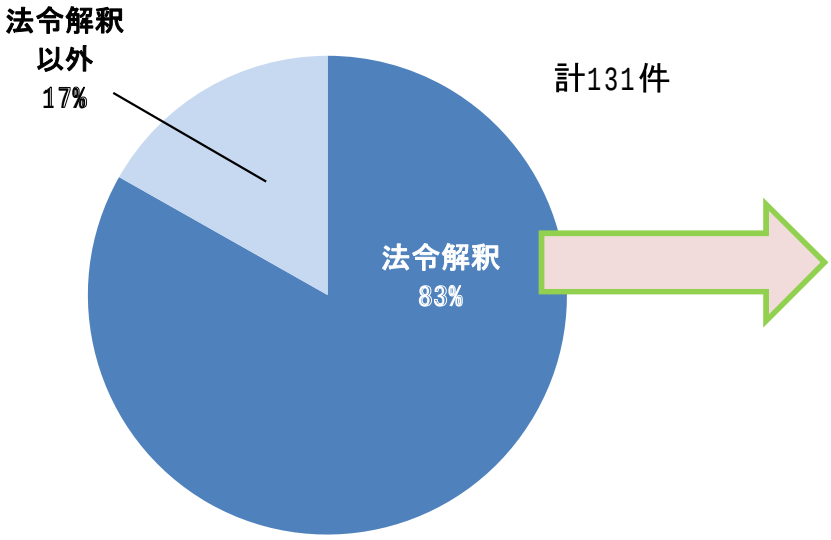

（サービス分野別）

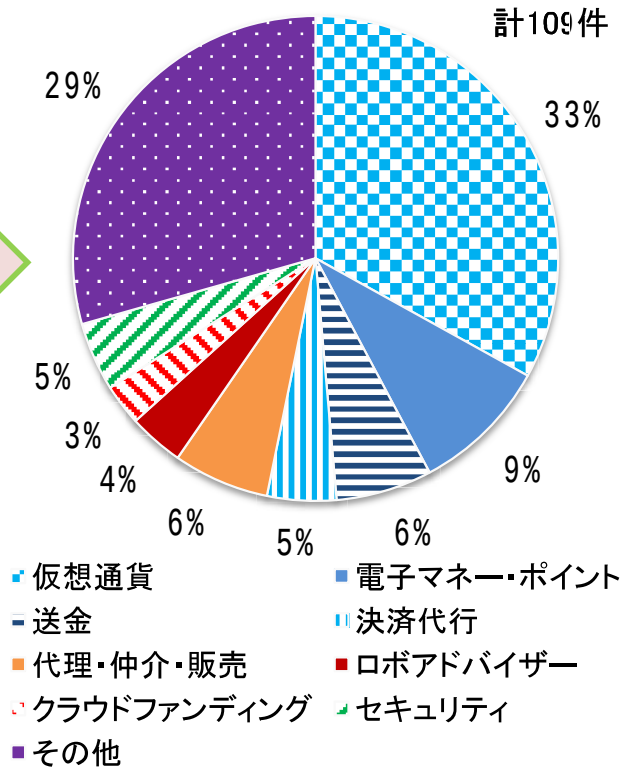

資料４－４－２

決済高度化官民推進会議について

趣　旨

○ 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要。

○ 平成27年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。

○ 同ワーキング・グループ報告書で示された課題（アクションプラン）の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」を設置。

メンバー

平成29年6月21日現在

座長

森下　哲朗	上智大学法科大学院教授

メンバー

猪俣　佳史	（株）栃木銀行取締役経営企画部長
岩原　紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授（金融審議会会長）
内田　貴和	三井物産（株）常務執行役員財務部長
内田　満夫	全国信用協同組合連合会システム業務部長
翁　百合	（株）日本総合研究所副理事長
加藤　正敏	日本商工会議所中小企業振興部長
木原　眞一	三井住友カード（株）経営企画部部長兼調査室長
河野　康子	（一社）全国消費者団体連絡会前事務局長
古閑　由佳	ヤフー（株）決済金融カンパニー金融事業本部本部長
小林　寿太郎	金融情報システムセンター企画部長
高津　典生	（株）千葉銀行取締役執行役員
滝島　啓介	ウェルネット（株）取締役執行役員営業部長
長楽　高志	（一社）日本資金決済業協会専務理事
戸村　肇	早稲田大学政治経済学術院准教授
鳥海　厳	（一社）国際銀行協会事務局次長
浜　俊明	富士通（株）財務経理本部財務部営業財務部長
林　和久	イオンアイビス（株）ビジネスサービス本部AS業務部長
林　尚見	（一社）全国銀行協会企画委員長 （（株）三菱東京UFJ銀行常務執行役員）
前川　秀幸	多摩信用金庫常勤理事
牧野　秀生	花王（株）会計財務部門　管理部長
山上　聰	（株）NTTデータ経営研究所研究理事グローバル金融ビジネスユニット長
與口　真三	（一社）日本クレジット協会理事　事務局長

オブザーバー

佐久田　健司	日本銀行決済機構局決済システム課長
日置　重人	財務省大臣官房信用機構課長
福本　拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長

開催状況

第１回会合（６月８日）：　事務局説明、全銀協における取組状況（全銀協・田村委員）

第２回会合（１月11日）：　全銀協における取組状況（全銀協・田村委員）、XML・金融EDIに関する取組（経産省・福本オブザーバー）、 情報セキュリティに関する取組（金融情報システムセンター ・小林委員）

第３回会合（６月21日）：　事務局説明、全銀協における取組状況（全銀協・林委員）、中小企業のフィンテック対応・活用に関する提言（日本商工会議所・加藤委員）情報セキュリティに関する取組み（金融情報システムセンター ・小林委員）、FinTechビジョン（経産省・福本オブザーバー）、外為報告及び非居住者円送金の見直し（財務省・福島参考人）

資料４－４－３

「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」
メンバー名簿

平成 28 年５月 16 日現在

座　　長	福田　慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
委　　員	伊藤　穣一	MITメディアラボ所長
	金子　恭規	スカイライン・ベンチャーズ社代表
	仮屋薗　聡一	一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会会長
	郷治　友孝	株式会社東京大学エッジキャピタル代表取締役社長
	瀧　俊雄	株式会社マネーフォワード取締役
	田中　正明	株式会社三菱東京UFJ銀行上級顧問
	仲津　正朗	株式会社Orb代表取締役CEO
	松尾　豊	東京大学大学院工学系研究科准教授
オブザーバー	中山　知章	株式会社三井住友銀行ITイノベーション推進部長（全銀協）
	鎌田　沢一郎	日本証券業協会政策本部参与
	福本　拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長 兼 新規産業室長
	岩下　直行	日本銀行金融機構局審議役（金融高度化センター長） 兼 決済機構局審議役（FinTech センター長）

（敬称略・五十音順）

フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議について

「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」を設置。FinTechベンチャーの登場・成長が進んでいく環境の実現に向けた方策を検討、及びこうした動きが金融業に与える影響等について議論することを目的。

開催状況について

第１回（平成28年５月16日開催）

ＭＩＴメディアラボ 所長伊藤 穣一氏（ダボス会議（世界経済フォーラム）「グローバルリーダー」、米ビジネスウィーク誌 「アジアのスター50人」等に過去選出）より
ブロックチェーン、仮想通貨等について
インターネット初期との類似性を念頭に置きつつ、それらのもたらす影響についてヒアリングを行った。

第２回（６月14日開催）

東大准教授 松尾 豊氏より人工知能の現状とそのもたらす影響、スカイライン・ベンチャーズ社代表 金子恭規氏より米国シリコンバレーの歴史とエコシステムについてヒアリングを行った。

第３回（10月5日開催）

NTTデータ経営研究所研究理事 山上 聰氏より海外を中心としたデジタルイノベーションの潮流、A.T.カーニーパートナー 佐藤 勇樹氏・矢吹 大介氏より金融機関における革新的な事業創造についてヒアリングを行った。

各回における発表者（例）

第１回
伊藤 穣一

- MITメディア・ラボ 所長
- ニューヨーク・タイムズ紙、ソニー（株） 取締役

（出所）『WIRED』VOL.20「2016年1月号増刊」

第２回
松尾 豊

- 東京大学 准教授
- 国際WWW会議 Web Mining部門 チェア
- 世界人工知能国際会議 プログラム委員

（出所）フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議第2回 松尾委員説明資料

第３回
佐藤 勇樹

- A.T. カーニー パートナー
- 長期戦略、中期戦略、営業戦略、新商品戦略、合併・統合、IT戦略、など幅広い経営課題に関する金融機関へのコンサルティング経験を持つ。

（出所）A.T. カーニーウェブサイト

フィンテックに対応した効率的な本人確認方法

背景

フィンテックに代表される金融・IT融合の動きが世界的規模で進展。 金融業・市場に変革をもたらしつつある。

現在の郵送を中心とした本人確認方法は、利用者利便や事業者負担などの観点からフィンテック時代に合っていない、との指摘。

「FinTech時代のオンライン取引研究会」（FinTech協会・新経済連盟・金融庁の共催）を設置。

フィンテックに対応した効率的な本人確認方法など、フィンテック時代のオンライン取引に係る諸課題について、議論・検討。

フィンテック・サミットの開催（平成28年9月20日～21日）

○　「FinTech国際ネットワーク」の形成に向けて、各国のフィンテック関係者が参画する「フィンテック・サミット」（金融庁、日本経済新聞社の共催）を開催

【１日目の主なプログラム】

・**ピッチ・ラン**（フィンテック企業のビジネスコンテスト）

・**アイディア・キャンプ**（学生によるフィンテック・アイデアコンテスト）

・**レセプション・ディナー**（根本匠自民党金融調査会会長によるスピーチ　等）

【２日目の主なプログラム】

・**開会挨拶**

麻生太郎（副総理・財務大臣・金融担当大臣）、岡田直敏（日経新聞社社長）

・**アジアの金融とフィンテック**

ソプネンデュ・モハンティ（シンガポールMAS FTIG長）、ファリダ・ペランジナンジン（インドネシア中央銀行決済システム制度課長）、谷崎勝教（三井住友FG取締役）、田中正明（PwCインターナショナルシニアグローバルアドバイザー／モデレーター）

・**ブロックチェーン時代の夜明け**

松尾真一郎（MITメディア・ラボ研究員）、リカルド・コレイア（R3 APAC Products and Lab代表）、ダイアナ・ビッグス（Proof of Purpose CEO）、村林聡（三菱UFJFG専務執行役員）、山岡浩巳（日本銀行決済機構局局長／モデレーター）

・**伝統的金融機関の戦略**

アンシュ・ジェイン（前ドイツ銀行共同CEO、SoFi顧問）、佐藤康博（みずほFG CEO）、岩下直行　（日本銀行FinTechセンター長）、トム・ブライスワイト（FT社／モデレーター）

・**公的セクターの役割と今後の課題**

ショール・デイビッド（英国国際通商省）、ピエール・グラメーニャ（ルクセンブルク財務大臣／ビデオレター出演）、森下哲朗（上智大学法科大学院教授）、松尾元信（金融庁総務企画局参事官）、翁百合（日本総合研究所副理事長／モデレーター）

・**閉会挨拶**

森信親（金融庁長官）

国際的な研究機関等と連携した共同研究

ブロックチェーン技術の活用について、各国の金融当局・研究者らと国際共同研究を立ち上げることとし、平成29年3月10日、準備会合を東京で開催

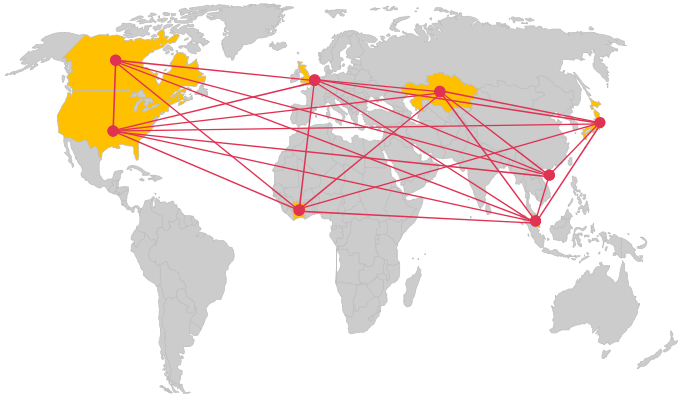

主な参加者

- ○ 国内から、金融庁、日本銀行、東京大学らが参加
- ○ 海外から、米国MITメディア・ラボ、カナダ中銀、シンガポールMAS（金融管理局）、香港の研究者らが参加

今後の実証実験の概要

実験用ネットワークの構築
- 各国間で、ブロックチェーン技術を用いた実験用のネットワークを構築

→

実験的な取引の実施
- 構築したネットワークを使って、国際送金など、実際の金融取引を実証実験

→

検証・検討
- 取引データを収集し、利用者保護上のリスクへの対応など、研究課題について検討

研究課題の例

- ○ 利用者保護上のリスクへの対応
- ○ プライバシー・機密性の確保
- ○ ブロックチェーンを決済システム等に活用した場合の処理能力の確保　等

英国・シンガポール・豪州とのフィンテックに係る協力枠組みの構築

英国FCA(注1)・シンガポールMAS(注2)・豪ASIC(注3)との間でフィンテックに係る協力枠組みの構築に関する書簡を交換

（注1）FCA：Financial Conduct Authority（金融行為規制機構） 2017年3月8日書簡交換
（注2）MAS：Monetary Authority of Singapore（金融管理局） 同年3月10日書簡交換
（注3）ASIC：Australian Securities & Investments Commission（オーストラリア証券投資委員会）同年6月23日書簡交換

協力枠組みの概要

1 フィンテック企業の相互紹介

○ 自国のフィンテック企業を相手国当局に紹介

⇩

海外進出に際して、
相手国当局からサポートを受けることを可能に

2 フィンテック企業に対する支援の提供

○ フィンテック企業の支援に特化した窓口の提供
○ 許認可申請前のサポート
○ 許認可申請中の手続きの支援や担当職員の紹介　等

3 当局間の情報共有

（参考） 英国FCA、シンガポールMAS及び豪ASICとの間でも、お互いに同様の協力枠組みを構築済み

フィンテック企業の海外展開やイノベーションに向けたチャレンジをサポート

資料４－５－１

振り込め詐欺救済法の制度概要　（平成29年3月末時点）

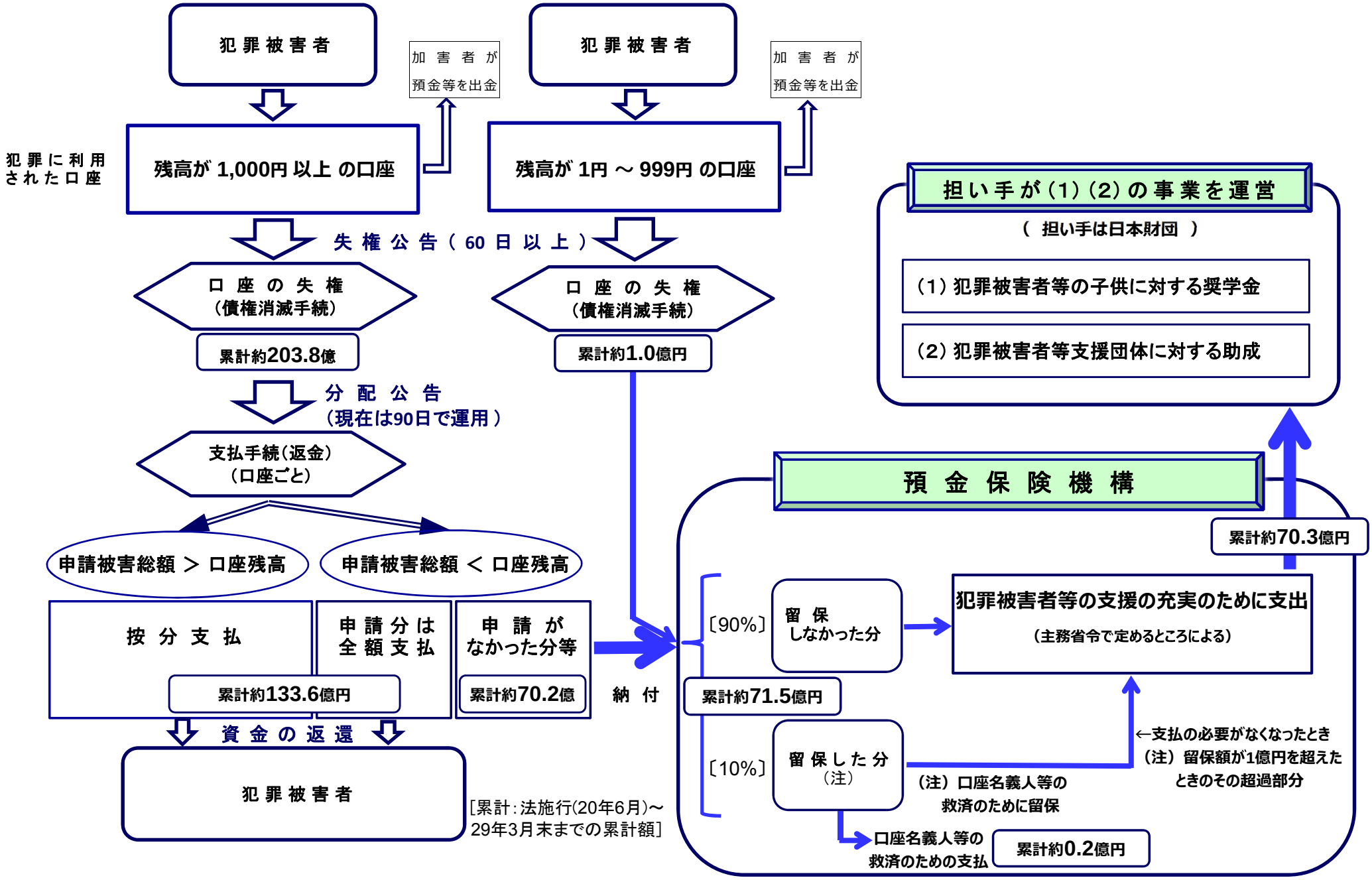

資料4－5－2

「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」 報告書の概要（平成28年3月17日）

預保納付金事業の見直し

奨学金事業

現行
- 無利子貸与、返済期間は30年以内
- 貸与対象は高校生から大学院生

状況等
- これまでの借り手の経済状況を見ると、低所得者層が多く、奨学生の数は低調
  ⇒〔要望〕貸与制から給付制へ変更すべき

✓ 貸与制から給付制へ移行

・給付水準
- 大学生について、国立大学の授業料を賄える水準
  （月額 大学生：５万円、大学院生：５万円、高校生：2.5万円（私立）、1.7万円（国公立））
- 入学時に一時金を支給（大学生は30万円）

・受給資格
- 犯罪被害者等の子供（高校生から大学院生）であって、学費の支弁が困難となった者

団体助成事業

現行
- 支援団体の財政基盤を支える仕組みをつくる事業（ファンドレイジング担当者の雇用等）
- 資機材を整備する事業（相談室の資機材の調達等）
- 相談・面談等により、支援の充実を図る事業

状況等
- 相談員等の人件費は助成対象外
  ⇒〔要望〕支援団体における既存の支援体制や24時間365日対応に向けた新たな相談受理体制に関し、次世代の育成に必要な人件費も助成すべき

✓ 相談員の育成に対する助成

・既存の支援体制への支援
- 相談員の育成費（雇用経費）を助成対象に追加

・新たな相談受理体制への支援
- 新たな相談受理体制の整備に伴って必要となる相談員について、その育成に必要な費用（雇用経費）を助成

犯罪被害者等の支援の一層の充実

（注）上記のほか、金融機関等において、振り込め詐欺等の未然防止に向けた取組みを継続するとともに、被害者に対する返金率の維持・向上に向けた取組みを継続

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律　概要

１法律の背景

○休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10 年間放置された預金等
⇒毎年 1,200 億円程度発生（その後 500 億円程度が払戻し）（平成 25～27 年度）

○預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

２法律の概要

①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第 16 条・第 17 条】

○休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の３分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用

○民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。

○預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。

○大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。

○複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。

○宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第 2 章第 1 節（第 3 条～第 8 条）並びに第 3 章第 2 節（第 18 条・第 19 条）、第 3 節（第 20 条～第 34 条）及び第 4 節（第 35 条～第 41 条）】

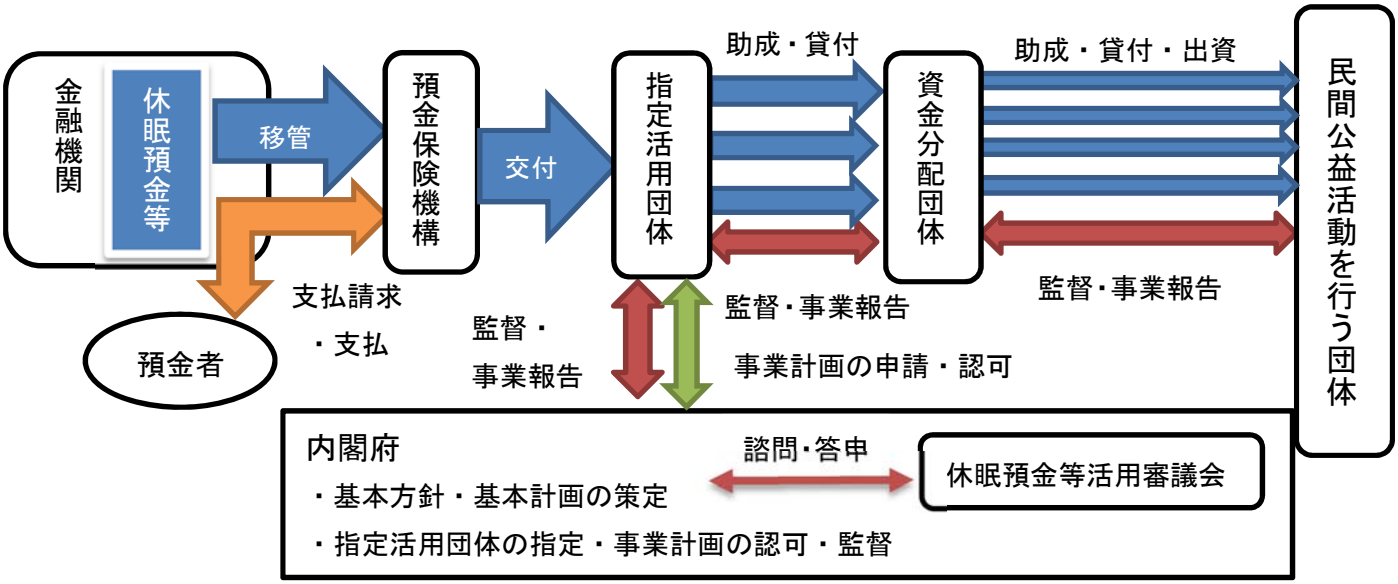

○預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本＋利子相当額）の支払を請求することができる。【第 7 条第 2 項】

資料５－１－１

金融審議会の構成

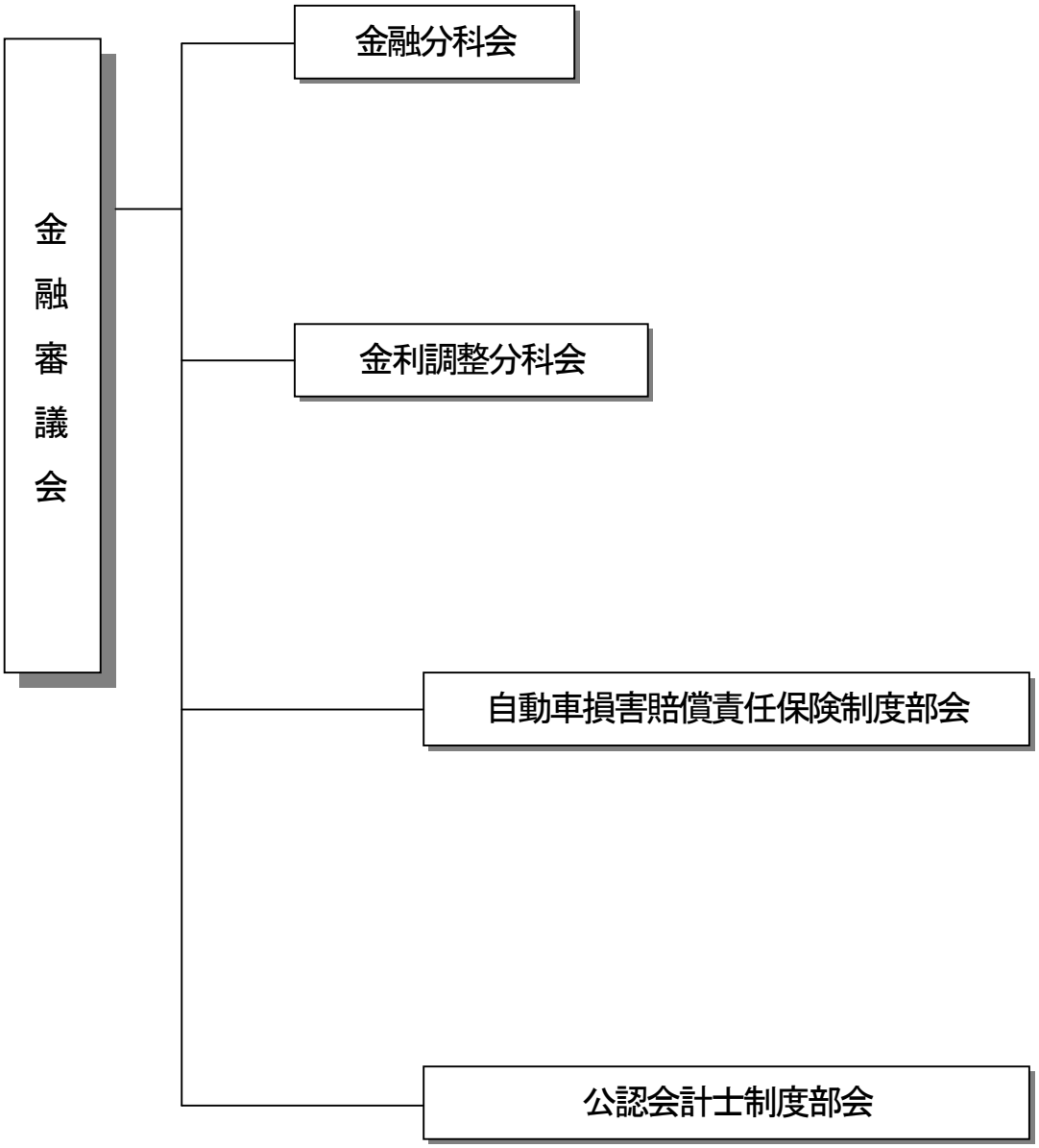

資料５－１－２

金融審議会委員名簿

平成29年３月３日現在

会　　長	岩原　紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
会長代理	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委　　員	秋池　玲子	ボストン コンサルティング グループ シニアパートナー＆マネージングディレクター
	朝田　照男	丸紅株式会社取締役会長
	伊藤　元重	学習院大学国際社会科学部教授
	翁　百合	株式会社日本総合研究所副理事長
	沖野　眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川口　恭弘	同志社大学大学院法学研究科教授
	川島　千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	佐々木　百合	明治学院大学経済学部教授
	志賀　俊之	株式会社産業革新機構代表取締役会長（CEO） 日産自動車株式会社取締役副会長
	田島　優子	弁護士（さわやか法律事務所）
	永沢　裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
	原田　喜美枝	中央大学商学部教授
	福田　慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	山本　和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	家森　信善	神戸大学経済経営研究所教授

［計17名］

（敬称略・五十音順）

資料５－１－３

「市場ワーキング・グループ」　メンバー名簿

平成 28 年 12 月 22 日現在

座　長		神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委　員	※	有田　浩之	ブラックロック・ジャパン株式会社代表取締役専務
		池尾　和人	慶應義塾大学経済学部教授
	※	上田　亮子	株式会社日本投資環境研究所主任研究員
	※	上柳　敏郎	弁護士（東京駿河台法律事務所）
		大崎　貞和	野村総合研究所主席研究員
	※	鹿毛　雄二	ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社特別顧問
		加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
		神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	※	神戸　孝	FP アソシエイツ＆コンサルティング株式会社代表取締役
		黒沼　悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	※	島田　知保	専門誌「投資信託事情」発行人兼編集長
	※	竹川　美奈子	LIFE MAP, LLC 代表
	※	佃　　秀昭	エゴンゼンダー株式会社代表取締役社長
		永沢　裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	※	濱口　大輔	企業年金連合会運用執行理事
		林田　晃雄	読売新聞東京本社論説副委員長
		福田　慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
		宮本　勝弘	新日鐵住金株式会社常務執行役員
	※	横山　邦男	日本郵便株式会社代表取締役社長

オブザーバー	消費者庁	財務省	日本銀行
	日本取引所グループ	日本証券業協会	投資信託協会
	日本投資顧問業協会	信託協会	全国銀行協会
	生命保険協会	国際銀行協会	

（敬称略・五十音順）

（※印はテーマに応じてご出席頂く委員）

資料5－1－4

金融審議会　市場ワーキング・グループ報告の概要（平成28年12月22日）

市場・取引所やそれを取り巻く環境の変化

国民の安定的な資産形成の重要性の高まり

情報技術の進展等の市場・取引所における環境変化

顧客本位の業務運営

金融商品の販売、助言、商品開発等を行う全ての金融事業者が、創意工夫を発揮し、顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されていくメカニズムを実現するため、以下の取組みを行う。

① 当局による「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定、金融事業者に対する受け入れの呼びかけ

プリンシプルベースのアプローチ

【原則に盛り込むべき事項】

Ⅰ．顧客本位の業務運営に係る方針の策定・公表等

Ⅱ．顧客の最善の利益の追求

Ⅲ．利益相反の適切な管理

Ⅳ．手数料等の明確化

Ⅴ．重要な情報の分かりやすい提供

Ⅵ．顧客にふさわしいサービスの提供

Ⅶ．従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

② 金融事業者による原則への取組方針や取組状況の策定・公表

顧客本位の業務運営の「見える化」

③ 顧客の主体的な行動による、②で示された情報等に基づく、より良い取組みを行う金融事業者の選択

④ 当局によるモニタリング

ベストプラクティスを目指した対話

資産形成におけるETFの活用

少額でも分散投資が可能なETF（上場投資信託）が国民の安定的な資産形成により活用されるよう、市場の流動性向上や認知度の向上等の取組みを関係者に促す。

取引の高速化への対応

株式等の高速取引を行う投資家に対する登録制を導入し、必要な体制整備・リスク管理義務を課し、当局がその取引実態等を確認できる枠組みを整備する。

体制整備・リスク管理に係る措置

- 取引システムの適正な管理・運営
- 適切な業務運営体制の確保　　等

当局への通知・情報提供に係る措置

- 高速取引を行うことの通知
- 取引戦略の届出
- 取引記録の作成・保存　　等

取引所グループの業務範囲

システム開発業務等グループ内の共通・重複業務を取引所本体に集約可能にするとともに、FinTechの動き等を踏まえ取引所グループの業務範囲の考え方を柔軟化

市場間競争と取引所外の取引

取引所外取引の担い手であるPTS（私設取引システム）における信用取引について、過当投機防止を図る適切なスキームの構築等を前提に容認

資料５－１－５

「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」メンバー名簿

平成28年12月7日現在

座　　長	黒沼　悦郎	早稲田大学法学学術院教授
メ ン バ ー	青　　克美	（株）東京証券取引所執行役員兼上場部長
	上柳　敏郎	弁護士（東京駿河台法律事務所）
	大崎　貞和	（株）野村総合研究所主席研究員
	奥野　一成	農林中金バリューインベストメンツ（株）常務取締役（CIO）
	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	神山　健次郎	東レ（株）IR室・広報室・宣伝室担当兼IR室長
	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	康　　祥修	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント（株)取締役会長
	三瓶　裕喜	フィデリティ投信（株）ディレクター・オブ・リサーチ
	寺口　智之	日本証券業協会 自主規制会議 会員委員 （野村證券（株）代表執行役）
	永沢　裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	真野　雄司	三井物産（株）IR部長
	柳澤　祐介	東京海上アセットマネジメント（株）株式運用部長兼投資調査グループリーダー
オブザーバー		日本証券業協会

（敬称略・五十音順）

フェア・ディスクロージャー・ルールの導入

フェア・ディスクロージャー・ルール

企業が、未公表の決算情報などの重要な情報を証券アナリストなどに提供した場合、速やかに他の投資家にも公平に情報提供することを求めるもの

- ■ 近年、上場企業が証券会社のアナリストに未公表の業績に関する情報を提供し、当該証券会社が当該情報を顧客に提供して株式の売買の勧誘を行っていた事例が複数発覚
- ■ 欧米やアジアの主要市場では、フェア・ディスクロージャー・ルールは既に導入済み

⇒ 我が国でもフェア・ディスクロージャー・ルールの導入が必要

- ● 全ての投資家が安心して取引できる市場環境を整備
- ● 「早耳情報」に基づく短期的なトレーディングではなく、公平に開示された情報に基づく中長期的な視点に立った投資を促す

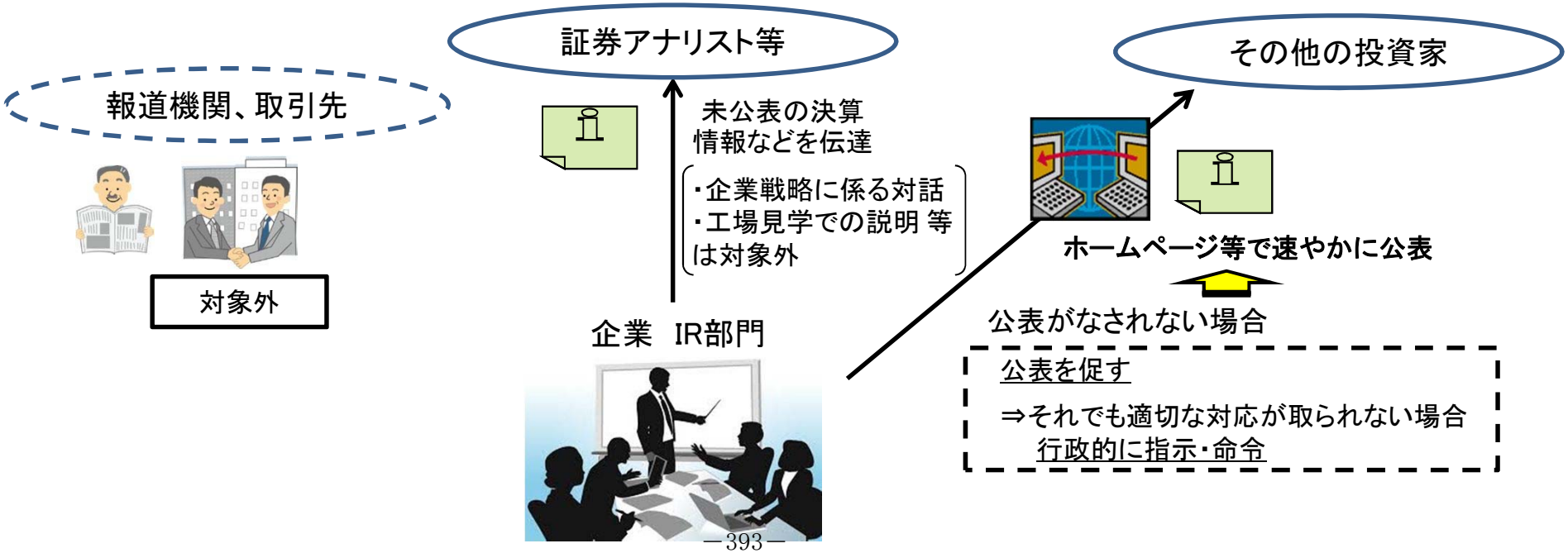

資料５－１－７

「金融制度ワーキング・グループ」メンバー名簿

平成 28 年 12 月 27 日現在

座　　長	岩原　紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授 東京大学名誉教授
メ ン バ ー	岩倉　正純	ユーシーカード株式会社経営企画部 部長
	翁　　百合	株式会社日本総合研究所副理事長
	加毛　　明	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	古閑　由佳	ヤフー株式会社決済金融カンパニー金融事業本部長
	関　　聡司	楽天株式会社執行役員渉外室ジェネラルマネージャー
	田村　直樹	株式会社三井住友銀行常務執行役員
	長楽　高志	一般社団法人日本資金決済業協会専務理事
	永沢　裕美子	Foster Forum　良質な金融商品を育てる会事務局長
	福田　慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	舩津　浩司	同志社大学法学部教授
	松井　秀征	立教大学法学部法学科教授
	森下　哲朗	上智大学法科大学院教授
	與口　真三	一般社団法人日本クレジット協会理事 事務局長
オブザーバー	竹林　俊憲	法務省民事局参事官
	日置　重人	財務省大臣官房信用機構課長
	林　　新一郎	日本銀行金融機構局審議役

（敬称略・五十音順）

金融審議会・金融制度ワーキング・グループ 報告の概要

背景・問題意識等

FinTech（金融×IT）が
世界的規模で加速

⇒

利用者保護を確保しつつ、**金融機関とFinTech企業との**
オープン・イノベーション（連携・協働による革新）を進めていく必要

そのための制度的枠組みを整備

顧客

委託
- ○ 電子送金サービス
- ○ 口座管理サービス

→ **電子決済等代行業者（フィンテック企業）**

契約締結
システムに接続
- ○ 支払・送金の指示
- ○ 口座情報の取得等

→ **金融機関** …… **金融機関**

- ● 顧客の安全を確保しつつ、幅広いFinTech企業が金融機関のシステムに接続できるよう、プログラムを提供（オープンAPI）

⇒ FinTech企業との接続に係る基準を策定・公表

※ API：Application Programming Interface

- ● 登録制の導入
- ● 情報の適切な管理
- ● 業務管理体制の整備　等

- ● 顧客に損失が生じた場合の両者間の責任分担ルールを策定・公表

資料５－２－１

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

（平成29年１月19日現在）

会　　長	落 合　誠 一	東京大学名誉教授
委　　員	相 原　康 伸	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	秋　田　　進	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長
	甘 利　公 人	上智大学法学部教授
	古 笛　恵 子	弁護士
	鈴 木　共 子	NPO法人いのちのミュージアム代表理事
	髙 荒　栄 一	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	髙 松　伸 幸	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田 島　優 子	弁護士
	中林　真理子	明治大学商学部教授
	堀 本　修 平	損害保険料率算出機構専務理事
	森　　正　三	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	山 本　眞 弓	弁護士
特別委員	桑 山　雄 次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
	野 尻　俊 明	流通経済大学学長
	藤 田　友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	松 本　純 一	公益社団法人日本医師会常任理事
	矢 代　隆 義	一般社団法人日本自動車連盟会長
	唯 根　妙 子	一般財団法人日本消費者協会専務理事

（敬称略・五十音順）

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年 1 月 19 日
金融庁

第 136 回・第 137 回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

１．平成 29 年 1 月 12 日午前 10 時 00 分から第 136 回自動車損害賠償責任保険審議会、本日午前 10 時 00 分から第 137 回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。

２．　第 136 回自動車損害賠償責任保険審議会においては、平成 28 年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率（※1）は次のとおりです。

（単位：%）

契約年度	平成 28 年度	平成 29 年度
前回（平成 25 年４月）改定時予定損害率	100.2	
平成 28 年度検証結果による損害率	94.7	94.3

（※1）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

審議の結果、今後の料率のあり方については、次の２点を踏まえて、平成 29 年度より、自賠責保険の収入と支出が見合う料率水準とすることが適当であるとの方向性が示されました。

・２年度連続で、損害率が現行料率の予定損害率を下回る水準の料率検証結果となり、保険収支が黒字傾向であるほか、予定損害率と損害率との乖離幅が昨年度の料率検証結果よりも拡大していること

・このことから、運用益積立金を考慮した累計収支残の更なる拡大が今後見込まれること

３．第 137 回自動車損害賠償責任保険審議会においては、前回審議会で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった新たな基準料率に関して諮問が行われました。

審議の結果、新たな基準料率を本年４月１日より適用することなどについて了承されました。

４．新たな基準料率は、全車種等の平均で 6.9%の引下げ（現行基準料率比）となります。

例えば、自家用乗用自動車２年契約の保険料（※2）は、25,830 円となります。（現行基準料率の同契約の保険料は 27,840 円で、現行基準料率比で 7.2%の引下げとなります）

（※2）離島以外の地域（沖縄県を除く）

（参考）諮問に対しての答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
監督局保険課(内線 3375、3342)

資料５－３－１

企業会計審議会の組織

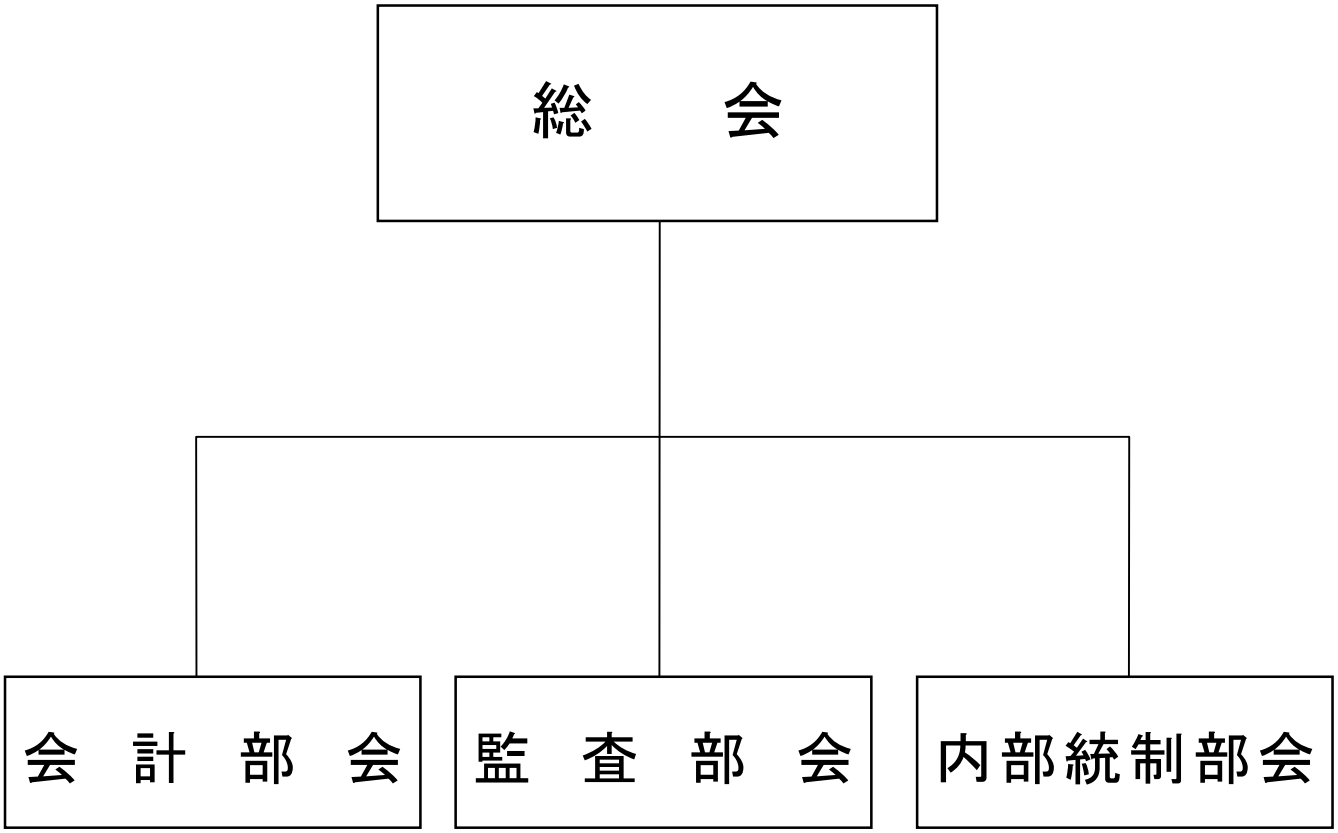

資料５－４－１

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成29年６月19日現在

	（消費者行政機関等）	
	消費者庁消費者教育・地方協力課長	金子　浩之
	国民生活センター相談情報部長	鈴木　基代
	東京都消費生活総合センター所長	工藤　穣治
	日本司法支援センター本部第一事業部長 兼 第一事業部情報提供課長	菅沼　友子
	（消費者団体）	
	全国消費者団体連絡会事務局次長	小林　真一郎
	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問	唯根　妙子
	全国消費生活相談員協会主任研究員	樋山　昌子
	（指定紛争解決機関）	
	全国銀行協会金融ＡＤＲ部長	阿部　耕一
	信託協会信託相談所長	岡本　康二
	生命保険協会生命保険相談室長	酒巻　宏明
	日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長	村田　嘉宏
	保険オンブズマン専務理事	小野　幸則
	日本少額短期保険協会事務局長	小泉　武彦
	証券・金融商品あっせん相談センター長	三森　肇
	日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長	遠藤　清一
	（業界団体・自主規制機関）	
	全国信用金庫協会業務管理部長	阿部　吉邦
	全国信用組合中央協会しんくみ相談所長	加藤　英夫
	全国労働金庫協会経営企画部長	関山　順
	日本商品先物取引協会相談センター長	原田　孝司
	農林中央金庫総合企画部部長（農漁協系統金融機関代表）	関口　浩二
	不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長	山口　真紀子
	日本資金決済業協会事務局長	永澤　修
	（弁護士）	
	東京合同法律事務所	坂　勇一郎
	西村あさひ法律事務所	森　倫洋
	（学識経験者）	
【座長代理】	早稲田大学研究院教授	犬飼　重仁
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	沖野　眞已
	一般社団法人メディエーターズ代表理事	田中　圭子
	上智大学法科大学院教授	森下　哲朗
【座長】	一橋大学大学院法学研究科教授	山本　和彦
	（金融当局）	
	金融庁総務企画局企画課長	佐藤　則夫
	金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長	橋本　文夫
	金融庁監督局総務課長	伊野　彰洋
	経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	湯浅　雄士
	厚生労働省労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐	高橋　靖
	国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長	伊藤　夏生
	総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長	牛山　智弘
	農林水産省経営局金融調整課組合金融指導官	志賀　達夫

〔計37名〕

（事務局）	
金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室長	西原　浩

〔合計38名〕

（敬称略、順不同）

※　弁護士・学識経験者委員は、審議会一般の取扱いに準じ、「任期２年、連続10年まで再任可」との運用を行う。

資料５－４－２

第 52 回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成 29 年２月 22 日（水）　10:00 ～ 12:00
◇場所：中央合同庁舎第７号館 13 階　共用第１特別会議室

議 事 次 第

Ⅰ．開会

Ⅱ．委員紹介

Ⅲ．各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 28 年度上半期）

Ⅳ．トラブルの未然防止のためのフィードバック

Ⅴ．「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

Ⅵ．「金融ＡＤＲ連絡協議会（第９回）」の概要報告

Ⅶ．閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況
（平成28年4月1日～平成28年9月30日）

1．苦情処理手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）苦情処理手続件数（当期の状況）						（2）苦情処理手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）								（3）苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	319	714	41%	1,033	776	257	0	427	82	0	34	0	233	776	300	235	163	78	776
信託協会	2	0	増減なし	2	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	2
生命保険協会	200	503	▲8%	703	441	262	0	248	151	0	1	0	41	441	143	157	108	33	441
日本損害保険協会	1,518	2,232	▲9%	3,750	2,181	1,569	0	1,832	130	0	183	0	36	2,181	557	841	355	428	2,181
保険オンブズマン	48	154	25%	202	168	34	2	100	0	0	66	0	0	168	76	66	26	0	168
日本少額短期保険協会	15	39	▲24%	54	41	13	0	27	13	0	0	0	1	41	9	22	7	3	41
証券・金融商品あっせん相談センター	57	528	11%	585	548	37	0	476	72	0	0	0	0	548	412	120	15	1	548
日本貸金業協会	12	32	▲64%	44	38	6	0	30	4	0	4	0	0	38	23	10	3	2	38
合計	2,171	4,202	▲1%	6,373	4,195	2,178	2	3,142	452	0	288	0	311	4,195	1,520	1,452	677	546	4,195

（注）計数は速報値である。

【凡例】
○不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
○解　決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
○移　行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
○不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
○不　調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの（移行を除く）。
○移　送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
○その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況
（平成28年4月1日～平成28年9月30日）

2. 紛争解決手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）紛争解決手続件数（当期の状況）						（2）紛争解決手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）									（3）紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
							成　立		成立以外											
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	70	89	78%	159	77	82	37	0	36	0	4	0	0	0	77	0	7	35	35	77
信託協会	1	0	増減なし	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
生命保険協会	158	166	4%	324	151	173	11	47	92	0	1	0	0	0	151	3	29	80	39	151
日本損害保険協会	233	266	1%	499	288	211	115	0	163	0	9	0	0	1	288	1	51	146	90	288
保険オンブズマン	10	14	40%	24	17	7	8	0	8	0	1	0	0	0	17	1	2	10	4	17
日本少額短期保険協会	2	13	1,200%	15	7	8	0	4	0	2	0	1	0	0	7	1	1	3	1	6
証券・金融商品あっせん相談センター	36	72	64%	108	85	23	41	0	38	0	1	0	0	5	85	0	56	28	1	85
日本貸金業協会	12	10	100%	22	17	5	7	0	5	0	5	0	0	0	17	0	7	6	4	17
合計	522	630	18%	1,152	643	509	219	51	343	2	21	1	0	6	643	6	153	309	174	642

（注）計数は速報値である。

【凡例】
○和　　解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
○特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
○不　応　諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
○移　　送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
○そ　の　他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

資料５－４－３

第 53 回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成 29 年６月 19 日（月）　10:00 ～ 12:00
◇場所：中央合同庁舎第７号館 13 階　共用第１特別会議室

議 事 次 第

Ⅰ．開会

Ⅱ．委員紹介

Ⅲ．各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 28 年度）

Ⅳ．より柔軟な紛争解決に向けた取組み（特に不受理・不成立事案から見える課題点）

Ⅴ．「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

Ⅵ．「金融ＡＤＲ連絡協議会（第 10・11 回）」の概要報告

Ⅶ．閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況
（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

1. 苦情処理手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）苦情処理手続件数（当期の状況）						（2）苦情処理手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）								（3）苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	319	1,362	9%	1,681	1,482	199	0	889	176	0	82	0	335	1,482	562	468	314	138	1,482
信託協会	2	1	▲75%	3	2	1	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	2
生命保険協会	206	1,037	2%	1,243	976	267	0	550	339	0	2	0	85	976	310	316	268	82	976
日本損害保険協会	1,518	4,412	▲5%	5,930	4,408	1,522	0	3,742	240	1	363	0	62	4,408	1,127	1,631	738	911	4,407
保険オンブズマン	48	310	19%	358	312	46	4	181	6	0	120	0	1	312	134	132	46	0	312
日本少額短期保険協会	15	80	▲12%	95	79	16	0	48	24	0	0	0	7	79	25	35	13	6	79
証券・金融商品あっせん相談センター	57	1,008	▲11%	1,065	1,036	29	0	893	143	0	0	0	0	1,036	783	205	43	5	1,036
日本貸金業協会	12	73	▲47%	85	80	5	0	64	10	0	6	0	0	80	54	14	10	2	80
合計	2,177	8,283	▲3%	10,460	8,375	2,085	4	6,369	938	1	573	0	490	8,375	2,995	2,802	1,432	1,145	8,374

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
○解　決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
○移　行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
○不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
○不　調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの（移行を除く）。
○移　送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
○その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況
（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

2. 紛争解決手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）紛争解決手続件数（当期の状況）						（2）紛争解決手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）									（3）紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
							成　立		成立以外											
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	70	193	56%	263	175	88	80	0	73	0	22	0	0	0	175	1	27	67	80	175
信託協会	1	0	▲200%	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
生命保険協会	158	355	14%	513	315	198	20	83	205	0	7	0	0	0	315	10	59	165	81	315
日本損害保険協会	236	503	▲5%	739	533	206	215	0	290	0	26	1	0	1	533	4	104	272	152	532
保険オンブズマン	10	32	33%	42	31	11	13	0	13	1	3	0	0	1	31	1	11	14	5	31
日本少額短期保険協会	2	24	300%	26	24	2	0	11	4	9	0	0	0	0	24	4	9	8	3	24
証券・金融商品あっせん相談センター	36	143	9%	179	142	37	70	0	61	0	5	0	0	6	142	1	92	48	1	142
日本貸金業協会	12	17	▲15%	29	26	3	12	0	7	0	7	0	0	0	26	0	8	11	7	26
合計	525	1,267	10%	1,792	1,247	545	410	94	654	10	70	1	0	8	1,247	21	310	586	329	1,246

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○和　　解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
○特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
○不　応　諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
○移　　送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
○そ　の　他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

◆ FinTechの推進等

✓イノベーションのための環境整備等

- FinTechを活用したイノベーションに向けたチャレンジの加速
  - 実証実験の際のコンプライアンスや監督対応上の躊躇・懸念を払拭する観点から、関係省庁と連携・協力し、金融法令以外の障害の解決を含め、実証実験の容易化を図る(FinTech実証実験ハブ(仮称))
  - 電子記録債権取引・本人確認等に係るブロックチェーン技術の実証実験の推進や、国際共同研究の実施
- オープン・イノベーション(FinTech企業と金融機関等との連携・協働)の推進
  - 改正銀行法等を施行するとともに、オープンAPIの推進や銀行代理業に係る課題について検討
  - 金融業における新たな技術の活用や、金融機関がIT等によりサービス・能力を機動的に開発・展開していく必要性等を十分に踏まえ、決済業務等をめぐる横断的な法制の整備等について検討
  - FinTechに対応した効率的な本人確認の方法について検討
  - IT技術を活用して、官民が効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行う「RegTech」の推進に向けて検討

✓国際的な人材や海外当局との連携・協働

- 海外当局との協力枠組みの活用・拡大によるFinTech企業の海外展開の支援や、フィンテック・サミットの開催

✓企業の成長力強化のためのFinTechアクションプラン

- 金融EDI活用を起点として企業の財務・決済プロセス全体を高度化(企業会計のIT・クラウド化、XML新システム等のデータを活用した融資サービス・税務対応支援の容易化、電子手形・小切手への移行等)

✓規制の「サンドボックス」制度の創設

- 参加者や期間を限定して、実証内容とリスクを説明した上での参加の同意を前提に、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す規制の「サンドボックス」制度について、政府横断的な体制の構築

「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

◆ 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

✓コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

- アベノミクスのトップアジェンダであるコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へ深化させていくため、引き続き、「フォローアップ会議」における議論・検討等を通じ、以下のような取組の強化を促進
  - 機関投資家による、スチュワードシップ・コードの改訂を踏まえた、実効性あるスチュワードシップ活動等
  - 上場企業と投資家との間でのより実効的な対話等の実施
  - 客観性・適時性・透明性ある形でのCEOの選解任や、必要な資質・多様性を備えた取締役会の構成、戦略等を重視した取締役会の運営、これらに対する適切な評価
  - 株式の政策保有に関する方針の分かりやすい開示、保有の合理性のない政策保有株式の縮減

✓企業の情報開示、会計・監査の質の向上

- 投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ公平な提供を確保するため、幅広い関係者の意見を聞きつつ、以下の取組を実施
  - 金融審議会において、上場企業の情報開示のあり方について、四半期開示のあり方を含め、総合的に検討
  - 事業報告等と有価証券報告書の記載内容の共通化に係る検討を加速
- 会計基準の品質向上、適正な会計監査の確保により、企業の情報開示の信頼性を確保

「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

◆ 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

✓家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等

- 積立NISAを含むNISA制度全体の更なる普及・促進等、家計に対する実践的な投資教育・情報提供の促進
- 「顧客本位の業務運営」の定着
  - 金融機関等の取組の実態把握や、顧客本位の業務運営の定着度合いを評価できる指標の公表を働きかけ
- 日本のアセットオーナーからの運用受託が見込まれる海外資産運用業者等の「ファストエントリー」の実現
  - 金融業の拠点開設サポートデスクを通じ、東京都と連携の上、海外金融事業者による日本拠点の開設を促進

✓金融仲介機能の質の向上

- 経済・市場の環境変化に適時適切に対応し、金融仲介機能の安定的な発揮を通じて我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等を金融面から支援
- 金融機関による、企業の生産性向上等を支援し、その結果金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保する取組(顧客との「共通価値の創造」)を通じた、地域経済の活性化
  - 金融機関による事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依存しない融資による成長資金の供給の加速
  - 地域企業に対する成長資金の供給や人材・ノウハウを含む経営支援等に関し、地域金融機関の関係機関との連携による取組の促進

資料６－３－１

平成29年度税制改正について

－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－

平成28年12月
金 融 庁

１．活力ある資本市場と家計の安定的な資産形成の実現

◆少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善

【現状及び問題点】

○ NISA（少額投資非課税制度）については、口座開設数が約1,000万口座、買付金額が約7.8兆円となるなど、制度開始以降、着実に普及（平成28年３月末時点）。

○ 29年度税制改正では、NISAの更なる普及のため、手元資金が十分でない若年層等の利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」の創設を要望。

【大綱の概要】

①「積立NISA」の創設（別紙）

② 非課税期間（現行：５年間）終了時の対応

- 非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管がされる上場株式等については、その移管により非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の価額（払出し時の金額）の上限額を撤廃する。

平成29年度与党税制改正大綱第一章「平成29年度税制改正の基本的考え方」（抄）

「現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための積立NISAを新たに創設する。創設に当たっては、投資初心者でも理解できるよう、複数の銘柄の有価証券等に対して分散投資を行うなどの要件を満たし、特定の銘柄等によるリスクの集中の回避が図られた投資信託に商品を限定するとともに、実践的な投資教育をあわせて推進することが重要である。また、非課税投資の期間が長期にわたることも踏まえ、制度の適正な利用について定期的な点検ができる体制の構築を前提とする。

また、前述の個人所得課税改革において、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討を行う中で、NISA全体に係る整理を行う。こうした方針に沿って、制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する。」

積立NISA（案）の概要（平成30年1月からの導入を想定）

非課税投資枠等	年間投資上限額：**40万円**、非課税保有期間：**20年間**、投資可能期間：平成30年～49年（**20年間**）
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 ※要件については今後検討 （税制改正大綱には、 ①信託期間が無期限又は20年以上であること、②毎月分配型でないこと、等について記載）
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け
現行NISAとの関係	現行NISAと**選択**して適用可能

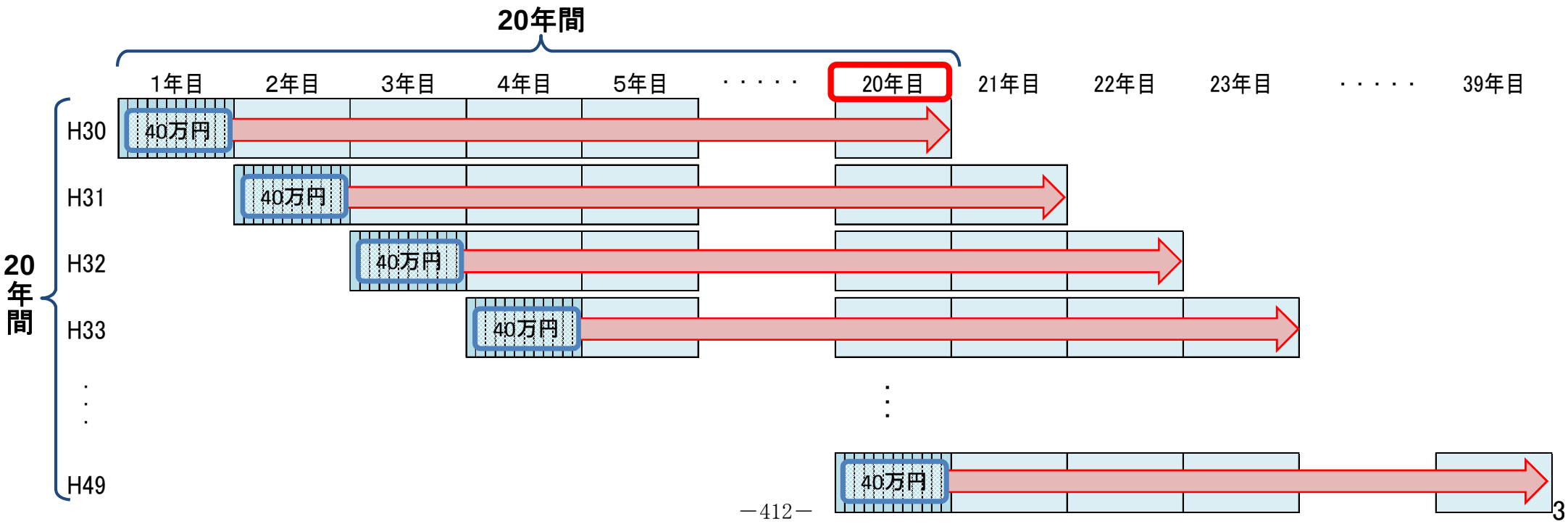

◆金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

【現状及び問題点】

○　金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ（平成28年1月より実施）。

○　しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【大綱の概要（与党大綱）】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	**申告分離**	**申告分離**
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→**申告分離**	28年1月～ 非課税→**申告分離**
デリバティブ取引	**申告分離**	
預貯金等	**源泉分離**	**―**

← 現在、損益通算が認められている範囲

◆上場株式等の相続税評価の見直し等

【現状及び問題点】

○　相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価(※)で評価される。

（※）現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間（相続発生月、その前月、前々月）の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。

○　他方、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品。相続後、遺産分割協議等を経るまで資産を譲渡できない実態がある中、上場株式等については、相続税評価上、相続時から納付期限までの期間（10ヶ月間）の価格変動リスクが考慮されていない。

○　このため、上場株式等は価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利になっており、投資家の株式離れが助長されているとの指摘がある。

⇒上場株式等について、以下の措置を要望。

①上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとすること。

②相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の　特例を設けること。

③上場株式等の物納順位について、第一順位（国債・地方債・不動産・船舶）の資産と同等となるよう、見直しを行うこと。

【大綱の概要】

相続税の物納に充てることができる財産の順位について、株式、社債及び証券投資信託の受益証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を国債及び不動産等と同順位（第一順位）とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とする。

2. 金融のグローバル化への対応

◆外国子会社合算税制（CFC税制）の抜本的見直し

【現状及び問題点】

○　CFC税制とは、軽課税国に所在する一定の外国子会社等（CFC）を通じた租税回避行為に対処するため、当該CFCの所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度。

○　現行のCFC税制については、例えば、航空機リースを営む外国子会社等の所得に関し、租税回避目的が無いにもかかわらず、一律に合算対象になってしまうとの問題点が指摘されているところ。

○　なお、平成28年度与党大綱では、OECDのBEPSプロジェクトの議論を踏まえつつ、CFC税制の見直しを検討することとされている。

＜現行CFC税制の概要＞

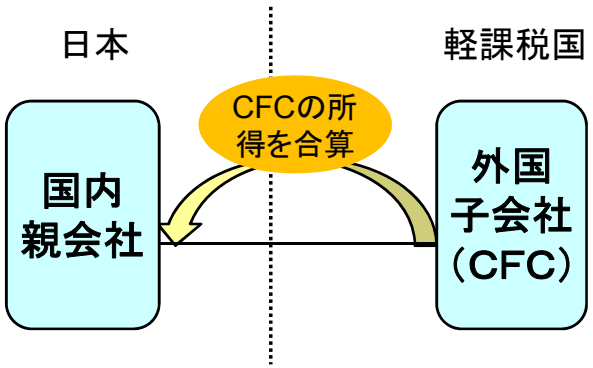

【原則】軽課税国（税負担率20%未満）に所在する外国子会社の所得を国内親会社の所得に合算
【例外】外国子会社に一定の事業実体がある場合等は適用除外

租税回避目的のない事業から生じた所得まで合算　（例）航空機リース子会社

金融機関の事業実体に即した内容とするよう、見直しが必要

【大綱の概要】

① 実体のある金融子会社への配慮

一定の要件を満たす金融機関が得る一定の金融所得を合算対象外とする。

②合理性のあるペーパーカンパニー（SPC）への配慮

免許を受けて保険業を営む一定の外国関係会社（保険委託者）が、実体基準及び管理支配基準を満たす保険受託者に保険業務を委託する場合、当該保険委託者もこれらの基準を満たすこととする。

③ 実体のある企業の経済活動を踏まえた措置

主体的に航空機リース業を行っているものは事業基準を満たしているものとする。

◆クロスボーダーの債券現先取引（レポ取引）に係る税制の見直し

【現状及び問題点】

○　クロスボーダーの債券現先取引（レポ取引）については、金融機関の短期資金の調達を円滑にするという観点から、外国金融機関等が本邦金融機関等から受取るレポ差額は非課税とされているところ（レポ特例）。

○　しかしながら、現行、レポ特例の対象は、本邦の金融機関等と外国金融機関等との取引に限定されており、短資会社や清算機関等が行うレポ取引は、非課税の対象となっていないため、クロスボーダーのレポ取引が阻害されているとの指摘がある。

【大綱の概要】

①レポ特例の対象となる金融機関等の範囲に、短資会社及び国内外の清算機関を含める。

②一定の外国法人が国内金融機関等と行うレポ取引につき受け取る利子等を非課税とする（2年間の時限措置）。

【改正後】

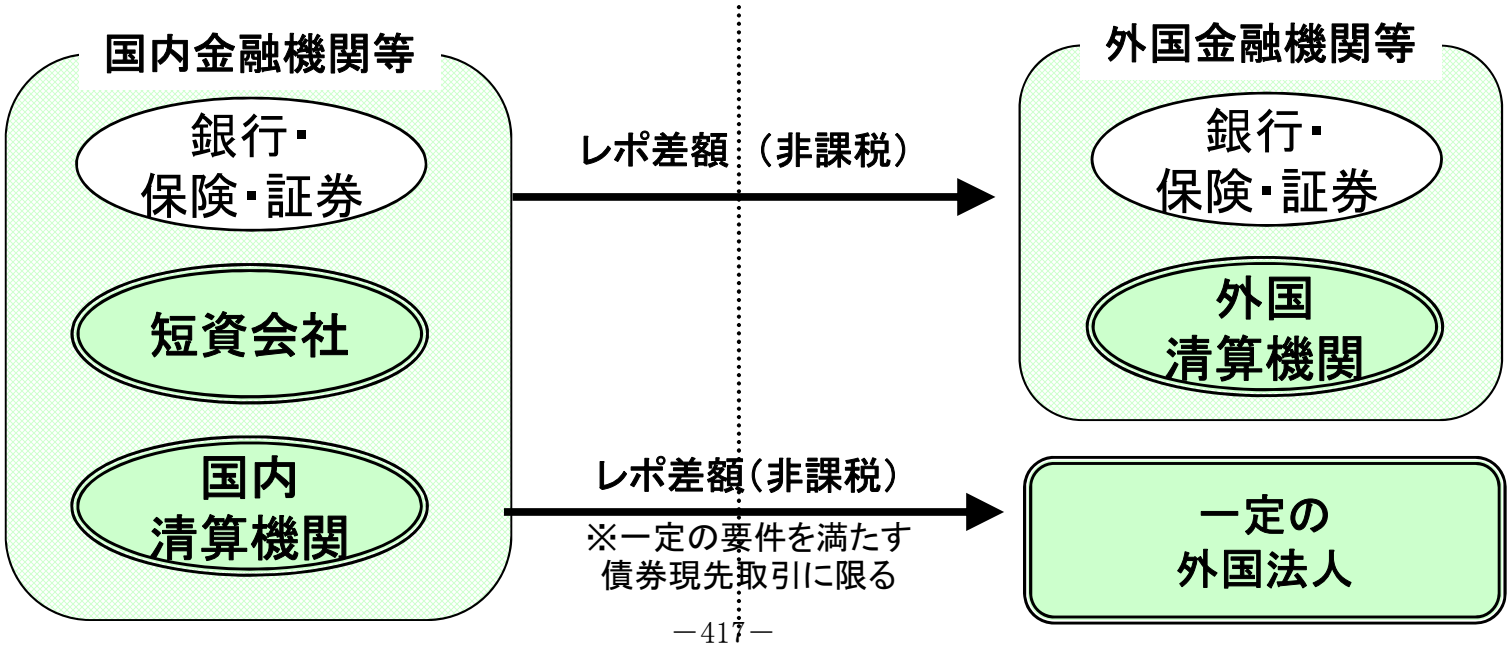

3. その他の重要項目

◆企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税の停止措置の適用期限の延長

【現状及び問題点】

○ 特別法人税とは、企業年金等の積立金に対して課税される法人税（1.173%）。

（注）特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時までに課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方に基づき、昭和37年に導入。

○ 特別法人税については、超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、平成11年度から凍結されているが、平成29年3月末でその凍結措置が期限切れ。

○ 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図るため、特別法人税の撤廃又は課税の停止措置の適用期限の延長が必要。

【大綱の概要】

企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年間延長する。

（主要国の企業年金税制の概要）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 （事業主拠出分）	非課税	非課税	非課税	課税	非課税
運用時	課税 （特別法人税） （※）平成29年3月末まで課税停止	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税 （控除あり）	課税	課税	課税 （収益部分のみ）	課税

４. その他の要望項目

◆投資法人に係る税制優遇措置の延長

【現状及び問題点】

平成28年度税制改正において、再生可能エネルギー発電設備（再エネ設備）を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が10年から20年に延長。これを受け、本年６月に東証のインフラファンド市場において第１号案件が上場、他にも複数案件が上場に向けた準備や検討に着手。

成長戦略等に掲げられたインフラファンド市場の持続的な成長の施策実現に向け、足下の上場ニーズに対応しつつ引き続き民間投資の積極的な参入の後押しが必要。

（参考）「日本再興戦略2016」抜粋
第２ 具体的施策
Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革、２－２.活力ある金融・資本市場の実現、⑤ 金融資本市場の利便性向上と活性化
・投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。

【大綱の概要】

投資法人に係るペイスルー課税の特例について、平成29年３月末までとなっている再エネ設備（及び主に当該設備に投資する匿名組合出資持分）の取得期限を３年間延長する。

◆「仮想通貨」に係る消費税の課税関係に関する整理

【現状】

○ 「仮想通貨」については、消費税法上、非課税対象取引と規定されていない（消費課税の対象）。
他方、単に取引の対価の決済手段として利用される外為法上の支払手段（銀行券や小切手等）や資金決済法上の前払式支払手段（プリペイドカードなど）等の譲渡は、非課税対象取引とされている。

○ 今般、「仮想通貨」は支払・決済手段としての機能を事実として有することに鑑み、資金決済法等を改正し、仮想通貨交換業者に対するマネロン・テロ資金供与規制及び利用者保護の観点からの規制を整備。

（参考） 欧州（EU）や米国（ニューヨーク州）においては、仮想通貨の譲渡に係る消費税は非課税とされている。

【大綱の概要】

資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする。

仮想通貨に係る消費税を非課税としている諸外国の例

諸外国	対応	備考
欧州 （EU）	非課税	EU付加価値税指令に規定する非課税対象に該当する旨、欧州司法裁判所が判決 。 ※ 指令上、非課税とされる「通貨・銀行券・硬貨」のカテゴリーに仮想通貨も該当するとした（2015年10月）。
米国（NY州）	非課税	非課税対象との見解を州税務当局が公表。 ※ 同州では、無形財産は非課税とされており、仮想通貨はこれに該当するとした（2014年12月）。

※ オーストラリア財務省は、現行上、仮想通貨を消費課税の対象としている点について、「今後、産業界とともに消費税法を改正するための立法上の措置を検討する」旨公表 （2016年3月）。

資料６－４－１

地域再生に関する取組み（当庁関連項目抜粋）

▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会等に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。

（注）「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

資料６－５－１

コーポレートガバナンス改革の進捗状況

コーポレートガバナンス・コードの「実施」状況

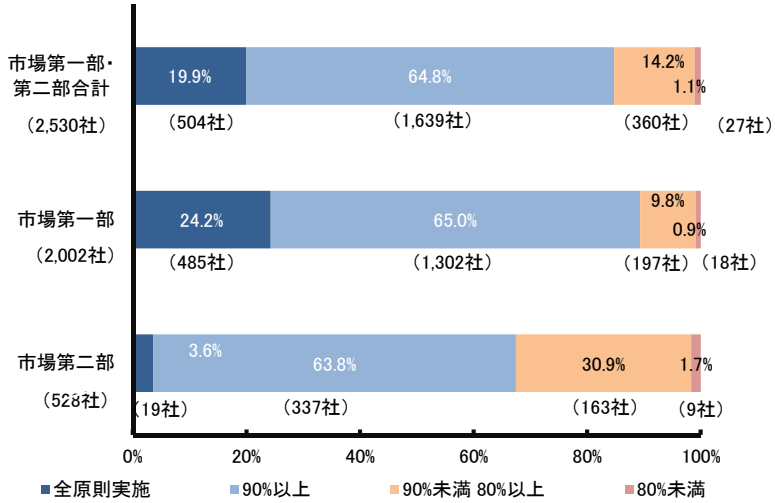

（出所）東京証券取引所

２名以上の独立社外取締役を選任する上場企業（東証第一部）の比率推移

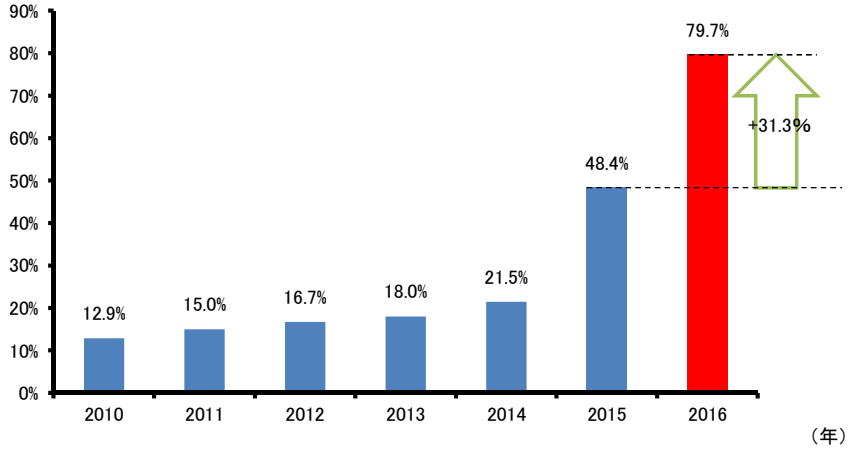

（出所）東京証券取引所

取締役会の実効性評価の実施状況

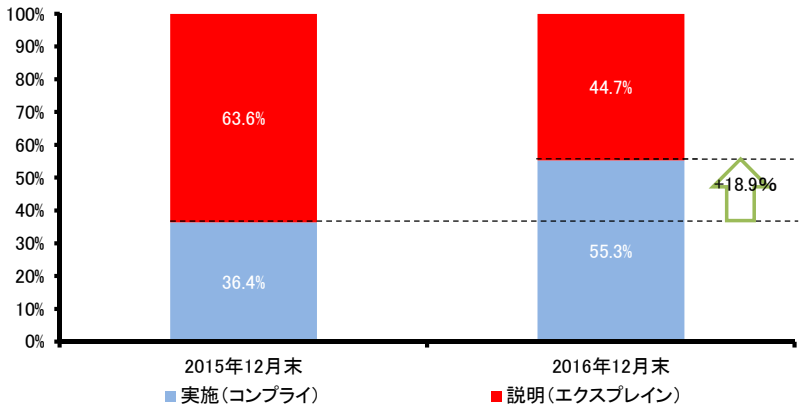

（注）コーポレートガバナンス・コード補充原則4-11③への対応状況
（東証第一部・第二部）
（出所）東京証券取引所

主要企業による政策保有株式の縮減状況（銘柄数ベース：2015・16年比較）

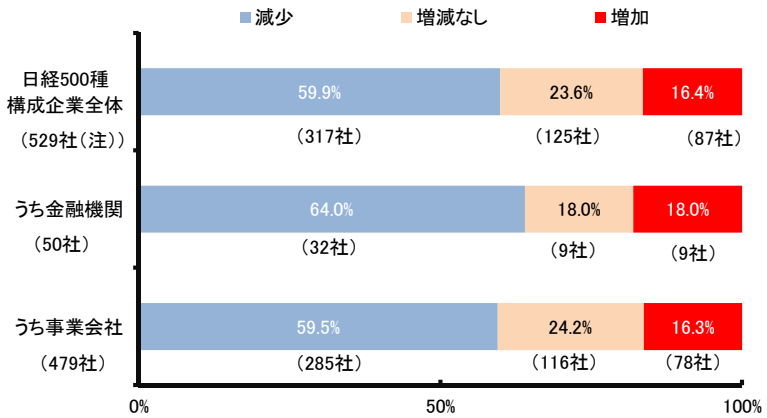

（注）持株会社における一部の子会社含む
（出所）「平成27・28年の政策保有株式の比較（別冊商事法務）」より金融庁作成

平成 28 年 11 月 30 日

機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方

～企業の持続的な成長に向けた「建設的な対話」の充実のために～

「スチュワードシップ･コード及びコーポレートガバナンス･コードのフォローアップ会議」
意見書（３）

Ⅰ．はじめに

企業の持続的な成長は、雇用の拡大・賃金の上昇や、投資リターンの拡大等を通じて、国民全体の豊かさの源泉となるものである。常に変化し続ける経営環境に対応しながら、企業が、持続的に成長していくためには、経営陣が、先見性のある、適確な経営判断を行っていくことが必要であり、取締役会が、経営に係る戦略的な方向付けや、経営陣の実効的な監督を行うことが求められる。こうした経営陣・取締役会のリーダーシップの下、様々なステークホルダーと適切に協働しつつ、経営戦略に即した設備投資、研究開発投資、人材投資などが行われ、中長期的な視点に立った企業経営が行われていくことが重要である。

このような企業経営を促していくため、コーポレートガバナンス改革に向けた取組みを一層進めていくことが求められる。既に、スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コードの導入や、フォローアップ会議による取締役会のあり方に関する意見書の公表等によって、改革の枠組みは整ってきている。この改革を「形式」から「実質」へと深化させることが重要な課題である。

そのためには、企業に投資を行っている機関投資家（運用機関及び年金基金等のアセットオーナー）が、インベストメント・チェーン（最終受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ）におけるそれぞれの役割を認識し、企業の実情や取り巻く環境を踏まえながら、その持続的な成長に向けて、経営戦略を含む諸課題について、深度ある「建設的な対話」を行っていくことが必要となる。

本意見書は、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていく上で、運用機関とアセットオーナーのそれぞれに求められる取組みを提言するものである。

Ⅱ．運用機関による実効的なスチュワードシップ活動

機関投資家、特に年金基金等のアセットオーナーから運用を受託し、企業との直接の対話の相手方となる運用機関には、短期的な業績動向ばかりにとらわれることなく、中長期的な視点から、深度ある企業評価に基づいて実効的なス

チュワードシップ活動を行うことが求められる。また、その際、機関投資家においては、形式的な基準や助言会社のサービスを機械的に適用するのではなく、各企業の状況に着目したきめ細かな判断を行っていくことが重要である。

１．運用機関のガバナンス・利益相反管理等

運用機関が企業との間で実効的なスチュワードシップ活動を行っていく上では、運用機関において、アセットオーナーやその背後に存在する最終受益者の利益を第一に考え、顧客本位の活動が実効的に確保されることが不可欠である。他方、金融グループ系列の運用機関について、親会社等の利益と運用機関の顧客の利益との間に存在する利益相反を回避したり、その影響を排除するための措置が必ずしも十分に機能していないケースが多く、よりきめ細かな対応が必要ではないか、との指摘がある。また、同一の機関内において運用以外の業務を行っている場合における、当該業務を行う部門と運用部門との関係についても、同様のことが指摘されている。

このため、運用機関自身のガバナンスの強化や、運用機関とその系列親会社等との関係等から生じうる利益相反のより適切な管理に向け、以下のような取組みを進めるべきである。

(1) 運用機関のガバナンスの強化

運用機関は、最終受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備すべきである。

運用機関自身のガバナンスを強化することは、最終受益者の利益に資するとともに、投資先企業のガバナンス等について企業と対話を行う上でも、運用機関自身の信頼性が高まることを通じ、対話の実効性を高めることにつながるものと考えられる。

(2) 利益相反管理

運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じうる局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避したり、その影響を実効的に排除するなど、最終受益者の利益を確保するための措置について具体的方針を定め、公表すべきである[1]。

（注）

・ 議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じうる局面として、例えば以下のような場合が考えられる。

[1] スチュワードシップ・コードにも、利益相反管理の方針を策定・公表すべきとの原則が示されているが、必ずしも具体性のある記載がなされていないケースが見られる。

－ 投資先企業に対し、当該運用機関のグループ企業、または当該運用機関内の他部門が金融商品・サービスを提供している／しようとする場合
－ 当該運用機関の投資先企業が運営する年金の運用を受託している／しようとする場合　　等

・ 海外等においては、議決権行使等に際して利益相反が生じる場合に講じている措置として、以下のような例が見られる。
－ 運用機関内部の独立した機関により審議し、審議の記録を保持
－ 外部の第三者機関に自らの議決権ガイドラインを示すなどの工夫を行いながら、その第三者機関の判断を活用　　等

(3) 運用機関の経営陣の能力・経験と責務

運用機関の経営陣は、スチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。

また、運用機関の経営陣は、自らが企業との間の対話の充実や運用機関のガバナンス強化・利益相反管理及びこれらの実行とそのための組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。

２．議決権行使結果の公表の充実

スチュワードシップ・コードにおいては、機関投資家が適切に議決権行使をしているか否かについての可視性を高める観点から、議案の主な種類ごとに整理・集計する形での行使結果の公表を求めているが、一部の業態においては、議決権行使結果の集計を公表している機関投資家の割合が少ないとの指摘がある。議決権行使の透明性を確保する上で、各運用機関等[2]において、このような公表を行うことがまずもって重要である。

また、集計による公表にとどまらず、運用機関等が、自らの活動について最終受益者への説明責任を果たし、透明性を向上させていくためには、個別企業・議案ごとに議決権行使結果を公表することが重要である。この点、米国においては、投資信託について、証券取引委員会（SEC）規則により、議決権行使の透明性を高めるとの観点から、個別の議決権行使結果の公表が義務付けられている。このような義務付けがない英国においても、説明責任の向上や利益相反管理の観点から、個別の議決権行使結果の公表を行っている機関投資家は少なくない。こうした海外の動向に見られるように、運用機関等により真に最終受益者のために議決権が行使されることを担保する上で、個別の議決権行使結果を公表することは、有効な方法と考えられる。また、必

[2] 「運用機関等」には、アセットオーナーを含む（以下同じ）。

要と考える場合には、運用機関等が議決権行使の理由を対外的に明確に説明することも、透明性の向上に資するものと考えられる。

このような考え方に対し、個別の議決権行使結果については、運用機関が、運用委託を受けている年金基金等のアセットオーナーにのみ開示することで足りる[3]との指摘も存在する。また、個別の議決権行使結果の公表により、賛否の結果のみに過度に関心が集まり、運用機関による形式的な行使を助長したり、企業と運用機関の対決色が強調されるなど、円滑な対話が阻害されるのではないかとの懸念なども指摘されている。

しかし、アセットオーナーの先に存在する最終受益者は、年金受給者など広範に及び、潜在的な受益者も含めれば、最終受益者は広く国民一般であると言うことができる場合も多い。また、後者の懸念については、運用機関が、議決権行使に関する考え方を対外的に説明することなどを通じて、解決していくべきものであるとの指摘もある[4]。さらに、我が国においては、金融グループ系列の運用機関が多く見られるところ、こうした運用機関において、議決権行使をめぐる利益相反への適切な対応がなされていない事例が多いのではないかとの指摘もなされている中、こうした懸念を払拭するためにも、個別の議決権行使結果の公表が進められるべきではないかと考えられる。

したがって、最終受益者の利益を確保するとともに、自らの取組みの透明性を高めるために、運用機関等は、少なくとも「コンプライ・オア・エクスプレイン」ベースでの対応としては、アセットオーナーへの開示にとどまらず、個別の議決権行使結果を一般に公表することを原則とし、それぞれの運用機関等の置かれた状況により、それが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきであると考えられる。

３．パッシブ運用におけるエンゲージメント等

近年、上場投資信託（ETF）の増加や、年金の株式運用におけるパッシブ運用比率の高まりなどを背景に、パッシブ運用の比重が高まっている。

パッシブ運用は、アクティブ運用と異なり、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値を促す必要性がより高いことから、運用機関等は、より積極的に中長期的視点に立ったエンゲージメント（対話）や議決権行使に取り組むべきである。その際、パッシブ運用におけるエンゲ

[3] この点に関連し、アセットオーナーによっては、自ら一任契約により運用を委託した分の個別の議決権行使結果について、運用機関が一般に公表することを承諾しない場合もありうるため、アセットオーナーの意向確認も必要との指摘があった。

[4] 企業の側においても、コーポレートガバナンス・コード補充原則１－１①の趣旨を踏まえ、議決権行使結果やその説明を、その後の建設的な対話に活かすべきであるとの指摘があった。

ージメントの具体的な手法やコスト負担のあり方などについては、関係者において検討が進められるべきであるとの指摘があった。

なお、パッシブ運用の有効性を高める観点からは、例えば、インデックスから運用対象として明らかに不適当と考えられる銘柄を外して運用対象とするなど、現実の市場の状況を踏まえて、関係者が適切な運用方法を検討していくことが期待される。

４．運用機関の自己評価

運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制等の改善に向けて、スチュワードシップ・コードの実施状況を定期的に自己評価し、公表すべきである。このような自己評価は、アセットオーナーが運用機関の選定や評価を行うことにも資すると考えられる。

Ⅲ．アセットオーナーによる実効的なチェック

アセットオーナーは、インベストメント・チェーンにおいて、最終受益者のより近くに位置し、直接、最終受益者の利益を確保する責務を負っている。こうした位置付けを踏まえ、アセットオーナーは、運用機関によるスチュワードシップ活動がより実効的なものとなるよう十分留意し、以下のような取組みを進めていく必要がある。

１．アセットオーナーによる実効的なスチュワードシップ活動の確保

アセットオーナーは、最終受益者の利益の確保のため、可能な限り、自らスチュワードシップ活動に取り組むべきである。また、自ら直接的に議決権行使を含むスチュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めるべきである。

企業においては、様々なステークホルダーと適切に協働しつつ、自らの持続的成長に影響を与えるような環境・社会的な要因[5]等を含む様々な要因も考慮しながら、中長期的な視点に立った経営戦略の下、設備投資、研究開発投資、人材投資などが行われることが重要である。アセットオーナー・運用機関がスチュワードシップ活動を行うに際しては、こうした企業の取組みを促していくよう、経営戦略を含む諸課題について、深度ある「建設的な対話」に取り組むことが必要である。

また、アセットオーナーは、運用機関が、当該アセットオーナー（及び最終受益者）だけでなく、他の顧客・最終受益者に対してもスチュワードシッ

[5] ガバナンス（統治）と共に ESG 課題と呼ばれる。

プ責任を負っていることを認識し、運用機関の適切な活動を妨げることのないよう、留意すべきである。

２．アセットオーナーが運用機関に求める事項の明示

アセットオーナーは、実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、自らがインベストメント・チェーンにおいて置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証なく単に採択するのではなく、スチュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。

３．運用機関に対する実効的なモニタリング

アセットオーナーは、運用機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである。このモニタリングに際しては、運用機関と企業との間の対話の「質」に重点を置くべきであり、運用機関と企業との面談回数、面談時間等の形式的な確認に終始すべきではない。

Ⅳ．おわりに

企業が持続的な成長を実現していく上で、運用機関・アセットオーナーは重要な役割を担っている。運用機関・アセットオーナーにおいては、本意見書の提言を踏まえ、「建設的な対話」とその深化に向けた取組みを進めていくことが求められる。こうした対話が企業の持続的成長と国民生活の向上に、そしてその効果が次なる企業の成長につながり、日本経済全体の好循環が実現していくことが期待される。

本意見書の提言内容は、いずれも機関投資家がスチュワードシップ責任を実効的に果たしていく上で重要であると考えられる。フォローアップ会議としては、スチュワードシップ責任に関する国際的な議論[6]や同コードに関する実務の動向も踏まえつつ、スチュワードシップ・コードについて、本意見書の内容を踏まえた見直しを期待するものである。

---

[6] 国際的な機関投資家団体である ICGN（International Corporate Governance Network）が本年６月に取りまとめた「ICGN グローバル・スチュワードシップ原則」においては、機関投資家のガバナンス等について言及がなされており、こうした国際的な議論の動向を踏まえることも重要と考えられる。

資料６－５－３

改訂前からの変更点

「責任ある機関投資家」の諸原則

≪日本版スチュワードシップ・コード≫

～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～

スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会

平成 29 年 5 月 29 日

スチュワードシップ・コード改訂に当たって

平成 29 年 5 月 29 日
スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会

１．　平成 26 年 2 月 26 日、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」によりスチュワードシップ・コードが策定されてから約 3 年が経過した。この間、スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家は 200 を超えるに至り、また、平成 27 年 6 月には、上場企業に対し、コーポレートガバナンス・コードの適用が開始された。両コードの下で、コーポレートガバナンス改革には一定の進捗が見られるものの、いまだに形式的な対応にとどまっているのではないかとの指摘もなされている。

２．　こうした中、平成 28 年 11 月 30 日、金融庁・東京証券取引所に設置された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書（以下、「意見書」という。）が公表された。意見書においては、コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくためには、機関投資家が企業との間で深度ある「建設的な対話」を行っていくことが必要であるとされ、スチュワードシップ・コードの改訂が提言された。

３．　意見書を受け、金融庁において、平成 29 年 1 月から計 3 回にわたり、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、前出の「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」と併せ、「本検討会」という。）を開催し、コード改訂に向けた議論を重ねてきた。こうした議論を踏まえ、今般、本検討会は改訂版のスチュワードシップ・コード（以下、「本コード」という。）を取りまとめた。

４．　意見書においては、
- アセットオーナーによる実効的なチェック
- 運用機関のガバナンス・利益相反管理等
- パッシブ運用における対話等
- 議決権行使結果の公表の充実
- 運用機関の自己評価

についての提言がなされており、本検討会は、これらの内容について議論を行い、新たに本コードに盛り込むこととした。

５．　さらに、検討の過程では、意見書にある論点以外についても、以下のような指摘がなされた。

・　現在のコードにおいても、議決権行使助言会社に、利益相反管理等の各原則が当てはまる旨は示されているが、議決権行使助言会社自身が、十分な経営資源を投入した上でサービスを提供することが重要であり、また、自らの取組みについて公表を求めることが考えられるのではないか。

・　複数の機関投資家が協働して企業と対話を行うこと（集団的エンゲージメント）について、企業との間で対話を行う際の選択肢として考えられることを、コードにも盛り込むべきではないか。他方で、集団的エンゲージメントを行う際には、対話が形式的にならないよう、十分留意する必要があるのではないか。

・　ESG（環境・社会・ガバナンス）要素のうち、投資先企業の状況を踏まえ重要と考えられるものは、事業におけるリスク・収益機会の両面で、中長期的な企業価値に影響を及ぼすのではないか。

こうした指摘を踏まえ、関連する事項についても、今回の改訂に当たって盛り込んだところである。

６．　本コードの取りまとめに当たっては、策定時と同様に、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については 18 の個人・団体から、英訳版については 11 の個人・団体から意見が寄せられた。本検討会においては、これらについても検討を行い、本コードの取りまとめに反映させていただいた。

７．　本検討会は、現在コードを受け入れている機関投資家に対して、改訂版コード公表の遅くとも 6 ヶ月後（平成 29 年 11 月末）までに、改訂内容に対応した公表項目の更新（及び更新を行った旨の公表と金融庁への通知）を行うことを期待する。

「責任ある機関投資家」の諸原則 ≪日本版スチュワードシップ・コード≫ について

本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」（最終受益者を含む。以下同じ。）の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。

本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該スチュワードシップ責任を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。本コードに沿って、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすことは、経済全体の成長にもつながるものである。

経緯及び背景

1. 平成 24 年 12 月、我が国経済の再生に向けて、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に「日本経済再生本部」が設置された。また、平成 25 年 1 月、同本部の下に、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、「産業競争力会議」が設置された。同会議における議論を踏まえ、日本経済再生本部において、本部長である内閣総理大臣より、「内閣府特命担当大臣（金融）は、関係大臣と連携し、企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方について検討すること。」との指示がなされた[1]。

2. 以上の経緯を経て、平成 25 年 6 月、いわゆる「第三の矢」としての成長戦略を定める「日本再興戦略」において、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップコード）」、すなわち「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則」について検討を進め、年内に取りまとめることが閣議決定された。

3. 前記の総理指示及び閣議決定を踏まえた検討の場として、平成 25 年 8 月、金融庁において「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」~~（以下、「本検討会」という。）~~が設置された。~~本~~同検討会は、同年 8 月から計 6 回にわたり議論を重ね、~~今般~~平成 26 年 2 月 26 日、「『責任ある機関投資家』の諸原則 ≪日

[1] 日本経済再生本部 第 6 回会合（平成 25 年 4 月 2 日）

本版スチュワードシップ・コード≫ 」~~（以下、「本コード」という。）~~を策定した。なお、~~「本~~コード~~」~~の取りまとめに当たっては、和英両文によるパブリックコメントを実施し、和文については 26 の個人・団体から、英~~文~~訳版については 19 の個人・団体から充実した意見が寄せられた。本検討会は、これらについても議論を行い、~~「本~~コード~~」~~の取りまとめに反映させていただいた。

本コードの目的

４．　冒頭に掲げたように、本コードにおいて、「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味する。本コードは、機関投資家が、顧客・受益者と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」として当該「スチュワードシップ責任」を果たすに当たり有用と考えられる諸原則を定めるものである。

５．　一方で、企業の側においては、コーポレートガバナンス・コード（平成 27 年 6 月 1 日適用開始）に示されているように、経営の基本方針や業務執行に関する意思決定を行う取締役会が、経営陣による執行を適切に監督しつつ、適切なガバナンス機能を発揮することにより、企業価値の向上を図る責務を有している。企業側のこうした責務と本コードに定める機関投資家の責務とは、いわば「車の両輪」であり、両者が適切に相まって質の高い~~企業統治~~コーポレートガバナンスが実現され、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことが期待される。本コードは、こうした観点から、機関投資家と投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）が行われることを促すものであり、機関投資家が投資先企業の経営の細部にまで介入することを意図するものではない[2]。

６．　また、スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動（以下、「スチュワードシップ活動」という。）において、議決権の行使は重要な要素ではあるものの、当該活動は単に議決権の行使のみを意味するものと理解すべきではない。スチュワードシップ活動は、機関投資家が、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を適切に把握することや、これを踏まえて当該企業と建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことなどを含む、幅広い活動を指すものである[3]。

---

[2] また、本コードは、保有株式を売却することが顧客・受益者の利益に適うと考えられる場合に売却を行うことを否定するものではない。

[3] 金融庁において、平成 26 年 2 月、機関投資家と投資先企業との対話の円滑化を図るため、大量保有報告制度や公開買付制度等に係る法的論点について、~~可能な限り解釈の明確化が図られ~~

7．　本コードにおいて、機関投資家は、資金の運用等を受託し自ら企業への投資を担う「資産運用者としての機関投資家」（~~投資運用会社など~~以下、「運用機関」という。）である場合と、当該資金の出し手を含む「資産保有者としての機関投資家」（~~年金基金や保険会社など~~以下、「アセットオーナー」という。）である場合とに大別される。

このうち、~~「資産運用者としての機関投資家」~~運用機関には、投資先企業との日々の建設的な対話等を通じて、当該企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

また、~~「資産保有者としての機関投資家」~~アセットオーナーには、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針を示した上で、自ら、あるいは委託先である~~「資産運用者としての機関投資家」~~運用機関の行動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与することが期待される。

~~「資産運用者としての機関投資家」~~運用機関は、~~「資産保有者としての機関投資家」~~アセットオーナーの期待するサービスを提供できるよう、その意向の適切な把握などに努めるべきであり、また、~~「資産保有者としての機関投資家」~~アセットオーナーは、~~「資産運用者としての機関投資家」~~運用機関の評価に当たり、短期的な視点のみに偏ることなく、本コードの趣旨を踏まえた評価に努めるべきである。

機関投資家による実効性のある適切なスチュワードシップ活動は、最終的には顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を目指すものである。したがって、スチュワードシップ活動の実施に伴う適正なコストは、投資に必要なコストであるという意識を、機関投資家と顧客・受益者の双方において共有すべきである。

8．　本コードの対象とする機関投資家は、基本的に、日本の上場株式に投資する機関投資家を念頭に置いている。また、本コードは、機関投資家から業務の委託を受ける議決権行使助言会社等に対してもあてはまるものである。

「プリンシプルベース・アプローチ」及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」

9．　本コードに定める各原則の適用の仕方は、各機関投資家が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものである。本コードの履行の態様は、例えば、機関投資家の規模や運用方針（長期運用であるか短期運用であるか、アクティブ運用であるかパッシブ運用であるか等）などによって様々に異なり得る。

10．　こうした点に鑑み、本コードは、機関投資家が取るべき行動について詳細に規定

~~ることが望ましい。（金融庁では別に示すような形（http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf）で~~「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」を公表し、解釈の明確化を図っている（http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf）。~~）~~

する「ルールベース・アプローチ」（細則主義）ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任をその実質において適切に果たすことができるよう、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」（原則主義）を採用している。

「プリンシプルベース・アプローチ」~~は、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられるが、そ~~の意義は、一見、抽象的で大掴みな原則（プリンシプル）について、関係者がその趣旨・精神を確認し、互いに共有した上で、各自、自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することにある。機関投資家が本コードを踏まえて行動するに当たっては、こうした「プリンシプルベース・アプローチ」の意義を十分に踏まえることが望まれる。

11. 本コードは、法令とは異なり、法的拘束力を有する規範ではない。本検討会は、本コードの趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明（公表）することを期待する。

12. その上で、本コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。すなわち、本コードの原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。したがって、前記の受入れ表明（公表）を行った機関投資家であっても、全ての原則を一律に実施しなければならない訳ではないことには注意を要する。ただし、当然のことながら、機関投資家は、当該説明を行う際には、実施しない原則に係る自らの対応について、顧客・受益者の理解が十分に得られるよう工夫すべきである。

~~13. こうした「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法も、我が国では、いまだ馴染みの薄い面があると考えられる。~~機関投資家のみならず、顧客・受益者の側においても、当該手法の趣旨を理解し、本コードの受入れを表明（公表）した機関投資家の個別の状況を十分に尊重することが望まれる。本コードの各原則の文言・記載を表面的に捉え、その一部を実施していないことのみをもって、機械的にスチュワードシップ責任が果たされていないと評価することは適切ではない。

なお、原則を実施しつつ、併せて自らの具体的な取組みについて積極的に説明を行うことも、顧客・受益者から十分な理解を得る観点からは、有益であると考えられる。

~~14~~13. 本検討会は、本コードの受入れ状況を可視化するため、本コードを受け入れる機関投資家に対して、

・ 以下を自らのウェブサイトで公表すること

－　「コードを受け入れる旨」（受入れ表明）~~及び~~

－　~~スチュワードシップ責任を果たすための方針など~~「コードの各原則（指針を含む）に基づく公表項目」~~（~~

①　スチュワードシップ責任を果たすための方針などコードの各原則（指針を含む）において公表が求められている具体的項目

②　実施しない原則（指針[4]を含む）がある場合には、その理由の説明~~を含む）を自らのウェブサイトで公表すること~~

・　当該公表項目について、毎年、見直し・更新を行うこと（更新を行った場合には、その旨も公表すること）

・　当該公表を行ったウェブサイトのアドレス（URL）を金融庁に通知することを期待する。

また、本検討会は、当該通知を受けた金融庁に対して、当該公表を行った機関投資家について、一覧性のある形で公表を行うことを期待する。

~~15~~14.　本検討会は、機関投資家による本コードの実施状況（受入れ・公表を含む）や国際的な議論の動向等も踏まえ、本コードの内容の更なる改善が図られていくことを期待する。このため、本検討会は、金融庁に対して、おおむね3年毎を目途として、本コードの定期的な見直しを検討するなど、適切な対応をとることを期待する。こうした見直しが定期的に行われることにより、機関投資家やその顧客・受益者において、スチュワードシップ責任に対する認識が一層深まり、本コードが我が国において更に広く定着していく効果が期待できるものと考えられる。

[4]　指針の中には、一定の事項が「重要である」とするなど、必ずしも一定の行動を取るべき（取るべきでない）旨が明示されていないものがあり、こうした指針については、必ずしも、実施しない理由を説明することを求めるものではない。

本コードの原則

投資先企業の持続的成長を促し、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るために、

１．　機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

２．　機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

３．　機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

４．　機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

５．　機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

６．　機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

７．　機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

原則１　機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

１－１．　機関投資家は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」[5]（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るべきである。

１－２．　機関投資家は、こうした認識の下、スチュワードシップ責任を果たすための方針、すなわち、スチュワードシップ責任をどのように考え、その考えに則って当該責任をどのように果たしていくのか、また、顧客・受益者から投資先企業へと向かう投資資金の流れ（インベストメント・チェーン）の中での自らの置かれた位置を踏まえ、どのような役割を果たすのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである[6]。

１－３．　アセットオーナーは、最終受益者の利益の確保のため、可能な限り、自らスチュワードシップ活動に取り組むべきである。また、自ら直接的に議決権行使を含むスチュワードシップ活動を行わない場合には、運用機関に、実効的なスチュワードシップ活動を行うよう求めるべきである。

１－４．　アセットオーナーは、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう、運用機関の選定や運用委託契約の締結に際して、議決権行使を含め、スチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を運用機関に対して明確に示すべきである。特に大規模なアセットオーナーにおいては、インベストメント・チェーンの中での自らの置かれている位置・役割を踏まえ、運用機関の方針を検証なく単に採択するのではなく、スチュワードシップ責任を果たす観点から、自ら主体的に検討を行った上で、運用機関に対して議決権行使を含むスチュワードシップ活動に関して求める事項や原則を明確に示すべきである。

---

[5]　「目的を持った対話」とは、「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話」を指す（原則４の指針４－１参照）。

[6]　当該方針の内容は、各機関投資家の業務の違いにより、例えば、主として~~資産運用者~~運用機関としての業務を行っている機関投資家と、主として~~資産保有者~~アセットオーナーとしての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

１－５．　アセットオーナーは、運用機関のスチュワードシップ活動が自らの方針と整合的なものとなっているかについて、運用機関の自己評価なども活用しながら、実効的に運用機関に対するモニタリングを行うべきである。このモニタリングに際しては、運用機関と投資先企業との間の対話の「質」に重点を置くべきであり、運用機関と投資先企業との面談回数、面談時間等の形式的な確認に終始すべきではない。

原則２　機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

指針

２－１．　機関投資家は顧客・受益者の利益を第一として行動すべきである。一方で、スチュワードシップ活動を行うに当たっては、自らが所属する企業グループと顧客・受益者の双方に影響を及ぼす事項について議決権を行使する場合など、利益相反の発生が避けられない場合がある。機関投資家は、こうした利益相反を適切に管理することが重要である。

２－２．　機関投資家は、こうした認識の下、あらかじめ想定し得る利益相反の主な類型について、これをどのように実効的に管理するのかについての明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

特に、運用機関は、議決権行使や対話に重要な影響を及ぼす利益相反が生じ得る局面を具体的に特定し、それぞれの利益相反を回避し、その影響を実効的に排除するなど、顧客・受益者の利益を確保するための措置について具体的な方針を策定し、これを公表すべきである。

２－３．　運用機関は、顧客・受益者の利益の確保や利益相反防止のため、例えば、独立した取締役会や、議決権行使の意思決定や監督のための第三者委員会などのガバナンス体制を整備すべきである。

２－４．　運用機関の経営陣は、自らが運用機関のガバナンス強化・利益相反管理に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。

原則３　機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

指針

３－１．　機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することが重要である。

３－２．　機関投資家は、こうした投資先企業の状況の把握を継続的に行うべきであり、また、実効的な把握ができているかについて適切に確認すべきである。

３－３．　把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会（社会・環境問題に関連する~~リスク~~もの[7]を含む）及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。

[7]　ガバナンスと共に ESG 要素と呼ばれる。

原則４　機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

指針

４－１．　機関投資家は、中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資本効率を高め、その持続的成長を促すことを目的とした対話[8]を、投資先企業との間で建設的に行うことを通じて、当該企業と認識の共有[9]を図るよう努めるべきである。なお、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、当該企業の企業価値が毀損されるおそれがあると考えられる場合には、より十分な説明を求めるなど、投資先企業と更なる認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである[10]。

４－２．　パッシブ運用は、投資先企業の株式を売却する選択肢が限られ、中長期的な企業価値の向上を促す必要性が高いことから、機関投資家は、パッシブ運用を行うに当たって、より積極的に中長期的視点に立った対話や議決権行使に取り組むべきである。

４－~~２~~３．　以上を踏まえ、機関投資家は、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのように対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持つべきである[11]。

４－４．　機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと（集団的エンゲージメント）が有益な場合もあり得る[12]。

---

[8] その際、対話を行うこと自体が目的であるかのような「形式主義」に陥ることのないよう留意すべきである。

[9] 認識の共有には、機関投資家と投資先企業との間で意見が一致しない場合において、不一致の理由やお互いの意見の背景について理解を深めていくことも含まれる。

[10] 当該企業との対話の内容等を踏まえ、更に深い対話を行う先を選別することも考えられる。

[11] 当該方針の内容は、例えば、主として~~資産運用者~~運用機関としての業務を行っている機関投資家と、主として~~資産保有者~~アセットオーナーとしての業務を行っている機関投資家とでは、自ずと異なり得る。

[12] この点に関連し、平成 26 年 2 月に公表された金融庁の「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」（http://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/legalissue.pdf）〔再掲〕は、具体的にどのような場合に大量保有報告制度における「共同保有者」（及び公開買付制度における「特別関係者」）に該当するかについて、解釈の明確化を図っている。

４－~~３~~５.　一般に、機関投資家は、未公表の重要事実を受領することなく、公表された情報をもとに、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を行うことが可能である。また、「G20/OECD コーポレート・ガバナンス原則」や、これを踏まえて策定された東京証券取引所の「~~上場会社コーポレート・ガバナンス原則~~コーポレートガバナンス・コード」は、企業の未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本としている。投資先企業と対話を行う機関投資家は、企業がこうした基本原則の下に置かれていることを踏まえ、当該対話において未公表の重要事実を受領することについては、基本的には慎重に考えるべきである[13]。

[13] その上で、投資先企業との特別な関係等に基づき未公表の重要事実を受領する場合には、当該企業の株式の売買を停止するなど、インサイダー取引規制に抵触することを防止するための措置を講じた上で、当該企業との対話に臨むべきである。

原則５　機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

指針

５－１．　機関投資家は、すべての保有株式について議決権を行使するよう努めるべきであり、議決権の行使に当たっては、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえた上で、議案に対する賛否を判断すべきである。

５－２．　機関投資家は、議決権の行使についての明確な方針を策定し、これを公表すべきである[14]。当該方針は、できる限り明確なものとすべきであるが、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

５－３．　機関投資家は、議決権の行使結果を、少なくとも議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきである。

~~こうした公表は、~~また、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすための方針に沿って適切に議決権を行使しているか否かについての可視性をさらに高める~~上で重要である~~観点から、機関投資家は、議決権の行使結果を、個別の投資先企業及び議案ごとに公表すべきである[15]。それぞれの機関投資家の置かれた状況により、個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を公表することが必ずしも適切でないと考えられる場合には、その理由を積極的に説明すべきである。

議決権の行使結果を公表する際、機関投資家が議決権行使の賛否の理由について対外的に明確に説明することも、可視性を高めることに資すると考えられる。

~~ただし、スチュワードシップ責任を果たすに当たり、どのような活動に重点を置くかは、自らのスチュワードシップ責任を果たすための方針、運用方針、~~

[14] なお、投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ貸株取引を行うことを想定している場合には、当該方針においてこうした貸株取引についての方針を記載すべきである。

[15] 個別の議決権行使結果を公表した場合、賛否の結果のみに過度に関心が集まり、運用機関による形式的な議決権行使を助長するのではないかなどの懸念が指摘されている。

しかし、運用機関は、自らが運用する資産の最終受益者に向けて、活動の透明性を高めていくことが重要である。さらに、我が国においては、金融グループ系列の運用機関が多く見られるところ、こうした運用機関において、議決権行使をめぐる利益相反への適切な対応がなされていない事例が多いのではないかとの懸念を払拭するためにも、個別の議決権行使結果を公表することが重要である。

~~顧客・受益者の特性等により様々に異なり得るものであるため、こうした点に照らし、前記の集計公表に代わる他の方法により議決権の行使結果を公表する方が、自らのスチュワードシップ活動全体についてより的確な理解を得られると考えられる場合には、その理由を説明しつつ、当該他の方法により議決権行使結果の公表を行うことも考えられる。~~

５－４．　機関投資家は、議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、議決権行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、自らの責任と判断の下で議決権を行使すべきである。仮に、議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、議決権行使結果の公表に合わせ、その旨及び当該サービスをどのように活用したのかについても公表すべきである。

５－５．　議決権行使助言会社は、企業の状況の的確な把握等のために十分な経営資源を投入し、また、本コードの各原則（指針を含む）が自らに当てはまることに留意して、適切にサービスを提供すべきである。

　また、議決権行使助言会社は、業務の体制や利益相反管理、助言の策定プロセス等に関し、自らの取組みを公表すべきである。

原則６　機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

指針

６－１．　~~「資産運用者としての機関投資家」~~運用機関は、直接の顧客に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、原則として、定期的に報告を行うべきである[16]。

６－２．　~~「資産保有者としての機関投資家」~~アセットオーナーは、受益者に対して、スチュワードシップ責任を果たすための方針と、当該方針の実施状況について、原則として、少なくとも年に１度、報告を行うべきである[16]。

６－３．　機関投資家は、顧客・受益者への報告の具体的な様式や内容については、顧客・受益者との合意や、顧客・受益者の利便性・コストなども考慮して決めるべきであり、効果的かつ効率的な報告を行うよう工夫すべきである[17]。

６－４．　なお、機関投資家は、議決権の行使活動を含むスチュワードシップ活動について、スチュワードシップ責任を果たすために必要な範囲において記録に残すべきである。

[16] ただし、当該報告の相手方自身が個別報告は不要との意思を示しているような場合には、この限りではない。また、顧客・受益者に対する個別報告が事実上困難な場合などには、当該報告に代えて、一般に公開可能な情報を公表することも考えられる。

[17] なお、当該報告において、資産運用上の秘密等を明かすことを求めるものではない。

原則７　機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

指針

７－１．　機関投資家は、投資先企業との対話を建設的なものとし、かつ、当該企業の持続的成長に資する有益なものとしていく観点から、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えていることが重要である。

~~７－２．~~　このため、機関投資家は、こうした対話や判断を適切に行うために必要な体制の整備を行うべきである。

７－２．　特に、機関投資家の経営陣はスチュワードシップ責任を実効的に果たすための適切な能力・経験を備えているべきであり、系列の金融グループ内部の論理などに基づいて構成されるべきではない。

また、機関投資家の経営陣は、自らが対話の充実等のスチュワードシップ活動の実行とそのための組織構築・人材育成に関して重要な役割・責務を担っていることを認識し、これらに関する課題に対する取組みを推進すべきである。

７－３．　~~こうした~~対話や判断を適切に行うための一助として、必要に応じ、機関投資家が、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることも有益であると考えられる。

７－４．　~~また、~~機関投資家は、~~過去に行った投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断の幾つかについて、これらが適切であったか否か~~本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を適宜の時期に省みることにより、~~スチュワードシップ責任を果たすための方針や議決権行使の方針~~本コードが策定を求めている各方針の改善につなげるなど、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう努めるべきである。

特に、運用機関は、持続的な自らのガバナンス体制・利益相反管理や、自らのスチュワードシップ活動等の改善に向けて、本コードの各原則（指針を含む）の実施状況を定期的に自己評価し、結果を公表すべきである[18]。

[18] こうした自己評価の結果の公表は、アセットオーナーが運用機関の選定や評価を行うことにも資すると考えられる。

スチュワードシップ・コード改訂の概要

（平成29年5月29日改訂）

- コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくためには、機関投資家が、実効的に企業との間で「建設的な対話」に取り組むことが重要。
- このため、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化等を促すとともに、年金基金等のアセットオーナーの役割を明確化。

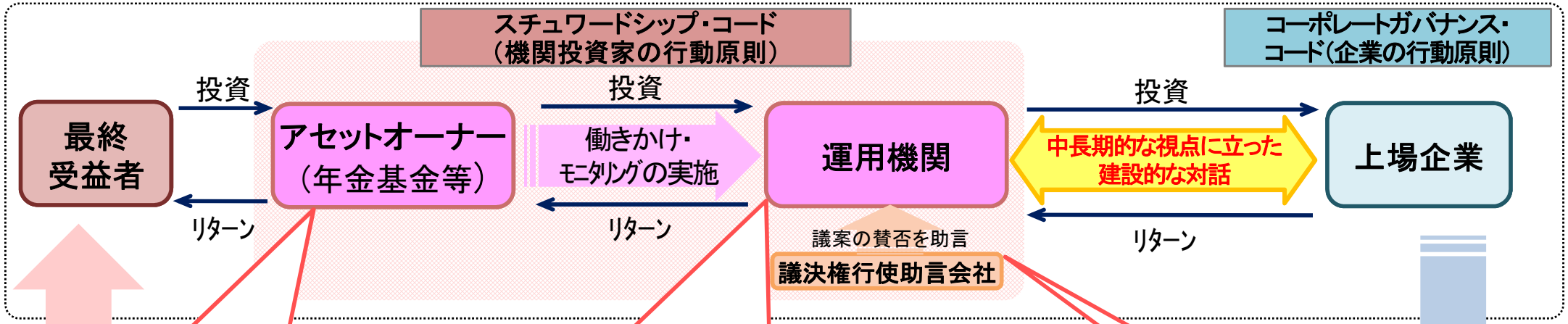

- アセットオーナーによる**実効的なスチュワードシップ活動**
- アセットオーナーが**運用機関に求める事項・原則の明示**

- 運用機関の**ガバナンス・利益相反管理の強化**（第三者委員会の設置・利益相反管理方針の公表など）
- **パッシブ運用**における**積極的な対話**

助言の際の**十分な経営資源の投入**

- 機関投資家の**経営陣**におけるスチュワードシップ責任を果たすための**適切な能力・経験**の確保
- **議決権行使結果**の公表の充実（**個別の投資先企業・議案ごと**の公表）
- 運用機関によるコードの実施状況の**自己評価・公表**や、自己評価等を活用したアセットオーナーによる運用機関に対する**実効的なモニタリング**

コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化

中長期的な
リターンの向上

日本経済全体の好循環を実現

中長期的な
企業価値の向上

資料６－７－１

二重債務問題への対応方針

Ⅰ．中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- 「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
  ⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- 「中小企業再生ファンド」の新設
  ⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- 金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- 中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- 津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- 「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- 「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- 小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- 農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- 医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- 「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- 共同利用施設等の復旧について国が支援
- 中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

Ⅱ．個人住宅ローン向け対応

旧債務

① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定

③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長

② 災害公営住宅の供給

Ⅲ．金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- 「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- 個人向け私的整理ガイドラインの策定

資料６－７－２

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成 23 年7月 15 日策定）の概要

１．ガイドラインの位置づけ

平成 23 年 6 月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」（事務局：全銀協）において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

２．ガイドラインの内容（概要）

（1）対象となる債務者

○ 震災の影響により、既往債務（旧債務）を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者（住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者）。

○ このような債務者が、法的倒産手続による不利益（注1）を回避しつつ、債権者との間の私的な合意（私的整理）により、債務免除等を受けることができるようにする。

（注1） 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。この他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

（2）対象となる債権者

○ 主として金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等）。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

（3）弁済計画案の内容及び債務免除額

○ 弁済計画案の内容（要件）は、債務者の状況（事業者・非事業者の別、将来収入の有無等）に応じて、複数の類型を用意。

○ 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画（原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。）、③資産の換価・処分の方針等。

事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画（例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等）の提出を求める（注2）。

（注2） 経営者に対する経営責任は求めない。

○ 金融機関（債権者）にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等（注3）（注4）。

（注3） 破産手続等より免除額が多く（=債権者にとって不利に）なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

（注4） 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止（自由財産）とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

（4）手続の流れ（別紙1参照）

①債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者（対象債権者）に対して、債務整理を申出（※）。必要書類（財産の状況等）を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止（6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで）

②債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。

③第三者機関に登録する専門家（弁護士等）が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成（＝第三者機関によるチェック）。

④債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。

⑤対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。

⑥対象債権者全員の同意により、弁済計画成立（※）。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

（注5）①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

（5）（連帯）保証人に対する配慮

○ 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。

○ 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

3. その他

○ 第三者機関については、全銀協が一般社団法人（「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」）を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

録する（別紙2参照）。

○ 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。

○ ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

資料６－７－３　　（別紙１）

【ガイドライン/手続の流れ（概要）】

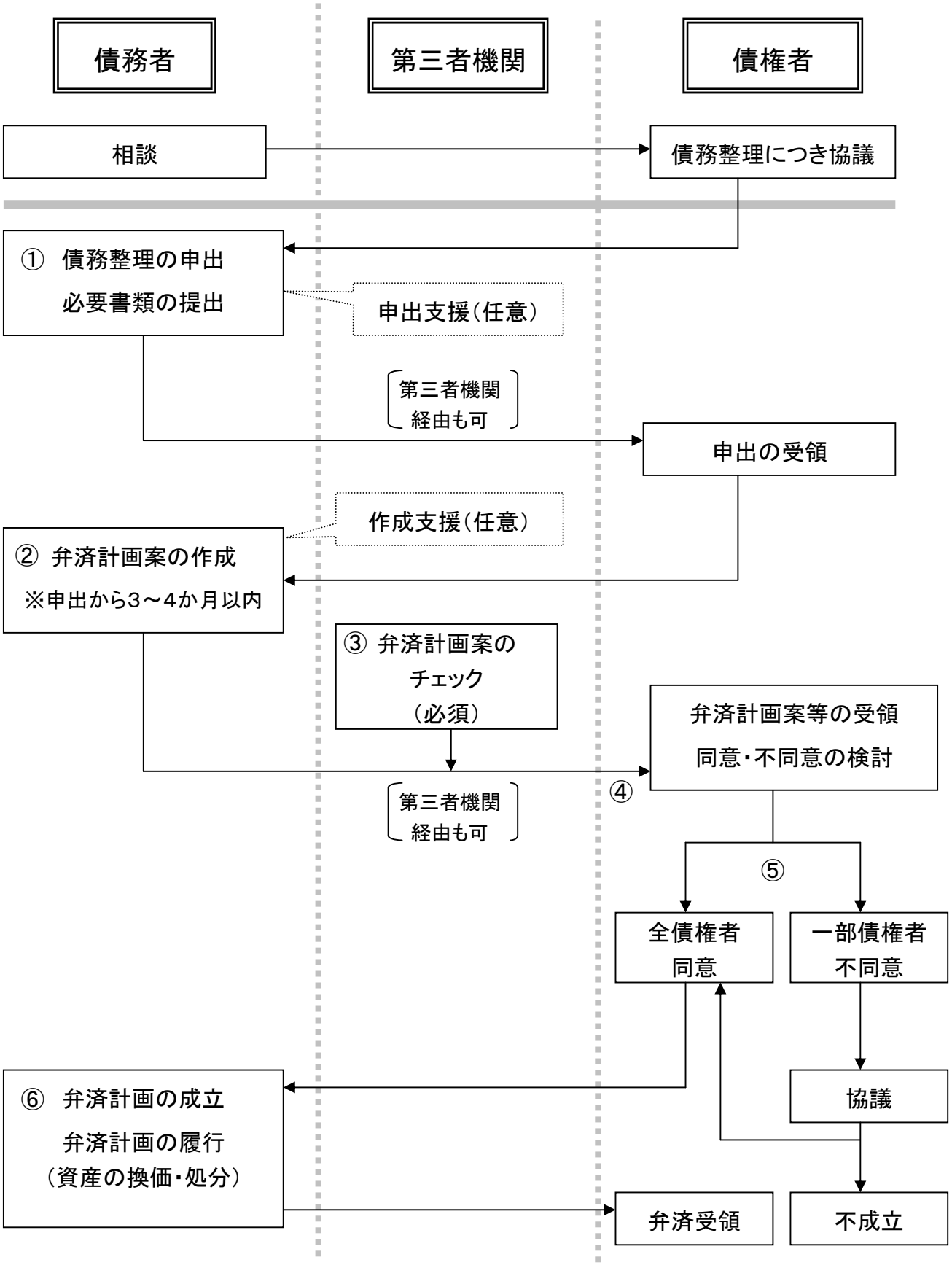

資料６－７－４

（別紙２）

個人版私的整理ガイドライン運営委員会について

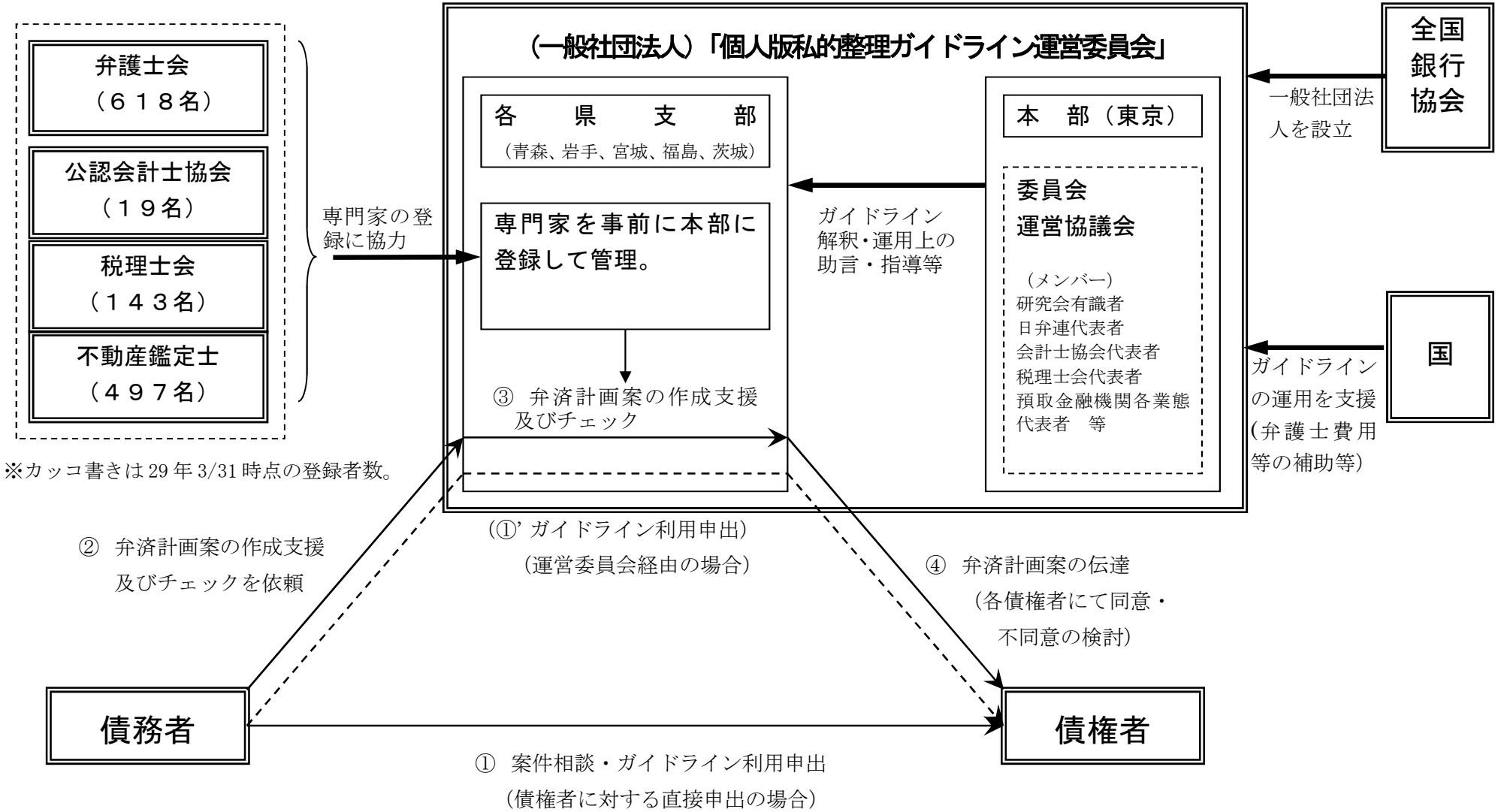

資料６－７－５

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

平成 23 年 7 月

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会名簿（平成23年7月）

（敬称略、五十音順）

	荒井　貞夫	全国銀行個人信用情報センター 所長
	安藤　栄二	全国労働金庫協会 執行役員経営企画部長
	石高　雅美	日本税理士会連合会 常務理事・業務対策部長
	市村　清	日本公認会計士協会 常務理事
	伊藤　眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
	浦田　晴之	オリックス 取締役兼代表執行役副社長・グループCFO
	大井　直	信託協会 一般委員長・みずほ信託銀行 常務取締役
	大久保　壽一	千葉銀行 取締役常務執行役員
	岡田　理樹	日本弁護士連合会 事務次長
	小山田　隆	全国銀行協会 企画委員長・三菱東京UFJ銀行 常務取締役
	久貝　卓	商工組合中央金庫 執行役員
	久能　敏光	福島銀行 取締役企画本部長
	河村　正人	住宅金融支援機構 理事長代理
	越野　寿夫	オリエントコーポレーション 執行役法務部長
	小林　信明	小林総合法律事務所 代表弁護士
	斎藤　浩	杜の都信用金庫 常勤理事
座長：	高木 新二郎	弁護士・法学博士
	竹谷　和芳	日本信用情報機構 常務取締役
	丹野　清一	石巻商工信用組合 常務理事
	常峰　仁	日本貸金業協会 自主ルール委員会委員長
	寺田　範雄	全国商工会連合会 専務理事
	永井　徹	日本自動車リース協会連合会 事務局長
	服部　和良	全国信用保証協会連合会 専務理事
	板東　一彦	日本政策金融公庫 専務取締役
	藤原　敬三	中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー
	古谷　周三	農林中央金庫 専務理事
	松嶋　英機	西村あさひ法律事務所 代表パートナー
	宮城　勉	日本商工会議所 常務理事
	森田　光俊	シー・アイ・シー 専務取締役
	山田　晃久	全国サービサー協会 副理事長
〈オブザーバー〉		
	貝塚　正彰	財務省 大臣官房政策金融課長
	小林　康彦	法務省 民事局参事官
	定塚　由美子	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
	中村　武	日本銀行 金融機構局総務課長
	能登　清和	厚生労働省 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	長谷川　靖	金融庁 監督局総務課長
	藤木　俊光	経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課長
	古市　文孝	最高裁判所 事務総局民事局付
	松本　貴久	国土交通省 住宅局総務課民間事業支援調整室長
	村井　正親	農林水産省 経営局金融調整課長
〈事務局〉		
事務局長：	髙木　伸	全国銀行協会 理事
	石沢　宏純	三菱東京UFJ銀行 リテール融資部上席調査役

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

はじめに

東日本大震災（2011 年3月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同じ。）の影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、今後、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題（いわゆる二重債務問題）が考えられる。

この二重債務問題は、震災からの着実な復興のために適切な対応がなされなければならない極めて重要な課題であり、本年６月、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められた。これを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、私的整理に関する関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行う場合の指針となるガイドラインを取り纏めることを目標として、本年７月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

１．目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者（主として金融債務に係る債権者）と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

２．債務整理の準則

(1) このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊

重され遵守されることが期待されている。

⑵ 「対象債権者」（弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。）は、この準則による債務整理に誠実に協力する。

⑶ 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。

⑷ このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

３．対象となり得る債務者

次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる。

⑴ 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。

⑵ 弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む。）を対象債権者に対して適正に開示していること。

⑶ 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。

⑷ このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。

⑸ 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。

⑹ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。

⑺ 破産法第 252 条第１項（第 10 号を除く。）に規定される免責不許可事由がないこと。

４．第三者機関

⑴ このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。

⑵ 本項⑴の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。

⑶ 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。

① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援（債権者の意向確認を含む。）
⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援（債権者間の調整を含む。）
⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ＆A等の作成及び改訂等
⑧ その他、このガイドラインによる債務整理の的確または円滑な実施のために必要な業務

5. 債務整理の開始

(1) 第3項の要件を備える債務者は、全ての対象債権者に対して、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出る。

(2) 債務者は、本項(1)の申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類（以下「必要書類」という。）を提出する。なお、債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。

(3) 本項(1)の申出があった時点から、本項(4)により対象債権者のいずれかから書面による異議が述べられることを解除条件として、第6項に定める一時停止の期間が開始するものとする。

(4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、債務者及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、弁済計画案に同意することを義務付けられるものではない。

① 債務者が第3項の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
② 債務者が第6項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合（ただし、申出の翌日から起算して 45 日を経過した場合にはこの限りでない。）

(5) 対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証

協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等）とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

6．一時停止

(1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。

① 債務者は、通常の生活又は事業過程によるものの他、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。

② 債務者は、一部の対象債権者に対する弁済（代物弁済を含む。以下同じ。）や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。

③ 対象債権者は、一時停止が開始した日（以下「一時停止の開始日」という。）における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社は、本項の規定を遵守するものとする。

(2) 一時停止の期間は、一時停止の開始日（対象債権者が追加された場合は、最も早い一時停止の開始日）から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立により本ガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができる。

(3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

7．弁済計画案の内容

(1) 債務者は、第5項(1)の申出から3か月以内（ただし、本項（2）②に定める弁済

計画案とする場合には4か月以内）に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

(2) 弁済計画案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 債務者が非事業者（住宅ローン等の債務者）又は本項（2）②に該当しない個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

a 債務の弁済ができなくなった理由（東日本大震災による影響の内容を含む。）

b 財産の状況（財産の評定は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。）

c 債務弁済計画（原則5年以内）

d 資産の換価・処分の方針

e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産（破産法第 34 条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産（いわゆる「自由財産」）及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。）を処分・換価して（処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。）、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、

全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする（ただし、債権額20万円以上（ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。）の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。）。なお、本項⑵①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、本項⑵①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

a 事業見通し（売上・原価・経費）

b 収支計画

c 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

⑶ 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを内容とする。

① 弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第9項⑶により成立した弁済計画に従った弁済期間中に、第3項に定める要件（ただし、同項⑷及び⑸を除く。）のいずれかを充足しないことが判明した場合又は①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること。

⑷ 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人（ただし、個人に限る。以下同じ。）に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

8. 弁済計画案の確認報告

(1) 債務者は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書（以下「報告書」という。）を、弁済計画案の提出と同日に全ての対象債権者に提出する。なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が報告書を作成するにあたっては、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士（以下「弁護士等」という。）がその作成作業を行う（ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、作成者に弁護士を含めることとする。）。また、債務者は、弁済計画案及び報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。

(2) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合を除き、本項（1）の報告書には、次の①から⑤に掲げる事項を含めることとする。ただし、⑤については、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合に限る。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性（前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。）、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

⑤ 破産手続との比較

(3) 前項(2)①ハに定める弁済計画案とする場合には、本項(1)の報告書には、次

の①から④に掲げる事項を含めることとする。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性（前項(5)に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。）、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

9. 弁済計画の成立

(1) 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、全ての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換（以下「弁済計画案の説明等」という。）を同日中に行う。なお、弁済計画案の説明等は、書面の交付により行うことができ（ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。）、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、債務者は、必要に応じて、報告書を作成した弁護士等（ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、弁護士を含めることとする。）に弁済計画案の説明等の支援を求めることができる。

(2) 対象債権者は、本項(1)に基づき弁済計画案の説明等がなされた日から1か月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明するものとする。ただし、必要があるときは、債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。

(3) 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は弁済計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した弁済計画の定めに従って変更され、対象債権者は、猶予・減免など弁済計画の定めに従った処理をする。

(4) 弁済計画案に対して、本項(2)に定める期限までに対象債権者の全ての同意が得られず、かつ弁済計画案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意が得られないときは、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了する。

10. その他

(1) 債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更（第7項(2)①ハに定める内容への変更を含む。）等について協

議を行い、適切な措置を講じるものとする。

(2) このガイドラインによる債務整理を行った債務者について、対象債権者は、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報（代位弁済に関する情報を含む。）を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。

(3) このガイドラインによる債務整理を円滑に実施するため、利用者に対する周知や第三者機関の整備等の所要の態勢整備に早急に取り組むこととし、このガイドラインは、平成 23 年8月 22 日から適用を開始することとする。なお、金融機関等の債権者及び第三者機関は、同日に先立ち、各々の準備が整い次第、債務者からの相談に応じることとする。

（以上）

資料６－７－６　　（ガイドライン運営委員会記者レク資料）

平成 23 年 10 月 26 日

各　位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、本年８月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しましたので、ご案内申しあげます。

記

○ 運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたしました。

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】
個人版私的整理ガイドライン運営委員会　山本、藤田、谷川　03-3212-0531

資料６－７－７　　（ガイドライン運営委員会記者レク資料）

平成 24 年 1 月 25 日

各　位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 1 月 23 日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

○自由財産たる現預金の範囲を、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り 500 万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。

○現預金以外の法定の自由財産（および義捐金等特別法による現預金等の自由財産）は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。

○地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。

○既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】
個人版私的整理ガイドライン運営委員会　山本、藤田、谷川　03-3212-0531

資料６－７－８　　（ガイドライン運営委員会記者レク資料）

平成 24 年 12 月 19 日

各　位

一般社団法人
個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項
～震災後に購入した不動産の取扱いについて～

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年８月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 12月１８日に運営協議会を開催し、下記の通りガイドラインの運用について決定しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

申出人（被災者）が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱う。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
個人版私的整理ガイドライン運営委員会　山本、津崎、谷川　03-3212-0531

資料６－７－９

金融庁
Financial Services Agency

平成23年３月11日

内閣府特命担当大臣（金融） 自見 庄三郎
日本銀行総裁 白川 方明

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について

今回の平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の地震による被害者の皆様に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請しましたのでお知らせします。

1．金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

(1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。

(2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。

(3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。

また、これを担保とする貸付にも応ずること。

(4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとすること。

(5) 災害時における手形の不渡処分について配慮すること。

(6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。

(7) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。

(8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(9) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(10) （1）～（9）にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。

(11) 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

2. 証券会社への要請

(1)　届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

(2)　有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力をすること。

(3)　被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を講ずること。

(4)　窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(5)　その他、顧客への対応について十分配意すること。

3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者への要請

(1)　保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。

(2)　生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。

(3)　生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(4)　窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

4. 火災共済協同組合への要請

(1)　共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。

(2)　共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。

(3)　共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(4)　窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

（本件に関する照会先）

金融庁監督局総務課
電話　03－3506－6000（内線3380、2688）
日本銀行本店
電話　03－3277－2369

以上

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government
Copyright(C) 2015 金融庁 All Rights Reserved.

資料６－８－１

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
（平成27年12月25日策定、平成28年４月１日適用開始）

■ ガイドラインの概要

○　本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年４月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。

○　本ガイドラインにより債権者（金融機関等）との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な倒産手続による不利益（信用情報への登録など）を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。

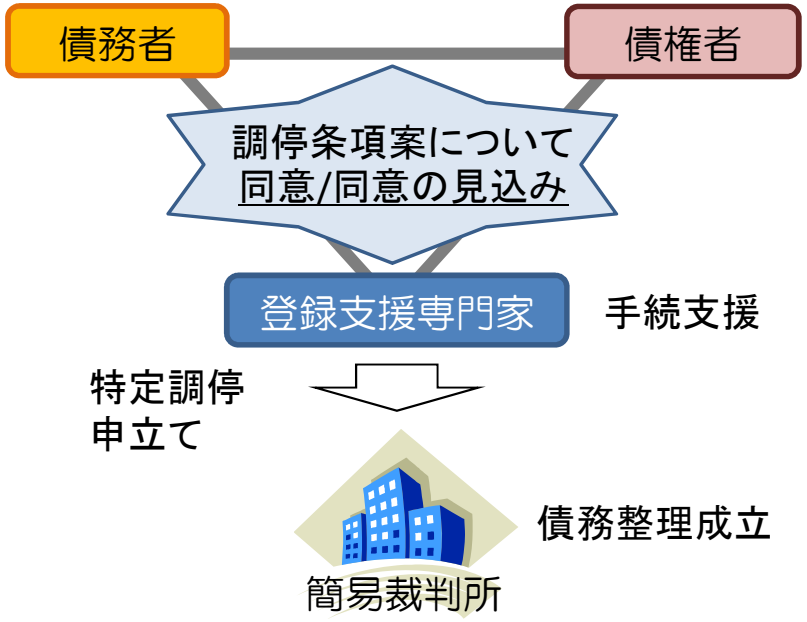

■ ガイドラインによる債務整理のメリット

○　被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部（運用上の目安 500万円）を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。

○　破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。

○　国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

資料６－８－２

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

平成 27 年 12 月

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会名簿（平成27年12月）

＜委員＞　（敬称略、五十音順）

石毛　和夫　ほくと総合法律事務所　パートナー　弁護士
伊藤　眞　日本大学大学院法務研究科　客員教授
井上　浩一　日本公認会計士協会　常務理事
今井　英夫　城北信用金庫　審査部長
上西　左大信　日本税理士会連合会　常務理事・調査研究部長
大内　力　茨城県信用組合融資管理部　理事部長
奥芝　努　北洋銀行経営企画部　副部長
加藤　正敏　日本商工会議所　中小企業振興部長
金丸　哲也　農林中央金庫　総合企画部長
小足　一寿　信託協会　業務委員長・三井住友信託銀行　執行役員業務部長
古賀　秀敏　住宅金融支援機構　債権管理部長
小林　信明　長島・大野・常松法律事務所　パートナー　弁護士
園尾　隆司　西村あさひ法律事務所　オブカウンセル　弁護士
高梨　晴雄　日本政策金融公庫　国民生活事業本部　管理企画部長
高三　和之　クレディセゾン　クレジット事業部長兼債権管理部長
竹下　慶之　日本信用情報機構　経営企画部長
田中　成幸　千葉銀行　業務集中部長
谷　英樹　日本弁護士連合会　事務次長
田村　義弘　商工組合中央金庫　審査第三部部長
鴇澤　省一　日本不動産鑑定士協会連合会　常務理事・調査研究委員長
座　長：富永　浩明　富永浩明法律事務所　弁護士
平子　勝介　全国銀行協会　委員会室長・みずほフィナンシャルグループ　全銀協会長行室長
本多　英一　全国商工会連合会　企業支援部長
前島　浩　全国農業信用基金協会協議会　常務理事
前田　晃宏　全国信用保証協会連合会　事務局長
増田　豊　全国銀行個人信用情報センター　所長
松尾　幸太郎　みなと協和法律事務所　弁護士
松信　元　シー・アイ・シー　執行役員経営企画部長
三上　幸孝　日本自動車リース協会連合会　副事務局長
村山　由香里　アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー　弁護士
八木　直人　日本貸金業協会　会員業務部長
山田　周一　リース事業協会法制委員会　委員長
米田　豊　山田債権回収管理総合事務所　取締役営業副本部長
渡部　勝　全国労働金庫協会　経営企画部長

＜オブザーバー＞

石坂　弘秋　厚生労働省労働基準局勤労者生活課　労働金庫業務室長
伊野　彰洋　金融庁監督局　総務課長
今井　祐子　最高裁判所事務総局　民事局付
大津　俊哉　財務省大臣官房　政策金融課長
菊川　人吾　経済産業省中小企業庁事業環境部　金融課長
齋藤　克仁　日本銀行金融機構局　総務課長
千葉　信義　国土交通省住宅局総務課　民間事業支援調整室長
筒井　健夫　法務省民事局　民事法制管理官
山口　靖　農林水産省経営局　金融調整課長

＜事務局＞

小岱　朗　みずほ銀行ローン業務開発部業務管理室　室長
事務局長：辻　松雄　全国銀行協会　事務局長兼企画部長

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

はじめに

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、地震や暴風、豪雨等による様々な自然災害が発生している。将来的にも、このような自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローン等を借りている個人事業主が、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられる。

かかる債務者への適切な対応は、自然災害からの着実な復興のために極めて重要な課題であり、東日本大震災に関して策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に係る対応を通じて得られた経験等も踏まえ、新たな債務整理の枠組みが望まれている。

このような状況の中、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、債務整理を行う場合の指針となるガイドラインを取りまとめることを目標として、本年９月「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関等団体の関係者等や、学識経験者らの議論を踏まえ、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

１．目的

本ガイドラインは、本研究会の設置（本年９月２日）後に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた自然災害（以下、特段の断りがない限り、「災害」という。）の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者（主として金融債務に係る債権者）と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

２．債務整理の準則

⑴ 本ガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関等団体、日本弁護士連合会、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている。

⑵「対象債権者」（特定調停手続により本ガイドラインに基づく債務整理が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者として第３項⑵に定める者をいう。以下同じ。）は、この準則による債務整理に誠実に協力する。

⑶ 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。

⑷ 本ガイドラインに基づく債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

３．対象となり得る債務者及び債権者

⑴ 次のすべての要件を備える個人である債務者は、本ガイドラインに基づく債務整理を申し出ることができる。

① 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが災害の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。

② 弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む。）を対象債権者に対して適正に開示していること。

③ 災害が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。

④ 本ガイドラインに基づく債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。

⑤ 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。

⑥ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。

⑦ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 252 条第１項（第 10 号を除く。）に規定する免責不許可事由がないこと。

⑵ 対象債権者の範囲は、金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農

業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社及び債権回収会社並びに信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社（以下「保証会社等」という。））とする。ただし、本ガイドラインに基づく債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むこととする。

(3) 対象債権者は、対象債務者に対して保証付き貸付を行っている場合、代位弁済受領前においては、保証会社等に対する適宜の情報提供その他本ガイドラインに基づく債務整理の円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 登録支援専門家の登録

(1) 本ガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、次に掲げる各団体は、債務者及び債権者のいずれにも利害関係を有しない中立かつ公正な立場で本ガイドラインに基づく手続を支援する者として、弁護士、公認会計士、税理士及び不動産鑑定士の専門家（以下「専門家」という。）の登録を行うこととする。

① 日本弁護士連合会及び弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 31 条に規定する弁護士会

② 日本公認会計士協会及び各地域会

③ 日本税理士会連合会及び各税理士会

④ 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び各不動産鑑定士協会

(2) 本項(1)の登録を受けた専門家（以下「登録支援専門家」という。）は、以下の業務を行う。ただし、第８項(1)の調停条項案（調停条項案と関連して作成される資料も含む。以下同じ。）が債務の減免を要請する内容を含む場合における以下の④から⑥までの業務は、弁護士法第８条の登録を有する登録支援専門家である場合に限り行うことができるものとする。

① 第６項(1)の債務整理の申出の支援

② 第６項(2)の債務整理の申出に必要な書類の作成及び提出の支援

③ 第８項(1)の調停条項案の作成の支援

④ 第８項(1)の調停条項案の作成に係る利害関係者間の総合調整の支援

⑤ 第８項(1)の調停条項案の対象債権者への提出及び同項(7)の調停条項案の対象債権者への説明等の支援

⑥ 第９項(1)の申立てに係る必要書類の作成及び特定調停の申立て後当該特定調停手続の終了までの手続実施の支援

(3) 本項(1)に規定する各団体は、登録支援専門家に係る登録申請を受理した場合、業務の経験年数その他の基準に照らしてこれを審査した上で登録を行うこと

とし、登録を行った者について以下に掲げる事項を記載した支援専門家登録簿を作成し、公衆の縦覧に供するものとする。

① 氏名（法人所属であっても個人名により登録する。）

② 事務所又は営業所の名称及び所在地並びに連絡先

(4) 本項(1)に規定する各団体は、本項(3)に規定する支援専門家登録簿を作成したときは、それぞれ、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会又は公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を通じて、一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関（以下「運営機関」という。）に送付する。また、支援専門家登録簿の内容に変更があったときも同様とする。

５．登録支援専門家の委嘱

(1) 第６項(1)に基づく債務整理の申出を行おうとする債務者（以下「対象債務者」という。）は、対象債権者のうち、当該対象債務者に対して有する債権（本ガイドラインに基づく債務整理の対象にしようとするものに限る。）の元金総額が最大の者（以下「主たる債権者」という。）に対して、本ガイドラインに基づく手続に着手することを申し出ることとし、当該主たる債権者は、当該手続着手の申出を受け付けてから 10 営業日以内に、本ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うこととする。この場合、主たる債権者は、当該対象債務者が第３項(1)に規定する要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならず、不同意を表明する場合にはその理由を当該書面に明記しなければならない。

(2) 本項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該書面を添付して、登録支援専門家を委嘱することを依頼する。当該各団体は、登録支援専門家の中から、対象債務者及び対象債権者のいずれにも利害関係を有しない適当な者を運営機関に推薦し、運営機関は、当該推薦を踏まえて速やかに登録支援専門家の委嘱を行う。

(3) 本項(2)により委嘱を受けた登録支援専門家は、委嘱を受けた日から３営業日以内に、委嘱の事実を証する書面を添付して、委嘱を受けた旨を対象債務者に通知する。

(4) 対象債務者及び対象債権者は、登録支援専門家による前項(2)に規定する業務の遂行について、正当な理由なく業務が遅滞する場合その他業務遂行に当たり不適切な事由が認められる場合に限り、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該登録支援専門家以外の登録支援専門家の再委嘱を求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。

(5) 対象債務者又は対象債権者は、本項(2)により委嘱された登録支援専門家（本

項(4)により再委嘱された登録支援専門家を含む。以下同じ。)と協議の上、前項(1)に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該登録支援専門家に加えて、異なる専門家を登録支援専門家として委嘱するよう求めることができる。この場合の手続は、本項(2)及び(3)に準ずるものとする。

6. 債務整理の開始等

(1) 第5項(1)の同意書面を受領した対象債務者は、全ての対象債権者に対して、本ガイドラインに基づく債務整理を書面により同一の日に申し出る。なお、当該書面には、第5項(3)により取得した登録支援専門家の委嘱の事実を証する書面を添付することとする。

(2) 対象債務者は、本項(1)の本ガイドラインに基づく債務整理の申出と同時に又は申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類(以下「必要書類」という。)を提出する。なお、対象債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、登録支援専門家を経由して行うことができ、この場合、登録支援専門家は、第5項(3)の通知後、速やかに当該申出及び必要書類の提出を行うこととする。

(3) 本項(1)の申出があった時点から、第7項に定める一時停止の期間が開始するものとする。

(4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、事前に登録支援専門家と協議の上、本ガイドラインに基づく債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、対象債務者、登録支援専門家及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、調停条項案に同意することを義務付けられるものではない。

① 対象債務者が第3項(1)の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合

② 対象債務者が第7項(1)①又は②に違反したことが判明した場合

③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合(ただし、申出の翌日から起算して 45 日を経過した場合にはこの限りでない。)

(5) 本ガイドラインに基づく債務整理は、次に掲げる日のいずれか最も早い日に終了するものとする。

① 本項(1)の申出があった日から6か月を経過した日(対象債務者が、全ての対象債権者の同意を得て別途の日を定めた場合には、当該同意により定められた日(この場合、対象債務者は全ての対象債権者及び登録支援専門家に対し

て変更後の債務整理の終了日を書面により通知する。）。また、第９項(1)に規定する特定調停の申立てが行われた後は、当該特定調停手続が終了した日）

② 対象債務者が本ガイドラインに基づく債務整理を取り下げる旨の書面を全ての対象債権者に発送した日

③ 対象債権者による、本項(4)に規定する異議を述べた書面が対象債務者、登録支援専門家及び他の全ての対象債権者に到達した日

④ 対象債務者が第８項(9)に規定する債務整理の不成立についての書面を全ての対象債権者に発送した日

７．一時停止

(1) 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と対象債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項(1)の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。

① 対象債務者は、通常の生活又は事業過程によるもののほか、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。

② 対象債務者は、一部の対象債権者に対する弁済（代物弁済を含む。以下同じ。）や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。

③ 対象債権者は、一時停止が開始した日における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における対象債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社等による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社等は、本項の規定を遵守するものとする。

(2) 一時停止の期間は、本ガイドラインに基づく債務整理が終了した日までとする。

(3) 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

8．調停条項案の作成及び提出

(1) 対象債務者は、第６項(1)の申出から3か月以内（ただし、本項（2）②に定める調停条項案とする場合には4か月以内）に、調停条項案を作成の上、登録支援専門家を経由して、全ての対象債権者に提出する。ただし、対象債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、調停条項案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、調停条項案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。

(2) 調停条項案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 対象債務者が非事業者（住宅ローン等の債務者）又は本項（2）②に該当しない個人事業主である場合

イ 調停条項案については、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

a 債務の弁済ができなくなった理由（災害による影響の内容を含む。）

b 財産の状況（財産の評定は、対象債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。）

c 債務弁済計画（原則5年以内）

d 資産の換価・処分の方針

e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある対象債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する調停条項に基づく弁済の総額は、対象債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない対象債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該対象債務者が第６項(1)による申出の時点において保有する全ての資産（破産法第 34 条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産（いわゆる「自由財産」）及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。）を処分・換価して（処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。）、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行

い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする（ただし、債権額 20 万円以上（ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。）の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。）。なお、本項(2)①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある対象債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 対象債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 調停条項案については、本項(2)①イに定める各事項に加え、対象債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

ａ 事業見通し（売上・原価・経費）

ｂ 収支計画

ｃ 災害発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、第９項(1)の申立てによる特定調停成立日の属する年の翌年から概ね5年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

(3) 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、対象債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを調停条項案の内容とする。

① 調停条項案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第９項(1)の申立てによる特定調停手続の中で確定した調停条項に従った弁済期間中に、第３項に定める要件（ただし、同項(1)④及び⑤を除く。）のいずれかを充足しないことが判明した場合又は本項(3)①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除や期限の猶予の合意にかかわらず、債務額全額を直ちに支払うことに予め同意すること。

(4) 調停条項案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(5) 対象債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場

合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人（ただし、個人に限る。以下同じ。）に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、災害による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに調停条項案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

(6) 対象債務者は、登録支援専門家の支援を受けて、本項(1)の調停条項案の提出前に、対象債権者等との事前協議を行い、対象債権者から調停条項案への理解を得るよう努めることとする。

(7) 対象債務者は本項(1)の調停条項案の提出後、全ての対象債権者に対して、調停条項案の説明、質疑応答及び意見交換（以下「調停条項案の説明等」という。）を同日中に行う。なお、調停条項案の説明等は書面の交付により行うことができ（ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。）、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、対象債務者は、必要に応じて、登録支援専門家に調停条項案の説明等の支援を求めることができる。

(8) 対象債権者は、本項(7)の調停条項案の説明等がなされた日から1か月以内に（ただし、必要があるときは、対象債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。）、対象債務者及び登録支援専門家に対して、調停条項案にかかる同意あるいは同意の見込みの旨又は不同意の旨を書面により回答することとし、登録支援専門家はその結果をとりまとめ、速やかに全対象債権者に通知することとする。

(9) 調停条項案に対して、本項(8)に定める期間内に対象債権者の全ての同意又は同意の見込みが得られず、かつ調停条項案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意又は同意の見込みが得られないときは、本ガイドラインに基づく債務整理は不成立となる。この場合、対象債務者は、登録支援専門家を経由して、全ての対象債権者に対して債務整理の不成立について書面で通知する。

９．特定調停の申立て

(1) 本ガイドラインに基づく債務整理に当たっては、特定調停手続を利用することと

し、全ての対象債権者から第８項(8)の同意あるいは同意の見込みを得た対象債務者は、簡易裁判所に対し、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）第３条第１項に基づき特定債務等の調整に係る調停の申立てを行うこととする。

(2) 本項(1)の申立てによる特定調停手続が終了した場合、対象債務者は、裁判所から調停成立調書その他特定調停手続が終了したことを証する書面を入手するとともに、登録支援専門家に対して、当該特定調停手続が終了したことを証する書面の写しを付して速やかにその結果を通知することとする。

10. その他

(1) 対象債権者、対象債務者及び登録支援専門家は、調停条項案の作成に当たっては、対象債務者による初期延滞のみをもって期限の利益を喪失させるものとはしないなど、本ガイドラインの趣旨を尊重したものとするよう努めることとする。

(2) 本ガイドラインに基づく債務整理を行った対象債務者について、対象債権者は、当該対象債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報（代位弁済に関する情報を含む。）を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。

(3) 本ガイドラインに基づく債務整理を円滑に実施するため、金融機関等の債権者及び各関係団体等は、所要の態勢整備や制度の周知に取り組むこととし、本ガイドラインは、平成 28 年４月１日から適用を開始することとする。

(4) 本ガイドラインの運用に関わる事項であって、本ガイドライン及び別途定めるＱ＆Ａ に定めのない事項については、別途、東日本大震災に関連して策定・公表された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（平成 23 年 7 月）」の運用を参考とする。

(5) 本ガイドラインの改訂は、本研究会が本年 12 月に設置した「自然災害債務整理ガイドライン運用等検討小委員会」の発案を受けて、本研究会が行う（ただし、本研究会が委任した一定の事項については同小委員会において行うこともできる。）。

（以上）

資料６－８－３

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の債務整理成立までの流れ

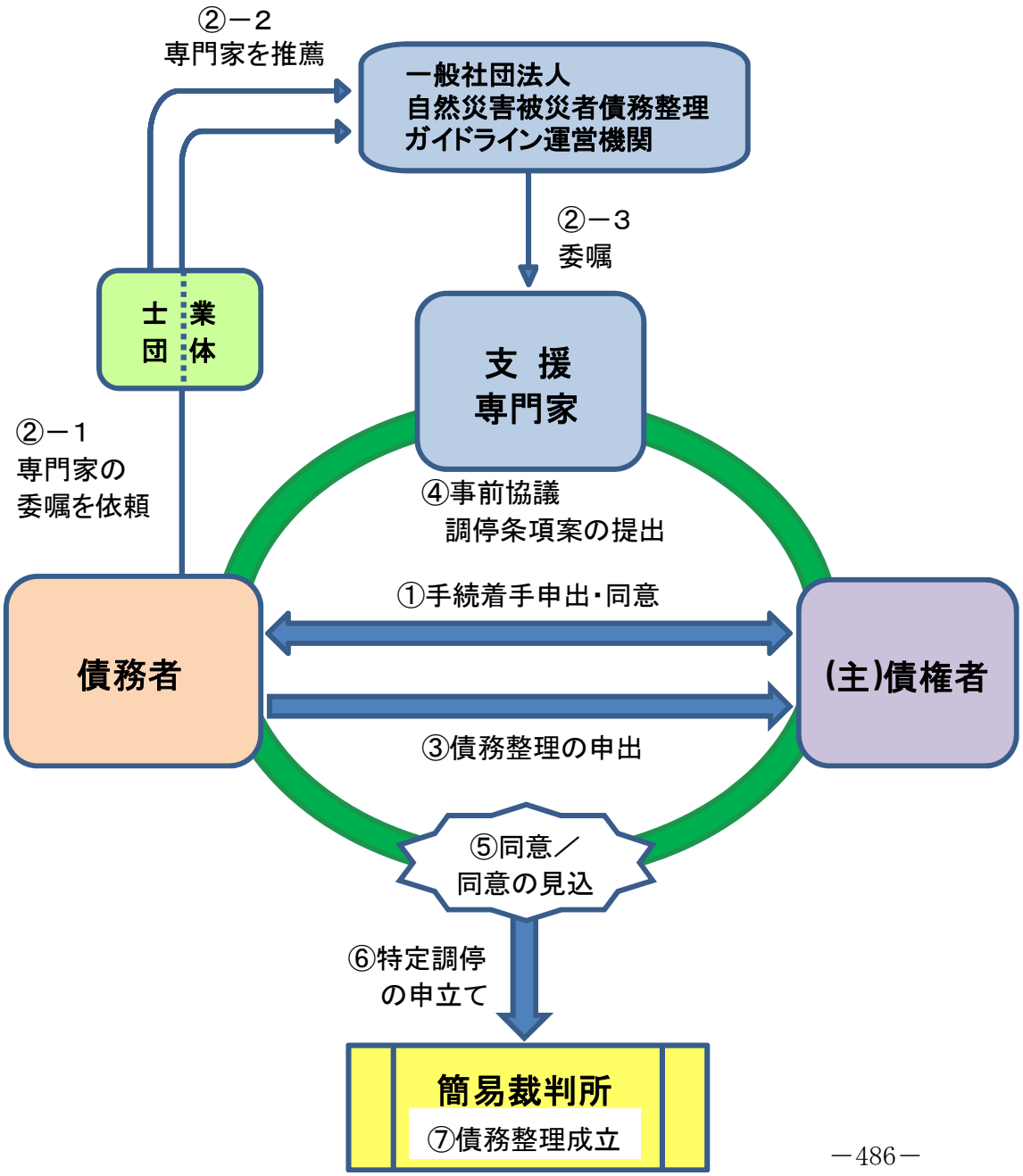

①債務者は、主たる債権者に債務整理の着手の申出を行い、着手への同意を取得。

②着手の同意を得た債務者は、各士業団体（弁護士会等）を通じて運営機関に対し、登録支援専門家※の委嘱を依頼。

※中立かつ公正な立場から手続支援を行う者

③債務者は、全対象債権者に対して、債務整理を書面により申出。

④債務者は、対象債権者と事前協議を行った上で、登録支援専門家を経由して、調停条項案を全対象債権者に提出し、調停条項案を説明。

⑤対象債権者は調停条項案への同意（同意の見込み）又は不同意を書面により回答。

⑥調停条項案に対する全対象債権者の同意（同意の見込み）を得た債務者は、簡易裁判所に対して特定調停を申立て。

⑦特定調停において、債務整理が成立。

資料６－９－１　　消費者基本計画工程表（抄）

３　適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	ＫＰＩ
（２）商品・サービスに応じた取引の適正化	③詐欺的な事案に対する対応	＜無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案への対応＞ ・無登録業者等に係る情報収集・分析 ・その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第 187 条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第 192 条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行うほか、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表【金融庁】					（イ）無登録業者等に係る情報収集・分析の状況（件数） （ロ）禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況（件数） （ハ）金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分（件数）
		＜詐欺的商法による新たな消費者被害への対応＞ ・政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発出等 【金融庁】					
		（KPI の現状）※平成 28 年度 （イ）無登録業者等に関して寄せられた情報件数：29,160 件（平成 27 年度：32,270 件） （ロ）禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出件数：１件（平成 27 年度：３件） （ハ）金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分件数：14 件（平成 27 年度：０件）					
	④投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】					投資型クラウドファンディング業者の登録件数
		（KPI の現状）※平成 28 年度 投資型クラウドファンディング業者の登録件数：19 社（平成 27 年度：４社）					
	⑤金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】	法令改正を踏まえた、プロ向けファンドに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】				プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分の実施状況（件数）
		（KPIの現状）※平成28年度 プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分件数：513件					

３　適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	ＫＰＩ
（２）商品・サービスに応じた取引の適正化	⑥不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用		改正不動産特定共同事業法に関する政省令の整備・監督指針等の充実【国土交通省・金融庁】	改正不動産特定共同事業法の適切な運用【国土交通省・金融庁】			改正不動産特定共同事業法に関する制度の整備・運用状況
	⑦サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」における審議【金融庁】 事務ガイドライン改正等に係る検討【金融庁】	法案国会提出【金融庁】 改正資金決済法の施行準備【金融庁】 事務ガイドライン改正・適用等【金融庁】	改正資金決済法の適切な運用【金融庁】 事務ガイドラインの適切な運用等【金融庁】			法令及び事務ガイドライン等の見直しや改訂の実施状況
		（KPIの現状） 「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立し、平成28年６月に公布され、平成29年４月に施行された。また、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年８月に事務ガイドラインの改正を行った（改正日から適用開始）ところであり、その適切な運用を行っている。さらに、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、被害の未然防止に向けた注意喚起を行った。					

３　適正な取引の実現

<table>
<tr><th></th><th>施策名</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>ＫＰＩ</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（２）商品・サービスに応じた取引の適正化</td><td rowspan="2">⑧仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備</td><td colspan="5">仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備【金融庁】
仮想通貨交換業について、制度等の周知を含め、利用者保護の観点等から整備された規制の適切な運用【金融庁】</td><td>仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備・運用状況</td></tr>
<tr><td colspan="6">（KPI の現状）
仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制及び利用者保護のための観点からの各種規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成 28 年５月成立、同年６月公布）及び「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」等の関係法令等が平成 29 年４月に施行された。</td></tr>
</table>

３　適正な取引の実現

（２）商品・サービスに応じた取引の適正化

③　詐欺的な事案に対する対応

無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。

詐欺的商法による新たな消費者被害への対応において、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を引き続き積極的に実施する。また、当該業者のうち、適格機関投資家等特例業務届出者については、業務廃止命令等の行政処分（平成28年３月１日以降の行為に限る。）を行うとともに、その他の業者については引き続き警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。【金融庁】

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

平成28年度において、証券取引等監視委員会では、無登録業者及び悪質なファンド業者による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止命令等の申立てを１件（平成27年度は３件）行った。また、金融庁では、金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対して行政処分を14件（うち13件に対する行政処分の端緒は証券取引等監視委員会の検査によるもの）行ったほか、無登録で金融商品取引業等を行っている者73先（平成27年度は154先）に対して警告書を発出した。（無登録で金融商品取引業等を行っている者73先の内訳：無登録業者60先（平成27年度は131先）、適格機関投資家等特例業務届出者13先（平成27年度は23先））【金融庁】

④　投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備

投資型クラウドファンディングの利用促進及び投資者保護のための必要な措置を講ずるために平成26年５月に成立、平成27年５月に施行された改正金融商品取引法に基づき、引き続き、投資者保護の観点から、必要に応じ、監督上の対応を行うなど、適切に対応を行う。【金融庁】

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

平成27年５月に関係政令・内閣府令等を公布の上、同月下旬、改正法が施行された。【金融庁】

⑤　金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し

金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」において、投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）をめぐる制度の在り方などの課題について検討し、適格機関投資家

等特例業務（プロ向けファンド）の制度の見直し及び検査・監督体制の強化を検討する。【金融庁】

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）の制度見直しに係る金融商品取引法の改正法が第189回国会で成立し、平成27年６月に公布された。平成28年２月に関係政令・内閣府令等を公布の上、同年３月、改正法が施行された。また、平成28年度機構・定員要求により、定員が増員し、検査・監督体制が強化された。【金融庁】

⑥　不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用

改正不動産特定共同事業法について、適切に投資家保護が図られるよう、政省令の整備・監督指針の充実等を行う。【国土交通省・金融庁】

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

不動産投資市場政策懇談会の下に設置された制度検討ワーキング・グループにおいて、不動産特定共同事業に関する制度の在り方について検討を行い、平成28年９月に当懇談会にて報告書が取りまとめられ、「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第46号）が、193回国会で成立し、平成29年６月に公布された。【国土交通省・金融庁】

⑦　サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備

サーバ型電子マネーが詐取される被害の予防及び救済に向けた取組を促すため、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年８月に改正した事務ガイドライン（改正日から適用開始）の適切な運用を行う。【金融庁】

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、サーバ型電子マネー発行者の加盟店管理義務等について審議・検討を行い、平成27年12月に報告書が取りまとめられ、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立し、平成28年６月に公布、平成29年４月に施行された。また、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年８月に事務ガイドラインの改正を行った（改正日より適用開始）ところであり、その適切な運用を行っている。さらに、電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、被害の未然防止に向けた注意喚起を行った。【金融庁】

⑧　仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備

仮想通貨と法定通貨の交換業者について、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制を導入するとともに、利用者保護の観点からの規制を通じて利用者の信頼

を確保するための所要の制度整備を行い、制度等の周知を含め、整備された制度に基づき適切に運用する。【金融庁】

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する制度の在り方について審議・検討を行い、平成 27 年 12 月に報告書が取りまとめられ、仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制の導入を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 62 号）が第 190 回国会で成立し、平成 28 年６月に公布された。

その後、同法施行に向け、仮想通貨交換業者に関する内閣府令案及び事務ガイドライン案の新設を含む政令・内閣府令等案に係るパブリックコメント手続を行い（平成 28 年 12 月 28 日～平成 29 年１月 27 日）、平成 29 年４月に施行された。【金融庁】

３　適正な取引の実現

<table>
<tr><th></th><th>施策名</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>ＫＰＩ</th></tr>
<tr><td rowspan="4">（４）詐欺等の犯罪の未然防止、取締り</td><td rowspan="2">①特殊詐欺の取締り、被害防止の推進</td><td colspan="5">架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、犯行ツール対策の推進【警察庁】
特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】
特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】
金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】</td><td>特殊詐欺の取締り状況</td></tr>
<tr><td colspan="6">（KPIの現状）※平成28年の取締り状況（暫定値）
・架空請求詐欺：検挙件数：1,149件（前年比30件増）、検挙人員　：743人（前年比19人減）
・金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数：396件（前年比33件減）、検挙人員：165人（前年比174人減）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応</td><td colspan="5">金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】
金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】
※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。</td><td>「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等</td></tr>
<tr><td colspan="6">（KPIの現状）※平成28年３月末時点
・ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭが全体のＡＴＭに占める割合：94.6%（前年比1.6ポイント増）
・生体認証機能付ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭが全体のＡＴＭに占める割合：49.5%（前年比0.4ポイント増）
・ＩＣキャッシュカード導入済金融機関：88.1%（前年比増減なし）
・生体認証機能付ＩＣキャッシュカード導入済金融機関：21.4%（前年比0.6ポイント増）
・個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：99.2%（前年比2.3ポイント増）
・法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：96.3%（前年比4.6ポイント増）</td></tr>
</table>

３　適正な取引の実現

（４）詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

①　特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。

様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。【警察庁】

金融機関に対し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止に向けた金融機関の取組をより一層促進する。【警察庁、金融庁】

また、同様の観点から、金融機関における振り込め詐欺への対応状況の検証を行う。

金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。【金融庁】

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

政府広報を活用した注意喚起を始め、地方公共団体や関係機関、団体などと連携して、あらゆる媒体や機会を活用した複合的な防犯指導、広報啓発を行い、犯行手口や予防対策を分かりやすい周知に努めている。

金融機関職員を対象とした声掛け訓練を実施するなど、金融機関窓口での声掛けの徹底を要請するとともに、警察への通報依頼を推進するなど、金融機関職員等による被害の水際阻止が行われるよう働き掛けている。

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを推進している（平成28年の取締り状況・・・架空請求詐欺：検挙件数1,149件、検挙人員743人（前年：検挙件数1,119件、検挙人員762人）　金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数396件、検挙人員165人（前年：検挙件数429件、検挙人員339人））。

また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進している。【警察庁】

預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等については、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにおいて公表した（平成28年度においては、１月、４月、７月、10月）。【金融庁】

④　偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

偽造キャッシュカード等（偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング）による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。【金融庁、警察庁】

また、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ（偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への対応状況の検証）し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。【金融庁】

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況を、金融庁ウェブサイトにおいて公表（平成27年５月、８月、10月及び12月並びに平成28年３月、６月、９月及び12月）するとともに、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査を実施し、金融庁ウェブサイトにおいて公表した（平成27年８月及び平成28年８月）。

「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策（インターネットバンキング対策も含む。）や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行った（平成27年４月）。【金融庁】

偽造キャッシュカード等によりＡＴＭから現金を払い出す事案が依然として発生していることから、キャッシュカード等の磁気情報を不正に入手される可能性がある場所に対して、防犯指導を行うよう都道府県警察に指示した（平成28年３月）。【警察庁】

４　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

<table>
<tr><th></th><th>施策名</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>ＫＰＩ</th></tr>
<tr><td rowspan="3">（２）消費者教育の推進</td><td rowspan="2">①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進</td><td colspan="5">消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進
【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】</td><td rowspan="2">消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁等連絡会議等を開催【消費者庁、関係省庁等】</td></tr>
<tr><td colspan="6">（KPIの現状）
消費生活に関する意識調査で消費者市民社会の認知度を調査（平成29年２月～３月実施）。
消費者市民社会という言葉を「知っていた」と回答した者：33.2%</td></tr>
<tr><td></td><td>⑥学校における消費者教育の推進</td><td colspan="5">小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の周知・徹底、改訂に向けた検討等）【文部科学省】
大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】
消費者教育等に関する各教科等横断的なプログラムの開発に係る実践研究及びその成果の普及。大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【文部科学省】
副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】</td><td>（イ）全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数
（ロ）大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合
（ハ）担当省庁による支援の状況
（ニ）消費者教育フェスタの参加者の満足度増加
（ホ）教材の配布・活用状況</td></tr>
</table>

４　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	ＫＰＩ
（２）消費者教育の推進	⑥学校における消費者教育の推進		成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化　【消費者庁、文部科学省】 高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け教材を作成 ・作成した教材の計画的な配布 ・効果的に活用（アクティブ・ラーニングの視点からの手法等も検討） 消費者教育推進に向けた人材開発のため、鳴門教育大学への専門家派遣【消費者庁】 小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成 大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用を推進【消費者庁、文部科学省】 ・消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等 ・学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進 ・学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援【消費者庁、文部科学省】				（へ）国民生活センターにおける教員向け研修の実施状況 （ト）消費者教育コーディネーターの配置・学校との連携状況
		(KPIの現状) （イ）全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成27年度実績） 小学校：141人（平成26年度：138人）、中学校：137人（平成26年度：142人）、高等学校：108人（平成26年度：114人） （ロ）学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合：56.2%（平成26年度）（平成25年度：49.9%） （ハ）※平成28年度 ・関係団体と連携した大学での授業の実施：８大学（平成27年度：５大学）（金融庁） ・1,464件の講座を開催。（総務省） （ニ）消費者教育フェスタ参加者の満足度：98.7%（平成27年度）（平成26年度平均：99.5%） （ホ）成年年齢引下げに向けた環境整備のための教材の作成 （ヘ）教員を対象とした消費者教育講座１コース実施（参加者：47人） （ト）※平成28年４月１日時点 コーディネーター配置状況：14都道府県97市区町村等（平成26年度：11都道府県78市区町村等）					

４　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	ＫＰＩ
（２）消費者教育の推進	⑦地域における消費者教育の推進	地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。【消費者庁】 地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。【消費者庁】 教育委員会を通じた地域における消費者教育（取組実態調査の実施等）【文部科学省】 関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】 消費者教育の指導者用啓発資料の作成【文部科学省】	消費者教育の指導用啓発資料の配布・活用【文部科学省】 消費者市民社会の普及のための啓発資料を作成・配布【消費者庁】				（イ）各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 （ロ）全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 （ハ）コーディネーター育成状況 （ニ）消費生活サポーター数 （ホ）教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合 目標：25 年度 調査結果 39.9%からの増加 （ヘ）担当省庁による支援の状況 （ト）パンフレットの配布・活用状況

（KPIの現状）
（イ）※平成28年度
消費者教育推進計画策定数：44都道府県（平成27年度：33都道府県）
消費者教育推進地域協議会設置数：45都道府県（平成27年度：42都道府県）
（ロ）全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成27年度実績）
小学校：141人（平成26年度：138人）、中学校：137人（平成26年度：142人）、高等学校：108人（平成26年度：114人）
（ハ）※平成28年４月１日時点
コーディネーター配置状況：14都道府県97市区町村等（平成26年度：11都道府県78市区町村等）
（ニ）※平成28年４月１日時点
消費生活サポーター配置状況：30都道府県117市区町村等（平成26年度：28都道府県103市区町村等）
（ホ）平成28年度版は調査中
（ヘ）※平成28年度
・地域で開催される講座等への講師派遣：744回（平成27年度：730回）（金融庁）
・消費者セミナー：77回（平成27年度：57回）、独占禁止法教室：196回（平成27年度：164回）、一日公正取引委員会：８回（平成27年度：８回）（公正取引委員会）
・各地の消費者教育講座への講師（職員）派遣：11回（平成27年度：15回）（消費者庁）
・1,464件（平成27年度：2,114件）の講座を開催。（総務省）
（ト）消費者市民社会普及のための啓発資料の作成について検討中。

４　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

<table>
<tr><th></th><th>施策名</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>ＫＰＩ</th></tr>
<tr><td rowspan="2">（２）消費者教育の推進</td><td rowspan="2">⑪金融経済教育の推進</td><td colspan="5">・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施
・各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用
・金融経済教育用教材の作成・配布
・学校や地域で開催される講座等への講師派遣
・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施
【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】</td><td rowspan="2">（イ）関係団体等と連携した金融経済教育の推進状況
（ロ）学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況</td></tr>
<tr><td colspan="5">（KPIの現状）※平成28年度
（イ）
・シンポジウムの開催：６回（平成 27 年度：５回）
・関係団体と連携した大学での授業の実施：８大学（平成 27 年度：５大学）
（ロ）講座等への講師派遣：1,048回（平成27年度：959回）</td></tr>
</table>

４　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

（２）消費者教育の推進

①　消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進

消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動を推進する。

消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

また、環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁連絡会議等を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

＜平成 27 年度～平成 28 年度の実績＞

消費生活に関する意識調査（平成 29 年２月～３月実施）で消費者市民社会の認知度について調査を実施した（消費者市民社会という言葉を「知っていた」と回答した者：21.5%）。また、消費者市民社会の認知度を高めるため、消費者市民社会ＷＴを立ち上げ、消費者市民社会普及のための啓発資料の作成について検討した。【消費者庁】

消費者教育推進会議（平成 27 年９月）において、文部科学省における消費者教育の実施状況についてヒアリングを実施した。【文部科学省】

⑥　学校における消費者教育の推進

１）小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の審議を踏まえ小中学校学習指導要領は平成28年度に改訂し、高等学校学習指導要領については平成29年度中に改訂予定（小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面実施、高等学校は平成34年度入学生から年次進行で実施する予定）。【文部科学省】

２）大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。【消費者庁、文部科学省】

３）消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、消費者教育等に関する各教科等横断的プログラムの開発に係る実践研究を実施するとともに、それらの成果の普及を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。【文部科学省】

４）学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】

成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への消費者教育を強化するため、高校生向け教材を作成する。【消費者庁、文部科学省】

高校生向け教材は、「消費者行政新未来創造オフィス」において、その活用方策等を探り、全国において効果的な活用ができるよう努める。【消費者庁】

平成30年度以降、小・中学校における消費者教育充実のための教材の検討・作成を行う。【消費者庁】

消費者教育推進に向けた人材開発のため、鳴門教育大学への専門家派遣を実施する。【消費者庁】

大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用を推進する。【消費者庁、文部科学省】

消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等を行う。また、学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進、学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援する。【消費者庁、文部科学省】

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

平成27年度消費者教育フェスタを東京、大分、岐阜で開催し、高校生・大学生による事例報告や小・中学校において企業によるデモンストレーション授業等を実施した。

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/detail/1368878.htm

平成28年度消費者教育フェスタを徳島、石川、栃木で開催し、各地域における特色ある消費者教育の実践事例発表や、文部科学省の委託事業で実証的共同研究の成果発表等を実施した。【文部科学省】

第２期消費者教育推進会議において、学校における消費者教育の充実方策について検討し、平成28年４月に「学校における消費者教育の充実に向けて」を提案した。また、若年者の消費者教育に関するＷＴを立ち上げ、成年年齢引下げに向けた環境整備の充実のための教材等についても検討した。また、これに関連した若年者向け教材を作成した。【消費者庁】

大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施した（平成27年度：５大学、平成28年度８大学）。【金融庁】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。平成28年度は、1,464件（平成27年度：2,114件）の講座を実施した。また、保護者・教職員を対象にスマートフォンのフィルタリングの内容及び設定について特化した講座を新設するとともに、低年齢層に対応するため、対象年齢の引下げを行い、小学校３年生を対象に含まれることとした。【総務省】

⑦　地域における消費者教育の推進

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。

地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。

「消費者教育の指導者用啓発資料」の活用を図るとともに、全国の教育委員会に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。【文部科学省】

担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者市民社会の理念を明確にしてその普及を図るため、無関心層を対象とした初心者向けパンフレット等を作成し、広く配布及び活用を徹底する。【消費者庁】

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

平成28年３月末までに、消費者教育推進計画は44都道府県（平成27年度：33都道府県）で策定され、消費者教育推進地域協議会は45都道府県（平成27年度：42都道府県）で設置されている。【消費者庁】

平成28年度は、消費者セミナー（消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会に派遣するもの。）を77回（平成27年度：57回）、独占禁止法教室（中・高・大学生に経済活動の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでもらうため、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣するもの。）を196回（平成27年度：164回）、一日公正取引委員会（公正取引委員会の本局及び地方事務所等の所在地以外の都市において、消費者セミナー、独占禁止法教室及び独占禁止法講演会等を１か所で同時に開催するもの。）を８回（平成27年度：８回）開催した。

また、消費者の暮らしと独占禁止法の関わりについて説明した資料を消費者セミナーや独占禁止法教室の出席者に配布した。【公正取引委員会】

平成28年度は、地域で開催される講座等への講師派遣を744回（平成27年度：730回）実施した。ガイドブック等を全国の地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれな

いよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と６か所で共催した（平成27年度：５か所）。【金融庁】

教員や社会教育主事を対象に消費者教育を行う上でのヒントを示し、学校や社会教育での消費者教育の充実を図るため、消費者教育の指導者用啓発資料を作成し、以下の文部科学省のウェブサイトで公開した。

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/detail/1368878.htm【文部科学省】

通信関係団体等と連携しながら、子供たちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒を対象とした啓発講座をe-ネットキャラバンとして全国で実施した。平成28年度は、1,464件（平成27年度：2,114件）の講座を実施した。また、保護者・教職員を対象にスマートフォンのフィルタリングの内容及び設定について特化した講座を新設するとともに、低年齢層に対応するため、対象年齢の引下げを行い、小学校３年生を対象に含めることとした。【総務省】

⑪　金融経済教育の推進

金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。

各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。

金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。

金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

＜平成 27 年度～平成 28 年度の実績＞

消費者教育推進会議において金融経済教育を含む消費者教育の推進について議論した。【消費者庁】

平成 28 年度は、大学生に対し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して８大学で実施した（平成 27 年度：５大学）。

学校や地域で開催される講座等への講師派遣を 1,048 回（平成 27 年度：959 回）実施した。

ガイドブック等を全国の高校等や地方公共団体に配布したほか、一般の方々が金融トラブルに巻き込まれないよう注意を促すことを目的としたシンポジウムを各財務局と６か所で共催した（平成 27 年度：５か所）。

金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談（予防的なガイド）」を平成 26 年に開設し、相談への対応を行っているほか、各財務局と共催した前記シンポジウムや総務省東京総合行政相談所における相談会を開催した。【金融庁】

５　消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

<table>
<tr><th></th><th>施策名</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>ＫＰＩ</th></tr>
<tr><td rowspan="4">（１）被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進</td><td rowspan="3">⑤金融ＡＤＲ制度の円滑な運営</td><td colspan="5">指定紛争解決機関の監督等による金融ＡＤＲ制度の円滑な実施【金融庁】</td><td rowspan="3">指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数）</td></tr>
<tr><td colspan="5">金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化【金融庁】</td></tr>
<tr><td colspan="6">（KPI の現状）※平成 28 年度
苦情処理手続の処理件数：8,375 件（平成 27 年度：8,080 件）
紛争解決手続の処理件数：1,247 件（平成 27 年度：1,036 件）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">⑧「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づく被害者の救済支援等</td><td colspan="5">振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進【金融庁、財務省】</td><td rowspan="2">被害者への返金の状況</td></tr>
<tr><td colspan="6">（KPI の現状）※平成 29 年３月末時点までの累計
被害者への返金額：134 億円（平成 27 年度末までの累計：115 億円）</td></tr>
</table>

５　消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	ＫＰＩ
（１）被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑨多重債務問題改善プログラム（平成19年４月20日多重債務者対策本部決定）の実施	＜多重債務問題改善プログラムの実施＞ ・多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催 【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】 ※関係省庁が十分連携の上、国、地方公共団体及び関係団体が一体となって以下の施策を推進する。 ・丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】 ・借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】 ・多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】 ・ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】					（イ）貸金業者から５件以上無担保無保証借入の残高がある人数 （ロ）多重債務に関する消費生活相談の件数・内容
		（KPI の現状） （イ）貸金業者から５件以上無担保無保証借入の残高がある人数：９万人（平成 27 年度同期：12 万人）（平成 28 年度） （ロ）多重債務に関する消費生活相談の件数・内容：15,028 件（平成 27 年 12 月末時点 17,253 件）（平成 28 年 12 月末時点）					

５　消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

（１）被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

⑤　金融ＡＤＲ制度の円滑な運営

金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関等の連携の強化を図る。【金融庁】

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

平成28年度は、金融トラブル連絡調整協議会を２回開催した（平成27年度：２回）。

平成28年度の苦情処理手続の処理件数は8,375件（平成27年度：8,080件）、紛争解決手続の処理件数は1,247件（平成27年度：1,036件）であった。【金融庁】

⑧　「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す。【金融庁、財務省】

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

振り込め詐欺救済法に基づく被害者への返金制度等について引き続き金融庁ウェブサイトに掲載を行う等、広く一般国民に向けて周知を行った。また、業界団体を通じて、被害が疑われる者に対して金融機関から積極的に連絡する等の取組を促した。平成28年度においては、平成27年度と同様な取組に加え、政府広報ＴＶ番組（平成28年９月）等による更なる周知を行った。【金融庁】

⑨　多重債務問題改善プログラム（平成19年４月20日多重債務者対策本部決定）の実施

多重債務問題の解決のために、次の１）から４）までの取組を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施し、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催してフォローアップを行う。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

１）丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】

２）借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】

３）多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】

４）ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】

＜平成27年度～平成28年度の実績＞

有識者と関係省庁から構成される「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を２回開催（前年：２回）するとともに、多重債務者相談強化キャンペーン２０１６において、各都道府

県における消費者及び事業者向けの無料相談会等の開催、ヤミ金融の利用防止等に係る周知・広報を実施した。【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】

警察庁では、平成28年の生活安全警察の運営重点として、「広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進」等を掲げ、都道府県警察に対して、ヤミ金融事犯の徹底した取締りのほか、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等の推進を指示している。【警察庁】

各都道府県社会福祉協議会において、生活福祉資金貸付制度を実施している。【厚生労働省】

６　国や地方の消費者行政の体制整備

<table>
<tr><th></th><th>施策名</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>29年度</th><th>30年度</th><th>31年度</th><th>ＫＰＩ</th></tr>
<tr><td rowspan="3">（1）国（独立行政法人を含む。）の組織体制の充実・強化</td><td rowspan="3">⑧消費者からの情報・相談の受付体制の充実</td><td colspan="5"></td><td rowspan="3">各窓口での情報・相談の受付・対応状況</td></tr>
<tr><td>受付手段の拡充を検討【消費者庁関係省庁】</td><td colspan="4">各府省庁等が設置する、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の維持・強化【消費者庁、関係省庁等】</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="7">（KPI の現状）
各窓口での情報・相談の受付体制の拡充についての状況は、別表３（179 頁）のとおり。</td></tr>
</table>

６　国や地方の消費者行政の体制整備

（１）国（独立行政法人を含む。）の組織体制の充実・強化

⑧　消費者からの情報・相談の受付体制の充実

消費者からの①商品や役務、事業者等、②所管の法律・制度、③所管法に関わる違反疑い・事例などに関する情報・相談・提案を受け付ける体制を維持・強化して充実に努める（主な窓口は別表３（179 頁）のとおり。）。

また、障害者等の利便性の向上を図る観点から、窓口ごとに受付手段（電話、ＦＡＸ、メール、ウェブサイト受付窓口等）の拡充について検討し、可能なものについて対応する。【消費者庁、関係省庁等】

＜平成 27 年度～平成 28 年度の実績＞

各窓口での消費者からの情報・相談の受付体制について、関係省庁等の状況は別表３（179 頁）のとおり。【消費者庁、関係省庁等】

（別表３）

主な相談等窓口

窓口名称	役割	所管省庁等	電話番号等
消費者ホットライン	身近な消費生活に関する相談窓口（消費生活センター、国民生活センター等）※を案内する。	消費者庁	TEL:188
公益通報者保護制度相談ダイヤル	企業の従業員、民間事業者、行政機関職員等から寄せられる「公益通報者保護法」に関する各種相談を受け付ける。	消費者庁	TEL:03-3507-9262
個人情報保護法質問ダイヤル	民間事業者が守るルールである「個人情報保護法」に関する解釈などについての疑問に答える。	個人情報保護委員会	TEL:03-6457-9849
食の安全ダイヤル	消費者等からの食品の安全性に関する情報提供、質問、意見等を受け付ける。	食品安全委員会	TEL:03-6234-1177 （メール問合せ窓口） https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0001.html
公正取引委員会審査局管理企画課情報管理室	独占禁止法違反被疑事実に関する情報提供について、電話や書面のほか電子申告を受け付ける。	公正取引委員会	TEL:03-3581-5471 電子窓口： http://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html
公正取引委員会 官房総務課	独占禁止法等に関する一般相談について、来訪や電話等による相談を受け付ける。	公正取引委員会	TEL:03-3581-5471
各都道府県警察本部及び警察署の相談窓口	犯罪の未然防止など生活の安全を守るための相談等に応じる。	警察庁	TEL:＃9110 ・警察相談専用電話「＃9110」番 ・各都道府県警察のウェブサイト参照
金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等を一元的に受け付ける。	金融庁	TEL:0570-016811 （ナビダイヤル） TEL:03-5251-6811 （ＩＰ電話） FAX：03-3506-6699 ウェブサイト受付窓口： https://www.fsa.go.jp/opinion/
中小企業等金融円滑化相談窓口	様々な状況に置かれた借り手の相談・要望・苦情に一元的に答える。	金融庁	下記ウェブサイト参照 http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130222-1a.html
ディスクロージャー・ホットライン	金融商品取引法上の開示義務違反等に係る情報を受け付ける。	金融庁	FAX：03-3506-6266 ウェブサイト受付窓口： http://www.fsa.go.jp/receipt/d_hotline/

窓口名称	役割	所管省庁等	電話番号等
証券取引等監視委員会情報提供窓口	証券市場に関する一般投資家等からの情報を受け付ける。	金融庁（証券取引等監視委員会）	TEL:0570-00-3581 （ナビダイヤル） TEL:03-3581-9909 （一部のＩＰ電話等） FAX：03-5251-2136 ウェブサイト受付窓口： https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/
年金運用ホットライン	投資運用業者による疑わしい年金運用等に関する情報を受け付ける。	金融庁（証券取引等監視委員会）	TEL:03-3506-6627 ウェブサイト受付窓口： http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm MAIL：pension-hotline@fsa.go.jp
公認会計士・監査審査会情報受付窓口	公認会計士・監査法人の監査業務に関する情報、公認会計士・監査法人の監査業務以外に関する情報、公認会計士試験の実施に関する情報を受け付ける。	金融庁（公認会計士・監査審査会）	FAX：03-5251-7241 MAIL：cpaaob@fsa.go.jp 下記ウェブサイト参照 http://www.fsa.go.jp/cpaaob/uketuke/01.html
金融モニタリング情報収集窓口	深度あるモニタリングを行う観点から、金融機関に関する情報を収集している。	金融庁	FAX：03-3581-6202 ウェブサイト受付窓口： https://www.fsa.go.jp/kensa/
電気通信消費者相談センター	利用者が電気通信サービスを利用している際のトラブル等について電話による相談を受け付ける。	総務省	TEL:03-5253-5900
農林水産省「消費者の部屋」	農林水産省の所管事項について消費者の相談等を受け付け、情報提供等を行う。	農林水産省	TEL:03-3591-6529 FAX：03-5512-7651 下記ウェブサイト参照 http://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/index.html
経済産業省消費者相談室	経済産業省所管の法律、物資やサービス及び消費者取引について、消費者からの苦情、相談、問合せなどを受け付け、助言や情報提供等を行う。	経済産業省	TEL:03-3501-4657 FAX：03-3501-6202 MAIL：shohisha-soudan@meti.go.jp 下記ウェブサイト参照 http://www.meti.go.jp/intro/consult/consult_01.html#WIN07

窓口名称	役割	所管省庁等	電話番号等
電力・ガス取引監視等委員会相談窓口	電力・ガス・熱の適正取引の確保、ネットワーク部門の中立性確保の観点から、消費者が小売供給契約を結ぶ際のトラブル等や、電気供給事業者間における電力取引に係る契約のトラブル等の解決支援を行う。	経済産業省（電力・ガス取引監視等委員会）	TEL: 03-3501-5725 MAIL： dentorii@meti.go.jp
国土交通ホットラインステーション	国土交通行政に関する要望、意見等を一元的に受け付ける。	国土交通省	下記ウェブサイト参照 http://www.mlit.go.jp/useful/hotline1.html
自動車不具合情報ホットライン	リコール情報等の案内及び、リコールにつながる不具合を早期に発見するため、自動車ユーザーからの不具合情報を受け付ける。	国土交通省	TEL：0120-744-960 下記ウェブサイト参照 http://www.mlit.go.jp/RJ/
ＭＯＥメール	環境政策における意見・提案等を受け付ける。	環境省	下記ウェブサイト参照 http://www.env.go.jp/moemail
法テラス・サポートダイヤル	利用者からの問合せ内容に応じて，法制度に関する情報と，相談機関・団体等（弁護士会，司法書士会，地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を提供する。	日本司法支援センター	TEL: 0570-078374 下記ウェブサイト参照 http://www.houterasu.or.jp/madoguchi_info/index.html

金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

（平成 27 年 10 月 30 日
金融庁訓令第 31 号）

（目　的）

第１条　この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年２月 24 日閣議決定）に即して、法第７条に規定する事項に関し、金融庁職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第２条　職員は、法第７条第１項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ）。

（合理的配慮の提供）

第３条　職員は、法第７条第２項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

（監督者の責務）

第４条　職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前２条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

一　日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深め

させること。

二　障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三　合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

２　監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第５条　職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

（相談体制の整備）

第６条　金融庁は、その職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、相談窓口を、総務企画局総務課に置く。

２　相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

３　第１項の相談窓口に寄せられた相談等は、総務企画局総務課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

４　第１項の相談窓口は、必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。

５　第１項の相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知することとする。

（研修・啓発）

第７条　障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

２　新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

３　前項の内容、回数等の詳細は、総務企画局総務課長が定める。

４　職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

附　則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

（別紙）

金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

第１　不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第２　正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。金融庁においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び金融庁の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

第３　不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第２で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

○　障害を理由に窓口対応を拒否する。
○　障害を理由に対応の順序を後回しにする。
○　障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
○　障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
○　事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

第４　合理的配慮の基本的な考え方

１　障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第２条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、金融庁の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

２　合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第５　過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

３　意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮

を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4　合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5　金融庁がその事務又は事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第５　過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

○　事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
○　実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
○　費用負担の程度

第６　合理的配慮の具体例

第４で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第５で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）

○　段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。

○　配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく教える。

○　目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

○　障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。

○　疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。

○　不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

○　災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例）

○　筆談、読み上げ、手話（社会福祉団体の手話通訳者による対応が可能な場合等）などのコミュニケーション手段を用いる。

○　会議資料等について、必要に応じ点字、拡大文字等を使用する。また、点字、拡大文字等による資料を使用する場合には、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意する。

○　障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、必要に応じ読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）等で提供する。

○　意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。

○　駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

○　書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代筆や代読といった配慮を行う。

○　比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。

○　障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

○　会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。

○　会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

（ルール・慣行の柔軟な変更の具体例）

○　順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。

○　立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

○　スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

○　車両乗降場所を施設出入り口に近い場所へ変更する。

○　金融庁の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。

○　入館時にICカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。

○　他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。

○　非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

金融庁所管事業分野における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

第１　本対応指針の趣旨

１　障害者差別解消法の制定の経緯

我が国は、平成 19 年に障害者権利条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の改正を始めとする国内法の整備等を進めてきた。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年に制定された。

２　法の基本的な考え方

法は、後述する、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

法の対象となる障害者は、障害者基本法第２条第１号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

また、法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第 13 条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の定めるところによることとされている。

３　本対応指針の位置付け

本対応指針は、法第 11 条第１項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成 27 年２月 24 日閣議決定）に即して、金融庁が所管する分野における事業者（以下「事業者」という。）が、

法第８条に規定する障害を理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供に関して適切に対応するため、定めるものである。

４　留意点

対応指針で「望ましい」と記載している内容は、事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、法第 12 条等の規定により、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。

第２　障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

１　障害を理由とする不当な差別的取扱い

（１）障害を理由とする不当な差別的取扱いの基本的な考え方

事業者は、法第８条第１項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

（２）正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。

事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

２　合理的配慮

（１）合理的配慮の基本的な考え方

事業者は、法第８条第２項の規定のとおり、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をするように努めなければならない。

権利条約第２条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

また、合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者

が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「（４）過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

なお、代替措置の提供は、事業者の業務やビジネスモデル等の内容によっては、例えば、訪問等による能動的なサービスを提供することが、障害者のニーズを満たすこととなり、合理的配慮となる場合もあり得る。

合理的配慮の内容は、技術の進展や社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。また、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、障害の状態等が変化することもあるため、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

（２）意思の表明

現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明は、具体的場面において、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者等を介するものを含む。）により行われる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。この場合、表明された意思の解釈に当たっては、障害者本人の真意から離れたものとなることのないよう留意が必要である。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

（３）事前的改善措置との関係

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援及び障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。このため、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内

容は異なることとなる。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合や障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮に加え、事前的改善措置を考慮に入れることにより、中・長期的なコスト削減・効率化につながりうる点は重要である。

（４）過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、事業者において、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

○ 事務・事業への影響の程度
（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
○ 実現可能性の程度
（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
○ 費用・負担の程度
○ 事務・事業規模
○ 財政・財務状況

第３　障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

事業者における、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例は別紙のとおりである。

第４　事業者における相談体制の整備

事業者においては、障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）からの相談に的確に対応するため、既存の顧客相談窓口等の活用を含め、相談窓口を整備することが重要である。

ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時における配慮として、対面のほか、電話、FAX、電子メールなど、障害特性や事業者の業務・事務特性、ビジネスモデル等に応じた多様な手段を用意しておくことが望ましい。

また、相談窓口の実効性を確保するため、障害者等からの相談対応等に必要な研修を受けた人員を配置することが望ましい。

なお、実際の相談事例については、相談者の個人情報の保護に留意しつつ、当該事業者において順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用するものとする。

第５　事業者における研修・啓発

事業者は、障害者に対して適切に対応し、また、障害者等からの相談等に的確に対応するため、従業員に対する継続的な研修の実施や、啓発マニュアルの配付等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図ることが重要である。

したがって、研修等の企画に当たっては、法の趣旨や障害に関する理解を促す内容とするよう工夫するとともに、既存の外部研修等の活用や接遇に関連する資格の取得の奨励等を含め、従業員が障害者に対する適切な対応を習得できる効果的なものとなるよう検討することが望ましい。

なお、事業者における研修・啓発においては、外見から判別困難な障害を含め、多様な障害者に対応できるような内容になるよう配慮することが必要である。

第６　金融庁所管事業分野における相談窓口

事業者からの本対応指針等に関する照会・相談については、金融庁においては業所管各課室を、各財務（支）局及び沖縄総合事務局においては金融庁所管事業分野の業所管各課室をそれぞれ相談窓口とする。

また、障害者等からの事業者の対応等に関する相談については、金融庁においては金融サービス利用者相談室を、各財務（支）局及び沖縄総合事務局においては金融庁所管事業分野の業所管各課室をそれぞれ相談窓口とする。

（別　紙）

障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例

１　不当な差別的取扱いに当たりうる具体例

不当な差別的取扱いに当たるか否かについては、第２．１で示したとおり、個別の事案ごとに判断されることとなる。次の具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。

○　障害を理由として、窓口対応を拒否する。
○　障害を理由として、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
○　障害を理由として、商品の提供を拒否する。
○　身体障害者補助犬を連れていることや車いすを利用していることを理由として、入店を拒否する。
○　障害を理由として、入店時間や入店場所に条件を付ける。
○　事業の遂行上、特に必要ではないにも関わらず、障害を理由として、来訪の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付ける。

２　合理的配慮の具体例

合理的配慮については、第２．２で示したとおり、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。次の具体例については、第２．２（４）で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、事業者に強制する性格のものではないこと、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。

〔意思疎通の配慮の具体例〕
○　入店時に声をかけ、障害の状態を踏まえ、希望するサポートを聞き、必要に応じて誘導する。
○　（身体的障害のある顧客に対しては、）書類の開封、受渡し等の対応が困難な場合に、必要なサポートを提供する。
○　（視覚に障害のある顧客に対しては、）窓口まで誘導し、商品の内容を分かりやすい言葉で丁寧に説明を行う。また、顧客の要請がある場合は、取引関係書類について代読して確認する。

○ （聴覚に障害のある顧客に対しては、）パンフレット等の資料を用いて説明し、筆談を交えて要望等の聞き取りや確認を行う。
○ （盲ろう者に対しては、）本人が希望する場合、障害の程度に応じて、手のひら書き等によりコミュニケーションを行う。
○ （吃音症等の発話に障害のある顧客に対しては、）障害特性を理解した上で、顧客が言い終えるまでゆっくりと待つ、発話以外のコミュニケーション方法も選択できるようにする。
○ 明確に、分かりやすい言葉で、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、対応時間の制限などを設けることなく、内容が理解されたことを確認しながら応対するなど顧客に合わせた配慮をする。また、説明に当たっては、馴染みのない外来語は避ける、時刻は午前・午後といった説明を加える、比喩や暗喩、二重否定表現を用いないなど、あいまいな表現を避け、分かりやすい表現で説明を行う。
○ 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。また、書類の内容や取引の性質等に照らして特段の問題が無いと認められる場合に、自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する。
○ 障害のある顧客がコミュニケーションをしやすくするため、「筆談対応いたします。」など、可能な応対方法を案内するプレートを準備する。
○ 文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な顧客のために、主な手続を絵文字等で示したコミュニケーションボードを準備する。
○ 顧客の要望がある場合に、意思疎通を援助する者（手話通訳等）の同席を認める。
○ 説明会等で使用する資料や、受付および会場内の案内・説明等について、点字、拡大文字、音声読み上げ機能、ルビ付与、分かりやすい表現への置換え、手話、筆談など障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を、可能な範囲で用意して対応する。

〔物理的環境への配慮の具体例〕
○ 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
○ 車椅子利用者にとってカウンターが高い場合に、カウンター越しの対応ではなく、他のテーブルに移る等して、適切にコミュニケーションを行う。
○ エレベーターがない施設の上下階の移動の際に、マンパワーにより移動をサポートしたり、上階の職員が下階に下りて手続する等の配慮をする。
○ 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。

○ 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
○ 疲労を感じやすい障害者から休憩の申出があった際には、臨時の休憩スペースを設けるなどする。
○ ＡＴＭの操作が困難な顧客には声掛けし、適切な対応を取る。
○ 情報提供や取引、相談・質問・苦情受付等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意し、障害のある顧客が利用しやすい手段を選択できるようにする。
○ 一般に顧客が来店する頻度の高い店舗においては、次のような例も参考に、可能な限り障害のある顧客が利用しやすい施設となるよう工夫を施す。

・　段差について、簡易スロープ等を設置する、または、見えやすい縁取りを付けて、段差があることが分かるようにする。
・　通行しやすいように通路や壁、手すりの近辺には障害物や危険物を置かない。
・　視覚に障害のある顧客のために、音声案内装置や触知案内図等を準備する。
・　店舗専用駐車場を設けている場合、入口付近に障害者専用駐車場を確保する。
・　大型店舗等で順番待ちが必要となる店舗の場合、順番が来たことを知らせるために振動呼出器の準備や番号表示板の設置等の工夫を行う。
・　障害のある顧客が使いやすいＡＴＭを整備する。

〔ルール・慣行の柔軟な変更の具体例〕
○ 周囲の者の理解を得た上で、手続順を入れ替える。
○ 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を準備する。
○ スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。
○ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声や吃音等がある場合において、当該障害者が了承した場合には、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。

資料６－11－１

金融庁における金融経済教育への取組み

平成２９年６月末現在

年　月		内　容
12 年	6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年	11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイトに新設
		学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校における金融教育の一層の推進について」）で要請
15 年	10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年	1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催(参加者数 284 名)
	5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を３回開催（５～６月）
	7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
	8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
	11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
	12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年	2 月～3 月	中学生・高校生向け副教材等(1.8 万部）を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置（６月までに７回開催）
	4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表
		金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
	6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
	7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の４者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成。
	12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂
	12 月 ～18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪(12 月　参加者 359 名)、千葉（1 月 参加者 255 名）にて開催
18 年	5 月	金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し金融関係団体等へのリンクを充実、KIDS 向けコンテンツを導入
		金融経済教育懇談会（第８回）を開催し、取組み状況を報告。
		全国の財務局・財務事務所において学校教師との懇談会を実施（19 年３月末まで）
	9 月	学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「学校にける金融経済教育の一層の推進について」）で要請。
	12 月	財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取り上げることを文書で要請。

年　月		内　容
19 年	1 月	「お金の使い方について考えるシンポジウム」を愛知にて開催（参加者 290 名）。
	2 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10 万部）するとともに、ウェブサイトに掲載。19 年５月増刷・配付（17 万部）。
	3 月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載。
	4 月～6 月	財務局･財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40 県）。
	9 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付(約６万部)。
	9 月 ～20 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島（９月 参加者 173 名)、大阪（11 月 参加者 164 名)、東京（12 月 参加者 96 名)、愛知（20 年１月 参加者 219 名)、宮城（３月 参加者 152 名）で開催。
	10 月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取組みを支援するため、借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット(約 69 万部)及び「はじめての金融ガイド」（約 27 万部）を全国の都道府県・市区町村に配布。
		学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」）で要請。
20 年	1 月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書製作会社（17 社 32 名）を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
	3 月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（改訂版）を全国の地方公共団体へ配付(約 30 万部)。
		全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（中学生向け図説パンフレット約 4 万 7 千部、高校生向けパソコンソフト、約 2 千枚)、「はじめての金融ガイド」約 30 万 2 千部、借金問題に関する啓発リーフレット約 29 万 7 千枚)。
		多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できるＤＶＤ教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布（20 年５月)。
		「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載。
	4 月 ～21 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 18 万 1 千部、借金問題に関する啓発リーフレット約 3 万 3 千枚)。
	6 月 ～21 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（６月 参加者 134 名)、金沢（９月 参加者 102 名)、札幌（11 月 参加者 172 名)、高松（２月　参加者 111 名)、熊本(３月　参加者 159 名)で開催。
21 年	4 月 ～22 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 23 万 2 千部)。

年　月		内　容
22 年	1 月～3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を沖縄（１月 参加者 130 名）、東京（２月 参加者 97 名）、大阪（２月 参加者 59 名）、広島（２月　参加者 104 名）、愛知（３月　参加者 167 名）、宮城（３月　参加者 180 名）で開催。
	4 月 ～23 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約 17 万 9 千部）。
	11 月 ～23 年 3 月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（11 月 参加者 175 名）、金沢（11 月 参加者 151 名）、高松（12 月　参加者 197 名）、東京（１月　参加者 107 名）、札幌（２月 参加者 128 名）、熊本（３月 参加者 170 名）で開催。
	12 月 ～23 年 3 月	未公開株取引に関するトラブルの発生や拡大を防止するためのパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、ウェブサイトに掲載。また地方公共団体等の要請に応じ、無償配布（約 52 万部）。
23 年	4 月 ～24 年 3 月	地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 19 万部）。
	5 月	各財務局、各金融広報委員会に対して、「金融経済教育に関する各地での協力」について依頼する事務連絡文書を金融庁、金融広報中央委員会の連名で発出。
	10 月	「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、ウェブサイトに掲載。あわせて、講師用指導マニュアルについても改訂し、ウェブサイトに掲載。
	10 月 ～24 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 33 万部）。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用指導マニュアル」を全国の大学、高校、地方公共団体等へ配布。
	11 月～12 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を名古屋（11 月参加者 124 名）、那覇（12 月参加者 140 名）で開催。
24 年	1 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を広島（1 月参加者 152 名）、大阪（1 月　参加者 134 名）で開催。
	11 月 ～25 年 4 月	有識者、業界団体の担当者、文科省、消費者庁が参加し、金融庁金融研究センターで「金融経済教育研究会」を開催。（平成 25 年 4 月までに 7 回開催）
	11 月 ～25 年 3 月	「金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム」を高松（11 月参加者 175 名）、札幌（11 月参加者 134 名）、さいたま（12 月参加者 108 名）、熊本（1 月参加者 121 名）、金沢（3 月参加者 110 名）、福岡（3 月参加者 149 名）開催。
	12 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び同「講師用マニュアル」、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を全国の大学、高校、地方公共団体へ配布。
25 年	4 月	金融経済教育研究会において「金融経済教育研究会報告書」を公表。（平成 25 年 4 月 30 日）
	4 月 ～26 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 24 万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 18 万部）。

年　月		内　容
	6 月	金融広報中央委員会で「第 1 回金融経済教育推進会議」を開催。
	11 月 ～26 年 3 月	リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」を作成し、ウェブサイトに掲載。また、全国の学校や地方公共団体等に、無償配布（約 27 万部）。
	12 月	金融広報中央委員会で「第 2 回金融経済教育推進会議」を開催。
	12 月 ～26 年 2 月	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を那覇（12 月 参加者 84 名）、大阪（12 月 参加者 134 名）、仙台（2 月 参加者 110 名）、広島（2 月 参加者 117 名）、名古屋（2 月 参加者 144 名）で開催。
26 年	4 月 ～27 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 26 万部、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 21 万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」約 9 万部）。
	4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（2 大学）。
	6 月	金融広報中央委員会で「第 3 回金融経済教育推進会議」を開催。
		金融経済教育推進会議において、最低限身に付けるべき金融リテラシーの項目別・年齢層別スタンダード「金融リテラシー・マップ」を公表。
		「家計管理と生活設計について考える相談会」を東京（6 月 12 日～14 日）で開催。
	11 月 ～27 年 2 月	「金融リテラシー（知識・判断力）を身に付けるためのシンポジウム」を金沢（11 月 参加者 87 名）、札幌（11 月 参加者 153 名）、福岡（11 月 参加者 121 名）、熊本（2 月 参加者 192 名）、高松（2 月 参加者 107 名）で開催。
	12 月	金融広報中央委員会で「第 4 回金融経済教育推進会議」を開催。
27 年	1 月	経済協力開発機構（OECD）、アジア開発銀行研究所（ADBI）及び日本銀行との共催により、ADBI・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム「金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進」を東京で開催（1 月 22、23 日）。
	4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（4 大学）。
	4 月 ～28 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 18 万部、「「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 8 万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」約 13 万部）。
	6 月	金融広報中央委員会で「第 5 回金融経済教育推進会議」を開催。
		金融経済教育推進会議において、「金融リテラシー・マップ」を改訂し、公表。
	9 月	「そこが知りたい！今後の生活設計」を東京（9 月 3 日～5 日）で開催。
	10 月 ～28 年 1 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（1 大学）。
	11 月 ～28 年 2 月	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を大阪（11 月 参加者 108 名）、さいたま（12 月 参加者 100 名）、名古屋（2 月 参加者 95 名）、仙台（2 月 参加者 90 名）、広島（2 月 参加者 116 名）で開催。
	12 月	金融広報中央委員会で「第 6 回金融経済教育推進会議」を開催。

年　月		内　容
28 年	1 月	「基礎から学べる金融ガイド」及び「「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を改定。
	4 月	全国の高等学校へ消費者被害防止のための啓発チラシを配付。
	4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（4 大学）。
	4 月 ～29 年 3 月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「基礎から学べる金融ガイド」約 17 万部、「「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」約 13 万部、リーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4 分野・15 項目）」約 10 万部）。
	7 月	金融広報中央委員会で「第 7 回金融経済教育推進会議」を開催。
	10 月 ～29 年 1 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（4 大学）。
	11 月 ～28 年 2 月	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を金沢（11 月　参加者 103 名）、札幌（11 月　参加者 45 名）、福岡（12 月　参加者 92 名）、熊本（1 月　参加者 140 名）、那覇（2 月　参加者 76 名）、高松（2 月　参加者 132 名）で開催。
	12 月	金融広報中央委員会で「第 8 回金融経済教育推進会議」を開催。
29 年	4 月～7 月	大学生に対して、「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を関係団体と連携して実施（5 大学）。
	6 月	金融広報中央委員会で「第 9 回金融経済教育推進会議」を開催。

資料６－11－２

大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本 FP 協会　等

平成 26 年度：２大学
（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）

平成 27 年度：５大学
（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学、神戸国際大学）

平成 28 年度：８大学
（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、神戸国際大学、東北学院大学）

平成 29 年度：１０大学

	大　学　名	科　　目　　名
前期	東京家政学院大学	生活設計論
	青山学院大学	金融と生活設計
	慶應義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論
	東京理科大学	キャリアデザインⅡ 特殊講義 5（金融リテラシー）
後期	武蔵野大学	金融リテラシー（金融と人生設計）
	金沢星稜大学	生活設計論
	東北学院大学	金融と生活設計
	椙山女学園大学	金融リテラシー
	大学コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める ―生活設計とお金の基礎知識

資料６－11－３

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」
ウェブサイトアドレス
http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf

未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック
「「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」
ウェブサイトアドレス
http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf

資料６－11－４

「プリペイドカードを買ってきて」は詐欺！

◉アダルトサイトのワンクリック請求
◉サクラを使った出会い系サイト
◉身に覚えのない有料サイトの料金請求

▶不当な支払いのために、詐欺業者が「プリペイドカードを購入し、カードに書いてある番号を教えろ」と指示するトラブルがみられます。

少しでもおかしいと思ったら、消費生活相談窓口へご相談ください。

消費者ホットライン▶188（いやや！）（局番なし）

お近くの消費生活センター等の相談窓口をご案内します。

Illustration:Hiroshi Hanamura

独立行政法人 国民生活センター　一般社団法人日本資金決済業協会

警察庁／金融庁／消費者庁

資料６－11－５

２０１６年 度 金 融 知 識 普 及 功 績 者一覧

〔個人の部〕

１. 菅原　伊佐雄 （青森県）	・　FPとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に、「おかねのね」、「進学のためのマネープラン」、「かしこい年金生活」等をテーマに独自に工夫した資料を用いて講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
２. 癸生川　清 （栃木県）	・　教員であった経験を活かし、学校において「おこづかい」、「お金ってなあに？」等をテーマに児童・生徒の興味を引きつけるわかりやすい授業を行うほか、社会人向けに「金融トラブル」、「生活設計」等をテーマに講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
３. 小澤　伸雄 （群馬県）	・　FPとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「おこづかい」から「ライフプラン」まで多彩なテーマでわかりやすい講演を行うほか、障がい者に対する金融教育活動にも積極的に取り組むなど、金融知識の普及に貢献。
４. 黒田　千鶴子 （千葉県）	・　消費生活相談員としての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「子どもの金銭教育」や「生活設計」等についてわかりやすい授業・講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
５. 田中　勝雄 （新潟県）	・　税理士としての知識と経験を活かし、社会人向けに「相続と税金」、「生活設計」等に関する講演を行うほか、高校生を対象に金融トラブルに関する出前授業を多年にわたって実施するなど、金融知識の普及に貢献。
６. 伊藤　麻子 （石川県）	・　消費生活相談員やFPの知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層に対して「子どもの金銭教育」や「消費者トラブル」等のテーマにロールプレイやクイズを取り入れた楽しくかつ内容の濃い授業・講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
７. 北本　裕子 （石川県）	・　FPとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「おこづかい」や「生活設計」等についてわかりやすい授業・講演を行うほか、学校の教員等向けの金融リテラシーに関する講習会でも講師を務めるなど、金融知識の普及に貢献。
８. 吉田　秀子 （富山県）	・　消費生活相談員としての知識と経験を活かし、「悪質商法」や「特殊詐欺」等をテーマにわかりやすく講演を行うほか、地元ラジオ局の番組に出演して消費者啓発活動にも積極的に取り組むなど、金融知識の普及に貢献。
９. 伊藤　光夫 （三重県）	・　FPや社会保険労務士の知識と経験を活かし、「貯金箱」、「相続」、「年金」、「ライフプラン」といった多岐にわたるテーマについて受講者目線に立ったわかりやすい授業・講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
１０. 渡邉　紀子 （京都府）	・　小・中学生に対して独自に作成した「人生シミュレーションゲーム」を用いて出前授業を行うほか、社会人向けでも「生活設計」、「年金制度」、「エンディングノート」等をテーマにわかりやすい講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。

11. 木戸　明美 （京都府）	・　消費生活相談員としての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「消費者トラブル」等についてわかりやすい授業・講演を行うほか、中学生向けに「ファイナンス・パーク」の事前授業として生活設計等に関する講座を行うなど、金融知識の普及に貢献。
12. 倉橋　孝博 （広島県）	・　FPとしての知識と経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「子どもの金銭教育」、「ライフプラン」、「相続」、「年金」等についてわかりやすい授業・講演を行うほか、教育委員会関係者に「巣立ち教育」の授業実践例を紹介するなど、金融知識の普及に貢献。
13. 木原　道雄 （愛媛県）	・　司法書士、手話通訳者としての経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「ネットトラブル」、「相続」、「遺言」、「成年後見人制度」、「高齢者、障がい者の消費生活トラブル」等についての授業・講演を行うなど、金融知識の普及に貢献。
14. 近村　秀子 （福岡県）	・　教員であった経験を活かし、児童から高齢者までの幅広い年齢層を対象に「金銭教育」、「ライフプラン」、「消費者問題」等をテーマにわかりやすい授業・講演を行うほか、地元紙の子ども向け紙面での情報発信にも積極的に取り組むなど、金融知識の普及に貢献。

〔団体の部〕

1．京都府立京都すばる高等学校 （京都府）	・　会計科に「ファイナンスコース」を設置し、金融経済に関する「課題研究」、地域金融機関との連携授業、外部講師による講演会、金融機関や税理士事務所での就業体験などを通じて、金融経済に関する基礎知識の習得、勤労観の育成、ライフプランの重要性に関する理解の向上などに取り組み、金融知識の普及・向上において着実に成果をあげている。
2．愛媛県立北宇和高等学校 （愛媛県）	・　金融教育に視点をおいた教科指導や各種行事（消費者問題・年金等に関するセミナーの開催、地域の特産品の販売実習等）の実施を通じて、金融の働きや経済の仕組みについての学習を推進するなど、金融経済に関する基礎知識の習得、勤労観の育成などに取り組み、金融知識の普及・向上において着実に成果をあげている。

資料６－11－６

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
28/7/7	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	29 年 2 月 5 日	第 11 回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
28/7/8	金融広報中央委員会	28 年 11 月 26 日、 29 年 1 月 14 日	金融教育フェスタ
28/8/4	日本証券業協会	28 年 10 月 1 日～ 11 月 20 日	平成 28 年度「投資の日」記念イベント
28/8/23	㈳投資信託協会	28 年 10 月 15 日、 11 月 5 日、11 月 26 日	投信フォーラム 2016(三重)、2016（岡山）及び 2016（宇都宮）
28/12/14	㈳投資信託協会	29 年 1 月 28 日、 2 月 11 日	投信フォーラム 2017(大分)及び 2017（京都）
29/3/2	公益財団法人生命保険文化センター	29 年 5 月 18 日～9 月 8 日	第 55 回中学生作文コンクール
29/3/14	金融広報中央委員会	29 年 8 月 7 日、17 日	2017 年度「先生のための金融教育セミナー」
29/3/15	㈱日本経済新聞社	29 年 4 月 1 日～ 30 年 3 月末日	第 4 回日経未来投資プログラム
29/4/3	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	29 年 4 月～30 年 3 月	平成 29 年度「くらしとお金の FP 相談室」
29/4/3	日本エンパワーメントコンソーシアム	29 年 4 月～30 年 3 月末日	コミュニケーション日本プロジェクトが実施する『見守りハガキ』啓発活動
29/4/19	金融広報中央委員会	29 年 5 月 29 日 ～30 年 3 月 20 日	第 50 回「おかねの作文」コンクール（中学生向け）
29/4/19	金融広報中央委員会	29 年 5 月 29 日 ～30 年 3 月 20 日	第 15 回「金融と経済を考える」高校生小論文コンクール
29/4/19	金融広報中央委員会	29 年 5 月 29 日 ～30 年 3 月 20 日	第 14 回金融教育に関する小論文・実践報告コンクール
29/5/11	㈱日本経済新聞社	29 年 5 月～ 30 年 1 月	第 18 回日経 STOCK リーグ
29/5/11	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	29 年 5 月 1 日～10 月 31 日	小学生『夢をかなえる』作文コンクール

承認日	主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
29/5/11	㈳投資信託協会	29 年 5 月 27 日、7 月 8 日	投信フォーラム 2017(甲府)及び 2017（金沢）
29/5/18	日本証券業協会	29 年 7 月 24 日～8 月 18 日	教員向け金融経済夏期セミナー
29/5/18	全国公民科・社会科教育研究会	29 年 8 月 1 日～3 日	証券・経済セミナー
29/6/28	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	29 年 10 月～11 月	平成 29 年度「FP の日®（全国一斉 FP フォーラム）」
29/6/30	特定非営利活動法人金融知力普及協会	29 年 10 月 27 日	FinTALK　金融セミナーコンテスト

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「共催」名義使用承認状況

承認日	主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
28/7/19	日本証券業協会	28 年 9 月～29 年 3 月	平成 28 年度「はじめての資産運用講座」
29/5/22	日本証券業協会	29 年 5 月～30 年 2 月	平成 29 年度「はじめての資産運用講座」

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年 2 月 1 日
金融庁

「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」の設置について

１．趣旨

我が国の家計金融資産 1,700 兆円の過半は現預金であり、これをバランスのとれたポートフォリオに移行させていくことにより、家計の安定的な資産形成を促していくことは重要な課題である。

このため、金融庁としては、「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定など、金融機関における顧客本位の業務運営の確立・定着に向けた取組みを進めている。これに加え、積立 NISA の創設や、家計に対する実践的な投資教育や情報提供などの取組みも重要であり、これらについて総合的に取り組んでいるところである。

今般、こうした取組みなどを進めていくにあたり、長期・積立・分散投資の促進や、実践的な投資教育・情報提供などについて議論・検討を行うことを目的に、金融庁に「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」を設置する。

２．メンバー（五十音順、敬称略）

- 植田　和男　　東京大学大学院経済学研究科教授
- 神田　秀樹　　学習院大学大学院法務研究科教授（座長）
- 神戸　孝　　FP アソシエイツ＆コンサルティング株式会社代表取締役
- 北澤　千秋　　株式会社 QUICK 資産運用研究所長
- 斉藤　惇　　株式会社 KKR ジャパン会長
- 永沢　裕美子　Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長

３．会議の開催について

第１回目の会議を下記の通り開催する。

記

１．日時：平成 29 年 2 月 3 日（金）10 時 00 分～11 時 30 分
２．会場：中央合同庁舎第 7 号館　13 階　共用第 1 特別会議室

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
総務企画局政策課(内線 3710、2796)

（資料6－13－1）金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の概要

金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習

◆ **昨年10月24～27日**、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的に、**初めてとなる金融業界横断的な演習 （通称：Delta Wall（※））を実施**

（※）Delta Wall：サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の３つの視点（Delta）＋防御（Wall）

◆ **77の金融機関（銀行、信金･信組、証券会社及び保険会社）が参加**

（参考１）業態別参加金融機関数

業態	主要行等	信託銀行	地銀	第二地銀	信金	信組	証券	生保	損保	合計
参加金融機関数	6	3	8	10	15	13	7	8	7	77

（参考２）参加者数：延べ約900名が参加。約7割の金融機関で経営層も参加（回答のあった60先から集計）

演 習 の 特 徴

- 民間コンサル等の演習を利用しにくい**中小地域金融機関が多数参加することを踏まえ、演習実施までに自主的なインシデント対応能力の向上に取り組めるよう**、事前にシナリオのうち骨子部分のみを開示（オープンシナリオ方式）
- 多くの関係部署（経営層、システム部門、広報、企画部門等）が参加できるよう、**自職場参加方式**で実施（⇔会場集合方式）
- 民間の**専門家の知見や攻撃の実例分析等を参考**にしつつ、演習シナリオを作成
- 参加金融機関が「つつがなく演習をクリア」したことで良しとしないよう、「とり得た他の選択肢」等を提示するなど**事後評価に力点**
- 本演習の結果は、参加金融機関以外にも**業界全体にフィードバック**

（資料6－13－2）金融ISACへの加盟状況

□ 金融ISACへの加盟状況

参加金融機関は328社（正会員：316社、準会員：12社）（平成29年5月30日時点）

✓ 地銀・第二地銀、生・損保は加盟が進んでいるが、信金・信組、証券会社の加盟は進んでいない。

金融ISAC正会員の業態別会員数推移

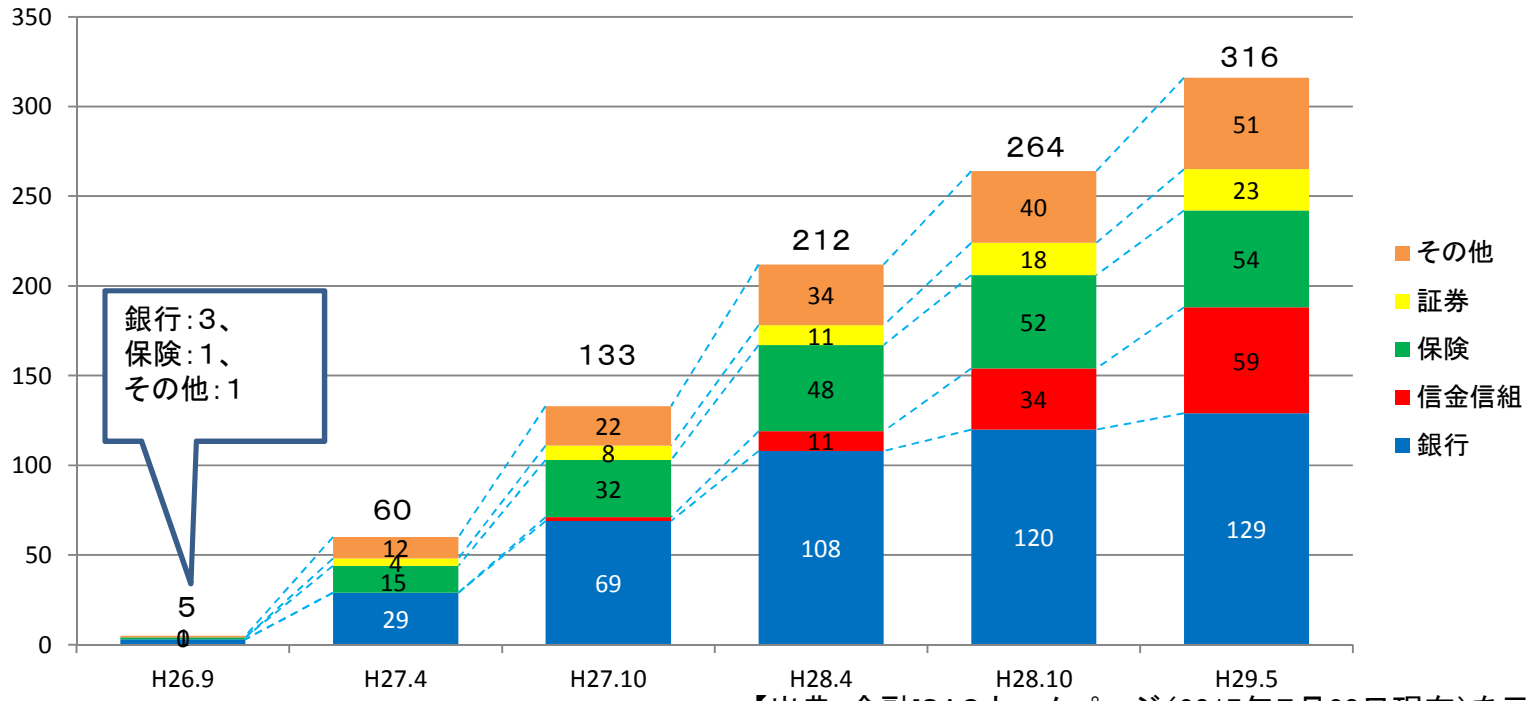

【出典：金融ISACホームページ（2017年5月30日現在）を元に加工】

✓ サイバーセキュリティ2016（2016年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部）
金融庁において、金融機関に対し、「金融ISAC」を含む情報共有機関等を通じた情報共有網の拡充を進める。

資料８－４－１

早期是正措置の概念図

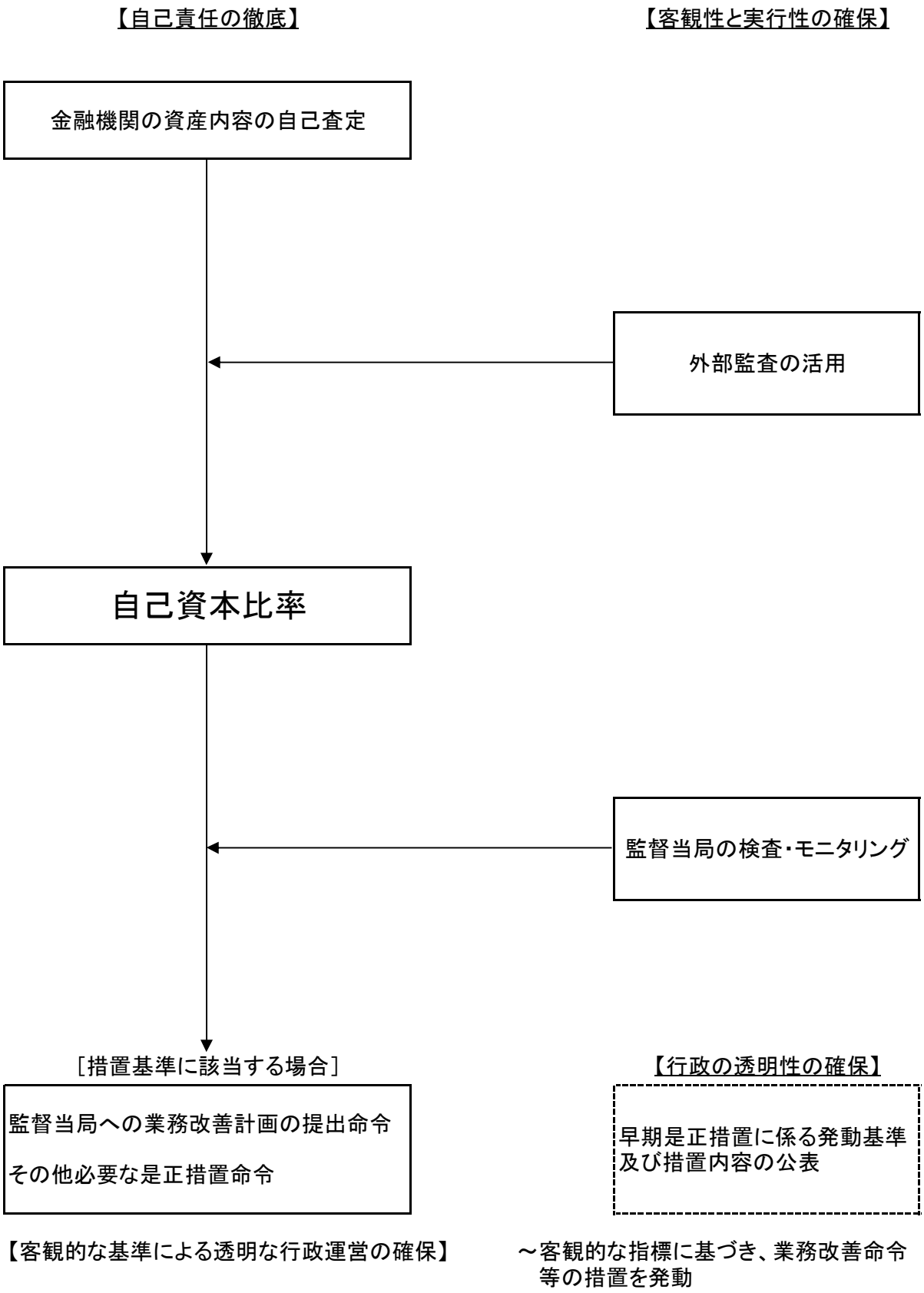

資料8－4－2

「最低所要自己資本比率」と「資本バッファー」

★数値はいずれも完全実施ベースであり、平成28年6月時点のもの。
また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、
G-SIBsﾊﾞｯﾌｧｰとD-SIBsﾊﾞｯﾌｧｰのいずれか高い比率が適用される。

資本ﾊﾞｯﾌｧｰの種類	本邦において必要となる普通株式等Tier1比率
資本保全ﾊﾞｯﾌｧｰ	2.5%
ｶｳﾝﾀｰ･ｼｸﾘｶﾙ･ﾊﾞｯﾌｧｰ	0%（金融庁長官が別に指定した場合は別に指定した比率）
G-SIBsﾊﾞｯﾌｧｰ	1%～1.5%（FSBが毎年設定）
D-SIBsﾊﾞｯﾌｧｰ	0.5%～1.5%（金融庁長官が指定）

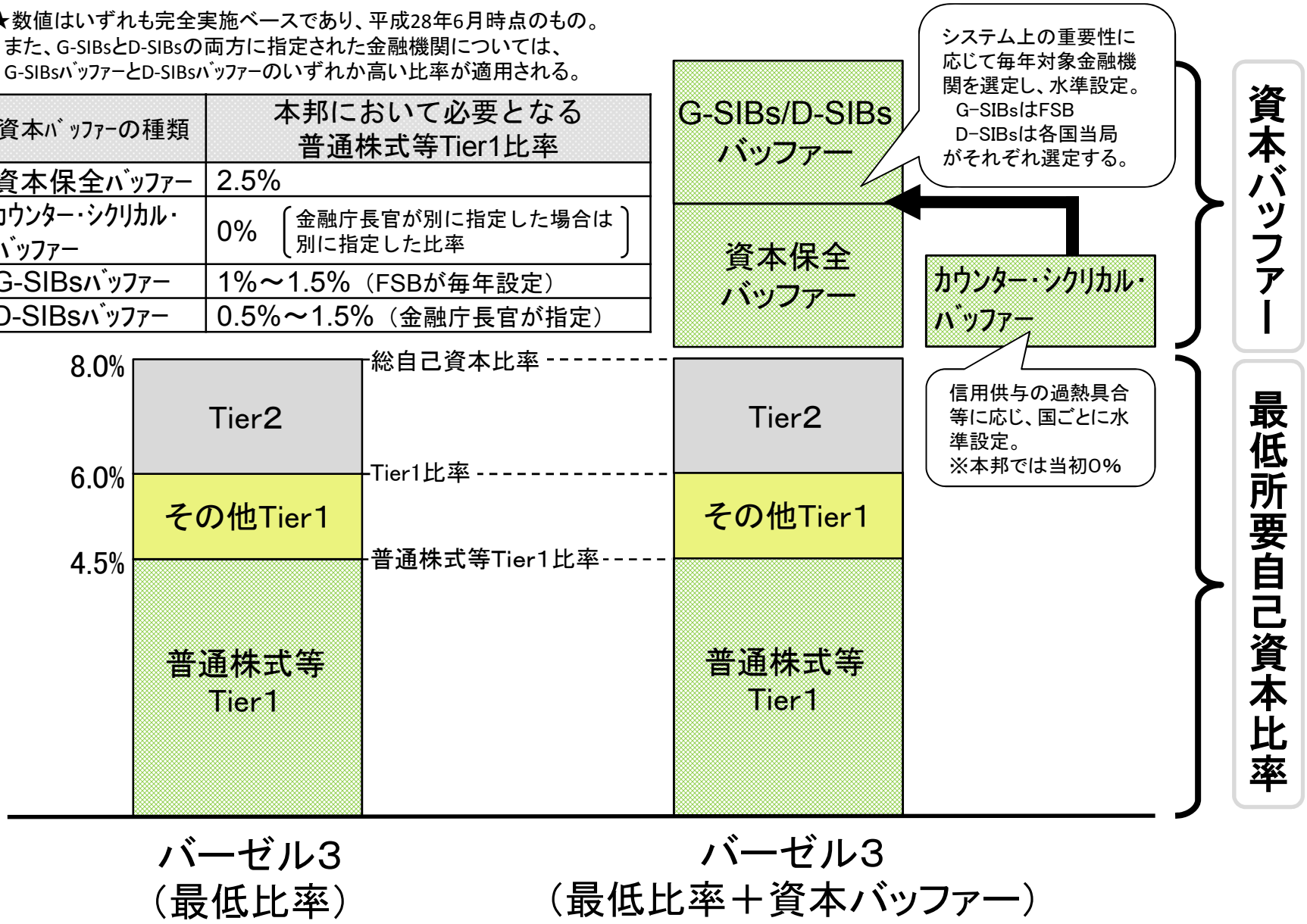

資料８－５－１

金　　融　　庁

金融上の行政処分について

○　行政運営の基本的な考え方

・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底

・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

○　基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○　行政処分の公正性・透明性の確保

１．事前にルールや解釈を明示

・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

（例１）銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針　Ⅲ－３―3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

（例2）保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針　Ⅱ―３－５－２（※）「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ―３－３（※）「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

・　いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。

また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

（注1）ノーアクションレター制度の利用実績は、平成 13 年7月の制度導入以降、累計で 61 件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は7件。

（注2）「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点
① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
③ 弁護士等（弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者）以外の者が代理人になることを可能とした

2．デュープロセスの遵守

・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。

・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している（意見交換制度）。

（注）更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3．透明性の確保

・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。

・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。

・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

○ 行政処分の基準

1．具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。
①当該行為の重大性・悪質性
◎公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度
広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性
例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性
当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無
当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無
当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無
問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無
反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性
◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2．上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適当かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

○　チェック体制等

・　行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。

・　庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁（職員）の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。

・「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）」を策定。

○　事後のフォローアップ

・　行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取組み、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

（以　上）

行政処分の件数（平成14年4月～平成28事務年度）

	13事務年度（14年4月1日～6月30日）	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	21事務年度	22事務年度	23事務年度	24事務年度	25事務年度	26事務年度	27事務年度	28事務年度	合 計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	5	0	0	43
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	83
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	61
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	18
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	―	―	―	―	―	2
仮想通貨交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	428
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	93
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	142
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	57
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1165	1165
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	60
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
合　計	20	65	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	27	47	1185	2424
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	17	582	1020

（注1）ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。
（注2）複数の行政処分（例：業務停止命令と業務改善命令）を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。
（注3）金融商品仲介業者（19年9月以前は証券仲介業者）の件数は、16年4月より証券仲介業制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。
（注4）少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。
（注5）合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。
（注6）主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。
（注7）前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証票発行者の処分件数。
（注8）資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。
（注9）仮想通貨交換業者の処分件数は、29年4月より改正資金決済法が施行されたため、29年4月からの計上となっている。
（注10）第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。
（注11）第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。
（注12）投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。
（注13）投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

資料９－２－１

平成 29 年 6 月 2 日
金　　融　　庁

主要行等の平成 29 年３月期決算の概要

１．損益の状況（グループ連結ベース）

○　29 年３月期は、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや債券等関係損益が減少したことなどにより、当期純利益は前年同期に比べ 4.0%の減少。

（単位：億円）

	27 年３月期	28 年３月期	29 年３月期	前期比
連結業務粗利益	111,088	108,941	105,278	▲ 3,663
資金利益	56,616	53,443	50,158	▲ 3,285
役務取引等利益	33,444	33,919	34,351	431
その他業務利益	9,357	9,675	8,762	▲ 914
うち債券等関係損益*	3,209	4,107	998	▲ 3,109
経費	▲ 65,336	▲ 65,924	▲ 68,253	▲ 2,329
連結業務純益	45,701	42,715	37,913	▲ 4,802
与信関係費用**	▲ 1,396	▲ 4,390	▲ 3,991	398
株式等関係損益	3,420	3,889	4,888	999
うち株式等償却*	▲ 218	▲ 764	▲ 292	472
当期純利益	28,820	27,240	26,140	▲ 1,102

*債券等関係損益、株式等償却については銀行単体ベース。**与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

（参考）	27 年３月期	28 年３月期	29 年３月期
貸出金（末残）***	288.8 兆円	295.3 兆円	299.9 兆円

***貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

２．不良債権の状況（銀行単体ベース）

○　不良債権額は 28 年３月期に比べ減少、不良債権比率も低下。
（いずれも平成 11 年３月期の金融再生法に基づく開示以降で最低）

	27 年３月期	28 年３月期	29 年３月期
不良債権額	3.5 兆円	3.1 兆円	2.9 兆円
不良債権比率	1.10%	0.97%	0.87%

３．自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

○　国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1 比率、普通株式等 Tier1 比率は、28 年３月期に比べ上昇。

○　国内基準行の自己資本比率は、28 年３月期に比べ低下。

（国際統一基準行：４グループ）

	28 年３月期	29 年３月期
総自己資本比率	16.17%	16.29%
Ｔier1 比率	13.21%	13.55%
普通株式等Tier1比率	11.38%	11.73%

（国内基準行：３グループ）

	28 年３月期	29 年３月期
自己資本比率	13.30%	11.88%

（注1）記載金額・比率は、四捨五入して表示。
（注2）グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（以上、国際統一基準行）、りそなHD、新生銀行、あおぞら銀行（以上、国内基準行）を対象とする。
（注3）銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。

資料９－２－２

平成 29 年６月２日
金　　融　　庁

地域銀行の平成 29 年３月期決算の概要

１．損益の状況（銀行単体ベース）

○ 29 年3月期は、株式等関係損益が増加したものの、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや役務取引等利益、債券等関係損益が減少したことなどにより、当期純利益は前年同期に比べ、14.7%の減少。

（単位：億円）

	27 年３月期	28 年３月期	29 年３月期	前年同期比
業務粗利益	47,547	46,842	43,729	▲ 3,113
資金利益	40,242	39,813	38,419	▲ 1,394
役務取引等利益	5,550	5,471	5,010	▲ 461
債券等関係損益	909	856	▲ 332	▲ 1,188
うち、債券等償却	▲ 24	▲ 57	▲ 14	43
経費	31,357	30,936	30,894	▲ 42
実質業務純益	16,190	15,905	12,834	▲ 3,071
与信関係費用(※)	▲ 937	▲ 872	▲ 861	11
株式等関係損益	1,158	1,609	2,136	527
うち、株式等償却	▲ 28	▲ 95	▲ 55	40
当期純利益	10,629	11,729	10,002	▲ 1,727

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

（参考）

	27 年３月期	28 年３月期	29 年３月期
貸出金（末残）	233.8 兆円	242.0 兆円	251.0 兆円

２．不良債権の状況（銀行単体ベース）

○ 不良債権額は 28 年３月期に比べ減少、不良債権比率も低下。
（いずれも平成 11 年 3 月期の金融再生法に基づく開示以降で最低）

	27 年３月期	28 年３月期	29 年３月期
不良債権額	5.6 兆円	5.2 兆円	4.8 兆円
不良債権比率	2.38%	2.13%	1.89%

３．自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

○ 自己資本比率は、28 年３月期に比べ、低下。

（国際統一基準行：11行）

	28 年３月期	29 年３月期
総自己資本比率	14.10%	13.94%
Tier1 比率	13.19%	13.34%
普通株式等Tier1 比率	13.16%	13.34%

（国内基準行：95行）

	28 年３月期	29 年３月期
自己資本比率	10.20%	9.86%

（注1）記載金額・比率は、四捨五入して表示。
（注2）29年3月期の集計対象は106行（地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行）
（注3）与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

資料９－２－３

金融庁
Financial Services Agency

平成 28 年 9 月 29 日
金融庁

銀行持株会社に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社足利ホールディングスに対して、株式会社常陽銀行を子会社とすることについて銀行法第 52 条の 23 第６項の規定に基づき認可しました。

お問い合わせ先
関東財務局　Tel　048-600-1144
金融監督第一課

金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線 3320、3393)

資料９－２－４

金融庁
Financial Services Agency

平成 28 年９月 30 日
金　　融　　庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社西日本シティ銀行、株式会社長崎銀行及び西日本信用保証株式会社に対し、銀行法第 52 条の 17 第１項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社西日本フィナンシャルホールディングス」の設立を認可しました。

（参考）銀行持株会社の概要

１．商　　号	：	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス
２．本店所在地	：	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目１番１号
３．代　表　者	：	代表取締役会長　久保田　勇　夫
		代表取締役社長　谷　川　浩　道
		代表取締役副社長　礒　山　誠　二
４．資　本　金	：	500 億円
５．役職員数(予定)	：	148 名
６．設立予定日	：	平成 28 年 10 月３日

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線 3365、3394)

資料９－２－５
リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目　　的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、３か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当ｶﾊﾞｰ部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

資料９－２－６

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

<table>
<tr><th>リスク管理債権</th><th>再生法開示債権</th><th>自己査定</th></tr>
<tr><td>銀行法等に基づく開示</td><td>再生法等に基づく開示</td><td>適切な償却・引当を行うための準備作業</td></tr>
<tr><td>対象：貸出金</td><td>対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等</td><td>対象：総資産</td></tr>
<tr><td>担保・引当カバー分を含む</td><td>担保・引当カバー分を含む</td><td>担保のカバー状況は分類において勘案</td></tr>
<tr><td>破綻先債権
未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの</td><td rowspan="2">破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権</td><td>破綻先
実質破綻先
第Ⅰ分類　第Ⅱ分類　第Ⅲ分類　第Ⅳ分類</td></tr>
<tr><td rowspan="2">延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの</td><td>危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権</td><td>破綻懸念先
第Ⅰ分類　第Ⅱ分類　第Ⅲ分類</td></tr>
<tr><td>３カ月以上延滞債権
元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）</td><td rowspan="2">要管理債権
３ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権</td><td rowspan="2">要注意先
第Ⅰ分類　第Ⅱ分類</td></tr>
<tr><td>貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）</td></tr>
<tr><td>～</td><td>～</td><td>～</td><td>正常先
第Ⅰ分類</td></tr>
</table>

資料９－２－７

自己査定における債権分類基準

高い　←　回収の可能性　→　低い

債務者区分 ＼ 担保などの分類	優良担保（預金・国債などの担保）優良保証（保証協会などの保証）	一般担保（不動産担保等）処分可能見込額（評価額の70%相当分）	一般担保（不動産担保等）評価額と処分可能見込額の差額（評価額の30%相当分）	担保なし
破綻先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
実質破綻先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
破綻懸念先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ
要管理先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
要注意先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
正常先	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ

不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全

Ⅳ（第4分類）:回収不能債権
Ⅲ（第3分類）:回収に重大な懸念のある債権
Ⅱ（第2分類）:回収に注意を要する債権
Ⅰ（第1分類）:正常債権

破綻先　法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

実質破綻先　法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先　現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先　金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

うち要管理先　要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先　業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年８月 10 日
金融庁

平成 29 年３月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

１．金融再生法開示債権の状況

平成 29 年３月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 7.7 兆円であり、平成 28 年３月期の 8.4 兆円に比べ 0.7 兆円の減少となっています。

（参考）平成 29 年３月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権		▲0.7
うち 要管理債権		＋0.1
［増加要因］	債務者の業況悪化等に伴う新規発生	＋0.4
	危険債権以下からの上方遷移	＋0.3
	（債務者の業況改善＋0.3　再建計画の策定等＋0.0）	
	（増加要因計	＋0.7）
［減少要因］	正常債権化	▲0.4
	（債務者の業況改善▲0.3　再建計画の策定等▲0.1）	
	危険債権以下への下方遷移	▲0.2
	返済等（*）	▲0.0
	（減少要因計	▲0.6）
うち 危険債権以下		▲0.8
［増加要因］	債務者の業況悪化等に伴う新規発生	＋1.2
	要管理債権からの下方遷移	＋0.2
	（増加要因計	＋1.3）
［減少要因］	オフバランス化等（*）	▲2.1
	（債権流動化等▲1.4、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.8）	
	（減少要因計	▲2.1）

＊「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

２．個別貸倒引当金の状況

平成 29 年３月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 1.5 兆円であり、平成 28 年３月期の 1.8 兆円と比べ 0.4 兆円の減少となっています。

３．不良債権処分損の状況

平成 29 年３月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は 0.3 兆円であり、平成 28 年３月期の 0.3 兆円と比べほぼ横ばいとなっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。なお、平成 28 年３月期の（表７）自己査定による債務者区分の推移の一部の計数につき訂正致しました。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
監督局総務課監督調査室
（内線 2688、3312）

（表１）金融再生法開示債権等の推移
（Excel）（PDF：70KB）
（表２）全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因
（Excel）（PDF：36KB）
（表３）金融再生法開示債権の保全状況の推移
（Excel）（PDF：54KB）
（表４）担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移
（Excel）（PDF：33KB）
（表５）不良債権処分損等の推移（全国銀行）
（Excel）（PDF：53KB）
（表６）リスク管理債権額等の推移
（Excel）（PDF：83KB）
（表７）自己査定による債務者区分の推移
（Excel）（PDF：39KB）

資料9－2－9

（表1）金融再生法開示債権等の推移

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期
都銀・旧長信銀・信託	総与信（億円）	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	3,178,640	3,315,290
	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	28,890	28,990
	破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	3,690	3,680
	危険債権(億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	13,280	13,320
	要管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,650	11,920	11,990
	正常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	3,149,750	3,286,290
	不良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
	不良債権処分損(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	0.3	0.4	0.4	0.8	1.9	0.6	1.0	0.1	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2	▲ 0.2	▲0.3	▲ 0.3	▲ 0.0	▲0.0	0.2	▲0.0	0.2
(9)	実質業務純益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.2	1.7	3.2	1.8	3.3	1.5	2.9	1.6	3.2	1.6	3.0	1.6	2.6
都市銀行	総与信（億円）	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620	2,718,050	2,727,740	2,657,520	2,774,690
	金融再生法開示債権(億円)	218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,660	30,650	31,830	29,430	29,420	27,070	27,250
	破産更生等債権(億円)	25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	3,520	3,540
	危険債権(億円)	101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	12,340	12,680
	要管理債権(億円)	90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	12,640	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	11,210	11,040
	正常債権(億円)	2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,213,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	2,630,460	2,747,440
	不良債権比率(%)	8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
	不良債権処分損(兆円)	6.2	4.6	3.3	1.9	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.2	0.4	0.4	0.7	1.6	0.5	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	▲ 0.2	▲0.2	▲ 0.3	0.0	▲ 0.0	0.2	▲ 0.0	0.2
(4)	実質業務純益(兆円)	3.3	3.4	3.2	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	1.1	2.3	1.2	2.5	1.6	2.7	1.5	2.7	1.5	2.8	1.2	2.4	1.3	2.6	1.3	2.4	1.3	2.1
旧長期信用銀行	総与信（億円）	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270	69,530	72,890
	金融再生法開示債権(億円)	27,420	4,360	1,860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	5,050	4,580	4,070	3,470	4,050	3,740	3,490	2,900	2,450	1,620	990	620	580	520	230
	破産更生等債権(億円)	5,620	490	290	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	610	570	560	460	370	170	90	50	60	50	40	30
	危険債権(億円)	11,300	1,920	1,280	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090	2,950	2,780	2,270	2,030	1,370	780	490	460	420	150
	要管理債権(億円)	10,500	1,940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	270	250	160	160	70	60	60	50
	正常債権(億円)	318,840	70,410	63,110	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690	66,980	69,870	66,930	67,670	68,220	70,260	69,540	68,690	69,010	72,660
	不良債権比率(%)	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	0.7	0.3
	不良債権処分損(兆円)	0.7	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0
(2)	実質業務純益(兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	▲ 0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
信託銀行	総与信（億円）	419,400	392,090	373,750	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470	358,690	367,910	385,220	387,250	401,070	407,260	426,570	437,270	449,030	451,590	467,710
	金融再生法開示債権(億円)	38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	3,630	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	1,300	1,510
	破産更生等債権(億円)	4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680	660	650	440	150	130	140	320	150	130	110
	危険債権(億円)	16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	530	500
	要管理債権(億円)	17,300	15,350	8,350	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	1,390	1,470	1,260	1,050	650	500	650	900
	正常債権(億円)	381,080	366,340	356,070	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	355,000	364,290	380,890	383,620	398,020	404,440	424,250	435,580	447,540	450,290	466,200
	不良債権比率(%)	9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3
	不良債権処分損(兆円)	0.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	▲ 0.0	0.1	0.0	▲ 0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	▲0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲0.0	0.0	▲0.0	0.0
(3)	実質業務純益(兆円)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.4
主要行	総与信（億円）	3,179,460	2,798,760	2,628,590	2,530,560	2,566,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520	2,760,630	2,808,580	2,664,820	2,618,760	2,548,180	2,570,350	2,558,280	2,632,960	2,623,850	2,794,260	2,837,260	2,947,940	3,013,410	3,128,200	3,155,330	3,176,770	3,109,110	3,242,400
	金融再生法開示債権(億円)	267,820	202,440	136,160	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270	44,980	44,530	44,330	45,780	45,720	47,480	41,530	37,710	33,470	34,160	31,130	30,910	28,370	28,760
	破産更生等債権(億円)	32,010	21,610	14,650	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	7,500	10,340	9,210	7,750	6,510	5,900	4,990	4,810	4,810	5,180	4,530	3,250	2,900	2,840	3,820	3,850	3,650	3,650
	危険債権(億円)	122,330	65,820	51,990	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	20,960	23,630	28,810	26,080	25,660	23,670	24,780	26,250	26,220	26,370	22,960	21,730	19,150	17,550	15,670	17,480	12,860	13,170
	要管理債権(億円)	113,480	115,010	69,520	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	13,450	11,250	10,910	11,430	12,820	14,950	14,550	14,730	14,690	15,930	14,030	12,740	11,430	13,770	11,630	9,590	11,860	11,940
	正常債権(億円)	2,911,640	2,596,310	2,492,430	2,456,470	2,504,940	2,544,780	2,584,300	2,629,690	2,640,050	2,664,860	2,718,730	2,763,360	2,615,900	2,573,490	2,503,200	2,525,810	2,513,960	2,587,180	2,578,140	2,746,780	2,795,730	2,910,220	2,979,940	3,094,040	3,124,210	3,145,860	3,080,750	3,213,640
	不良債権比率(%)	8.4	7.2	5.2	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	1.8	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
	不良債権処分損(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	0.3	0.4	0.4	0.7	1.7	0.6	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	▲ 0.2	▲0.3	▲ 0.3	▲ 0.0	▲0.0	0.2	▲0.0	0.2
(7)	実質業務純益(兆円)	4.2	4.1	3.9	3.8	2.0	3.7	1.5	3.4	1.6	3.2	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.1	1.7	3.1	1.7	3.2	1.4	2.8	1.6	3.1	1.5	2.9	1.5	2.5

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期
地域銀行	総与信（億円）	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750	2,487,290	2,542,520
	金融再生法開示債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310	50,260	48,240
	破産更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850	8,520	8,300
	危険債権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310	33,040	31,800
	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150	8,690	8,130
	正常債権(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440	2,437,030	2,494,280
	不良債権比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.0	1.9
	不良債権処分損(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2	0.4	0.7	0.2	0.6	0.1	0.3	0.1	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
(106)	実質業務純益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1	0.9	1.8	0.9	1.8	0.9	1.7	0.9	1.7	0.8	1.7	0.8	1.6	0.8	1.6	0.8	1.3
地方銀行	総与信（億円）	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260	1,883,110	1,912,990	1,957,270
	金融再生法開示債権(億円)	107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090	37,370	36,080
	破産更生等債権(億円)	27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090	5,860	5,750
	危険債権(億円)	46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	24,450	23,670
	要管理債権(億円)	33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420	7,070	6,660
	正常債権(億円)	1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020	1,875,620	1,921,190
	不良債権比率(%)	7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8
	不良債権処分損(兆円)	1.5	1.1	1.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
(64)	実質業務純益(兆円)	1.4	1.4	1.4	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.3	0.7	1.3	0.6	1.2	0.6	1.3	0.7	1.3	0.6	1.0
第二地方銀行	総与信（億円）	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800	497,310	503,280	513,660
	金融再生法開示債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080	11,770	11,060
	破産更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,030	2,860	2,570	2,470	2,360
	危険債権(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510	9,190	8,610	8,210	8,020	7,880	7,420
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480	1,410	1,280
	正常債権(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230	491,510	502,600
	不良債権比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2
	不良債権処分損(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(41)	実質業務純益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2
全国銀行	総与信（億円）	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370	5,696,790	5,665,930	5,857,810
	金融再生法開示債権(億円)	432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800	79,140	77,240
	破産更生等債権(億円)	74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750	12,210	11,980
	危険債権(億円)	193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	67,280	63,560	58,920	55,150	51,690	52,250	46,320	45,130
	要管理債権(億円)	164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	25,700	24,110	22,040	23,830	21,410	18,800	20,610	20,130
	正常債権(億円)	4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080	4,631,670	4,748,010	4,758,260	4,969,690	5,036,300	5,200,170	5,304,080	5,476,040	5,537,140	5,612,990	5,586,780	5,780,570
	不良債権比率(%)	8.4	7.4	5.8	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3
	不良債権処分損(兆円)	9.7	6.7	5.4	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0	0.8	1.1	1.3	3.1	1.0	1.7	0.3	1.0	0.1	0.5	0.2	0.6	▲0.1	▲0.1	▲0.3	0.1	▲0.0	0.3	0.0	0.3
(115)	実質業務純益(兆円)	6.0	6.0	5.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8	2.3	4.7	2.8	5.0	2.6	4.9	2.7	5.0	2.3	4.6	2.4	4.8	2.4	4.6	2.3	3.8

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期
協同組織金融機関	総与信（億円）	955,590	945,270	927,430	908,080		902,330		906,780		907,650		921,620		924,700		914,530		915,770		916,290		934,060		946,470		982,850		1,046,680
	金融再生法開示債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780		61,900		57,550		56,630		51,640		50,620		50,930		53,630		53,720		50,980		47,950		43,980		40,640
	破産更生等債権(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350		19,450		18,320		17,800		19,660		18,670		16,670		15,640		14,330		13,160		11,860		10,620		9,780
	危険債権(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100		28,170		28,780		27,130		27,790		29,750		32,980		34,380		33,140		31,530		29,180		27,070
	要管理債権(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390		13,350		11,060		10,040		4,850		4,150		4,510		5,010		5,000		4,670		4,560		4,180		3,790
	正常債権(億円)	863,240	853,530	847,320	838,290		840,390		849,210		850,990		869,950		874,040		863,550		862,100		862,520		883,050		898,460		938,840		1,006,020
	不良債権比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7		6.9		6.3		6.2		5.6		5.5		5.6		5.9		5.9		5.5		5.1		4.5		3.9
	不良債権処分損(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5		0.4		0.5		0.4		0.8		0.6		0.3		0.4		0.3		0.2		0.1		0.1		0.1
(431)	実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2		1.3		1.3		1.2		0.0		1.1		1.1		1.0		1.0		1.1		1.3		1.1		0.6
信用金庫	総与信（億円）	750,180	746,830	728,090	708,680		699,650		702,740		704,580		712,600		712,350		697,100		698,050		697,260		710,240		722,710		746,290		777,030
	金融再生法開示債権(億円)	75,930	74,170	65,210	56,610		49,930		45,980		45,160		41,460		41,160		41,720		44,170		44,330		42,310		39,640		36,300		33,500
	破産更生等債権(億円)	23,580	23,500	21,000	17,260		14,990		14,040		13,320		15,030		14,300		12,610		11,940		10,770		9,970		9,030		8,040		7,360
	危険債権(億円)	30,850	30,210	28,370	26,470		24,500		23,550		24,310		22,940		23,820		25,730		28,430		29,730		28,780		27,170		25,110		23,310
	要管理債権(億円)	21,510	20,460	15,830	12,880		10,430		8,390		7,540		3,500		3,050		3,380		3,810		3,830		3,560		3,440		3,160		2,820
	正常債権(億円)	674,250	672,600	662,850	652,070		649,710		656,760		659,400		671,120		671,160		655,360		653,850		652,890		667,920		683,040		709,980		743,510
(265)	不良債権比率(%)	10.1	9.9	9.0	8.0		7.1		6.5		6.4		5.8		5.8		6.0		6.3		6.4		6.0		5.5		4.9		4.3
信用組合	総与信（億円）	118,580	104,270	100,190	99,670		100,250		99,920		99,010		98,970		98,440		100,440		98,610		99,610		101,120		103,480		112,490		138,270
	金融再生法開示債権(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830		10,710		10,340		10,180		8,900		8,110		8,030		8,370		8,360		7,740		7,440		6,880		6,360
	破産更生等債権(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490		3,950		3,840		4,020		4,170		3,890		3,650		3,440		3,340		2,990		2,630		2,400		2,220
	危険債権(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050		3,990		3,960		3,770		3,470		3,230		3,340		3,820		3,940		3,710		3,750		3,510		3,220
	要管理債権(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290		2,760		2,540		2,400		1,260		990		1,040		1,110		1,080		1,040		1,050		970		920
	正常債権(億円)	103,480	88,270	86,840	87,840		89,520		89,570		88,800		90,050		90,310		92,390		90,220		91,240		93,360		96,010		105,590		131,910
(152)	不良債権比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9		10.7		10.3		10.3		9.0		8.2		8.0		8.5		8.4		7.7		7.2		6.1		4.6
預金取扱金融機関	総与信（億円）	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350		5,477,050		5,633,340		5,724,020		5,908,990		5,707,510		5,664,980		5,782,000		6,005,000		6,236,450		6,513,930		6,679,640		6,904,490
	金融再生法開示債権(億円)	524,420	445,070	346,020	249,040		195,620		177,290		170,680		171,220		167,820		166,280		171,860		172,740		153,190		139,370		127,780		117,870
	破産更生等債権(億円)	103,960	87,020	70,090	54,660		43,030		38,990		37,980		53,560		47,420		40,570		35,630		32,820		27,710		24,310		23,370		21,760
	危険債権(億円)	229,120	166,200	145,480	119,400		92,340		88,700		86,100		91,470		95,070		96,230		104,750		107,130		96,700		86,680		81,430		72,200
	要管理債権(億円)	191,340	191,840	130,440	74,990		60,250		49,600		46,610		26,190		25,330		29,480		31,480		32,800		28,780		28,390		22,980		23,910
	正常債権(億円)	5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290		5,281,410		5,456,030		5,553,290		5,737,720		5,539,650		5,498,630		5,610,110		5,832,210		6,083,220		6,374,500		6,551,830		6,786,590
	不良債権比率(%)	8.6	7.8	6.3	4.6		3.6		3.1		3.0		2.9		2.9		2.9		3.0		2.9		2.5		2.1		1.9		1.7
	不良債権処分損(兆円)	10.6	7.4	6.0	3.4		0.8		1.5		1.4		3.9		2.3		1.3		0.9		0.9		0.2		0.2		0.4		0.4
(546)	実質業務純益(兆円)	6.8	7.3	7.0	7.1		7.1		6.7		6.3		3.9		5.8		6.1		5.9		6.0		5.7		6.1		5.7		4.8

（注） 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. （　）内は29年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの（信農連等は含まない）。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式保有専門会社の計数を含む。
9. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期（網掛け）は半期の、3月期は通期の計数。
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

資料9－2－10

（表2） 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

（単位：兆円）

		15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
金融再生法開示債権		▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 4.6	▲ 1.4	▲ 0.6	+ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.7
うち要管理債権		+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 0.0	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.4	+ 0.0	▲ 0.5	+ 0.1
〔増減要因〕	債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.5	+ 1.0	+ 1.2	+ 0.9	+ 0.9	+ 0.9	+ 1.0	+ 0.9	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.4
	危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3
	債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3
	再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
	正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.4
	債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 1.3	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3
	再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 1.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1
	危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2
	返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.7	▲ 0.2	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0
うち危険債権以下		▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 3.4	▲ 0.6	▲ 0.4	+ 2.1	▲ 0.2	▲ 0.6	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.8
〔増減要因〕	債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 3.3	+ 2.8	+ 2.7	+ 2.3	+ 1.4	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.2
	要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.9	+ 0.7	+ 0.5	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2
	オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 3.6	▲ 3.1	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.9	▲ 2.1

（注）1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。
2. 29年3月期時点の対象金融機関数は115行。
3. 都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行（埼玉りそな銀行を含む。）を集計。
4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
＊ 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。
** 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

資料９－２－11

（表３）　金融再生法開示債権の保全状況の推移

主要行

（単位：兆円、％）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
		(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.5)	(91.0)	(91.1)	(92.1)	(91.5)	(90.3)	(87.9)	(90.6)	(94.4)	(94.4)	(80.6)	(85.4)
	引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
		(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.5)	(9.0)	(8.9)	(7.9)	(8.5)	(9.7)	(12.1)	(9.4)	(5.6)	(5.6)	(19.4)	(14.6)
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	1.7	1.6	1.4	1.9	2.2	2.0	2.2	2.2	1.8	1.5	1.5	1.1
		(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(81.3)	(84.9)	(82.9)	(82.0)	(82.9)	(83.7)	(85.5)	(85.0)	(82.9)
	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.0	0.8	0.9	1.1	1.3	1.3	1.4	1.4	1.2	1.0	0.9	0.7
		(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(54.7)	(42.2)	(52.9)	(48.1)	(50.8)	(55.3)	(54.6)	(54.1)	(54.9)	(57.2)	(50.5)	(55.6)
	引当	4.5	2.6	2.2	1.7	0.7	0.8	0.6	0.8	0.9	0.7	0.7	0.8	0.6	0.5	0.6	0.4
		(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(37.1)	(42.8)	(34.1)	(33.2)	(34.1)	(27.5)	(27.3)	(28.9)	(28.8)	(28.3)	(34.5)	(27.3)
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.1	0.9	0.6	0.7	1.0	1.0	1.1	0.9	0.9	0.7	0.8
		(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.9)	(63.4)	(56.4)	(56.1)	(59.6)	(64.6)	(69.7)	(71.1)	(67.6)	(65.2)	(69.4)	(69.9)
	担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.7	0.5	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5
		(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(34.3)	(38.4)	(28.4)	(29.8)	(36.2)	(41.0)	(46.3)	(48.0)	(46.7)	(39.8)	(45.9)	(39.3)
	引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.4	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.4
		(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.0)	(27.9)	(26.3)	(23.5)	(23.6)	(23.4)	(23.2)	(20.9)	(25.4)	(23.9)	(30.6)
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	3.6	3.1	2.8	3.6	3.7	3.5	3.7	3.8	3.0	2.7	2.5	2.3
		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(77.2)	(77.1)	(75.0)	(79.3)	(81.1)	(79.0)	(79.9)	(80.8)	(79.7)	(78.5)	(82.1)	(79.6)
	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.3	1.9	1.8	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.1	1.8	1.6	1.5
		(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(49.0)	(45.4)	(46.6)	(53.6)	(54.1)	(55.2)	(55.5)	(56.0)	(55.5)	(53.3)	(52.8)	(52.6)
	引当	6.4	5.1	4.3	2.6	1.3	1.3	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8
		(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(28.2)	(31.7)	(28.4)	(25.7)	(27.0)	(23.9)	(24.5)	(24.8)	(24.1)	(25.2)	(29.3)	(27.0)

地域銀行

（単位：兆円、%）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.2	1.1	1.0	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5
		(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(63.2)	(63.5)	(65.3)	(64.2)	(61.9)	(60.3)	(60.2)	(60.1)	(59.2)	(60.8)	(60.5)	(61.3)
	引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.7	0.6	0.5	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3
		(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(36.8)	(36.5)	(34.6)	(35.7)	(38.1)	(39.6)	(39.7)	(39.8)	(40.8)	(39.2)	(39.5)	(38.7)
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.4	4.1	4.0	3.9	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	3.8	3.5	3.4	3.4	3.2	3.4	3.6	3.7	3.4	3.2	2.9	2.7
		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.9)	(85.7)	(85.7)	(85.2)	(84.3)	(84.4)	(84.5)	(85.2)	(85.8)	(85.6)	(85.8)	(85.2)
	担保・保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.6	2.8	2.8	2.6	2.4	2.2	2.0
		(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(56.1)	(58.2)	(60.3)	(63.0)	(64.0)	(64.8)	(65.2)	(64.7)	(65.4)	(64.8)	(64.2)	(63.4)
	引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
		(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(28.9)	(27.5)	(25.4)	(22.2)	(20.3)	(19.7)	(19.3)	(20.5)	(20.3)	(20.8)	(21.5)	(21.8)
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.4	1.1	1.0	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4
		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(57.1)	(55.4)	(52.4)	(52.1)	(54.3)	(54.8)	(53.4)	(54.6)	(54.4)	(54.2)	(53.4)	(52.6)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	0.9	0.8	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
		(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(37.9)	(36.4)	(34.5)	(35.9)	(38.8)	(40.6)	(38.2)	(39.1)	(38.5)	(39.0)	(38.3)	(38.0)
	引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
		(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(19.2)	(19.0)	(17.9)	(16.2)	(15.5)	(14.4)	(15.1)	(15.5)	(15.9)	(15.1)	(15.2)	(14.6)
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.5	7.2	6.7	6.7	6.8	6.8	6.2	5.6	5.2	4.8
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.0	6.3	6.0	6.1	5.7	5.6	5.7	5.6	5.1	4.6	4.3	4.0
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.4)	(80.7)	(80.0)	(85.2)	(84.7)	(84.2)	(82.6)	(82.8)	(82.7)	(82.4)	(82.5)	(82.2)
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	4.6	4.2	4.1	4.3	4.0	4.0	4.1	4.0	3.7	3.4	3.1	2.8
		(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(52.5)	(53.5)	(54.6)	(59.7)	(59.9)	(60.2)	(59.6)	(59.4)	(59.5)	(59.4)	(59.1)	(58.8)
	引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.4	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1
		(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(27.9)	(27.2)	(25.4)	(25.6)	(24.8)	(24.1)	(23.0)	(23.3)	(23.2)	(22.9)	(23.5)	(23.5)

全国銀行

（単位：兆円、%）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	1.6	1.4	1.4	2.5	2.1	1.7	1.4	1.3	1.0	0.9	0.9	0.8
		(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(69.6)	(68.9)	(71.1)	(74.1)	(71.7)	(68.7)	(67.8)	(69.7)	(67.5)	(68.6)	(66.7)	(68.7)
	引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4
		(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(30.4)	(31.1)	(28.9)	(25.9)	(28.2)	(31.2)	(32.2)	(30.3)	(32.5)	(31.4)	(33.3)	(31.3)
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	6.3	6.1	5.7	6.4	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	5.5	5.2	4.9	5.4	5.7	5.6	6.0	6.2	5.4	4.7	4.5	3.8
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(87.0)	(85.5)	(86.2)	(83.9)	(85.1)	(84.5)	(84.1)	(84.8)	(85.4)	(85.7)	(85.6)	(84.5)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	3.5	3.2	3.3	3.7	4.0	4.1	4.4	4.4	3.9	3.4	3.1	2.8
		(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(55.5)	(53.1)	(58.2)	(57.3)	(59.6)	(62.0)	(61.4)	(60.6)	(61.6)	(62.2)	(59.7)	(61.1)
	引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.0	2.0	1.6	1.7	1.7	1.5	1.6	1.8	1.5	1.3	1.4	1.1
		(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(31.5)	(32.4)	(27.9)	(26.6)	(25.5)	(22.5)	(22.7)	(24.1)	(23.8)	(23.5)	(25.9)	(23.4)
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	2.7	2.3	2.0	1.2	1.2	1.5	1.7	1.8	1.5	1.4	1.2	1.3
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(58.5)	(59.1)	(54.1)	(54.4)	(57.3)	(60.9)	(62.7)	(64.3)	(61.6)	(60.6)	(61.6)	(62.9)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.7	1.4	1.1	0.7	0.8	1.0	1.1	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8
		(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.1)	(37.3)	(31.4)	(32.7)	(37.1)	(40.5)	(42.6)	(44.2)	(42.7)	(39.5)	(42.1)	(38.8)
	引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.1	0.8	0.8	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5
		(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.4)	(21.9)	(22.6)	(21.6)	(20.1)	(20.4)	(20.1)	(20.1)	(18.8)	(21.1)	(19.7)	(24.1)
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	11.9	10.2	9.2	8.4	7.7
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	10.6	9.5	8.9	9.9	9.8	9.5	9.7	9.8	8.4	7.4	6.9	6.3
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(79.3)	(79.5)	(78.3)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.0)	(82.3)	(81.8)	(81.0)	(82.5)	(81.2)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	6.8	6.1	5.9	6.9	6.9	6.8	6.9	6.9	5.9	5.2	4.8	4.4
		(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(51.2)	(50.8)	(51.9)	(57.7)	(58.5)	(58.8)	(58.3)	(58.2)	(58.0)	(57.1)	(56.8)	(56.5)
	引当	10.6	9.0	7.9	5.6	3.8	3.4	3.0	3.1	3.0	2.8	2.8	2.9	2.4	2.2	2.1	1.9
		(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(28.1)	(28.8)	(26.4)	(25.5)	(25.2)	(23.8)	(23.7)	(24.2)	(23.9)	(24.0)	(25.6)	(24.8)

（注） 1. ( )内の計数は保全率。
2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行を集計。
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

資料９－２－12

（表4） 担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移
（アンケートによる全数調査）

主要行（7行）

（単位：億円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
実際の売却額［A］	11,019	10,262	12,791	15,904	5,285	4,239	2,085	1,161	2,709	2,963	1,886	1,724	1,447	1,613	1,236	1,015
直前期における評価額（処分可能見込額）［B］	9,712	8,850	10,471	12,014	3,443	2,497	1,204	849	2,007	2,222	1,370	1,240	1,097	1,129	833	651
A－B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,841	1,742	882	311	703	740	517	484	350	484	404	364
A／B （%）	113.5	116.0	122.2	132.4	153.5	169.8	173.3	136.7	135.0	133.3	137.7	139.0	131.9	142.9	148.5	155.9

地域銀行（106行）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
実際の売却額［A］	6,202	6,270	8,179	6,916	6,571	5,778	4,785	3,723	5,674	5,080	3,832	2,959	2,780	2,339	2,266	1,953
直前期における評価額（処分可能見込額）［B］	6,154	5,674	7,440	5,549	4,419	3,648	2,911	2,586	4,392	4,026	2,786	2,165	1,864	1,433	1,228	1,055
A－B	48	596	739	1,367	2,152	2,130	1,874	1,137	1,282	1,054	1,046	793	916	906	1,039	898
A／B （%）	100.8	110.5	109.9	124.6	148.7	158.4	164.4	143.9	129.2	126.2	137.5	136.6	149.1	163.2	184.6	185.1

全国銀行（115行）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
実際の売却額［A］	17,815	16,751	21,322	23,066	11,991	10,039	6,910	5,055	10,351	8,865	6,596	5,340	6,474	5,955	3,514	2,972
直前期における評価額（処分可能見込額）［B］	16,269	14,621	18,060	17,655	7,891	6,151	4,132	3,605	8,057	6,964	4,863	3,925	4,687	3,983	2,069	1,709
A－B	1,546	2,130	3,262	5,411	4,099	3,888	2,778	1,450	2,293	1,901	1,733	1,414	1,787	1,971	1,446	1,263
A／B （%）	109.5	114.6	118.1	130.6	152.0	163.2	167.2	140.2	128.5	127.3	135.6	136.0	138.1	149.5	169.9	173.9

（注）1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行を集計。
4. （　）内は29年3月期時点の対象金融機関数。

資料９－２－13

（表５） 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

（単位:億円）

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	66,584 (51,048)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	31,011 (20,418)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	35,201 (30,376)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	21,627 (17,737)
バルクセールによる売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	13,574 (12,640)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (−2,691)	5,517 (5,013)	372 (253)
４年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	881,982 (717,934)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	387,509 (349,665)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	348,490 (204,330)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (−69,390)	133,530 (86,570)	125,850 (78,970)
（うち、個別貸倒引当金残高）	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	112,320 (68,130)	83,640 (49,820)	72,420 (39,170)	78,860 (46,690)	60,810 (30,020)

（単位:億円）

	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期
不良債権処分損	53,742	28,475	3,629	10,460	11,238	30,938	16,821	10,046	5,486	5,754	▲ 753
	(34,607)	(19,621)	(▲2,803)	(2,729)	(4,110)	(19,119)	(9,654)	(3,912)	(2,575)	(2,117)	(▲2,546)
貸倒引当金繰入額	16,157	940	▲ 3,722	5,239	2,893	15,318	8,028	5,362	2,212	2,850	▲ 2,332
	(4,202)	(▲4,262)	(▲6,963)	(537)	(▲1,573)	(7,255)	(3,530)	(1,115)	(740)	(492)	(▲3,135)
直接償却等	37,335	27,536	7,020	5,373	8,206	15,328	8,574	4,534	3,147	2,768	1,665
	(30,472)	(23,862)	(3,804)	(2,369)	(5,770)	(11,779)	(6,078)	(2,854)	(1,802)	(1,591)	(761)
貸出金償却	25,166	17,114	4,786	3,893	6,275	13,933	7,003	4,086	2,379	2,340	1,375
	(19,852)	(14,743)	(2,344)	(2,077)	(4,499)	(10,797)	(5,021)	(2,683)	(1,325)	(1,437)	(680)
バルクセールによる売却損等	12,169	10,422	2,235	1,479	1,931	1,395	1,571	448	769	428	290
	(10,621)	(9,119)	(1,461)	(292)	(1,271)	(981)	(1,057)	(171)	(477)	(154)	(81)
その他	250	▲ 1	332	▲ 152	139	291	218	151	127	136	▲ 86
	(▲68)	(21)	(356)	(▲171)	(▲86)	(85)	(47)	(▲57)	(33)	(34)	(▲172)
4年度以降の累計	935,724	964,199	967,828	978,288	989,526	1,020,464	1,037,285	1,047,331	1,052,817	1,058,571	1,057,818
	(752,541)	(772,162)	(769,359)	(772,088)	(776,198)	(795,317)	(804,971)	(808,883)	(811,458)	(813,575)	(811,029)
直接償却等の累計	424,844	452,380	459,400	464,773	472,979	488,307	496,881	501,415	504,562	507,330	508,995
	(380,137)	(403,999)	(407,803)	(410,172)	(415,942)	(427,721)	(433,799)	(436,653)	(438,455)	(440,046)	(440,807)
リスク管理債権残高	262,040	175,390	131,090	117,540	111,690	116,100	114,280	112,720	115,310	116,820	100,346
	(135,670)	(72,900)	(45,240)	(40,040)	(36,990)	(45,370)	(48,190)	(46,390)	(47,500)	(49,350)	(38,722)
貸倒引当金残高	114,300	85,350	64,380	58,960	52,730	58,650	57,020	53,950	51,030	48,650	41,740
	(69,030)	(47,390)	(32,470)	(30,200)	(25,800)	(30,270)	(29,630)	(27,060)	(26,400)	(25,140)	(20,430)
（うち、個別貸倒引当金残高）	54,410	43,860	28,760	27,200	22,720	27,090	26,770	23,940	24,310	23,880	20,500
	(25,750)	(20,000)	(8,910)	(9,590)	(6,840)	(10,070)	(11,220)	(8,800)	(9,870)	(9,480)	(7,580)

（単位:億円）

	27年3月期	28年3月期	29年3月期
不良債権処分損	747 (▲168)	2,694 (1,814)	2,831 (1,965)
貸倒引当金繰入額	▲ 1,352 (▲1,464)	705 (352)	1,412 (1,056)
直接償却等	2,068 (1,332)	1,926 (1,439)	887 (429)
貸出金償却	1,717 (1,127)	1,270 (921)	585 (231)
バルクセールによる売却損等	351 (205)	656 (518)	301 (198)
その他	32 (▲36)	63 (23)	532 (480)
4年度以降の累計	1,058,565 (810,861)	1,061,259 (812,675)	1,064,090 (814,640)
直接償却等の累計	511,063 (442,139)	512,989 (443,578)	513,876 (444,007)
リスク管理債権残高	89,692 (33,718)	81,990 (30,021)	75,626 (27,734)
貸倒引当金残高	37,040 (17,950)	34,880 (17,000)	33,610 (17,060)
（うち、個別貸倒引当金残高）	17,270 (5,630)	18,260 (7,150)	14,670 (4,330)

（注）1. (　)内の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託を集計。

2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。

3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行（15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。）を集計。

4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。
また、12年3月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、石川銀行及び中部銀行を含まない。

5. 不良債権処分損については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行（現・新生銀行）及び日本債券信用銀行（現・あおぞら銀行）を含まず、12年3月期の計数には
日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行（15年3月再編）を含む。

6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。

7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。

9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構（RCC）への売却損等を含む。

10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額）等を表す。

11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

資料9－2－14

（表６）リスク管理債権額等の推移

（単位：億円）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
都銀・旧長信銀・信託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,426,790	2,446,820	2,494,870	2,620,060	2,449,130	2,393,530	2,452,280	2,593,130	2,735,470	2,889,210	2,955,040	3,000,390
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	45,240	40,040	36,990	45,370	48,190	46,390	47,500	49,350	38,720	33,720	30,020	27,730
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	1,410	1,310	1,360	6,170	3,820	2,120	1,660	1,800	710	560	1,370	1,220
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	21,090	20,590	18,670	27,750	32,460	28,900	30,710	31,360	25,020	19,230	19,000	14,520
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	690	540	510	910	690	1,570	970	740	720	670	640	700
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	22,050	17,310	16,450	10,540	11,210	13,800	14,150	15,440	12,270	13,260	9,010	11,300
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	32,470	30,200	25,800	30,270	29,630	27,060	26,400	25,140	20,430	17,950	17,000	17,060
(9)	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	8,910	9,590	6,840	10,070	11,220	8,800	9,870	9,480	7,580	5,630	7,150	4,330
都市銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	2,020,730	2,027,260	2,068,470	2,186,050	2,018,690	1,972,420	2,035,210	2,148,320	2,274,400	2,403,010	2,448,620	2,471,180
	リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	39,070	34,000	32,020	38,870	39,210	39,180	40,390	42,090	33,420	30,450	27,990	26,030
	破綻先債権	9,800	7,050	3,370	1,720	1,150	1,140	1,230	4,760	2,980	1,670	1,350	1,510	620	540	1,330	1,190
	延滞債権	111,020	67,760	51,710	36,850	18,870	18,060	16,520	23,440	26,320	23,920	25,440	25,950	21,530	17,200	17,570	13,790
	3ヶ月以上延滞債権	3,360	2,800	2,000	1,310	670	520	490	860	660	1,550	950	720	700	650	620	680
	貸出条件緩和債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,380	14,280	13,780	9,810	9,250	12,050	12,650	13,900	10,570	12,070	8,460	10,360
	貸倒引当金残高	66,440	67,130	59,950	40,770	27,750	25,140	21,480	25,100	25,040	22,950	22,420	21,590	17,610	15,730	15,040	14,730
(4)	個別貸倒引当金残高	37,150	25,560	21,940	17,150	7,520	8,070	5,860	8,070	9,190	7,210	7,970	7,640	6,320	4,960	6,760	4,100
旧長期信用銀行	貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	69,870	84,380	93,070	83,620	78,020	67,120	67,870	69,650	68,850	70,040	68,160	70,750
	リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	630	600	930	2,810	4,770	3,780	3,780	3,310	2,300	990	580	230
	破綻先債権	3,670	220	190	30	10	10	10	660	510	170	100	110	70	10	10	10
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	390	400	550	1,940	3,780	3,190	3,280	2,950	1,980	820	500	170
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	40	20	20	10	10	10	10	10	10
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	200	370	170	450	400	380	250	240	150	50	40
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	1,930	1,690	1,460	2,490	2,180	2,140	1,980	1,700	1,480	1,100	880	800
(2)	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	700	570	490	980	1,020	950	1,030	1,050	850	370	160	110
信託銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	336,190	335,180	333,330	350,390	352,420	354,000	349,200	375,150	392,220	416,160	438,260	458,460
	リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	5,540	5,440	4,040	3,690	4,210	3,420	3,330	3,950	3,000	2,280	1,450	1,480
	破綻先債権	1,820	1,400	1,030	370	250	160	120	750	320	280	210	180	10	20	20	20
	延滞債権	18,860	8,890	8,170	5,070	1,830	2,430	1,610	2,370	2,360	1,780	1,990	2,470	1,510	1,210	930	560
	3ヶ月以上延滞債権	180	130	50	30	20	20	20	10	20	10	10	10	10	10	0	0
	貸出条件緩和債権	17,130	15,150	8,340	3,850	3,440	2,830	2,290	560	1,510	1,350	1,120	1,290	1,460	1,040	500	900
	貸倒引当金残高	10,510	7,680	5,680	4,040	2,790	3,370	2,860	2,680	2,410	1,980	2,010	1,850	1,340	1,120	1,070	1,540
(3)	個別貸倒引当金残高	5,850	2,960	2,310	1,800	700	950	490	1,020	1,010	630	880	800	410	290	240	120
主要行	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,356,920	2,362,440	2,401,800	2,536,440	2,371,110	2,326,410	2,384,410	2,523,470	2,666,620	2,819,170	2,886,880	2,929,640
	リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	44,610	39,440	36,060	42,560	43,420	42,610	43,720	46,040	36,420	32,730	29,440	27,500
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	1,400	1,300	1,350	5,510	3,310	1,950	1,560	1,690	630	560	1,350	1,210
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	20,700	20,480	18,120	25,810	28,680	25,700	27,430	28,420	23,050	18,410	18,500	14,350
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	690	540	510	870	670	1,560	960	730	710	660	630	690
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,820	17,110	16,070	10,370	10,760	13,400	13,770	15,200	12,030	13,110	8,960	11,260
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	30,540	28,510	24,340	27,780	27,450	24,930	24,420	23,440	18,950	16,850	16,110	16,270
(7)	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	8,220	9,020	6,350	9,090	10,200	7,850	8,840	8,430	6,730	5,260	7,000	4,220

（単位：億円）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
地域銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,875,530	1,926,740	1,977,170	2,050,270	2,048,590	2,079,870	2,131,100	2,191,830	2,255,410	2,338,120	2,420,120	2,510,200
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	85,850	77,500	74,700	70,730	66,090	66,330	67,810	67,470	61,620	55,970	51,970	47,890
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	4,880	4,340	4,820	9,530	7,370	5,410	3,810	3,130	2,450	1,850	1,690	1,430
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	56,400	52,460	50,280	51,310	49,440	51,320	52,650	52,730	48,050	44,200	41,190	38,330
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	620	690	590	790	750	630	500	390	320	260	270	260
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	23,950	20,000	19,010	9,100	8,530	8,970	10,850	11,220	10,810	9,670	8,820	7,880
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	31,910	28,760	26,930	28,380	27,390	26,880	24,620	23,510	21,310	19,090	17,880	16,540
(106)	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	19,850	17,610	15,880	17,030	15,550	15,140	14,430	14,390	12,920	11,640	11,100	10,350
地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,406,130	1,448,150	1,485,930	1,550,650	1,549,770	1,577,000	1,619,600	1,673,740	1,726,410	1,794,440	1,858,230	1,931,230
	リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	63,170	57,580	54,970	50,840	47,470	48,440	49,400	49,130	45,300	41,730	38,850	35,810
	破綻先債権	10,290	9,170	6,030	4,060	3,340	2,980	3,190	6,170	4,620	3,600	2,500	1,980	1,570	1,220	1,210	1,020
	延滞債権	59,110	57,900	55,640	47,130	40,820	38,890	36,690	37,130	35,670	37,170	37,750	38,300	35,080	32,450	30,290	28,130
	3ヶ月以上延滞債権	1,210	1,030	790	660	470	540	470	560	530	460	340	330	260	210	220	220
	貸出条件緩和債権	34,270	36,130	30,890	23,980	18,540	15,170	14,620	6,970	6,650	7,200	8,800	8,520	8,400	7,850	7,130	6,440
	貸倒引当金残高	34,870	34,550	35,160	29,380	24,080	21,330	19,730	20,550	19,630	19,520	17,900	17,250	15,840	14,410	13,680	12,780
(64)	個別貸倒引当金残高	23,670	22,350	22,100	18,240	14,820	13,200	11,540	12,240	10,960	10,830	10,030	10,250	9,340	8,560	8,250	7,800
第二地方銀行	貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	412,560	419,380	429,430	435,920	434,950	438,980	446,830	451,780	462,070	475,000	492,130	508,010
	リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	21,820	19,050	18,840	18,890	17,490	16,690	17,270	17,200	15,220	13,220	11,990	10,990
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,520	1,330	1,590	3,290	2,710	1,760	1,260	1,100	850	610	470	400
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	15,070	12,990	12,920	13,480	12,950	13,250	14,030	13,590	12,150	10,930	10,040	9,310
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	100	110	100	180	190	140	160	60	50	50	40	30
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,130	4,610	4,240	1,930	1,630	1,530	1,830	2,460	2,170	1,630	1,440	1,250
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,470	7,070	6,810	7,430	7,260	6,840	6,240	5,820	5,090	4,370	3,900	3,500
(41)	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	4,850	4,240	4,130	4,660	4,430	4,120	4,190	3,930	3,390	2,930	2,700	2,390
全国銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,302,320	4,373,560	4,472,040	4,670,330	4,497,720	4,473,400	4,583,380	4,784,950	4,990,870	5,227,330	5,375,170	5,510,590
	リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	131,090	117,540	111,690	116,100	114,280	112,720	115,310	116,820	100,350	89,690	81,990	75,630
	破綻先債権	30,360	22,390	13,770	8,240	6,300	5,650	6,180	15,700	11,190	7,530	5,470	4,930	3,160	2,420	3,060	2,650
	延滞債権	222,960	159,190	136,600	107,530	77,480	73,340	68,950	79,060	81,900	80,220	83,370	84,100	73,070	63,420	60,190	52,850
	3ヶ月以上延滞債権	6,070	5,000	3,150	2,210	1,310	1,230	1,100	1,700	1,440	2,200	1,470	1,130	1,040	920	910	960
	貸出条件緩和債権	160,890	161,900	108,520	57,400	46,000	37,310	35,460	19,640	19,750	22,770	25,000	26,660	23,070	22,930	17,830	19,170
	貸倒引当金残高	133,530	125,850	114,300	85,350	64,380	58,960	52,730	58,650	57,020	53,950	51,030	48,650	41,740	37,040	34,880	33,610
(115)	個別貸倒引当金残高	78,860	60,810	54,410	43,860	28,760	27,200	22,720	27,090	26,770	23,940	24,310	23,880	20,500	17,270	18,260	14,670

（単位：億円）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
協同組織金融機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960	1,163,080	1,179,220	1,149,840	1,183,720	1,211,420	1,210,910	1,219,850	1,235,520	1,264,120	1,302,620	1,318,630	1,323,820
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020	71,750	66,000	63,250	57,400	57,120	57,280	59,920	60,190	57,750	54,370	50,030	45,780
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	6,300	5,650	5,390	7,150	6,430	5,120	4,540	4,020	3,200	2,700	2,630	2,390
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	48,700	46,290	45,740	44,280	45,370	46,580	49,280	50,180	49,040	46,340	42,540	38,990
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	350	360	400	440	470	310	260	260	190	190	140	130
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	16,390	13,690	11,710	5,510	4,850	5,260	5,840	5,720	5,320	5,140	4,720	4,280
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	23,320	21,460	19,900	20,540	21,380	20,130	19,820	18,900	18,440	17,280	16,360	15,140
(465)	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	17,070	15,770	14,630	15,360	15,920	15,150	15,340	14,620	14,250	13,550	12,720	11,600
信用金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	686,570	690,820	693,960	703,160	704,210	690,090	691,630	691,480	704,550	716,870	740,840	771,630
	リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470	49,010	45,140	44,360	40,700	40,440	41,010	43,470	43,690	41,690	39,080	35,760	33,010
	破綻先債権	8,190	7,740	6,040	4,350	3,390	3,230	3,130	4,140	3,710	2,910	2,610	2,260	1,720	1,480	1,350	1,230
	延滞債権	42,410	43,510	41,530	37,830	34,890	33,220	33,480	32,850	33,500	34,530	36,850	37,390	36,210	33,950	31,080	28,800
	3ヶ月以上延滞債権	640	550	340	240	190	180	210	210	240	180	140	140	80	80	60	60
	貸出条件緩和債権	21,750	20,490	15,920	13,050	10,530	8,510	7,530	3,500	2,990	3,390	3,870	3,890	3,670	3,570	3,260	2,920
	貸倒引当金残高	18,250	18,670	17,170	15,100	13,450	12,560	11,970	12,070	11,890	11,270	11,330	10,950	10,690	10,120	9,480	8,860
(265)	個別貸倒引当金残高	13,240	13,790	12,930	11,360	10,220	9,580	8,980	9,240	8,990	8,500	8,850	8,620	8,390	8,020	7,460	7,030
信用組合	貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	98,430	98,440	97,810	97,930	97,560	99,700	98,000	99,070	100,670	103,090	112,290	137,930
	リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660	10,600	10,240	10,090	8,810	8,050	7,980	8,320	8,320	7,720	7,380	6,860	6,340
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	1,090	1,050	1,180	1,260	1,070	950	780	760	660	550	500	460
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	6,730	6,620	6,470	6,260	5,950	5,950	6,410	6,440	5,990	5,780	5,370	4,940
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	100	110	100	120	120	70	60	60	40	50	30	30
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	2,680	2,460	2,330	1,170	910	1,010	1,070	1,060	1,030	1,000	960	900
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	3,170	3,100	3,080	2,890	2,800	2,810	2,910	2,930	2,790	2,680	2,540	2,450
(152)	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	2,500	2,440	2,400	2,270	2,210	2,240	2,370	2,430	2,320	2,210	2,090	2,010
預金取扱金融機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390	5,552,780	5,621,880	5,854,050	5,709,140	5,684,310	5,803,230	6,020,480	6,254,990	6,529,950	6,693,790	6,834,410
	リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400	202,840	183,540	174,940	173,490	171,410	169,990	175,230	177,010	158,090	144,060	132,020	121,410
	破綻先債権	45,170	36,130	24,690	16,220	12,600	11,300	11,580	22,850	17,630	12,650	10,010	8,950	6,350	5,120	5,690	5,040
	延滞債権	284,630	222,280	196,340	160,750	126,190	119,630	114,690	123,340	127,270	126,800	132,640	134,280	122,120	109,760	102,730	91,840
	3ヶ月以上延滞債権	7,160	5,920	3,840	2,660	1,660	1,590	1,500	2,140	1,900	2,510	1,730	1,400	1,220	1,110	1,050	1,090
	貸出条件緩和債権	193,540	192,430	133,640	78,760	62,390	51,000	47,160	25,150	24,590	28,020	30,840	32,380	28,390	28,070	22,550	23,450
	貸倒引当金残高	167,560	159,160	145,770	112,540	87,690	80,420	72,630	79,200	78,400	74,080	70,840	67,550	60,180	54,330	51,240	48,750
(580)	個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840	45,830	42,970	37,350	42,450	42,690	39,090	39,640	38,500	34,740	30,820	30,980	26,270

（注）1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. （　）内は29年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

資料9－2－15

（表7） 自己査定による債務者区分の推移

主要行（7行）　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	221.6	228.5	231.1	236.3	234.9	230.1	237.7	254.5	273.0	296.1	303.4	308.9
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.1	15.8	16.3	18.5	18.3	17.0	15.7	15.2	12.2	9.6	8.7	9.0
（要管理債権）	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9

地域銀行（106行）　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	152.2	156.4	159.3	162.2	158.9	161.5	165.9	173.3	180.8	190.9	200.3	209.5
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	22.9	24.2	25.2	27.8	30.3	29.9	29.1	27.5	25.9	24.1	23.1	22.0
（要管理債権）	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.4	4.1	4.0	4.0	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.6	7.2	6.6	6.7	6.8	6.9	6.2	5.7	5.2	4.8

全国銀行（115行）　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	380.5	392.7	398.8	405.5	399.9	396.9	409.2	433.9	460.0	493.5	510.1	525.2
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	37.2	40.5	42.0	47.3	49.7	47.8	45.5	43.1	38.4	34.0	32.1	31.2
（要管理債権）	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	6.3	6.1	5.7	6.5	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.9	1.5	1.3	1.3	1.2
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	12.0	10.2	9.2	8.4	7.7

預金取扱金融機関（580機関）　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	472.8	481.1	485.1	491.8	482.3	485.3	498.6	525.3	554.2	592.4	610.3	624.5
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	52.3	55.8	57.8	65.2	70.5	68.7	65.7	62.4	56.8	51.6	49.4	48.2
（要管理債権）	19.1	19.2	13.0	7.5	6.0	5.0	4.7	2.6	2.5	2.9	3.1	3.3	2.9	2.8	2.3	2.4
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	9.7	9.3	9.0	9.5	9.9	10.0	10.9	11.1	10.1	9.1	8.5	7.5
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	4.4	4.0	3.9	5.5	5.0	4.2	3.6	3.4	2.9	2.5	2.4	2.3
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	20.2	18.3	17.5	17.6	17.4	17.1	17.6	17.8	15.9	14.4	13.2	12.2

（注）1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。
2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行を集計。
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、（要管理債権）については、信農連等及び商工中金を含まない。
7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権（リスク管理債権又は再生法開示債権）であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。
8. （　）内は29年3月期時点の対象金融機関数。

資料９－２－16

金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成 14 年 10 月 30 日

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生　←　不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進　←　雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

（1）安心できる金融システムの構築
- ○ 国民のための金融行政
- ○ 決済機能の安定確保
- ○ モニタリング体制の整備

（2）中小企業貸出に対する十分な配慮
- ○ 中小企業貸出に関する担い手の拡充
- ○ 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
- ○ 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
- ○ 中小企業の実態を反映した検査の確保
- ○ 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
  - — 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
  - — 貸し渋り・貸し剥がし検査

（3）平成16年度に向けた不良債権問題の終結
- ○ 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
- ○「特別支援金融機関」における経営改革
- ○ 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

（1）「特別支援」を介した企業再生
- ○ 貸出債権のオフバランス化推進
- ○ 時価の参考情報としての自己査定の活用
- ○ DIPファイナンスへの保証制度

（2）RCCの一層の活用と企業再生
- ○ 企業再生機能の強化
- ○ 企業再生ファンド等との連携強化
- ○ 貸出債権取引市場の創設
- ○ 証券化機能の拡充

（3）企業再生のための環境整備
- ○ 企業再生に資する支援環境の整備
- ○ 過剰供給問題等への対応
- ○ 早期事業再生ガイドラインの策定
- ○ 株式の価格変動リスクへの対処
- ○ 一層の金融緩和の期待

（4）企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

（1）資産査定の厳格化
- ○資産査定に関する基準の見直し
  - — 引当に関するDCF的手法の採用
  - — 引当金算定における期間の見直し
  - — 再建計画や担保評価の厳正な検証　等
- ○特別検査の再実施
- ○自己査定と金融庁検査の格差公表
- ○自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
- ○財務諸表の正確性に関する経営者による宣言

（2）自己資本の充実
- ○自己資本を強化するための税制改正
- ○繰延税金資産の合理性の確認
- ○自己資本比率に関する外部監査の導入　等

（3）ガバナンスの強化
- ○優先株の普通株への転換
- ○健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
- ○早期是正措置の厳格化
- ○「早期警戒制度」の活用　等

— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表）—

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

〔基本的考え方〕

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現　⇒

◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

資料９－２－17

不良債権比率の推移（主要行）

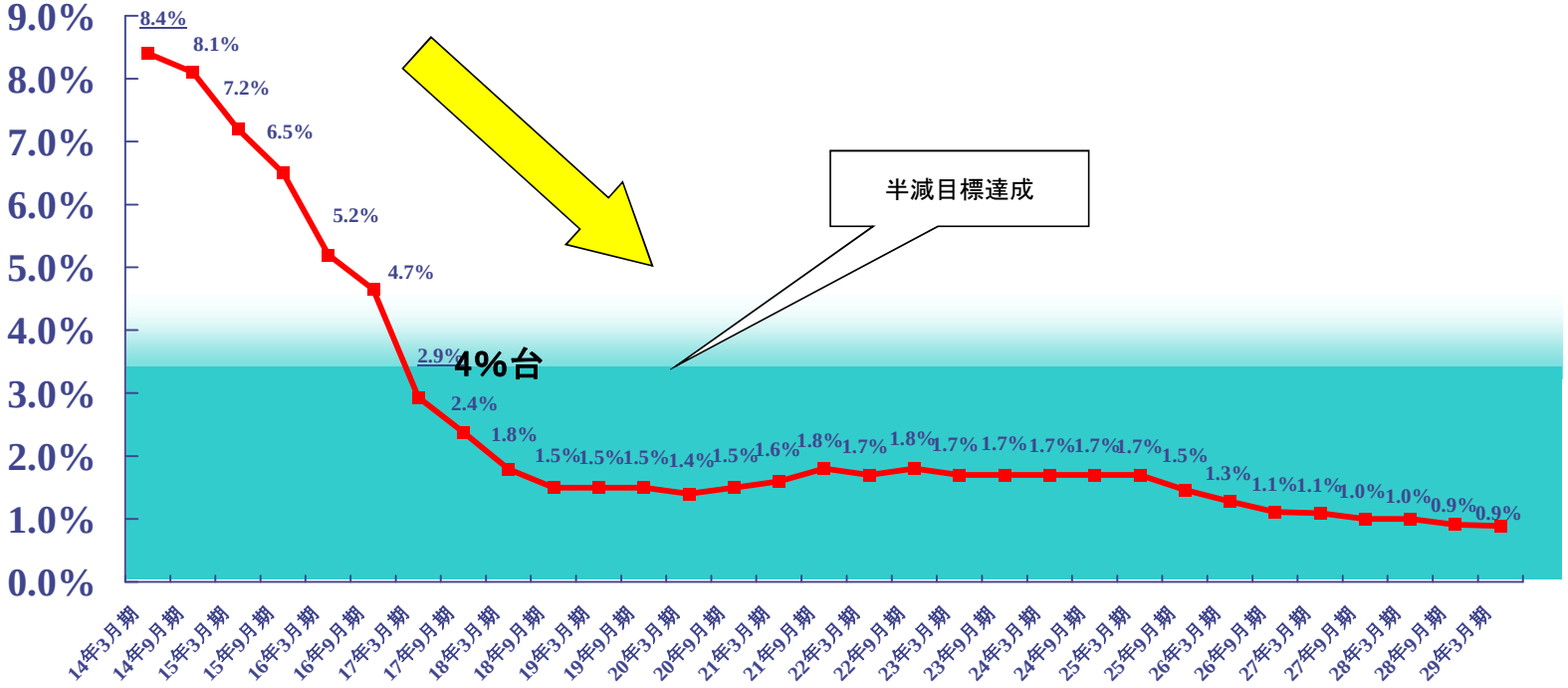

○金融再生プログラム
「平成１６年度（17年３月期）には、主要行の不良債権比率を現状（平成14年３月期　８．４％）の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004
「金融分野においては、平成16年度（平成17年３月）末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

資料９－３－１

平成28事務年度における金融モニタリングの実施状況（業態別・地域別）

業態	地域	対象機関数 （29年6月30日現在）	実施機関数
銀行持株会社	全国	20	9
主要行等	全国	32	7
地域銀行	関東	23	3
	近畿	10	3
	北海道	2	1
	東北	15	6
	東海	12	3
	北陸	6	0
	中国	9	2
	四国	8	2
	九州	21	1
	計	106	21
信用金庫	関東	72	15
	近畿	29	12
	北海道	22	5
	東北	27	2
	東海	38	9
	北陸	16	1
	中国	21	7
	四国	10	5
	九州	29	4
	計	264	60
信用組合	関東	53	13
	近畿	21	4
	北海道	7	1
	東北	15	2
	東海	15	2
	北陸	6	1
	中国	11	1
	四国	3	0
	九州	20	3
	計	151	27
外国金融機関等	全国	86	0
生命保険会社	全国	41	1
損害保険会社	全国	52	1
その他金融機関	全国	4	0
政策金融機関等	全国	12	2

1. 本表には、財務局検査を含む。
2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。
   九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。
3. 対象機関数は、平成29年6月30日現在。
   主要行等とは都市銀行、信託銀行（外資系信託銀行を除く）、決済・IT専業銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。
   外国金融機関等とは、外国銀行支店（複数支店を有する外国銀行は1店として計上）、外資系信託銀行及び外国証券会社をいう。
   その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。
   政策金融機関等には、独立行政法人を含む。
4. 同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数1件として計上する。

資料９－５－１

バーゼル3の全体像

資本水準の引き上げ
普通株等Tier1比率、Tier1比率の最低水準を引き上げ

資本の質の向上
①普通株等Tier1に調整項目を適用
②Tier1、Tier2適格要件の厳格化

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}}$$

定量的な流動性規制（最低基準）を導入

①流動性カバレッジ比率（ストレス時の預金流出等への対応力を強化）

②安定調達比率（長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保）

リスク捕捉の強化
カウンターパーティー・リスクの資本賦課計測方法の見直し

補完

プロシクリカリティの緩和
資本流出抑制策（資本バッファー＜最低比率を上回る部分＞の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制）など

エクスポージャー積み上がりの抑制

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{ノン・リスクベースのエクスポージャー}}$$

システム上重要な銀行への追加措置
システム上重要な金融機関によってもたらされる外部性を減少させるような追加資本を賦課

バーゼル3における自己資本の量の強化

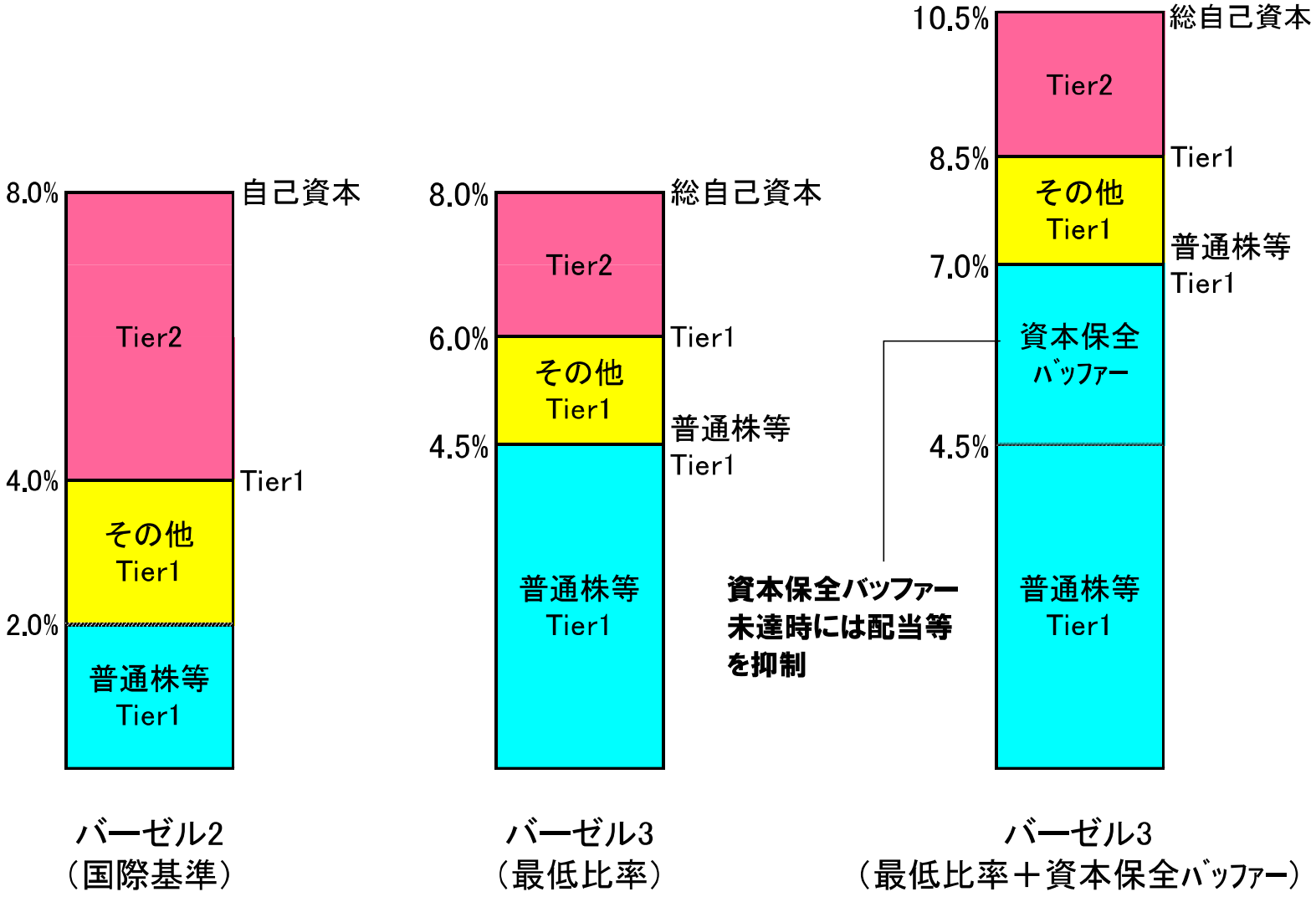

バーゼル3の段階適用

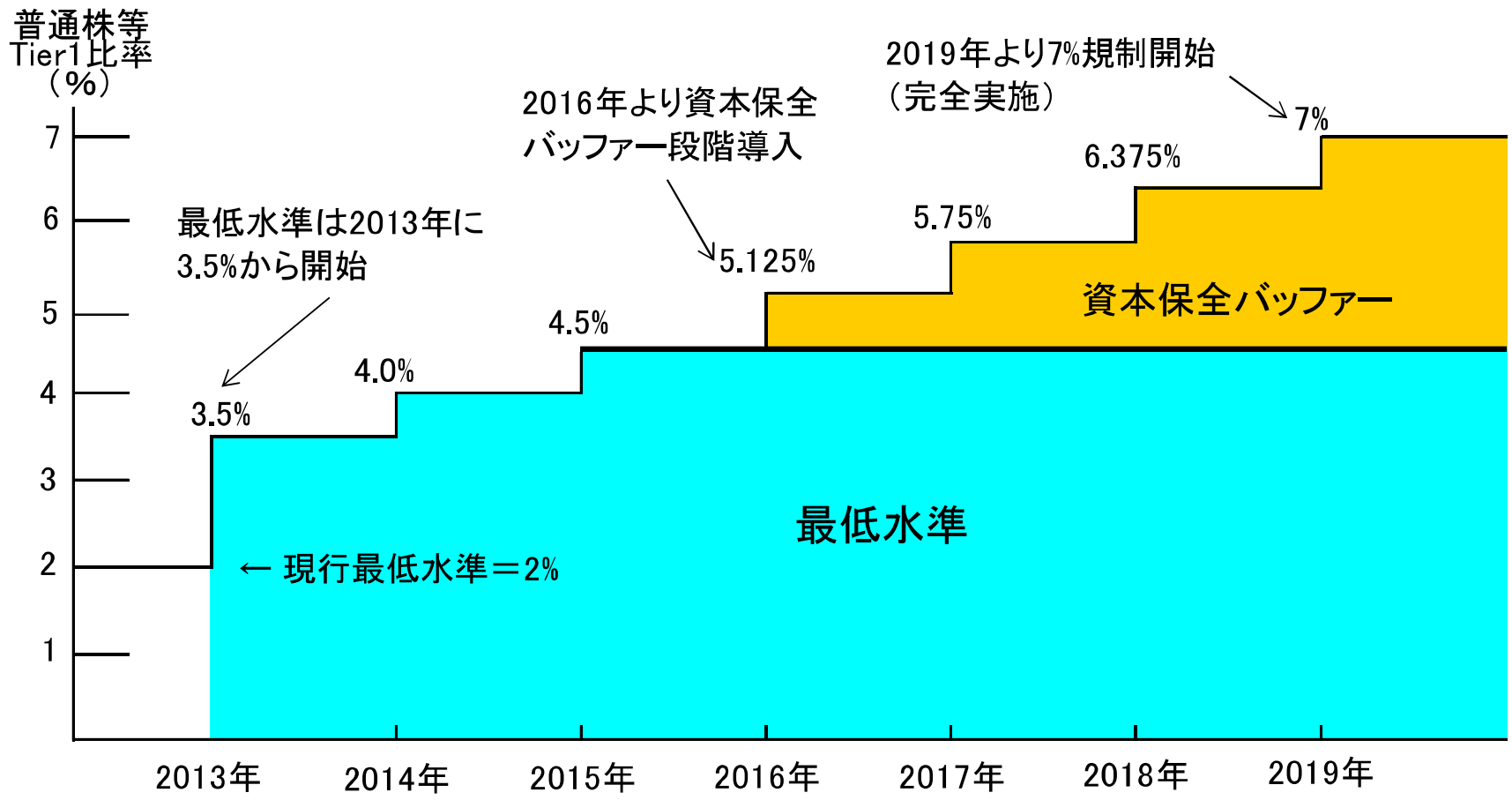
普通株等
Tier1比率
（%）
7
6
5
4
3
2
1
最低水準は2013年に
3.5%から開始
3.5%
4.0%
4.5%
2016年より資本保全
バッファー段階導入
5.125%
5.75%
6.375%
2019年より7%規制開始
（完全実施）
7%
資本保全バッファー
最低水準
← 現行最低水準＝2%
2013年
2014年
2015年
2016年
2017年
2018年
2019年

バーゼル3における調整（控除）項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
主な対象	のれん以外の無形資産	（控除対象外）	全額控除
	前払年金費用	（控除対象外）	全額控除
	連結外金融機関向け出資	下記を控除 ・国内預金取扱金融機関への意図的保有 ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、 ①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除 ②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除 ③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本について全額控除
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超相当分を控除	・繰越欠損金については全額控除 ・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※
被控除資本		Tier2	普通株等Tier1

（注）普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年３月 31 日
金融庁

「主要行等向けの総合的な監督指針」等（案）に対するパブリックコメントの回答等について

金融庁では、バーゼル３に係るカウンター・シクリカル・バッファーについて、「主要行等向けの総合的な監督指針」等（案）につきまして、平成 29 年２月 17 日（金）から平成 29 年３月 21 日（火）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、個人から１件のご意見をいただきました。本件についてご検討いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は別紙１（PDF:123KB）をご覧ください。

（本件の概要）

〇国際合意に基づき、カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みを整備する観点から「主要行等向けの総合的な監督指針」等について改正を行うものです。

〇運用枠組みの概要については（別紙２（PDF：245KB））を、具体的な監督指針の改正内容については（別紙３、別紙４及び別紙５）をご参照ください。

〇本件で公表する監督指針の一部改正

１　主要行等向けの総合的な監督指針の一部改正（新旧対照表）	（別紙３（PDF：158KB））
２　系統金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正（新旧対照表）	（別紙４（PDF：156KB））
３　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（新旧対照表）	（別紙５（PDF：165KB））

（注）上記の監督指針の改正は、平成 29 年４月１日から適用します。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
別紙１～４について　金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3727）
別紙５について　金融庁監督局証券課（内線 3255）

※　別紙については、金融庁ウェブサイトをご覧下さい。

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年６月 23 日
金融庁

自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）の公表について

金融庁では、今般、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等の一部改正（案）を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

本件については、平成 27 年１月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第３の柱）の改訂」を踏まえ、国際統一基準に対し、所要の改正を行うものです。

本件の概要は以下のとおりです。

- 既存の自己資本比率の分母（信用リスク、市場リスク等）にかかる定性・定量的開示項目の見直し・追加。
- 定量的開示項目については、共通の開示様式を定め、別紙様式として告示に規定。
- 単体開示の簡素化について規定。
- その他所要の改正（国内基準に対する所要の改正を含む）

具体的な内容については、以下をご参照ください。

○　本件で公表する自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示の一部改正案

	具体的な内容
１　「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等の一部改正案 ［別紙１］　新旧対照表 ［別紙２］　銀行・持株会社別紙様式（国際統一基準） ［別紙３］　信用金庫別紙様式（国際統一基準） ［別紙４］　附則	［別紙１（PDF:1,989K）］ ［別紙２（PDF:1,189K）］ ［別紙３（PDF:1,109K）］ ［別紙４（PDF:115K）］
２　「労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項」の一部改正案 ［別紙５］　新旧対照表	［別紙５（PDF:44K）］
３　「農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項」等の一部改正案 ［別紙６］　新旧対照表	［別紙６（PDF:846K）］ ［別紙７（PDF:1,112K）］ ［別紙８（PDF:65K）］

［別紙７］　農林中央金庫別紙様式 ［別紙８］　附則	
４　「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案 ［別紙９］　新旧対照表 ［別紙 10］　商工組合中央金庫別紙様式 ［別紙 11］　附則	［別紙９（PDF：843K）］ ［別紙 10（PDF：1,178K）］ ［別紙 11（PDF：65K）］
５　「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」の一部改正案 ［別紙 12］　新旧対照表 ［別紙 13］　最終指定親会社別紙様式 ※附則は上記［別紙４］参照	［別紙 12（PDF：507K）］ ［別紙 13（PDF：1,188K）］

（注）上記の告示の改正は、平成 30 年３月 31 日から適用します。

○　本件で公表する監督指針案

	具体的な内容
１　主要行等向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 14］　新旧対照表	［別紙 14（PDF：407K）］
２　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 15］　新旧対照表	［別紙 15（PDF：385K）］
３　系統金融機関向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 16］　新旧対照表	［別紙 16（PDF：422K）］
４　漁業系統信用事業における総合的な監督指針（案） ［別紙 17］　新旧対照表	［別紙 17（PDF：139K）］
５　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ［別紙 18］　新旧対照表	［別紙 18（PDF：118K）］

（注）上記の監督指針の改正は、平成 30 年３月 31 日から適用します。

これらの案について御意見がありましたら、平成 29 年７月 24 日（月）12 時 00 分（必着）までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）、職業（法人その他の団体にあっては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話によるご意見はご遠慮願います。

氏名（法人その他の団体にあっては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、ご承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、御意見の内容に個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述があ

る場合、又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、当該箇所を伏せさせていただくことがあります。
　電話番号等の御意見に付記された個人情報は、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認するために利用します。
　なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov へリンク）

御意見の送付先

別紙１～11 について　　金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3726）
別紙 12、13、18 について　　金融庁監督局証券課（内線 3255）
郵便 ： 〒100－8967
東京都千代田区霞が関３－２－１
中央合同庁舎第７号館
ファックス ： 03－3506－6116
ＵＲＬ ： http://www.fsa.go.jp/

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
別紙 1～11、14～17 について　　金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3726）
別紙 12、13、18 について　　金融庁監督局証券課（内線 3255）

※　別紙については、金融庁ウェブサイトをご覧下さい。

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年６月 30 日
金融庁

金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る
第３の柱に関する告示及び監督指針の一部改正（案）の公表について

金融庁では、今般、第３の柱に関する告示（「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等）及び監督指針（「主要行等向けの総合的な監督指針」等）の一部改正（案）を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

本件については、平成 28 年４月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、第３の柱に関する告示及び監督指針について所要の改正を行うものです。

本件の概要は以下のとおりです。

【開示に関する改正】※国際統一基準に適用される規定

○第３の柱に関する告示：主に、金利リスクに係る定量的開示項目について、開示様式を規定。

○監督指針：金利リスクに係る定性的開示項目（リスク管理方針やリスク算定手法）の開示における留意点を規定。

（注）平成 29 年６月 23 日に公表された「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）」等における改正案の一部改正を行う。

【モニタリングに関する改正】

○監督指針：対話の対象となる金融機関の選定方法（重要性テストの基準及び追加的分析の目線）及び選定された金融機関に対する対話の取組み方針等を規定、並びにその他所要の改正。

具体的な内容については、以下をご参照ください。

○　本件で公表する開示に関する告示の一部改正案

	具体的な内容
１　「『銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項』等の一部改正案（未公布）」の一部改正案 ［別紙１］　新旧対照表 ［別紙２］　銀行・持株会社別紙様式（国際統一基準）	［別紙１（PDF：157K）］ ［別紙２（PDF：495K）］ ［別紙３（PDF：604K）］

［別紙３］　信用金庫別紙様式（国際統一基準） ※６月 23 日に公表した「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）」等（未公布）のうち、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等の一部改正案（PDF：1,989KB）の一部改正	
２　「『農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項』の一部改正案（未公布）」の一部改正案 ［別紙４］　新旧対照表 ［別紙５］　農林中央金庫別紙様式 ※６月 23 日に公表した「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）」等（未公布）のうち、「農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項」等の一部改正案（PDF：846KB）の一部改正	［別紙４（PDF:69K）］ ［別紙５（PDF:604K）］
３　「『経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項』の一部改正案（未公布）」の一部改正案 ［別紙６］　新旧対照表 ［別紙７］　商工組合中央金庫別紙様式 ※６月 23 日に公表した「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）」等（未公布）のうち、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案（PDF：843KB）の一部改正	［別紙６（PDF:98K）］ ［別紙７（PDF:603K）］
４　「『金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件』の一部改正案（未公布）」の一部改正案 ［別紙８］　新旧対照表 ［別紙９］　最終指定親会社別紙様式 ※６月 23 日に公表した「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）」等（未公布）のうち、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」の一部改正案（PDF：507KB）の一部改正	［別紙８（PDF:58K）］ ［別紙９（PDF:607K）］

（注）上記の告示の改正は、平成 30 年３月 31 日から適用します。

○　本件で公表する開示に関する監督指針案

	具体的な内容
1　「主要行等向けの総合的な監督指針（案）（未公布）」の一部改正案 ［別紙 10］　新旧対照表 ※６月 23 日に公表した「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）」等（未公布）のうち、主要行等向けの総合的な監督指針（案）（PDF：407KB）の一部改正	［別紙 10（PDF：174K）］
2　「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案）（未公布）」の一部改正案 ［別紙 11］　新旧対照表 ※６月 23 日に公表した「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）」等（未公布）のうち、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案）（PDF：385KB）の一部改正	［別紙 11（PDF：174K）］
3　「系統金融機関向けの総合的な監督指針（案）（未公布）」の一部改正案 ［別紙 12］　新旧対照表 ※６月 23 日に公表した「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）」等（未公布）のうち、系統金融機関向けの総合的な監督指針（案）（PDF：422KB）の一部改正	［別紙 12（PDF：174K）］

（注）上記の監督指針の改正は、平成 30 年３月 31 日から適用します。

○　本件で公表するモニタリングに関する監督指針案

	具体的な内容
1　主要行等向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 13］　新旧対照表	［別紙 13（PDF：266K）］
2　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 14］　新旧対照表	［別紙 14（PDF：283K）］
3　系統金融機関向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 15］　新旧対照表	［別紙 15（PDF：285K）］
4　漁業系統信用事業における総合的な監督指針（案） ［別紙 16］　新旧対照表	［別紙 16（PDF：287K）］
5　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 17］　新旧対照表	［別紙 17（PDF：85K）］

（注）上記の監督指針の改正は、平成 30 年３月 31 日から適用します。ただし、国内基準への適用については、上記案の文中においてこれと異なる適用期日が定められている場合には、その定めによります。

これらの案について御意見がありましたら、平成 29 年 7 月 31 日（月）12 時 00 分（必着）までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）、職業（法人その他の団体にあっては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話によるご意見はご遠慮願います。

氏名（法人その他の団体にあっては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、ご承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、御意見の内容に個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

電話番号等の御意見に付記された個人情報は、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認するために利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov へリンク）

御意見の送付先

別紙１～７、10～1 について　金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3725）
別紙８、９、17 について　金融庁監督局証券課（内線 3255）
別紙 13 について　金融庁監督局銀行第一課（内線 3753）
別紙 14 について　金融庁監督局銀行第二課（内線 3681）
別紙 14～16 について　金融庁監督局総務課協同組織金融室（内線 3315）
郵便 ： 〒100－8967
東京都千代田区霞が関３－２－１
中央合同庁舎第７号館
ファックス ： 03－3506－6116
ＵＲＬ ： http://www.fsa.go.jp/

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）

別紙１～７、10～12 について　金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3725）
別紙８、９、17 について　金融庁監督局証券課（内線 3255）
別紙 13 について　金融庁監督局銀行第一課（内線 3753）
別紙 14 について　金融庁監督局銀行第二課（内線 3681）
別紙 14～16 について　金融庁監督局総務課協同組織金融室（内線 3315）

※　別紙については、金融庁ウェブサイトをご覧下さい。

資料９－５－５

自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先
（平成 28 事務年度）

１．信用リスク

（１）先進的内部格付手法【１金庫】

・農林中央金庫

（２）基礎的内部格付手法【４持株会社及び４行】

・めぶきフィナンシャルグループ
・池田泉州ホールディングス
・西日本フィナンシャルホールディングス
・ソニーフィナンシャルホールディングス
・池田泉州銀行
・西日本シティ銀行
・ソニー銀行
・北九州銀行

（３）期待エクスポージャー方式【１持株会社及び２行】

・みずほフィナンシャルグループ
・みずほ銀行
・みずほ信託銀行

２．オペレーショナル・リスク

（１）粗利益配分手法【１持株会社】

・西日本フィナンシャルホールディングス

資料９－６－１

経営健全化計画履行状況報告

平成28年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

（億円）

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画
新生	※340	※196	※359	494	210	355	416	241	360

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

（%）

	自己資本比率		
	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画
新生	14.20	14.09	13.08

（参考）

（億円）

	自己資本計			リスクアセット		
	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化 計画
新生	8,095	7,997	8,303	56,982	56,727	63,457

○リストラの状況①（役員数、従業員数等）

（人、百万円）

	役員数			従業員数			人件費			物件費（機械化費用を除く）		
	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画
新生	10	10	10	2,210	2,254	2,330	26,620	13,675	28,700	30,857	15,692	32,400

（百万円）

人件費＋物件費（参考）		
28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画
70,148	35,865	76,100

○リストラの状況②（役員報酬・賞与等）

	役員報酬・賞与（百万円）（注）						平均役員（常勤）報酬・賞与（百万円）			平均役員退職慰労金（百万円）			平均給与月額（千円）		
				うち役員報酬											
	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画	28/3 実績	28/9 実績	29/3 健全化計画
新生	169	84	200	169	84	200	34	32	40	22	－	－	489	481	495

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）

	国内貸出の状況（実勢ベース）（億円）		中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）（億円）	
	28年9月期 実績(対前期比)	29年3月期 計画(対前期比)	28年9月期 実績(対前期比)	29年3月期 計画(対前期比)
新　生	883	3,343	145	10

（注）インパクトローンを除くベース。

○不良債権額（単体ベース）

（億円）

	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①＋②＋③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	28/3 実績	28/9 実績	28/3 実績	28/9 実績	28/3 実績	28/9 実績	28/3 実績	28/9 実績	28/3 実績	28/9 実績
新生	50	41	271	267	26	39	347	348	▲ 242	4

○剰余金の状況

（億円）

	剰余金の状況（28/9期）	【参考】公的資金注入額 （優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン）	【参考】公的資金残高（注）
新生	2,715	4,166	2,500

（注） 公的資金注入額ベース

資料９－６－２

経営健全化計画履行状況報告

平成29年６月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

（億円）

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績
新生	※340	※359	※335	494	355	329	416	360	434

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

（%）

	自己資本比率		
	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績
新生	14.20	13.08	13.06

（参考）

（億円）

	自己資本計			リスクアセット		
	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化 計画	29/3 実績
新生	8,095	8,303	8,124	56,982	63,457	62,200

○リストラの状況①（役員数、従業員数等）

（人、百万円）

	役員数			従業員数			人件費			物件費（機械化費用を除く）		
	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績
新生	10	10	10	2,210	2,330	2,207	26,620	28,700	26,925	30,857	32,400	31,467

（百万円）

	人件費＋物件費（参考）		
	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績
新生	70,148	76,100	71,783

○リストラの状況②（役員報酬・賞与等）

	役員報酬・賞与（百万円）（注）						平均役員（常勤）報酬・賞与（百万円）			平均役員退職慰労金（百万円）			平均給与月額（千円）		
				うち役員報酬											
	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績	28/3 実績	29/3 健全化計画	29/3 実績
新生	169	200	167	169	200	167	34	40	32	22	－	－	489	495	482

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）

	国内貸出の状況（実勢ベース）（億円）		中小企業向け貸出の状況（実勢ベース）（億円）	
	29年3月期 計画(対前期比)	29年3月期 実績(対前期比)	29年3月期 計画(対前期比)	29年3月期 実績(対前期比)
新　生	3,343	2,918	10	133

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額（単体ベース）

（億円）

	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①＋②＋③		不良債権処理損失額	
	28/3 実績	29/3 実績	28/3 実績	29/3 実績	28/3 実績	29/3 実績	28/3 実績	29/3 実績	28/3 実績	29/3 実績
新生	50	30	271	36	26	38	347	104	▲ 242	21

○剰余金の状況

（億円）

	剰余金の状況（29/3期）	【参考】公的資金注入額 （優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン）	【参考】公的資金残高（注）
新生	2,875	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース

資料９－６－３

金融機能強化法に基づく全国信用協同組合連合会に対する資本参加の概要

（平成28年11月25日（金）決定）

	全国信用協同組合連合会（東京都中央区）
預 金 残 高 (28/3末)	５兆８，２８９億円
貸 出 金 残 高 (28/3末)	９，４０５億円
自己資本比率 (28/3末)	２５．６８％
資本参加額	６２億４千万円※
優先出資の配当率	Tibor（12ヶ月）＋０．３２％

※　資本参加は傘下信組への出資に活用するため申し込まれたものであり、全信組連の資本増強・収益性向上を目的とするものではない。本件資本参加により全信組連の自己資本比率は変動しない。

【参考】資本参加スキーム

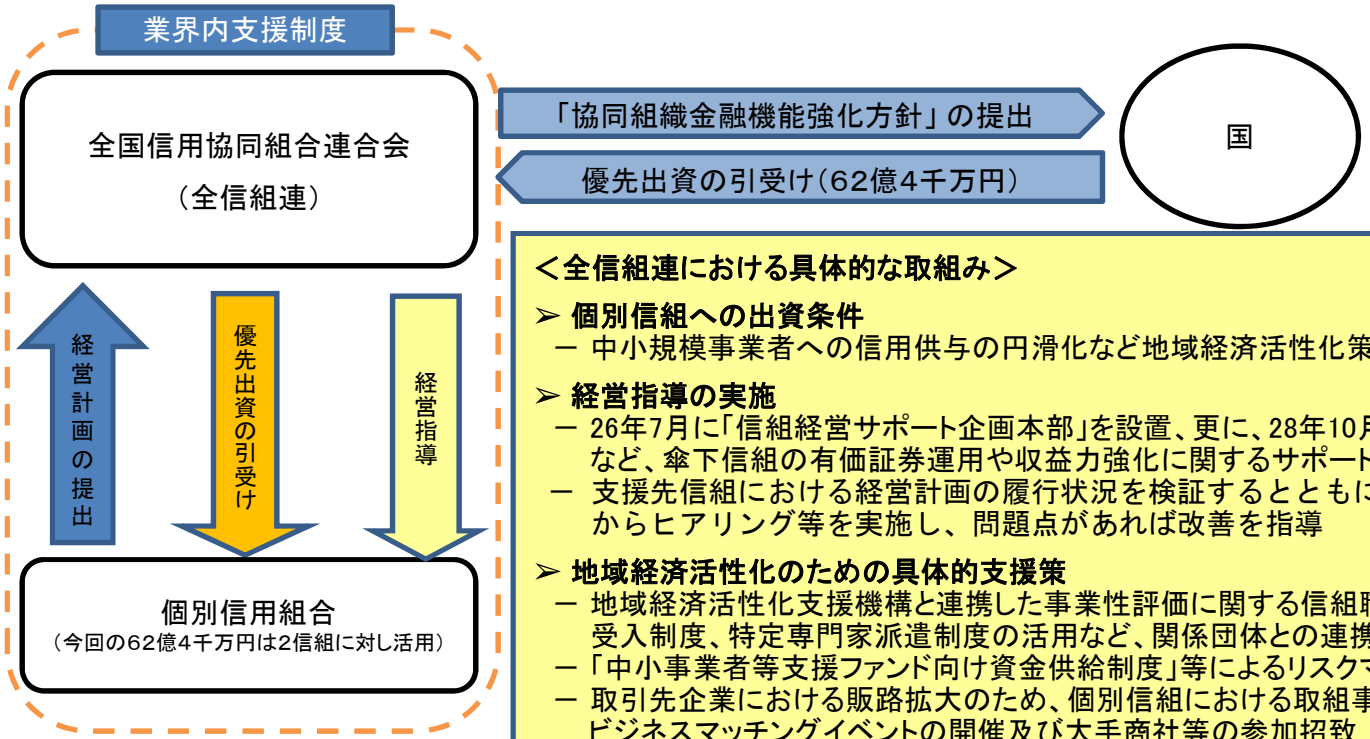

＜全信組連における具体的な取組み＞

➢ **個別信組への出資条件**
- 中小規模事業者への信用供与の円滑化など地域経済活性化策等を盛り込んだ経営計画の策定　等

➢ **経営指導の実施**
- 26年7月に「信組経営サポート企画本部」を設置、更に、28年10月には人員を強化し、態勢整備を図るなど、傘下信組の有価証券運用や収益力強化に関するサポートを推進
- 支援先信組における経営計画の履行状況を検証するとともに、定期的に経営トップや担当部署からヒアリング等を実施し、問題点があれば改善を指導　等

➢ **地域経済活性化のための具体的支援策**
- 地域経済活性化支援機構と連携した事業性評価に関する信組職員向け勉強会の開催や、トレーニー受入制度、特定専門家派遣制度の活用など、関係団体との連携強化
- 「中小事業者等支援ファンド向け資金供給制度」等によるリスクマネーの供給
- 取引先企業における販路拡大のため、個別信組における取組事例等の提供、コンサルタントの紹介、ビジネスマッチングイベントの開催及び大手商社等の参加招致
- 事業再生ファンド「しんくみリカバリ」の活用　等

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 28 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
本則（平成 20 年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	２１年　３月３１日	６０億円
南日本銀行		１５０億円
みちのく銀行	２１年　９月３０日	２００億円
第三銀行		３００億円
山梨県民信用組合		４５０億円
東和銀行	２１年１２月２８日	３５０億円
高知銀行		１５０億円
北都銀行	２２年　３月３１日	１００億円
宮崎太陽銀行		１３０億円
ぐんまみらい信用組合	２４年１２月２８日	２５０億円
豊和銀行	２６年　３月３１日	１６０億円
東京厚生信用組合		５０億円
横浜中央信用組合		１９０億円
釧路信用組合	２６年１２月１２日	８０億円
滋賀県信用組合		９０億円
全国信用協同組合連合会	２７年１２月２２日	１０６億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜中央信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画
平成28年3月期の履行状況の概要

1．経営改善の目標

1)コア業務純益

（単位：億円）

	計画始期の水準	28年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	15	15	**11**	▲ 4	▲ 4	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	42	44	**47**	＋ 5	＋ 3	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	71	72	**78**	＋ 7	＋ 6	資金利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
第　三	62	63	**66**	＋ 3	＋ 3	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、役務取引等利益が計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
山梨県民（信用組合）	16	15	**12**	▲ 3	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東　和	109	93	**97**	▲ 12	＋ 4	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高　知	31	31	**24**	▲ 6	▲ 6	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北　都	37	38	**45**	＋ 7	＋ 6	資金利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	27	22	**24**	▲ 3	＋ 2	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	5	6	**3**	▲ 1	▲ 2	経費の削減が計画を上回ったものの、資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
豊　和	32	33	**28**	▲ 3	▲ 5	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東京厚生（信用組合）	1.08	1.28	**1.45**	＋ 0.37	＋ 0.17	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
横浜中央（信用組合）	3.62	6.02	**9.28**	＋ 5.66	＋ 3.26	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
釧路（信用組合）	1.73	1.95	**2.54**	＋ 0.81	＋ 0.59	資金利益が貸出金残高の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
滋賀県（信用組合）	1.93	1.98	**2.30**	＋ 0.36	＋ 0.31	資金利益が有価証券利息配当金の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

2）業務粗利益経費率（OHR）

（単位：%）

	計画始期の水準	28年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	64.08	64.04	**67.26**	＋ 3.18	＋ 3.22	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	56.61	58.55	**56.06**	▲ 0.55	▲ 2.49	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	64.33	64.08	**65.44**	＋ 1.11	＋ 1.36	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債券関係費用の増加等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第　三	60.55	60.71	**60.80**	＋ 0.25	＋ 0.09	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債権売却益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
山梨県民（信用組合）	56.46	62.90	**58.81**	＋ 2.35	▲ 4.09	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券関係損益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東　和	59.78	62.72	**61.52**	＋ 1.74	▲ 1.20	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
高　知	67.96	69.10	**69.07**	＋ 1.11	▲ 0.03	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北　都	63.58	65.71	**57.94**	▲ 5.64	▲ 7.77	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	62.06	65.66	**63.94**	＋ 1.88	▲ 1.72	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい（信用組合）	79.59	79.04	**83.40**	＋ 3.81	＋ 4.36	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊　和	53.21	53.20	**53.02**	▲ 0.19	▲ 0.18	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
東京厚生（信用組合）	79.31	76.71	**73.43**	▲ 5.88	▲ 3.28	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜中央（信用組合）	74.13	65.66	**64.51**	▲ 9.62	▲ 1.15	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
釧路（信用組合）	72.57	71.98	**61.24**	▲ 11.33	▲ 10.74	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
滋賀県（信用組合）	76.20	75.21	**64.01**	▲ 12.19	▲ 11.20	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券関係損益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1）中小企業向け貸出残高・比率

（単位：億円、%）

		計画始期の水準	28年3月期 計画	28年3月期 実績	始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
福　邦	残高	1,588	1,610	**1,626**	＋ 38	＋ 16	貸出残高は企業の成長ステージをフルサポートする商品ラインナップの充実などに取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.33	35.38	**35.35**	＋ 0.02	▲ 0.03	
南日本	残高	3,016	3,116	**3,280**	＋ 264	＋ 164	ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.40	42.33	**42.57**	＋ 1.17	＋ 0.24	
みちのく	残高	4,311	4,355	**4,561**	＋ 250	＋ 206	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.34	20.61	**22.23**	＋ 1.89	＋ 1.62	
第　三	残高	5,991	6,021	**6,185**	＋ 193	＋ 163	専担者の配置により、医療・介護分野、農林水産業分野、環境・エネルギー事業分野への取組み強化や新規事業開拓支援に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.70	30.71	**30.74**	＋ 0.04	＋ 0.03	
山梨県民（信用組合）	残高	1,821	1,847	**1,829**	＋ 8	▲ 17	本部・営業店が一体となって休日ローラー活動等を実施したものの、小口貸出金での需要が多かったことや、期末に貸出金償却を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.60	44.00	**43.38**	▲ 0.22	▲ 0.62	
東　和	残高	6,432	6,562	**6,683**	＋ 251	＋ 121	貸出残高は「お客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.25	31.59	**30.89**	▲ 0.36	▲ 0.70	
高　知	残高	3,586	3,596	**3,700**	＋ 114	＋ 104	「ブロック・エリア制」による営業態勢の強化や成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.44	34.48	**35.39**	＋ 0.95	＋ 0.91	
北　都	残高	2,715	2,748	**2,843**	＋ 127	＋ 94	成長分野（医療・介護や再生可能エネルギー等）の支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.17	20.20	**21.02**	＋ 0.85	＋ 0.82	
宮崎太陽	残高	2,243	2,340	**2,383**	＋ 140	＋ 43	貸出残高は事業性融資先への全先訪問等による顧客とのリレーション強化等の取組みを実施してきたことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	34.94	36.12	**36.10**	＋ 1.16	▲ 0.02	
ぐんまみらい（信用組合）	残高	1,004	1,015	**1,011**	＋ 7	▲ 3	取引先の資金ニーズの掘り起こしや経営改善支援に伴う資金供給に取り組んだものの、情報収集や提案セールスが不十分であったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.65	28.83	**28.56**	▲ 0.09	▲ 0.27	
豊　和	残高	2,107	2,310	**2,294**	＋ 187	▲ 16	貸出残高は新規事業先開拓や経営改善支援に伴う資金供給に取り組んだものの、営業力が不十分であったこと等により、計画を下回った。貸出比率は総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	38.17	39.79	**40.99**	＋ 2.82	＋ 1.20	
東京厚生（信用組合）	残高	191	195	**223**	＋ 31	＋ 28	貸出・回収計画のプロセスの見直しや進捗管理の強化、営業推進本部による営業店サポート体制の強化等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.09	32.30	**37.45**	＋ 5.36	＋ 5.15	
横浜中央（信用組合）	残高	655	747	**1,189**	＋ 533	＋ 442	営業本部を中心に既存取引先における融資機会の見直しを実施するなど営業推進を行ったことにより、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	53.76	55.10	**57.06**	＋ 3.30	＋ 1.96	
釧路（信用組合）	残高	286	306	**331**	＋ 44	＋ 25	営業推進体制の再構築・強化、データベースを活用した融資推進ターゲット先への営業推進のほか、成長分野への営業推進に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.26	33.74	**35.41**	＋ 2.15	＋ 1.67	
滋賀県（信用組合）	残高	345	359	**396**	＋ 50	＋ 37	外部人材の活用による事業性融資先の開拓により、資金ニーズの掘り起こしを行ったこと等から貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	27.59	28.01	**30.79**	＋ 3.2	＋ 2.78	

2）経営改善支援先割合

（単位：%）

	計画始期の水準	28年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	5.61	5.79	**7.58**	＋ 1.97	＋ 1.79	外部支援機関と連携し公的補助金等を活用した事業化支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	2.94	3.06	**3.34**	＋ 0.40	＋ 0.28	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や「事業再生型WIN-WINネット業務」及び中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携等による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	10.35	10.85	**11.16**	＋ 0.81	＋ 0.31	担保・保証に過度に依存しない各種ビジネスローンや、私募債やABLの推進等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第　三	2.11	2.13	**3.15**	＋ 1.04	＋ 1.02	創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用型融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民（信用組合）	5.51	5.89	**6.02**	＋ 0.51	＋ 0.13	外部機関・外部専門家とも連携し、中小規模事業者への訪問等を通じた業況モニタリング等を実施し、経営改善計画の策定支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
東　和	11.72	11.75	**35.34**	＋ 23.62	＋ 23.59	「お客様応援活動」を通じたビジネスマッチングの推進や外部専門家を活用した経営相談会の実施、担保・保証に過度に依存しない無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高　知	3.02	3.08	**3.93**	＋ 0.91	＋ 0.85	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援やビジネスマッチング等に取り組んだことから、計画を上回った。
北　都	9.62	9.72	**11.05**	＋ 1.43	＋ 1.33	商談会等を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	10.13	10.99	**14.79**	＋ 4.66	＋ 3.80	ビジネスマッチングシステムを活用した販路拡大支援や、中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生支援や経営改善支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	14.55	17.97	**21.93**	＋ 7.38	＋ 3.96	経営改善計画の策定支援やモニタリング指導、外部専門家との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
豊　和	4.45	5.09	**7.23**	＋ 2.78	＋ 2.14	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生（信用組合）	3.06	5.53	**13.26**	＋ 10.20	＋ 7.73	債権譲渡担保融資など担保・保証に依存しない融資等を積極的に推進したほか、事業会社との連携による開業資金の貸出等に努めたことから、計画を上回った。
横浜中央（信用組合）	6.14	8.42	**9.33**	＋ 3.19	＋ 0.91	経営改善計画の策定支援やモニタリング指導、テナント先の紹介や各地域の中小企業再生支援協議会や弁護士等の外部専門家と連携した経営改善の取組みを継続したことから、計画を上回った。
釧路（信用組合）	2.46	2.65	**3.55**	＋ 1.09	＋ 0.90	中小企業再生支援協議会や外部コンサルタント等の外部機関との連携を強化するほか、本部と営業店が一体となり取引先の経営改善支援に取り組んだことから計画を上回った。
滋賀県（信用組合）	29.02	29.22	**31.75**	＋ 2.73	＋ 2.53	担保等に依存しない融資、中小企業再生支援協議会など外部専門家との連携強化による事業再生など、本部・営業店が一体となり経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針
平成28年3月期の実施状況の概要

1. 経営改善の目標

1）資金利益

（単位：億円）

	計画始期の水準	28年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
全国信用協同組合連合会	184	168	171	▲ 12	＋ 3	当初の想定よりファンドの配当金が増加したことから、資金利益は計画を上回った。

2）一営業店当たり資金量

（単位：億円）

	計画始期の水準	28年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
全国信用協同組合連合会	5,832	6,188	6,476	＋ 644	＋ 287	９営業店体制を維持しつつ効率的な業務運営を行ったほか、個別信用組合からの預金の預入が増加したことから、一営業店当たり資金量は計画を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1）中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

（単位：億円、%）

		計画始期の水準	28年3月期	始期比	コメント（実績と計画の比較）
			実 績		
全国信用協同組合連合会	残高	1,538	1,618	＋ 80	本部と営業店が連携し、特定信用組合（資本支援を行った５つの信用組合）に対し既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓等を促し、各組合において積極的な営業推進を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	25.96	27.27	＋ 1.31	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った5つの信用組合の合算値

2）経営改善支援先割合

（単位：%）

	計画始期の水準	28年3月期	始期比	コメント（実績と計画の比較）
		実 績		
全国信用協同組合連合会	6.04	6.50	＋ 0.46	特定信用組合において、日本政策金融公庫との業務提携により質の高い経営改善支援の実施に向けた態勢整備を進めたほか、中小企業再生支援協議会と連携し、DDS等の事業再生支援に取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った5つの信用組合の合算値

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 28 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	２３年　９月３０日	３００億円
筑波銀行		３５０億円
相双五城信用組合	２４年　１月１８日	１６０億円
いわき信用組合		２００億円
宮古信用金庫	２４年　２月２０日	１００億円
気仙沼信用金庫		１５０億円
石巻信用金庫		１８０億円
あぶくま信用金庫		２００億円
那須信用組合	２４年　３月３０日	７０億円
東北銀行	２４年　９月２８日	１００億円
きらやか銀行	２４年１２月２８日	３００億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法（震災特例）を活用した 4 地域銀行の経営強化計画
平成 28 年 3 月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行（茨城県土浦市）	東北銀行（岩手県盛岡市）
	仙台銀行（宮城県仙台市）	きらやか銀行（山形県山形市）		
資本参加額（資本参加時期）	300億円（23 年 9 月）	300億円（24 年 12 月）	350億円（23 年 9 月）	100億円（24 年 9 月）

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備		・本店のほか4分室の宮城県内5拠点体制の「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応	・仙山圏の仲介機能を拡充するため、「仙台法人グループ」と「山形法人グループ」を27年10月に、「庄内法人グループ」を28年4月に新設	・ソリューション業務や成長分野に対する機能強化と営業店支援強化を図るため、28年4月に「ビジネスソリューション部」を新設 ・営業店サポートを強化するため、27年10月に地区母店への審査役の駐在や2地区2審査役体制を導入	・「地域応援部」、「地域応援部地方創生推進室」、「融資部企業経営支援室」にて、各営業店に対する本部サポートを実施 ・地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、27年度より「店別営業戦略」を実施
② 具体的な取組み		・グループ統一ツールである「じもとビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施（27年度下期成約件数：46件）（仙台銀行、きらやか銀行） ・28年4月に「事業性評価シート」の様式をグループで統一し、データ蓄積を開始（仙台銀行、きらやか銀行） ・27年10月に地域経済活性化と地方創生を目的とした「じもと創生本業支援ファンド」を日本政策投資銀行と協働し組成（28年3月 ファンド第1号案件）（仙台銀行、きらやか銀行） ・「宮城県よろず支援拠点」と連携し、外部専門家や営業店職員が参加する本業支援検討会を毎月開催（仙台銀行） ・27年10月に新設した戦略チームによる営業店サポートにより、事業承継やM&A支援等を実施（きらやか銀行）		・地元自治体や企業と連携し、観光誌の発刊や配布、各種イベントの企画・開催等を通じて、「観光」と「食」をメインとした復興支援を実施し、地域経済の活性化に継続して貢献 ・地域経済の面的再生に向けたトップライン改善支援策の一つとして、様々な分野のセミナーや交流商談会等を定期的に企画・開催（27年度下期：計10回） ・顧客ごとに事業内容や成長可能性等を適切に評価するため、「事業性評価シート」を作成し、営業店と本部が連携して、解決策を検討・提案 ・28年1月に地域経済の活性化を目的とした「つくば地域活性化ファンド」を子会社である筑波総研を運営会社として設立	・27年7月より「事業性評価シート」を作成開始。企業を多面的に評価し、企業の実情に応じたアドバイスを行うことにより、企業とのリレーションを強化 ・27年11月に「岩手県よろず支援拠点」と連携し、定期相談会を開催（27年度下期：計8回） ・28年3月に地元自治体（計3市町）と「地方創生に関する連携協定」を締結し、農林水産業に対し、質の高い支援を展開 ・「アグリビジネス」「医療・介護ビジネス」、「海外ビジネス」について、ファンド等を活用した支援を継続実施 ・28年2月に「次代を担う後継者の育成」を目的に、後継者セミナー「とうぎん社長の道場」を開催
	被災者向け新規融資 事業性	4，819先／1，552億円	1，364件／ 385億円	22，048件／2，531億円	3，267件／ 795億円
	被災者向け新規融資 消費性	2，544先／ 177億円	148件／ 18億円	9，016件／ 694億円	412件／ 66億円
	被災者向け条件変更 事業性	248先／ 152億円	641件／ 200億円	3，624件／ 915億円	1，076件／ 189億円
	被災者向け条件変更 消費性	284先／ 35億円	104件／ 18億円	177件／ 17億円	75件／ 9億円
	【参考】28/3 期の貸出金残高	6，531億円	1兆247億円	1兆6，028億円	5，167億円
	産業復興機構の活用	決定27先／検討中 1先	—	決定12先	決定56先／検討中11先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定58先／検討中 6先	決定 7先	決定20先／検討中4先	決定53先／検討中18先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立42件／検討中 2件	成立 4件	—	成立18件

※ 計数は平成28年5月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成28年6月末時点）

資料9－6－9

金融機能強化法（震災特例）を活用した4信用金庫の経営強化計画
平成 28 年 3 月期の履行状況の概要

	宮古（岩手県宮古市）	気仙沼（宮城県気仙沼市）	石巻（宮城県石巻市）	あぶくま（福島県南相馬市）
資本参加額 （資本参加時期）	100億円（24 年 2 月） 【国85億円、信金中金15億円】	150億円（24 年 2 月） 【国130億円、信金中金20億円】	180億円（24 年 2 月） 【国157億円、信金中金23億円】	200億円（24 年 2 月） 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫（信金中金）から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備		・「融資部経営支援課」を設置(27 年 3 月)し、27 年度は支援先 82 先のうち 25 先を重点支援先とし、営業店と連携のうえ経営改善支援に取組み	・企業支援部と営業店の連携強化を図るため、27 年 11 月、各営業店に支援担当者を 1 名任命し、経営改善支援等の取組みを強化	・「地方版総合戦略」の推進を積極支援するため、「地方創生支援部」を設置（27 年 4 月）し、営業店と連携のうえ地元自治体や大学等との産官学金連携に取組み	・「地方版総合戦略」の円滑な施策実施を支援するため、「地方創生推進部会」を設置（27 年 7 月）し、地元自治体の有識者会議等に参画
② 具体的な取組み		・27 年 9 月「2015 よい仕事おこしフェア」、27 年 11 月「ビジネスマッチ東北 2015」への出展サポート等による販路拡大支援を実施。 ・27 年 11 月、「みやしん職域サポートローン」の取扱いを開始。今後も、シニア向け・住宅・自動車・教育等、被災エリアの顧客ニーズが高い融資商品を拡充し、早期復興を支援。	・27 年 11 月「ビジネスマッチ東北 2015」、28 年 2 月「スーパーマーケットトレードショー2016」への出展サポート等による販路拡大支援を実施。 ・28 年 3 月、木質バイオマス熱電併給事業施設建設にかかる日本政策金融公庫、信金中金等との協調融資に際し、融資先の財務基盤強化・資金繰り安定化を図るため、融資額の一部に資本性借入金を活用。	・27 年 11 月「ビジネスマッチ東北 2015」への出展サポート等による販路拡大支援を実施。 ・地元の水産加工業者に対し、復興支援ファンド「しんきんの絆」を活用し、28 年 1 月に資本性ローンによる支援を実施。 ・27 年 11 月に設立された農産物の生産・加工・販売を一貫して手掛ける事業者に対し、同年 12 月「しんきん創業・新規事業支援融資」を活用した融資を実施。	・27 年 9 月「2015 よい仕事おこしフェア」、27 年 11 月「ビジネスマッチ東北 2015」への出展サポート等による販路拡大支援を実施。 ・平成 28 年 3 月、米国「メットライフ財団」及び国内NPO「プラネットファイナンスジャパン」と共同で「メットライフ復興事業みらい基金」を創設。当基金の復興支援プログラムとして、利子補給による融資商品の取扱いを開始。
	被災者向け新規融資 事業性	957先／144億円	1，709先／387億円	942先／380億円	1，102先／445億円
	被災者向け新規融資 消費性	496先／ 40億円	366先／ 30億円	838先／ 97億円	339先／ 47億円
	被災者向け条件変更 事業性	139先／ 77億円	121先／ 61億円	213先／101億円	407先／243億円
	被災者向け条件変更 消費性	73先／ 6億円	291先／ 11億円	105先／ 13億円	445先／ 35億円
	【参考】28/3 期の貸出金残高	314億円	473億円	653億円	719億円
	産業復興機構の活用	決定24先	決定26先	決定34先／検討中 1先	決定 5先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定46先	決定25先／検討中 2先	決定50先／検討中22先	決定 5先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立10件	成立26件／検討中15件	成立39件／検討中 2件	成立 2件

※ 計数は平成 28 年 5 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 28 年 6 月末時点）

資料９－６－10

金融機能強化法（震災特例）を活用した3信用組合の経営強化計画
平成 28 年 3 月期の履行状況の概要

	相双五城（福島県相馬市）	いわき（福島県いわき市）	那須（栃木県那須塩原市）
資本参加額 （資本参加時期）	160億円（24 年 1 月） 【国139億円、全信組連21億円】	200億円（24 年 1 月） 【国175億円、全信組連25億円】	70億円（24 年 3 月） 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会（全信組連）から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

		相双五城	いわき	那須
① 実施体制の整備		・地域別の復興状況に合わせ、休日融資相談会の開催方法を変更するとともに、個別訪問活動の人員を増加し取組を強化（23年4月以降の相談受付：3,369件）	・復興や営業力強化に意欲的な支店長を登用する支店長公募制度により累計7名を登用（28年4月末現在7名）	・日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、中小零細事業者に対する経営支援体制を強化（26年12月）
②具体的な取組み		・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業振興センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を実施（27 年度：32 先、28 年度：28 先予定） ・融資部による「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施（23年4月以降の延滞解消：1,280先） ・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を29年3月末まで延長 ・震災後取扱停止としていた事業者向けカードローンの取扱いを再開（27年11月）	・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援（27 年度：87 先、28 年度：10 先（5 月末現在）） ・「中小企業・小規模事業者の経営支援に関する覚書」を締結（26 年 7 月）した福島県中小企業団体中央会と連携し、「ものづくり補助金」に係る合同個別相談会及び中小企業等支援施策説明会を実施 ・会員相互の事業活性化、業況拡大を目的としたビジネスマッチング交流会を開催し、22 件の商談が成約（27 年 10 月） ・全信組連などと共同で地域活性化ファンドを設立（27 年 10 月）	・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チームなすしん」において、取引先の経営改善計画の策定等を支援（15 先を再選定、累計 109 先） ・業務提携をした中小企業診断士や専門家により、事業再生等を支援（27 年 5 月末：8 先） ・「栃木県よろず支援拠点」等と連携し、小規模事業者の経営改善や事業引継ぎ等を支援 ・経営スキルを磨くことにより地元経済の将来的な安定的継続・発展に寄与することを目的とした勉強会「なすしん経営塾」を開催（27 年度 4 回開催）
被災者向け新規融資	事業性	554先／187億円	165先／246億円	2，738件（449先）／260億円
	消費性	273先／ 43億円	67先／ 10億円	90件（62先）／ 2億円
被災者向け条件変更	事業性	406先／114億円	203先／228億円	2，402件／292億円
	消費性	193先／ 16億円	68先／ 8億円	118件／ 16億円
【参考】28/3 期の貸出金残高		344億円	1，023億円	388億円
産業復興機構の活用		決定5先	決定4先	—
東日本大震災事業者再生支援機構の活用		決定2先	決定7先／検討中1先	決定3先
個人版私的整理ガイドラインの活用		成立2件	成立3件	—

※ 計数は平成 28 年 5 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 28 年 6 月末時点）

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 28 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
本則（平成 20 年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	２１年　３月３１日	６０億円
南日本銀行		１５０億円
みちのく銀行	２１年　９月３０日	２００億円
第三銀行		３００億円
山梨県民信用組合		４５０億円
東和銀行	２１年１２月２８日	３５０億円
高知銀行		１５０億円
北都銀行	２２年　３月３１日	１００億円
宮崎太陽銀行		１３０億円
ぐんまみらい信用組合	２４年１２月２８日	２５０億円
豊和銀行	２６年　３月３１日	１６０億円
東京厚生信用組合		５０億円
横浜中央信用組合		１９０億円
釧路信用組合	２６年１２月１２日	８０億円
滋賀県信用組合		９０億円
全国信用協同組合連合会	２７年１２月２２日	１０６億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜中央信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画
平成28年9月期の履行状況の概要

1．経営改善の目標

1)コア業務純益

（単位：億円）

	計画始期の水準	28年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	15	8	2	▲ 10	▲ 5	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	42	22	19	▲ 2	▲ 2	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	71	38	34	▲ 3	▲ 4	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第　三	62	31	27	▲ 8	▲ 4	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東　和	109	48	48	▲ 13	＋ 0	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
高　知	31	15	8	▲ 13	▲ 6	貸出金利息が計画を下回ったことにより資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
北　都	37	20	13	▲ 11	▲ 7	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
宮崎太陽	27	10	11	▲ 4	＋ 0	貸出金利息が計画を上回ったこと等により資金利益が計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
豊　和	28	9	8	▲ 11	▲ 1	貸出金利息が計画を下回ったこと等により資金利益が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。

注)「始期比」は、28年9月期（半期）の実績を2倍にし、「計画始期の水準」（通期）と比較

2）業務粗利益経費率（OHR）

（単位：%）

	計画始期の水準	28年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	64.08	63.91	**73.16**	＋ 9.08	＋ 9.25	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、資金利益が計画を下回ったことにより業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	56.61	59.11	**55.49**	▲ 1.12	▲ 3.62	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、国債等債券損益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	64.33	63.08	**71.45**	＋ 7.12	＋ 8.37	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったことや、国債等債券関係損益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第　三	60.55	60.70	**63.61**	＋ 3.06	＋ 2.91	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、資金利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東　和	59.78	61.79	**57.90**	▲ 1.88	▲ 3.89	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、国債等債券売却益を計上したこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高　知	67.96	68.52	**70.73**	＋ 2.77	＋ 2.21	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったことや、役務取引等利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北　都	63.58	67.46	**66.06**	＋ 2.48	▲ 1.40	資金利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	62.06	66.34	**64.65**	＋ 2.59	▲ 1.69	国債等債券売却損を計上したこと等により業務粗利益が計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊　和	53.02	61.10	**64.45**	＋ 11.43	＋ 3.35	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、資金利益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1）中小企業向け貸出残高・比率

（単位：億円、%）

		計画始期の水準	28年9月期 計画	28年9月期 実績	始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
福　邦	残高	1,588	1,621	**1,479**	▲ 108	▲ 141	企業の成長ステージをフルサポートする商品ラインナップの充実などに取り組んだものの、資金ニーズの掘り起こしが不十分であったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.33	35.62	**33.00**	▲ 2.33	▲ 2.62	
南日本	残高	3,016	3,141	**3,310**	＋ 294	＋ 169	ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.40	42.47	**42.50**	＋ 1.10	＋ 0.03	
みちのく	残高	4,311	4,390	**4,780**	＋ 469	＋ 390	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.34	20.44	**22.62**	＋ 2.28	＋ 2.18	
第　三	残高	5,991	6,041	**6,283**	＋ 291	＋ 241	専担者の配置により、医療・介護分野、農林水産業分野、環境・エネルギー事業分野への取組み強化や新規事業開拓支援に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.70	30.80	**31.32**	＋ 0.62	＋ 0.52	
山梨県民（信用組合）	残高	1,821	1,855	**1,815**	▲ 5	▲ 39	役職員が一丸となって積極的な営業推進活動を展開し、取引先への訪問営業を徹底したものの、債権売却を実施したことなどから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.60	44.02	**41.45**	▲ 2.15	▲ 2.57	
東　和	残高	6,432	6,627	**6,767**	＋ 335	＋ 140	貸出残高は「お客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.25	31.56	**30.73**	▲ 0.52	▲ 0.83	
高　知	残高	3,586	3,601	**3,744**	＋ 157	＋ 143	「ブロック・エリア制」による地域に密着した活動の強化や成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.44	34.51	**35.47**	＋ 1.03	＋ 0.96	
北　都	残高	2,715	2,764	**2,821**	＋ 105	＋ 57	貸出残高は成長分野（医療・介護や再生可能エネルギー等）の支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組みを強化したことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	20.17	20.22	**20.05**	▲ 0.12	▲ 0.17	
宮崎太陽	残高	2,243	2,360	**2,398**	＋ 155	＋ 38	貸出残高は事業性融資先への全先訪問等による顧客とのリレーション強化等の取組みを実施してきたことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	34.94	36.11	**36.10**	＋ 1.16	▲ 0.01	
ぐんまみらい（信用組合）	残高	1,004	1,020	**996**	▲ 8	▲ 23	取引先への訪問を強化したものの、資金需要の掘り起こしにつながる情報収集が十分でなく、資金ニーズを捉えた融資推進や提案セールスが実施できなかったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.65	28.91	**27.91**	▲ 0.74	▲ 1.00	
豊　和	残高	2,294	2,310	**2,267**	▲ 26	▲ 42	新規事業先開拓や経営改善支援に伴う資金供給に取り組んだものの、資金ニーズの掘り起こしが不十分であったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.99	41.35	**40.19**	▲ 0.8	▲ 1.16	
東京厚生（信用組合）	残高	223	224	**225**	＋ 1	＋ 0	営業推進本部を軸とする営業店サポート体制の強化や店舗特性に応じた業務運営の推進等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.45	37.68	**37.90**	＋ 0.45	＋ 0.22	
横浜中央（信用組合）	残高	1,189	1,220	**1,339**	＋ 149	＋ 119	営業本部を二部に分け、営業推進態勢の見直しを図り、取引先への訪問頻度を高めるなど、積極的な営業推進活動を行ったことにより、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	57.06	56.87	**61.39**	＋ 4.33	＋ 4.52	
釧路（信用組合）	残高	286	307	**339**	＋ 53	＋ 32	営業推進体制の再構築・強化、データベースを活用した融資推進ターゲット先への営業推進等、本部・営業店が一体となって営業推進に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.26	33.85	**36.37**	＋ 3.11	＋ 2.52	
滋賀県（信用組合）	残高	345	364	**405**	＋ 59	＋ 40	融資推進先の見直しを行い、外部人材の活用による事業性融資先の開拓により、資金ニーズの掘り起こしを行ったこと等から貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	27.59	28.57	**30.70**	＋ 3.11	＋ 2.13	

2）経営改善支援先割合

（単位：%）

	計画始期の水準	28年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	5.61	5.84	**8.95**	＋ 3.34	＋ 3.11	課題解決型提案営業の実施により、外部支援機関との連携によるソリューション提案やビジネスマッチング等の本業支援に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	2.94	3.08	**3.03**	＋ 0.09	▲ 0.05	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や「事業再生型WIN-WINネット業務」及び外部機関との連携等による経営改善支援に取り組んだものの、取引先総数が計画以上に増加したことから、計画を下回った。
みちのく	10.35	11.00	**11.48**	＋ 1.13	＋ 0.48	担保・保証に過度に依存しない各種ビジネスローンや、私募債やABLの推進等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第　三	2.11	2.14	**3.22**	＋ 1.11	＋ 1.08	創業・新事業開拓支援、コベナンツ活用型融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民（信用組合）	5.51	5.91	**6.34**	＋ 0.83	＋ 0.43	外部機関・外部専門家と連携した経営改善支援や、動産担保融資など担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東　和	11.72	11.84	**33.48**	＋ 21.76	＋ 21.64	「お客様応援活動」を通じたビジネスマッチングの推進や外部専門家を活用した経営相談会の実施、担保・保証に過度に依存しない無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高　知	3.02	3.07	**4.43**	＋ 1.41	＋ 1.36	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援やビジネスマッチング等に取り組んだことから、計画を上回った。
北　都	9.62	9.76	**10.19**	＋ 0.57	＋ 0.43	創業支援や事業承継支援が計画を下回ったことから経営改善支援先数が計画を下回ったものの、高齢化に伴う廃業者数の増加等により取引先企業総数が減少したことから、計画を上回った。
宮崎太陽	10.13	12.85	**13.82**	＋ 3.69	＋ 0.97	ビジネスマッチングシステムを活用した販路拡大支援や、中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生支援や経営改善支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	14.55	13.85	**14.30**	▲ 0.25	＋ 0.45	経営改善計画の策定支援やモニタリング指導、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
豊　和	7.23	7.24	**6.38**	▲ 0.85	▲ 0.86	創業・新事業開拓支援や経営相談、事業再生・承継は計画を上回ったものの、資金需要の低迷などにより担保・保証に過度に依存しない融資が計画を下回ったことから、計画を下回った。
東京厚生（信用組合）	13.26	13.31	**13.93**	＋ 0.67	＋ 0.62	業域取引先を中心とした債権譲渡担保融資など担保・保証に依存しない融資等を積極的に推進したほか、事業会社との連携による開業資金の貸出等に努めたことから、計画を上回った。
横浜中央（信用組合）	9.33	11.39	**12.24**	＋ 2.91	＋ 0.85	経営改善計画の策定支援やモニタリング指導のほか、中小企業再生支援協議会や弁護士等の外部専門家と連携した経営改善の取組みを継続したことから、計画を上回った。
釧路（信用組合）	2.46	2.68	**3.11**	＋ 0.65	＋ 0.43	中小企業再生支援協議会や外部コンサルタント等の外部機関との連携を強化するほか、本部と営業店が一体となり取引先の経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県（信用組合）	29.02	29.26	**33.12**	＋ 4.10	＋ 3.86	担保等に依存しない融資、中小企業再生支援協議会など外部専門家との連携強化による事業再生など、本部・営業店が一体となり経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針
平成28年9月期の実施状況の概要

1．中小企業金融の円滑化の目標

1）中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

（単位：億円、%）

		計画始期の水準	28年9月期 実績	始期比	コメント（実績と計画の比較）
全国信用協同組合連合会	残高	1,538	**1,707**	＋ 168	本部と営業店が連携し、特定信用組合（資本支援を行った５つの信用組合）に対し既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓等を促し、各組合において積極的な営業推進を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	25.96	**27.49**	＋ 1.53	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った5つの信用組合の合算値

2）経営改善支援先割合

（単位：%）

	計画始期の水準	28年9月期 実績	始期比	コメント（実績と計画の比較）
全国信用協同組合連合会	6.04	**7.30**	＋ 1.26	特定信用組合において、日本政策金融公庫と業務提携し、質の高い経営改善支援の実施に向けた態勢整備を進めたほか、中小企業再生支援協議会等と連携し、DDS等の事業再生支援に取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った5つの信用組合の合算値

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 28 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	２３年　９月３０日	３００億円
筑波銀行		３５０億円
相双五城信用組合	２４年　１月１８日	１６０億円
いわき信用組合		２００億円
宮古信用金庫	２４年　２月２０日	１００億円
気仙沼信用金庫		１５０億円
石巻信用金庫		１８０億円
あぶくま信用金庫		２００億円
那須信用組合	２４年　３月３０日	７０億円
東北銀行	２４年　９月２８日	１００億円
きらやか銀行	２４年１２月２８日	３００億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法（震災特例）を活用した 4 地域銀行の経営強化計画
平成 28 年 9 月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行（茨城県土浦市）	東北銀行（岩手県盛岡市）
	仙台銀行（宮城県仙台市）	きらやか銀行（山形県山形市）		
資本参加額（資本参加時期）	300億円（23 年 9 月）	300億円（24 年 12 月）	350億円（23 年 9 月）	100億円（24 年 9 月）

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備		・本店のほか4分室の宮城県内5拠点体制の「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応	・仙山圏の仲介機能を拡充するため、「仙台法人グループ」と「山形法人グループ」を27年10月に、「庄内法人グループ」を28年4月に新設	・ソリューション業務や成長分野に対する機能強化と営業店支援強化を図るため、28年4月に「ビジネスソリューション部」を新設 ・営業本部と融資部が連携し、営業店が融資案件の方針をスムーズに決定できるように、営業方針協議会を活用	・「地域応援部」、「地域応援部地方創生推進室」、「融資部企業経営支援室」にて、各営業店に対する本部サポートを実施 ・地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施
② 具体的な取組み		・グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施（28年度上期成約件数：68件）（仙台、きらやか） ・両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援（28年度上期協調・紹介融資実績：14件）（仙台、きらやか） ・27年10月に地域経済活性化と地方創生を目的とした「じもと創生本業支援ファンド」を日本政策投資銀行と協働し組成（28年12月 第2号案件）（仙台、きらやか） ・店舗が再開していない津波被災地（石巻市）での顧客利便性の確保を図るため、巡回型移動店舗による営業（仙台） ・じもとグループ間での新規開拓のノウハウや情報交換を目的とした人事交流の実施（仙台、きらやか）		・地元自治体や企業と連携し、観光誌の発刊や配布、各種イベントの企画・開催等を通じて、「観光」と「食」をメインとした復興支援を実施し、地域経済の活性化に継続して貢献 ・県外他行の取引先も参加したビジネス交流商談会の開催(28年10月)により、広域マッチングの機会を提供 ・28年度上期から事業性評価の対象先の拡大を図るとともに、「事業性評価シート」を活用し、企業のライフステージを見極め、営業店と本部が連携して、解決策を検討・提案 ・28年1月に地域経済の活性化を目的とした「つくば地域活性化ファンド」を設立(28年9月 第2号案件)	・「事業性評価シート」を作成し、企業を事業特性や成長可能性など多方面から評価することで、担保や保証に依存しない融資を推進 ・28年上期に地元自治体（計4市町）と「地方創生に関する連携協定」を締結し、農林水産業に対し、質の高い支援を展開 ・28年上期より、営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットワークを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施 ・外部機関との連携や各種研修等を通じて、中小企業診断士や農林水産業に係る専門資格者の養成等、コンサルティング機能を発揮できる人材育成の強化を図る取組みを実施
	被災者向け新規融資 事業性	5，237先／1，695億円	1，379件／ 389億円	26，874件／3，349億円	3，382件／ 828億円
	被災者向け新規融資 消費性	2，943先／ 195億円	149件／ 18億円	9，840件／ 864億円	492件／ 80億円
	被災者向け条件変更 事業性	248先／ 152億円	643件／ 200億円	3，627件／ 915億円	1，084件／ 190億円
	被災者向け条件変更 消費性	297先／ 35億円	104件／ 18億円	177件／ 17億円	75件／ 9億円
	【参考】28/9 期の貸出金残高	6，564億円	9，991億円	1兆6，305億円	5，118億円
	産業復興機構の活用	決定27先	—	決定12先	決定57先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定62先／検討中 4先	決定 7先	決定23先／検討中 2先	決定54先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立42件／検討中 2件	成立 4件	—	成立18件

※ 計数は平成28年11月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成28年12月末時点）

資料9－6－16

金融機能強化法（震災特例）を活用した4信用金庫の経営強化計画
平成28年9月期の履行状況の概要

	宮古（岩手県宮古市）	気仙沼（宮城県気仙沼市）	石巻（宮城県石巻市）	あぶくま（福島県南相馬市）
資本参加額 （資本参加時期）	100億円（24年2月） 【国85億円、信金中金15億円】	150億円（24年2月） 【国130億円、信金中金20億円】	180億円（24年2月） 【国157億円、信金中金23億円】	200億円（24年2月） 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫（信金中金）から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備		・「みやしん駅前相談プラザ」において、融資等に関する休日・夜間の相談対応を引き続き実施	・28年9月、復興支援部内の「法人営業推進担当」を業務部へ移管し、営業推進態勢を整備	・28年7月、被災した顧客が仙台市において事業再開する例が増えていること等を踏まえ、営業エリアに仙台市を追加	・28年7月、帰宅困難区域を除く避難指示区域の避難指示解除（29年3月予定）を踏まえ、浪江支店の営業を再開
② 具体的な取組み		・28年4月、外部機関の専門的な知見を活用するため、日本冷凍食品協会を招き「食品表示法対応セミナー」を開催。 ・地方創生に積極的に関与するため、28年6～11月、地方創生や産業振興に関する連携協定等を地公体等と締結（宮古市、山田町、宮古商工会議所、釜石商工会議所）。 ・28年8月に発生した台風10号に関する各種相談等に全店で対応し、特別利子補給制度の取扱いを開始。	・28年7月、地域活性化等のため東京東信金と業務提携に関する協定を締結。 ・28年8月、産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の事業主体である気仙沼市や気仙沼商工会議所等と連携し、地域の創業を促進する施策を実施。 ・28年9月、TKC東北会と「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」を締結し、事業者に対するコンサルティング機能の強化や経営計画の策定支援等について協働。	・28年度から、ジェトロが展開する「新輸出大国コンソーシアム」の専門家派遣や輸出支援メニューを活用し、新規創業先に対するサポート等を実施。 ・28年度、企業支援課と営業店が連携して経営改善を行う先として67先を選定し、宮城県商工会連合会や中小企業基盤整備機構の制度等を活用して支援。 ・28年9月、融資取引先の増加等を目的に、地域性や顧客ニーズ等を基準に営業店を3グループに位置付け対応。	・28年7月、福島相双復興官民合同チームより講師を招聘し、被災事業者支援に係る勉強会を開催。 ・28年8月、「第1回新現役復興支援交流会」を主催し、シニア人材・専門家による地元中小企業の経営課題解決を支援。 ・28年9月、地域への円滑な資金供給を目的として、事業主および個人のミドルリスク先を対象とし、無担保での取扱いを可能とした「地方創生ローン」の取扱いを開始。
	被災者向け新規融資 事業性	1，022／156億円	1，870先／432億円	960先／398億円	1，233先／501億円
	被災者向け新規融資 消費性	529先／ 44億円	430先／ 36億円	897先／108億円	368先／ 52億円
	被災者向け条件変更 事業性	149先／ 80億円	121先／ 61億円	214先／101億円	418先／250億円
	被災者向け条件変更 消費性	74先／ 6億円	294先／ 11億円	107先／ 13億円	446先／ 35億円
	【参考】28/9期の貸出金残高	310億円	485億円	639億円	740億円
	産業復興機構の活用	決定24先	決定26先	決定34先／検討中 1先	決定 5先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定46先	決定26先	決定53先／検討中19先	決定 5先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立11件	成立26件／検討中15件	成立39件／検討中 2件	成立 2件

※ 計数は平成28年11月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成28年12月末時点）

資料9－6－17

金融機能強化法（震災特例）を活用した3信用組合の経営強化計画
平成28年9月期の履行状況の概要

	相双五城（福島県相馬市）	いわき（福島県いわき市）	那須（栃木県那須塩原市）
資本参加額 （資本参加時期）	160億円（24年1月） 【国139億円、全信組連21億円】	200億円（24年1月） 【国175億円、全信組連25億円】	70億円（24年3月） 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会（全信組連）から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備		・顧客からの要望を受け、数店舗で実施していた休日融資相談会に代えて、28年10月より全店舗で週1回、夜間融資相談会を実施（23年4月以降の相談受付：4,518件）	・復興や営業力強化に意欲的な支店長を登用するため、24年3月より、職員自身が支店長に応募する「支店長公募制度」を導入し、累計7名を支店長等に登用（28年11月末現在）	・日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結したほか、各補助金採択を支援するため民間のコンサル会社とも提携を結び、中小零細事業者に対する経営支援体制を強化
②具体的な取組み		・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業復興相談センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を実施（28年11月末：25先） ・融資部において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施（23年4月以降の延滞解消：1,277先） ・経営改善支援委員会において、経営改善計画書を徴求した大口与信先等の改善状況を把握し、営業店に対し、問題点の解決策等の指導提案を実施 ・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を29年3月末まで延長	・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家により経営課題解決に向けた相談会を開催（27年度：87先、28年度：50先（11月末現在）） ・事業計画策定から融資後のフォローアップまでをトータルサポートする創業・新事業支援資金を提供（28年11月末までに10名が起業） ・外部機関との連携により専門家派遣を実施し、新事業開発やマッチング提案を実施 ・全信組連などと共同で設立した地域活性化ファンドによる投資を実施（28年11月末：1先）	・信用組合業界において開発した信用リスク管理システムを活用し、保証会社を付けない独自の融資商品の取扱いを開始（28年4月） ・震災復興をさらに推し進めるため、事業再生支援部署の人材配置を見直し、各支援先へのモニタリング体制を強化 ・他信用組合と連携協力に関する協定を締結し、事業の相互利用促進・販路の拡大等を支援
被災者向け新規融資	事業性	572先／194億円	171先／268億円	2，958件（452先）／283億円
	消費性	280先／ 45億円	67先／ 10億円	107件（72先）／ 3億円
被災者向け条件変更	事業性	422先／120億円	211先／230億円	2，567件／304億円
	消費性	194先／ 16億円	68先／ 8億円	125件／ 17億円
【参考】28/9期の貸出金残高		360億円	1，021億円	381億円
産業復興機構の活用		決定5先	決定4先	—
東日本大震災事業者再生支援機構の活用		決定3先	決定7先／検討中1先	決定3先
個人版私的整理ガイドラインの活用		成立2件	成立3件	—

※ 計数は平成28年11月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成28年12月末時点）

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【豊和銀行】

（平成28年9月16日（金）公表）

（単位：億円、%）

銀行名 （時期） ［資本参加額］	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 （28/3期）	計画終期 （31/3期）	始期比	新計画における主な取組み
豊和銀行 （26年3月） ［160億円］	コア業務純益	28	30	1	**○地域への徹底支援による地方創生への取組み** － 「経営改善応援ファンド」による積極的な資金供給 － 「販路開拓コンサルティング」の展開による本業支援 **○営業力・収益力の強化** － 営業店事務の本部集中化 － 販路開拓支援室による販路開拓コンサルティングの推進 － ソリューション支援室による営業サポート **○経営基盤の強化** － 県内外大学との連携強化による採用強化など － 業績貢献に応じたメリハリある賞与支給など － 業務改善委員会の活用による営業店事務の本部集中化など
	業務粗利益経費率	53.02	53.01	▲ 0.01	
	中小企業向け貸出残高	2,294	2,600	306	
	同　　貸出比率	40.99	44.37	3.38	
	経営改善支援先割合	7.23	7.83	0.60	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【筑波銀行・東北銀行】

（平成28年9月16日（金）公表）

銀行名 （時期） ［資本参加額］	新計画における主な取組み
筑波銀行 （23年9月） ［350億円］	**○体制の整備** － ビジネスソリューション部を新設し、付加価値の高い金融サービスを提供する機能を強化 － 震災復興委員会を継続設置し、「地域振興支援プロジェクト『あゆみ』」に基づく支援を実施 **○具体的な方策（主なもの）** － 事業性融資全先担当制による顧客接点の強化に基づいたコンサルティング営業の実践などによる事業性融資への取組み強化 － 事業性評価をベースとした各種提案力の強化による新たな資金供給手法への取組み強化 － ①経営改善により収益力や財務の改善が見込まれる企業、②DDS、債権放棄等の金融支援等、真に実効性のある抜本的な事業再生を必要とする企業、③震災復興機構活用先など、経営改善・事業再生が進んできた企業に対する支援を継続・強化 － 地域資源を活かした地域活性化への取組み強化 － 自治体等外部機関と連携した取組みや「産官学金労言」連携に基づく取組み － 企業のライフステージに合わせたサポートの強化 － 幅広い金融サービスを提供できる人材の育成
東北銀行 （24年9月） ［100億円］	**○体制の整備** － 渉外行動基準の見直しによる「行動の質重視」の渉外営業を展開 － 「本業支援研究会」や「ソリューション営業コンテスト」の開催による、事業性評価についての行員のレベルアップ － 営業店業績評価項目の見直しにより、営業店や個人の本業支援に対する意識を向上 **○具体的な方策（主なもの）** － 事業性評価により顧客の事業を正しく理解し、役に立つ本業支援・金融支援により、顧客の売上・利益の向上に取り組む ①起業・創業支援、②6次産業化支援、③マッチング支援、④営業支援、⑤経営改善支援 － 復興から次のステージに向けて、新たな課題に直面している地域や中小企業を支援 ①東日本大震災事業者再生支援機構等と連携した経営相談の強化 ②債権者間での調整等、中小企業支援協議会を活用した支援 － 地域の特性である農林水産業を起点とした、地域産業の創出、成長へ向けた支援 ①「とうぎんAFFクラブ」、「とうぎんアグリセミナー」等の活用によるアグリビジネス支援 ②「とうぎん医療介護ニュース」による情報発信などによる医療・介護ビジネス支援

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要③【東京厚生信用組合・横浜中央信用組合】

（平成28年9月16日（金）公表）

（単位：億円、%）

信用組合名 （時期） ［資本参加額］	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 （28/3期）	計画終期 （31/3期）	始期比	新計画における主な取組み
東京厚生信用組合 （26年3月） ［50億円］	コア業務純益	1	1	0	**○貸出業務増強等トップラインの拡大による収益力の強化** － 営業推進本部長を理事長からプロパー役員に変更し、顧客とのリレーションを活かした営業力を強化 － 業域取引の拡大に向け、「福祉・医療開拓推進室」を戦略本部機能に特化させるとともに、本店に業域取引に詳しい人材を配置し、営業店サイドの推進体制を強化 **○人材育成の強化** － 外部研修への派遣増員や職場内クロストレーニング（一時的な人事交流）等を通じ、人材力を強化 **○信用リスク管理の一層の強化** － 総与信額１億円以上の先について「融資審議会」における理事長以下常勤役員による審議・決裁体制を継続するほか、破綻懸念先以下や大口貸出先等について審査部によるモニタリング体制を整備し、信用リスク管理を一層強化 **○経営の効率化** － 戦略的・効率的な要員配置や営業店事務の効率化・合理化等を通じて、経営の効率化を推進
	業務粗利益経費率	73.43	73.24	▲ 0.19	
	中小企業向け貸出残高	223	239	15	
	同　　貸出比率	37.45	39.34	1.89	
	経営改善支援先割合	13.26	13.46	0.2	
横浜中央信用組合 （26年3月） ［190億円］	コア業務純益	9	9	0	**○営業態勢の再構築** － 営業本部をエリア別の二部体制とし、顧客への訪問頻度を一層高めてメイン化を推進 － 営業店主体による営業推進態勢の構築（最終の第４ステップ）に向け、まずは営業店がリテール・個人ローンに注力する態勢（第３ステップ）を構築 **○取引先の拡大** － 営業本部の二部体制により、顧客との信頼関係を一層強め、情報・ニーズの把握を通じて取引先を拡大 － 営業店長に対する営業推進の意識付けの徹底を図り、業種分散や小口取引先の獲得に注力 **○信用コスト削減のための取組み強化** － 取引先の実態把握を強化し、キャッシュフロー重視の貸出審査、１億円以上の新規案件に係る審査部への事前協議、及び内部限度額や個社別クレジットリミットの超過案件等の常勤理事会での協議を継続し、信用リスク管理を強化
	業務粗利益経費率	64.51	63.98	▲ 0.53	
	中小企業向け貸出残高	1,189	1,370	180	
	同　　貸出比率	57.0	57.5	0.5	
	経営改善支援先割合	9.33	13.33	4	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要④【宮古信用金庫・気仙沼信用金庫】

（平成28年9月16日（金）公表）

信用金庫名 （時期） ［資本参加額］	新計画における主な取組み
宮古信用金庫 （24年2月） ［100億円］	**○復興に資する方策の実施態勢の整備** － 本部・営業店間の情報共有及び営業店支援を強化し、潜在的な顧客ニーズの発掘及び課題解決に向けた提案力を強化 － 仮店舗で営業している山田支店について、山田町の復興計画に併せて、平成29年度を目途に新築移転を予定 － 外部機関が主催する研修やセミナー等に積極的に職員を派遣。また、職員の提案スキルを高めるため、渉外担当者向けのロールプレイング研修を実施 **○復興に資する具体的な方策（主なもの）** － 担保または保証に過度に依存しない融資の促進（事業性評価に基づく融資等の促進） － 復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用 － 信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進 － 経営相談、指導・助言、セミナーの開催および外部機関との連携・協力関係の構築 － 外部機関等の専門的な知見、ノウハウおよび機能の活用（中小企業再生支援協議会、産業復興機構、（独）中小企業基盤整備機構、いわて企業支援ネットワーク、いわて中小企業支援プラットフォーム等） － 事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、産業復興機構、事業再生支援ファンド等の活用、ＤＤＳ等による金融支援 － 営業店・本部一体による相談対応、Ｍ＆Ａによる事業承継支援 － 「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略市民推進委員会」に参画。営業推進部地域支援課を中心に、地方版総合戦略に掲げる具体的な施策の円滑な実施等を支援
気仙沼信用金庫 （24年2月） ［150億円］	**○復興に資する方策の実施態勢の整備** － 「復興支援部」を中心に、顧客の相談・要望事項等に適切かつ迅速に対応し、幅広い金融商品・金融サービスを提供できる体制を維持・強化 － 震災以降の市街地形成の状況等に配慮しながら、顧客の利便性向上に向けた店舗網の再整備を推進 － 外部機関が主催する研修やセミナー等に積極的に職員を派遣。また、経営改善・事業再生等をテーマとした実務研修、庫内トレーニー制度の実施、営業店におけるＯＪＴの推進、担当役員・本部部長等による営業店への臨店指導を実施 **○復興に資する具体的な方策（主なもの）** － 担保または保証に過度に依存しない融資の促進（事業性評価に基づく融資等の促進） － 復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用 － 信用金庫業界、（一財）気仙沼しんきん復興支援基金等と連携した販路拡大に向けたきめ細かな各種支援 － 経営相談、指導・助言、セミナーの開催および外部機関との連携・協力関係の構築 － 外部機関等の専門的な知見、ノウハウおよび機能の活用（中小企業再生支援協議会、産業復興機構、（独）中小企業基盤整備機構、ＴＫＣ東北会、宮城県よろず支援拠点） － 事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、産業復興機構、事業再生支援ファンド等の活用、ＤＤＳ等による金融支援 － 営業店・本部一体による相談対応、Ｍ＆Ａによる事業承継支援 － 「けせんぬま創生戦略会議」に参画。気仙沼市及び気仙沼商工会議所等との連携を図り、復興支援部を中心に、地方版総合戦略に掲げる具体的な施策の円滑な実施等を支援

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑤」【石巻信用金庫・あぶくま信用金庫】

（平成28年9月16日（金）公表）

信用金庫名 （時期） ［資本参加額］	新計画における主な取組み
石巻信用金庫 （24年2月） ［180億円］	**○復興に資する方策の実施態勢の整備** － 「復興支援課」を中心に、顧客の相談・要望事項等に適切かつ迅速に対応し、幅広い金融商品・金融サービスを提供できる体制を維持・強化 － 課題解決型金融の強化に向けた営業店渉外体制の構築により顧客との重要な接点のひとつである営業店体制を再構築 － 外部研修等への積極的な職員派遣及び継続的な研修実施等による職員の能力向上に努め、課題解決型金融サービスの実現に向けた人材を育成、強化 **○復興に資する具体的な方策（主なもの）** － 担保または保証に過度に依存しない融資の促進（事業性評価に基づく融資等の促進） － 復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用 － 信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進 － 石巻市の「創業支援事業計画」における創業支援事業者としての対応 － 石巻専修大学、東北大学等と連携した「いしのまきイノベーション企業家塾」の継続的な開催 － 外部機関等の専門的な知見、ノウハウおよび機能の活用（中小企業再生支援協議会、産業復興機構、（独）中小企業基盤整備機構等） － 事業再生支援の取組みについて、中小企業再生支援協議会、産業復興機構、事業再生支援ファンド等の活用、ＤＤＳ等による金融支援 － 営業店・本部一体による相談対応、Ｍ＆Ａによる事業承継支援 － 「東松島市復興まちづくり計画市民委員会」への参画。石巻専修大学「研究プロジェクト」に職員を派遣し、石巻圏域におけるモノの流れ等を共同研究し、産学官金連携のもと、地域産業の活性化に取組み
あぶくま信用金庫 （24年2月） ［200億円］	**○復興に資する方策の実施態勢の整備** － 「お客様サポート室」を中心に、顧客の相談・要望事項等に適切かつ迅速に対応し、幅広い金融商品・金融サービスを提供できる体制を維持・強化 － 今後予定される避難指示解除に向け、地域の復興・創生を果たす上で、顧客との重要な接点のひとつである営業店体制を再構築 － 外部研修等への積極的な職員派遣及び継続的な研修実施等による職員の能力向上に努め、コンサルティング機能を発揮等するために必要な専門的スキル・ノウハウを持った人材を育成、強化 **○復興に資する具体的な方策（主なもの）** － 担保または保証に過度に依存しない融資の促進（事業性評価に基づく融資等の促進） － 復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用 － 信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進 － 外部機関等の専門的な知見、ノウハウおよび機能の活用（福島県中小企業再生支援協議会、宮城県中小企業再生支援協議会、福島産業復興機構、宮城産業復興機構、（独）中小企業基盤整備機構、㈱ゆめサポート南相馬） － 事業再生支援の取組みについて、中小企業再生支援協議会、産業復興機構、事業再生支援ファンド等の活用、ＤＤＳ等による金融支援 － 営業店・本部一体による相談対応、Ｍ＆Ａによる事業承継支援 － 南相馬市、新地町、広野町、亘理町の委員会等への参画。南相馬市、相馬市、新地町、浪江町、亘理町と地域密着総合連携協定を締結。地方創生推進部会を中心とした、地方版総合戦略に掲げる具体的な施策の円滑な実施等を支援

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑥【相双五城信用組合・いわき信用組合・那須信用組合】

（平成28年9月16日（金）公表）

信用組合名 （時期） ［資本参加額］	新計画における主な取組み
相双五城信用組合 （24年1月） ［160億円］	**○復興に資する方策の実施態勢の整備** － 中小規模事業者の様々な融資相談に対応する「ローンセンター」を設置（相馬西支店、亘理支店）し、融資業務に精通するベテラン職員を配置 － 顧客利便性の向上のため、ローンセンターにおいて休日融資相談会を開催 － 被災した個人顧客の戸別訪問を強化するほか、事業者に対して毎週水曜日を事業所開拓専門日として重点的に訪問 － 地方公共団体による「地方創生」事業への積極的な参画 **○復興に資する具体的な方策（主なもの）** － 経営改善支援コーディネーター（顧問中小企業診断士）の派遣、「福島県産業振興センター」の専門家派遣支援等を活用 － 事業者向け復興融資等、被災者向け融資商品の取扱期間を延長（29年３月末まで） － 事業再生ファンド（福島産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等）等を引き続き活用するほか、個人版私的整理ガイドラインの周知や利用勧奨を継続 － 職域提携により、提携先従業員の住宅建設やマイカー購入等の資金需要に対し優遇商品にて対応
いわき信用組合 （24年1月） ［200億円］	**○復興に資する方策の実施態勢の整備** － 業務企画部（創生支援担当部署）を与信関連部署と同一フロアに集約し、営業店を含め情報共有化等一層の連携強化を通じ、復興・地域創生の取組みを強化 － 取引先の利便性向上等に向け、必要な店舗戦略の見直しを実施 － 支店長公募制度（24年３月～、現在７名を登用）を継続し、復興や営業力強化に高い意欲・意識を持った支店長を積極的に登用 － 顧問の中小企業診断士など専門家を活用した相談機能の充実 － 震災対応融資商品の提供に加え、無担保型住宅ローン等の新たな資金ニーズに対応した新商品開発等を通じ、営業体制を充実 **○復興に資する具体的な方策（主なもの）** － 営業地域内でビジネスマッチング交流会を開催するほか、営業地域外への販路開拓に向けた物産展や商談会への出展を支援 － 創業・新事業支援資金「フロンティア」のほか、地域振興ファンド「磐城国（いわきのくに）地域新興投資事業有限責任組合」、クラウドファンディングの推進を通じ、創業・新事業支援の取組みを強化
那須信用組合 （24年3月） ［70億円］	**○復興に資する方策の実施態勢の整備** － 事業再生計画の策定支援を行う「事業再生支援チームなすしん」を「事業再生・地域活性化支援チームなすしん」に改称し、事業支援を通じた地域活性化の取組みを強化 － 純新規先を中心に融資開拓活動を行う「チームＨＯＴ（ハッスル応援チーム）」の人員を増強し、円滑な信用供与に取り組むとともに、事業再生・地域活性化支援チームなすしんと連携し、取引先の再生支援を強化 － 日本政策金融公庫との業務連携・協力等により、創業・経営サポートサービスを提供する態勢を整備 **○復興に資する具体的な方策（主なもの）** － ビジネスマッチングを通じて、取引先の新たな販路や仕入先の開拓を積極的に支援 － 事業承継に伴う税制・法務等の課題に対する支援を行うため、外部機関・専門家との連携を強化 － 会員向け勉強会「なすしん経営クラブ」やクラウドファンディングを通じ、 創業・新規事業支援への取組みを強化

資料９－７－１

金融機関における貸付条件の変更等の状況

◆　貸付条件の変更等の状況（平成29年3月末時点）

（単位：件）

	申込み	実行 （Ａ）	謝絶 （Ｂ）	実行率 [Ａ／(Ａ＋Ｂ)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計（1368）	8,479,957	8,081,481	176,849	97.9%
【住宅ローン】 金融機関合計（1368）	493,518	411,079	34,668	92.2%

（注）上記金融機関（1368）は、銀行（140）、信用金庫（265）、信用組合（152）、労働金庫（14）、系統金融機関（797）の合計。

資料９－７－２

日銀短観D. I. の推移

○ 業況判断

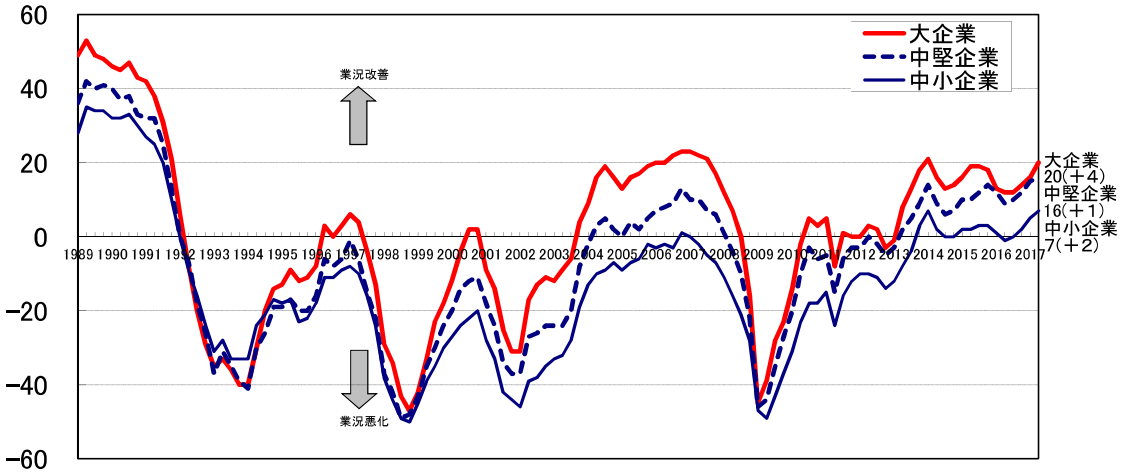

※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○資金繰り判断

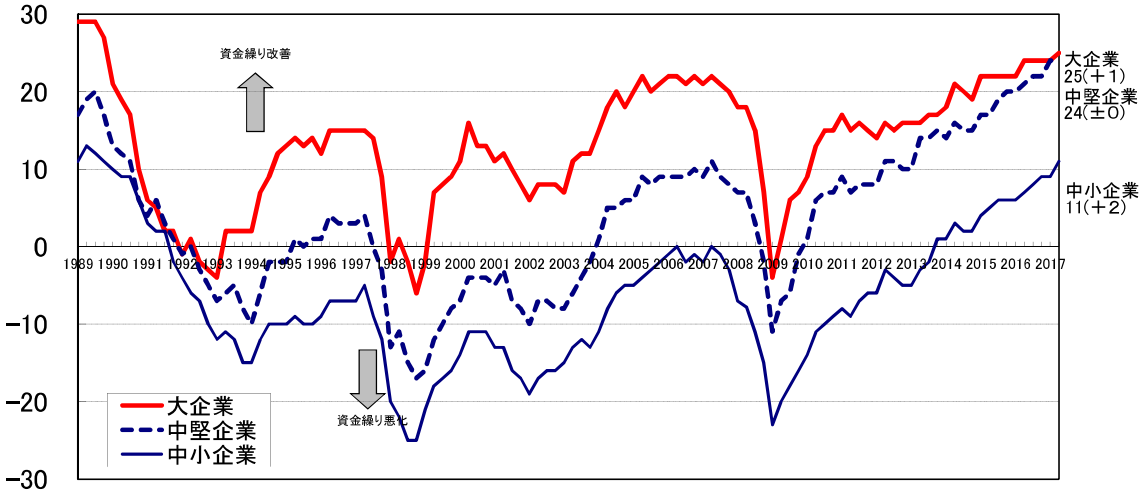

※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○金融機関の貸出態度判断

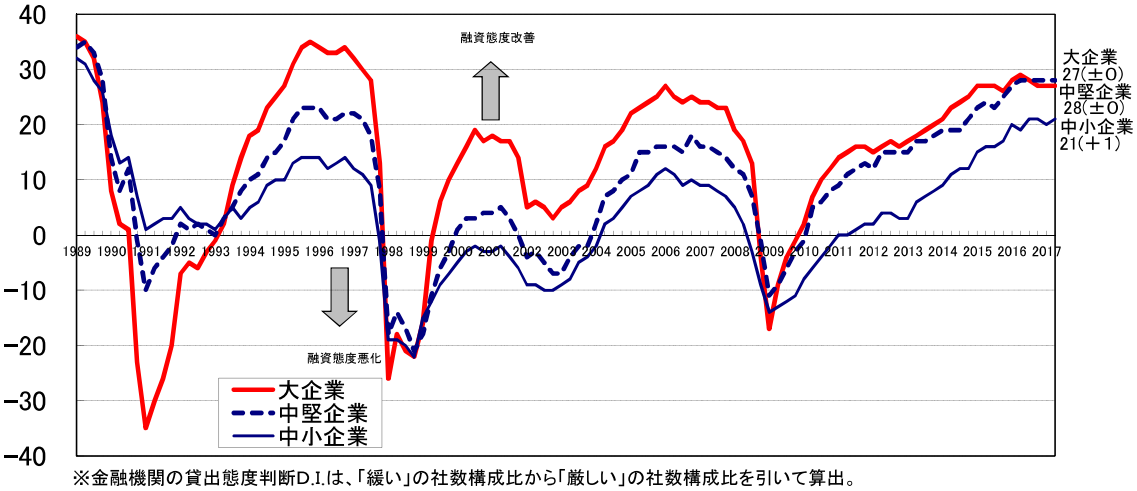

※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

（出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

（注）数字は2017年６月調査時点。（カッコ内の数字は前回調査（2017年３月）との比較）

資料９－７－３　法人向け貸出残高の推移（国内銀行）表

（単位：兆円,%）

月末	法人向け全体貸出残高	前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比
2015.01	284.8	2.9	175.6	2.7	109.2	3.3
2015.02	285.6	3.2	175.7	2.9	109.9	3.8
2015.03	289.1	3.0	179.8	2.4	109.4	4.0
2015.04	283.7	2.6	175.4	2.9	108.2	2.3
2015.05	283.7	2.9	175.5	3.0	108.2	2.8
2015.06	286.1	2.7	177.0	3.2	109.1	2.1
2015.07	286.2	3.3	176.9	3.5	109.4	2.9
2015.08	286.3	3.1	176.8	3.0	109.5	3.3
2015.09	290.7	2.9	180.7	3.1	110.0	2.5
2015.10	288.3	3.3	179.5	4.3	108.8	1.8
2015.11	290.0	2.7	179.4	3.3	110.6	1.8
2015.12	294.8	2.6	183.5	3.4	111.3	1.3
2016.01	293.6	3.1	181.9	3.6	111.7	2.4
2016.02	292.2	2.3	180.4	2.7	111.8	1.7
2016.03	296.5	2.6	185.8	3.4	110.7	1.2
2016.04	292.3	3.0	183.4	4.5	108.9	0.6
2016.05	290.9	2.6	181.5	3.4	109.4	1.1
2016.06	291.9	2.0	183.1	3.4	108.8	▲ 0.2
2016.07	292.7	2.3	184.5	4.3	108.2	▲ 1.1
2016.08	292.3	2.1	183.8	4.0	108.5	▲ 0.9
2016.09	296.8	2.1	186.4	3.2	110.3	0.3
2016.10	294.9	2.3	184.7	2.9	110.2	1.3
2016.11	297.7	2.6	185.5	3.4	112.2	1.4
2016.12	303.1	2.8	189.8	3.4	113.4	1.8
2017.01	301.6	2.7	187.9	3.3	113.8	1.8
2017.02	302.1	3.4	187.8	4.1	114.3	2.2
2017.03	306.2	3.3	193.6	4.2	112.6	1.7
2017.04	303.2	3.7	191.9	4.7	111.3	2.2
2017.05	302.3	3.9	190.9	5.2	111.4	1.8
2017.06	303.9	4.1	192.6	5.2	111.3	2.3

（出典）日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数（個人企業を含む）。
○「中小企業」：資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は 5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

資料９－７－４

不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

１．主要行の取組み

（年度末貸出残高）（単位：億円）

	26年度末	27年度末	28年度末
ABL	5,556	5,354	5,890
財務制限条項を活用した融資	632,673	705,967	745,184

（注） 主要行： 三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行、新生銀行及びあおぞら銀行の9行。

２．地域金融機関の取組み

（年度末貸出残高）（単位：億円）

	25年度末	26年度末	27年度末
ABL	7,677	12,941	17,737
財務制限条項を活用した融資	140,743	150,632	156,329

（注） 地域金融機関： 地方銀行106行、信用金庫265金庫、信用組合153組合の計524金融機関。

資料９－８－１

民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	平成27年度	平成28年度
① 新規に無保証で融資した件数 （ABLを活用し、無保証で融資したものは除く）	425,709	475,563
② 経営者保証の代替的な融資手法(※2)を活用した件数	407	533
③ 保証契約を解除した件数(※3)	31,701	41,742
④ 合計【 ④ ＝ ①＋②＋③ 】	457,817	517,838

	平成27年度	平成28年度
⑤ 保証金額を減額した件数	15,852	16,361

	平成27年度	平成28年度
⑥ メイン行(※4)としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	207	231

	平成27年度	平成28年度
⑦ 新規融資件数	3,574,408	3,517,402
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【 ⑧ ＝ (①＋②)／⑦ 】	11.9%	13.5%

【代表者の交代時における対応】

	平成28年10月～29年3月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	1,824
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	5,741
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	4,820
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	11,488

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行23行、地域銀行106行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合152組合（全国信用組合連合会を含む）の合計555機関。
※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。
※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。
※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。
（注）平成27年4月以降の活用件数については、金融機関からの報告対象を明確化し、中小企業向けに限定する一方、ガイドラインの適用開始前から元々無保証融資を行っていた顧客に対する新規無保証融資等を一律に計上することとしたため、平成27年3月以前の活用件数と比較することは困難である。また、平成28年10月以降から調査項目に、代表者の交代時における対応（⑨～⑫）を追加している。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について

➢ 金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを「参考事例集」として取りまとめ、平成26年６月に公表。同年12月、27年７月、12月及び29年４月に取組み事例を追加した改訂版を公表

＜ 掲載事例（51事例（29年４月改訂後））＞

Ⅰ．経営者保証に依存しない融資の一層の促進に関する事例（２１事例）

○ ガイドラインの要件が充足されていることを確認した上で、経営者保証を求めなかった事例

○ ガイドラインの要件は十分に充足されていないものの、経営者保証を求めなかった事例

○ 運転資金への短期融資に係る事例

○ 解除・停止条件付保証契約を活用した事例

Ⅱ．適切な保証金額の設定に関する事例（４事例）

Ⅲ．既存の保証契約の適切な見直しに関する事例（９事例）

○ 事業承継に伴い保証契約を見直した事例　等

Ⅳ．保証債務の整理に関する事例（１７事例）

○ 中小企業再生支援協議会を活用した事例

○ 特定調停を活用した事例

○ ＲＥＶＩＣを活用した事例　等

平成 28 年 12 月 6 日
金　　融　　庁

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、このところ弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、当庁としては、年末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

（１）中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

（２）財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。

（３）必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮

し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

（4）「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。

（5）平成 28 年熊本地震等による被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報を含め、被災者の状況やニーズに応じたきめ細かな対応に努めること。

（6）上記（1）から（5）までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以　上

平成 29 年 2 月 27 日
金　　融　　庁

年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、一部に改善の遅れも見られますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、当庁としては、年度末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

（１）中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

（２）財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。

（３）必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外

部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

（4）「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。

（5）平成 28 年熊本地震等による被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報を含め、被災者の状況やニーズに応じたきめ細かな対応に努めること。

（6）上記（1）から（5）までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以　上

資料９－９－１　　偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）　　（別紙１）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	補償	補償しない	
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	91	84	8	16	32	26	485	342	70	483	459	24	2
24年度	663	465	139	142	50	29	73	68	925	705	76	918	877	41	7
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	294	19	-
26年度	262	114	32	21	1	0	6	4	301	141	46	297	286	11	4
27年度	336	133	24	24	13	9	9	6	382	174	45	360	355	5	22
4月～6月	73	20	1	1	-	-	-	-	74	21	29	68	67	1	6
7月～9月	79	47	-	-	1	0	-	-	80	47	59	77	77	-	3
10月～12月	124	44	17	21	10	9	7	3	158	78	49	146	143	3	12
1月～3月	60	21	6	1	2	0	2	2	70	26	38	69	68	1	1
28年度	229	79	24	6	5	3	3	2	261	91	34	239	235	4	22
4月～6月	66	15	7	0	-	-	-	-	73	16	21	71	68	3	2
7月～9月	79	27	5	2	1	0	1	1	86	31	37	86	85	1	-
10月～12月	56	21	8	2	3	2	2	0	69	26	38	64	64	-	5
1月～3月	28	15	4	0	1	0	-	-	33	16	51	18	18	-	15
計	4,422	3,629	1,286	1,311	422	364	391	379	6,521	5,685	87	6,377	6,128	249	144
構成比	67.8%	63.8%	19.7%	23.1%	6.5%	6.4%	6.0%	6.7%	100.0%	100.0%		100.0%	96.1%	3.9%	

（注１）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注２）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注３）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.2%（4,203件/4,369件）、地方銀行96.5%（1,184件/1,227件）、第二地方銀行96.3%（395件/410件）、信金等93.3%（346件/371件）。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙2）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）				
												処理方針決定済				調査・検討中等
												計	補償		補償しない	
													全額	75%又は一部		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）					
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,998	1,661	1,825	1,055	389	172	710	347	6,922	3,236	46	6,893	3,337	969	2,587	29
19年度	3,468	1,363	1,154	620	209	89	486	216	5,317	2,290	43	5,317	2,127	852	2,338	-
20年度	3,507	1,580	994	520	178	120	436	207	5,115	2,429	47	5,110	1,811	908	2,391	5
21年度	4,234	1,874	1,069	624	213	153	532	301	6,048	2,954	48	6,039	1,774	1,517	2,748	9
22年度	4,456	2,418	1,160	871	304	207	695	480	6,615	3,977	60	6,604	1,654	2,086	2,864	11
23年度	3,705	1,814	918	641	216	144	522	334	5,361	2,935	54	5,349	1,223	1,453	2,673	12
24年度	2,873	1,224	615	397	119	78	303	183	3,910	1,883	48	3,905	806	845	2,254	5
25年度	2,771	1,187	463	288	73	35	199	122	3,506	1,634	46	3,498	594	700	2,204	8
26年度	2,369	1,037	413	220	77	55	198	153	3,057	1,467	48	3,027	570	602	1,855	30
27年度	2,085	1,070	471	354	100	39	201	182	2,857	1,647	57	2,793	582	719	1,492	64
4月～6月	537	261	140	102	30	10	40	41	747	416	55	730	170	150	410	17
7月～9月	605	300	127	96	22	7	47	24	801	429	53	793	166	212	415	8
10月～12月	518	273	119	76	20	5	69	66	726	421	58	708	135	211	362	18
1月～3月	425	235	85	78	28	14	45	50	583	379	65	562	111	146	305	21
28年度	2,594	1,548	560	420	96	72	372	309	3,622	2,351	64	2,919	422	885	1,612	703
4月～6月	604	357	130	90	23	17	67	55	824	521	63	803	143	222	438	21
7月～9月	630	342	157	127	20	9	63	60	870	539	61	816	123	268	425	54
10月～12月	657	402	128	98	24	17	101	87	910	606	66	819	100	251	468	91
1月～3月	703	445	145	104	29	28	141	107	1,018	685	67	481	56	144	281	537
計	39,284	19,328	11,632	7,457	2,385	1,444	5,655	3,457	58,956	31,687	53	58,061	18,457	12,404	27,200	895
構成比	66.6%	61.0%	19.7%	23.5%	4.0%	4.6%	9.6%	10.9%	100.0%	100.0%		100.0%	31.8%	21.4%	46.8%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等42.2%（16,358件/38,762件）、地方銀行74.3%（8,485件/11,426件）、第二地方銀行74.3%（1,753件/2,358件）、信金等77.3%（4,265件/5,515件）。

（別紙3）

盗難通帳による預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	-
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	104	148	61	42	10	7	12	14	187	214	114	184	110	74	3
24年度	80	63	50	73	8	1	12	12	150	151	100	148	93	55	2
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	132	90	42	1
26年度	63	34	23	13	3	0	12	24	101	71	71	96	61	35	5
27年度	46	39	37	7	11	10	9	5	103	64	62	82	29	53	21
4月～6月	15	10	4	0	4	8	3	0	26	20	79	26	11	15	-
7月～9月	10	9	12	2	6	2	1	1	29	15	52	23	7	16	6
10月～12月	9	12	19	2	1	0	1	3	30	19	64	16	3	13	14
1月～3月	12	6	2	1	-	-	4	0	18	8	48	17	8	9	1
28年度	31	12	15	5	-	-	6	2	52	20	39	37	25	12	15
4月～6月	5	2	5	1	-	-	2	0	12	5	41	9	5	4	3
7月～9月	5	1	2	0	-	-	2	1	9	3	36	8	6	2	1
10月～12月	15	6	7	3	-	-	2	0	24	10	44	17	14	3	7
1月～3月	6	1	1	0	-	-	-	-	7	1	26	3	-	3	4
計	1,555	3,463	1,212	1,477	162	237	373	461	3,302	5,639	170	3,105	1,258	1,847	197
構成比	47.1%	61.4%	36.7%	26.2%	4.9%	4.2%	11.3%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	40.5%	59.5%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.9%（683件/1,488件）、地方銀行32.6%（365件/1,119件）、第二地方銀行42.3%（63件/149件）、信金等42.1%（147件/349件）。

（別紙4-1）

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	処理方針決定済 計	処理方針決定済 補償	処理方針決定済 補償しない	調査・検討中等
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	-
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	-	-	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	161	109	52	1
24年度	142	141	6	8	-	-	1	1	149	151	101	149	104	45	-
25年度	1,870	1,941	66	189	14	76	4	4	1,954	2,212	113	1,947	1,775	172	7
26年度	1,120	1,234	141	390	23	150	124	415	1,408	2,191	155	1,399	1,175	224	9
27年度	1,161	1,426	191	343	25	129	165	545	1,542	2,444	158	1,516	1,281	235	26
4月～6月	283	409	68	124	1	1	55	155	407	691	169	403	331	72	4
7月～9月	301	468	29	84	5	49	70	276	405	879	217	403	343	60	2
10月～12月	148	155	47	64	11	67	24	90	230	378	164	218	172	46	12
1月～3月	429	392	47	69	8	10	16	22	500	494	98	492	435	57	8
28年度	559	567	111	303	17	96	61	135	748	1,101	147	639	540	99	109
4月～6月	252	224	18	24	-	-	11	8	281	257	91	275	231	44	6
7月～9月	84	115	25	102	2	7	10	14	121	239	198	117	94	23	4
10月～12月	161	161	38	110	9	53	28	100	236	427	180	208	188	20	28
1月～3月	62	65	30	65	6	34	12	11	110	176	160	39	27	12	71
計	5,532	6,027	596	1,516	101	518	394	1,206	6,623	9,269	139	6,449	5,445	1,004	174
構成比	83.5%	65.0%	9.0%	16.4%	1.5%	5.6%	5.9%	13.0%	100.0%	100.0%		100.0%	84.4%	15.6%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.8%（4,639件/5,470件）、地方銀行84.5%（447件/529件）、第二地方銀行66.3%（55件/83件）、信金等82.8%（304件/367件）。

（別紙4-2）

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況）（個人）

（単位：件、百万円）

業態 / 時期		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）
個人	23年度	87	153	29	47	1	1	10	8	127	210	165
	24年度	140	136	5	4	-	-	1	1	146	142	97
	25年度	1,808	1,867	48	90	4	9	3	1	1,863	1,969	105
	26年度	1,089	1,107	105	163	7	11	47	94	1,248	1,376	110
	27年度	1,106	1,023	173	277	16	33	90	127	1,385	1,462	105
	4月～6月	273	347	66	122	1	1	34	45	374	517	138
	7月～9月	267	172	20	41	1	10	37	68	325	292	90
	10月～12月	142	116	40	44	6	11	9	4	197	177	90
	1月～3月	424	386	47	69	8	10	10	8	489	474	97
	28年度	529	537	87	120	12	41	33	41	661	739	111
	4月～6月	231	199	17	20	-	-	10	6	258	226	87
	7月～9月	84	115	20	34	2	7	6	8	112	165	147
	10月～12月	155	159	26	33	8	32	10	20	199	246	123
	1月～3月	59	62	24	31	2	1	7	5	92	101	110
計		4,759	4,825	447	704	40	97	184	273	5,430	5,901	108
構成比		87.6%	81.8%	8.2%	11.9%	0.7%	1.7%	3.4%	4.6%	100.0%	100.0%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（別紙4-3）

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況）（法人）

（単位：件、百万円）

業態 / 時期		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）
法人	23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	-	-	-	-	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
	26年度	31	126	36	226	16	139	77	321	160	814	509
	27年度	55	403	18	65	9	95	75	417	157	981	625
	4月～6月	10	62	2	1	-	-	21	109	33	173	526
	7月～9月	34	295	9	43	4	39	33	208	80	586	733
	10月～12月	6	39	7	20	5	56	15	85	33	201	609
	1月～3月	5	6	-	-	-	-	6	13	11	20	183
	28年度	30	30	24	182	5	55	28	94	87	361	415
	4月～6月	21	25	1	3	-	-	1	2	23	31	135
	7月～9月	-	-	5	67	-	-	4	6	9	74	827
	10月～12月	6	2	12	77	1	21	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	4	33	5	5	18	75	419
計		183	658	107	629	49	407	194	899	533	2,594	486
構成比		34.3%	25.4%	20.1%	24.2%	9.2%	15.7%	36.4%	34.7%	100.0%	100.0%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

資料９－９－２

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成28年3月末）

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成28年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

［表に関する説明］
・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
・パーセントは小数第二位を四捨五入。
・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

［調査結果］

1．基本情報　（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	個人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数②	法人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数③	ATM設置台数④	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	25,317	106,072
地銀	65	65	65	39,108	112,144
第二地銀	41	41	41	11,919	29,562
その他の銀行	16	21	32	55,623	188,668
信用金庫	265	262	262	19,853	51,542
信用組合	134	64	53	2,263	5,136
労働金庫	13	13	13	1,861	8,572
計	543	474	474	155,944	501,696
農漁協等	810	808	700	12,483	22,105
総計	1,353	1,282	1,174	168,427	523,801

2．キャッシュカードに関すること
（ICキャッシュカードの導入状況等）　（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ導入済み金融機関数⑥	⑥/①	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ対応ATM台数⑦	⑦/④	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑧	⑧/⑤
主要行等	9	6	66.7%	25,024	98.8%	34,500	32.5%
地銀	65	65	100.0%	37,680	96.3%	27,384	24.4%
第二地銀	41	39	95.1%	9,431	79.1%	6,211	21.0%
その他の銀行	16	7	43.8%	55,617	100.0%	61,729	32.7%
信用金庫	265	208	78.5%	16,274	82.0%	8,801	17.1%
信用組合	134	46	34.3%	992	43.8%	524	10.2%
労働金庫	13	13	100.0%	1,861	100.0%	13	0.2%
計	543	384	70.7%	146,879	94.2%	139,162	27.7%
農漁協等	810	808	99.8%	12,380	99.2%	9,386	42.5%
総計	1,353	1,192	88.1%	159,259	94.6%	148,548	28.4%

（生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等）　（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ導入済み金融機関数⑨	⑨/①	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ対応ATM台数⑩	⑩/④	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑪	⑪/⑤
主要行等	9	5	55.6%	22,057	87.1%	25,822	24.3%
地銀	65	50	76.9%	22,958	58.7%	12,566	11.2%
第二地銀	41	9	22.0%	2,495	20.9%	849	2.9%
その他の銀行	16	2	12.5%	27,364	49.2%	49,560	26.3%
信用金庫	265	79	29.8%	6,175	31.1%	2,035	3.9%
信用組合	134	11	8.2%	355	15.7%	196	3.8%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	543	156	28.7%	81,404	52.2%	91,028	18.1%
農漁協等	810	133	16.4%	2,001	16.0%	24	0.1%
総計	1,353	289	21.4%	83,405	49.5%	91,052	17.4%

3．インターネットバンキングに関すること

（取引時における本人認証の状況（個人向け））

業態	個人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑫	⑫/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	41	100.0%
その他の銀行	21	17	81.0%
信用金庫	262	261	99.6%
信用組合	64	59	92.2%
労働金庫	13	13	100.0%
計	474	464	97.9%
農漁協等	808	808	100.0%
総計	1,282	1,272	99.2%

業態	導入している可変パスワードの種類（複数回答可）					
	乱数表⑬	⑬/②	パスワード生成機⑭	⑭/②	電子メール・アプリケーション⑮	⑮/②
主要行等	7	87.5%	5	62.5%	2	25.0%
地銀	35	53.8%	41	63.1%	29	44.6%
第二地銀	20	48.8%	26	63.4%	21	51.2%
その他の銀行	11	52.4%	8	38.1%	4	19.0%
信用金庫	245	93.5%	215	82.1%	3	1.1%
信用組合	5	7.8%	54	84.4%	29	45.3%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	336	70.9%	362	76.4%	88	18.6%
農漁協等	0	0.0%	808	100.0%	735	91.0%
総計	336	26.2%	1,170	91.3%	823	64.2%

（取引時における本人認証の状況（法人向け））

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑰		（可変パスワード導入未済の金融機関のうち）電子証明書導入済み金融機関数⑱	
			⑰/③		⑱/③
主要行等	8	6	75.0%	2	25.0%
地銀	65	64	98.5%	1	1.5%
第二地銀	41	35	85.4%	6	14.6%
その他の銀行	32	23	71.9%	6	18.8%
信用金庫	262	250	95.4%	12	4.6%
信用組合	53	40	75.5%	8	15.1%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	474	431	90.9%	35	7.4%
農漁協等	700	700	100.0%	0	0.0%
総計	1,174	1,131	96.3%	35	3.0%

業態	導入している可変パスワードの種類（複数回答可）					
	乱数表⑱		パスワード生成機⑲		電子メール・アプリケーション⑳	
		⑱/③		⑲/③		⑳/③
主要行等	0	0.0%	6	75.0%	1	12.5%
地銀	16	24.6%	51	78.5%	11	16.9%
第二地銀	8	19.5%	27	65.9%	5	12.2%
その他の銀行	5	15.6%	18	56.3%	1	3.1%
信用金庫	233	88.9%	53	20.2%	3	1.1%
信用組合	3	5.7%	36	67.9%	3	5.7%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	265	55.9%	204	43.0%	24	5.1%
農漁協等	0	0.0%	700	100.0%	1	0.1%
総計	265	22.6%	904	77.0%	25	2.1%

資料10－２－１

信託会社等の新規参入状況

平成29年6月30日現在

	免許・登録等件数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	20	15	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	13	8	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	24	17	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認ＴＬＯ）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	226	77	30	4	16	31	21	13	12	10	10	2
うち　みなし信託契約代理業者	131	45	15	2	11	17	8	7	9	9	6	2
計	271	110	41	4	16	32	21	13	12	10	10	2

（注1）　外国信託会社は金融庁直轄

（注2）　グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は【8】社）

資料11－２－１

生命保険会社の平成29年３月期決算の概要

（単位：億円、％、ポイント）

	27年３月期	28年３月期	29年３月期	前期比
基礎収益	538,364	513,583	467,192	▲ 46,391
保険料等収入	386,574	389,620	351,829	▲ 37,791
資産運用収益	98,009	73,066	78,101	5,035
基礎費用	500,129	480,240	433,265	▲ 46,975
保険金等支払金	346,939	322,600	290,004	▲ 32,596
資産運用費用	3,075	8,549	3,515	▲ 5,034
事業費	44,968	47,046	47,266	220
基礎利益	38,235	33,342	33,927	585
キャピタル損益	5,234	333	▲ 2,330	▲ 2,663
臨時損益	▲ 8,378	▲ 5,920	▲ 4,967	953
危険準備金繰入額	3,970	2,299	2,197	▲ 102
経常利益	35,091	27,755	26,629	▲ 1,126
特別損益	▲ 6,276	▲ 5,081	▲ 5,536	▲ 455
価格変動準備金繰入額	3,805	4,926	5,366	440
当期純利益（純剰余）	15,327	13,438	13,968	530
総資産	3,672,552	3,671,678	3,755,051	83,373
有価証券含み損益	411,377	508,848	432,306	▲ 76,542
公表逆ざや額	▲ 1,200	▲ 1,174	▲ 1,091	83
ソルベンシー・マージン比率	1,020.4	989.6	965.5	▲ 24.1

【 参 考 】［個人保険+個人年金ﾍﾞｰｽ］

	27年３月期	28年３月期	29年３月期	前期比
新契約高＋転換純増(兆円)	76	77	79	2
解約失効高(兆円)	51	48	45	▲ 3
保有契約高(兆円)	961	962	970	8
年換算保険料（億円）				
新契約ベース	31,066	33,188	33,048	▲ 140
うち第三分野	5,600	6,162	6,736	574
保有契約ベース	252,229	261,953	274,832	12,879
うち第三分野	57,047	59,373	62,286	2,913

（注１）逆ざや額＝（基礎利益上の運用収支等の利回り－平均予定利率）×一般勘定責任準備金
（注２）ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。
（注３）有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。
（注４）算出会社（27年３月期：42社、28年３月期：41社、29年３月期、41社）※かんぽ生命含む

資料11－２－２

損害保険会社の平成29年３月期決算の概要

（51社ベース）

（単位：億円）

	27年３月期	28年３月期	29年３月期	前期比
正味収入保険料	80,637	86,366	85,145	▲ 1,220
正味支払保険金	45,413	46,861	48,884	2,023
経常利益	7,276	8,209	8,919	710
特別損益	▲ 1,417	▲ 678	▲ 528	149
当期利益	3,739	5,777	6,538	761
総資産	315,794	314,822	322,207	7,385
有価証券含み損益	65,665	51,973	54,297	2,323

（単位：%、ポイント）

ソルベンシー・マージン比率	709.1	695.7	742.3	46.6

（注１）27年３月期・28年３月期は52社ベース。29年３月期は51社ベース。
（注２）ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

資料11－２－３ 生命保険会社一覧表 （平成29年6月30日現在41社）

生命保険会社 38社

		会社名
（21社）	相互会社5社	日本生命保険相互会社
		明治安田生命保険相互会社
		住友生命保険相互会社
		朝日生命保険相互会社
		富国生命保険相互会社
		第一生命保険株式会社
		三井生命保険株式会社
		太陽生命保険株式会社
		大同生命保険株式会社
		T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
		ソニー生命保険株式会社
		オリックス生命保険株式会社
		第一フロンティア生命保険株式会社
		ネオファースト生命保険株式会社
		フコクしんらい生命保険株式会社
		メディケア生命保険株式会社
		ライフネット生命保険株式会社
		楽天生命保険株式会社
		みどり生命保険株式会社
		SBI生命保険株式会社
		株式会社かんぽ生命保険
損保系子会社（損保50%以上）（4社）		東京海上日動あんしん生命保険株式会社
		三井住友海上あいおい生命保険株式会社
		損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
		三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
外資系（外資50%以上）（13社）		クレディ・アグリコル生命保険株式会社
		アリアンツ生命保険株式会社
		マスミューチュアル生命保険株式会社
		メットライフ生命保険株式会社
		ジブラルタ生命保険株式会社
		プルデンシャル生命保険株式会社
		プルデンシャル　ジブラルタ　ファイナンシャル生命保険株式会社
		アクサ生命保険株式会社
		アクサダイレクト生命保険株式会社
		エヌエヌ生命保険株式会社
		マニュライフ生命保険株式会社
		ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
		AIG富士生命保険株式会社

外国生命保険会社 3社

支店形態（3社）	カーディフ・アシュアランス・ヴィ
	ｱﾒﾘｶﾝﾌｧﾐﾘｰﾗｲﾌｱｼｭｱﾗﾝｽｶﾝﾊﾟﾆｰｵﾌﾞｺﾛﾝﾊﾞｽ（アフラック）
	ﾁｭｰﾘｯﾋ・ﾗｲﾌ・ｲﾝｼｭｱﾗﾝｽ・ｶﾝﾊﾟﾆｰ・ﾘﾐﾃｯﾄﾞ

資料11－２－４

損害保険会社一覧表

（平成29年6月30日現在52社）

損害保険会社　30社

	会社名
（20社）	東京海上日動火災保険株式会社
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	au損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
外資系 （外資50%以上） （７社）	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	Chubb損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	ＡＩＵ損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
生保系子会社 （生保50%以上）	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 （２社）	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社

外国損害保険会社等　21社

アメリカ（3社）	トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー
	アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
イギリス（3社）	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエイション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（ヨーロッパ）リミテッド
フランス（3社）	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリュール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
	スコール・グローバル・ライフ・エスイー
スイス（2社）	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
ルクセンブルク	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
イタリア	アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
ノルウェー	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグ
インド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓国	現代海上火災保険株式会社
ドイツ（3社）	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
ベルギー	ユーラーヘルメス・エスエー
スペイン	アトラディウス・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス

免許特定法人（特定損害保険業免許）　1社

イギリス	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

資料11－２－５

保 険 持 株 会 社 一 覧 表

（平成29年6月30日現在11社）

	保険持株会社名
（11社）	アニコム　ホールディングス株式会社
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社Ｔ＆Ｄホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル･ホールディング･オブ･ジャパン株式会社

資料11－２－６

生命保険会社の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年6月末現在
生命保険会社	40社	40社	39社	38社	38社	38社
＋　免　　許 ▲　廃　　止			※合併 ＋東京海上日動あんしん （26年10月） ▲東京海上日動あんしん ▲東京海上日動フィナンシャル ＋アクサジャパンホールディング （26年10月）(注1) ※合併 ＋アクサ （26年10月） ▲アクサジャパンホールディング ▲アクサ	※合併 ＋オリックス （27年7月） ▲オリックス ▲ハートフォード	※再編（注2） ＋第一生命 （28年10月） ▲第一生命 （28年10月）	
外国生命保険会社	3社	3社	3社	3社	3社	3社
＋　免　　許 ▲　廃　　止	▲アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー （24年5月）					
合　　計	43社	43社	42社	41社	41社	41社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

（注1）26年10月のアクサの合併等については、同日付（26年10月１日）で、①持株会社であるアクサジャパンホールディングに免許を付与、
②アクサジャパンホールディングを存続会社とし、アクサ生命を吸収合併、③アクサ生命への商号変更を行っている。

（注2）第一生命の再編については、①平成28年8月3日付で、第一生命分割準備株式会社に生命保険業の免許を付与。
②平成28年10月1日付で、第一生命保険株式会社は国内生命保険事業を、第一生命分割準備株式会社に継承するとともに
③同日付で、第一生命分割準備株式会社は第一生命保険株式会社に商号変更。

資料11－２－７

損害保険会社の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年6月末日現在
損害保険会社	30社	31社	30社	30社	30社	30社
＋ 免 許 ▲ 廃 止	+AIU損害保険 （24年10月）	+アメリカンホーム医療・損害保険 （25年11月）	※合併（26年９月） +損害保険ジャパン日本興亜 ▲損害保険ジャパン ▲日本興亜損害保険			
外国損害保険会社等 免許特定法人	24社	23社	22社	22社	21社	22社
＋ 免 許 ▲ 廃 止		▲エイアイユー インシュアランス カンパニー（25年４月） +ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシェーション（ヨーロッパ）リミテッド（26年２月） ▲ジ・ユナイテッド・キングドム・ミューチュアル・シティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（バミューダ）リミテッド（26年３月）	▲アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー（26年４月） +ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエー（26年６月） →ユーラーヘルメス・エスエーへ社名変更（26年11月） ▲ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフト（26年７月）		▲フェデラル・インシュアランス・カンパニー（28年９月） +コンパニア・エスパニョーラ・デ・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー（28年９月） ▲アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ（28年12月）	+スコール・グローバル・ライフ・エスイー（29年４月）
合 計	54社	54社	52社	52社	51社	52社

（注）合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

資料 11－４－１

平成 29 年 3 月 28 日
金融庁

経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関する

フィールドテストの結果概要について

目次

I. 背景および目的 2
I.1. 背景 2
I.2. 目的 2
II. 実施内容 2
II.1. 概要 3
II.2. 対象保険会社 3
II.3. 計算方法 3
II.4. 内部モデル 4
II.5. 前回フィールドテストからの主な変更点 4
III. 結果概要 4
III.1. リスクとソルベンシーの状況 4
III.2. 内部モデルの状況 5
III.3. その他の論点 6
IV. 今後の課題 6

I. 背景および目的

I.1. 背景

1. 経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況を的確に把握しようとする枠組みであり、保険会社のリスク管理の高度化にも資するものである。このため、金融庁では、平成 22 年 6 月及び平成 26 年 6 月に全保険会社を対象としてフィールドテストを実施するとともに、関係者との対話等を通じて、その導入に向けた検討を行ってきた。

2. 一方、IAIS[1]（保険監督者国際機構）では、IAIGs[2]（国際的に活動する保険会社グループ）を対象とした資本基準（ICS[3]）について、経済価値ベースの評価を前提に検討が進められており、平成 28 年 7 月には、評価手法等の技術的な論点を中心としてコンサルテーションに付されたところである。

I.2. 目的

3. こうした状況を踏まえ、我が国における適切な評価・監督手法の検討の一環として、経済価値ベースの資産、保険負債、資本の質、所要資本等の計算についての各社の対応状況、直近の低金利下におけるソルベンシーの状況、実務上の課題等を把握するため、今回のフィールドテストを実施した。

4. なお、今回のフィールドテストは、ICS フィールドテストの仕様書（平成 28 年 6 月時点）[4]に基づいて実施した。これは、過去 2 回のフィールドテストとの差異分析や、IAIS における ICS の議論への貢献等を目的としたものであり、必ずしも最終的な評価手法や監督手法の方向性を示しているものではない。

II. 実施内容

---

[1] International Association of Insurance Supervisors の略。
[2] Internationally Active Insurance Groups の略。
[3] Risk-based Global Insurance Capital Standard の略。
[4] IAIS のウェブサイト参照。なお、IAIS における直近の議論の状況を踏まえると、保険負債の割引金利や所要資本を中心に、影響の大きいいくつかの論点についての変更が検討されている。

II.1. 概要

5. 単体ベース、連結ベースの両方について、次の各項目を市場整合的な経済価値ベースで計算することを要請し、その計算の過程における実務上の問題点等についても、アンケート方式で回答を求めた（実施期間：平成 28 年 6 月～12 月）。
   a. 資産およびその他負債
   b. 保険負債の現在推計
   c. 適格資本[5]
   d. 現在推計を超えるマージン（MOCE）[6]
   e. 各リスクの所要資本

II.2. 対象保険会社

6. 我が国における全ての生命保険会社（41 社）及び損害保険会社（51 社）を対象とした。なお、連結ベースの計算は、国内における最上位の保険会社または保険持株会社を頂点として実施した。

II.3. 計算方法

7. ICS フィールドテストの仕様書における MAV（市場調整評価）手法[7]に基づいた計算方法とした。

8. 計算基準日は、原則として平成 28 年 3 月 31 日とした[8]。また、経済前提に対する感応度を把握するために、以下のシナリオに基づく計算も実施した。
   a. 経済前提のみ、平成 27 年 3 月 31 日時点のものに変更
   b. 円金利のイールドカーブを 50bps 上昇（パラレルシフト）
   c. 円金利のイールドカーブを 50bps 下降（パラレルシフト）
   d. 株式・不動産の時価を 10%下落
   e. 為替レートを 10%円高

---

[5] 損失吸収力の高い Tier1 適格資本と、相対的に低い Tier2 適格資本で構成される。
[6] Margin over the Current Estimate の略。ICP（Insurance Core Principles）14.7 項参照。
[7] MAV は Market Adjusted Valuation の略。なお、ICS では、MAV 手法に加え、GAAP+（会計基準調整）手法も並行して検討されているが、我が国における過去の検討との整合性や作業負荷等を鑑み、GAAP+手法は本フィールドテストの対象外とした。
[8] 実務上対応が困難な社については、平成 27 年 3 月 31 日とした。その場合、a のシナリオについては、経済前提のみ、平成 28 年 3 月 31 日時点のものに変更したシナリオとした。

9. 生命保険会社については、保険負債の割引金利の補外方法[9]の違いによる影響を把握するため、以下の 2 種類の方法を試行した。

a. フォワードレートが UFR[10]に収束するように補外する方法[11]

b. 市場の金利を参照する期間の最終年限のフォワードレートを一定として補外する方法

II.4. 内部モデル

10. 内部管理に用いているモデル（内部モデル）が存在する場合は、当該内部モデルによる計算結果も要請し、今回のフィールドテストの結果との差異分析、モデルの仕様・検証態勢等についても、アンケート方式で回答を求めた。

II.5. 前回フィールドテストからの主な変更点

11. 保険負債の割引金利について、超長期の金利の補外方法を変更したことに加え、無リスク金利へのスプレッドの上乗せを新たに試行した。

12. 所要資本について、リスク係数・ストレスシナリオを変更したことに加え、大量解約リスク、テロ攻撃・パンデミック・賠償責任等の巨大災害リスク、資産集中リスクに関する所要資本の計算を新たに試行した。

13. その他、資産や資本の質の評価、連結ベースでの計算等を新たに試行した。

III. 結果概要

III.1. リスクとソルベンシーの状況

14. ESR[12]は、平成 27 年 3 月末の経済前提では生命保険会社が 150%（41 社平均）、

---

[9] 保険負債の割引金利は、一定の流動性がある信頼度の高い期間は市場の金利を参照する一方で、それを超える期間は何らかの方法で設定（補外）する必要がある。

[10] Ultimate Forward Rate の略（終局フォワードレート）。

[11] ICS フィールドテストにおける仕様であり、円金利の場合、補外開始点は 30 年、収束期間は 30 年、UFR の水準は 3.5%とされている。なお、UFR の水準はマクロ経済的な観点から設定されており、円金利の 3.5%は、長期経済成長率 1.5%と長期インフレターゲット 2.0%の合計。

[12] Economic Solvency Ratio の略（経済価値ベースのソルベンシー比率）。経済価値ベースの適格資本を所要資本で除した値。

損害保険会社が201%(51社平均)、平成28年3月末の経済前提ではそれぞれ104%（同)、194%（同）と、いずれも適格資本が所要資本を超える水準となった。また、生命保険会社の ESR については、経済前提（特に、円金利）に対する感応度が大きいことが確認された。

15. 生命保険会社について、ESR の分子の適格資本の内訳を分析したところ、評価差額等[13]の割合が大きく、これが経済前提に対する純資産の変動性の主因となっていた（図１）。なお、損害保険会社については、経済前提に対する感応度は生命保険会社と比較して小さかった（図２）。

16. 所要資本のリスクカテゴリー毎の内訳は、図３（生命保険会社)、図４（損害保険会社）のとおりであった。

III.2. 内部モデルの状況

17. 各社において、リスク管理・経営管理における内部モデルの活用が進められており、当該モデルの検証態勢についても、各社で課題を認識の上、高度化へ向けた不断の取り組みがなされていることが確認された。

18. 内部モデルの検証は、データ品質、計算前提や手法の妥当性、モデルガバナンスの遵守状況、文書化の状況等の中から各社で重要と考える項目を対象として実施されていた。また、検証の実効性を確保するために、内部モデルの開発・所管部門による検証と、独立した第三者による検証が適宜組み合わされていた。

19. 内部モデルの開発・所管部門から独立した第三者による検証としては、内部監査部門による検証に加え、専門性を補完するために外部の監査法人やコンサルティング会社を活用する例が多く見られた。外部専門家の活用実態は各社各様であり、定期的に内部モデル検証の委託先を変更する社も見られた一方で、内部モデルの開発と検証を同一先に委託している社も見られた。

20. なお、内部モデルによる計算結果と今回のフィールドテストの結果との差異は各社各様であったが、差異の要因は各社で分析・把握されていた。

---

[13] Tier1 の構成要素の一つであり、投資資産の含み損益や保険負債の現行会計と経済価値の差額等が含まれる。

III.3. その他の論点

21. 生命保険会社については、特に、イールドカーブがフラット化している状況においては、保険負債の割引金利における超長期の補外方法が、ESR に大きな影響を与えることが確認された。なお、各社のリスク管理においては、補外開始点や UFR の水準等について、今回のフィールドテストで試行された補外方法とは異なる方法も多く採用されていることが確認された。

22. 生命保険会社の資産運用ポートフォリオを踏まえると、
- 保険負債の割引金利において、どのようなスプレッドを上乗せするか
- 外債投資が増えているが、その実態をどのように反映するか
- 経済環境が悪化した場合のカウンターシクリカルな措置をどのように考えるか

等の論点について検討を深めることが重要とのコメントが多かった。

23. ICS は IAIGs を対象とした規制であり、国内の規制を考える上では、我が国の保険会社の特性を踏まえた規制とすべきとの意見が見られた。また、ICS は連結ベースの規制であり、単体ベースで適用する場合にはグループ内部取引[14]等について適切に実態を反映すべきとの意見が見られた。

24. 経済価値ベースの規制導入に関する全般的な意見として、前回は十分な準備期間の確保や基盤の整備に関する意見が多かったところ、今回は経済価値ベースの指標を規制で用いる場合の懸念点・留意点等に関する意見が多かった。

IV. 今後の課題

25. 保険会社は、保険契約者等の信認を確保するため、リスクに応じた十分な資本を保有することが極めて重要である。その上で、環境変化に対応するリスク管理を伴った健全なリスクテイクによって、収益を確保する必要がある。すなわち、収益・リスク・資本のバランスに配慮した経営判断が求められることになるが、こうした判断を行う上では、保険会社が自らの財務状況を的確に把握することが重要である。

26. ESR は、基準日時点の資産、負債を対象として、直近の経済前提に内包され

[14] 適切にリスクを管理するため、グループ内の他の企業に再保険でリスクを移転する等の取引。

る見込みどおりに将来の経済変数が推移するという仮定に基づき計算される指標であり、保険会社の財務状況を的確に把握する目的においては、有益な指標である。一方で、今回のフィールドテストで採用した計算方法では、円金利のイールドカーブが低位かつフラット化した特殊な状況下において、将来数十年に亘り金利が低位で推移するという保守的な経済前提に基づき ESR が計算されることになる。

27. 今回のフィールドテストでは、ESR のこのような特性が顕在化しているのが確認されたため、保険会社の財務状況を検証する際には、ESR の大小だけではなく、ORSA[15]や保険計理人の将来収支分析等の既存の監督上のツールから得られるリスクテイクや内部管理の状況も踏まえた、多面的な検証が重要であると改めて認識された。

28. また、ソルベンシー規制に ESR を導入する場合には、その評価・監督手法如何では、保険会社の過度なリスク回避的行動を惹起し、保険会社の長期的な健全性、金融市場や保険会社の社会的役割等に対して、意図せざる影響をもたらす可能性がある。国内の保険会社のソルベンシー規制に ESR を導入することについては、こうした意図せざる影響や国際的な動向を踏まえつつ、関係者との対話を重視して、引き続き検討していく。さらに、IAIS における ICS の検討にも、こうした問題意識を踏まえて積極的に参加していく。

29. なお、仮にソルベンシー規制において内部モデルを活用する場合には、

- モデルの対象とするリスクの重要性
- モデルの複雑性および検証態勢
- 金融庁における審査態勢

等を踏まえた効率的なモデル審査を行うとともに、比較可能性確保の観点から、標準モデルとのバランスにも配慮することが重要と考えている。このような視点を踏まえ、引き続き、活用のあり方についての検討を進めるとともに、各社に対しては、ORSA 等を通じて、内部モデルの検証態勢の高度化を促していく。

以上

[15] Own Risk and Solvency Assessment の略。

（図１）生命保険会社の純資産の変動要因（単体ベース）

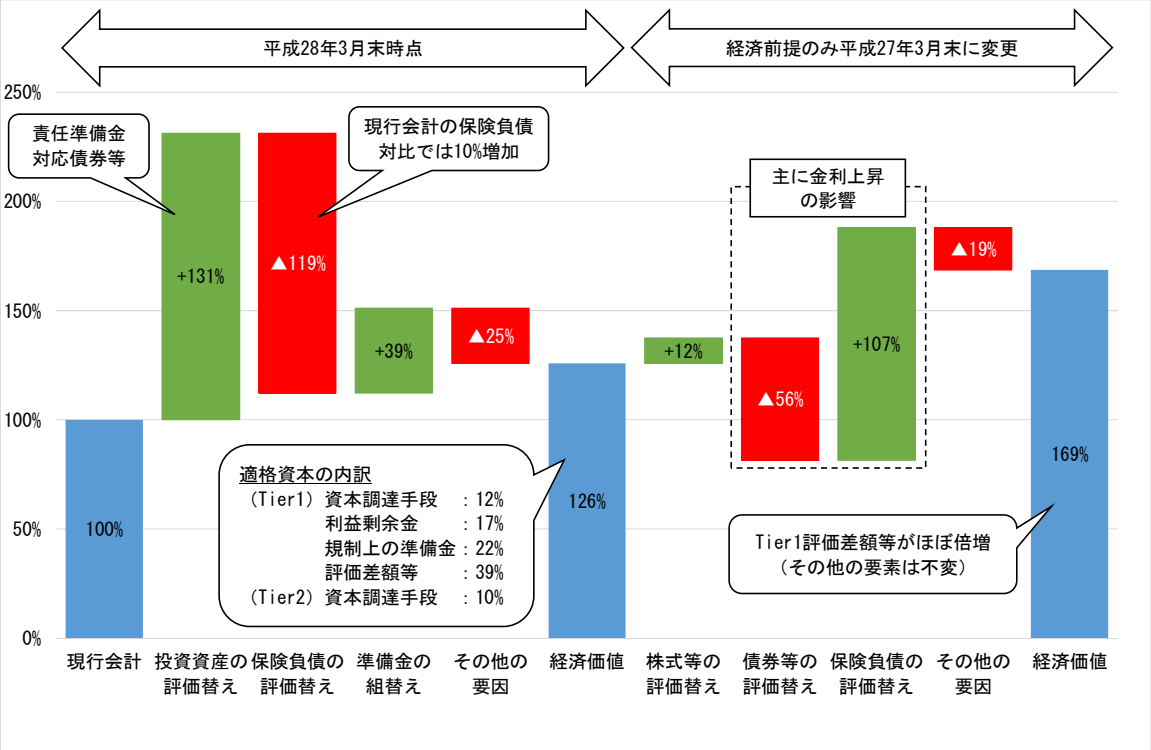

（図２）損害保険会社の純資産の変動要因（単体ベース）

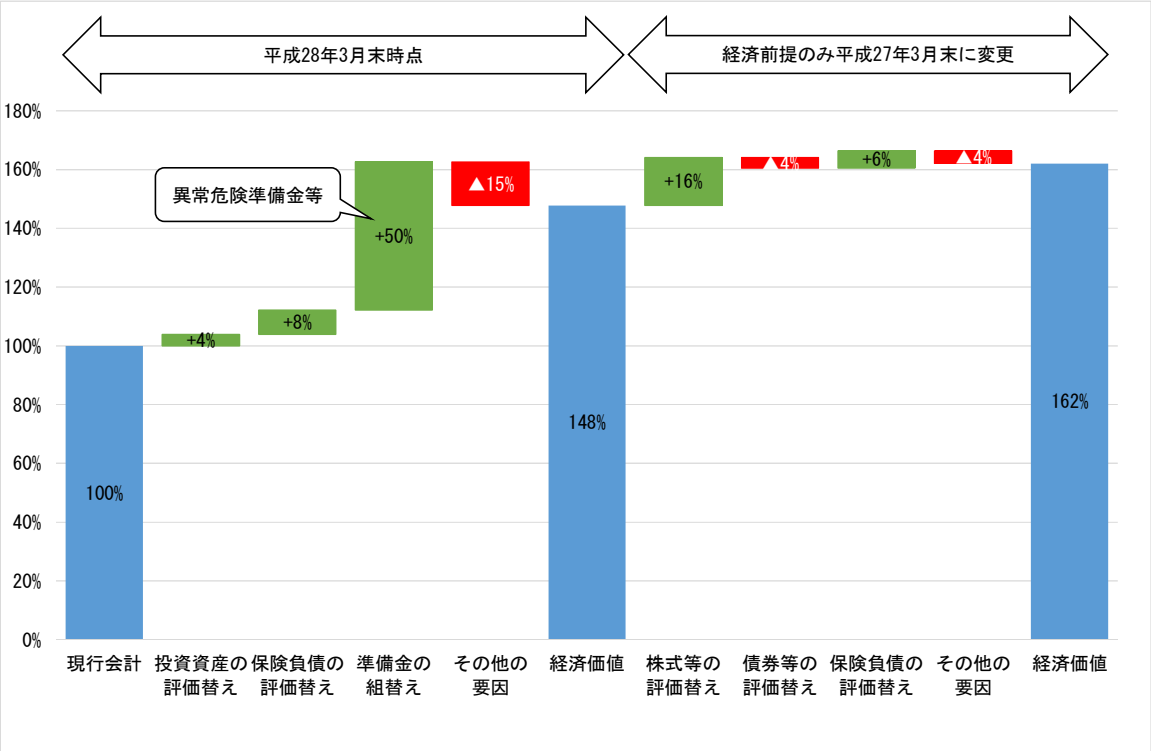

（図３）生命保険会社の所要資本の内訳（平成 28 年 3 月末、単体ベース）

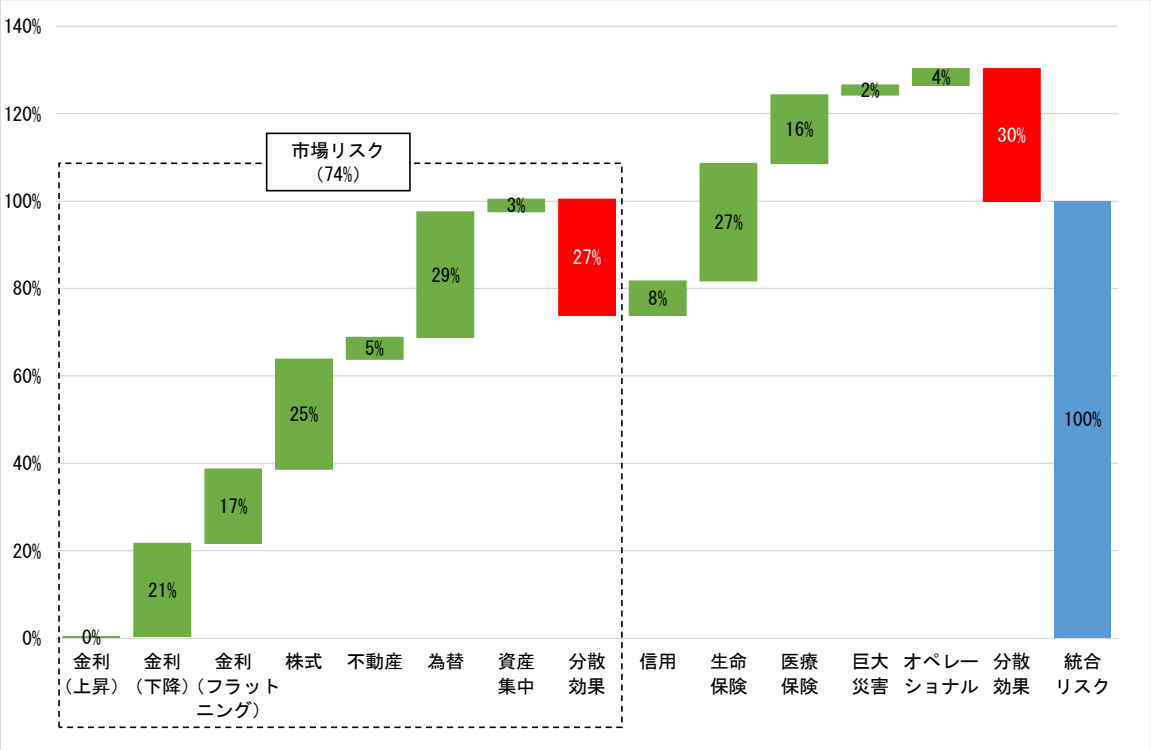

（図４）損害保険会社の所要資本の内訳（平成 28 年 3 月末、単体ベース）

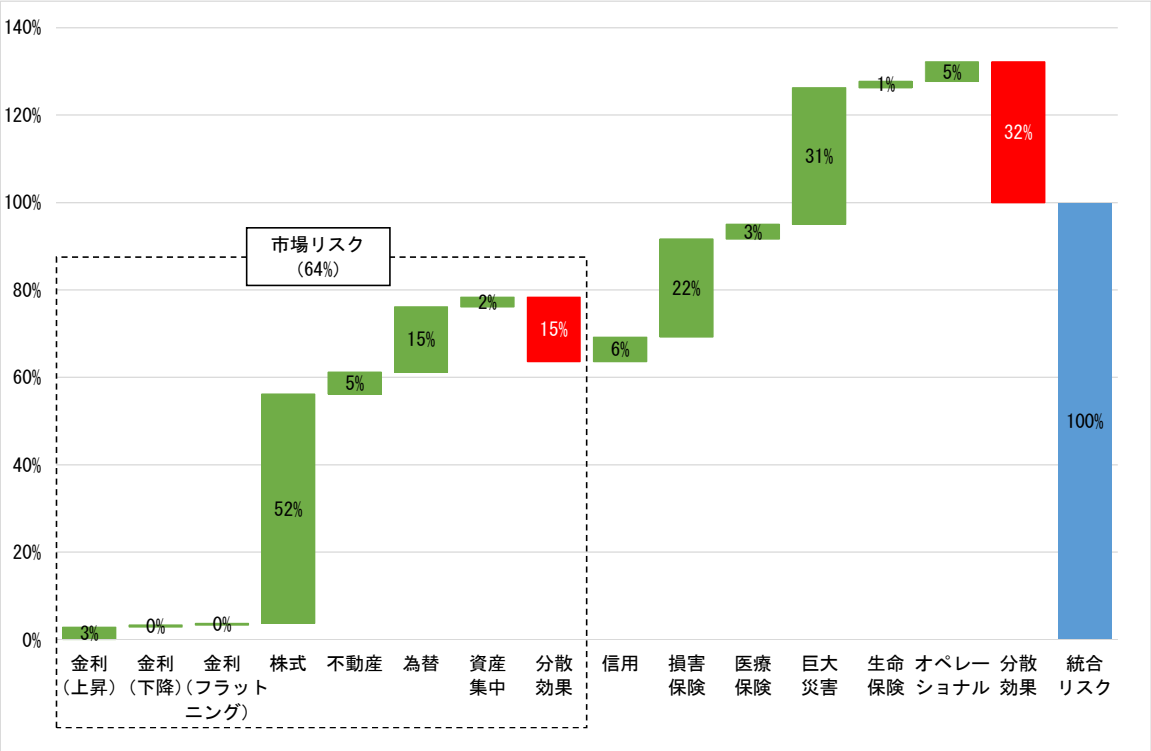

資料11-6-1

少額短期保険業者登録一覧

（平成29年6月30日現在:90業者）

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
	北海道財務局長 (少額短期保険)第2号	平成28年4月26日	アイアイ少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	日本アニマル倶楽部株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第5号	平成25年5月15日	プリベント少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミーＬＡ少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	ＳＢＩリスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第2号	平成18年11月29日	ペット＆ファミリー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	ＳＢＩいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	株式会社全管協共済会
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第19号	平成20年3月19日	ＮＰ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	Ａライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	Chubb少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	もっとぎゅっと少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	ＡＢＣ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	プレミア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	テラ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	共生ネット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	ＪＭＭ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	ｅ－Ｎｅｔ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ペッツベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしんネット少額短期株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第53号	平成21年4月20日	日本費用補償少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社ＦＩＳ
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	エイチ･エスライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	ＡＷＰチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	セント・プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	ガーデン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	ライフサポートジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エポス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぷらす少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	マスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	マイホームプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第75号	平成29年3月9日	ペッツファースト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	日本法務補償株式会社
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
近畿財務局	近畿財務局長 （少額短期保険）第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第3号	平成20年2月25日	日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第5号	平成20年11月13日	株式会社ＳＡＮＫＯ少額短期保険
	近畿財務局長 （少額短期保険）第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第11号	平成26年6月20日	みらい少額短期保険株式会社
中国財務局	中国財務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
	中国財務局長 （少額短期保険）第2号	平成20年7月14日	株式会社ＦＰＣ
四国財務局	四国財務局長 （少額短期保険）第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 （少額短期保険）第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

資料11-7-1

認可特定保険業者一覧
（財務局等所管分）

（平成29年6月30日現在：7法人）

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	H24.1.27	一般社団法人 すみれ
	H24.12.21	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	H25.10.21	一般社団法人　あんしん認可特定保険
	H25.12.12	一般社団法人　ぜんかれん共済会
	H25.12.12	一般社団法人　JMC厚生会
東海財務局	H24.5.24	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	H24.6.25	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

資料12－3－1

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移

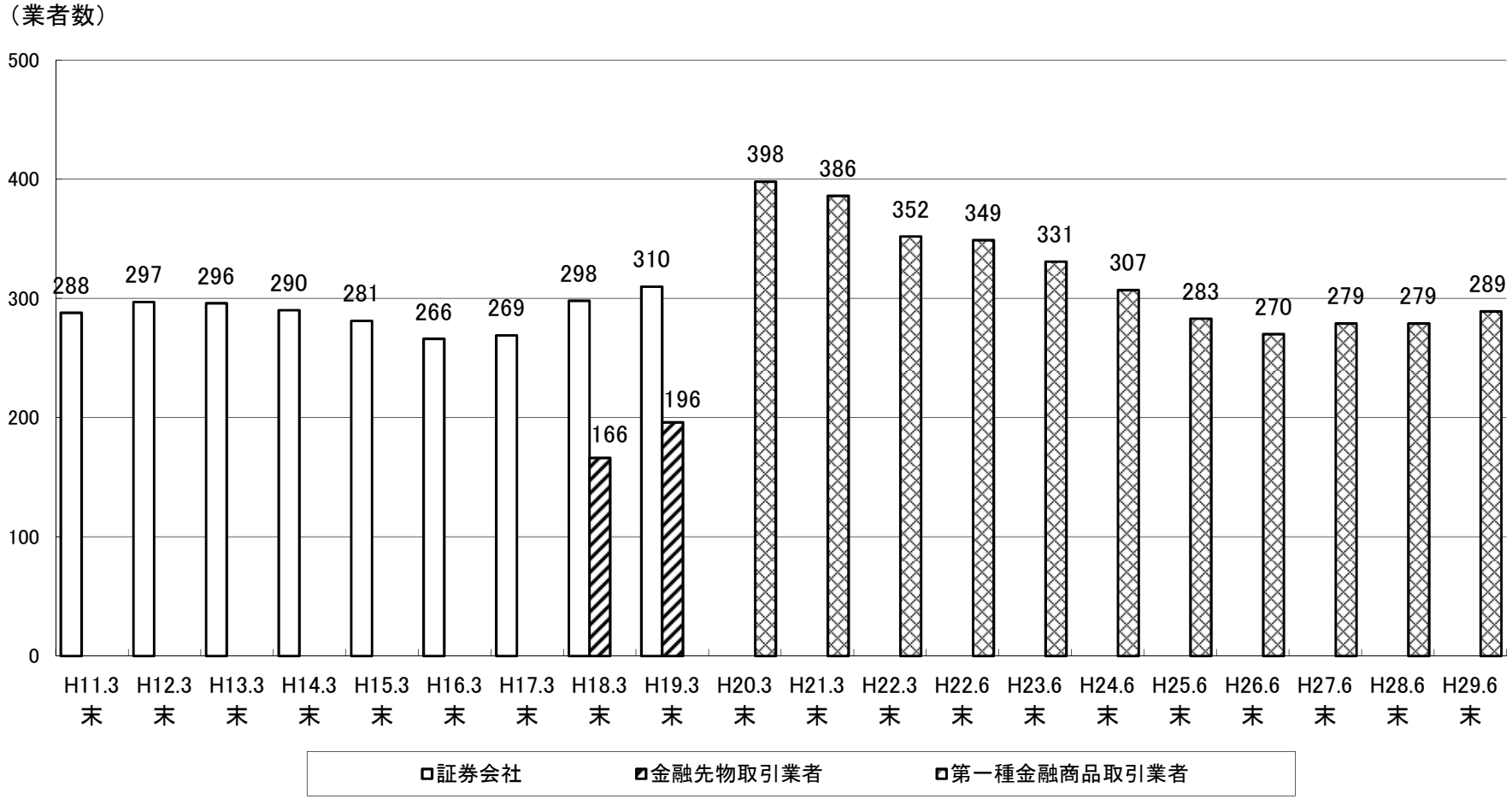

注：平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

資料12－３－２

国内証券会社の平成28年度決算概況

（単位：億円）

	平成28年度 (A)	平成27年度 (B)	(A)/(B)
会社数	242社	236社	―
営業収益	**39,182**	**39,651**	**99%**
受入手数料	21,148	22,486	**94%**
委託手数料	5,575	6,817	**82%**
引受け・売出し手数料	1,653	1,765	**94%**
募集・売出しの取扱手数料	2,984	3,458	**86%**
トレーディング損益	11,102	10,907	**102%**
金融収益	6,390	5,764	**111%**
販売費・一般管理費	**28,035**	**27,632**	**101%**
取引関係費	**7,266**	**7,367**	**99%**
人件費	**10,477**	**10,173**	**103%**
経常損益	**7,347**	**8,773**	**84%**
当期損益	**6,626**	**6,036**	**110%**

（注）日本証券業協会調べ。

資料12－３－３

株式市況と証券会社の損益の推移

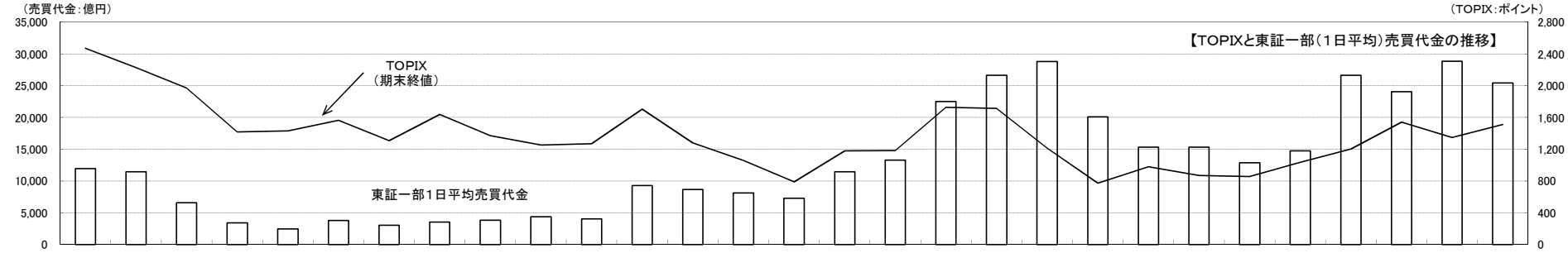

	元.3期	２.3期	３.3期	４.3期	５.3期	６.3期	７.3期	８.3期	９.3期	10.3期	11.3期	12.3期	13.3期	14.3期	15.3期	16.3期	17.3期	18.3期	19.3期	20.3期	21.3期	22.3期	23.3期	24.3期	25.3期	26.3期	27.3期	28.3期	29.3期
売買代金	11,954	11,438	6,585	3,410	2,440	3,806	3,019	3,538	3,823	4,359	4,021	9,280	8,658	8,124	7,290	11,452	13,287	22,521	26,631	28,790	20,079	15,299	15,324	12,854	14,720	26,632	24,072	28,834	25,425
TOPIX	2,469	2,227	1,971	1,419	1,432	1,563	1,308	1,637	1,373	1,252	1,267	1,706	1,277	1,060	788	1,179	1,182	1,728	1,714	1,213	774	979	869	854	1,035	1,203	1,543	1,347	1,513

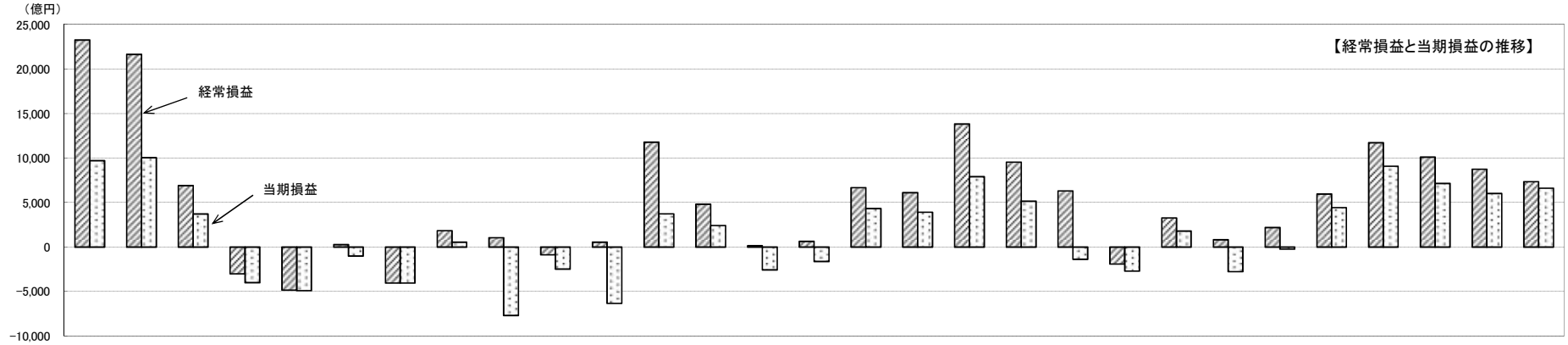

	元.3期	２.3期	３.3期	４.3期	５.3期	６.3期	７.3期	８.3期	９.3期	10.3期	11.3期	12.3期	13.3期	14.3期	15.3期	16.3期	17.3期	18.3期	19.3期	20.3期	21.3期	22.3期	23.3期	24.3期	25.3期	26.3期	27.3期	28.3期	29.3期
経常損益	23,276	21,674	6,928	−3,006	−4,827	279	−4,045	1,849	1,061	−861	561	11,792	4,816	151	642	6,689	6,127	13,844	9,553	6,322	−1,907	3,279	831	2,200	5,970	11,719	10,101	8,773	7,347
当期損益	9,712	10,039	3,708	−3,995	−4,888	−994	−4,040	552	−7,686	−2,466	−6,312	3,723	2,414	−2,557	−1,622	4,329	3,918	7,921	5,165	−1,374	−2,697	1,801	−2,764	−220	4,447	9,031	7,172	6,036	6,626

（注）１．日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。
２．元年３月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を２倍した。

資料12－３－４

投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会員数	会員証券会社数（平成29年６月30日現在） 国内証券会社　247社 外国証券会社　11社 計　258社
役員	理事長　増井喜一郎
基金規模	平成29年３月31日現在　約574億円
補償実績	・南証券の破産に伴うもの（H12.3）－　補償額　約59億円（うち破産管財人からの返還額　約24億円） ・ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの （H19. 6）－　補償額　約２億円 （H19.10）－　補償額　約0.6億円 ・丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの （H24.3）－　補償額　約1.7億円
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年７月１日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。

資料12－4－1

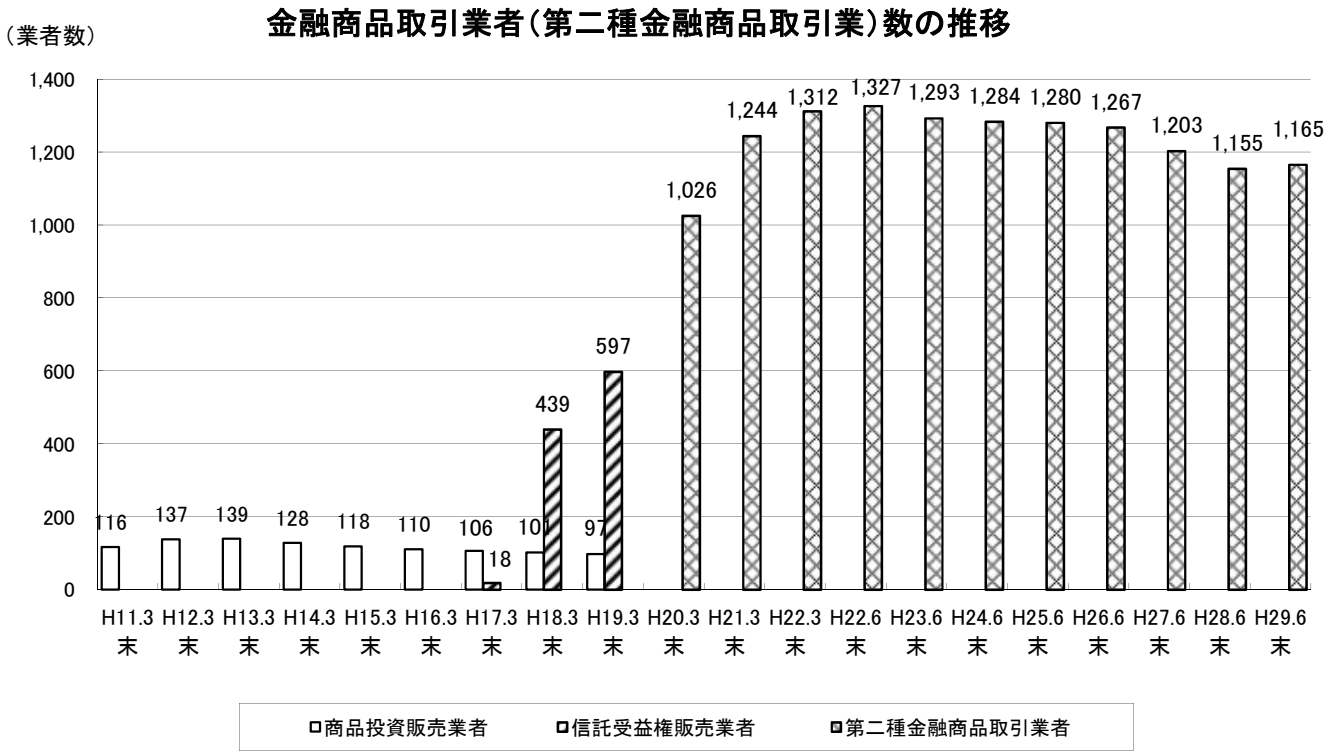

注：平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

資料12－5－1

金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移

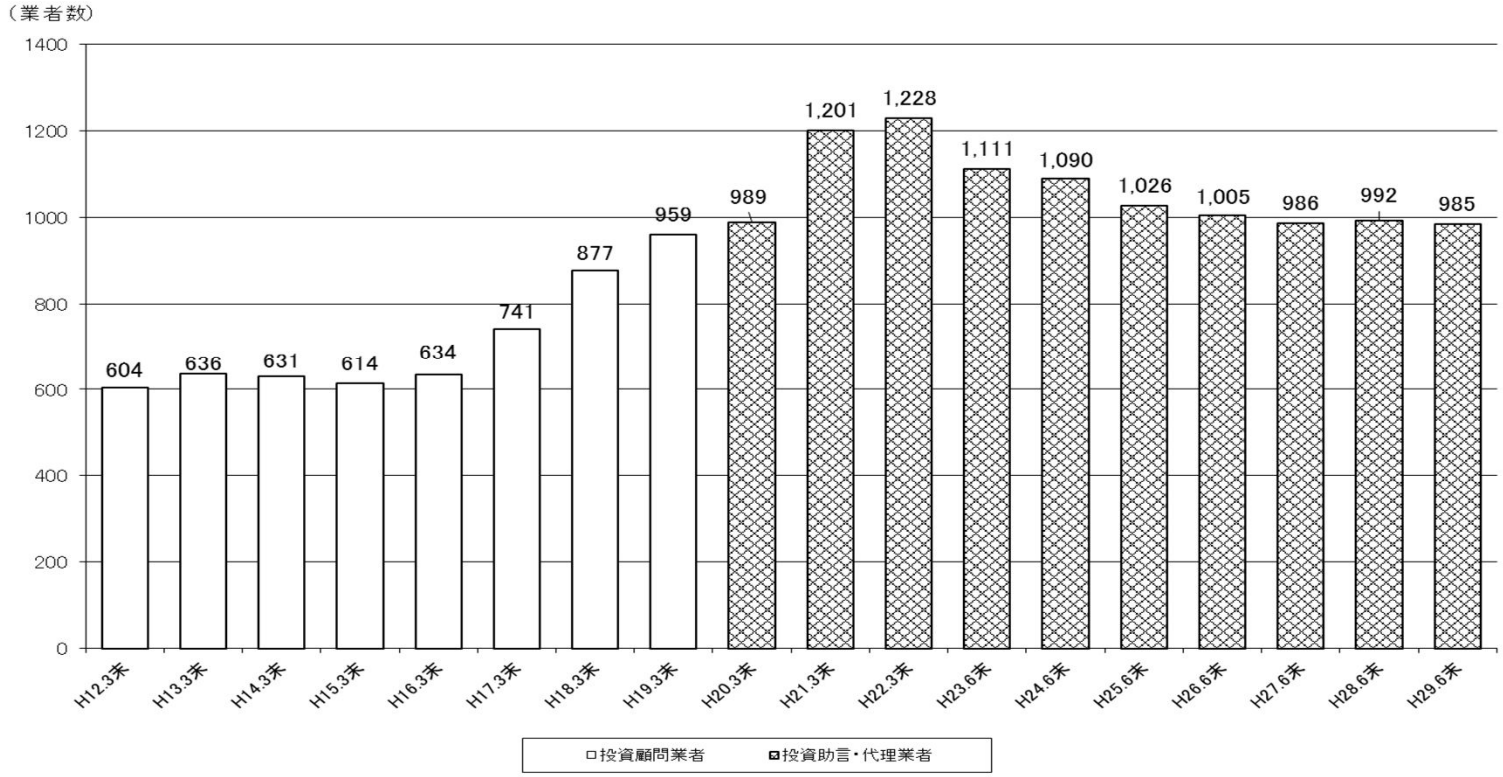

注：平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

資料12－6－1

金融商品取引業者（投資運用業）数の推移

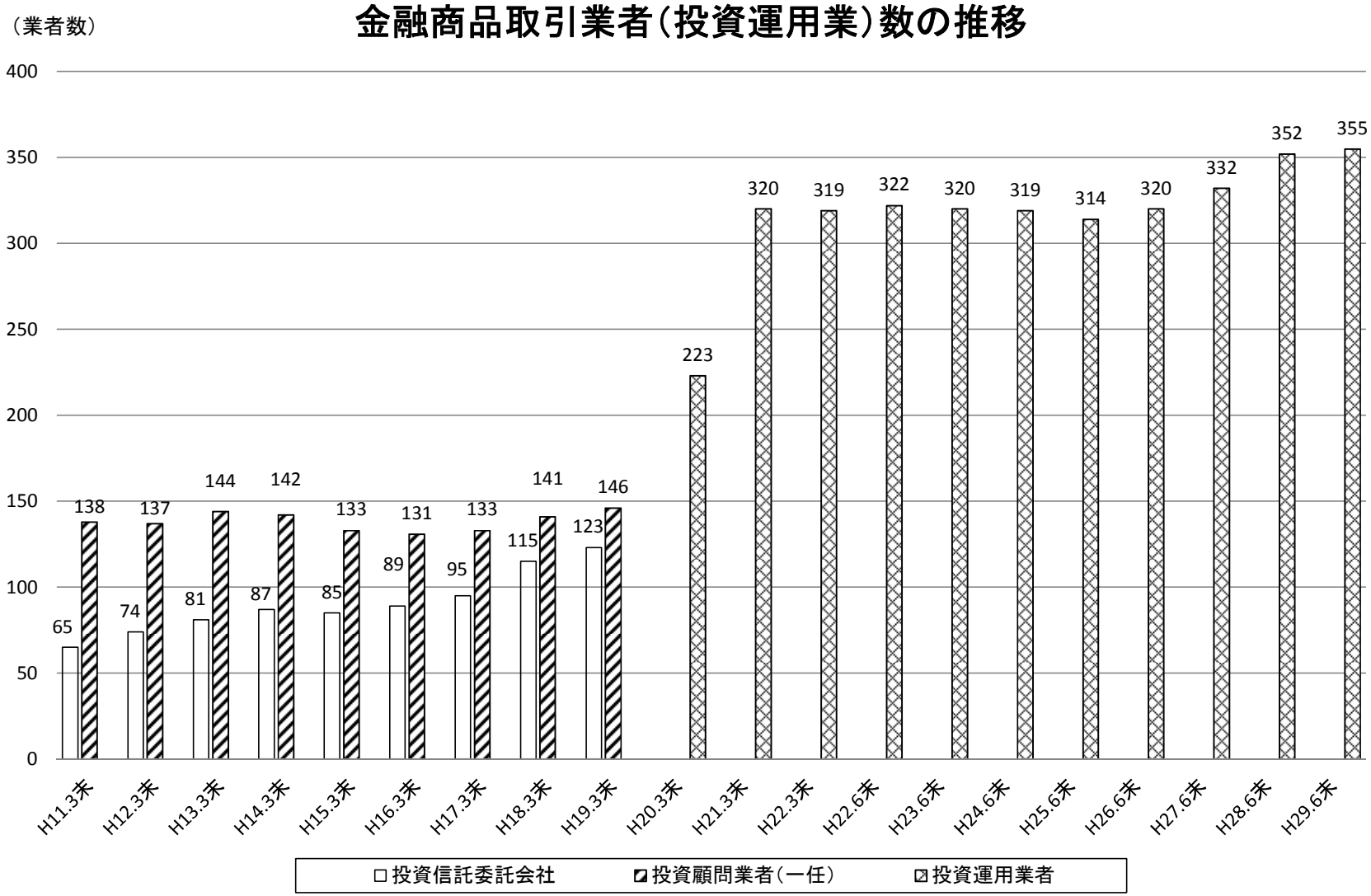

資料12－６－２

投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	マリモ地方創生リート投資法人	H28.7.29	マリモ・アセットマネジメント株式会社
2	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	H28.8.2	三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社
3	大江戸温泉リート投資法人	H28.8.31	大江戸温泉アセットマネジメント株式会社
4	さくら総合リート投資法人	H28.9.8	さくら不動産投資顧問株式会社
5	いちごグリーンインフラ投資法人	H28.12.1	いちご投資顧問株式会社
6	投資法人みらい	H28.12.16	三井物産・イデラパートナーズ株式会社
7	森トラスト・ホテルリート投資法人	H29.2.7	森トラスト・ホテルアセットマネジメント株式会社
8	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人	H29.3.29	アールジェイ・インベストメント株式会社

資料12－６－３

投資信託の純資産総額の推移

（単位：億円）

年（月）末	株式投信		公社債投信			合　計	
		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和　40年	9,082	－	2,275	－	－	11,357	－
45年	6,551	－	6,033	－	－	12,584	－
50年	19,345	－	14,280	－	－	33,625	－
55年	40,293	－	20,226	－	－	60,519	－
56年	40,063	－	32,231	－	－	72,294	－
57年	47,818	－	45,458	－	－	93,276	－
58年	61,513	－	79,372	－	－	140,885	－
59年	80,127	－	102,851	－	－	182,978	－
60年	103,787	－	95,936	－	－	199,722	－
61年	191,183	－	129,570	－	－	320,753	－
62年	306,143	－	123,001	－	－	429,144	－
63年	392,525	－	136,448	－	－	528,973	－
平成　元年	455,494	－	130,999	－	－	586,493	－
２年	350,722	－	109,218	－	－	459,940	－
３年	285,624	－	135,001	－	－	414,738	－
４年	211,031	－	221,975	－	54,137	433,006	－
５年	195,475	－	311,900	－	110,781	507,375	－
６年	174,515	－	259,568	－	91,731	434,083	－
７年	146,817	－	332,755	－	120,018	479,572	－
８年	127,798	－	358,883	－	142,191	486,681	－
９年	99,866	－	306,630	－	115,631	406,495	－
10年	114,961	－	312,432	－	142,799	427,393	－
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年	1,411,086	593,704	186,214	26,034	16,428	1,597,300	619,738
28年	1,529,740	699,513	177,519	41,330	655	1,707,259	740,843
29年１月	1,542,179	706,481	179,692	41,479	640	1,721,871	747,960
２月	1,569,201	719,648	178,618	41,796	615	1,747,819	761,444
３月	1,585,792	726,409	170,211	41,851	559	1,756,003	768,260
４月	1,599,013	737,422	168,832	42,069	506	1,767,845	779,491
５月	1,584,414	717,303	173,709	42,541	0	1,758,123	759,844
６月	1,607,107	726,633	175,772	42,093	0	1,782,879	768,726

出典：（社）投資信託協会公表資料

資料12－7－1

登録金融機関数の推移

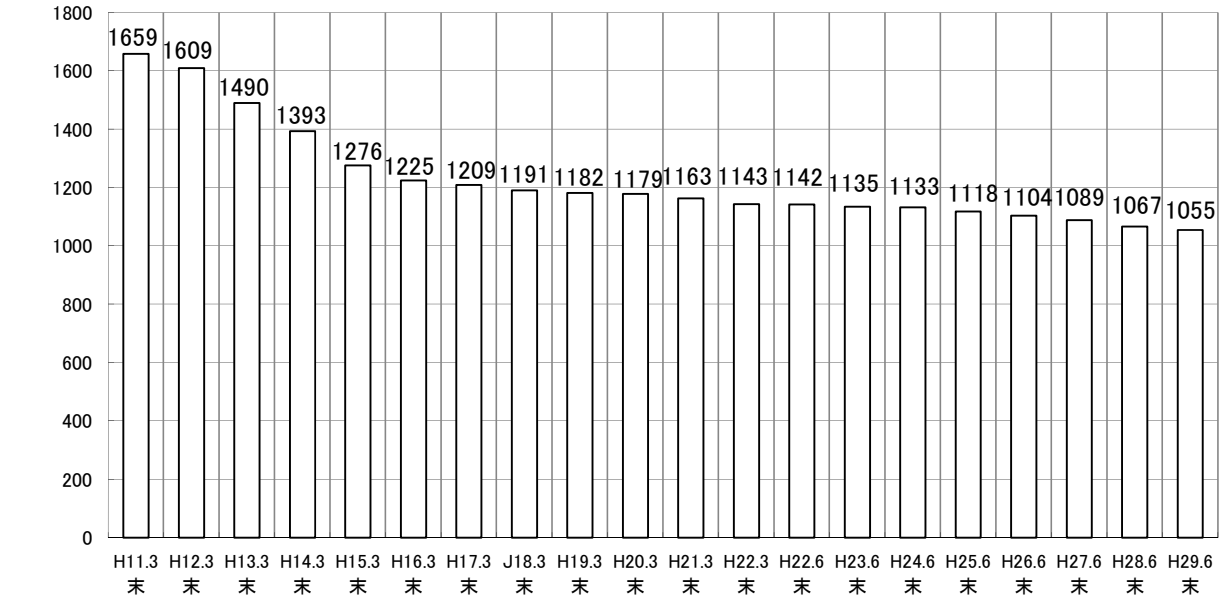

金融商品仲介業者数の推移

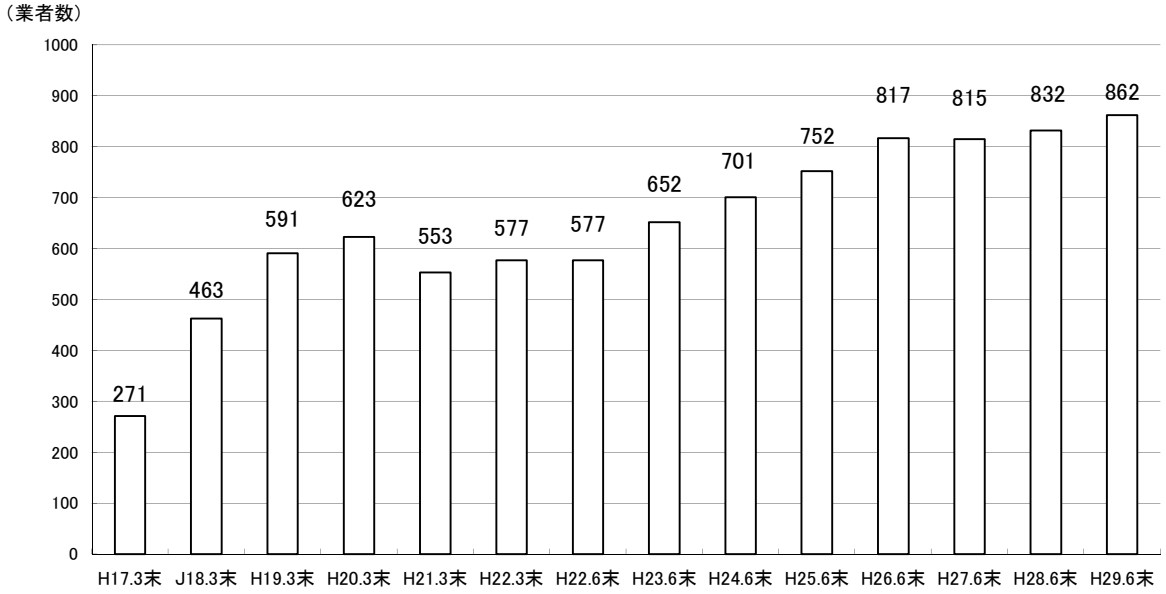

注：平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

資料12－７－２

取引所取引許可業者一覧

（国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法第60条第１項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる者）

平成28年6月30日現在

【全業者数：1】

所管	許可年月日	許可業者名	本店所在地
金融庁	平成27年5月1日	サスケハナ・ホンコン・リミテッド	香港特別行政区、セントラルガーデンロード３、チャンピオン・タワー、25階ユニット2506-8

資料12－８－１

信用格付業者登録一覧

（平成29年６月末現在　７社）

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官（格付）第１号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番８号時事通信ビル
金融庁長官（格付）第２号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目５番１号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官（格付）第３号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目５番１号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官（格付）第５号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号丸の内北口ビル
金融庁長官（格付）第６号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官（格付）第７号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目８番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官（格付）第８号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号丸の内北口ビル

資料13－２－１

貸金業務取扱主任者資格試験実施状況

（単位：人）

	平成21年度				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合　計
	第1回試験（平成21年8月30日実施）	第2回試験（平成21年11月22日実施）	第3回試験（平成21年12月20日実施）	第4回試験（平成22年2月28日実施）	第5回試験（平成22年11月21日実施）	第6回試験（平成23年11月20日実施）	第7回試験（平成24年11月18日実施）	第8回試験（平成25年11月17日実施）	第9回試験（平成26年11月16日実施）	第10回試験（平成27年11月15日実施）	第11回試験（平成28年11月20日実施）	
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585	11,639	173,409
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186	10,139	155,473
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178	3,095	75,976
合格率(%)	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	31.2	30.5	48.9
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30	30	31	30	

資料13－６－１

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数	うち銀行	うち協同組織金融機関(※)	うち保険会社	うち証券会社	その他
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	208	76	84	11	11	26

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

疑わしい取引の届出制度の概念図

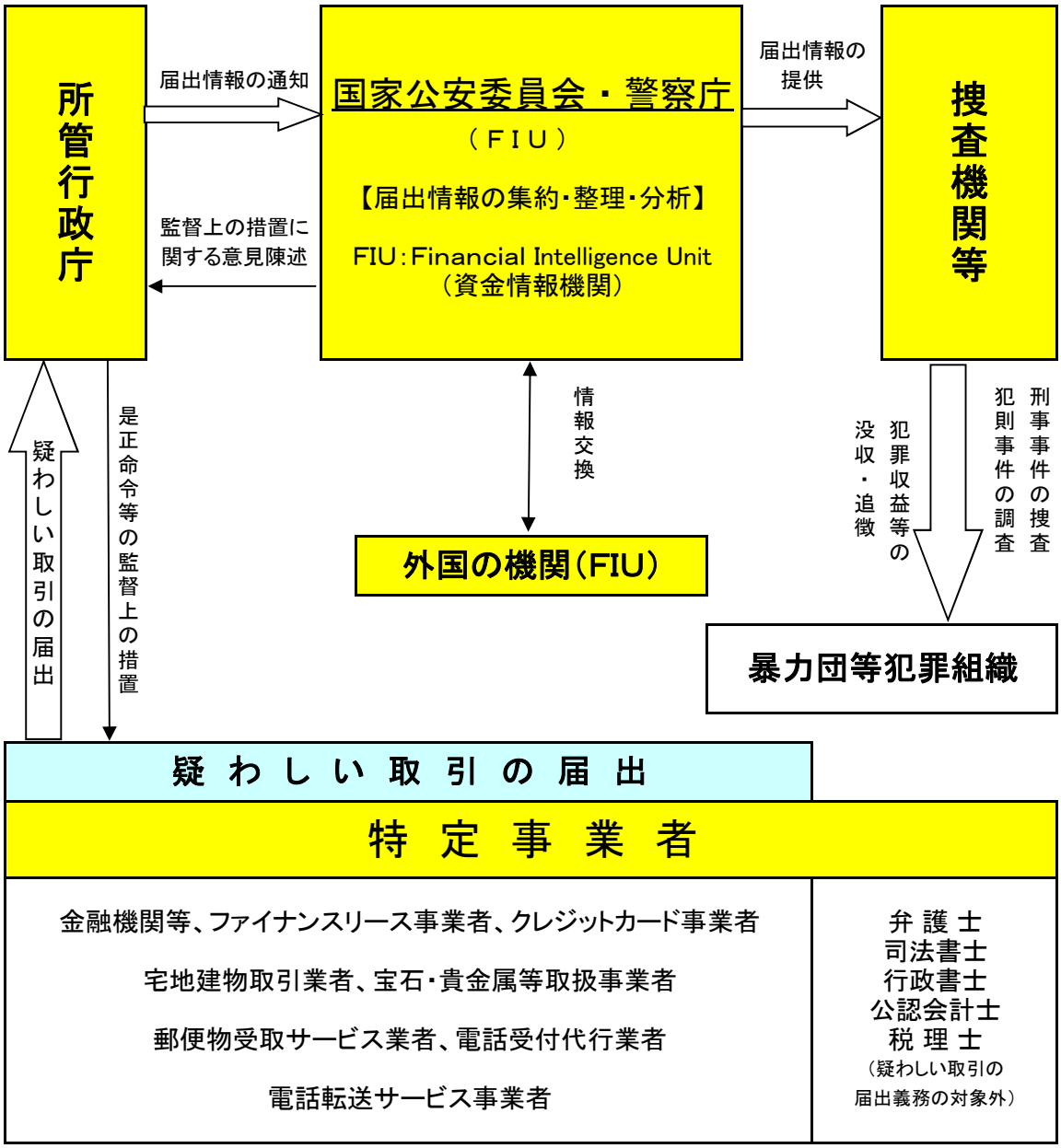

資料 17－１

調査から課徴金納付命令までの流れ

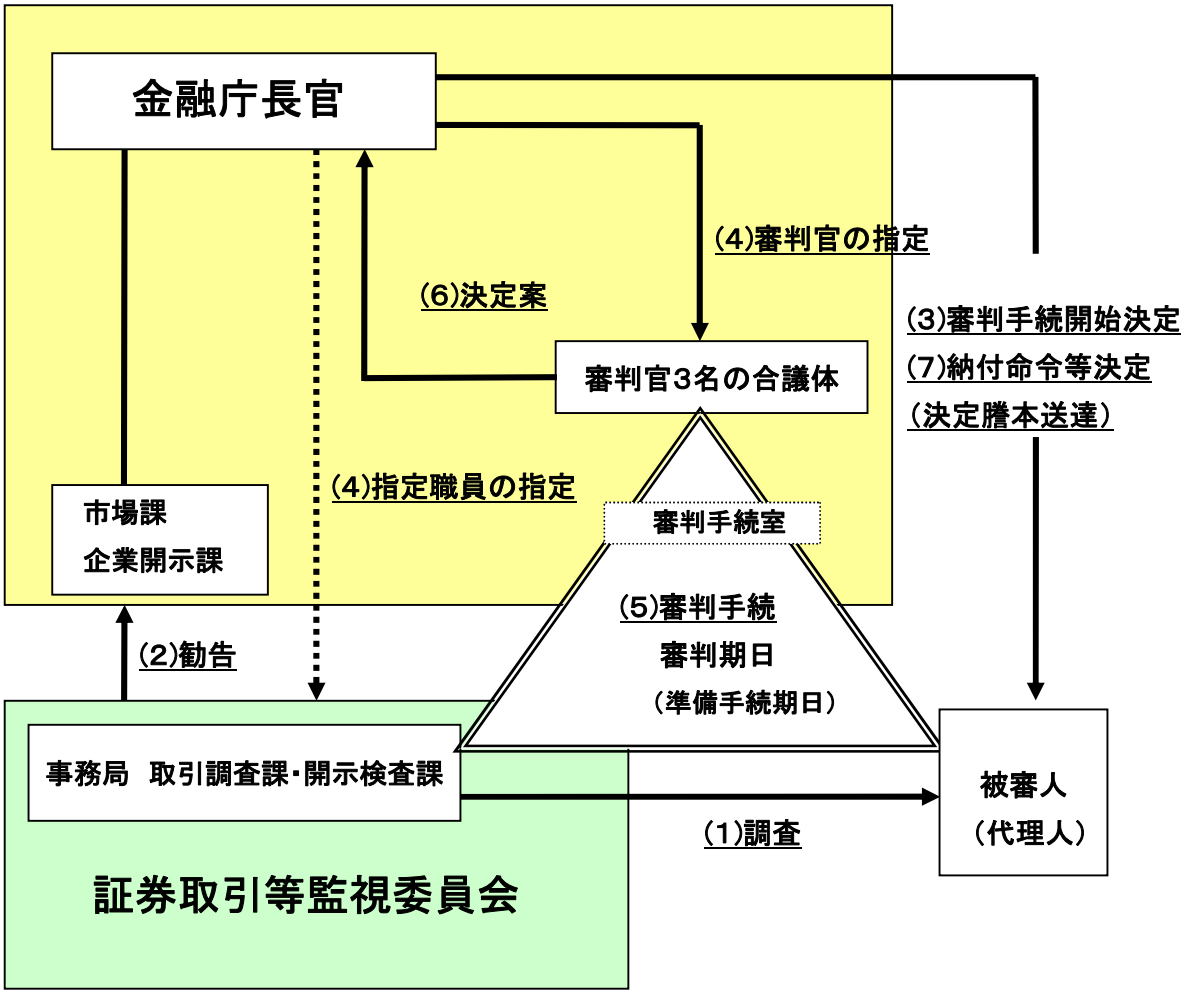

（注）指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※　公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※　番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ

金商法

（１）証券監視委による調査（金商法26条、177条）

↓

（２）証券監視委から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告（金融庁設置法20条）

会計士法

（１）内閣総理大臣による調査
（会計士法32条2項、3項）

↓

（３）内閣総理大臣による審判手続開始決定（金商法178条、会計士法34条の40）

（４）審判官・指定職員の指定
（金商法180条2項、3項、181条2項、会計士法34条の42第2項、3項、会計士法34条の43第2項）

↓

（５）審判手続

● 審判手続開始決定書の謄本を被審人に送達（金商法179条3項、会計士法34条の41第3項）

・審判手続開始決定書には審判の期日及び場所、違反事実、課徴金の額等を記載
（金商法179条2項、会計士法34条の41第2項）

● 被審人による審判手続開始決定に対する答弁書提出（金商法183条、会計士法34条の45）

違反事実及び課徴金の額を認める旨の答弁書が提出されないとき

違反事実及び課徴金の額を認める旨の答弁書が提出されたとき

○ 争点及び証拠の整理を行うため必要があるときは、準備手続期日を開催（非公開）
（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令30条、会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令31条）

● 審判期日の開催（公開）

・ 被審人の意見陳述
（金商法184条、会計士法34条の46）

・ 参考人・被審人の審問
（金商法185条、185条の2、会計士法34条の47、34条の48）

・ 被審人による証拠書類又は証拠物の提出
（金商法185条の3、会計士法34条の49）

審判期日を開くことを要しない。
（金商法183条2項、会計士法34条の45第2項）

↓

（６）審判官による決定案作成、内閣総理大臣に提出
（金商法185条の6、会計士法34条の52）

↓

（７）審判官作成の決定案に基づき内閣総理大臣が課徴金納付命令等決定
（金商法185条の7、会計士法34条の53）

＜決定の3類型＞
- 課徴金納付命令決定
- 違反事実がない旨の決定
- 課徴金納付を命じない旨の決定

（課徴金を納付する場合）

↓ （２か月以内）

国庫に納付（金商法185条の7第21項、会計士法34条の53第9項）

（課徴金納付命令決定に不服がある場合）

↓ （３０日以内）

裁判所へ課徴金納付命令決定の取消しの訴え
（金商法185条の18、会計士法34条の63）

※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている（金商法194条の7、会計士法49条の4）
※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略

資料17－2

課徴金納付命令の実績

（平成28事務年度）

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	極東貿易㈱株式外4銘柄に係る相場操縦 （平成28年度第5号）	極東貿易㈱株式ほか4銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成28年6月3日 （勧告） 平成28年6月6日 （開始決定）	平成28年7月11日	121万円
2	公開買付者の社員による日本インター㈱株式に係る内部者取引 （平成28年度第6号）	公開買付け等事実（京セラ㈱が日本インター㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年6月7日 （勧告） 平成28年6月8日 （開始決定）	平成28年7月11日	13万円
3	㈱ピクセラ外2社との契約締結交渉者の社員による内部者取引 （平成28年度第8号）	重要事実（㈱ピクセラの業務執行を決定する機関が、同社の発行する新株及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたことほか）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けるなどした。	個人	平成28年7月12日 （勧告） 平成28年7月13日 （開始決定）	平成28年8月8日	79万円
4	㈱ピクセラとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引 （平成28年度第9号）	重要事実（㈱ピクセラの業務執行を決定する機関が、同社の発行する新株及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年7月12日 （勧告） 平成28年7月13日 （開始決定）	平成28年8月8日	247万円
5	㈱ピクセラとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引 （平成28年度第10号）	重要事実（㈱ピクセラの業務執行を決定する機関が、同社の発行する新株及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年7月12日 （勧告） 平成28年7月13日 （開始決定）	平成28年8月8日	878万円
6	㈱ピクセラとの契約締結交渉者の役員による重要事実に係る伝達 （平成28年度第11号）	重要事実（㈱ピクセラの業務執行を決定する機関が、同社の発行する新株及び新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成28年7月12日 （勧告） 平成28年7月13日 （開始決定）	平成28年8月8日	562万円
7	㈱ＭＡＧねっとホールディングスに係る四半期報告書の虚偽記載 （平成28年度第12号）	社長の親族等が経営するグループ企業に対する短期貸付金及び未収利息について、当該グループ企業の財政状態の悪化を把握していたにもかかわらず、貸倒引当金の計上や未収利息の損失処理等を適正に行わなかったなどし、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出した。	㈱ＭＡＧねっとホールディングス	平成28年7月22日	平成28年8月29日	1200万円
8	東洋ゴム工業㈱の子会社の社員からの情報受領者による内部者取引 （平成28年度第13号）	重要事実（東洋ゴム工業㈱が、国土交通大臣認定を受けた性能評価基準に基づき、東洋ゴム化工品㈱を通じて製造、販売していた「高減衰ゴム系積層ゴム支承」の一部が、同性能評価基準に適合しておらず、また、一部の性能評価基準に対する大臣認定を技術的根拠のない申請により受けていたことが確認されたこと）について、職務に関し知りながら、自己の計算において、東洋ゴム工業㈱株式を当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成28年8月23日 （勧告） 平成28年8月24日 （開始決定）	平成28年9月15日	167万円
9	テクノホライゾン・ホールディングス㈱株式外2銘柄に係る相場操縦 （平成28年度第15号）	テクノホライゾン・ホールディングス㈱株式外2銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成28年9月27日 （勧告） 平成28年9月28日 （開始決定）	平成28年10月17日	414万円
10	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による㈱みんなのウェディング株式に係る内部者取引 （平成28年度第16号）	公開買付け等事実（クックパッド㈱の業務執行を決定する機関が、㈱みんなのウェディングの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱みんなのウェディング株式を買い付けた。	個人	平成28年9月27日 （勧告） 平成28年9月28日 （開始決定）	平成28年10月17日	1057万円
11	㈱メディビックグループに係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成28年度第17号）	連結子会社と他社の間で開発権の譲渡契約が成立したように装い、また、販売代金の回収が困難となった商品売買取引について、代金が回収できたように装うことによって売上を過大に計上するなどし、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類により有価証券を取得させた。	㈱メディビックグループ	平成28年9月30日	平成28年11月7日	1億1333万円
12	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による東京鋼鐵㈱株式に係る内部者取引 （平成28年度第18号）	公開買付け等事実（大阪製鐵㈱の業務執行を決定する機関が、東京鋼鐵㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	法人	平成28年10月25日 （勧告） 平成28年10月26日 （開始決定）	平成28年11月28日	577万円

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
13	モジュレ㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 （平成28年度第19号）	サーバー等の販売において、循環取引などを行うことによって、架空売上を計上し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類により有価証券を取得させた。	モジュレ㈱	平成28年10月28日	平成28年11月28日	1956万円
14	日本精密㈱との契約締結交渉者による内部者取引及び重要事実に係る伝達推奨 （平成28年度第20号）	重要事実（日本精密㈱の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達・推奨するとともに、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年10月28日 （勧告） 平成28年10月31日 （開始決定）	平成28年11月28日	138万円
15	日本精密㈱との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 （平成28年度第21号）	重要事実（日本精密㈱の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年10月28日 （勧告） 平成28年10月31日 （開始決定）	平成28年11月28日	14万円
16	日本精密㈱との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引 （平成28年度第22号）	重要事実（日本精密㈱の業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集及び募集新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年10月28日 （勧告） 平成28年10月31日 （開始決定）	平成28年11月28日	84万円
17	㈱ALBERT役員からの情報受領者による内部者取引 （平成28年度第23号）	重要事実（㈱ALBERTの業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、同社役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成28年11月1日 （勧告） 平成28年11月2日 （開始決定）	平成28年11月28日	302万円
18	㈱ALBERT役員からの情報受領者による内部者取引 （平成28年度第24号）	重要事実（㈱ALBERTの業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、同社役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成28年11月1日 （勧告） 平成28年11月2日 （開始決定）	平成28年11月28日	139万円
19	㈱ALBERT役員からの情報受領者による内部者取引 （平成28年度第25号）	重要事実（㈱ALBERTの業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、黒字から赤字に転じる見込みであり、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、同社役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成28年11月1日 （勧告） 平成28年11月2日 （開始決定）	平成28年11月28日	69万円
20	海外に居住する公開買付者の従業員による㈱ゲームオン株式に係る内部者取引 （平成28年度第7号）	公開買付け等事実（ネオウィズ・ゲームズ・コーポレーションの業務執行を決定する機関が㈱ゲームオン株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年6月15日 （勧告） 平成28年6月16日 （開始決定）	平成28年12月12日	160万円
21	高千穂交易㈱社員による内部者取引 （平成28年度第26号）	重要事実（高千穂交易㈱の属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成28年11月15日 （勧告） 平成28年11月16日 （開始決定）	平成28年12月12日	33万円
22	㈱琉球銀行株式に係る相場操縦 （平成27年度第24号）	㈱琉球銀行株式につき、その売買が繁盛に行われていると他人に誤解させる等その売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、権利の移転を目的としない仮装の売買をした。	個人	平成27年12月15日 （勧告） 平成27年12月17日 （開始決定）	平成28年12月15日	224万円
23	㈱西武ホールディングス株式に係る相場操縦 （平成28年度第29号）	㈱西武ホールディングス株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び申込みをした。	モルガン・スタンレーMUFG証券㈱	平成28年12月6日 （勧告） 平成28年12月7日 （開始決定）	平成28年12月16日	2億1988万円
24	日本マニュファクチャリングサービス㈱との契約締結交渉者の社員による内部者取引 （平成27年度第40号）	重要事実（日本マニュファクチャリングサービス㈱の業務執行を決定する機関が、兼松㈱と業務上の提携を行うこと及び同社に対する第三者割当により自己株式の処分を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、日本マニュファクチャリングサービス㈱株式を買い付けた。	個人	平成28年3月25日 （勧告） 平成28年3月28日 （開始決定）	平成28年12月28日	77万円
25	ワタベウェディング㈱との契約締結者からの情報受領者による内部者取引 （平成28年度第28号）	重要事実（ワタベウェディング㈱の業務執行を決定する機関が、㈱千趣会及び㈱ディアーズ・ブレインと業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、ワタベウェディング㈱株式を買い付けた。	個人	平成28年12月2日 （勧告） 平成28年12月5日 （開始決定）	平成29年1月19日	60万円

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
26	㈱ハナテン役員からの情報受領者による内部者取引 （平成28年度第30号）	公開買付け等事実（㈱ビッグモーターの業務執行を決定する機関が、㈱ハナテン株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、㈱ハナテン役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年12月9日 （勧告） 平成28年12月12日 （開始決定）	平成29年1月19日	217万円
27	㈱ハナテン役員からの情報受領者による内部者取引 （平成28年度第31号）	公開買付け等事実（㈱ビッグモーターの業務執行を決定する機関が、㈱ハナテン株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、㈱ハナテン役員から伝達を受け、当該事実の公表前に、自己及び自己以外の者の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年12月9日 （勧告） 平成28年12月12日 （開始決定）	平成29年1月19日	177万円
28	㈱ハナテン役員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達 （平成28年度第32号）	公開買付け等事実（㈱ビッグモーターの業務執行を決定する機関が、㈱ハナテン株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成28年12月9日 （勧告） 平成28年12月12日 （開始決定）	平成29年1月19日	171万円
29	㈱オプトロムに係る四半期報告書等の虚偽記載 （平成27年度第13号）	新株予約権の割当先のグループ会社ないしその実質的経営者等に資金を流出させていたが、同流出資金について適切な貸倒引当金繰入額の計上等をしなかったなどし、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	㈱オプトロム	平成27年9月18日	平成29年2月3日	9962万円
30	㈱IGポート株式に係る相場操縦 （平成28年度第33号）	㈱IGポートの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成29年1月31日 （勧告） 平成29年2月1日 （開始決定）	平成29年2月27日	690万円
31	㈱クロス・マーケティンググループ株式外1銘柄に係る相場操縦 （平成28年度第27号）	㈱クロス・マーケティンググループ株式外1銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成28年11月22日 （勧告） 平成28年11月24日 （開始決定）	平成29年3月13日	423万円
32	ロングライフホールディング㈱及び㈱サンワカンパニー社員による内部者取引 （平成28年度第34号）	重要事実（ロングライフホールディング㈱の属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたことほか）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けるなどした。	個人	平成29年2月10日 （勧告） 平成29年2月13日 （開始決定）	平成29年3月13日	96万円
33	日本海洋掘削㈱株式ほか44銘柄に係る相場操縦 （平成27年度第1号）	日本海洋掘削㈱株式ほか44銘柄につき、私設取引システムを利用した各株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	セレクト・バンテイジ・インク	平成27年3月6日 （勧告） 平成27年4月7日 （開始決定）	平成29年3月14日	2106万円
34	インスペック㈱株式に係る偽計 （平成27年度第35号）	インスペック㈱株式につき、相場の変動を図る目的をもって偽計を用い、当該偽計により有価証券の価格に影響を与えた。	インスペック㈱	平成28年3月8日 （勧告） 平成28年3月9日 （開始決定）	平成29年3月14日	1224万円
35	公開買付者との契約締結交渉者による㈱京王ズホールディングス株式に係る内部者取引 （平成28年度第14号）	公開買付け等事実（㈱光通信の業務執行を決定する機関が、㈱京王ズホールディングス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成28年9月21日 （勧告） 平成28年9月23日 （開始決定）	平成29年3月30日	60万円
36	㈱モルフォ社員による内部者取引 （平成28年度第36号）	重要事実（㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱モルフォ株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 （勧告） 平成29年2月27日 （開始決定）	平成29年3月30日	172万円
37	㈱モルフォ社員による内部者取引 （平成28年度第37号）	重要事実（㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱モルフォ株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 （勧告） 平成29年2月27日 （開始決定）	平成29年3月30日	1228万円
38	㈱モルフォ社員による内部者取引 （平成28年度第38号）	重要事実（㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱モルフォ株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 （勧告） 平成29年2月27日 （開始決定）	平成29年3月30日	4万円
39	旭化成㈱の子会社の社員による内部者取引 （平成28年度第45号）	子会社の重要事実（旭化成㈱の子会社である旭化成建材㈱が施工した杭工事の一部について施工報告書の施工データの転用及び加筆があったことが判明したこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、旭化成㈱株式を売り付けた。	個人	平成29年3月7日 （勧告） 平成29年3月8日 （開始決定）	平成29年3月30日	63万円
40	㈱ウェッジホールディングス株式に係る偽計 （平成25年度第25号）	㈱ウェッジホールディングス株式につき、相場の変動を図る目的をもって偽計を用い、当該偽計により有価証券の価格に影響を与えた。	個人	平成25年11月1日	平成29年4月11日	40億9605万円

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
41	㈱SHIFT役員による重要事実に係る伝達 （平成27年度第39号）	重要事実（㈱SHIFTの属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の売付けをさせることにより損失の発生を回避させる目的をもって伝達した。	個人	平成28年3月25日 （勧告） 平成28年3月28日 （開始決定）	平成29年4月11日	351万円
42	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による㈱アイセイ薬局株式に係る内部者取引 （平成29年度第1号）	公開買付け等事実（㈱アイセイホールディングスの業務執行を決定する機関が、㈱アイセイ薬局の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	91万円
43	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による㈱アイセイ薬局株式に係る内部者取引 （平成29年度第2号）	公開買付け等事実（㈱アイセイホールディングスの業務執行を決定する機関が、㈱アイセイ薬局の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	72万円
44	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による㈱アイセイ薬局株式に係る内部者取引 （平成29年度第3号）	公開買付け等事実（㈱アイセイホールディングスの業務執行を決定する機関が、㈱アイセイ薬局の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	80万円
45	㈱フュートレック役員からの情報受領者による内部者取引及び重要事実に係る伝達 （平成29年度第4号）	重要事実（㈱フュートレックの業務執行を決定する機関が、同社と㈱NTTドコモ等と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、㈱フュートレックの役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。また、重要事実（同社の属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	547万円
46	㈱フュートレック役員による重要事実に係る伝達 （平成29年度第5号）	重要事実（㈱フュートレックの業務執行を決定する機関が、同社と㈱NTTドコモ等と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に㈱フュートレック株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	247万円
47	㈱フュートレック役員からの情報受領者による内部者取引 （平成29年度第6号）	重要事実（㈱フュートレックの属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、同社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	45万円
48	㈱フュートレック役員からの情報受領者による内部者取引 （平成29年度第7号）	重要事実（㈱フュートレックの属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、同社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年3月31日 （勧告） 平成29年4月3日 （開始決定）	平成29年5月11日	60万円
49	㈱フォーバル・リアルストレート株式外6銘柄に係る相場操縦 （平成29年度第8号）	㈱フォーバル・リアルストレート株式外6銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成29年4月11日 （勧告） 平成29年4月12日 （開始決定）	平成29年5月11日	67万円
50	Prospect Asset Management, Inc.による㈱トライステージ株式に係る内部者取引 （平成28年度第49号）	重要事実（㈱トライステージの業務執行を決定する機関が自己の株式の取得を実施することについての決定をしたこと）について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己及び自己以外の者の計算において、同社株式を買い付けた。	プロスペクト・アセット・マネジメント・インク	平成29年3月22日 （勧告） 平成29年3月29日 （開始決定）	平成29年6月15日	329万円
51	イーター電機工業㈱の役員からの情報受領者による内部者取引 （平成29年度第9号）	重要事実（平成27年3月期決算において債務超過の状態であったイーター電機工業㈱が、平成28年3月期決算においても債務超過の状態となるという、特定有価証券の上場の廃止の原因となる事実が発生したこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成29年5月26日 （勧告） 平成29年5月29日 （開始決定）	平成29年6月15日	278万円

資料18－２－１

意見申出実績（検査実施日ベース）

○　申出機関数　　（平成29年６月末現在）

	銀　行	協同組織金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～25 事務年度	22	10	2	5	2	41
26 事務年度	0	1	0	0	0	1
27 事務年度	0	0	0	0	0	0
28 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	22	11	2	5	2	42

○　申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～28 事務年度合計	26 事務年度	27 事務年度	28 事務年度
預金等受入金融機関	346	1	0	0
評定段階	5	0	0	0
経営管理（ガバナンス）態勢 －基本的要素－	0	0	0	0
金融円滑化編	0	0	0	0
法令等遵守態勢	18	0	0	0
顧客保護等管理態勢	1	0	0	0
統合的リスク管理態勢	0	0	0	0
自己資本管理態勢	5	0	0	0
信用リスク管理態勢	8	1	0	0
資産査定管理態勢	302	0	0	0
自己査定	247	0	0	0
うち債務者（債権）区分	180	0	0	0
うち不動産担保評価	30	0	0	0
償却・引当	55	0	0	0
市場リスク管理態勢	2	0	0	0
流動性リスク管理態勢	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク管理態勢	4	0	0	0
預金等受入金融機関以外の金融機関	34	0	0	0
法令等遵守態勢	33	0	0	0
その他	1	0	0	0
合計 （うち金融機関意見採用） ※金融機関意見採用率約42%	380 (161)	1 (0)	0 (0)	0 (0)

資料 18－３－１

金融庁
Financial Services Agency

金融モニタリング情報収集窓口

～金融機関の利用者の皆様へ～
金融機関に関する情報の提供をお願いします！

○金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集しています。

（注） 金融庁及び財務局等では、現在、検査・監督一体での切れ目ない総合的な金融モニタリングを行っています。こうした方針の下では、有益な情報は、立入検査の有無に関わらず全ての金融機関について常時収集することが望ましいことから、平成 28 年 11 月より、従来行っていた「情報を募集している金融機関」の掲載は廃止することといたしました。

○金融庁及び財務局等が監督している金融機関（銀行等、保険会社等、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会など）に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。金融庁及び財務局等が監督している金融機関については、こちらをクリック。

○ なお、財務局長登録の貸金業者（注）に関しても、常時、財務局の金融モニタリング情報収集窓口において、情報を受け付けています。「登録貸金業者情報検索入力ページ」で登録財務局をご確認のうえ、当該財務局等の金融モニタリング情報収集窓口に情報をご提供ください。財務局等の金融モニタリング情報収集窓口は、こちらをクリック。

（注） 二つ以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む場合には、財務局長登録の貸金業者となります。

巻末資料１

この１年の主な出来事

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
平成28年7月	6	日本海洋掘削(株)株式ほか44銘柄に係る相場操縦審判事件の第１回審判期日開催						
	6	金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第３回）を開催						
	7	金融商品取引所等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を公表	7	電子債権記録機関の指定を公表				
	7	「中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令(案)」を公表						
	8	『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストを公表（平成28年12月27日更新）	8	「平成28年熊本地震による災害を踏まえた検査・監督の考え方について」を公表	8	「平成28年熊本地震による災害を踏まえた検査・監督の考え方について」を公表		
	8	ＮＩＳＡ・ジュニアＮＩＳＡ口座の利用状況に関する調査結果を公表						
	8	国際会計基準（IFRS）に基づく四半期連結財務諸表の開示例を公表						
	8	証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況を公表						
	12	極東貿易株式会社株式外４銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定						
	12	「公開買付者の社員による日本インター株式会社株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	15	「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」（第１回）を開催						
	19	銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）を公表	21	障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果(速報値)を公表				
	25	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令]の一部を改正する内閣府令を公表						
	25	金融庁・日本銀行連絡会を開催						
	26	「公認会計士試験規則」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表	27	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表				
	28	金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」（第１回）を開催	28	貸金業関係資料集の更新を公表				
	28	『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～の受入れを表明した機関投資家のリストを公表						
	29	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成28年4月１日～同年6月30日）を公表	29	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等を公表				
8月	1	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十五条第十一号の規定に基づき、国又は地域を指定する件等の一部改正を公表	1	金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正（案）を公表			1	第191回（臨時会）召集
	2	金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第４回）を開催について					3	第191回（臨時会）閉会
	5	「金融庁を騙った詐欺にご注意ください！！」の注意喚起	4	「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表			3	第３次安部第２次改造内閣発足
	5	「日東電工(株)株式に係る相場操縦審判事件の第２回審判期日」開催						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	9	株式会社ピクセラ外２社との契約締結交渉者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定	8	「主要行等向けの総合的な監督指針」等（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表				
	9	株式会社ピクセラとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定						
	9	株式会社ピクセラとの契約締結交渉者の役員による重要事実に係る伝達に対する課徴金納付命令の決定						
	12	「平成28年度金融庁政策評価実施計画」の策定について」を公表	12	「平成２８年３月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）」を公表				
	12	「監査法人の処分について」を公表	12	「「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表				
	12	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件（案）」を公表						
	19	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等を公表						
	24	「金融モニタリング有識者会議」（第１回）を開催						
	30	「多重債務者相談強化キャンペーン2016の実施について」を公表						
	30	株式会社ＭＡＧねっとホールディングスに係る四半期報告書の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	31	「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正（案）」に対する意見募集の結果等を公表	31	「「金融商品取引業等の自己資本規制比率に関する内閣府令・告示等の一部改正（案）」に対する意見募集の結果等について」を公表				
	31	平成29年度予算、機構・定員要求を公表	31	「自己資本比率規制に関するＱ＆Ａを公表（追加）について」を公表				
	31	平成29年度歳出概算要求書を公表	31	「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成28年３月末）について」を公表				
	31	金融庁の平成29年度税制改正要望を公表						
	31	平成27年度実績評価書等を公表						
9月	1	「「金融監督庁」を騙った不審なポップアップを表示させ、インターネット・バンキングのＩＤ・パスワードを盗み取る不正な手口にご注意ください！」の注意喚起	1	「「金融監督庁」を騙った不審なポップアップを表示させ、インターネット・バンキングのＩＤ・パスワードを盗み取る不正な手口にご注意ください！」の注意喚起				
	6	「（株）ウェッジホールディングス株式に係る偽計審判事件の第２回審判期日」開催					4～5	G20杭州サミット
	6	「中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表						
	8	（株）琉球銀行株式に係る相場操縦審判事件の第１回審判期日開催	9	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表				
			9	グランド・ウィン・パートナーズ株式会社に対する行政処分を公表				
	12	「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」を開催	13	保険持株会社の設立の認可等を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	15	「金融仲介機能のベンチマーク」を公表	15	保険会社におけるリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書（ORSAレポート）及び統合的リスク管理（ERM）態勢ヒアリングに基づくERM評価の結果概要を公表				
	15	「平成27事務年度　金融レポート」を公表	16	信用事業強化計画等の履行状況（平成27事業年度）を公表				
	15	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表	16	経営強化計画等の履行状況（平成28年３月期）を公表				
	16	東洋ゴム工業株式会社の子会社の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定	16	経営強化計画の承認等を公表				
	16	「預金保険法施行規則の一部を改正する命令（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表						
	21	金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第５回）を開催						
	23	「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第９回）を開催	26	外国損害保険業の免許付与を公表			26	第192回（臨時会）召集
	30	「金融モニタリング有識者会議」（第２回）を開催	28	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況を公表				
	30	「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」（第３回）を開催	29	銀行持株会社に対する子会社取得の認可を公表				
	30	ＮＩＳＡ・ジュニアＮＩＳＡ口座の利用状況に関する調査結果を公表	30	銀行持株会社の設立認可を公表				
	30	「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」を公表	30	貸金業関係資料集の更新を公表				
10月	5	「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」（第３回）を開催	5	信金中央金庫に対する信託兼営認可を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	5	金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第６回）を開催						
	13	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）を公表	14	東京アジアレプラカン株式会社に対する行政処分				
	18	金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」（第２回）を開催						
	18	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による株式会社みんなのウェディング株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定						
	18	テクノホライゾン・ホールディングス株式会社株式外２銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定						
	19	金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第７回）を開催						
	21	平成28事務年度　金融行政方針を公表	21	適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分（連絡が取れない業者）				
	21	金融審議会 市場ワーキング・グループ「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」（第１回）を開催						
	21	「国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査（2016年２月）」-結果報告書-を公表						
	21	NISA制度の効果検証結果を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	21	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第十項第五号及び第十一項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の五又は第二十一号の六に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表						
	24	「金融モニタリング有識者会議」（第３回）を開催						
	24～27	「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall）」を実施						
	27	日東電工(株)株式に係る相場操縦審判事件の第３回審判期日						
	27	「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業に係る「担い手」の決定を公表						
	28	金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」（第３回）を開催	28	貸金業関係資料集の更新を公表				
	31	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成28年7月1日～同年9月30日）を公表	31	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等を公表				
11月	1	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」を公表						
	1	金融庁「資産運用企画室」（総務企画局）及び証券取引等監視委員会「資産運用統括モニタリング長」（証券検査課）を設置						
	2	日本マニュファクチャリングサービス（株）との契約締結交渉者の社員による内部者取引審判事件の第１回審判期日開催						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	2	金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第８回）を開催	4	株式会社ウィンヴォル外３社に対する行政処分				
	7	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表						
	8	「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（第10回）を開催						
	8	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表						
	8	株式会社メディビックグループに係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定						
	9	金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第９回）を開催	9	ファンドモニタリング調査の集計結果を公表				
	9	公開買付者との契約締結交渉者による(株)京王ズホールディングス株式に係る内部者取引審判事件の第１回審判期日開催						
	16	「金融庁職員の経済協力開発機構（OECD）コーポレートガバナンス委員会議長選出について」を公表						
	18	「金融仲介の改善に向けた検討会議」（第６回）を開催						
	21	金融審議会 市場ワーキング・グループ「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」（第２回）を開催						
	21	「金融庁の１年（平成27事務年度版）」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	22	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を開催（金沢）						
	22	「金融モニタリング有識者会議」（第４回）を開催						
	24	海外に居住する公開買付者の従業員による（株）ゲームオン株式に係る内部者取引審判事件の第１回審判期日開催						
	24	「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」（第４回）を開催						
	25	インスペック(株)株式に係る偽計審判事件の第１回審判期日開催						
	25	金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第10回）を開催						
	25	「株式新規上場引受に関する検討会」の設置を公表	25	全国信用協同組合連合会に対する優先出資の引受け等の決定				
	28	公開買付者との契約締結交渉者による(株)京王ズホールディングス株式に係る内部者取引審判事件の第２回審判期日開催						
	29	株式会社ＡＬＢＥＲＴ役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定	29	貸金業関係資料集の更新を公表				
	29	日本精密株式会社との契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定						
	29	日本精密株式会社との契約締結交渉者による内部者取引及び重要事実に係る伝達推奨に対する課徴金納付命令の決定						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	29	モジュレ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定						
	29	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による東京鋼鐵株式会社株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定						
	30	「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(3)を公表	30	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額（平成28年９月末）を公表				
12月	2	金融審議会 市場ワーキング・グループ「フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース」（第３回）を開催	2	株式会社ＳＱＩジャパンに対する行政処分				
	2	「銀行等保有株式取得機構に関する命令の一部を改正する命令」 を公表	2	株式会社ＣＥＬＬに対する行政処分				
	2	「保険業法施行令の一部を改正する政令」を公表	2	主要行等の平成28年９月期決算の概要を公表				
	2	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表	2	地域銀行の平成28年９月期決算の概要を公表				
	5	「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」（第５回）を開催	2	主要生損保の平成28年９月期決算の概要を公表				
	7	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を開催（福岡）	6	「年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」を公表				
	7	金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第11回）を開催						
	7	日本IFIARネットワーク（Japan Network for IFIAR）の設立を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	7	日本IFIARネットワーク第１回総会を開催						
	8	金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」（第４回）を開催	8	アセットクリエーション株式会社に対する行政処分				
	8	「第８回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催	8	Ａ・Ｊアセットクリエーション株式会社に対する行政処分				
	8	「多重債務者相談強化キャンペーン2016」における相談会を開催状況及び予定等を公表	8	イー・アセットマネジメント株式会社に対する行政処分				
	12	「金融モニタリング有識者会議」（第５回）を開催						
	13	高千穂交易株式会社社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定	13	株式会社ＡＭオンラインに対する行政処分				
	13	海外に居住する公開買付者の従業員による（株）ゲームオン株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定についてを公表	13	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告				
	14	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等	13	金融行政方針で掲げた「金融行政の再点検」に係る具体的な取組みを公表				
	15	「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（案）を公表						
	15	第１回「株式新規上場引受に関する検討会」を開催						
	16	公開買付者との契約締結交渉者による(株)京王ズホールディングス株式に係る内部者取引審判事件の第３回審判期日開催	16	「外為決済リスクに係るラウンドテーブル」の設置を公表				

年　月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	16 株式会社西武ホールディングス株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定	16 信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付の説明事項に係るグループ指定）の一部改正を公表		
	16 株式会社琉球銀行株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定	16 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況		17 第192回国会（臨時会）閉会
	20 金融審議会「市場ワーキング・グループ」（第12回）を開催	20 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の活用について」を公表		
	20 外国監査法人等の廃業等の届出を公表			
	21 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」（第５回）を開催			
	21 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を公表			
	22 金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書を公表	22 経営健全化計画の履行状況報告を公表		
	22 「平成29年度予算及び機構・定員について」を公表			
	22 「平成29年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について」を公表			
	26 「金融商品取引法第２条に規定する定義に関するＱ＆Ａ」を公表	26 貸金業関係資料集の更新を公表		
	27 スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリストを公表（平成28年12月27日更新）	27 金融機関における貸付条件の変更等の状況を公表		
	27 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」報告書を公表	27 南都銀行に対する信託兼営認可を公表		
	27 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等			
	28 「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」を公表			

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	28	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案を公表						
	28	「貸金業法施行令の一部を改正する政令（案）」等を公表						
	28	日本マニュファクチャリングサービス株式会社との契約締結交渉者の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定						
平成29年1月	4	「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」を公表						
	10	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）」を公表						
	11	「決済高度化官民推進会議」（第２回）を開催						
	12	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を開催（熊本）	12	第136回　自動車損害賠償責任保険審議会を開催				
	17	ＮＩＳＡ・ジュニアＮＩＳＡ口座の利用状況に関する調査結果を公表						
	19	顧客本位の業務運営に関する原則（案）を公表	19	第137回　自動車損害賠償責任保険審議会を開催				
	20	株式会社ハナテン役員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達に対する課徴金納付命令の決定	20	「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表			20	第193回国会（通常）召集
	20	株式会社ハナテン役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定						
	20	ワタベウェディング株式会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	23	第６回「金融庁・日本銀行連絡会」を開催						
	25	金融審議会委員の任命	25	「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成８年大蔵省告示第50号）等の一部を改正する件（案）」を公表				
	27	（株）ＳＨＩＦＴ役員による重要事実に係る伝達審判事件の第１回審判期日開催						
	27	「信用金庫法施行令等の一部を改正する政令（案）」を公表						
	31	「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（第１回）を開催	30	貸金業関係資料集の更新を公表				
	31	店頭デリバティブ取引情報を公表	31	適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分について（必要な届出書を提出していない業者）				
	31	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等を公表（期間：平成28年10月1日～同年12月31日）	31	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等を公表				
2月	1	「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」の設置を公表						
	3	クロス・マーケティンググループ株式外１銘柄に係る相場操縦審判事件の第１回審判期日開催	3	平成２８年９月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）を公表				
	3	「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」（第１回）を開催						
	3	株式会社オプトロムに係る四半期報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	3	２０１６年度金融知識普及功績者表彰を公表						
	6	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表						
	6	ＮＩＳＡの日（２月13日）に係る広報活動を公表						
	6	平成28年度 金融仲介の質の向上に向けたシンポジウムを開催日程を公表	8	「金融仲介の改善に向けた検討会議」（第７回）を開催				
	13	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を開催（那覇）						
	14	イラン・イスラム共和国中央銀行（CBI）との銀行監督協力に係る書簡交換を公表						
	14	企業会計審議会第５回会計部会を開催						
	14	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対するパブリックコメントの結果等を公表						
	17	「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（第２回）を開催	16	改正保険業法の施行後の保険代理店における対応状況等を公表				
	17	「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業務の特例等に関する命令」等を公表	17	「主要行等向けの総合的な監督指針」等（案）を公表				
	20	「調達情報メール配信サービス申込みについて」を公表						
	20	企業会計審議会会長及び委員の任命						
	21	「金融トラブルから身を守るためのシンポジウム」を開催（高松）						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	22	第52回金融トラブル連絡調整協議会を開催						
	23	監査法人の処分を公表						
	24	「金融モニタリング有識者会議」（第６回）を開催	24	Wolk Huren Japan株式会社及びシルバーステイ合同会社に対する行政処分				
	24	「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」（第１回）を開催	24	合同会社インフォシップに対する行政処分				
			24	合同会社ワールドステージに対する行政処分				
			24	琉球共栄株式会社に対する行政処分（必要な届出書を提出していない業者）				
			24	適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分（必要な届出書の提出を遅延した業者）				
			24	適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分（連絡が取れない業者）				
	28	ＮＩＳＡ・ジュニアＮＩＳＡ口座の利用状況に関する調査結果（速報値）を公表	27	「年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」を公表				
	28	株式会社IGポート株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定	27	貸金業関係資料集の更新を公表				
3月	2	「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」（第２回）を開催						
	2	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	3	第38回金融審議会総会・第26回金融分科会合同会合を開催						
	3	「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表						
	9	[金融庁・英国FCA共同プレスリリース]日本と英国の金融規制当局が、革新的なFinTech企業を支援するための協力枠組みに関する書簡交換を発表	7	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に対する行政処分				
	9	「ブロックチェーン技術を活用した金融・経済取引等に関する国際的な共同研究について」を公表						
	10	第２回「株式新規上場引受に関する検討会」を開催	10	外国銀行支店の免許				
	13	[金融庁・シンガポールMAS共同プレスリリース]日本・シンガポール、FinTech協力枠組みを構築						
	14	インスペック株式会社株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の決定						
	14	日本海洋掘削株式会社株式ほか44銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定						
	14	ロングライフホールディング株式会社及び株式会社サンワカンパニー社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定						
	14	株式会社クロス・マーケティンググループ株式外１銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定						
	15	「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」（第３回）を開催						

年　月	総務企画局に係る動き	監督局に係る動き	検査局に係る動き	その他内外の動き
	17 金融モニタリング有識者会議報告書を公表	17 信用事業強化計画等の履行状況（平成28事業年度半期）を公表		17～18 G20財務大臣・中央銀行総裁会議(於：ドイツ　バーデン＝バーデン)
		17 経営強化計画等の履行状況（平成28年９月期）を公表		
		17 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況を公表		
	22 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を開催（札幌）			
	22 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（第３回）を開催			
	23 「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」に対するパブリックコメントの結果等を公表			
	24 信用金庫法施行令等の一部を改正する政令（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表	24 保険持株会社に係る認可		
	24 「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」等に対するパブリックコメントの結果等を公表			
	28 「責任ある機関投資家」の諸原則 ≪日本版スチュワードシップ・コード≫ ～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～ （案）を公表	28 経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテストの結果を公表		
	30 「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」（第２回）を開催	28 「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成８年大蔵省告示第50号）等の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表		
	30 「株式新規上場引受に関する検討会」報告書を公表	28 マクベスフィナンシャルステーション株式会社に対する行政処分		

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	30	第３回「株式新規上場引受に関する検討会」を開催	28	ＩＮコンサルティング株式会社に対する行政処分				
	30	「株式新規上場引受に関する検討会」報告書を公表	30	株式会社みんなのクレジットに対する行政処分				
	30	「顧客本位の業務運営に関する原則」の確定について公表	30	貸金業関係資料集の更新を公表				
	31	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令を公表	31	「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正	31	「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正		
	31	「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の確定について公表	31	「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」の改正				
	31	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表	31	「主要行等向けの総合的な監督指針」等（案）に対するパブリックコメントの回答等を公表				
	31	公開買付者との契約締結交渉者による株式会社京王ズホールディングス株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定						
	31	株式会社モルフォ社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定						
	31	旭化成株式会社の子会社の社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定						
	31	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について（平成29年度）を公表						
	31	「租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十三項の規定に基づき内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件等を定める件」を公表						

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	31	ベルギー国立銀行(NBB)との銀行監督協力に係る書簡交換						
4月	1	「金融業の拠点開設サポートデスク」の開設						
	3	監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局開設について～我が国初となるグローバルな金融関係国際機関の本部～	3	外国損害保険業免許を公表				
	5	IFIAR多国間情報交換枠組みへの署名	5	ファンドクリエーション・アール・エム株式会社に対する行政処分				
			7	「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成29年４月改訂版）を公表				
	11	株式会社SHIFT役員による重要事実に係る伝達に対する課徴金納付命令の決定						
	11	株式会社ウェッジホールディングス株式に係る偽計に対する課徴金納付命令の決定						
	14	外国監査法人等の廃業等の届出	14	適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分（連絡が取れない業者）				
	20	公認会計士の懲戒処分	17	株式会社レガリア・フィナンシャルに対する行政処分				
	24	「金融仲介の改善に向けた検討会議」（第８回）を開催	25	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表について				
	28	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表	27	適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分について（必要な届出書を提出していない業者）				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	28	「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（期間：平成29年1月1日～同年３月31日）を公表	28	預金口座の不正利用に係る情報提供件数等を公表				
	28	投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令を公表						
5月			9	商工組合中央金庫に対する行政処分				
	12	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表						
	12	公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者による株式会社アイセイ薬局株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定						
	12	株式会社フュートレック役員からの情報受領者による内部者取引及び重要事実に係る伝達に対する課徴金納付命令の決定						
	12	株式会社フュートレック役員による重要事実に係る伝達に対する課徴金納付命令の決定						
	12	株式会社フォーバル・リアルストレート株式外６銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定						
	16	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」を公表	16	適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分（必要な届出書を提出していない業者）				
	17	「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表						
	25	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等を公表	25	適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分について（必要な届出書を提出していない業者）			26～27	G7首脳会合（タオルミーナ，平成29年5月26日～27日）

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	29	スチュワードシップ・コード（改訂版）の確定	30	貸金業関係資料集の更新を公表				
	31	「金融仲介の改善に向けた検討会議」（第９回）を開催	31	アセットプランニング株式会社に対する行政処分				
	31	「コンテンツ事業に関するＱ＆Ａ」を公表	31	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成29年３月末）				
			31	平成28年熊本地震以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（平成29年３月末）				
6月			2	主要行等の平成29年３月期決算の概要を公表				
			2	地域銀行の平成29年３月期決算の概要を公表				
			2	主要生損保の平成29年３月期決算の概要を公表				
	6	「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等（案）」を公表	2	「仮想通貨交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項の規定に基づき金融庁長官が指定する規則を定める件（案）」を公表				
	8	「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を開催	8	「保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成８年大蔵省告示第４８号）の一部を改正する件（案）」を公表				
	9	（株）デジタルデザイン株式に係る相場操縦審判事件の第１回審判期日開催	9	日本クラウド証券株式会社に対する行政処分				
			9	信用格付業者の関係法人の指定に係る金融庁告示（無登録格付の説明事項に係るグループ指定）の一部改正				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	12	「第９回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催						
	12	NISA口座をお持ちの方へ：「ご利用の金融機関にマイナンバーの告知をお願いします。９月末までの手続きがスムーズです。」の案内						
	13	金融庁行政事業レビュー（公開プロセス）の実施	13	株式会社FIPパートナーズに対する行政処分				
	14	ＮＩＳＡ・ジュニアＮＩＳＡ口座の利用状況に関する調査結果を公表						
	14	「つみたてNISA関係について」を公表						
	16	Prospect Asset Management, Inc.による株式会社トライステージ株式に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定	16	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表				
	16	イーター電機工業株式会社の役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定	16	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について				
	19	第53回金融トラブル連絡調整協議会を開催	19	外国銀行支店の免許を公表			18	第193回国会（通常）閉会
			19	株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可を公表				
			20	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を公表				
	21	「FinTech時代のオンライン取引研究会」の設置	20	適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分（連絡が取れない業者）				
	21	「決済高度化官民推進会議」（第３回）を開催	20	適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分について（必要な届出書の提出を遅延した業者）				
	23	「平成27年度政策評価結果の政策への反映状況」を公表	23	「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）」等を公表				

年　月	総務企画局に係る動き		監督局に係る動き		検査局に係る動き		その他内外の動き	
	23	[金融庁・オーストラリアASIC共同プレスリリース]日本及びオーストラリア間のフィンテックに係る協力枠組みの構築を公表	23	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）を公表				
	26	「監査報告書の透明化」を公表	23	株式会社ＲＩＳＥに対する行政処分				
	26	「第26回 政策評価に関する有識者会議」を開催						
	27	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」に対するパブリックコメントの結果等を公表	28	「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を公表				
	27	「銀行の電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針に関する内閣府令等（案）」に対するパブリックコメントの結果等	28	金融機関における貸付条件の変更等の状況を公表				
	29	証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況を公表	29	貸金業関係資料集の更新を公表				
	30	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等を公表	30	経営健全化計画の履行状況報告を公表				
	30	外国口座管理機関に関する手続きを公表	30	経営強化計画の変更承認について				
	30	認可法人の役職員の給与水準を公表	30	認可法人の役職員の給与水準を公表				
			30	金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第３の柱に関する告示及び監督指針の一部改正（案）を公表				

巻末資料２

最近の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
28 年 192 国会 （臨時）	金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律	金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、その目的に重要な役割を有する時限措置（金融機能強化法に基づく金融機関等の資本の増強に関する措置、株式保有制限法に基づく銀行等保有株式取得機構による銀行等からの株式等の買取りに関する措置及び保険業法に基づく生命保険契約者保護機構に対する政府補助に関する措置等）について、期限を５年間延長したもの。	28.12.２	28.12.２
29 年 193 国会 （常会）	金融商品取引法の一部を改正する法律	情報通信技術の進展等の我が国の金融・資本市場をめぐる環境変化に対応するため、株式等の高速取引に関する法制の整備、金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化、上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備等の措置を講ずるもの。	29.５.24	公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日。
29 年 193 国会 （常会）	銀行法等の一部を改正する法律	情報通信技術の急速な進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連 IT 企業等との適切な連携・協働を推進するとともに利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講ずるもの。	29.６.２	公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日（一部の規定を除く）。

巻末資料３

この１年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（平成 28 事務年度）

主要行等向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
28 年７月 27 日 （28 年 10 月１日適用）	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28 年８月８日 （29 年４月１日適用）	秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正
28 年９月９日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29 年３月 23 日 （29 年４月１日適用）	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29 年３月 24 日 （29 年４月１日適用）	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正
29 年３月 31 日 （29 年５月 30 日適用）	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正
29 年３月 31 日 （29 年４月１日適用）	カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
28 年７月 27 日 （28 年 10 月１日適用）	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28 年８月８日 （29 年４月１日適用）	秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正
28 年９月９日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29 年３月 23 日 （29 年４月１日適用）	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29 年３月 24 日 （29 年４月１日適用）	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正
29 年３月 31 日 （29 年５月 30 日適用）	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

信託会社等に関する総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
28 年７月 27 日 （28 年 10 月１日適用）	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28 年９月９日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29 年３月 23 日 （29 年４月１日適用）	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29 年３月 31 日 （29 年５月 30 日適用）	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

保険会社向けの総合的な監督指針

公表日	改　正・策　定　内　容
28 年７月 27 日 （28 年 10 月１日適用）	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28 年８月８日 （29 年４月１日適用）	秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正
28 年９月９日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29 年３月 23 日 （29 年４月１日適用）	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
28 年３月 31 日 （29 年５月 30 日適用）	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

少額短期保険業者向けの監督指針

公表日	改　正・策　定　内　容
28 年７月 27 日 （28 年 10 月１日適用）	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28 年８月 12 日	少額短期保険業者または保険募集人に係る不祥事件等に関する監督上の対応に係る改正
28 年９月９日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29 年３月 23 日 （29 年４月１日適用）	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
28 年３月 31 日 （29 年５月 30 日適用）	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
28 年８月 12 日	認可特定保険業者または保険募集人に係る不祥事件等に関する監督上の対応に係る改正
28 年９月９日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29 年３月 23 日 （29 年４月１日適用）	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
28 年３月 31 日 （29 年５月 30 日適用）	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
28 年７月 27 日 （28 年 10 月１日適用）	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28 年８月８日 （29 年４月１日適用）	秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正
28 年９月９日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29 年３月 23 日 （29 年４月１日適用）	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29 年３月 31 日 （29 年４月１日適用）	カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正
29 年３月 31 日 （29 年５月 30 日適用）	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

29 年６月 16 日	適格機関投資家等特例業務届出者に係る改正

貸金業者向けの総合的な監督指針

公表日	改　正・策　定　内　容
28 年７月 27 日 （28 年 10 月１日適用）	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28 年９月９日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29 年３月 23 日 （29 年４月１日適用）	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29 年３月 24 日 （29 年４月１日適用）	「貸金業法施行令の一部を改正する政令」等の施行に係る改正
29 年３月 31 日 （29 年５月 30 日適用）	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

事務ガイドライン　第三分冊：金融会社関係

公表日	改　正・策　定　内　容
28 年７月 27 日 （28 年 10 月１日適用）	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28 年８月４日	サーバ型前払式支払手段を悪用した架空請求等詐欺被害への対応等に係る改正
28 年９月９日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29 年３月 23 日 （29 年４月１日適用）	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正

29 年３月 24 日 （29 年４月１日適用）	仮想通貨交換業者関係事務ガイドラインの策定 「資金決済に関する法律」等の改正（29 年４月１日施行）に伴う改正 （前払式支払手段発行者関係、資金移動業者関係）
29 年３月 31 日 （29 年５月 30 日適用）	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

系統金融機関等向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
28 年７月 27 日 （28 年 10 月１日適用）	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
28 年９月９日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29 年３月 24 日 （29 年４月１日適用）	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29 年３月 24 日 （29 年４月１日適用）	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正
29 年３月 31 日 （29 年４月１日適用）	カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正
29 年５月 30 日 （29 年５月 30 日適用）	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

漁協系統信用事業における総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
28 年７月 27 日 （28 年 10 月１日適用）	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正

28 年９月９日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正
29 年３月 24 日 （29 年４月１日適用）	金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正
29 年３月 24 日 （29 年４月１日適用）	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正
29 年５月 30 日 （29 年５月 30 日適用）	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正

指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
28 年９月９日	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（28 年４月１日施行）等に伴う改正
29 年３月 31 日 （29 年５月 30 日適用）	「個人情報の保護に関する法律」の改正（29 年５月 30 日施行）等に伴う改正

金融庁の所在地等

平成 29 年６月 30 日現在

金融庁

〒100－8967　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

証券取引等監視委員会

〒100－8922　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

公認会計士・監査審査会

〒100－8905　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

（地下鉄）

- 丸ノ内線・千代田線「霞ヶ関」駅又は「国会議事堂前」駅で下車徒歩５分
- 日比谷線「霞ヶ関」駅で下車徒歩５分
- 銀座線「虎ノ門」駅で下車徒歩５分

http://www.fsa.go.jp/

Financial Services Agency